

平成28年3月

関西大学審査学位論文

墓制から見た「律令国家」

渡 邊 邦 雄

# 目次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 序章                                |     |
| 第1節 「律令国家」と墓制                     | 1   |
| 第2節 本論の構成と目的                      | 6   |
| 第1章 問題の所在—8・9世紀の古墳儀礼と墓制—          | 13  |
| 第2章 「律令国家」形成期の墓制                  |     |
| 第1節 群集墳の終焉過程                      | 61  |
| 第2節 天武・持統朝の墓制と高松塚古墳の年代論           | 84  |
| 第3節 畿内周縁部の墓制—丹後の横穴墓と播磨西脇古墳群を例にして— | 118 |
| 第4節 畿内における古墳の終焉状況                 | 159 |
| 第3章 「律令期」墓制のスタンダード                |     |
| 第1節 火葬墓の動向                        | 175 |
| 第2節 土葬墓の動向                        | 226 |
| 第3節 古墳再利用の動向                      | 258 |
| 第4章 墓制から見た「律令国家」の終焉               |     |
| 第1節 古代の集団墓                        | 289 |
| 第2節 葬制の変化—土葬と火葬—                  | 322 |
| 第3節 「律令国家」的墓制の終焉                  | 342 |
| 第5章 「律令期」墓制の変遷                    |     |
| 第1節 主要史料からみた墓制の変遷                 | 353 |
| 第2節 8・9世紀の墓制の変遷                   | 381 |
| 結章                                |     |
| 第1節 各章のまとめと課題                     | 405 |
| 第2節 「律令国家」を理解するための概念の整理           | 407 |
| 第3節 墓制から見た「律令国家」像                 | 410 |
| 第4節 「律令国家」とは何か                    | 412 |
| 初出一覧                              | 421 |

## 挿図目次

|      |                        |     |
|------|------------------------|-----|
| 図 1  | 古墳再利用分布図               | 46  |
| 図 2  | 古墳再利用数の変遷              | 47  |
| 図 3  | 古墳再利用出土遺物組成            | 47  |
| 図 4  | 中山 1 号墳周辺の土壙墓          | 48  |
| 図 5  | 尼塚 5 号墳の横穴式石室          | 48  |
| 図 6  | 能峠 1 号墳の再利用木棺          | 48  |
| 図 7  | 考古墳の墳丘祭祀               | 48  |
| 図 8  | 龍王山古墳群 E-20 号墳羨道出土の鉄板  | 48  |
| 図 9  | 上人ヶ平古墳群における再利用         | 49  |
| 図 10 | 高川 2 号墳の古墳再利用          | 49  |
| 図 11 | 古墳再利用の各類型の消長           | 49  |
| 図 12 | 後野円山古墳群分布図             | 49  |
| 図 13 | 田辺墳墓群                  | 49  |
| 図 14 | 雲雀山東尾根 A 支群分布図         | 77  |
| 図 15 | 塚穴古墳群分布図               | 77  |
| 図 16 | 下山 1 号墳の墳丘             | 78  |
| 図 17 | 醍醐古墳群分布図               | 78  |
| 図 18 | 田辺古墳群分布図               | 78  |
| 図 19 | 来栖山南古墳群分布図             | 79  |
| 図 20 | 西脇古墳群分布図               | 79  |
| 図 21 | 平田古墳群                  | 80  |
| 図 22 | 石光山古墳群における土壙墓          | 80  |
| 図 23 | 群集墳の終焉パターン（概念図）        | 80  |
| 図 24 | 白木古墳の主体部               | 108 |
| 図 25 | 飛鳥 IV 型式器の火葬墓：久米ジカミ子古墓 | 108 |
| 図 26 | 伽山古墓                   | 108 |
| 図 27 | シシヨツカ古墳の石室             | 108 |
| 図 28 | 横口式石槨の変遷               | 109 |
| 図 29 | マルコ山タイプの石槨断面図          | 108 |
| 図 30 | 高松塚の立地                 | 109 |
| 図 31 | 中尾山古墳の外観復元図            | 109 |
| 図 32 | 西脇古墳群の列石               | 139 |
| 図 33 | 墳丘規模と列石の関係             | 139 |
| 図 34 | 内部構造と列石の関係             | 140 |
| 図 35 | A 支群の支群構造              | 140 |
| 図 36 | B 支群の支群構造              | 141 |
| 図 37 | C 支群の支群構造              | 141 |

|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 図 38 | D支群の支群構造                      | 142 |
| 図 39 | 横穴墓の時期別変遷                     | 142 |
| 図 40 | 横穴墓出土須恵器の組成比較                 | 143 |
| 図 41 | 横穴墓テラス状施設遺物出土状況               | 143 |
| 図 42 | 横穴墓前庭部出土須恵器組成の時期別変遷           | 143 |
| 図 43 | 丹後横穴墓前庭部出土須恵器組成の時期別変遷         | 144 |
| 図 44 | 横穴墓の前庭部の類型                    | 144 |
| 図 45 | 横穴墓前庭部構造の消長                   | 145 |
| 図 46 | 大田鼻横穴墓群分布図                    | 145 |
| 図 47 | 旭塚古墳の石室                       | 173 |
| 図 48 | 各地域における古墳の終焉状況                | 173 |
| 図 49 | 畿内の四至                         | 173 |
| 図 50 | 葬法別造墓数の変遷                     | 192 |
| 図 51 | 烏戸野陵の低墳丘墓                     | 192 |
| 図 52 | 類型別遺物保有状況                     | 193 |
| 図 53 | 副葬品を複数有する火葬墓：高山火葬墓            | 193 |
| 図 54 | 杵掛古墓                          | 237 |
| 図 55 | 副葬品を有する土器棺墓：橋波口古墓             | 237 |
| 図 56 | 密集土壙墓（宮田遺跡）                   | 237 |
| 図 57 | 墳墓別出土遺物組成                     | 238 |
| 図 58 | 墳墓別出土遺物組成（須恵器）                | 238 |
| 図 59 | 墳墓別出土遺物組成（土師器）                | 238 |
| 図 60 | 木棺墓の副葬品の種類                    | 239 |
| 図 61 | 火葬墓出土の水晶玉（平城京右京一条四坊六坪 SX1075） | 239 |
| 図 62 | 木棺直葬タイプの木棺墓：一ノ谷古墓             | 239 |
| 図 63 | 木棺墓の規模                        | 239 |
| 図 64 | 木棺墓の主軸方位                      | 240 |
| 図 65 | 平吉木棺墓                         | 240 |
| 図 66 | 西野山木棺墓                        | 240 |
| 図 67 | 池上木棺墓における鏡の出土状況               | 240 |
| 図 68 | 安祥寺木棺墓                        | 241 |
| 図 69 | 古墳周辺に立地する大和の木棺墓の一例：イノヲク木棺墓    | 241 |
| 図 70 | 古曾部古墳骨蔵器出土状況                  | 278 |
| 図 71 | 墳墓別遺物の伴出率                     | 278 |
| 図 72 | 広沢古墳遺物出土状況                    | 278 |
| 図 73 | 終末期古墳と火葬墓が隣接する例（田須谷古墓群）       | 278 |
| 図 74 | 群集火葬墓の例（玉手山古墓群）               | 279 |
| 図 75 | 古墳の墳丘より出土した骨蔵器：心音寺山古墳         | 279 |
| 図 76 | 畿内における8～9世紀の墓制の変遷             | 279 |
| 図 77 | 8・9世紀の古墓群の分布                  | 313 |



|       |                               |     |
|-------|-------------------------------|-----|
| 図 78  | 大坂城古墓群                        | 313 |
| 図 79  | 高井田古墓群                        | 314 |
| 図 80  | 玉手山古墓群                        | 314 |
| 図 81  | 立部古墳群跡古墓群                     | 315 |
| 図 82  | 土師ノ里古墓群                       | 315 |
| 図 83  | 寛弘寺古墓群分布図                     | 316 |
| 図 84  | 飛火野古墓群                        | 317 |
| 図 85  | 西山古墓群                         | 317 |
| 図 86  | 西山木棺墓                         | 318 |
| 図 87  | 白川古墓群                         | 318 |
| 図 88  | 高安山古墓群                        | 319 |
| 図 89  | 東中谷古墓群                        | 319 |
| 図 90  | 三ツ塚古墓群                        | 319 |
| 図 91  | 墓尾古墳群隣接地古墓群                   | 339 |
| 図 92  | 東山古墓群                         | 339 |
| 図 93  | 長岡京古墓群                        | 339 |
| 図 94  | 古墓群の葬法の変遷                     | 340 |
| 図 95  | 火葬墓の類型別遺物組成                   | 340 |
| 図 96  | 木棺墓と火葬墓における出土遺物の組成            | 341 |
| 図 97  | 時期別木棺墓・火葬墓出土遺物の組成             | 341 |
| 図 98  | 三ツ塚古墓群木棺墓 1                   | 352 |
| 図 99  | 三ツ塚古墓群火葬墓 1                   | 352 |
| 図 100 | 平安京右京三条三坊 S X 46 の木棺墓         | 352 |
| 図 101 | リミネール儀礼概念図                    | 352 |
| 図 102 | 8・9世紀の葬法の変遷（模式図）              | 404 |
| 図 103 | 律令期の墓制の概念図                    | 404 |
| 図 104 | 律令制下の地方制度（樹状図）                | 420 |
| 図 105 | ナッシュ均衡としての律令制下の地方制度（同時ゲームの場合） | 420 |
| 図 106 | 均衡の要約表現と共有予想としての「律令制度」        | 420 |

## 表目次

|      |                            |     |
|------|----------------------------|-----|
| 表 1  | 8・9世紀における古墳再利用一覧（墳墓以外の再利用） | 50  |
| 表 2  | 古墳再利用遺物出土状況一覧              | 58  |
| 表 3  | 地鎮を中心とする祭祀遺構一覧             | 59  |
| 表 4  | 都城における律令祭祀遺物の出現頻度          | 60  |
| 表 5  | 群集墳における墳形の変遷               | 81  |
| 表 6  | 寛弘寺古墳群墳形一覧                 | 82  |
| 表 7  | 群集墳における主体部の変遷              | 83  |
| 表 8  | 飛鳥Ⅳ～平城Ⅱ型式器の墳墓一覧            | 110 |
| 表 9  | 高松塚古墳の築造年代                 | 117 |
| 表 10 | 西脇古墳群における支群別・類型別列石の保有状況    | 145 |
| 表 11 | 西脇古墳群の時期区分私案               | 146 |
| 表 12 | 支群ごとの列石の時期別変遷              | 146 |
| 表 13 | 支群ごとの造墓集団の経営状況             | 147 |
| 表 14 | 横穴墓一覧                      | 148 |
| 表 15 | 横穴前庭部の遺物出土状況               | 158 |
| 表 16 | 8・9世紀の火葬墓一覧                | 194 |
| 表 17 | 火葬墓の構成要素の変遷表               | 221 |
| 表 18 | 骨蔵器の変遷                     | 222 |
| 表 19 | 墳墓別出土遺物一覧（土器を除く）           | 222 |
| 表 20 | 火葬墓における土器の出土状況             | 223 |
| 表 21 | 火葬墓における遺物出土状況              | 225 |
| 表 22 | 8・9世紀における木棺墓一覧             | 242 |
| 表 23 | 木棺諸の構成要素変遷表                | 247 |
| 表 24 | 木棺墓の主体部構造の変遷               | 247 |
| 表 25 | 8・9世紀における古墓一覧（土壙墓・土器棺墓ほか）  | 248 |
| 表 26 | 土壙墓・土器棺墓の構成要素変遷表           | 255 |
| 表 27 | 木棺墓における遺物出土状況              | 256 |
| 表 28 | 木棺墓棺内遺物の出土状況               | 257 |
| 表 29 | 8・9世紀における墳墓としての古墳再利用一覧     | 280 |
| 表 30 | 再利用火葬墓の構成要素変遷表             | 286 |
| 表 31 | 再利用木棺墓の構成要素変遷表             | 287 |
| 表 32 | 墳墓別遺物の伴出率                  | 287 |
| 表 33 | 畿内における8・9世紀の主要集団墓の変遷       | 320 |
| 表 34 | 三ツ塚古墓群の変遷                  | 320 |
| 表 35 | 畿内における8・9世紀の主要集団墓の特性       | 320 |
| 表 36 | 骨蔵器の種類からみた玉手山古墓群の築造系譜（案）   | 321 |
| 表 37 | 高井田古墓群の変遷                  | 321 |

|      |                          |     |
|------|--------------------------|-----|
| 表 38 | 玉手山古墓群の変遷                | 321 |
| 表 39 | 史料にみる葬法の変遷               | 379 |
| 表 40 | 天皇・貴族の喪葬一覧               | 380 |
| 表 41 | 畿内とその周辺における 8・9 世紀の墓制の変遷 | 404 |

# 序章

## 第1節 「律令国家」と墓制

大宝元年（701）、大宝律令の発布にともない、日本は新たな歴史の道を歩み始めた。このような中央集権国家の成立は、畿内を中心とする地域の特権階級勢力が押し進めたことであり、その頂点には天皇が君臨していた。

「律令国家」が畿内豪族連合なのか、天皇制国家なのかという古代国家の性格付けは、律令制研究史上の大きな論題であり、その国家像の解明こそが本論の目的の一つでもある。しかし、文献史家をはじめとする先学諸氏による膨大な「律令」研究の歩みの中で文化史的な視点からの研究があまり重視されてこなかったことは否めないであろう。

かつて、マルクスによって弁証法的な歴史観が提唱されるにともない、文化は政治を規定する要素にはなり得ないとされ、その歴史的意義は必要以上に貶められてきたのではないだろうか。すなわち、経済を社会の下部構造と見なし、儀礼などの宗教的な上部構造は下部構造によって規定されるというものである（設楽 2008、p4）。

しかし、近年、構造主義的な歴史観が注目を集めつつある中で、「儀礼」という行為が人間の行動を決定付ける上で大きな役割を果たしていたことが強調されるようになり、文化人類学的、民俗学的な研究成果を踏まえた歴史叙述が目につくようになってきた<sup>1</sup>。

本論で取り上げる葬送儀礼はいうまでもなく文化的な儀礼行為である。文化人類学の成果を援用すれば、リミナリティを伴う儀礼行為は単なる文化的な行動には限定されないし、社会は政治的な意味合いを持っていたはずである<sup>2</sup>。

本論で検討するのは、まさに当時の葬送儀礼や墓制が社会において果たしたであろう政治的な意義を究明することにある。葬儀とは集団的、社会的に死者を追悼する儀式・儀礼であり、集団的な記憶を再構成し形成する文化装置である（嶋根 2005）。ゲーム理論に従うと儀式のような文化的な行為を理解するには、共通知識の生成を考慮する必要があることからすれば（マイケル・S-Y. チウエ 2003、p102）、一定の地域内で一定の規範に基づいた葬送儀礼が執行されている場合、その背景にはこのような共通知識を生成する何らかの権威の存在を想定せざるを得ないのではないか。筆者は本論において、このような視点から歴史叙述を始めたいと思う。

言うまでもないことだが、葬送儀礼や墓制の在り方が社会・文化史にとどまらず、政治的に大きな意味を持つと考え、墳墓そのものを検討対象として歴史像を再現する試みは、いわゆる古墳時代の研究では特に吟味されることなく前提条件として用いられており、膨大な研究成果が積み重ねられてきた。しかし、文武4年(700)3月10日に僧道昭が栗原において茶毘に付されると、それ以降古墳の造営は急速に鳴りを潜めていった。その結果、後代の研究者の多くは墳墓の造営行為自体に政治性・社会性はほとんど反映されなくなると考えるようになったようだ。8世紀以降の墓制の研究も墳墓そのものが研究対象となり、骨蔵器の型式分類や墓誌の研究が長年にわたって研究史の主流となったのである。

このような古代墳墓の研究史について、筆者は以下のように述べたことがある。

「研究史を振り返ると、古墳の終焉から古代墳墓の成立に至る研究方法には概ね以下の3つの視座があることに気づく。まず、当該時期の墓制を政治性や経済的側面から理解しようとする、いわば『古墳』の立場からの研究、それに対して当時の習俗や死生観を重視し、当該時期の墓制が政治性から脱却していることに注目する『中世墓』と同様の視点からの研究、そして、文献史学や人類学、民俗学などの隣接する関係分野からの研究である。このうち、筆者は政治性や経済的側面に着目して研究する立場に立つが、当該時期の古墓研究の動静をこれら3つに色分けすることは単純な作業ではない。(中略)しかし、律令体制の整備・完成に伴って、墓制に体现されるイデオロギーや役割が大きく変化したことだけは間違いあるまい」(渡邊 2009、p98)。

少し引用が長くなってしまったが、奈良～平安時代前期という200年あまりの歳月の中で、社会の在り方が変われば、他界観やそれに伴う葬送儀礼の在り方も何らかの影響を受けたはずであり、変化していったことは容易に想像できよう。つまり、社会の変化が当該時期の墓制の在り方にある程度反映されていたはずだというのが本論の立場である。

それが認められるのであれば、8～9世紀の古代墳墓の分析を通して得られた成果を基に、奈良・平安期の政治や社会の在り方についても些少ではあるが、私見を述べることは許されよう。コジェーヴの言葉を借りれば、「実際に生起した出来事は物語行為を通じて人間的時間の中に組み込まれることによって、歴史的出来事としての意味をもちうる」(野家 2005、p9)、つまり、歴史は物語られなければならないのである。

さて、奈良時代から平安時代前期にかけての時期の政治の在り方は「律令国家」や律令制度という言葉で表現されることが一般的である。墓制の検討を通して、奈良・平安期の政治の在り方について語るということは、筆者自身が「律令国家」という概念をどのように理解しているかという問いかけに答える行為に他ならない。

ここで「律令国家」、律令制度に関する研究史を簡単に概観したいと思うが、大津透氏の言葉を借りれば、律令制とは官僚制・文書行政と戸籍計帳・班田収授法・租庸調が代名詞である(大津 2013 a、p28)。律令制に関する研究は、旧唐律令との比較をはじめ、官人制、税制、軍制など様々な分野から深化が進められているが、特に、近年北宋天聖令の写本が発見されたことから日唐律令比較が盛んに行われている<sup>3</sup>。もちろん、律令制の研究はそれ自体が膨大な研究史を有しており、先学諸氏の業績をとりまとめるだけで一書を成すことはいうまでもない。しかし、それらの作業は筆者の手に余ることであり、紙幅の関係もあるので、ここでは本書の内容に関わるテーマのみを取り上げ、研究史上の整理と今後の課題・問題点についてまとめておきたい<sup>4</sup>。

「律令国家」とは何かについて再び大津氏の言葉に耳を傾けてみよう。「隋唐の国制を全面的に継受して成立した日本の古代国家を律令国家とよび、その国制を律令制とよぶことは、一般化している。それは七世紀後半から八世紀の国家のなかで律令がきわめて大きな役割を果たしたからである」(大津 2013 a、p45)。

このような捉え方は多くの論者に共通するもので、例えば、大隅清陽氏も「唐における律令格式の機能分担や、礼と法の二元的構造を欠いていた八世紀初頭の日本では、国制の枠組みは律令のみに一元的に規定されており」(大隅 2011b、p19)、「日本の天皇権力は、中国のように専制的な君臣秩序を構築することはできず、伝統的な貴族制・身分制を基本的に承認しつつ、それを独自の礼的秩序に再編することを通じて、初めて自らの権力を拡

大することができた」と考えられている（大隅 2011b、p199）。そして、日本の古代国家における律令の比重は唐に比べて著しく高く、より固定的な規範として考えられていたことから、「日本の古代国家は、まさに律令国家として成立した」という（大隅 2011b、p248）。

さて、「律令国家」の歴史的性格をめぐる議論の中で、「律令国家」像は大きく二つの類型に区分することができる。いわゆる天皇権力の絶対化による専制国家論と、貴族制的要素を重視する畿内政権論である（仁藤 1991）。

専制国家論は、石母田正氏が『日本の古代国家』（石母田 1971）において、「天皇大権」を具体的に示し、「専制権力論」として提起したことに画期性が認められ、「東洋的専制国家」の類型に属する「日本型」と指摘した（荒木 2013 より引用、p286）。そして、その後の研究の進展に伴い、「在地と各氏族との個別的な結合が、天皇に一元化された画期として七世紀後半の国家成立期を重視し、前代との断絶性を強調」しており、「日本古代社会の実態に制約されて」、律令の継受と改変がなされたと考えられている（仁藤 2002、p83）。

一方、畿内政権論は関晃氏が昭和 27 年（1952）に提唱して以来（関 1952）、早川庄八氏（早川 1986）や吉田孝氏（吉田 1983）などによって継承された。「律令国家」は伝統的な畿内豪族層が五位以上の官人となり、天皇のもとに太政官を中心に集結して、地方の畿外豪族を支配しているのが本質で、それ以前の大和政権の在り方を継承している（大津 2013 a）というものであるが、早川氏は、「律令制は隋唐帝国の成立とその圧迫に対抗するため、先進的な畿内勢力が『先取り』的に摂取した国内権力強化のための統治技術（青写真）にすぎない」（伊藤 2008 より引用、p16）と考えた。吉田孝氏は、石母田氏が提唱された、「律令制の郡司に制度化されている国造以来の在地首長による共同体支配が、古代国家の第一次的生産関係であり、天皇対公民は二次的生産関係に過ぎないとする」在地首長制論を取り込みながら（大津編 2011 より引用、p185）、律令制国家二元論を主張した。すなわち、「律令制国家を井上光貞氏にしたがい、中国的な『律令制』とヤマト王権に由来する『氏族制』との二重構造として理解」（伊藤 2008 より引用、p17）するものである。

近年では大津透氏によって、畿内と畿外では律令制下の諸負担や人民支配の性格が異なっており、畿外では在地首長に依存する形で人民支配が行われているが、畿内では在地首長によらず国家が民衆を直接把握していたという主張がなされた（大津 1993）。畿内と畿外を異質な社会・地域とする二分論（伊藤 2008 より引用、p21）であるが、天皇の支配権あるいは「律令国家」の権力は全国一律に及んでいた訳ではなく、実質的に強力に支配していたのは畿内のみであり、畿外はそれぞれの国造の領土であったという。また、古代天皇制についても、「律令に規定される天皇制とは、大化前代あるいは古墳時代以来の固有なあり方、氏姓制度のあり方を継承している」（大津 1999、p226）と考えられた。

大津氏の主張に対しては、律令負担体系の面における畿内と畿外の相違はさほど顕著なものではなかったという西本昌弘氏の指摘をはじめ、多くの論者によって緻密な反証がなされており、「石母田正氏の在地首長制を畿外にのみ適応するという修正案」（西本 1997、p104）はそのままでは受け入れにくいとするのが実情であろう。

仁藤敦史氏は近年の論争を「専制国家論そのものの当否ではなく、専制国家論の内実をめぐる議論に変化しており、『畿内政権論』を前提とした専制国家論というものが、成り立ちうるか否かをめぐる議論になっている」（仁藤 1991、p7・8）と評価している。特に、吉川真司氏は、唐における二種の「議」を分析した結果に基づき、日本における律令制下の

貴族などの太政官制（合議制）は君主権の一部とみなすべきであり、二者択一式で性格を論議すべきではないと主張された（吉川 1988）。

以上、「律令国家」像をめぐる研究史を概観したが、律令制下の天皇は「国家の権力の一つの権力の形態としての専制君主であり、国家の機構たる太政官の規制を受けながら、太政官の上に君臨する独自の専制権力であった」（大町 1991、p241）とする大町氏の意見に筆者は従いたい。日本の律令制が模範とした中国においては、天命思想から派生した中華思想と王土王民思想を基礎として政治体制がかたちづくられ、専制君主制という形態をとることになるが、その中国において律令法とは専制君主制を維持し、これを強化するための法であった。当然のことながら律令を継受した日本においても政治形態は専制君主制をとり、天命思想が内部に生き続けた（早川 1987）。また、佐藤宗諄氏が示したように、「有力官僚が律令以前からの独自の氏族的基礎の上に立脚していたとしても、それはあくまで右（ママ）の君主制を、補強・維持するための官僚の地位を越えることはできなかった」ことから（佐藤 1977、p 376）、畿内貴族勢力を過大評価すべきではない。このような「律令国家」像を墓制から読み解くことも本論の大きな目的と考えている。

もちろん、「律令国家」の性格以外にも律令制をめぐる議論は盛んであり、律令制度そのものの歴史的変遷についても検討が進められ、各段階の意義付けが図られている。例えば、吉田孝氏の一連の論考は律令制の発展を考えていくうえで多くの示唆に富むものである。「律令国家は、天皇を首長とする畿内豪族政権が地方豪族を支配する体制であったが、個々の畿内豪族は天皇を首長とする統一体を媒介することによってのみ、地方豪族を支配することができた」（吉田 1983、p 414）という畿内政権論の立場からの評価であるが、「天平時代は、記紀神話によってその正当性（および正統性）が裏づけられていた天皇から、仏法によって王法が裏づけられる天皇へと転換する、一つの大きな画期であった」（吉田 1983、p 426）という指摘に続き、従来は律令支配の衰退と捉えられていた墾田永年私財法を、それまで十分に把握できなかった未墾地と新墾田を支配体制の中に取り込むことができるようになったと評価し、律令制の衰退ではなく、律令制がより一層深化したと位置づけられたことは重要な指摘である。

中国で生まれた本来の律令制では律、令、格、式という四種類の法典が必要であり、さらに法を根拠づけるために、儒教的な道德観・社会観からなる礼が必要とされたが、中央集権国家の樹立を急いだ当時の日本は律令のみを継受した。「律令国家」形成過程に関する研究も膨大な研究史を有しており、この間の事情は大津透 2013 b をはじめ註 4 で引用した文献などを参照していただきたい<sup>5</sup>。

大隅清陽氏に拠れば、「八世紀中葉から九世紀中葉にかけての時期は、それまでの律令に加えて、礼制を中心とする中国国制が積極的に継受された日本律令国家の新たな段階」（大隅 2011a、p84）であるが<sup>6</sup>、「法典完備という点を重視するならば、日本の律令制の完成期は格式が整えられた平安時代前半に求められなければならない」（榎本 2011、p6）とする意見もある。また、貞観 13 年（871）の天皇の服喪をめぐる当時の学者の議論を踏まえ、唐礼が日本貴族社会での儀礼の規範として定着していたことから、日本的な礼の成立を 9 世紀中葉に求める説もある（大津 1997）。つまり、「律令国家」論を検討する場合、前述の吉田氏の論考のように、それぞれの時期の歴史的段階に応じた意義付けを明確にしたうえで議論する必要があることは言うまでもない。筆者は本論において 7 世紀後半から 10

世紀初頭頃までの墓制の変遷過程を検証していくが、このような政治史の変遷を墓制の動向から跡づけることができるかどうかにも大きな課題である。

以上の研究史からも窺えるように、「律令国家」とは何かという近年の議論は、「律令国家」は天皇専制国家なのか、貴族合議制に基づく畿内政権なのかという二者択一的な議論から大きく様変わりしているが、「律令国家」を法に基づいて運営されている国家と定義した場合、律令という法が厳格な実行力を伴って施行された範囲、つまり、「律令国家」の領域についても検討する必要が生じてこよう。

ここまで「律令国家」という言葉を特に吟味することなく使用してきたが、ここで、小路田泰直氏の言葉に耳を傾けてみたいと思う。「我々がふつう律令国家と呼んでいる古代国家もまた、『愚管抄』的言説に媒介された中世国家と同様、『日本書紀』的言説に媒介された一種の『想像の共同体』であった」（小路田 2002、p222）というものだ。もし、小路田氏の言葉が的を射ているのであれば、当時の日本の国制を「律令国家」という言葉のみで表すことの是非も問われなければならないし、従来の「律令国家」像とは全く違った国家像を描き出すことも可能なのではないだろうか。そういう意味では吉田一彦氏の一連の論考は従来の国家像を見直す上で大きな示唆を与えてくれるものである。

「奈良時代において、律は全くと言ってよいほど実施されておらず、律の規定とは異なる刑罰が科せられていた」（吉田 2006、p221）、「古代国家を規定するものは何かについて、律令があって、それに基づいて天皇が存在するということではなく、天皇制が開始されたので律令が作られた」（吉田 2006、p227）、「法に基づいて、国家による『個別人身支配』がなされたのではなく、実際には地域の有力者を通じて間接的な支配が行われた」（吉田 2006、p225）など、古代社会と律令の関係を律令の実施状況や『日本霊異記』に描かれた多様な社会の在り方、実際の庶民の生活を題材に検討し、「古代国家にとって律令は全面的というよりむしろ部分的なものにすぎず、この国家を根底で規定するものとはみなしがたいこと」（吉田 2008、p28）を主張された。氏の結論自体は「律令制の成立、律令国家の成立という視角からではなく、天皇制度の成立、天皇制国家の成立という視角から捉えるべきだ」というものであるが（吉田 2006、p39）、従来の「律令国家」論が権力の主体のありかを巡る議論に終始したのに対して、吉田氏の視点は律令そのものの実行力の有無についての議論であり、その当否も含めて、傾聴に値する論点を含んでいると思う。

このような「律令国家」の支配力の実体、律令の有用性については、土器流通論や木簡荷札の分析など考古学の面からも律令支配が地方に浸透していたと考える意見が大勢を占めるが、吉田氏のように律令政府の支配機構、個別人身支配は必ずしも国土の隅々にまで及んでいなかったという評価もある。同様に、「木簡などの出土文字資料をはじめとする考古学的成果を積極的に評価するなかで」、「律令国家」による中央集権的支配体制に替わる、律令体制下の地方豪族の実像に迫る試みも提案されている（平川 1999）。

本論の目的の一つは、国家的強力を背景に実際に律令政府が全国支配を進めていったのか、律令支配を受け入れたのは地方（在地勢力）の自主性、自律的意思であり、それゆえ在地の事情により、不必要な要素は受け入れられない、あるいは途中で止めることが起こり得たのかどうかなどを、考古資料の分析に基づいて検証することにある。

さて、墓制という考古資料に基づいて検討を進める場合、検討対象となった墳墓の築造年代をどういう手続きによって比定するかという看過できない問題がある。一般的に用い



られる築造年代比定の根拠は墳墓に伴う出土遺物、特に須恵器や土師器などの土器編年に基づくものであろう。火葬墓の場合はこれ以外にも骨蔵器の材質や型式編年、出土銭貨の鑄造年代なども参考資料となる。しかし、火葬墓をはじめとする古代墳墓の場合、明確な意味での副葬品を伴わないことも多く、一片の土器だけで築造年代の根拠とするには余りにも心許ないことも事実である。

また、土器編年自体についても先学諸氏による様々な論考が提出されており、その年代観にはまだまだ検討の余地が残されている。本来ならば筆者自身の土器編年に対する姿勢を明らかにした上で、このような作業に臨むべきであるが、残念ながら現状の筆者にはそのような余力はない。よって、本論で取り上げた古代墳墓の築造年代は原則として報告書等引用文献記載の年代観をもとにした。ただ、一部の資料では筆者の年代観に従い報告書記載の年代を改めたものもある。なお、当該時期の土器編年については註7に取りまとめた文献を参照した。

以上、近年の律令制研究の動向を示したうえで、本論の目的について述べてきたが、次節では本論各章の具体的な内容と目的について概説したい。

なお、本論では葬制と墓制という言葉を用いた。葬制とは土葬や火葬などの遺体処理に関わる儀礼、墓制は墳墓の構造や副葬品の内容など、墓を造る方法・制度というものである。例えば、古墳の葬制は土葬であるが、墓制としては大規模な墳丘を有する高塚墳墓であり、墳形・墳丘規模・副葬品などの在り方が階層性と顕著に結び付いたものといえよう。

## 第2節 本論の構成と目的

第1章は本論の導入部分をなす論考で、近畿4府県、奈良、大阪、京都、兵庫地域の8・9世紀における古墳再利用の事例を集成し、分析したものである。それぞれの事例について出土遺物の内容や出土状況の検討を行い、古墳再利用の在り方を6類型に細分した。そして、各類型の時期的消長の検討を通して、古墳の終焉過程や8～9世紀における火葬と土葬という二大葬法の違い、葬送儀礼から見た靈魂観の変遷などについて論述した。

第2章は「律令国家」形成期の墓制、7世紀代を中心とする時期の墓制について検討したものである。

第1節では、群集墳を終焉過程に基いて5類型に分類したが、群集墳における墳形の変遷と内部構造の変化に着目して分析したものである。飛鳥Ⅴ～平城Ⅱ型式期にかけての時期に、墓制に対する従来の方針が大きく変更されたことを指摘し、平城遷都と相前後する時期に古墳時代的な墓制は早々に払拭されたことも述べた。そして、これらの造墓に関する規制が及んだ地域こそが当時の畿内であり、大和を中心とする一部地域では飛鳥Ⅲ型式期に一足早く造墓規制が実現したことから、これら一連の政策は大和を中心とする地域の勢力が主導したことも改めて指摘した。

第2節は、「天武・持統朝」という文字通り、日本の国家形成期の古墳の造営状況と、その歴史的意義を検討したものである。7世紀代の古墳は終末期古墳と称されることが多いが、前代の古墳との相違点として横口式石槨の導入が挙げられる。本節では横口式石槨の分類とその消長、各類型の意義についても検討した。特に7世紀後半に導入された石室

系とその下位墓制として創出された石棺系の存在に着目し、壁画古墳として著名な高松塚古墳の築造年代や被葬者像についても筆者の考えを明らかにした。

第3節は、畿内周縁部の墓制を丹後の横穴墓と播磨西脇古墳群を題材として取り上げた。

前節では7世紀後半から8世紀初頭の畿内中枢部の墓制の動向を検討したが、本節は当該時期の畿内周縁部の墓制を俎上に載せ、墓制に体现された地域性の具体相について検討した。畿内地域で古墳の造営がほとんど途絶する時期になっても、丹後では横穴墓、播磨西部では横穴式石室という旧来の墓制が造営され続けており、畿内中枢部の墓制と顕著な相違点が認められた。ただ、造営される墳墓の種類や築造時期などは畿内地域のそれと大きく異なるように見えるが、墓制そのものの在り方は畿内地域とさほど変わらないことも分かった。

第4節は畿内とその周縁地域の古墳造営の状況、より具体的には飛鳥Ⅲ型式期から平城宮Ⅱ型式期までの古墳・墳墓の造営状況について述べた。

畿内とその周縁地域で墓制・葬制の違いが認められることは前節で指摘したが、律令制下では四畿内（和泉国設置後は五畿内）という行政的区画によって規定された畿内地域においても、ほぼ令制国に匹敵する単位で墳墓の造営状況に違いが見られた。そして、時期によって微妙な違いはあるものの、政権中枢部の大和を頂点として、河内、摂津、その他の地域という階段状の格差が存在した可能性を指摘した。

第3章は大寶律令完成以降、律令制が機能していたと言われている8～9世紀の墓制の動向を葬制の違いに基づいて検証した。

第1節は、8世紀に登場した「火葬」という新来の葬制に基づく墓制の動向を扱った。従来の火葬墓研究は骨蔵器の分類と編年作業が中心となって進められていたが、黒崎論文（黒崎1980）以降の近年の研究成果をもとに、火葬墓を構成する諸要素の変遷と火葬墓における副葬品の様相・出土状況などに着目して検討を行った。その結果、8世紀中葉・9世紀前半・9世紀後半という3つの墓制の画期を指摘し、9世紀中葉の薄葬化に伴う断絶期を経た後に地域単位での墓制の均質化、すなわち地域色が発現することを論じた。

第2節は、土葬墓の動向を木棺墓の様相に基づいて概説した。8・9世紀を通して造営された墳墓の絶対数は火葬墓が優勢であるが、8世紀後半以降の墓制は土葬墓を中心に展開することになる。8世紀後半以降、古墳時代の遺制である土葬墓とは系譜の異なる木棺墓が突如として造営され始め、9世紀前半に厚葬化がピークを迎えた。しかし、9世紀中葉以降は衰退し、埋葬頭位にも大きな変化が生じた。その傾向は10世紀前半にかけて継続・進展するが、9世紀後半以降厚葬化する一群も出現する。また、黒色土器の有無や玉類、銭貨の出土傾向から、土葬墓と火葬墓の間には出土遺物の様相に明確な相違点が認められることを指摘した。

第3節は、古墳を再利用して造営した8～9世紀の墓制を取り上げた。古墳再利用といわれる事例であるが、第1章の内容が墳墓以外の事例も含めて古墳再利用全般を対象としたのに対し、本節は墳墓としての再利用に限定して論述したものである。墓制の変遷は他の墓制と同様の傾向を示すが、副葬品の様相から判断する限り、火葬墓、木棺墓ともに古墳再利用例の方が優位な墓制であったことがわかった。また、9世紀後半以降の大和・河内ではほぼ地域単位で墓制の共通点が確認され、地域色が顕著になる事、逆にそれ以前の大和では一定程度の造墓規制が存在したことが想定できた。ただ、厳密に規制の範囲が及

んだのがほぼ大和国に限られたことから、本論ではこれを当時の「律令国家」の力量を記す現象と捉えた。

第4章は9世紀の墓制の動向に着目して、律令制的な墓制の在り方がいかに変化していくかについて論述した。

第1節は複数の造墓主体が継続的に一定の領域内に造営した十数基以上からなる古墓群を集団墓と定義づけ、畿内各所の古墓群を造営時期や造営基数、葬法の変化、出土遺物などの属性に基づき分析し、類型化を行った。各集団墓の特性に応じて5つの類型を設定し、各類型の意義を検討した結果、奈良時代の官人墓は都城近くに他律的に配され、政治性が反映された墳墓群であること、平安時代前期の官人墓は、そのみで構成される事例はなく、官人層の造墓を契機に、集団墓化していくものが多数を占め、在地性が強いことがわかった。また、集団墓の事例として異彩を放つ柏原市域の集団墓についてはその造営集団の新興性を指摘した。

第2節では、複数の葬法が混在する8・9世紀の古墓群の検討を通して、当該時期の墓制における土葬と火葬の意義、霊魂観・他界観の変遷について論じた。俎上に載せることのできた11例の古墓群を検討した結果、9世紀前半以前に同一墓域内で火葬墓と木棺墓が併存する事例が皆無であることを確認したが、多くの古墓群において、9世紀前半から中頃にかけて、火葬から土葬へと葬制の転換が図られたことも判明した。これらの古墓群の被葬者の多くは中央政府と結びついた有力官人層であったと考えられるが、次節で述べるように、9世紀中葉以降、葬制・墓制が社会において一定の役割を果たした時代は急速に終焉を迎えたことも指摘した。

第3節は、奈良県三ツ塚古墓群を取り上げ、9世紀中葉から後半にかけての墓制の画期の具体相について検討した。9世紀前半以前は土葬と火葬という葬制の違いが社会的に区別されていたが、仏教的他界観の浸透に伴い、両者の間に顕著な差異が認められなくなっていくことや葬送儀礼における地域色の顕在化が進行することで、墓制において汎畿内の斉一制が急速に失われていったことを指摘し、少なくとも律令国家の時代とは歴史的に段階の異なる墓制が始まる可能性を示唆した。なお、本節では墓制の検討に際して、文化人類学の成果を援用することも試みた。

第5章は、前章までの各節で検討した内容に基づいて、8～9世紀の墓制の動向を取りまとめ、墓制が果たした政治的・社会的意義について論説した。

第1節は7世紀後半から10世紀初頭頃までの墓制に関する史料を集成し、その史料の内容に基づいて、当時の墓制の具体相を検証することを目的とした。史料に基づく墓制の具体的状況を天皇喪葬、貴族などの喪葬、庶民その他という3つのカテゴリーに分けてまとめ、それらのあり方を考古資料から検証するという手順をとった。

第2節は本書の結論部分をなすもので、フェルナン・ブローデルの提唱した「長期持続」という概念を援用して、8・9世紀の墓制の変遷を読み解き、9世紀中葉頃に墓制の大きな変革期が存在することを主張した。そして、その背景に天皇の政治的存在の変化という歴史的な事象が大きな影響を与えていることを指摘し、墓制だけではなく、9世紀中葉こそが時代の大きな転換点となり得ることを論じた。

結章では、以上の各章で指摘した墓制の歴史的意義を整理し、墓制から見た「律令国家」像を提示することで、「律令国家」とは何かという命題に対する筆者の意見を述べた。その

際、ノースやグライフの提唱した、ゲーム理論に基づく「比較歴史制度分析」や青木昌彦氏の「比較制度分析」の手法を取り入れながら、制度という側面に注目し、「律令国家」の性格を検証した。最後に、墓制の変遷から見た「律令国家」像を検討し、時代区分論についても言及した。

(註)

1. ジョナサン・フリードマンによれば、近年、マルクスの経済稿を構造主義思想の成果に基づいて解明する試みがなされているという（フリードマン 1980）。
2. 儀礼行為を対象とした文化人類学の成果は膨大な研究史を有しており、枚挙の暇もないが、儀礼装置と「儀礼的实践」が社会と国家の存続と再生産のための不可欠の条件であることを論証した今村仁司氏と今村真介氏の著書（今村仁・今村真 2007、p244）は国家と儀礼の関係を考えるうえで有益である。
3. 例えば、史学会第 105 回大会では「律令制研究の新段階」と題するシンポジウムが開催されたが、北宋天聖令をもとに唐令の復元が行われ、日唐比較に基づいて、その史料性格や、日本の律令制の特色・形成過程などについて、様々な視点から議論が深められ書籍化もなされた（大津編 2008）。
4. 律令制、特に畿内政権論や古代天皇制に関する研究史は、石上 1996、伊藤 2008、大津 2011、大津 2013b、仁藤 1991、仁藤 2002、吉村・吉岡編 1991 などに簡潔にまとめられており、本章作成に際して利用させていただいた。なお、先学諸氏の業績を引用する場合、上記引用文献の記述を直接引用した場合、引用箇所の表記を当該文献の編著者名とした場合もあるのでご了承ください。
5. 「日本における律令制の受容は、対外的危機に際しての、権力の集中の方法として行なわれたのであって、当然、官僚機構の整備からはじめられた」（鬼頭 1979、p235）という指摘からも分かるように、日本における律令制の導入、すなわち国家の成立は石母田氏の指摘以来、白村江敗戦という対外危機を国際的契機とする意見が主流を占めている。
6. 日本における礼の導入過程やその後の展開については大隅 2011b を参照のこと。
7. 本書作成に際して参照した文献は、大川・鈴木・工楽編 1997、小森・上村編 1996、中村 1981・1990、西 1978、三好 1995、山田編 1994 である。ただし、7 世紀の須恵器各型式の実年代については筆者の示した年代観（渡邊 1999、p1・2）に基づくことをご了承いただきたい。なお、西 1978 をはじめとする土器編年に関する西氏の作業は後に西 1988 にまとめられた。

(引用文献)

- 荒木敏夫 2013 「研究小史—王権研究と日本古代史」『日本古代の王権』日本歴史：私の最新講義 05 敬文舎 p277～303
- 石上英一 1996 『律令国家と社会構造』名著刊行会
- 石母田正 1971 『日本の古代国家』岩波書店
- 伊藤 循 2008 「畿内政権論争の軌跡とそのゆくえ」『歴史評論』693 号：特集／古代国家論の新展開 校倉書房 p14～26
- 今村仁司・今村真介 2007 『儀礼のオントロジー—人間社会を再生産するもの』講談社

- 榎本淳一 2011 「『東アジア世界』における日本律令制」『律令制研究入門』名著刊行会 p2  
～23
- 大川 清・鈴木公雄・工楽善通編 1997 『日本土器事典』雄山閣出版
- 大隅清陽 2011a 「律令と礼制の受容」『律令制研究入門』（前掲書）p75～102
- 大隅清陽 2011b 『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館
- 大津 透 1993 「律令国家と畿内」『律令国家支配構造の研究』岩波書店（初出 1985） p3  
～74
- 大津 透 1997 「天皇制と律令・礼の継受」『日中文化交流史叢書』第2巻：法律制度 大修館書店 p100～142
- 大津 透 1999 「摂関政治における天皇一終章にかえて一」『古代の天皇制』岩波書店 p225  
～235
- 大津 透 2011 「律令制研究の流れと近年の律令制比較研究」『律令制研究入門』（前掲書）  
p180～209
- 大津 透 2013a 「古代日本律令制の特質」『思想』第1067号 岩波書店 p27～51
- 大津 透 2013b 『律令制とはなにか』日本史リブレット73 山川出版社
- 大津 透編 2008 『史学会シンポジウム叢書 日唐律令比較研究の新段階』山川出版社
- 大町 健 1991 「律令国家は専制国家か」『争点日本の歴史』第三巻：古代編Ⅱ 新人物往  
来社 p238～253
- 小路田泰直 2002 「『日本』の成立をめぐる」『日本古代王権の成立』青木書店 p201～224
- 鬼頭清明 1979 『律令国家と農民』塙書房
- 黒崎 直 1980 「近畿における8・9世紀の墳墓」『奈良国立文化財研究所学報第38冊 研  
究論集』Ⅵ 奈良国立文化財研究所 p89～126
- 小森俊寛・上村憲章 1996 「京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究」『研究紀要』  
第3号（財）京都市埋蔵文化財研究所 p187～272
- 佐藤宗諄 1977 「終章 律令国家と貴族政権」『平安前期政治史序説』東京大学出版会  
p361～378
- 設楽博己 2008 「弥生時代の儀礼の諸相」『弥生時代の考古学』7：儀礼と権力 同成社  
p3～13
- 嶋根克己 2005 「社会的行為としての死者の追悼」『死そして生の法社会学』法社会学第62  
号 有斐閣 p99～109
- 関 晃 1952 「律令支配層の成立とその構造」『新日本史大系』2 朝倉書房 p15～47
- 中村 浩 1981 『和泉陶邑窯の研究』柏書房
- 中村 浩 1990 『研究入門 須恵器』柏書房
- 西 弘海 1978 「土器の時代区分と型式変化」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ 奈良国立  
文化財研究所学報第31冊 奈良国立文化財研究所 p92～100
- 西 弘海 1988 『土器様式の成立とその背景：西弘海論文集』真陽社
- 西本昌弘 1997 「補論 近年における畿内制研究の動向」『日本古代儀礼成立史の研究』塙  
書房 p96～115
- 仁藤敦史 1991 「律令国家論の現状と課題—畿内貴族政権論・在地首長制論を中心として—」  
『歴史評論』500号 校倉書房 p3～21

- 仁藤敦史 2002 「律令国家の王権と儀礼」『日本の時代史』4：律令国家と天平国家 吉川弘文館 p82～112
- 野家啓一 2005 「序『歴史の終焉』と物語の復権」『物語の哲学』岩波現代文庫 岩波書店 p1～14
- 早川庄八 1986 『日本古代官僚制の研究』岩波書店
- 早川庄八 1987 「律令国家・王朝国家における天皇」『日本の社会史』第3巻：権威と支配 岩波書店 p43～81
- 平川 南 1999 「古代木簡からみた地方豪族」『考古資料と歴史学』吉川弘文館 p127～157
- フリードマン, ジョナサン (山崎カヲル訳) 1980 「マルクス主義・構造主義・俗流唯物論」『マルクス主義と経済人類学』柘植書房 p127～168
- マイケル・S-Y. チウエ (安田雪訳) 2003 『儀式は何の役に立つか ゲーム理論のレッスン』新曜社
- 三好美穂 1995 「南都における平安時代前半期の土器様相—土師器の供膳形態を中心とした編年試案—」『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要 1995』奈良市教育委員会 p1～42
- 山田邦和編 1994 『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第4輯 (財) 古代学協会
- 吉川 真司 1988 「律令太政官制と合議制—早川庄八著『日本古代官僚制の研究』をめぐって」『日本史研究』第309号 日本史研究会 p27～42
- 吉田一彦 2006 『民衆の古代史』風媒社
- 吉田一彦 2008 「古代国家論の展望」『歴史評論』693号 (前掲書) p27～40
- 吉田 孝 1983 「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店 p411～446
- 吉村武彦・吉岡眞之編 1991 『争点日本の歴史』第三巻：古代編Ⅱ (前掲書)
- 渡邊邦雄 1999 「終末期古墳の外部構造(上)一段築を有する古墳を中心として—」『古代学研究』第147号 古代学研究会 p1～20
- 渡邊邦雄 2009 「『律令墓制』の変遷」『日本考古学』第27号 日本考古学協会 p97～114



# 第1章 問題の所在－8・9世紀の古墳儀礼と墓制－

## 1. はじめに

横穴式石室の調査において、石室内や開口部周辺から後世の遺物が出土することがよくある。これらの事例の多くは古墳再利用と呼ばれるもので、石部正志氏の研究(石部 1961)を嚆矢とし、先学による様々な検討がなされているが、本章で取り上げようとする古墳時代終焉直後の8～9世紀の古墳再利用並びに継続使用についても既に間壁葎子氏によって詳細な検証が行われている(間壁 1982a・b)。

さて、筆者は以前、石室開口部周辺で検出された遺物の組成をもとに石室内への埋葬儀礼終了後に実修された「墓前祭祀」の実態について簡単に検討したことがある(渡邊 1996、1998)。これらの事例のほとんどは埋葬儀礼終了時点と時期的には大差ないものであり、古墳被葬者に対する絶縁儀礼と意義付けたが、奈良時代を中心とする古墳時代終了直後の遺物が混在する例もまま見られた。このような事例に対して筆者は古墳儀礼の立場から既に多くの先学が述べられたようないわゆる再利用だけではなく、古墳被葬者を自分達の祖先と見做す氏族による古墳継続儀礼の可能性も考慮すべきであると述べた(渡邊 1998)。しかし、単なる見通しにとどまり、その具体的な様相については一切触れることはできなかった。そこで、本章では前稿で果たすことのできなかった古墳時代終焉以降の古墳に対する儀礼の実態を同時期の陵墓祭祀や墳墓儀礼、さらにはいわゆる律令祭祀の在り方を手掛かりにして検討を加えたいと思う。その上で、本論で取り上げるべき課題についても明らかにしたいと思う。

なお、今回の検証に際しては陵墓の所在範囲と各種祭祀の実態が比較的明らかであることから奈良・京都・大阪・兵庫の4府県、いわゆる律令制下の畿内地域とその周辺に考察の対象を限定したことを予め断っておきたい<sup>1</sup>。ただ、当該時期は既に五畿七道の制度が完成した時期以降のことなので、各地域の呼称については基本的に律令地方制度に従って旧国名(令制国)とすることをご了承ください。

また、本章の基となった前稿(渡邊 1999a・b)では、タイトルに「古墳祭祀」という用語を用い、上記したように墓前祭祀という用語も一般的に用いられている。しかし、小林敏男氏の指摘(小林 1994)にもあるように、当時の人々が古墳被葬者を「神」と考えていた可能性は低いことから、古墳に対する葬送儀礼を「祭祀」という言葉で表すことは適切ではない。よって、本論では古墳祭祀ではなく、古墳儀礼という言葉で統一したいと思う。

ただ、民俗学の世界においても儀礼・儀式などの言葉の意味や定義は十分に検討が深められている訳ではないことに注意する必要がある。例えば、平山和彦氏は、その著書において呪術や儀式などの概念整理を行う中で、儀式と儀礼の本質は同義であり、祭祀の本質にも連なる事柄と考えられている(平山 1992、p17)。

## 2. 問題の所在

本章で取り上げる8～9世紀という時期は地域によっては未だ古墳時代と何ら変わら



ない墓制が継続している。例えば、岡山県備前市惣田奥4号墳の調査に端を発した間壁氏の検討（間壁 1982b）によれば、8世紀に入ってもなお古墳を築造したり、引き続いて追葬活動を行う事例は、畿内では極めて少ないのに対して、地方にいけば多く見受けられ、これらの現象は在地の伝統的な豪族層が中央で身分を得たことの表現と意義付けられた。

しかし、同時期に発表された別稿で「かつての古墳被葬者達の間にも、もし何らかの関係があった場合、それは追葬（あるいは追利用）なのか、再利用なのか、判断は困難で」と述べられた（間壁 1982a、p54）ように、古墳時代終焉間もない時期の古墳再利用の事例を厳密に継続使用と弁別することは非常な困難を伴う作業となろう。間壁氏は同書の中で8・9世紀の古墳再利用は継続使用とは異なり奈良・京都・大阪を中心に行われ、大形古墳の墳丘を利用した事例が大阪に集中し、ほとんど墳墓、特に火葬墓としての利用が圧倒的であることを松岳山古墳から出土した船氏墓誌等を例証としながら考察された。さらに横穴式石室を利用する例は奈良・京都に多く、時期的には8世紀末以降9～10世紀初頭の再利用が中心で、埋葬としての利用が多いこと、また、利用される石室は大形石室が中心となり、これら石室再利用は当時の墳墓祭祀にあつては鄭重な埋葬であることも指摘された。そして、いずれの地域でも古墳再利用が行われたのは古墳を再度「埋葬の場」として使用することで古い墓地を祖先の墓とし、その氏の系譜を主張する事になお一定の意味があつた時代であると意義付けた。さらに、その思想的背景として、弘仁5年(814)頃に『新撰姓氏録』が作成されたことから、8世紀末から9世紀初頭に畿内縁辺で自己の祖先を明らかにする必要性が広く存在し、古墳再利用は自己の氏姓を主張する一つの手段であつたと締め括られたのである。

また、山田邦和氏他による「京都府下における横穴式石室の再利用」（辰巳・山田・鋤柄 1985）では京都府下の50例に及ぶ再利用の事例を5期、すなわちⅠ期(8世紀)・Ⅱ期(9～11世紀)・Ⅲ期(12～14世紀)・Ⅳ期(15・16世紀)・Ⅴ期(17・18世紀)に分類した。本章とも関連するⅠ期は「当該石室の被葬者なり、群集墳を築造した集団が明らかで、その集団の『祖先』として維持・管理がなされていた時代」と規定し、再利用に用いられた遺物は須恵器杯のセットが大半であることから、7世紀の古墳副葬品と大差がなく、追葬の可能性が高いことを指摘した。そして、この時期の石室は火葬骨を納める場として再利用したり、新たに築造されたもので古墳時代的色彩を残すとされた。さらにつづくⅡ期には再利用に際して須恵器椀、土師器椀・皿、灰釉陶器、緑釉陶器、黒色土器、銭貨等多種類の遺物が使用されるなど多様化が進んだが、出土遺物の中で特に瓶子の出土に注目され、石室を納骨の場とする葬送儀礼に際し、北山城で広く使用された器種と位置付けた。そして、石室に骨蔵器や木櫃に入れた人骨を納める再利用は当該古墳築造時の被葬者の後裔などが納骨されたと意義付けたのである。

このように古墳時代終焉以後同族による祭祀が数百年にわたって行われたとする考えは珠城山1号墳で検出された9世紀前半代の祭祀痕跡から伊達宗泰氏も推定されておられるが（伊達 1986）、逆に古墳が神社や寺院の境内に位置することが多いことから、特定の氏族に結びつけるのではなく、「後世の人々が地元にある古墳・古墳群の被葬者(たち)を自分たちの先祖と考え、その祖霊(祖先神)が座す所として種々の祀りを行い、社を設けるようになった」とする考え（吉村 1988、p22）もある。

以上のように古墳再利用に関する先学諸氏の研究成果を一瞥すれば、8～9世紀の古墳

再利用は墳墓としての利用が優勢であること、古墳継続使用は畿内ではほとんど見られないこと、当時は古墳被葬者に対する意識が明確であり、同族意識の下で再利用が実施されたことなどに要約できるが、一方で『続日本紀』「和銅二年十月」の条にある「勅造平城京司若彼墳隴見発掘者随即埋斂勿使露棄」という記事を見れば既に被葬者が不明で、荒らされるままという当時の墳墓の有り様も看取され、上記したような被葬者の後裔云々という想定は極めて例外的な事例となろう。

勿論、全国で十数万基は優に築造された横穴式石室において8・9世紀の明確な再利用の痕跡が認められる事例は極少数であり、その存在自体が例外的なものであることは言うまでもない。さて、従来の学説では墳墓としての再利用を強調しても残念ながら同時期の古墳の有り様との対比や古墳全体の中での古墳再利用の位置付けなどの検討が十分とは言えなかった。この点を踏まえ、本章では8～9世紀の古墳再利用の実態を同時期の古墳に見られる副葬品の組成などと対比することでその類型化と意義付けを行い、さらには各地域における古墳時代終焉の具体的な様相の検討を行いたいと考える。なお、今回は横穴式石室を中心とする古墳再利用を考察対象としたが、再利用の類型化に際して重要な事例については横穴式石室墳以外の古墳も適宜取り上げた。

### 3. 8・9世紀における古墳再利用の実態

近畿4府県の古墳の中で、8・9世紀の遺物が出土した事例は表1と表29に集成した通りである。古墳再利用の事例を2表に分けた理由は後述するように、墳墓としての再利用とそれ以外の再利用を別々に検討したいからである。もちろん、発掘調査されたすべての事例を当たった訳ではなく、あくまでも筆者の管見による資料であり、多くの遺漏もあるかとは思いますが、今後、さらなる検証を続けていく中でご教示賜れば幸いである<sup>2</sup>。

さて、163例に及ぶ古墳再利用の実例は若干の多寡はあるが、4府県でほぼ満遍なく認めることができ(図1)、後述する古墳の偏在性とは大きな相違を見せることは重要である。ただ、その中でもそれぞれの地域を代表するような大規模な群集墳、例えば山城であれば大枝山古墳群、摂津では長尾山の古墳群、河内の山畑、高安、平尾山、寛弘寺、一須賀の各古墳群、大和石上・豊田、寺口千塚古墳群などでは石室の再利用が皆無或いはほとんど見られないことや後述する奈良県龍王山古墳群の特殊な事例などは注目すべき現象であり、その理由については以下の各節における検討を通して解明していきたい<sup>3</sup>。

では、引き続いて当該時期の古墳再利用の状況を具体的に検討してみよう。再利用される古墳の特色を間壁氏は「その地域では目立つ位置にある規模の大きな後期古墳」であると指摘された(間壁1982a, p76)が、表29をみても確かに墳丘規模並びに石室規模は大型に属する事例が多く、さらに8世紀において継続使用される「畿内における数少ない例がこのように石棺使用地と重なる点は、やはり看過できない」と述べられているように(間壁1982b, p44)、山城や大和においてその傾向が顕著である。特に山城の嵯峨野周辺で際立っているが、当該地域の再利用は「ほぼ葛野郡一帯に限られ、出土品が多く共通していること、また、その追葬あるいは追納の時期が平安時代初期に限定されること」から「嵯峨野の横穴式石室の再利用の背景には政治的・社会的な動向が窺える」とし、試見と断った上で、秦氏が「彼等の居住地周辺での埋葬を禁止された時、彼等の墓地として選ぶとこ

ろとして、彼等の祖先の共同墓地的性格を持つ嵯峨野一帯の古墳が当然浮かんできたと思われる」という注目すべき見解（林・西・和田 1971、p150・151）も出されている。

なお、一言で古墳再利用と称しても前後二百年に及ぶ再利用の実態は千差万別であり、再利用の行われた時期別変遷は図2に示したように摂津・河内では8世紀前半に最大のピークがあり、次いで9世紀前半頃に二つ目のピークがあるようだ。これに対して山城では8世紀前半・後半・9世紀前半という3つのピークが存在するが、8世紀末葉の事例は厳密には9世紀初頭の事例と区別が難しいことを勘案すれば最大のピークが8世紀末葉から9世紀初頭頃になり、折しも平安遷都と時期的に符号することは興味深い現象である。また、出土した遺物の組成についても多種多様であるが、図3に概要をまとめた様に、8世紀代は各地とも山田氏他の指摘通り、須恵器杯が中心を占め、それ以外の器種も豊富である（山田編 1994）。しかし、9世紀に入ると激減し、変わって土師器杯や皿、さらに黒色土器が顕著になる。また、8世紀末葉以降、9世紀代にかけて特徴的な遺物として須恵器瓶子を挙げることができる。8世紀に多く認められた須恵器壺が9世紀にはほとんど検出されないことも考慮に入れると、前述した山田氏他の指摘通り、8世紀代の再利用遺物は古墳時代の儀礼的要素を多分に含んだものであるが、8世紀末葉以降大きく様変わりすることがわかった。

次に、これらの出土遺物の様相を令制国ごとにやや詳しく述べてみたい。まず、山城・丹後では8世紀代を通して杯・蓋を中心に壺など多器種にわたる須恵器が認められるが、8世紀末葉になると土師器杯・皿の出土量が急増し、9世紀前半以降は瓶子を除いて須恵器はほとんど見られなくなる。また、黒色土器、灰釉・緑釉陶器などの出土も増大するが、9世紀代を通して富寿神宝、貞観永宝など古銭の出土も顕著である。これに対して河内は8世紀代の須恵器杯・蓋を中心とする出土土器の傾向は同様であるが、8世紀前半から土師器の出土も顕著であり、8・9世紀を通して和同開珎等の銭貨が出土している点は山城とは若干の相違を見せる。しかし、9世紀前半以降は土師器が中心で、黒色土器が目立つようになる点は山城と同様である。摂津・播磨では上記と異なり9世紀代に土師器の出土がほとんど認められないという際立った相違があり、また、8世紀代に鉄鎌・鏡<sup>4</sup>など他地域では見られない出土品もある。最後に大和の様相であるが、8・9世紀代を通して出土品にバラエティが見られる点が特色といえよう。9世紀代は土師器杯・皿中心で、須恵器がほぼ瓶子に限られることは山城の事例と類似しており、それ以外に黒色土器や各種施釉陶器も認められる。山城・河内と同様、9世紀代に富寿神宝をはじめとする銭貨が出土するが、他地域に見られない傾向として8世紀代に土馬や銅板・鉄板などいわゆる律令祭祀に用いられた特殊な遺物が出土すること、9世紀代を通して短刀・刀子をはじめとする武器類や水晶製、硝子製の玉類が出土する点を挙げることができる。なお、山城で顕著に認められた鉄釘の出土状況は大和でも同様で、棺金具の出土例とともに再利用の用途を類推する上において示唆的な出土遺物である<sup>5</sup>。

次に、再利用時の遺物出土状況であるが、表2にまとめた通り、石室玄室内床面から出土した事例が最も多く、寛弘寺2号墳（表29-28）のように再利用に際して第2次の床面が形成された事例もあるなど、床面以外の玄室出土事例も合わせると再利用時の遺物出土位置は石室玄室内が中心を占めることになる。また、石室前庭部や周濠内を含めた墳丘からの出土事例も多く、相次ぐ発掘調査の成果により古墳再利用の事例が増加したことから、

墳丘利用は大阪中心で、石室利用は京都・奈良中心という間壁氏の先見的な見通し（間壁 1982a、p65）は必ずしも当てはまらないこととなった。さらに表中でも記号（\*印）で示したように複数箇所から遺物が出土した事例もあり、高川 2 号墳（表 29-38）のように 8 世紀代を通して 2 時期以上の古墳再利用が復元できるものもある。

以上の様相を手掛かりにして、本章では古墳再利用の具体相を以下の類型に分けて考えていくことにしたい。

- A…古墳継続使用、追葬と判断できるもので、火葬墓としての継続使用は特に A 1 と表記した。また、8 世紀以降新たに築造された古墳は A' とした。
- B…墳墓としての再利用で、火葬墓は B 1、木棺墓は B 2、土器棺墓 B 3 と細別したが、墳墓の種類が不明な場合は単に B と表記した。
- C…律令祭祀に伴う事例で、水源・水霊祭祀に関わるものは C a、地鎮祭祀に関する場合を C b、その他並びに詳細が不明な事例は単に C とした。
- D…墳墓儀礼以外の物理的な目的で古墳を利用した事例である。
- E…祖霊祭祀・追善供養に伴う事例であるが、古墳被葬者を同族の直接の、或いは意識上の祖先と見做さない、単なる信仰の対象として儀礼を実修した場合も含めた。
- F…明確な目的意識のない単なる遺物の混入や不用品の投棄に基づく事例である。古墳の周辺に生活の場や寺院があるような場合は特に顕著となろう。

再利用の類型ごとの意義付けを明確にするため、以下の節では墳墓儀礼や陵墓祭祀、地鎮をはじめとする都城における様々な律令祭祀の具体相を出土品の遺物組成などを手掛かりにして検討することからはじめてみたい。

## 4. 8・9 世紀における祭祀と儀礼の実態

### ①墳墓に対する儀礼

当該時期の墳墓の検討作業については黒崎直氏による丁寧な仕事があり（黒崎 1980）、その集成作業などを通して、かなり具体的な様相が明らかとなった。氏の検討によれば火葬墓は 8 世紀の中頃から後半に集中して築造されており、9 世紀には減少するが、これは木棺墓が 8 世紀後半以降 9 世紀前半にかけて増大することと表裏一体の関係にあるという。そして、該期の墳墓が 8 世紀前半以降末葉にかけての火葬の開始と火葬墓の盛行（第 I 段階）、9 世紀中葉までの土葬への回帰（第 II 段階）、9 世紀後半以降の薄葬を基調とする土・火葬の混在（第 III 段階）と変遷することを指摘し、これらの変化は天皇喪葬の変換が契機であると結論付けた。これに対して、奈良県下の事例を中心に検証された佐々木好直氏は、火葬のみで遺物のほとんどない 8 世紀を I 期、木棺などの土葬が中心で遺物を有する 9 世紀前半を II 期、木棺主体で火葬墓が非常に少なくなる 9 世紀後半から 10 世紀前半を III 期と規定しており（佐々木 1995）、黒崎氏の結論と若干の相違が見られるのである。

さて、今回の検証に際して、筆者の管見による限りの古墓を集成し、副葬品をはじめとする検討を試みたが、墳墓の動向は図 50 にまとめたように、両氏の指摘とは異なり各地域とも 8・9 世紀を通して火葬が葬制の中心であり、かろうじて 9 世紀代の山城においてのみ木棺墓の優勢が確認できるに過ぎない。ただ、河内の 1 例を除き各地において、8 世紀後半以降 9 世紀にかけて木棺墓が盛んに築造されるという事象は首肯することができる。

また、土器や銭貨以外の副葬品が寡少な火葬墓に対して木棺墓の副葬品の豊富さは際立っており、特に山城・河内においては太刀・刀子などの武器類や石帯の出土が目撃される存在である。ただ、山城・播磨の火葬墓ではほとんど銭貨のみの出土であるが、河内・大和では土器以外にも刀子などの武器類やガラス製・水晶製の玉類の出土が顕著である点は火葬墓における地域色の一例といえるであろう。また、9世紀の大和の事例では火葬墓からも石帯の出土が認められる。さらに、8世紀初頭の奈良県中山1号墳の周辺で検出された土器棺（火葬墓）出土の石鏃はかつて筆者が墓前儀礼の一環として位置付けた、古墳時代後期の群集墳中の横穴式石室において散発的に検出される石鏃と同様の意義を有するもの（渡邊 1995）と想定でき興味深い事例を追加することとなった。

古墓全体を通して副葬遺物の組成を検討すると、8世紀代の火葬墓では須恵器の出土が顕著であるが、器種としては壺や甕が中心となり、古墳再利用の事例で主体であった杯・蓋はほとんど見られない。また、8・9世紀を通して土師器、中でも杯・皿が顕著に認められ、銭貨の出土も一般的である。これに対して木棺墓・土壙墓では銭貨の出土例は少なく、9世紀代の木棺墓から鏡の出土が顕著なことや須恵器瓶子の出土事例が多いことなどが遺物組成の上からの特色と見做すことができる。さらに木棺墓・土壙墓の副葬品として一般的な黒色土器が火葬墓では一切認められないことや4例を除き蔵骨器としての利用もないことから、理由はともかく現象面として火葬墓には黒色土器を使用しないという規則性が認められ、今後これら副葬品の組成を詳細に検討すれば、被葬者像を究明する上で何らかの手掛かりとなるかもしれない<sup>6</sup>。

さて、8・9世紀の古墓は一部を除いて群集することなく、単独で造営された事例が多いことから、工事等の不時発見に伴うことが多く、現在の遺跡分布が必ずしも当時の実態を示しているとは限らないが、今回の検討に依れば火葬墓の検出事例は京都 35 例（山城 27、丹後 6、丹波 2 例）、兵庫 29 例（播磨 19、摂津 4、淡路 2、但馬 4 例）に対し、大阪 288 例以上（河内 138 以上、和泉 122、摂津 28 例）、大和 196 例以上と地域偏差が大きく、木棺墓・土壙墓も同様の分布傾向を示すことがわかった<sup>7</sup>。勿論、今回取り上げた事例は墳墓とするにはやや疑問のある資料も含まれており<sup>8</sup>、各資料が墳墓かどうかの検討を行った上で分布論を述べる必要があるが、大まかな傾向としては該期の古墓が現在の和・河内を中心に存在し、山城・摂津・播磨では稀有のものであるという地域的な偏りは認めてもよいと思われ、先にも触れたような古墳再利用例の普遍性とは際立った相違を見せることは重要である。岡野慶隆氏の指摘にもあるように（岡野 1979）、奈良時代の氏墓には『養老喪葬令』に基づく「三位以上条」という規制があり、造墓できたのは限られた氏族の中から国家が認定した場合のみで、ほぼ五位以上に限られたことから、畿内中枢部においては有力氏族の勢力基盤と墳墓の分布が重なることは明白であり、古墓を造営せず、古墳を再利用した要因を考える上での時代背景としては重要な視点となろう。

なお、火葬墓の検討に際しては黒崎氏の指摘にもあるように、墳墓の立地、火化地と葬地との関連、墓の構造と蔵骨器の型式など多方面からのアプローチが必要であり、小林義孝氏によって提唱された「火葬灰埋納土壙」（小林 1992）なども視野に入れ、本来の火葬墓とそれに伴う関連施設との分別なども必要な作業である。しかし、本章では副葬品の遺物組成をもとに古墳再利用を意義付けていきたいと考えており、火葬灰埋納土壙等から出土した遺物は葬地としての火葬墓ではなくとも葬送儀礼に用いられた副葬品としての性格

は変わらないことから、本章では上記の作業はすべて省略し、遺物組成から見た総体としての火葬墓等の古墓の位置付けを図りたいと思う。

また、墳墓における祭祀・儀礼を考える上で、陵墓祭祀の変遷が多大な影響を与えていることは言うまでもない。奈良・平安時代の陵墓祭祀に関しては文献史学家による多くの成果があるが、詳しくは第6節で検討するので、ここでは本章の内容と関わり合う部分についてのみ簡単に触れておきたい。

田中聡氏によれば（田中 1995）、陵墓祭祀とは元旦四方拜、荷前使、国忌の3種類であり、荷前はさらに過去の全「陵墓」に均しく班幣する常幣と特定「陵墓」のみに奉幣する別貢幣に分かれるという。そして、8世紀半ば以降、「陵墓」祭祀の中心が別貢幣に変化すること、9世紀半ばの仁明～文徳朝には「薄葬」の遺命や郊祀の復活という古代陵墓制度の第二の転換期が認められることなどを指摘された。

新井喜久夫氏は常幣の成立は大化前代に遡り、初穀を先皇陵に分割献上したとする（新井 1966）が、服藤早苗氏は国忌に対応する先皇陵と不比等墓への奉幣使が派遣されたことから8世紀中頃に別貢幣が成立し、さらに祖先祭祀の画期として「延暦十年の改革」（791年）を示された（服藤 1987）。本来、8世紀に成立する祖先祭祀は遠い神話的始祖のみを神として祭るものであった（阿部 1984）が、この「延暦十年の改革」では新王朝安定化のために天智天皇を祖とする直系祖先陵墓祭祀を行うことで自己の正統性を表現しようとした桓武天皇が中国の天子七廟制（宗廟）を取り入れ、国忌や別貢幣対象陵墓を自己の直系祖先のみに限定し、別貢幣に外戚墓も追加するなど、現実の近い祖先だけを祭る国家的祭祀が成立したとする。さらに、これら一連の出来事は皇祖神としての伊勢神宮の整備と軌を一にするもので、9世紀初頭には神社や寺への祈願と並んで祖先山陵が昇格し、神と同等な地位を獲得するなど、祖先祭祀の発展に伴い祖先が現実社会にも威力を示す存在として観念されるようになったと考えられた。また、弘仁・天長期を別貢幣の発展期と捉え、淳和太上天皇の詔に山陵を宗廟とみる観念が生じていることを指摘、さらに嵯峨天皇による宮廷儀礼の唐風化、儒教的な礼秩序の導入などとともに元旦儀礼の強化を通して、皇室の一家内の秩序が国家の公的秩序に優先するという私的秩序による反律令的観念が実践されたという。

この他にも8世紀半ばの陵墓祭祀の変質に関しては祖霊全体を集団の守護霊とする祖先崇拝が7世紀後半から徐々に変質し、8世紀後半までに祖霊の人格化が生じ、祖先を個別に祭るようになったとする熊谷公男氏の意見（熊谷 1988）もある。また、大石雅章氏は9世紀中頃に国忌・荷前奉幣をとどめる天皇遺詔が相次ぎ、858年に没した文徳天皇の陵墓での追善菩提の祭祀に僧が参加するなど山陵で仏教的祭祀が実施されるようになり、陵墓祭祀である荷前祭祀の衰退が僧侶による仏事儀式の陵墓祭祀の増加と一連の現象である可能性を述べた（大石 1990）。先述の田中氏は8世紀前半には天皇による「薄葬」の遺命が相次ぎ、8世紀後半から9世紀前半にかけて壮大華麗な仏教儀礼が実修されたとするが、大石氏は「仏に奉ずる葬送」と記載された聖武太上天皇（756没）の儀礼を除くと陵墓への仏教的要素は9世紀半ばを待たねばならなかったという。このような陵墓祭祀や葬送儀礼に仏教儀礼が具体的にどのような影響を与えたかという検討は、第3章以下で行いたいと思う。

以上、文献史学の諸先学の成果をまとめると、皇祖霊全体を王権の守護霊とする荷前常

幣が7世紀後半の天武朝には創始されるが、祖霊の人格化が進んだ8世紀中頃には別貢幣が成立し、さらに8世紀末葉の延暦十年の改革により現実の近い祖先だけを祭るという祖先祭祀の画期が生じ、9世紀半ばには山陵での仏教的祭祀の実施に伴い荷前祭祀が衰退するという変遷を示すことができよう。

8世紀後半以降の画期については、「律令国家」の陵墓制度から平安時代の陵墓制度への転換という観点から「御墓」制の成立と祖先顕彰の理念の強化を経て、9世紀に外祖母墓制が成立するという北氏の説もある（北 1996）。9世紀後半頃に古墳再利用の内容に大きな変化が認められることから、仏教儀礼の導入に伴う荷前制の衰退が葬送儀礼に影響を与えた可能性を考慮して、本論では大石説を採ったが、後述するように遺物組成の上からは8世紀末葉に大きな変化があり、田中氏のいう8世紀後半から9世紀前半にかけての仏教儀礼の導入が葬送儀礼に影響を与えた結果と見做すこともできる。特に瓶子の多用などは仏教儀礼的要因と見ることも可能であるが、ここでは陵墓祭祀の画期に伴う祖先祭祀の変質に起因するものにとらえておきたい。

このような陵墓祭祀の変遷が貴族以下当時の人々の墓制や葬送儀礼にいかなる影響を与えたのかを検証し、当時の人々が抱いていた他界観の変遷を具体的に浮かび上がらせることが本論の課題の一つといえよう。

## ②都城における祭祀

ここでは都城における祭祀をはじめとするいわゆる律令祭祀の在り方を簡単に検証し、古墳再利用の位置付けを考える上での一助としたい。

都城における祭祀、あるいは律令祭祀と一言で称してもその内容には様々な種類があり、本節では大祓など都城における祭祀、水霊・水源祭祀、地鎮・鎮台祭祀、厳密には地鎮に含まれるが古墳の破壊に伴う祭祀に分けてその内容を検討していこう。

奈良時代を中心とする8・9世紀の地鎮めの供養を集成した森郁夫氏（森 1984）によれば仏教、陰陽道、神祇による様々な供養が寺院等の造営工事の諸過程において実施されており、『仏説陀羅尼集経』を典拠に七宝・五穀を中心とする様々な埋納品を用いた7日間に及ぶ供養の様子が復元されている。興福寺や元興寺をはじめとする主要寺院の地鎮めでは金延板や水晶・琥珀製の玉類、銭貨、装飾太刀等の宝物が多量に用いられたが、奈良朝政府の仏教政策に基づくこれらの国家的大事業以外にも一般民衆による地鎮めの内容も集成表から読み取ることができる。

勿論、地鎮め儀礼自体を検討するのであれば、このような寺院造営に伴う事例や『日本書紀』・『続日本紀』の記載にある藤原京、平城京等の宮都造営に先立つ地鎮めの儀式等も視野に入れる必要があるが、本章の検証目的は古墳再利用の意義付けであり、寺院造営等に伴う国家的事業の地鎮めの儀式内容は直接的には個々の古墳再利用例との比較対象にならないことから、ここでは掘立柱建物の建築に伴うような私的な地鎮めを組上に載せることとし、一覧表を作成した（表3）。

なお、表中には報告書等で祭祀、宗教的性格と評価された用途不明の遺構も取り上げたが、いずれの事例も土師器皿と銭貨の組合せが主流を占め、いくつかの事例では七宝に関わるような金箔や玉類が検出されることもある。また、古墳の破壊に伴う地鎮めに関しては恭仁宮造営に伴う古墳削平の事例（考古墳）が有名で、「恭仁京の造成、古墳の破壊、須

恵器の埋置がほぼ同一時期としてとらえられる可能性」(中谷 1976、p40)があることから、「恭仁京の造営に際して古墳が破壊され、それに関連して須恵器が埋置された」と考えられている(中谷 1976、p45)。

2節でも簡単に触れた『続日本紀』「和同二年の条」の記載を見る限り、その他の宮都造営に際しても何らかの祭祀・儀礼が行なわれたことが推測される。しかし、宝亀 11 年(780)には寺院建立に伴う古墳からの採石禁止の詔が出される等<sup>9</sup>、当時の人々の間には墳墓を聖域として保護するという考えが浸透していなかったことも予想され、また、石舞台古墳の例を挙げるまでもなく、近年、古墳時代の中ですでに前代の古墳を破壊した後に新たに古墳を造営している類例もいくつか知られるようになったが<sup>10</sup>、各宮都造営に伴い削平された古墳の類例と同様、当時の具体的な地鎮めの様相は残念ながら明らかではないのが現状である。

さて、日本の古代都城において実修された祭祀については既に多くの業績があるが、道路側溝、運河、水路、井戸・柱穴等各所において多量の祭祀遺物が出土しており、柱穴に伴う祭祀は上記の地鎮めに関わる儀礼の可能性が高く、井戸・水源に伴う例はいわゆる水霊信仰、井泉祭祀と位置付けることができる。これらの事例のうち、平城京の路上を祭場とする祭祀を対象とした金子裕之氏の論考(金子 1985a)に拠れば、外界と接する危険な境であった道において実修されたのは、8世紀初頭に成立した『大宝令』「神祇式」に規定される国家的祭祀、大祓の儀式であり、律令的祭祀の中でも最重要と位置付けられている。これらの祭祀は長岡京期を経て平安京の七瀬祓へと発展していくことになるが、その起源は天武 5 年(676) 8月の詔「四方為大解除」にあり、人形・馬形等の各種木製模造品と人面土器、ミニチュア土器、土馬をはじめとする土製品、金属性祭祀遺物、銭貨など様々な祭祀遺物を用いて祭事が修されたらしく、儀礼終了後は使用された遺物を溝や河川等に流したという。同様の祭祀儀礼は諸国でも実施されたようで、例えば、兵庫県出石郡袴袂遺跡(8～9世紀初頭)からは大量の人形・馬形・斎串等が出土している<sup>11</sup>。これらの遺跡における遺物の出土状況や具体的な祭事の内容は先学の研究成果に譲るが、これら祭祀遺物の共伴関係の在り方を見れば律令祭祀の実修を推定することが可能となろう。

以上の観点から、平城京、長岡京、平安京の各都城において検出された祭祀遺跡を先学諸氏の成果をもとに集成し<sup>12</sup>、律令祭祀遺物の共伴関係をまとめたのが表 4 である。律令祭祀遺物の共伴関係を調べるに際して、註 12 で挙げた先学諸氏の集成表を活用させていただいたが、表中の引用文献等を当たっても実態が不明な資料については取り上げなかった。土師器を中心とする杯・皿等の土器は取り上げてはいないが、表にある各遺物の出現頻度を見れば土馬を中心に斎串、人形などの木製模造品、ミニチュア土器など律令祭祀ならではの遺物の存在を指摘でき、古墳再利用の事例を律令祭祀の観点から捉える際の指標となろう。

最後に、いわゆる水辺の祭祀についても簡単に触れておきたい。罪を祓う祭祀という面では前述した大祓も水辺の祭祀に含まれるが、それ以外の日常生活における祭として井泉祭祀を挙げる事ができる。金子裕之氏に依れば鑿井時の祭では斎串を立て、設置後は銭貨を供える形態をとったらしく、湧水に関わる儀礼には斎串、土馬、陽物、銭貨、馬の歯等が用いられたが、土馬や馬歯を投入するのは雨乞いのためという説もある(金子 1996)。

古来より水源地において水霊信仰に基づく祭祀儀礼が実修されたのは丹生川上神社や飛



鳥川上坐宇須多伎比賣命神社等の存在からも明らかであるが（和田 1996）、近年発掘調査された奈良県阪原阪戸遺跡では古墳時代中期から奈良時代まで継続して水源を中心とする祭祀が行われたことが確認されており、大溝・石組柵、配石などの遺構が検出されたが、奈良時代には斎串・転用硯・墨書土器・木簡などの遺物が使用されたという（木下 1997）。

また、井戸をめぐる祭祀については駒見和夫氏が詳細に検討を加えている（駒見 1992）。井戸やその周辺が祭場となり、井水の枯渇防止や汚染に対する鎮めを目的とする祭祀や埋井に際しての井鎮祭祀が行われたが、後者では火に関わる行為があったとされる。出土遺物には祭具としての斎串・箸状木製品、モモ・ヒョウタン等の種子、祭祀行為に関わるものとして焼けた礫、日常使用されている道具として完形土器・木製容器片・木製品などを掲げ、特に杯の出土事例を『延喜式』記載の井神祭祀の汲水料と一致することに注目された。そして、これら井戸をめぐる一連の祭祀が弥生～古墳時代の農耕社会的祭祀形態から7世紀後半以降、平安時代前期にかけて律令的祭祀形態に変化することを述べられた<sup>13</sup>。

## 5. 古墳再利用の類型とその意義

本節では、8・9世紀に実修された各種祭祀儀礼における出土遺物の組成を手がかりとし、古墳再利用における遺物出土状況なども勘案しながら、各古墳の事例を第3節で触れた類型ごとに分類し、その意義付けをはかってみたいと思う。

### A. 古墳継続使用、追葬

畿内における古墳時代の終焉は天武・持統朝という我が国における「律令国家」の完成時期に求めることが妥当であり、一部の皇族・高級官僚を除いて古墳はもはや造られなくなり、終末期群集墳の築造も7世紀の第4四半期には完全に終息を迎えることになる<sup>14</sup>。勿論、地方に行けば8世紀代は言うに及ばず、場合によっては9世紀代に至っても依然古墳を造営し続ける集団が存在することは間壁氏をはじめとする多くの先学諸氏によって論議されてきた<sup>15</sup>。しかし、今回の検証により、畿内においても8世紀に入ってなお古墳を使用し続けた集団の存在が明白となった。そして、畿内におけるこれらの類例のほとんどが8世紀の前半期に集中していることは見逃すことのできない事実である。

本節は主に出土遺物の組成から判断して各事例の意味を検討しようというものであるが、これまで述べてきたように、一般的な古墳再利用時の出土遺物と同時期の古墓出土遺物の組成の間には明らかな相違が認められる。勿論、個々の事例を類型ごとに意義付ける場合、それぞれの資料を俎上に乗せて検証する必要があるが、総体としての遺物組成の比較を大前提とすることにはいささかの懸念があるかもしれない。しかし、火葬墓からは黒色土器が出土しないという事象を指し示すまでもなく、全体としての傾向も十分に意味のある指標と考えられるので、それらを手掛かりに個々の事例を検討していきたい。

日本における火葬墓の導入は仏教思想の影響だけではなく、新羅文武王の火葬をはじめとする新羅墓制の影響（網干 1979・渡部 1992）も念頭に置いて考える必要があるが、「律令国家」による造墓規制を伴う新たな国家的墓制の創出は墳墓儀礼の内容にまで大きな変革をもたらしたことは想像に難くない。その証左として、火葬墓の出土遺物の組成は前述したように壺や甕を中心とする須恵器と土師器杯・皿、錢貨であり、須恵器杯・蓋はほと

んど見られない。後者の遺物が後期～終末期古墳に一般的な副葬品であることは言うまでもないが、これらの遺物が出土することは奈良時代に入ってもなお、一部地域で実修された葬送儀礼に古墳時代的要素が含まれていたことの証となろう。例えばTK209型式期に始まり8世紀前半頃まではほぼ継続して造営され続けた丹後大田鼻横穴群から検出された須恵器の組成が杯を中心としてほとんど変化しないこと（岡田ほか1987）などがその一例である。なお、畿内周辺部に位置する丹後地域の横穴墓の具体相については第2章第3節で取り上げた。

墳墓儀礼の変革の要因に仏教思想が大きな位置を占めるかどうかは不明であるが、天武・持統朝以降は天皇陵において火葬墓が採用されるなど文字通り古墳が終焉し、後の養老喪葬令に見られるような墳墓に関する規定が既に大宝律令には見られること、さらに持統5年(691)の陵戸制の創始（新野1981）により、国家による陵墓の維持・管理が制度化されたこと（藤堂1998）など8世紀以降の墳墓儀礼につながる様々な政策が創り出されたと考えられる。

8世紀前半を中心とする時期の古墳再利用を意義付ける場合、古墳継続使用（追葬）Aと墳墓としての再利用Bや祖霊祭祀・追善供養に伴う事例Eとの弁別が必要な作業となるが、本章ではAとBの弁別方法として以下の点を重視した。すなわち、類型Aの古墳では古墳被葬者の後裔が継続して使用し続けたことになるので、追葬や追善供養などによりある程度断続的な土器の使用が認められること、つまり、古墳再利用の時期が古墳時代の最終埋葬から余り時期差を有さないことである。また、出土遺物の組成は先にも触れたように火葬墓等では古墳時代的な葬送儀礼と大きな差異があることから、須恵器杯・蓋を中心とする遺物の存在を重視した。つまり、Aとした事例は7世紀代の最終埋葬から土器型式で2型式以上の断絶期間を置かないことと、出土遺物が須恵器杯・蓋を主体とすることを判断基準とした。しかし、わずかな出土遺物をもってAとBを判別するのは難しく、和泉下代2(31)・3号墳(32)のように判断基準の確定的な証左に欠ける事例も多い。

これと同様、Eの祖霊祭祀・追善供養との弁別も実は非常に難しくどちらとも判別できない事例が多々あった。奈良時代前半は両者とも古墳時代的な様相をもった儀礼が執行されたと考えられることから、出土遺物の組成に大きな相違点を見出すことは困難である。しかし、寺口忍海E-12号墳(98)のように人骨が検出されるなど埋葬施設としての再利用が確認できれば判別は可能であるし、古墳時代の墓前儀礼の検討作業からいわず追善供養的な儀礼は石室の開口部を中心とする前庭部空間で執り行われた可能性が高い（渡邊1996）ことから、本章では遺物の出土状況を一つの指標とし、原則として石室玄室内出土事例をA、開口部～前庭部出土事例をEと判別した。勿論、埋葬に際して、墓前儀礼のような儀礼が埋葬儀礼とほぼ同時に執行されることも推測されるが、遺物が複数箇所から検出され、時期的にもほとんど差が認められないような事例が当てはまるのであろう<sup>16</sup>。さらに、先にも触れたように当該時期の古墳の分布にはかなり地域的な偏差があり、再利用された古墳の周辺地域における墓制との関係なども判別材料となろう。

では、具体的な事例をいくつか検討してみよう。

8世紀以降も継続的に古墳が使用され続けたと考えられる典型的な事例として大和和爾小倉谷3号墳(68)を挙げることができる。7世紀後半に築造された当墳では8世紀初頭まで継続的に追葬行為が行われており、報告書では第2次床面形成後の葬送行為と評価さ

れている。また、河内垣内3号墳の場合(26)は7世紀前半の築造であるが、7世紀後半まで追葬が行われており、8世紀代の事例は須恵器杯以外にも壺や土師器皿が出土したことから火葬墓として利用された可能性も考えられよう。

さて、近年の相次ぐ発掘調査例の増加に伴い、各地における終末期群集墳の終焉状況がかなり鮮明になってきた<sup>17</sup>。つまり、無袖式石室を中心とする古墳群が小石室を経て、木棺直葬墳や土壙墓をもって終息するというものであるが、今回集成した中にも大和コロコロ山古墳周辺(80)や中山1・2号墳の周辺(79)で検出された土壙墓・土器棺墓群は興味深い事例となった(図4)。報告書でも「7世紀中葉から末葉、8世紀へと追葬されたことは古墳築造期の被葬者につながる人々が新しく古墳を築造せずに追葬もしくは土壙墓に埋葬されていく点、他の群集墳の在り方と異なって」(清水1989、p25)おり、「阿倍氏につながる豪族たちの中で倉梯麻呂前後の宗本家と異なる支族の一員として活躍した人々の奥津城」という評価がなされている(清水1989、p32)。また、時代は若干遡るが大和寺口忍海H-34号墳の場合はTK43型式併行期(以下“併行”期は省略)の築造であるが、かなりの年代差を置いて7世紀中葉から後半にかけて追葬されており、「飛鳥・藤原地域で使用されている土器を入手できる集団でありながら新たに古墳を造ることができなかった」と評価された(吉村・千賀1988、p312)ように、墓制に対する国家的規制の強化に伴い畿内中枢部において新たな墳墓を造営するには単なる経済力だけではどうしようもない強い階層規制が存在しており<sup>18</sup>、止むを得ず従前の横穴式石室を再利用するしかないという逼迫した情勢を見出すことができるのではないだろうか。

その一方で、大和を一步離れると山城尼塚5号墳(21)のように明らかに奈良時代に入ってから前代の古墳とほとんど変わらない無袖式石室が築造されており、新たに再編された国家的身分秩序の許で墳墓造営が可能とされる地位を獲得したが、被葬者、あるいはその後継者が葬送儀礼に関しては保守的な思想を有し、新しい葬送儀礼に基づく新興の火葬墓は採用せず、前時代的な墳墓を築造したと考えることができよう(図5)。古墳時代の遺物が全く出土せず、8世紀前半の須恵器杯蓋などが出土した河内堂山4号墳(37)や但馬箕谷5号墳(61)の事例も尼塚5号墳と同様奈良時代以降の築造と位置付ける方が理解しやすいのではないだろうか。このような古墳の終焉状況の具体相については第2章第4節で取り上げたい。

## B. 墳墓としての再利用

ここでいう墳墓としての再利用とは、たとえ自らを古墳被葬者の後裔と考える人々によるものであっても、古墳時代的な葬送儀礼とは別個の、新たな律令時代の墓制に基づく墳墓として造営・利用されたもので<sup>19</sup>、副葬品に前代の葬送イデオロギーを体現するような須恵器杯・蓋をほとんど使用せず、瓶子や壺、それに土師器杯・皿などを葬送具として利用するものを指す。Aと比べると古墳の最終埋葬からある程度時間が経過してからの再利用が多く、8世紀後半以降の事例がほとんどであり、特に火葬墓としての再利用B1は8世紀後半から9世紀前半に集中している。一例として、7世紀初頭に築造された大和フジヤマ古墳(表29-45)の場合は、片付けの後、黒色土器を骨蔵器として葬送を行うが、骨片、灰が少量の為、火葬骨の分骨埋葬と考えられている(泉森1976、p39)。もし、報告者の言うように分骨埋葬であれば何らかの目的のために敢えて石室再利用を行ったことは間違い

なく、火葬墓としては稀有の黒色土器を使用する墓制を執ったことも何らかの意味をもつ行為なのかもしれない。

木棺墓 B 2 は地域的な偏差が大きく、山城・大和では多見するが、河内・摂津・播磨にはほとんど見られない。しかも、山城の場合はほぼ 9 世紀前半代に限定されており、嵯峨野周辺に集中するが、火葬骨と木炭の検出された広沢古墳（表 29-13）をはじめとする B 1 もほぼ同様の傾向を示している。再利用に際して採用したこれらの葬制の違いが如何なる理由によるものかは興味深い問題であるが、当時の墓制総体の中で位置付けが必要であることから、第 3 章の内容を踏まえ、第 4 章で検討したいと思う。

また、大和での典型例として宇陀市における 9 世紀後半から 10 世紀初頭という限られた期間に造営された一群の資料をあげることができよう。いずれの事例も須恵器瓶子や黒色土器碗類、刀子、玉類など同時期の木棺墓と同様の豊富な副葬品を有しており、能峠 1 号墳（表 29-47）では玄室の南側 4 分の 1 と羨道部を利用して木棺墓を造営する際（図 6）、古墳時代の床面から 30 cm ほど整地を行うが、石棺の蓋石は覆い隠さず、木棺の位置もずらすなど先葬者の存在を十分に意識している状況が確認できた。高田垣内室の谷 2 号墳（表 29-50）の場合でも古墳時代の石棺の存在する玄室を憚って羨道部分に木棺を納置して石室を再利用していた。

前者では整地層下で石棺に土を入れる際、4 点の土器（黒色土器碗 3、土師器杯 1 点）を用いて先葬者に供養的行為を行い、後者も先葬者に対する追善供養を目的として黒色土器皿、土師器皿を木棺小口外にすべて裏伏せで置くなど、葬送思想上の共通点が多く、「系譜的に連なる祖先との合葬行為を意識」あるいは「何ら脈絡もない石室を選んだとは考えられず、少なくとも門閥を同じくすると意識していた」との評価（楠元編 1986、p84）が与えられている。しかし、「250 年という年代幅を考慮すれば血縁的系譜は別問題」との指摘（楠元編 1986、p84）もあるように、地域によって若干の偏差はあるが、墳墓としての再利用がほぼ特定の時期に集中することから、その思想的または社会的背景が問題となつてこよう。

同様のことは既に触れた山城嵯峨野一帯の古墳再利用に対しても言えることであるが、河内愛宕塚古墳（表 29-17）では「古墳の後裔が祖先の墓所を含めた土地所有権を主張」するため石室を再利用したと考えられている（安井編 1994、p72）し、前方後円墳の墳丘部分に蔵骨器を埋納した心合寺山古墳（表 29-16）では「奈良時代に入っても墓地として利用、古墳被葬者の後裔にあたる有力人物か」とされる一方で「秦氏の有力者の墓の可能性」も示唆されている（原田 1976、p34）。特に後者の場合は古墳の墓域を利用しているとはいえ、当時の一般的な火葬墓と比べても墓制としての在り方に遜色はなく、横穴式石室内のように人目に触れない場所ではなく、白日の下で埋葬している点を考慮すれば造墓が許されたかなり上位の社会的身分を有する被葬者が想定されよう。養老喪葬令に基づく造墓規制などに伴い六位以下が止むを得ず古墳再利用を行ったのであれば、古墳再利用の事例は当時の一般的な墳墓よりランクが下がることになり、墳墓の内容にも優劣が見られるはずであるが、間壁氏が指摘されたように、横穴式石室を再利用した墳墓は鄭重な埋葬である場合が多く、再利用を意図した主体者の立場や目的によっても差異が生じよう。古墳再利用の事例を当時の墓制総体の中で位置付ける場合、地域、時期、再利用の目的等々、様々な観点からの検証が必要である。このような墳墓としての古墳再利用の事例について

は、第3章第3節で再論したい。

### C. 律令祭祀に伴う事例

律令祭祀としての位置付けが明白な事例は宮都造當時の古墳破壊に伴うもので、山城の4例を挙げることができる。考古墳(20)の場合は恭仁京造営に伴い周濠を埋める際に須恵器壺が1点だけ据えられたような状態で出土しており(図7)、井ノ内稲荷塚古墳(23)・走田9号墳(24)では長岡京造営に関連した石材採取行為に伴う鎮魂儀礼と想定されている。特に井ノ内稲荷塚古墳の場合は墨書人面専用土器を使用する祭祀行為が後円部墳頂上で行われたらしい。なお、同古墳からは製塩土器片も共伴したことから、大林元氏は長岡京内の製塩土器を伴う祭祀の検討を通して、民間信仰的な祭祀が行われたのであって、製塩土器を用いた祭祀は国家(律令政府)が関与しなかった可能性を説かれた(大林2005)。さらに、古墳周濠から長岡京時代の墨書人面土器や墨書された須恵器杯、木製人形、土馬などが出土した今里車塚古墳(25)の場合は、人面が専門の画工の手によるものと考えられることから周濠で実施された祭祀は民間信仰的なものではなく、大きな行事として祭祀が行われた、あるいは、この古墳の周濠を埋めるにあたってこの古墳の幽魂を慰撫するための儀礼であったと考えられている(高橋編1980、p110)。

次に、律令祭祀に特徴的な遺物の出土した事例として龍王山古墳群E地区の3古墳(74・76・77)を取り上げたい。これらはいずれも人形と考えられる鉄板や銅板、土馬などが出土しており、いわゆる水霊信仰に関わるものと考えられた(図8)。すなわち、「水源の神である龍王を祭る龍王宮が山中にあり、古墳群はちょうど龍王宮へ向かう登山道沿いにあたることから墓前祭祀というより水霊信仰に係わるもの」と考えられており(河上・松本1993、p203)、同時に出土した土師器などは先に触れた井神祭祀の汲水料と位置付けることも可能であろう。

このような水霊信仰に係わる事例は中山2号墳(79)においても、石室が破壊された後に作られた石の積み上げ場から首が飛ばされた土馬が1体出土しており、実際の雨乞いに使用されたものらしい(清水1989、p117)。この他にも土馬の検出された事例はいくつかあるが、前方後円墳の鴨池古墳(85)では古墳の墳丘裾部、新沢千塚古墳群212号墳(86)の場合は墳丘くびれ部から古墳時代の須恵器杯身内に入れられた状態で、同319号墳(87)では墳頂下からそれぞれ出土しており、いずれの事例も都城における祭祀のように木製品や銭貨を伴うことはなく、土馬の単独出土であることから「水神」にまつわる祭祀と考えるのが妥当であろう<sup>20</sup>。

丹切38号墳(84)の事例では墳丘盛土を切り込んだ土壇内から土師器皿が出土し、平城京内で検出された地鎮遺構の在り方と類似することから、何らかの土地に対する地鎮の一例と見做すことができる。

最後に、春日山1～3号墳(63～65)の事例を取り上げよう。これらの古墳はいずれも小石室を有する奈良公園内飛火野所在の古墓群として知られていたが、石室使用石材が自然石であること、石室天井石が不明であること、鉄釘の出土があまり見られないこと、さらに石室内から土馬や土塔が出土したこと等を根拠にして古墳ではなく、春日大社における「祭典後の祭具の埋納の場所としての祭祀遺跡」であるとの見解が出された(中村春寿1981)。勿論、飛火野一帯からは奈良～平安時代にかけての火葬墓や木棺墓も発見されてお

り<sup>21</sup>、地鎮的な意味をもつと考えられる土馬が各所において出土することから、飛火野から鹿園一帯の丘陵台地上は古墳時代から奈良・平安時代までの墓地として利用されたと推定される地域である（松永 1990）。しかし、総計 60 箇所以上に上る奈良公園周辺の土盛り遺構のすべてをどちらかに限定するのではなく、古墳あるいは祭祀遺構の両者渾然一体となった有り様を想定すべきであろう。

#### D. 古墳の転用例

古墳を単なる物理的な目的で転用したものであり、祭祀等を行わない事例である。8・9世紀に属する明確な事例は山城上人ヶ平古墳群（14～19）だけで、いずれも5世紀前半から6世紀前半にかけての低墳丘方形墓であり、横穴式石室を伴うものではない。上人ヶ平古墳群の場合は瓦生産に関連した施設に伴う再利用が中心で、5号墳・20号墳の場合は周濠が再掘削されるなど奈良時代に改修、拡張されている。5号墳は7・8号墳<sup>22</sup>とともに墳丘は削平せず、周濠を利用した雨水の確保あるいは粘土こねの場としての利用が想定されており、20号墳は建物群のまわりをめぐる溝に集まった汚水を流し込む排水施設の役割を担うものである（図9）。また、6・14・15・16号墳ではいずれも人為的な造成に伴う整地層が広がっており、建物建設に際して周濠内に瓦等を敷き詰め堅固な地盤に改良されていた。

古墳再利用に際して祭祀行為を伴わないものの、周濠再利用時の改変作業において墳丘上に埴輪が巡らされていた5号墳の場合、「あえて埴輪列を破壊しないという奈良時代における古墳観の一端を読み取ることもできる」（石井・伊賀他 1991、p51）とされているように、古墳に対するそれなりの配慮があったことは窺える。

上人ヶ平古墳群の場合は低墳丘墓ゆえ視覚的に墳墓としてのイメージが湧きにくいこともあり、明確な祭祀行為を伴わないまま奈良時代に造成されたと思われるが、本章で検討する横穴式石室の場合は墳墓としてのイメージが強いため、8・9世紀という古墳時代とはそれ程時を隔てない時代の人々にとっては何らかの祭祀を行うことなしに古墳を転用することは想像できないことであったのだろう。中世では石室を住居内に取り込み倉庫などに転用するような事例もあるが<sup>23</sup>、こと8・9世紀に限定すれば上人ヶ平古墳群のような事例は例外であり、今後もこの類型に属する再利用例はあまり増加しないと思われる。

#### E. 祖霊祭祀・追善供養

埋葬目的以外で古墳に対して何らかの祭祀・儀礼を執行する事例で、古墳時代終焉以降も継続的に墓前儀礼が執行された場合と、ある程度の断絶期間を置いた後に社会情勢等の影響で系譜関係を主張する目的で追善供養を行った事例の両者が想定されるが、この他にも単なる信仰上の理由から古墳の墓域を聖域と見なして祭祀を修したような場合も含めた。特に後者の場合、周囲に神社や寺院の立地するケースが多いが、摂津高川1号墳（42）の場合は藍本から丹波へ抜ける山道沿いという交通の要所に立地することから古墳儀礼が行われたと考えられている（岡崎編 1991、p41）。

なお、古墳が寺・神社の境内やその近隣に存するケースが多く、また、古墳や古墳群の名称に稻荷神をはじめ神・仏、神社、寺院の名が含まれている例もあることから、「実際の被葬者（たち）が不明確なまま」、「その古墳・古墳群に自分たちの祖先が葬むられており、

祖霊の座す場所として祀り、信仰の対象としてきた」と吉村氏は考えている（吉村 1988、p24）が、それらの事例も本章でいう祖霊祭祀に含めることができよう。

さて、奈良時代以降も継続的に古墳に対する儀礼が執行されたことで有名な事例として、本章の対象地域からは外れるが、鳥取県梶山古墳をあげておきたい（津川 1994）。梶山古墳は変形八角形墳や埋め込みを伴う特殊な方形壇を有することで知られるが、墳丘裾を取り巻く列石を積み直したり、規模を大きく拡張し修復するなど、8世紀末から9世紀前半の時期まで墓前儀礼が継続されたことが確認された。梶山古墳のように明確な継続儀礼の兆候を示す例は非常に珍しいが、第2節で触れたように大和珠城山1号墳(78)の場合は墳墓としての利用というより墓前儀礼的な意味と考えられている。大和高取町のイノラク古墳群では3号墳の南裾部分に10世紀代の木棺墓が構築されていたが、2・3号墳の周辺からは古墳時代以降、飛鳥・奈良時代の土器が検出されており「この箇所が祭祀の場として存続し、平安時代に木棺墓が納められるまでの間をつなぐ資料となる」（松永 1989、p28）との評価もなされたように、長期間に及ぶ墓域管理が継続されていた可能性がある。

各古墳の事例を検討する際、古墳継続使用例との判別指標として遺物の出土状況、具体的には石室開口部～前庭部出土事例を主にEと位置付けたが、それ以外にも各古墳の墳丘裾部や周濠出土事例も原則として本類型に含めて考えることにした。このような出土状況では単なる混入の可能性もあり、特に周濠内出土例は律令祭祀大祓の儀式を想定することもできるが、後述するように当時の人々が目的もなくむやみやたらに墳墓に近付くことはほとんど考えられないことから混入の可能性は薄いと判断し、さらに須恵器杯を中心とする出土遺物の組成も考慮した上で判断したのである。周濠内や墳丘裾部から遺物が出土した事例の中には墳墓としての再利用も多いが、骨蔵器の出土した例や土馬など律令祭祀に伴う遺物が出土した事例を除き、須恵器杯を中心とする器種が出土した事例はEと判断した。古墳時代の墓前儀礼では石室開口部付近の儀礼と墳丘儀礼はほぼ同様の儀礼と位置付けることができたので、本類型の場合も古墳時代的な要素を含んだ儀礼であることから墳丘裾部や周濠出土事例も儀礼の本質にはほとんど差異はないと考えられる。

本類型に属するものとして、須恵器杯を主たる出土遺物とし、石室前庭部から遺物が出土した下山70号墳(4)や古墳周濠内から出土した下山1号墳(3)、塚脇D-1号墳(36)、神木坂1号墳(81)などの事例、さらに古墳の墳丘裾部出土の中井2号墳(53)、神木坂2号墳(82)を挙げることができよう。また、石室閉塞石内から遺物の検出された仏塚古墳(67)の場合は呪術的儀礼を行ったと考えることができるし、土馬の出土した東乗鞍古墳(69)では、古墳に対する祭祀として馬形の献上が奈良時代まで行われたと評価されている（亀田 1982）。

続いて、2箇所から遺物が検出された事例を検討しよう。まず、高川2号墳(43)の場合は8世紀初頭と後半の2時期の遺物が検出され、共に石室内からの出土である。このうち、8世紀後半の事例には人骨を伴うことから火葬墓としての再利用は明白であり、8世紀初頭の事例を報告書では供献形態と位置付ける（岡崎編 1991、p60）が、須恵器杯身の上に杯蓋2つを裏返して重ねるという出土形態はまさに墓前儀礼を彷彿とさせる行為である（図 10）。その他の事例はいずれも同時期の遺物が2箇所に分かれて出土するもので、旭山E-2号墳(12)の場合は玄室床面直上から須恵器杯・壺、土師器甕などが、墳丘裾部からは須恵器杯蓋が出土した。隼上り2号墳(13)では須恵器杯が石室内と前庭部から

出土し、袋尻浅谷3号墳(57)も石室内から須恵器杯と土師器杯、前庭部からは須恵器蓋杯が出土した。これらの事例は出土状況や遺物の組成から判断すればいずれも祖霊祭祀などの墓前儀礼を伴う埋葬儀礼と位置付けることができるが、時期的には8世紀前半に集中しており、出土遺物も須恵器杯が中心であることから、A+E、すなわち古墳継続使用に伴う祖霊儀礼と想定されるであろう。

## F. 日常生活に伴う遺物の混入や不用品の投棄に基づく事例

いわゆる流入や投棄という事例は祭祀行為とは関係ないもので、偶発的な要因で文字通り古墳周辺に遺物が紛れ込むものであるが、8・9世紀という時期に限ってみればこの類例に属する資料は少ない。遺物が混入するには古墳の周辺に人々の生活の痕跡があることが前提となるが、古墳に対して墳墓という意識が明白な時代では一般人は無意味に古墳には近付かないのではないだろうか。高取正男氏は奈良時代末から平安時代初頭にかけての社会では死穢を忌む気運が高まったとされる(高取1979)が、そうであれば当時の墳墓である火葬墓や木棺墓も含め、人々はむやみやたらと墓域には近付かないだろうし、やや時代の下る資料ではあるが、『栄華物語』の「ただ標ばかりの石の卒都婆一本ばかり立てれば、又参り寄る人なし」という記述をみても、死者は一旦葬ってしまうと後は顧みないという当時の葬送観がよくわかるのである。田中久夫氏によれば、藤原氏の墓地であった木幡山には石卒塔婆が建立されているにもかかわらず参詣するものがないことから、墓参の風習がまだ確立されていなかったと考えられており、藤原道長によってはじめられた木幡山の整備も墓地に対するものではなく、浄妙寺を木幡山の近くに建立することであったという(田中1975、p109)。

では、以上のような時代背景を踏まえた上で、この類例に属する数少ない事例を個別に検討してみよう。物集女車塚古墳(22)では前方後円形を呈する墳丘の各所において須恵器をはじめ、皇朝銭や瓦が出土しており、しかも時期的には奈良時代から長岡京時代を経て、平安前期にかけての様々な時代の遺物が含まれていた。古墳の立地が長岡京の北方すぐであることから、京内の人間が来訪、あるいは古墳の方角や距離、形状等の特性を意識し、何らかの目的で利用していた可能性も示唆されている。さらに、長岡京廃都後も継続的な人の訪れが予想され、軒平瓦の存在から瓦葺き建物が存在していた可能性も示された(秋山他1988、p250~252)。

梨本1号墳(66)の場合は羨道部付近の円礫下から和銅開珎が1点出土したが、石室内が自然流路と化した状態で地山面が削られており、文字通りの流れ込みによるものである。なお、当古墳の周辺からは奈良時代の溝が検出されており、土器や土馬、瓦片などが出土したが、平群谷を望む好立地を考えると何らかの施設が存在していたことは間違いない<sup>24</sup>。

龍王山B-8号墳(70)、9号墳(71)の場合は、前者は石室内に落ち込んだ土砂中の表土層、後者は石室外の周辺土砂内からの出土であるが、既に触れたように龍王山一帯は水源の神である龍王を祭る龍王宮が山中にあることから、信仰上の理由に基づく人々の来訪を想定することができ、土器等の遺物が混入する要因となったのであろう。

以上のようにFに属する事例はいずれも当時の人々が古墳に近付くための特別な事情が看取されるのであり、例外的な事例と看做すことができよう。



## 6. 古墳再利用の消長と社会的背景

前節までの各節にわたって、古墳再利用の類型化とその意義について簡単に述べた。それらを踏まえ、本節では類型ごとの消長と再利用が行われた社会的背景について、文献史学における成果を援用しながら触れてみたいと思う。

では、はじめに古墳再利用の類型ごとの消長を簡単に眺めてみよう。

図 11 によれば A・A' は 8 世紀初頭から前半の時期に限られ、畿内およびその周辺地域ではやはり古墳時代的な墓制は律令時代の墓制に急速に取って代わることがわかる。これを裏付けるように火葬墓など墳墓としての再利用 B が早くも 8 世紀前半代に始まり、10 世紀代に至るまで古墳再利用の中心的な類型となることは間壁氏が述べられた通りである（間壁 1982a）。ただ、火葬墓としての利用はほぼ全時代にわたって見られるが、8 世紀前半の事例は古墳の墳丘を利用して骨蔵器を埋納した事例に限られ、石室内での埋葬は 8 世紀後半から 9 世紀前半の時期に一つのピークが認められるのである。また、木棺墓の採用は 9 世紀前半以降に限られ、山城では 9 世紀前半にほぼ限定できるが、河内や大和ではむしろ 9 世紀後半から 10 世紀初頭頃に再利用時期の中心があり、古墳再利用の歴史的位置付けを図る上で重要な相違である。

C の律令祭祀に基づく事例は宮都造営時の破壊行為や水霊信仰に伴うものなど特定時期に限定されることなく、各個別の事例が必要に応じて適宜修されたものであるが、現状では律令政府の中心が存在した山城・大和地域に限って認められている<sup>25</sup>。ただ、国家的事業に伴う地鎮め以外に各地方においても様々な律令祭祀が行われたはずなので、今後、この類例に属する再利用例は増加すると思われ、大和丹切 38 号墳（84）などはその一例であろう。

次に D の祭祀以外の転用例であるが、既に触れたように横穴式石室では認められない事例であり、8・9 世紀という、地方においては依然、古墳時代が継続しているような、石室に対する墳墓としてのイメージが生々しい時代では儀礼を伴わない再利用はまず考えられないことであった。

さて、E の祖霊祭祀・追善供養的な再利用が行われた時期は 8 世紀前半と 8 世紀後半から 9 世紀前半という二つのピークが認められ、ほぼ A と B の類型の消長と対応関係にあり、この類型の修された社会的背景が A・B と同様であることを示すようだ。

最後に、混入など偶発的な理由で遺物が検出される F の事例は本質的にはいつの時代でも有り得ることで、特定時期に集中するような性格ではないが、人々が墳墓に近付くことを躊躇するような社会情勢下ではあまり認められないはずである。8・9 世紀という時代は、例えば平城京内や平安京内において河原等が葬地の一部であり、そこでは埋葬というより遺棄に近い状態であったらしいことが知られるが<sup>26</sup>、長屋王に関する『日本霊異記』の記事をみれば、呪術的な意味から身分の高い人は遺棄ではなく埋葬し、死者の気を封鎖することが必要であったとされるように<sup>27</sup>、恐らく古墳など視覚的にも明らかな墳墓には当時の一般的な社会感覚では近付くべきものではないと考えられたとしても不思議ではない。つまり、先に触れた D と同様、古墳時代終焉直後という社会状況により F の事例もほとんど認めることはできないのである。

古墳再利用の類型ごとの消長は以上であるが、A・B・E の各類型の消長から古墳再利

用には8世紀前半、8世紀後半から9世紀前半、さらに9世紀後半から10世紀初頭という3つの画期があることがわかった。では、それぞれの画期が生み出された社会的背景とは如何なるものであったのだろうか。

### ① 8世紀前半の画期

この時期は火葬墓としての再利用も認められるが、中心をなす事例は古墳継続使用としての追葬的利用であり、祖霊祭祀・追善供養的な事例も多い。これらの現象は畿内における古墳終焉の一形態と捉えることが可能で、「律令国家」が導入した階層の枠組みの中に組み込まれた社会的に上位の氏族は火葬墓という新たな墓制・葬制を採用したが、養老喪葬令によれば造墓できたのは五位以上の氏族に限られていたことから、これらの規制により造墓できない階層の者が古墳を継続使用あるいは再利用したと思われる。つまり、畿内といえども古墳終焉の状況は必ずしも一律ではないのである。

播磨ではこの時期の古墓はほとんど見られないが古墳再利用例は多い。また、現在の京都府内の古墓の分布状況はほぼ旧山城国の範囲内に限られるが、再利用は丹後・丹波をはじめ府下全域に及んでいる。中央から離れば離れるほど、元々保守的という性格を有する葬送思想ゆえに8世紀に入っても古墳時代的な要素を含んだ儀礼が継続されたり、或いは造墓規制上の制約から律令時代の墓制とは別個のものとして止むを得ず旧来の儀礼を取り入れた可能性もあろう。勿論、この時期の再利用例の多くは古墳の被葬者が誰であるかを承知の上で行われたと考えられるが、単なる古墳終焉に伴う過渡期的様相という位置付けならば、このような事例がもっと多くても不思議ではない。しかし、実際に再利用がなされたのはほんの一握りの古墳に過ぎない。では、これら再利用は如何なる社会情勢に起因するものなのであろうか。

「律令国家」による諸政策の中でも公地公民に基づく土地の公有化は重要な柱の一つであるが、慶雲3年(706)3月14日の詔に記された、周二三十歩に限り「氏々祖墓」にとまなう土地の私有を認めるという例外規定を念頭に置くなれば、先学も指摘されたように土地所有権を主張することを目的として古墳を再利用した可能性が大きい。北氏によれば養老喪葬令の三位以上条は「墓域を営むことによる土地の私有独占が増加するのを制限しようという目的があった」(北 1996 p15)とされるが、造墓することがすなわち土地の所有を意味するという当時の情勢が窺える。また、間壁氏は墓地所有権の主張に関連して、墓地買地券を一つの根拠として述べられているが(間壁 1982a、p77~79)、古墳再利用においては類似品を含め、一切出土しておらず、本章では検討しなかった。

7世紀末葉以降、急速に進む「律令」に基づく社会体制の変革に対応するため、諸豪族たちは様々な対応策を採ったと思うが、土地公有化に対抗する手段として古墳再利用を実行したと思われる。特に、社会的身分秩序で下位に位置付けられ、造墓が認められない氏族にとっては墓域の確保は至上命令であり、前代の古墳被葬者が明白な場合はなおさら、古墳を再利用することで、墓域の継続を主張したのであろう。持統5年(691)の詔にある「祖等墓記」の提出を造墓規制のための作業としてとらえた岡野氏の説(岡野 1979、p8)があるが、同様に北氏も「その当時の代表的な氏十八の祖墓を営墓許可のために登録する書類を提出させたことを示す」(北 1996、p15・16)と考えられており、これらに含まれない中下級氏族が古墳再利用で造墓を図ったと考えられる。

このことを殊更に強調するため、古墳再利用に際して盛大な追善供養を実施した可能性もあるし、たまたまこの時期に埋葬対象者が存在せず、古墳に追葬できない場合は祖霊祭祀のみを執り行い、先祖代々の墓域であることを主張したと考えられる。また、大和コロコロ山古墳や中山古墳群の周辺で検出された墳墓群の場合は本来ならば氏族を基準とした造墓規制の中で造墓が認められなかった人々が氏族の中心的人物を被葬者とする古墳の墓域を利用することでかろうじて営むことのできた墳墓と位置付けることが可能である。

これに対して、継続使用ではなく、火葬墓など「律令国家」の設定した墓制に組み込まれた墳墓として古墳を再利用する事例はどうであろうか。例えば大和での古墓の分布は当時の要路周辺など5箇所集中地点が認められるように、「律令国家」によりある程度氏族単位の墓域が設定されていたが、河内心合寺山古墳例（表 29-16）のように古墳の墳丘を利用した場合は古墳被葬者との系譜関係を主張することで、「律令国家」の規制にとらわれなく、氏族独自の墓域を持つことを認めさせたのではないだろうか。時期は不詳ながら同じように古墳墳丘を再利用した丹後後野円山2号墳（表 29-2）の場合、古墳群中最大規模を有する1号墳ではなく2号墳を利用しており、再利用を行った氏族は古墳群が存在する一帯を墓域として主張する際、少しでも広い範囲の墓域を設定するため、古墳群の存在する舌状台地の一番端に立地する2号墳を利用したと考える事も可能である（図 12）。

以上をまとめると畿内における古墳の継続使用ならびに墳丘を利用した再利用はいずれも墓域としての土地所有権の主張が主たる目的であったと考えられ、特に継続使用の場合は国家的な身分秩序のもとで造墓が認められなかった下位の階層に属する氏族の打開策との位置付けができると思う。

## ② 8世紀後半から9世紀前半の画期

間壁氏は8世紀末から9世紀初頭に畿内縁辺で自己の祖先を明らかにする必要性が存在し、自己の氏姓を主張する手段として古墳再利用が行われたとの意義付けをされた（間壁 1982a）。火葬墓或いは木棺墓などの墳墓としての利用がこの時期に集中し、さらにいくつかの古墳では祖霊祭祀も実施されたことから、「直接の血縁関係はなくても古墳を利用したと云うことで自己の出自を主張」（間壁 1982a、p77）した社会的な背景として、桓武天皇の「延暦十年の改革」などに伴う祖先祭祀の画期を挙げることができよう。

この改革では、天皇の地位の正統性を主張することを目的に現実の近い祖先だけを祭る国家的祭祀が成立したと考えられるが、このような皇統の転換に伴い系譜関係の確認のために陵墓祭祀が利用されたことから、各氏族も自己の出自を再確認する必要に迫られ、系譜関係を主張するために古墳を墳墓として再利用したり、追善供養を行った可能性がある。この系譜関係ということに関しては「家は血縁・血統と必ずしも同じではない」（竹田 1978、p139）という竹田聰洲氏の意見（竹田 1978）に耳を傾ける必要がある。すなわち、「家は血縁・非血縁を超えてそれ自身存続しうる」ものであり、「家の本質は血縁ではなくして系譜関係とみるべきである」（竹田 1978、p139）ことから、古墳再利用に関しても、再利用する側がある程度の祖先伝承などをもとに系譜関係を主張しようという意志さえあれば、直接の血縁関係がなくともさしたる障害にはならなかったと考えられる。

さらに、古墳再利用で使用される遺物の組成は8世紀末葉以降土師器杯・皿が中心となるなど、大きく様変わりすることから、古墳再利用に伴う葬送儀礼の内容にも大きな変化

のあったことが窺える。また、「埋葬地を死者の永遠に眠るところと見、永遠の祭祀を期待した」（田中 1975、p84）という元明太上天皇の遺命（721）を例外とすれば、墳墓に関しては葬送儀礼のみを重視し、墓所はほとんど意識しないという当時の人々の葬送意識は根強いものであり、荷前制と空也以降の浄土教の影響によって遺体に関する観念が変化し、墓詣での風習が登場したのが 11 世紀を待たねばならなかったこと（田中 1975）を勘案すれば、わざわざ、数百年以上も前の古墳を自らの祖先と見做して供養し、再利用するためには明確な目的意識がなければならない。

8・9 世紀にかけての陵墓祭祀の変質が火葬墓や木棺墓という当時の墳墓儀礼の在り方に大きな影響を与えたことは既に黒崎氏が明らかにしており（黒崎 1980）、同様に各氏族がこぞって古墳再利用に励んだ理由もやはり陵墓祭祀の変質に求めることができると思われる。例えば、丸山竜平氏は大津市瀬田若松神社境内古墳の調査において、8 世紀末葉頃に排水施設や墳丘の修築、石室内で焚火と供献が行われたことから、土師四腹中三枝族の改姓に伴う祖先への祭りと捉え、土師氏一族にとって最も意気揚揚として祖先をかえりみる時期であったと意義付けた。これは、外祖母が土師氏の出身である桓武天皇の登場で改姓を許されたという延暦 9 年の史実に基づく考察であるが（丸山他 1976、p21・22）、祖先が現実社会にも威力を示す存在として観念されるようになった祖先祭祀の発展とも軌を一にする現象である。

また、山城嵯峨野における古墳再利用が 9 世紀前半代に集中するという事象に対しても、桓武天皇の母が渡来系氏族の出身であることから、この時期に渡来系議政官が増えてくる（吉田ほか 1995、p21・22）という史実と対応させることも可能であろう。さらに、奈良時代以来の公地公民制という「律令国家」の根幹は既に班田制の崩壊に代表されるように衰退の一途を辿っており、『日本後記』延暦 18 年（799）の和気氏・菅野氏の墓域侵害に関する記事に見るごとく、公的秩序の崩壊は目を覆うような有様であり、各氏族は改めて祖先の墓域を主張する必要にも迫られていたに違いない。

北康宏氏は『続日本後紀』「承和十年四月二十一日条」にある神功皇后陵と成務天皇陵の位置を誤っていたという記事を例にあげ、「このころには陵ですらそうしたありさまであった」ことから、「八世紀半から九世紀前半の氏族原理の変容にともない私的管理にまかされていた律令制的氏族墓が衰退、荒廃した」と述べられた（北 1996、p34）。確かに「公的守衛の対象外であった氏族墓」は、前代の古墳のような視覚的に明確な表象を伴わないことから、多くの氏族にとっては既に過去のものであった。それ故、当時の「祖先顕彰の意識の高揚」（北 1996、p43）や祖先祭祀の大きな変革によって近親祖先に対する祭祀を行おうとしても対象とすべき祖先墓を見出すことができず、自らの本貫地付近に存在する遠い昔の在地の有力者の墓、すなわち古墳時代の横穴式石室を祭祀対象として取り入れた、つまり、石室の再利用を行ったことも十分に考えられよう。また、貞観 13 年（871）閏 8 月に出された太政官符（「類聚三代格」巻十六）では、無許可で自然発生的に占有された当時の葬地が否定されており（森 1973、p56）、何らかの葬地に対する規制が働いていたことから、平安後期以降に見られるような単なる即物的な無秩序な古墳再利用は未だ行われていなかった可能性が大きいのである。

なお、当該時期の墓制に関する史料と実際の墓制の動きについての検討は第 5 章を参照して欲しい。

### ③ 9世紀後半から10世紀初頭の画期

この時期の類例は大和国、現宇陀市域において木棺墓を埋葬する事例が中心であり、薄葬を基調とする当時の墓制にあって、刀子や玉類をはじめとする豊富な副葬品を有することが異色である。山城や播磨ではこの時期の再利用がほとんど認められず、河内では火葬墓・木棺墓ともに見られるが、大和の例と比べると副葬品はあまり豊富とは言い難い。

なお、古墳を再利用する際、火葬墓・木棺墓の両者が存することについては墳墓としての内容の優劣などその位置付けを明確にする必要があるが、先にも触れたように火葬墓に対する木棺墓の厚葬さは指摘できるものの、墳墓としての位置付けについては同時代の古墓全体の検討を行う必要があり、第3章で論述したい。

さて、陵墓祭祀の上で、9世紀中頃には国忌・荷前奉幣をとどめる天皇遺命が続き、山陵で仏教的儀礼が実施されるなど、古代陵墓制度における転換期であり、神事的儀式としての荷前が衰退した。このような荷前制の衰退はもはや古墳を再利用することで自らの出自を主張するという行為が意味を為さなくなったことを決定付け、Eの追善供養は9世紀前半代で衰退し、9世紀中頃以降墳墓としての再利用例も減少していったと考えられる。

そういう意味では先の大和の事例は特殊であり、新たに台頭した新興氏族の存在などが想定できるが、宇陀市域における新興氏族の存在を具体的な文献史料の中に見出すことはできるのであろうか。

律令時代の榛原、即ち宇陀市は古代きっての名族安倍朝臣氏の出身地として有名であるが、宮廷官人として中央政界に進出するに従い、多くの氏々は都へと住居を移し、宇陀市域に占住した安倍氏は正に忘却され衰退凋落した存在であったという（堀池 1993、p462・463）。能峠3号墳で再利用された平安時代前期の木棺墓からは水滴に使用された墨付きの須恵器平瓶が出土しており、報告書では「被葬者は生前、字を書いていたと推察される」ことから「地方官人であった蓋然性が高い」（楠元編 1986、p121）とされたが、宮廷との関係でいえばその候補として、古代の名豪であり、延長6年（928）に内覧として出仕した県使首氏の一族をあげることができよう。それ以外にも平安時代初期には大伴大連金村の後裔と考えられていた仲宿祢氏の一族があり、承和2年（835）に改姓されたことが10世紀の文書に見えるという。また、嘉祥元年（848）、外従五位下に叙せられた吉野連氏の分岐氏族も占住していたが、貞観2年（860）に狩猟の地として宇陀郡一円が源融に下賜されたという記事もあり、源氏の所領を通して在地荘官に源氏を名乗る者が派生したという（堀池 1993）。

時あたかも、律令制システムの転換期であり、9世紀末葉には受領が登場する。また、9世紀後半に始まった藤原摂関政治の発展に伴い、「天皇家と藤原太政大臣家とが相互補完的なものであるという思想が押し出されてくる」（北 1996、p43）ようになったことから、藤原氏の先祖墓の再興が進められたと考えられているが、天安2年（858）に十陵四墓制が登場することや藤原時平によって延喜2年（902）には律令制再建策が打ち出されるなど、9世紀後半から10世紀初頭頃に行われた古墳再利用の社会背景を考える上で見逃すことのできない重要な史実をここに見出すことができるのである。

少なくともこれら一連の動きが中央における藤原氏の政策に呼応したものであるとすれば、「地方官人」という被葬者像の推定も踏まえ、当該時期の文献に名前を残すような上記した有力氏族のいずれかを古墳再利用の主体者と位置付けることが可能であろう。筆者

は第3章第3節で述べるように源融こそがその被葬者としてふさわしいと考えている。

さらに延長5年(927)の『延喜式』によって「名実ともに律令国家の陵墓制度は終焉」した(北 1996、p41)という北氏の意見を踏まえると、古墳再利用の第3の画期もこれと歩調を合わせたものであるといえよう。また、9世紀後半以降の再利用の画期を考える上で周辺地域の古墓の動向も見逃すことはできない重要な視点である。宇陀市域においては八稜鏡の出土した神木坂SK03(10世紀前半の木棺墓)、丹切38号墳土壙墓(9世紀後～末葉)、野山支群1号土壙墓(10世紀前半)が知られるに過ぎず、同時期の古墓がほとんど検出されていない中で古墳再利用の事例が際立つのである。これに対し河内柏原市域では高井田墳墓群が9世紀後半に築造のピークを迎え(9基)、玉手山古墓群も9世紀代の築造が中心であるなど、周辺地域で墳墓が盛んに造営される時期に、あえて田辺古墳群を再利用しており、宇陀市の状況とは明らかな相違を見せる。当然再利用に至った具体的な背景も相違するはずであるが、詳細は今後の検討課題である。なお、律令時代の墓制のもとでは階層によって明確に区分された造墓規制が9世紀以降の律令官人制の再編に伴い、「五位以上」は単なる身分表現に過ぎなくなり、「五位以上集団」が解体していく過程(吉川 1989、p24・25)に伴い、各地において在地主導の墳墓の造営が行われた可能性もあろう。

## 7. 河内における氏墓と古墳の再利用

本章では大和・山城・河内・摂津・播磨など畿内とその周辺地域を対象にして、8・9世紀における横穴式石室の再利用例を類型化し、その意義を述べた。

追葬など古墳継続使用をA、墳墓としての再利用をB、律令制祭祀に伴う事例をC、祭祀以外の転用例をD、祖霊祭祀・追善供養をE、混入等をFとし、それぞれの再利用の消長と社会的背景についても簡単に触れることができた。特に、古墳の終焉とも係わるAについては「律令国家」による身分秩序の下で新たに造墓が許されなくなった階層の氏族が墓域の土地所有権を主張して行ったものであり、Eの追善供養も同様であると判断した。また、Bについては桓武天皇による「延暦十年の改革」などに伴う祖先祭祀の画期や祖先顕彰理念の強調にあわせて9世紀に完成した外祖父母墓制に基づき、8世紀後半～9世紀前半にかけて、各氏族が自己の系譜を主張する手段として古墳を再利用したと考えたが、やがて9世紀中頃以降の陵墓祭祀に仏教的祭祀が導入されたことに伴い、衰退していくことになる。しかし、河内・大和の一部地域においては9世紀後半から10世紀初頭にかけて木棺墓を主体部とする再利用が活発になり、折しも天安2年(858)の十陵四墓制の成立により「天皇系譜の一系性から自立した形での個別化した近親祖先に対する祭祀が表に現われてくることになる」時期と重なることは興味深い。この一連の動きは「令制氏族墓の衰退という状況に対して藤原氏の先祖の墓を再興しよう」という藤原良房の政策であり、「天皇家と藤原氏との相互補完制」、すなわち藤原摂関時代の政治原理にかなうものであった(北 1996、p45)。

奈良・平安時代を通して、原則的に豪族はその出身地の墳墓に埋葬され、女子も出生の氏族の墳墓地に葬送されるというが<sup>28</sup>、同一氏族の氏墓の変遷という観点から柏原市域の古墓を検討した花田勝広氏によれば、河内の氏墓は以下の類型に分けることができるという(花田 1988)。すなわち、7世紀から8世紀にかけて本貫地内に単一氏族の墓域が形成

されるものを第一類型（田辺型）、6世紀代の大型群集墳の墓域内に造墓される非本貫地内埋葬を第二類型（雁多尾畑型）、8世紀代の火葬墓群出現以降に墓域が形成され、本貫地に接して複数の共同墓域が営まれる第三類型（寺山型）、さらに8世紀代に本貫地以外の場所に単一氏族よる小墓域が形成される第四類型（松岳山型）であるが、このうち寺山型の出現に関しては前代の墓域が改変あるいは結合することによって生じると考えられた。

さて、第四類型（松岳山型）は前代の古墳の墓域を利用して造墓活動を行っており、まさに本章で検証した古墳再利用に該当する事例であるが、第三類型（寺山型）は造墓が許可された上級氏族の共同墓域として再編されたもので、この類型に含まれなかった氏族が古墳を再利用することで「律令国家」の造墓規制に対抗したと考えることができる。勿論、前代の墓域に継続して造墓が可能であった田辺古墳群のような事例（第一類型）はわざわざ古墳を再利用して土地の所有権を主張する必要はなかった。これ以外にも、山本奥古墳群や平尾山古墳群雁多尾畑49支群など「7世紀代に新たな墓域を得、築造を開始する集団の墓」である「7世紀代の群集墳」内において検出された「焼土坑」を火葬墓に関連する遺構と位置付けた森本徹氏は「墓制の面で見ると特別に扱われて」いることから、被葬者が「8世紀に入り、先進的な火葬墓をまず受け入れた集団であった」（森本1992、p35）ことを指摘し、政治的な要因を認めるが（森本1991・1992）、田辺古墳群をはじめ一部の氏族のみが何故墓域の継続を行い得たかという問題については未だに十分な回答を用意することはできない。ただ、本文の「8世紀前半の画期」の部分でも述べたように、これらの事例を心合寺山古墳などと同様、各氏族の自律的な意志に基づく墓域確保の結果と見做すこともできよう。あるいは、渡来系氏族との関わりなども考慮に入れておく必要がある。

この田辺史氏の有力家族の墓域と考えられる古墳群・墳墓群は7世紀前半以降、8世紀中葉まで造墓され続けるが、9世紀末になり再び墓地として再利用され（図13）、それ以降も遺構の重複が認められないことから、後世にわたって墓域としての存在が意識されていた可能性も指摘されており（花田1987、p50）、前節で触れた大和宇陀市域の古墳再利用と同様、この時期に新たに台頭した新興氏族が在地のかつての有力氏族との系譜関係を主張することで社会的に一定の位置を占めることを目的とした再利用が行われたと思われる。

旧安宿郡に属する田辺古墳群は田辺史氏の氏墓という説が定説であり（花田1987）、隣接する田辺史氏の氏寺と考えられる田辺廃寺が室町時代まで存続したことから、これらの古墳再利用を田辺史氏に関係する行為と捉えることもできる。ただ、田辺墳墓群の属する資母郷は竜田道があり、平城京に至る交通の要衝であったという事実も重要である。しかし、具体的な史料の上からは9世紀後半以降の安宿郡に関する記述として『三代実録 卷卅二』に「元慶元年（877）河内国安宿郡人百濟宿禰有雄本貫を京都に移す」（沢井1975、p94）という内容のものが知られるにすぎず、具体的な位置付けは今後の課題である。

では、最後に第二類型（雁多尾畑型）に関して簡単に触れてみよう。大規模群集墳の墓域内に古墓を営む事例は寛弘寺古墳群をはじめいくつか知られるが、これらの事例はいずれも在地性の強い地方豪族に対して「律令国家」が造墓を認める際、前代の群集墳という墓域を再利用して他律的に配した可能性があるだろう。これに対して、第3節でも触れたように古墳再利用に関してはいくつかの例外を除き、畿内の大規模群集墳では認められないという注目すべき事実がある。例外的に再利用の確認された古墳群のうち、播磨西脇古墳群

の場合は8世紀以降も墳墓が営まれた可能性があることから単なる混入の可能性が強く、奈良県龍王山古墳群の場合は山中に存在する龍王宮に対する水霊信仰に伴う事例と考えられた。

何故、大規模群集墳では再利用が行われないのであろうか。

本章で意義付けたように8世紀前半の事例は国家的身分秩序の下で造墓できない階層の氏族が墓域の土地所有権を主張するために再利用を行ったもので、8世紀後半から9世紀前半の事例では各氏族の出自を主張する手段として古墳が利用された。しかし、高安古墳群や平尾山古墳群のような同一氏族の枠を超えて、他律的に配された共同墓地的な性格を有する大規模古墳群の場合は各古墳を築造した有力家族等の本貫地とは別の、勢力基盤とは遙か切り離された遠隔地に墓域として再編されたものであり、各古墳の存在する墓域周辺の土地所有権を主張しても意味をなさないといえよう。このような大規模群集墳において出自や墓域を主張しようとするれば、何百基にも及ぶ古墳群中の古墳すべてを祖墓と主張するわけにはいかないことから、任意に自らの祖先墓を選別する必要があるが、見た目にもほとんど同規模の横穴式石室墳が多数を占める中でこれこそが祖先墓だという合理的な根拠を見出すことは困難であったと考えられる。

つまり、古墳再利用がなされるのは、目前に勢力基盤や本貫地の広がる各地の在地性の強い小規模な群集墳において、有力氏族・豪族が墓域の所有権を主張するために執行される場合といえよう。このことを踏まえると各地における群集墳の性格付けを考える際、再利用の有無が在地勢力との有機的関連の有無を判断する一つの基準となる可能性もあろう。

群集墳が出現する背景については個人身支配の萌芽を認める立場をはじめ様々な説があるが、白石氏の唱えられたように「ヤマト政権という支配秩序への組み込み」を「擬制的同族関係の設定」に基づいて行った(白石1984, p186)結果が群集墳であるとするれば、大規模群集墳では後世の人間にとっては尚のこと特定の石室を自らの出自の証明足り得るような表現手段には使いづらかったはずである。つまり、横穴式石室墳において再利用が積極的に認められるのは墓域の設定にある程度自分たちの意志が反映できるような在地性の強い群集墳に葬られた被葬者の後裔たちであり、共同墓地・集団墓地として特定地域内の墓域に再編された群集墳では前述の理由により、墓域所有権や出自の再確認に伴う古墳再利用は実修し難いものであった。

さて、本章では古墳再利用の総体的な位置付けをはかることに主眼を置いたため、各個別の事例の検討が不十分であり、再利用の意義付けについても、ほとんど無批判に文献史学の成果や当時の史料を取り入れ、安易に結びつけて評価した点、多くの異論もあろう。また、地域によって出土遺物の様相が微妙に違うことからそれらを踏まえた上で各地域における古墳再利用の意味付けを明確にする必要がある。さらに、再利用に際しての火葬墓や木棺墓という葬制の違いの意味や古墳再利用例の古墳墓全体の中での位置付けについても触れることができなかった。特に、後者については同時期の墳墓の集成を行った上で検討しなければならない。長舌を振るった割りには、当初の目論みとは案に反し、単なる資料集成と研究史の整理に終始した感があるが、一先ず、この拙い試論の筆を置くことにしよう。残された課題については第2章以下で詳述したい。



(註)

1. 今回の資料収集に際しては、原則として報告書等引用文献記載の年代観をもとに、8～9世紀、一部10世紀初頭までの資料を考察の対象としたが、一部の資料では筆者の年代観に従い報告書記載の年代観と相違するものもある。なお、当該時期の土器編年については(中村 浩 1981・1990)、(大川ほか 1996)、(山田編 1994)等を参照した。
2. 表1に集成した以外にも例えば兵庫県福崎町東大谷古墓(兵庫県教委 1969、p42)や大阪府羽曳野市高塚古墓(大阪府教委 1997、p115)など、横穴式石室を再利用した火葬墓と考えられる資料もあるが、具体的な報告が行われておらず実態が不明であることから、今回の考察対象からは省いた。
3. 群集墳と奈良時代の墓域が重複しないことについては、既に森浩一氏が「深草山型埋葬地」と名付けた8・9世紀の埋葬地において、墓域内に前代の群集墳が見られないことを述べている(森 1973)。
4. 古墳再利用に際して鏡を副葬した事例として兵庫県金谷1号墳(表2-39)を挙げることができる。この古墳からは奈良時代の瑞雲双鸞八花鏡が出土しており、「祖先の古墳を利用して埋葬した時に納められたもの」(片山 1994、p30・31)と考えられている。なお、この他にも横穴式石室内から鏡の出土した事例として大阪府柏原市本堂北の小古墳群出土と伝えられる瑞花蝶鳥文鏡があるが(山本 1969)、小林義孝氏の聞き取り調査によって平安初期の木棺墓であることが判明しており(小林 1990、p15・16)、今回の集成には含めなかった。
5. このような出土遺物の相違が何を意味するのかという意義については今回検討することができず、今後の課題となった。しかし、現象面としての畿内とその周辺地域における地域色は第2章でも述べるように令制国単位で古墳の終焉状況についても認めることができ、宮都の所在やそれに伴う中心一周縁関係など様々な要因が考えられる。なお、本論のように出土品の組成から古墳再利用の意義を考える場合、火葬墓や木棺墓などの当時の葬制にあって、階層ごとに葬送儀礼の内容が異なる可能性もあり、一括して取り扱うことにはいささか問題もあるが、このような階層ごとの葬制の意義については次章以下の検討で明らかにしていきたい。
6. 今回の検討作業に伴い、同時期の火葬墓・木棺墓・土壙墓という墳墓の種類ごとに副葬品の組成が如何に異なり、さらにそれが時期によってどのように変遷するかを令制国単位で或る程度明らかにすることができ、具体的な様相については第3章で検討を加えておいた。
7. 古墓の集成は黒崎氏(黒崎 1980)や安村俊史氏(安村 1997a)、地村邦夫氏(地村 1995)の各集成表をもとに若干の資料を追加したが、各氏の表中に記載されていても実態が不明で検討できない資料は取り上げなかった。
8. 小林義孝氏は従来火葬墓として扱われていた資料の中に、「遺骨を納めた納骨施設の周辺に、拾骨ののちに残った遺骨の断片や灰・炭などを埋納した土壙」(小林 1995、p88)、すなわち「火葬灰埋納土壙」が含まれていることを指摘し、火葬墓の墓域を画すという機能をもつものと考えられた(小林 1992)。
9. 『続日本紀』宝亀十一年十二月四日の条
10. 日野宏氏は木棺直葬墳から横穴式石室墳への過渡的状況として、大和外鎌山北麓古墳

群や石光山古墳群、赤坂古墳群などにおいて、前代の木棺直葬墳を破壊して横穴式石室墳を築造する事例を示されたが、石光山古墳群における古墳時代の改葬に関して「古墳破壊の際に掘り出された人骨を再埋納した」可能性を指摘され、これら古墳の破壊行為は限られた墓域内で造墓を続けるための同一造営集団によるものと考えられた（日野 1997）。

11. 兵庫県内の律令期の祭祀遺跡については渡辺昇氏が集成と検討を行っている（渡辺 1992）。
12. 都城における律令祭祀の検討については、都城ごとに以下の文献を引用した。  
平城京…金子 1985b、長岡京…上村 1997、平安京…金子 1985b、久世 1988  
なお、律令祭祀全般に関しては岡田氏の著作（岡田 1970・1991）を参照した。
13. この他にも古代の井戸を扱った論考として、平城京内で検出された井戸遺構を集成し、井戸の構造や出土した祭祀遺物を検討した篠原豊一氏の業績を挙げることができるが（篠原 1990）、篠原氏は井戸における祭祀遺物を井戸掘形、井戸枠濾過施設、井戸枠内と出土地点ごとにその概要をまとめられた。
14. 畿内における古墳の終焉状況に関しては既に多くの業績があるが、今回は河上邦彦氏（河上 1995）、白石太一郎氏（白石 1982）、和田晴吾氏（和田 1992）の説をそれぞれ参照した。
15. 8・9世紀以降も関東や東北地方などにおいて古墳が築造され続けることに関しては既に述べた間壁氏の論考（間壁 1982b）以外にも、古墳終焉の地域性の研究に主眼をおいた森本徹氏の一連の成果（森本 1995a・b）や、東国における古墳の終末を体系的に位置付けた国立歴史民俗博物館による研究報告（国立歴史民俗博物館 1992）などがある。
16. 旭山E-2号墳（12）、隼上り2号墳（13）、袋尻浅谷3号墳（57）などの例がある。
17. 終末期群集墳に関しては近年、重要な報告が相次ぎ、それに伴う研究も活発であるが（木下 1985・1993、楠元 1987、服部 1988、森本 1995a・b、安村 1991）、埋蔵文化財研究会において「古墳群集墳の終焉と火葬墓の出現」というテーマのもとに地域毎の整理も行われている（服部 1997、森本 1997、安村 1997b）。
18. 岡野慶隆氏によれば、養老喪葬令三位以上条と同様の条文は少なくとも浄御原令の段階で成立していたと考えられている（岡野 1979、p5～9）。
19. ここでいう「律令国家」的な墓制とは養老喪葬令に規定されたような階層規制を伴う造墓活動のことを示す。
20. 表1に掲げた以外にも古墳から土馬が出土した事例として以下の例を挙げることができる。  
【京都】内山田1号墳（大槻 1982）、同2号墳（高橋 1985）、塚本古墳（木村 1984）、以久田野17号墳（平良 1974）  
【奈良】富雄木嶋古墳（土井 1955）、富雄丸山古墳（土井 1955）、トヨオカ2号墳（東・西藤 1983）、瓦塚1号墳（関川編 1976）  
なお、土馬一般に関しては泉森氏の論文（泉森 1975）を参照した。
21. 「なら・シルクロード博覧会」会場予定地の事前調査で骨蔵器や骨片、炭の入った土壌、木棺墓などが検出された（松永 1990）。
22. 7・8号墳からは再利用に伴う遺物が出土していないので表1には掲載しなかった。

23. 筆者の経験では兵庫県芦屋市城山 15 号墳の調査で、横穴式石室が中世の礎石建物の構築面と接続して建物の一部に取り入れられた事例を挙げることができる（森岡 1985）。
24. 奈良時代の溝の西側に擁壁が設けられていた可能性があり、西側平坦部に建物等の存在が想定されるが、後世の削平が激しく、確認できなかったという（寺沢 1985）。
25. 表 1 並びに註 20 で挙げた土馬の出土地についてもこれら律令祭祀に伴う遺物の分布状況と同様の傾向を示すことは言うまでもない。
26. 森浩一氏は『続日本後紀』の記録によって、平安京において河原地形が無秩序で大規模な葬地と化していたことを指摘し、「佐比河原型葬地」と名付けたが（森 1973、p54）、金子裕之氏も平城京において京城南の稗田から西方一帯の河川敷が百姓葬送地であった可能性に触れ、葬地に関する概念が平安京へとつながる可能性を述べた（金子 1984、p73・74）。
27. いわゆる怨霊思想が桓武天皇の時代から顕著になることは言うまでもないが、身分の高い人々は死者の「気」の活動を封鎖するため、大きな墳墓を築成することを必要とし、埋葬されれば墳墓に対する祭祀は見られなかった。そのため、威力ある霊はこのような封鎖すらもこえて、「疫病の流行、早天等という方法でその存在を主張し、慰撫を要求」したという（田中 1975、p88～90）。
28. 生まれ故郷の備中国英賀郡を離れ、華やかな都暮らしの後、故郷に葬られたある平安女性の遍歴をものいわぬ沈黙資料である考古資料を用い、雄弁かつ具体的に述べられた秋山浩三氏の論考（秋山 1995）は注目すべき見解である。

（引用文献・参考文献）

- 秋山浩三 1995 「故郷に葬られたある平安女性」『大阪文化財研究』第 9 号（財）大阪府文化財調査研究センター p1～28
- 秋山浩三他 1988 『物集女車塚』向日市埋蔵文化財調査報告書第 23 集 向日市教育委員会 東 潮・西藤清秀 1983 「高取町の古墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1982 年度』奈良県立橿原考古学研究所 p331～334
- 網干善教 1979 「日本上代の火葬に関する二、三の問題」『史泉』第 53 号 関西大学史学会 p1～20
- 阿部武彦 1984 「上代氏族の祖先観について」『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館 p125～187
- 新井喜久夫 1966 「古代陵墓制雑考」『日本歴史』第 222 号 日本歴史学会 p16～33
- 石井清司・伊賀高広他 1991 『京都府遺跡調査報告書第 15 冊 上人ヶ平遺跡』（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 石部正志 1961 「歴史時代における古墳の再利用」『同志社考古』第 1 号 同志社大学考古学研究会 p3～12
- 泉森 皎 1975 「大和の土馬」『橿原考古学研究所論集』創立三十五周年記念 吉川弘文館 p399～422
- 泉森 皎 1976 「2 鳥見山周辺古墳調査 4 フジヤマ古墳群」『奈良県文化財調査報告書第 28 集一奈良県古墳発掘調査集報 I 一』奈良県立橿原考古学研究所 p31～42
- 上村和直 1997 「長岡京における祭祀」『堅田 直先生古希記念論文集』同刊行会 p415～

- 大石雅章 1990「平安期における陵墓の変遷—仏教とのかかわりを中心に—」『日本古代葬制の考古学的研究』大阪大学文学部考古学研究室 p59～84
- 大川 清・鈴木公雄・工楽善通編 1996『日本土器事典』雄山閣出版
- 大阪府教育委員会編 1977『大阪府文化財地名表』大阪府教育委員会
- 大槻真純 1982「内山田古墳発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第4冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p72～77
- 大林 元 2005「律令期祭祀と井ノ内稲荷塚古墳出土製塩土器」『井ノ内稲荷塚古墳の研究』大阪大学文学研究科考古学研究报告第3冊 大阪大学稲荷塚古墳発掘調査団 p357～370
- 岡崎正雄編 1991『高川古墳群—近畿自動車道舞鶴線関係埋蔵文化財調査報告書(XV)』兵庫県文化財調査報告書第97冊 兵庫県教育委員会
- 岡田晃治他 1987「国営農地開発事業関係遺跡 2 大田鼻横穴群」『埋蔵文化財発掘調査概報(1987)』京都府教育委員会 p77～153
- 岡田精司 1970「律令的祭祀形態の成立」『古代王権の祭祀と神話』塙書房 p139～177
- 岡田精司 1991「律令制祭祀の特質」『律令制祭祀論考』塙書房 p5～31
- 岡野慶隆 1979「奈良時代における氏墓の成立と実態」『古代研究』16 元興寺文化財研究所考古学研究室 p1～25
- 片山昭悟 1994「Vまとめ 3 比治里の山部と安師里の山部」『塩野六角古墳』安富町文化財調査報告2 安富町教育委員会 p29～32
- 金子裕之 1984「平城京と葬地」『文化財學報』第三集 奈良大学文学部文化財学科 p67～103
- 金子裕之 1985a「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究报告』第7集 国立歴史民俗博物館 p219～290
- 金子裕之 1985b「奈良県」『国立歴史民俗博物館研究报告』第7集 祭祀関係遺物出土地地名表(前掲書) p464～518
- 金子裕之 1996「水辺の祭祀—律令期—」『日本考古学協会 1996年度三重大会 シンポジウム1 水辺の祭祀』日本考古学協会三重県実行委員会 p185～202
- 亀田 博 1982「西乗鞍古墳南遺跡発掘調査報告」『奈良県遺跡調査概報(第一分冊) 1981年度』奈良県立橿原考古学研究所 p79～109
- 河上邦彦 1995『後・終末期古墳の研究』雄山閣出版
- 河上邦彦・松本百合子 1993『龍王山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第68冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 北 康弘 1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵寮式』の分析からみた—」『史林』第79巻第4号 史学研究会 p1～45
- 木下保明 1985『「7世紀型古墳群」について』『考古学論集』第1集 考古学を学ぶ会 p157～166
- 木下保明 1993「“7世紀型古墳群”再論」『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会 p428～434
- 木下 亘 1997「阪原阪戸遺跡」『古墳文化研究部会 第100回最終記念シンポジウム 王権祭祀と水』帝塚山考古学研究所 p16～29

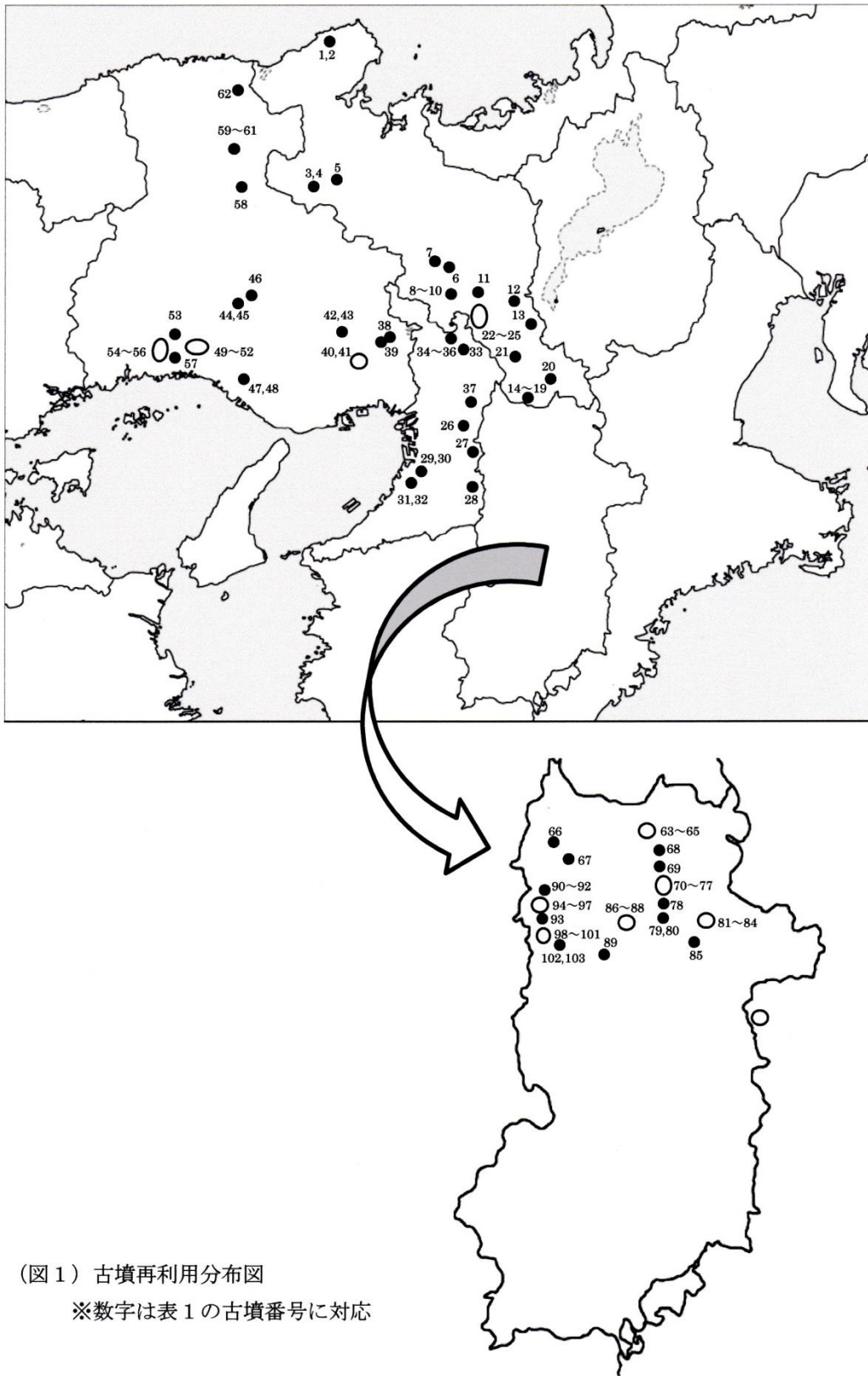
- 木村泰彦 1984 「長岡京跡右京第 106 次調査概要」『長岡京市埋蔵文化財調査報告書』第 1 集 (財) 長岡京市埋蔵文化財センター p133~148
- 楠元哲夫 1987 「古墳終末への一状況」『能峠遺跡群Ⅱ (北山・西山・前山編)』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 51 冊 奈良県立橿原考古学研究所 p156~185
- 楠元哲夫編 1986『能峠遺跡群Ⅰ (南山編)』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 48 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 久世康博 1988 「平安京跡の祭祀資料の検討」『考古学論集』第 2 集 考古学を学ぶ会 p169~192
- 熊谷公男 1988 「古代王権とタマ (霊)」『日本史研究』第 308 号 日本史研究会 p1~23
- 黒崎 直 1980 「近畿における 8・9 世紀の墳墓」『奈良国立文化財研究所学報第 38 冊 研究論集』VI 奈良国立文化財研究所 p89~126
- 国立歴史民俗博物館編 1992『国立歴史民俗博物館研究報告』第 44 集 東国における古墳の終末《本編》 国立歴史民俗博物館
- 小林敏男 1994 「『神』概念と祖霊・祖先神—研究史の整理を通して—」『古代天皇制の基礎的研究』校倉書房 p289~335
- 小林義孝 1990 「<資料調査より>馬谷古墳と出土鏡」『泉北考古資料館だより』No.42: 活動の記録' 88・' 89 大阪府立泉北考古資料館 p14~16
- 小林義孝 1992 「灰を納めた土壙」『究班—埋蔵文化財研究会 15 周年記念論文集—』埋蔵文化財研究会 p367~374
- 小林義孝 1995 「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『摂河泉文化資料』第 44 号 摂河泉文庫 p77~95
- 駒見和夫 1992 「井戸をめぐる祭祀—地的事例の検討から—」『考古学雑誌』第 77 巻第 4 号 日本考古学会 p78~109
- 佐々木好直 1995 「高安城と古代の墓」『久安寺モッテン墓地跡』奈良県文化財調査報告書第 70 集 奈良県立橿原考古学研究所 p61~70
- 沢井浩三 1975 「古代史料」『柏原市史』第四巻: 史料編 1 柏原市 p61~114
- 篠原豊一 1990 「平城京の井戸とその祭祀」『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要 1990』奈良市教育委員会 p1~23
- 清水真一 1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会
- 地村邦夫 1995 「大阪府における古代・中世の木棺墓について」『大阪府埋蔵文化財協会研究紀要』3 (財) 大阪府埋蔵文化財協会 p215~233
- 白石太一郎 1982 「畿内における古墳の終末」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 1 集 国立歴史民俗博物館 p79~120
- 白石太一郎 1984 「日本古墳文化論」『講座日本歴史』1: 原始・古代 1 東京大学出版会 p159~191
- 新野直吉 1981 「陵戸論」『日本歴史』第 393 号 日本歴史学会 p1~19
- 杉井 健編 1996『井ノ内稻荷塚古墳』大阪大学稲荷塚古墳発掘調査団
- 関川尚功編 1976『斑鳩町瓦塚 1 号墳発掘調査概報』奈良県立橿原考古学研究所
- 平良泰久 1974 「京都府下『馬』出土地一覽」『京都考古』第 1 号 京都考古刊行会 p9・

- 高取正男 1979「屋敷付属の墓地—死の忌みをめぐって—」『葬送墓制研究集成』第五卷：墓の歴史 名著出版 p115～130
- 高橋美久二 1985「京都府」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集：祭祀関係遺物出土地地名表（前掲書）p390～422
- 高橋美久二編 1980「長岡京跡右京第26次発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1980）』第2分冊 京都府教育委員会 p1～265
- 竹田聰洲 1978「先祖祭と追善供養」『日本祭祀研究集成』第2巻：祭祀研究の再構成 名著出版 p136～146
- 辰巳和弘・山田邦和・鋤柄俊夫 1985「京都府下における横穴式石室の再利用」『下司古墳群』同志社大学校地学術調査委員会 p110～118
- 伊達宗泰 1986「珠城山3号墳の再検討」『花園史学』第7号 花園大学史学会 p1～14
- 田中久夫 1975「文献にあらわれた墓地—平安時代の京都を中心として—」『日本古代文化の探究 墓地』社会思想社 p77～121
- 田中 聡 1995『「陵墓」にみる『天皇』の形勢と変質—古代から中世へ—』『「陵墓」からみた日本史』青木書店 p85～144
- 津川ひとみ 1994『史跡梶山古墳発掘調査報告書：史跡梶山古墳保存修理事業に伴う発掘調査報告書』国府町教育委員会
- 寺沢 薫 1985「梨本東遺跡発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1984年度』奈良県立橿原考古学研究所 p131～166
- 土井 實 1955「大和土製馬考」『古代学』第四卷第二号（財）古代学協会 p195～204
- 藤堂かほる 1998「天智陵の営造と律令国家の先帝意識」『日本歴史』第602号 日本歴史学会 p1～15
- 中谷雅治 1976「恭仁京跡昭和50年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1976）』京都府教育委員会 p36～47
- 中村春寿 1981『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』財）春日顕彰会
- 中村 浩 1981『和泉陶邑窯の研究』柏書房
- 中村 浩 1990『研究入門 須恵器』柏書房
- 服部伊久男 1988「終末期群集墳の諸相」『橿原考古学研究所論集』第9 吉川弘文館 p241～281
- 服部伊久男 1997「大和における群集墳の終焉」『第41回埋蔵文化財研究集会 古墳時代から古代における地域社会 発表要旨資料』埋蔵文化財研究会 p19～44
- 花田勝広 1987『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』柏原市文化財概報 1986—IV 柏原市古文化研究会
- 花田勝広 1988「律令制の確立にみる葬地の変革」『信濃』第40巻第4号 信濃史学会 p67～90
- 林 紀昭・西 弘海・和田 萃他 1971『嵯峨野の古墳時代 御堂ヶ池群集墳発掘調査報告』京都大学考古学研究会
- 原田 修 1976「心合寺山古墳出土の蔵骨器」『大阪文化誌』第2巻第2号（財）大阪文化財センター p74
- 日野 宏 1997「木棺直葬墳に構築された横穴式石室について—古墳破壊の視点から—」『宗

- 教と考古学』勉誠社 p155～176
- 兵庫県教育委員会 1969「東大谷古墳」『兵庫県埋蔵文化財特別地域遺跡分布地図及び地名表』第4集 p42
- 平山和彦 1992「民俗学における方法論の課題」『伝承と慣習の論理』吉川弘文館 p3～20
- 服藤早苗 1987「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐって—」『日本史研究』第302号 日本史研究会 p10～34
- 堀池春峰 1993「古代村落と氏族」『榛原町史』本編 榛原町役場 p440～469
- 間壁葎子 1982a「8世紀における古墳継続使用について」『倉敷考古館研究集報』第17号(財)倉敷考古館 p36～49
- 間壁葎子 1982b「八・九世紀の古墳再利用について」『日本宗教社会史論叢』 国書刊行会 p53～90
- 松永博明 1989『イノヲク古墳群発掘調査報告』高取町文化財調査報告第8冊 高取町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 松永博明 1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊)1987年度』奈良県立橿原考古学研究所 p309～326
- 丸山竜平他 1976「大津市瀬田若松神社境内古墳調査報告」『昭和四十九年度 滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 p1～41
- 森 郁夫 1984「古代の地鎮・鎮台」『古代研究』28・29 特集：地鎮・鎮台(財)元興寺文化財研究所 p1～17
- 森 浩一 1973「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地—古墳終末への遡及的試論として—」『論集 終末期古墳』塙書房(初出1970) p35～78
- 森岡秀人 1985「城山南麓遺跡A地点」『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和57年度』兵庫県文化協会 p40～42
- 森本 徹 1991「火葬墓と火葬遺構—群集墳周辺にて確認される『焼土壇』の検討—」『大阪文化財研究』第2号(財)大阪文化財センター p11～25
- 森本 徹 1992「火葬墓と火葬遺構2」『大阪文化財研究』第3号(財)大阪文化財センター p29～36
- 森本 徹 1995a「中央と地域における群集墳終焉の様相」『大阪文化財センター研究助成報告書研究紀要』Vol.2(財)大阪文化財センター p101～115
- 森本 徹 1995b「古墳終焉における地域性の研究」『大阪文化財センター研究助成報告書研究紀要』Vol.2(前掲書) p116～130
- 森本 徹 1997「摂・河・泉地域の群集墳の終焉」『第41回埋蔵文化財研究集会 古墳時代から古代における地域社会 発表要旨資料』(前掲書) p3～18
- 安井良三編 1994『河内愛宕塚古墳の研究』八尾市立歴史民俗資料館
- 安村俊史 1991「終末期群集墳の一形態」『柏原市歴史資料館館報』1 柏原市歴史資料館 p61～71
- 安村俊史 1997a「河内における奈良・平安時代の火葬墓」『堅田 直先生古希記念論文集』(前掲書) p631～657
- 安村俊史 1997b「畿内における火葬墓の出現—終末期群集墳から火葬墓へ—」『第41回埋蔵文化財研究集会 古墳時代から古代における地域社会 発表要旨資料』(前掲書) p45

- 山田邦和編 1994『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第4輯（財）古代学協会
- 山本 昭 1969「瑞花蝶鳥鏡」『柏原市史』第一巻・文化財編 柏原市役所 p28・29
- 吉川真司 1989「律令官人制の再編」『日本史研究』第320号 日本史研究会 p1～27
- 吉田 孝・大隅清陽・佐々木恵介 1995「9—10世紀の日本—平安京」『岩波講座 日本通史』第5巻：古代4 岩波書店 p1～33
- 吉村幾温・千賀 久編 1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告書第1冊 新庄町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 吉村博恵 1988「塚と社2」『東大阪市文化財協会ニュース』Vol. 4、No. 1（財）東大阪市文化財協会 p19～24
- 渡邊邦雄 1995「石鏃を副葬したる古墳」『ETUDE』第17号 大阪市立生野工業高等学校 p47～62
- 渡邊邦雄 1996「横穴式石室の前庭部構造と墓前祭祀」『ひょうご考古』第2号 兵庫考古研究会 p1～34
- 渡邊邦雄 1998「横穴式石室における墓前祭祀」『ひょうご考古』第5号 兵庫考古研究会 p1～22
- 渡邊邦雄 1999a「8・9世紀の古墳祭祀(上)」『古代文化』第51巻第11号（財）古代学協会 p3～19
- 渡邊邦雄 1999b「8・9世紀の古墳祭祀(下)」『古代文化』第51巻第12号（財）古代学協会 p43～58
- 渡辺 昇 1992「兵庫県の律令期祭祀遺跡について」『兵庫県の歴史』第28号 兵庫県 p28～43
- 渡部真弓 1992「古代喪葬儀礼の研究—奈良時代における天皇喪葬儀礼の変遷—」『神道史研究』第四十巻第二號 神道史學會 p28～52
- 和田 萃 1996「文献から見た祭祀」『日本考古学協会 1996年度三重大会 シンポジウム1 水辺の祭祀』（前掲書） p214～218
- 和田晴吾 1992「群集墳と終末期古墳」『新版古代の日本』5：近畿I 角川書店 p325～350





(図1) 古墳再利用分布図  
 ※数字は表1の古墳番号に対応

図2 再利用数の変遷

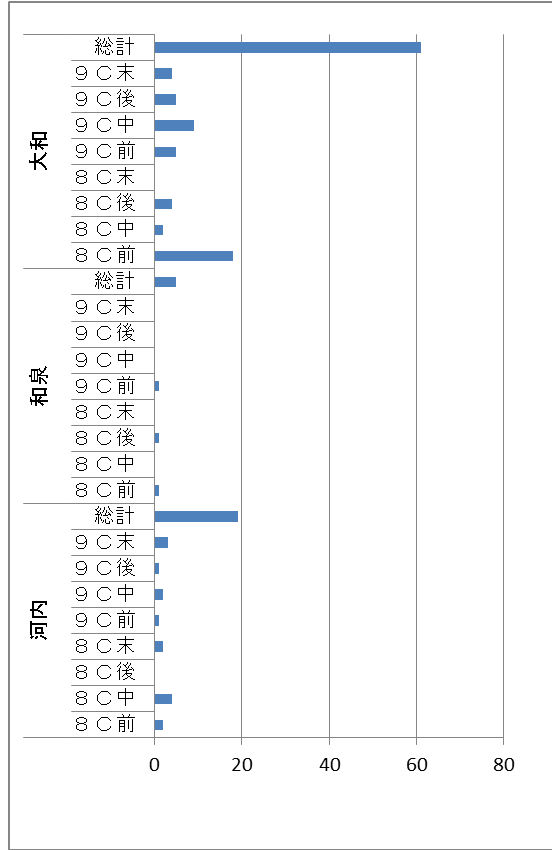
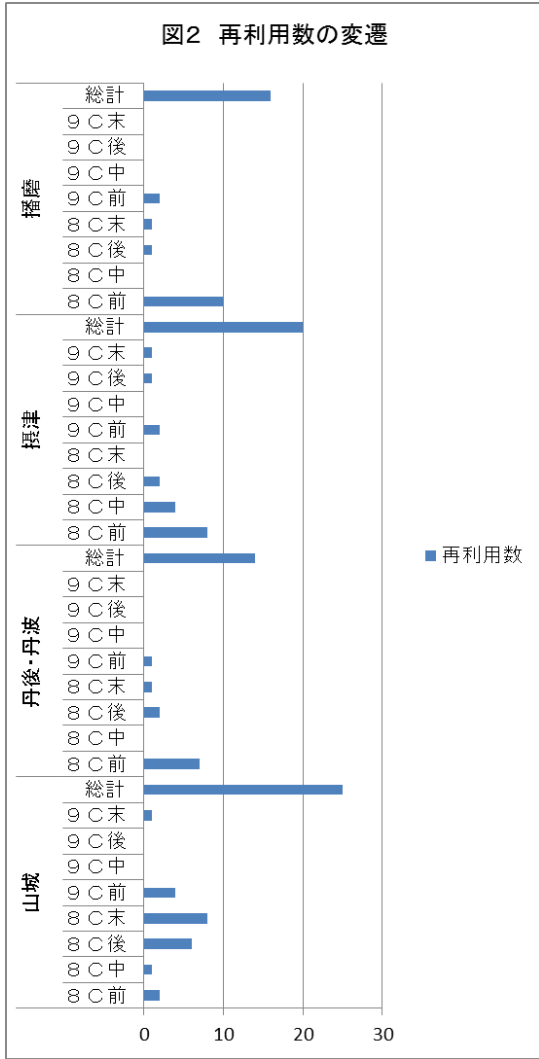
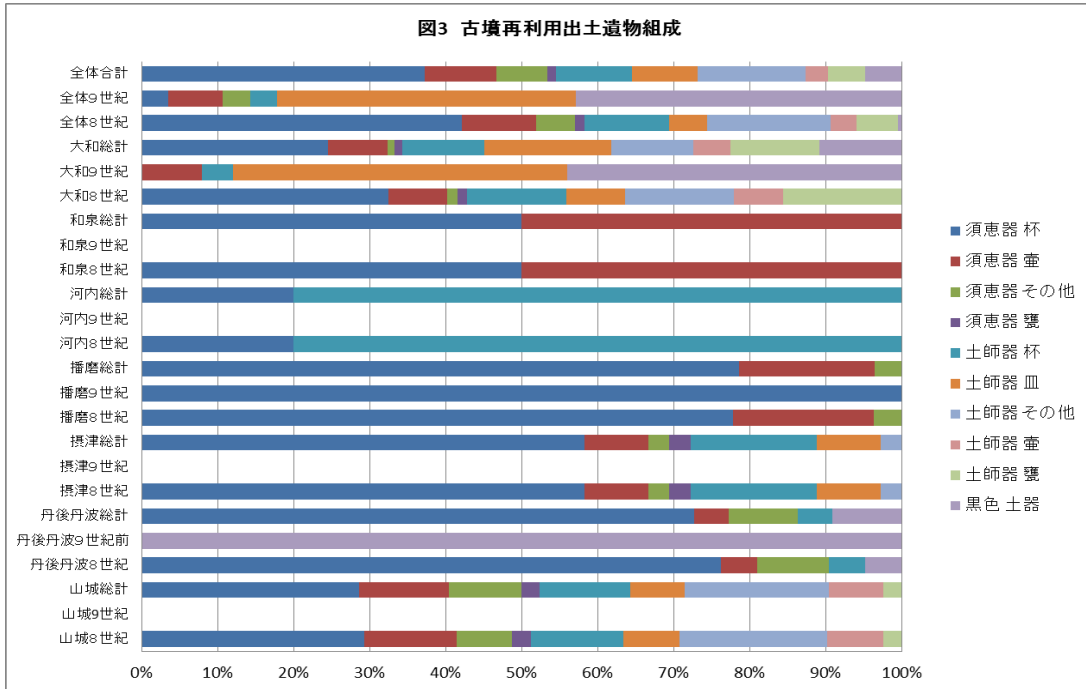


図3 古墳再利用出土遺物組成



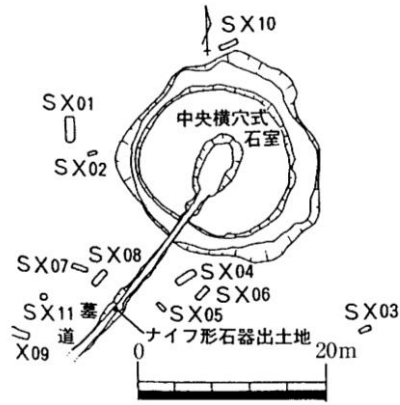


図4：中山1号墳周辺の土壌墓  
(清水 1989 より引用)

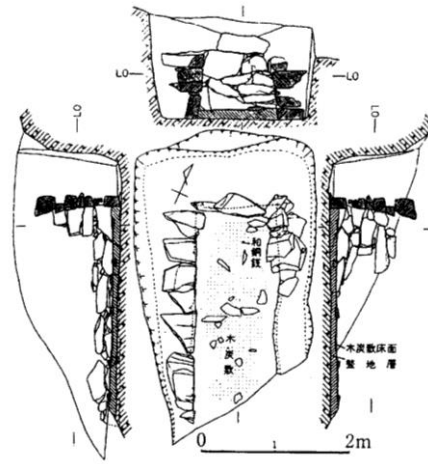


図5：尼塚5号墳の横穴式石室  
(高橋 1969 より引用)

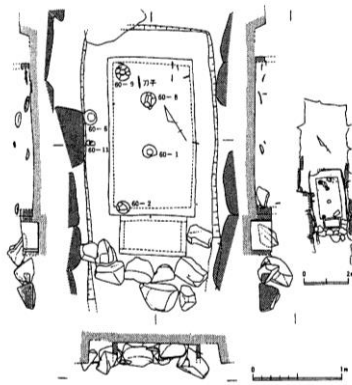


図6：能峠1号墳の再利用木棺墓  
(楠元編 1986 より引用)

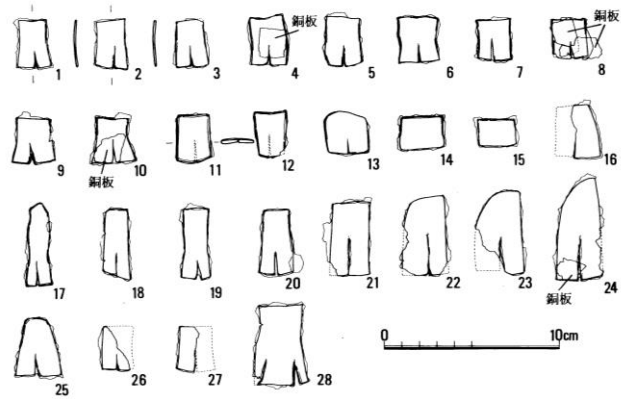


図8：龍王山古墳群E-20号墳羨道出土の鉄板  
(河上・松本 1993 より引用)

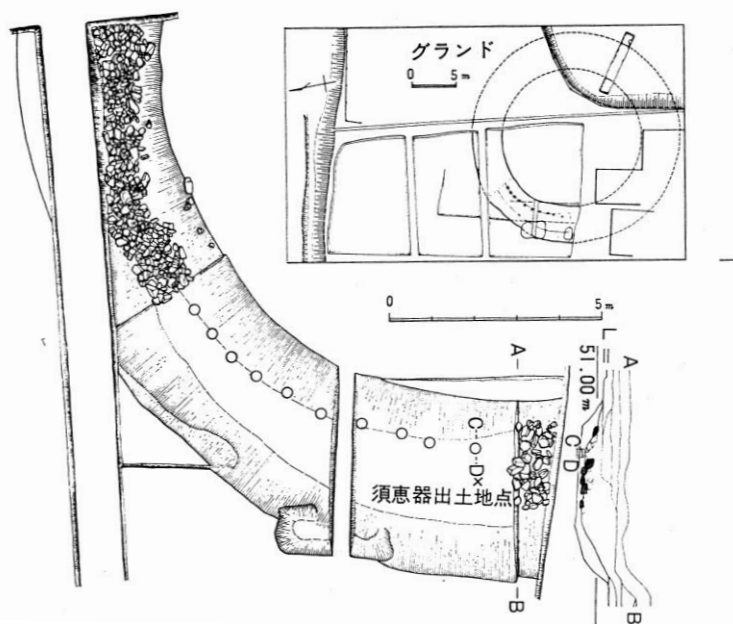


図7：考古墳の墳丘祭祀  
(中谷 1976 より引用)

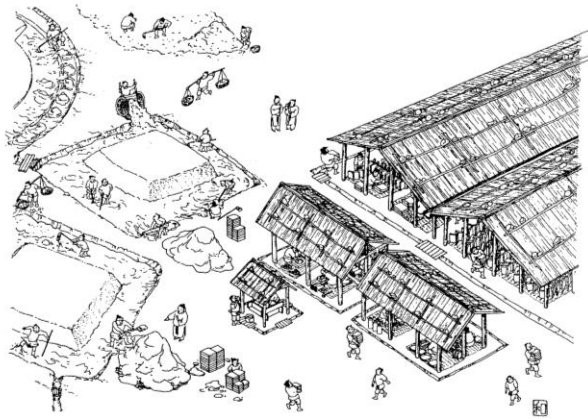


図9：上人ヶ平古墳群における再利用  
(石井・伊賀他 1991 より引用)

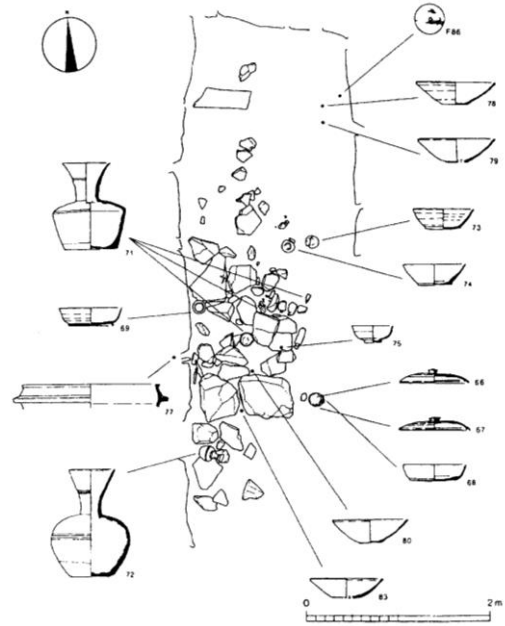


図10：高川2号墳の古墳再利用  
(岡崎編 1991 より引用)

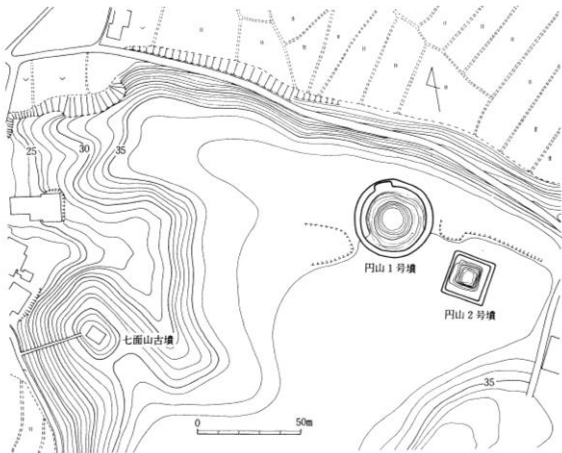


図12：後野円山古墳群分布図  
(佐藤編 1981 より引用)

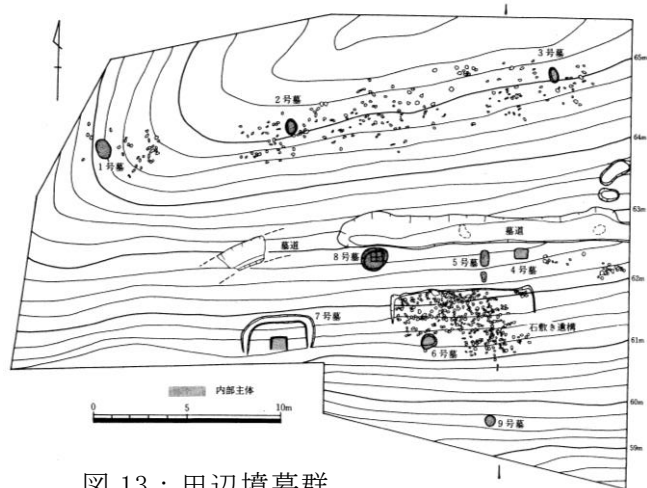


図13：田辺墳墓群  
(花田 1987 より引用)

図11 古墳再利用の各類型の消長

|    | 7世紀 |   | 8世紀 |   |   |   |   | 9世紀 |   |   |   |   | 10世紀 |  |
|----|-----|---|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|------|--|
|    | 末   | 初 | 前   | 中 | 後 | 末 | 初 | 前   | 中 | 後 | 末 | 初 | 前    |  |
| A  | ■   |   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| A' |     | ■ |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| B1 |     |   | ■   |   |   | ■ | ■ |     |   |   |   |   |      |  |
| B2 |     |   |     |   |   |   | ■ |     |   |   |   |   |      |  |
| B  | ■   |   | ■   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| C  |     |   |     |   |   |   |   |     | ■ |   |   | ■ |      |  |
| Ca | ■   |   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| Cb |     |   |     | ■ |   | ■ |   |     | ■ |   |   |   |      |  |
| D  |     |   |     |   | ■ |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| E  | ■   |   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |  |
| F  |     | ■ |     |   |   | ■ |   |     |   | ■ |   |   |      |  |

(表1) 8・9世紀における古墳再利用一覧(墳墓以外の再利用)

|          | 古墳名         | 所在地         | 墳形・規模     | 石室型式・規模      | 時期   | 追葬   | 再利用時期 | 類型             |
|----------|-------------|-------------|-----------|--------------|------|------|-------|----------------|
| (京都府・丹後) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 1        | 高山4号墳       | 京丹後市徳光      | 円墳 11     | 右片 6.3×1.4   | 6C後  | ~7C中 | 8C前   | A              |
| 2        | 〃 12号墳      | 同上          | 円墳 18     | 右片12.2×2.3   | 7C初  | ~7C後 | 8C前   | A              |
| (京都府・丹波) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 3        | 下山1号墳       | 福知山市和久寺     | 方墳5.4×6※  | 無袖 2.4×0.9   | 不明   | 不明   | 8C初   | E              |
| 4        | 〃 70号墳      | 同上          | 円墳8       | 無袖 3.8×0.9   | 7C初  | 不明   | 7C末   | E              |
| 5        | 高谷10号墳      | 綾部市舘町高谷     | 楕円15×10   | 無袖 9×1.1     | 7C前  | ○    | 8C前   | A              |
| 6        | 小金岐3号墳      | 亀岡市大井町土田    | 不明 ※      | 右片 6.3×1.5   | 7C初  | ○    | 8C※   | A?             |
| 7        | 〃 71号墳      | 亀岡市千代川町小林   | 楕円17×22※  | 両袖13.6×2.4   | 7C前  | ~7C後 | 8C初※  | A?             |
| 8        | 国分33号墳      | 亀岡市千歳町      | 円墳11~13   | 無袖か?         | 7C前  | ~7C後 | 8C初   | E              |
| 9        | 〃 36号墳      | 同上          | 円墳10      | 無袖6.2×1.0    | 7C中  | ×?   | 8C初   | E              |
| 10       | 〃 56号墳      | 同上          | 不明        | 不明8.5×1.6    | 7C前  | ~7C中 | 8C後   | F              |
| (京都府・山城) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 11       | 御堂ヶ池21号墳    | 京都市右京区梅ヶ畑   | 円15×16※   | 両袖8.3×2.1※   | 7C初  | ×    | 平安    | E?             |
| 12       | 旭山E-2号墳     | 京都市山科区上花山   | 方墳9×10    | 両袖5.9×1.2    | 7C前  | ×    | 8C前※  | E              |
| 13       | 隼上り2号墳      | 宇治市菟道       | 円墳 30     | 右片 9.2×2.0   | 6C後  | ~7C前 | 8C前※  | A              |
| 14       | 上人ヶ平5号墳     | 木津川市市坂      | 円墳 25     | 未調査          | 5C前  | ×    | 8C後   | D              |
| 15       | 〃 6号墳       | 同上          | 方墳 11     | 不明           | 6C前  | ×    | 8C後   | D              |
| 16       | 〃 14号墳      | 同上          | 方墳 7.6    | 不明           | 5C後  | ×    | 8C後   | D              |
| 17       | 〃 15号墳      | 同上          | 方墳 10.4   | 不明           | 6C前  | ×    | 8C後   | D              |
| 18       | 〃 16号墳      | 同上          | 方墳 6.5    | 木棺直葬         | 5C前  | ×    | 8C後   | D              |
| 19       | 〃 20号墳      | 同上          | 円墳 26     | 不明           | 5C?  | ○    | 8C後   | D              |
| 20       | 考古墳         | 木津川市岡崎      | 円墳 25     | 不明           | 6C前  | ×?   | 8C中   | Cb             |
| 21       | 尼塚5号墳       | 城陽市寺田       | 楕円?       | 無袖残3.1×1.1   | 8C前  | ×    | ---   | A <sup>1</sup> |
|          |             |             |           |              |      |      | 8C末※  | F              |
| 22       | 物集女車塚古墳     | 向日市物集女町南条   | 前方後円45    | 右片11×2.8※    | 6C中  | ~7C初 | 8C※   | E              |
|          |             |             |           |              |      |      | 8C末※  | F              |
| 23       | 井ノ内稲荷塚古墳    | 長岡京市井ノ内小西   | 前方後円46    | 右片10.1×2.2   | 6C前  | ~7C初 | 8C末   | Cb             |
| 24       | 走田9号墳       | 長岡京市奥海印寺明神前 | 円墳 12     | 両袖残5.4×1.9※  | 7C初  | 不明   | 8C末※  | Cb             |
| 25       | 今里車塚古墳      | 長岡京市今里      | 前方後円98    | 不明           | 5C前  | 不明   | 8C末   | Cb             |
| (大阪府・河内) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 26       | 垣内3号墳       | 八尾市垣内       | 円墳 15     | 右片 6.5×1.35  | 7C前  | ~7C後 | 8C※   | A1             |
| 27       | 雁多尾畑6-13号墳  | 柏原市雁多尾畑     | 円墳 14     | 両袖 12.4×2.1  | 7C初  | 7C初  | 8C初   | A              |
| 28       | 一須賀P3号墳     | 南河内郡河南町平石   | 方墳 8      | 両袖残4.5×1.4   | 7C後  | ×    | 8C前   | AかE            |
| (大阪府・和泉) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 29       | 松尾塚原2号墳     | 堺市新松尾台      | 円墳 13×14  | 無袖 3.7×1.3   | 7C前  | ×    | 8C前   | A              |
| 30       | 松尾塚原4号墳     | 同上          | 方墳 10.8   | 木棺直葬         | 6C中? | ×    | 8C後   | EかF            |
| 31       | 下代2号墳       | 和泉市池田下町     | 円墳 12     | 両袖 6.4×1.5   | 7C初  | ○    | 8C    | AかB            |
| 32       | 〃 3号墳       | 同上          | 円墳 12     | 両袖 5.1×1.6   | 7C前  | ○    | 8C    | AかB            |
| (大阪府・摂津) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 33       | 塚穴1号墳       | 高槻市南平台      | 円墳 12     | 無袖残6.1×1.1   | 6C後  | ~7C初 | 8C前※  | A              |
| 34       | 塚脇10号墳      | 高槻市塚脇       | 方墳16×16   | 両袖 9.8×1.8   | 7C中  | ~7C中 | 8C中※  | E?             |
| 35       | 〃 12号墳      | 同上          | 方墳22×21   | 両袖12.9×2.1※  | 7C前  | ~7C前 | 8C前※  | A?             |
| 36       | 〃 D-1号墳     | 同上          | 方墳5       | 無袖 2.7×0.8   | 7C中  | ×    | 8C※   | E              |
| 37       | 堂山4号墳       | 大東市寺川       | 不明        | T字形2.3×2.9   | 7C中  | 不明   | 8C前   | A <sup>1</sup> |
| (兵庫県・播磨) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 38       | 雲雀山東尾根B18号墳 | 宝塚市切畑       | 円墳 7      | 無袖 3.0×0.65  | 7C後  | ×    | 8C前   | A              |
| 39       | 中山荘園古墳      | 宝塚市中山荘園     | 多角形13×14※ | 両袖 4.6×1.3   | 7C後  | ×    | 8C前※  | E?             |
| 40       | 双子塚2号墳      | 三田市末野       | 円墳 15     | 左片残7.2×1.95  | 6C後  | ~7C初 | 8C    | AかE            |
| 41       | 落合古墳        | 三田市末        | 円墳8.8×9   | 無袖 残4.7×1.1  | 7C中  | ×    | 8C前※  | A              |
| 42       | 高川1号墳       | 三田市藍本       | 円墳 11     | 右片 7.4×1.5   | 6C後  | ~7C初 | 8中後※  | E              |
| 43       | 〃 2号墳       | 同上          | 円墳 9×10   | 右片?5.7×1.6   | 6C後  | 不明   | 8C初※  | E              |
| (兵庫県・播磨) |             |             |           |              |      |      |       |                |
| 44       | ヤクチ2号墳      | 加西市大内町      | 不明        | 無袖 残4.6×0.95 | 7C初  | ~7C前 | 8C前   | AかE            |
| 45       | 〃 4号墳       | 同上          | 円墳19×19   | 右片10.7×1.65※ | 6C後  | ~7C前 | 9C※   | F?             |
| 46       | 東山1号墳       | 多可郡多可町      | 円墳25      | 左片12.5×2.8   | 6C後  | ~7C後 | 9C    | F?             |
| 47       | 印南野12号墳     | 加古川市又平新田    | 円墳 12     | 右片 6.8×1.8   | 7C中  | ~7C中 | 8C前   | A              |
| 48       | 〃 17号墳      | 加古川市又平新田    | 円墳 9.5    | 両袖 8.7×1.7   | 7C初  | ~7C前 | 8C前   | A              |
| 49       | 西脇A-26号墳    | 姫路市西脇       | 楕円 6×6.5  | 無袖 2.5×0.55  | 7C前  | 不明   | 8C前   | A              |
| 50       | 〃 C-13号墳    | 同上          | 円墳 7.5※   | 無袖 3.8×0.9   | 7C中  | ×    | 8C前   | A?             |
| 51       | 〃 D-90号墳    | 同上          | 楕円 5.6    | 無袖 残2.2×0.96 | 不明   | 不明   | 8C前   | F?             |
| 52       | 〃 D-104号墳   | 同上          | 円墳 4.4    | 無袖 残1.02×?   | 7C後  | ×    | 8C前   | F?             |

|          | 須恵器    |   |   |    |       | 土師器   |      |   |   |   | その他       |      |       | 文献          |     |
|----------|--------|---|---|----|-------|-------|------|---|---|---|-----------|------|-------|-------------|-----|
|          | 杯      | 蓋 | セ | 瓶子 | 壺     | その他   | 杯    | 皿 | 椀 | 壺 | その他       | 土器   | 古銭    |             | その他 |
| (京都府・丹後) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 1        |        | 2 | ① |    |       | 平瓶1   |      |   |   |   |           |      |       |             | 1   |
| 2        |        |   |   |    |       | 平瓶1   | 1    |   |   |   |           |      |       |             | 1   |
| (京都府・丹波) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 3        | ○      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 2   |
| 4        | ②      |   |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 3   |
| 5        |        | 1 |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 4   |
| 6        |        |   |   |    | 1     |       |      | 1 |   |   |           | 製塩土器 |       |             | 5   |
| 7        |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 遺物なし  |             | 6   |
| 8        |        | ② |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 7   |
| 9        | ①      | ② |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 7   |
| 10       | 1      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 8   |
| (京都府・山城) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 11       |        |   |   |    |       |       |      | 2 |   |   |           |      |       |             | 9   |
| 12       | 1      | 3 | 1 |    | 1     |       |      |   |   |   | 甕         |      | 2箇所出土 |             | 10  |
| 13       | ②      |   |   |    |       | 鉢1    |      |   |   |   |           |      | 2箇所出土 |             | 11  |
| 14       |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 瓦磚類   |             | 12  |
| 15       |        |   |   |    | ○     |       |      |   |   | ○ |           |      | 瓦磚類   |             | 12  |
| 16       |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 瓦磚類   |             | 12  |
| 17       |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 瓦磚類   |             | 12  |
| 18       |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 瓦磚類   |             | 12  |
| 19       |        |   |   |    |       |       |      | ○ |   |   |           | 瓦磚類  |       |             | 12  |
| 20       |        |   |   |    | 1(菓壺) |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 13  |
| 21       |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      | 和1    | 木炭          | 14  |
| 22       | ①      |   |   | 1  | 1     |       |      |   |   |   |           |      | 和1    | 複数箇所出土      | 15  |
|          | 2②     |   |   | 2  | ①     |       |      | 1 |   |   |           | 軒平瓦  | 神1    |             |     |
| 23       | ①1(墨書) |   |   |    |       |       | 1    | 1 | 1 | 1 | 高坏1       |      |       | 土壺は墨書人面専用   | 16  |
| 24       |        |   |   |    |       |       | 2    | 2 | 1 | 2 |           |      |       |             | 17  |
| 25       | ①2(墨書) |   |   | 1  | 2     | 皿1平瓶甕 | 2    |   |   |   | 鉢5(墨書人面3) |      |       | 木製品(人形、皿など) | 18  |
| (大阪府・河内) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 26       | ①      |   |   |    | 2     |       |      | 1 |   |   |           |      |       |             | 19  |
| 27       |        |   |   |    |       |       | 4    |   |   |   |           |      |       |             | 20  |
| 28       | ①      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 21  |
| (大阪府・和泉) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 29       | ①      |   |   |    | ②     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 22  |
| 30       | ①      | 1 |   |    | 1①    |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 23  |
| 31       | ①      |   |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 24  |
| 32       | ○      |   |   |    | ○     | 甕     |      |   |   |   |           |      |       | 不詳          | 24  |
| (大阪府・摂津) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 33       | 3      | 1 |   |    | 1     |       | 1(1) | 1 | 1 |   |           |      | 土鈴?   |             | 25  |
| 34       | ①      | 1 |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 26  |
| 35       | ①      | 2 |   |    |       |       | ①2   | 2 |   |   |           |      |       |             | 26  |
| 36       | ⑤      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 27  |
| 37       |        | 3 |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 28  |
| (兵庫県・摂津) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 38       |        |   |   |    |       |       | (1)  |   |   |   |           |      |       |             | 29  |
| 39       |        | 1 |   |    | 1     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 30  |
| 40       | ①      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 31  |
| 41       | 1      | 1 | ① |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 32  |
| 42       | ②      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 33  |
| 43       | ①      |   | ② |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 33  |
| (兵庫県・播磨) |        |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             |     |
| 44       | ②      | 2 |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 34  |
| 45       |        |   |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 34  |
| 46       |        | ① |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 35  |
| 47       | ①      | 1 |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 36  |
| 48       | ①      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 37  |
| 49       | ①      | 2 |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 38  |
| 50       | ②      |   |   |    |       |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 38  |
| 51       |        |   |   |    | 1     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 38  |
| 52       |        |   |   |    | ①     |       |      |   |   |   |           |      |       |             | 38  |

|          | 古墳名        | 所在地        | 墳形・規模           | 石室型式・規模      | 時期   | 追葬    | 再利用時期 | 類型  |
|----------|------------|------------|-----------------|--------------|------|-------|-------|-----|
| 53       | 中井2号墳      | たつの市龍野町    | 円墳20×17         | 右片11.1×2.1   | 7C初  | ○     | 8C前※  | E   |
| 54       | 龍子向イ山1号墳   | たつの市揖西町    | 楕円13×11         | 右片6.8×1.6    | 6C後  | ～7C中  | 8C前※  | E   |
| 55       | 龍子長山1号墳    | 同上         | 円墳10            | 左片6.5×1.6    | 7C初  | ～7C前  | 9C前※  | E?  |
| 56       | タイ山1号墳     | 同上         | 円墳15            | 不明残2.6×2.5   | 6C中  | ～7C中  | 8末9初※ | E?  |
| 57       | 袋尻浅谷3号墳    | たつの市袋尻     | 円墳16            | 左片9.3×2.3    | 6C後  | ～7C中  | 8C初   | A・E |
| (兵庫県・但馬) |            |            |                 |              |      |       |       |     |
| 58       | 城ヤブ1号墳     | 朝来市竹田      | 円墳17×18         | 両袖残8.6×2.35  | 7C中  | 不明    | 8C前   | E   |
| 59       | 箕谷2号墳      | 養父市小山      | 円墳12×14         | 無袖8.6×1.2    | 7C初  | ～7C後  | 8C中※  | E   |
| 60       | 〃 4号墳      | 同上         | 円墳5.6×7         | 無袖3.6×0.8    | 7C中  | ×     | 8C前   | EかF |
| 61       | 〃 5号墳      | 同上         | 円墳6             | 無袖3×0.7      | 不明   | 不明    | 8C前   | A   |
| 62       | 二見谷1号墳     | 豊岡市二見上山    | 円墳20            | 両袖8.2×2.1※   | 7C初  | ～7C中  | 8C初   | A?  |
|          |            |            |                 |              |      |       | 9C前   | BかE |
| (奈良県・大和) |            |            |                 |              |      |       |       |     |
| 63       | 春日山1号墳     | 奈良市春日野町    | 楕円4.5×4         | 竪穴小石室2.7     | 7C中  | ×     | 8C    | C   |
| 64       | 〃 2号墳      | 同上         | 円墳3             | 竪穴小石室2.7     | 7C前  | ×     | 9C中後  | C   |
| 65       | 〃 3号墳      | 同上         | 円墳5             | 竪穴小石室2.6     | 7C前  | ×     | 9C    | C   |
| 66       | 梨本1号墳      | 生駒郡平群町梨本   | 不明              | 右片残10×1.3    | 7C前  | 不明    | 8C※   | F   |
| 67       | 仏塚古墳       | 生駒郡斑鳩町平尾   | 方墳23            | 両袖残9.4×2.15  | 7C初  | ～7C後  | 8C後※  | E   |
| 68       | 和爾小倉谷3号墳   | 天理市和爾町     | 方墳7             | 不明5.8×1.4    | 7C後  | ～8C初  | 8C初   | A   |
| 69       | 東乗鞍古墳      | 天理市乙木町     | 前方後円墳72         | 右片7.6×2.4※   | 6C前  | ○     | 8C初   | E   |
| 70       | 龍王山B-8号墳   | 天理市渋谷      | 不明              | 無袖3.4×1.0    | 6C後  | ×     | 8C初   | F   |
| 71       | 〃 B-9号墳    | 同上         | 不明              | 無袖残4.4×1.2   | 6C末  | 不明    | 9C?   | F   |
| 72       | 〃 C-7号墳    | 同上         | 楕円6.5×8※        | 両袖4.6×1.45   | 6C末  | 不明    | 8C前※  | A?  |
| 73       | 〃 E-5号墳    | 同上         | 方墳3×2.5※        | 無袖1.75×0.75  | 7C中  | ×     | 8C前   | AかF |
| 74       | 〃 E-12号墳   | 同上         | 方墳6.5×8※        | 横口式石槨? 6.5×8 | 7C前  | ～7C中  | 8C前   | Ca  |
| 75       | 〃 E-13号墳   | 同上         | 円墳10以上※         | 無袖7.2×1.2    | 6C中  | ×     | 8C初   | A   |
| 76       | 〃 E-18号墳   | 同上         | 羨道付横穴           | -----        | 7C中  | ～7C末? | 7C末   | Ca  |
|          |            |            |                 |              |      |       | 8C前   | Ca  |
| 77       | 〃 E-20号墳   | 同上         | 羨道付横穴           | -----        | 7C中  | ×     | 8C初※  | Ca  |
| 78       | 珠城山1号墳     | 桜井市穴師      | 円墳21            | 右片残4.7×1.7※  | 7C初  | ○     | 9C前※  | BかE |
| 79       | 中山2号墳      | 桜井市阿部      | 円墳18            | 不明推6.1×1.6   | 7C中  | 不明    | 8C    | Ca  |
| 80       | コロコロ山古墳    | 同上         | 方墳30            | 両袖11.0×2.5   | 6C後  | ～7C中  | 8C初   | A   |
| 81       | 神木坂1号墳     | 宇陀市下井足     | 円墳16            | 木棺直葬         | 6C前  | ～6C中  | 8C前   | E   |
| 82       | 〃 2号墳      | 同上         | 方墳14×13         | 磚槨式6.1×1.2   | 7C中  | ×     | 9C前※  | E   |
| 83       | 丹切34号墳     | 同上         | 墳丘なし            | 両袖4.6×1.55※  | 7C初  | ～7C中  | 9C前   | BかE |
| 84       | 〃 38号墳     | 同上         | 円墳7             | 箱式石棺直葬       | 5末6初 | ×     | 9C中後  | Cb  |
| 85       | 鴨池古墳       | 宇陀市野依      | 前方後円46          | 不明           | 4C後  | ----- | 8C    | Ca  |
| 86       | 新沢212号墳    | 橿原市川西町     | 前方後円墳212        | 木棺直葬         | 6C後  | ----- | 8C後   | C?  |
| 87       | 〃 319号墳    | 同上         | 円墳8×9           | 不明           | 6C前? | ----- | 8C    | C?  |
| 88       | 〃 330号墳    | 同上         | 円墳13            | 木棺直葬         | 6C前  | ----- | 8C    | C?  |
| 89       | 市尾墓山古墳     | 高市郡高取町市尾   | 前方後円66          | 右片9.5×2.6※   | 6C初  | ×     | 8C※   | E?  |
| 90       | 首子1号墳      | 葛城市当麻      | 円墳18～20         | 両袖5.95×1.5※  | 7C初  | ○     | 8C前※  | A   |
| 91       | 〃 4号墳      | 同上         | 方墳26            | 右片残6.4×2.5※  | 7C前  | 不明    | 8C初   | A   |
| 92       | 〃 8号墳      | 同上         | 円墳12            | 左片残7.4×1.4※  | 7C初  | ～7C中  | 8C初※  | AかE |
| 93       | 平林古墳       | 葛城市兵家      | 前方後円62          | 両袖20.1×3.35※ | 6C後  | ～7C中  | 9C後※  | F   |
| 94       | 三ツ塚7号墳     | 葛城市竹内      | 方墳5.4×6.4※      | 左片4.65×1.15※ | 7C後  | ×     | 8C後※  | E   |
| 95       | 〃 8号墳      | 同上         | 方墳11×13.5※      | 両袖残8×1.5※    | 7C前  | 7C中   | 9C※   | E?  |
| 96       | 〃 13号墳     | 同上         | 不明※             | 両袖8.9×2.4    | 7C前  | 7C中   | 9C中※  | F?  |
| 97       | 〃 小石室12号墳  | 同上         | ×               | 小石室残1.2×0.6  | ?    | ×     | 8C中   | E?  |
| 98       | 寺口忍海E-12号墳 | 葛城市寺口      | 円墳8×10.5        | 両袖残6.8×2.5   | 7C前  | ～7C中  | 7末8初  | A1  |
| 99       | 〃 H-17号墳   | 同上         | 円墳10            | 無袖4.56×0.95  | 6C後  | ×     | 8C後   | E   |
| 100      | 〃 H-29号墳   | 同上         | 楕円10×16※        | 両袖7.55×2.2※  | 7C初  | ～7C中  | 8C前   | A   |
| 101      | 〃 H-30号墳   | 同上         | 円墳9※            | 無袖6.8×1.1    | 7C初  | ～7C中  | 8C前   | A1  |
| 102      | 石光山31号墳    | 奈良県御所市元町   | 円墳16×17         | 両袖9.5×2.0※   | 6C後  | ～7C中  | 8C前   | A1  |
| 103      | 〃 47号墳     | 同上         | 円墳13            | 埴輪棺・土壙墓      | 6C前  | 6C前   | 8C初※  | Ca  |
| (参考)     |            |            |                 |              |      |       |       |     |
|          | 岡1号墳       | 京丹後市小浜     | 不明              | 無袖10.8×2.3   | 7C前  | ○     | 7C末   | A   |
|          | みかん山10号墳   | 東大阪市東豊浦町   | 楕円15.2×16.9     | 右片10.3×1.9   | 6C後  | ○     | 10C前  | F   |
|          | 中山1号墳      | 奈良県桜井市阿部   | 円墳16            | 右片? 推4×1.3   | 7C中  | ～8C前  | 7後8前  | A   |
|          | 寺口忍海H-34号墳 | 奈良県葛城市寺口   | 円墳15※           | 右片8.1×2.1※   | 6C後  | ～7C後  | 7C中後  | A   |
|          | 石光山38号墳    | 奈良県御所市元町   | 円墳14            | 竪穴・木棺直葬      | 6C前  | ○     | 7C後   | A   |
|          | 〃 41号墳     | 同上         | 円墳10 割竹木・埴輪棺・甕棺 |              | 6C初  | ○     | 7C中後  | A   |
|          | 龍王山E-19号墳  | 奈良県天理市渋谷吉野 | 横穴              | -----        | 6C後  | ～7C前  | 10C前  | C   |

|          | 杯 | 蓋 | セ | 瓶子        | 壺      | その他 | 杯    | 皿      | 椀 | 壺      | その他   | 土器      | 古銭  | その他      | 文献 |
|----------|---|---|---|-----------|--------|-----|------|--------|---|--------|-------|---------|-----|----------|----|
| 53       |   | 2 |   | 皿1盤1高杯1壺? |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 39 |
| 54       |   |   |   | 1         | 三耳壺1   |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 40 |
| 55       | ① |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 41 |
| 56       | ② | 1 |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 42 |
| 57       | ② | 1 |   |           |        |     | ○    |        |   |        |       |         |     | 2箇所出土    | 43 |
| (兵庫県・但馬) |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          |    |
| 58       | ① |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 44 |
| 59       |   |   | ① |           |        |     |      |        |   |        |       | 黒色土器    |     |          | 45 |
| 60       |   | 1 |   |           | 1      |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 45 |
| 61       |   | 1 |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 45 |
| 62       | ① |   |   |           |        |     |      |        | 5 |        |       | 黒色土器    |     |          | 46 |
| (奈良県・大和) |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          |    |
| 63       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 47 |
| 64       |   |   |   | 2         |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 47 |
| 65       |   |   |   | ○         |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土塔群      | 47 |
| 66       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         | 和1  | 不明土製品1?  | 48 |
| 67       |   |   |   |           |        |     |      | 1      | 1 |        |       | 三釉壺1    |     | 土馬1      | 49 |
| 68       |   |   |   |           |        |     | ○    |        |   |        |       |         |     | (破片多数)   | 50 |
| 69       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 51 |
| 70       | ① |   |   | 1         |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 52 |
| 71       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       | 黒色土器皿1  |     |          | 52 |
| 72       |   |   |   |           |        |     |      | 1      |   |        |       |         |     |          | 52 |
| 73       |   |   | ① |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 52 |
| 74       | ① |   |   |           |        |     | 2(1) |        |   | 甕10高杯1 | その他多数 |         | 和1  | 鉄釘鉄板片    | 52 |
| 75       | ③ | 4 |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         | 和1  | 複数箇所出土   | 52 |
| 76       | ① | 2 | ① |           |        |     |      | 3      |   |        |       |         |     | 土馬1      | 52 |
|          |   | 1 | ① |           | 鉢2     | 1   |      | 1      | 2 |        |       |         |     | 土馬3      |    |
| 77       |   |   |   |           |        |     |      |        |   | 1      |       |         |     | 銅板6、鉄板34 | 52 |
| 78       |   |   |   |           |        |     |      | 6      |   |        | 器台6   | 黒椀4(墨1) | 承8  | 複数箇所出土   | 53 |
| 79       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 54 |
| 80       |   |   | ① |           |        |     | ①    | 2      |   |        |       |         | 和1  |          | 55 |
| 81       |   | 1 |   |           | 1(蓋付)  |     | 1    | 2      |   |        |       |         |     |          | 56 |
| 82       |   |   |   |           | 平瓶1    |     | 1    |        |   |        |       |         |     |          | 57 |
| 83       |   |   |   |           | 平瓶1    |     |      |        |   |        |       | 黒色土器椀6  |     |          | 58 |
| 84       |   |   |   |           |        |     |      | 4      |   |        |       |         |     |          | 59 |
| 85       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 60 |
| 86       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬5      | 61 |
| 87       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬2      | 61 |
| 88       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 61 |
| 89       |   |   |   |           | ○      |     |      |        |   |        |       |         | 和10 |          | 62 |
| 90       | 1 |   |   |           |        |     |      | 2      |   |        |       |         |     |          | 63 |
| 91       |   |   |   | ①         | 高杯1台部2 |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 63 |
| 92       | ③ | 1 |   | ②         |        |     | 2    |        |   |        |       |         |     |          | 63 |
| 93       |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       | 黒色土器椀   |     |          | 64 |
| 94       |   |   |   |           | 甕      |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 65 |
| 95       |   |   |   |           |        |     | 1    |        |   |        |       |         |     |          | 65 |
| 96       |   |   |   |           |        |     |      | 1      |   |        |       |         |     |          | 65 |
| 97       |   |   |   |           |        |     | 1    |        |   |        |       |         | 神   |          | 65 |
| 98       | 1 |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 66 |
| 99       |   |   |   |           |        |     |      | 1(墨書)  |   |        |       |         |     |          | 66 |
| 100      |   |   |   |           | 平瓶1    |     |      |        |   | 1      | 甕1    |         |     | 釘、鉄滓     | 66 |
| 101      |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        | 甕・蓋1  |         |     |          | 66 |
| 102      |   |   | ① |           |        |     |      | 5(墨書1) |   |        |       |         | 和1  |          | 67 |
| 103      |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     | 土馬1      | 67 |
| (参考)     |   |   |   |           |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          |    |
|          |   |   | ① | ①         |        |     |      |        |   |        |       | 黒色土器椀   |     |          | 68 |
|          | ○ |   |   |           | 平瓶・高杯  |     |      | 2      |   | 鉢・甕    |       |         |     | 複数箇所出土   | 70 |
|          | ○ |   |   | ○         | 高杯     | ○   | ○    |        |   | 鉢      |       |         |     |          | 71 |
|          | 2 |   |   | 2         |        |     |      |        |   |        |       |         |     |          | 72 |
|          | ○ |   |   |           | 杯蓋     | ○   |      |        |   | 高杯     |       |         |     |          | 72 |
|          |   |   | 1 |           |        |     |      | 5      |   |        |       |         |     |          | 73 |



(凡例：表1)

1. 原則として横穴式石室における再利用例を集成したが、一部それ以外の主体部を有する古墳も含めた。
2. 「参考」欄には7世紀末葉並びに10世紀初頭頃の再利用例を示したが、近隣に8～9世紀の再利用を行う古墳が存在するものに限った。
3. 各項目の記号は以下の通り。  
墳形(\*) = 外部構造として列石を有するもの。  
石室型式(\*) = 石室内に石棺(家形又は箱式)を内蔵するもの。  
再利用時期(\*) = 他時期の再利用を有するもの。
4. 類型欄の記号の意味は以下の通り  
A : 継続使用 

|        |
|--------|
| 追 葬…A  |
| 築 造…A' |

  
B : 墳墓としての再利用  
C : 律令祭祀 

|               |
|---------------|
| 水源・水霊祭祀 …Ca   |
| (破壊に伴う)地鎮 …Cb |
| その他・不詳 …C     |

  
D : 他目的での再利用  
E : 祖霊祭祀(追善供養)  
F : 混入・投棄
5. 遺物に関する凡例は以下の通り。  
a. 須恵器 杯 : ① = 杯B  
セ = セット関係を有する個体  
b. 土師器 杯 : ① = 高台を有するもの  
壺 : ① = 長頸壺  
c. 古 銭 : 和 = 和同開珎(708) 神 = 神功開寶(765) 隆 = 隆平永宝(796)  
富 = 富寿神宝(818) 承 = 承和昌宝(835) 長 = 長年大宝(848)  
貞 = 貞観永宝(870) ※ ( ) 内は初鑄年代

<表1 引用文献>

- 1 森 正 1988 「1 高山古墳群・高山遺跡」『京都府遺跡調査概報』第29冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p3～103
- 2 崎山正人 1994 『下山古墳群Ⅲ』福知山市文化財調査報告書第25集 福知山市教育委員会 p34～41
- 3 崎山正人 1993 『下山古墳群Ⅱ』福知山市文化財調査報告書第22集 福知山市教育委員会 p34～36
- 4 山下潔己他 1973 『綾部市文化財調査報告書1 高谷古墳群発掘調査概要』綾部市教育委員会 p29～31
- 5 田代 弘 1985 「2. 国道9号バイパス関係遺跡 3. 小金岐古墳群」『京都府遺跡調査概報』第17冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p74～85
- 6 安藤信策 1977 「昭和51年度国道9号バイパス関係遺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発

- 掘調査概報（1977）』京都府教育委員会 p120～129
- 7 石崎善久他 2008『京都府遺跡調査報告集』第 129 冊（2008） 財）京都府埋蔵文化財調査研究センター
  - 8 岡崎研一他 2009『京都府遺跡調査報告集』第 134 冊（2009） 財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p13～21
  - 9 北田栄造 1986『御堂ヶ池古墳群・音戸山古墳群発掘調査概報 昭和 60 年度』京都市文化観光局・財）京都市埋蔵文化財研究所 p5
  - 10 木下保明 1981『旭山古墳群発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 5 冊 財）京都市埋蔵文化財研究所 p23・24
  - 11 荒川 史 1987「隼上り古墳群」『京都府遺跡調査報告書第 7 冊 京滋バイパス関係遺跡』財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p12～50
  - 12 石井清司・伊賀高広他 1991『京都府遺跡調査報告書第 15 冊 上人ヶ平遺跡』財）京都府埋蔵文化財調査研究センター
  - 13 中谷雅治 1976「恭仁京跡昭和 50 年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1976）』京都府教育委員会 p36～47
  - 14 高橋美久二 1969「尼塚古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1969）』京都府教育委員会 p66～100
  - 15 秋山浩三他 1988『物集女車塚』向日市埋蔵文化財調査報告書第 23 集 向日市教育委員会
  - 16 寺前直人・高橋照彦編 2005『井ノ内稲荷塚古墳の研究』大阪大学文学研究科考古学研究報告第 3 冊 大阪大学稲荷塚古墳発掘調査団
  - 17 山本輝雄 1996『走田古墳群 海印寺跡・長岡京跡』長岡京市文化財調査報告書第 35 冊 長岡京市教育委員会 p4～7
  - 18 高橋美久二編 1980「長岡京跡右京第 26 次発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1980）』第 2 分冊 京都府教育委員会 p65～112
  - 19 嶋村友子編 1986『八尾市内遺跡昭和 60 年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告 12 八尾市教育委員会 p75～94
  - 20 竹下 賢・安村俊史 1983『平尾山古墳群』柏原市文化財報告 1982—VI 柏原市教育委員会 p3～12
  - 21 上田 睦 1983「P 3 号墳の調査」『一須賀古墳群 P 支群発掘調査報告書』河南町文化財調査報告第 1 冊 河南町教育委員会 p16～22
  - 22 宮野淳一・尾谷雅彦 1990『陶邑Ⅶ』大阪府文化財調査報告書第 37 輯 大阪府教育委員会 p19～25
  - 23 宮野淳一・尾谷雅彦 1990『陶邑Ⅶ』（前掲書） p35～43
  - 24 乾 哲也 1992「下代古墳群の調査」『和泉丘陵の古墳』和泉丘陵内遺跡発掘調査報告書Ⅲ 和泉丘陵内遺跡調査会 p264～275
  - 25 北原 治他 1993『塚穴古墳群』高槻市文化財調査報告書第 16 冊 高槻市教育委員会 p10～22
  - 26 西谷 正 1965『塚脇古墳群』高槻市文化財調査報告書第 1 冊 高槻市教育委員会
  - 27 大船孝弘 1982「塚脇 D - 1 号墳の調査」『嶋上郡衙跡他関連遺跡発掘調査概要・6』

- 高槻市文化財調査概要VI 高槻市教育委員会 p23・24
- 28 三木 弘編 1994『堂山古墳群』大阪府文化財調査報告書第 45 輯 大阪府教育委員会 p74～77
- 29 石野博信 1970「長尾山古墳群」『宝塚の埋蔵文化財』宝塚市文化財調査報告第 1 集 宝塚市教育委員会 p1～19
- 30 直宮憲一・古川久雄 1985『中山荘園古墳発掘調査報告書』宝塚市文化財調査報告第 19 集 宝塚市教育委員会
- 31 渡辺 昇・高島知恵子 1987「双子塚 2 号墳」『青野ダム建設に伴う発掘調査報告書 1』兵庫県文化財調査報告書第 50 冊 兵庫県文化協会 p173～181
- 32 櫃本誠一・高島知恵子 1987「落合古墳」『青野ダム建設に伴う発掘調査報告書 1』（前掲書）p191～197
- 33 岡崎正雄編 1991『高川古墳群』兵庫県文化財調査報告書第 97 冊 兵庫県教育委員会
- 34 立花 聡 1985『ヤクチ古墳群』加西市埋蔵文化財報告 2 加西市教育委員会
- 35 菱田哲郎他 1999『東山古墳群 I』中町文化財報告 20 中町教育委員会・京都府立大学考古学研究室 p15～56
- 36 島田 清・上田哲也他 1965『印南野—その考古学的研究—（加古川工業用水ダム古墳群発掘調査報告）』加古川市文化財調査報告 3 加古川市教育委員会 p54～56
- 37 上田哲也 1969『印南野—その考古学的研究 2—（加古川工業用水ダム古墳群発掘調査報告）』加古川市文化財調査報告 4 加古川市教育委員会 p17～20
- 38 高瀬一嘉編 1995『西脇古墳群—山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 X V—』兵庫県文化財調査報告第 141 冊 兵庫県教育委員会
- 39 渡辺 昇他 1987『中井古墳群・中井鴨池窯跡—山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告 V—』兵庫県文化財調査報告第 38 冊 兵庫県文化協会 p39～64
- 40 渡辺 昇他 1984『龍子長山 1 号墳—山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告 II—』兵庫県文化財調査報告第 23 冊 兵庫県文化協会
- 41 渡辺 昇・村上賢治他 1989『龍子向イ山—山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告 VI—』兵庫県文化財調査報告第 51 冊 兵庫県文化協会 p69～112
- 42 上田哲也他 1982『長尾・タイ山古墳群』龍野市文化財調査報告書 III 龍野市教育委員会 p21～41
- 43 松本正信・加藤史郎 1978『袋尻浅谷』揖保川町文化財報告書 I 揖保川町教育委員会 p40～65
- 44 藤井保雄・田畑 基 1993『和田山町の古墳』和田山町文化財調査報告書第 6 集・但馬の古墳 6 和田山町教育委員会・武庫川女子大学考古学研究会 p4～9
- 45 谷本 進他 1987『箕谷古墳群』兵庫県八鹿町文化財調査報告書第 6 集 八鹿町教育委員会
- 46 櫃本誠一編 1975『二見谷古墳群』城崎町教育委員会 p9～23
- 47 末永雅雄・尾崎彦仁男 1949「春日山古墳の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 3 輯 奈良県
- 48 寺沢 薫 1985「梨本東遺跡発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1984 年度』奈良県立橿原考古学研究所 p131～166

- 49 河上邦彦編 1977『斑鳩・仏塚古墳発掘調査報告』斑鳩町教育委員会
- 50 今尾文昭 1992「和爾小倉古墳群第2次発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1991年度』奈良県立橿原考古学研究所 p1～55
- 51 亀田 博 1982「西乗鞍古墳南遺跡発掘調査報告」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1981年度』奈良県立橿原考古学研究所 p87・88
- 52 河上邦彦・松本百合子 1993『龍王山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第68冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 53 伊達宗泰・小島俊次 1956『大和国磯城郡大三輪町穴師 珠城山古墳』奈良県教育委員会
- 54 清水真一 1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会 p35～38
- 55 清水真一 1989『阿部丘陵遺跡群』（前掲書）p9～25
- 56 松田真一編 1986『神木坂古墳群』榛原町文化財調査報告第2集 榛原町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p15～33
- 57 柳沢一宏 1988『神木坂古墳群Ⅱ』榛原町文化財調査報告第3集 榛原町教育委員会 p22～50
- 58 菅谷文則編 1975『宇陀・丹切古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第30冊 奈良県教育委員会 p106～117
- 59 菅谷文則編 1975『宇陀・丹切古墳群』（前掲書）p85～91
- 60 服部伊久男 1983「大宇陀町野依地区遺跡発掘調査概報（団体営農道整備事業に伴う事前調査Ⅰ・昭和57年度）」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p125～135
- 61 伊達宗泰編 1981『新沢千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第39冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 62 河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第五冊 高取町教育委員会
- 63 泉森 皎編 1986『首子遺跡群発掘調査報告』当麻町埋蔵文化財調査報告第2集 当麻町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 64 坂 靖編 1994『平林古墳』当麻町埋蔵文化財調査報告第3集 当麻町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 65 宮原晋一・神庭 滋 2002「三ツ塚古墳群の調査」『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p11～147
- 66 吉村幾温・千賀 久編 1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告書第1冊 新庄町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 67 白石太一郎・河上邦彦・亀田 博・千賀 久・関川尚功他 1976『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 68 樋口隆康 1961「網野岡の三古墳」『京都府文化財調査報告』第廿二冊 京都府教育委員会 p84～111
- 69 奥 和之 1998『みかん山古墳群』大阪府埋蔵文化財調査報告 1997-2 大阪府教育委員会 p17～29
- 70 清水真一 1989『阿部丘陵遺跡群』（前掲書）p26～35
- 71 吉村幾温・千賀 久編 1988『寺口忍海古墳群』（前掲書）p297～312

72 白石太一郎・河上邦彦・亀田 博・千賀 久・関川尚功他 1976『葛城・石光山古墳群』  
 (前掲書)

73 河上邦彦・松本百合子 1993『龍王山古墳群』(前掲書) p143～147

(表2)古墳再利用遺物出土状況一覧

| 出土位置      | 古墳名  |
|-----------|--|
| 玄室内床面     | 高山12,千原,音戸山5,大覚寺3,広沢*,旭山E-2*,尼塚5,走田9,太平寺天冠山東1,雁多尾畑6-13,高井田E,田辺3<br>求メ塚,箕谷3,箕谷5和爾小倉谷3,珠城山*,コロコロ山,忍坂1,丹切34,丹切43*,寺口忍海E-12,寺口忍海H-30                                     |
| 玄室内       | 滝岡田,小金岐3,大覚寺2,隼上り2*,井ノ内稲荷塚,野間中A-1,塚穴1*,堂山1,太平寺3,田辺7,玉手山東B-4<br>松尾塚原2*,三田,寛弘寺2,雲雀山東B18,奈良山12,高川2*,ヤクチ2,袋尻浅谷3*,春日山3,小泉狐塚,龍王山B-8*<br>龍王山E-13*,フジヤマ1*,室の谷1,平林,石光山31*,大岩4 |
| 羨道部床面     | 垣内3,落合,珠城山*,能峠1,能峠3,室の谷2   |
| 羨道部       | 下山96*,広沢*,福西4,愛宕塚,高川1,ヤクチ4,龍子長山1,仏塚*,石上北A5,龍王山E-12*,龍王山E-18<br>フジヤマ1*,寺口忍海H-29,巨勢山323  |
| 石室開口部     | 小金岐71,御堂ヶ池13,円山6,塚穴1*,下代3*,箕谷2,梨本1,仏塚*,首子8,石光山19,石光山42,ハカナベ  |
| 前庭部(含墓道内) | 下山70,隼上り2*,松尾塚原2*,下代2,下代3*,袋尻浅谷3*,龍王山E-12*,龍王山E-18,龍王山E-20<br>島ノ山1,石光山31*  |
| 周濠内       | 後野円山2,下山1,下山96*,音戸山3,大覚寺1,上人ヶ平5,上人ヶ平6,上人ヶ平14,上人ヶ平15,上人ヶ平16,上人ヶ平20<br>考古墳,今里車塚,塚脇D-1,田辺4,下代3*,田須谷1,一須賀P3,西脇A-26,東乗鞍,神木坂2,市尾墓山   |
| 墳丘        | 御堂ヶ池21,旭山E-2*,物集女車塚,心合寺山,松尾塚原4,板持3,中山荘園,中井2,龍子向イ山1,箕谷4<br>神木坂1,丹切38,鴨池,新沢212,新沢319,石光山47   |
| 攪乱・混在     | 塚脇10,塚脇12,西脇D-90,西脇D-104,二見谷1,龍王山B-8*,龍王山B-9,龍王山E-5,龍王山E-13*,中山2,首子4,<br>寺口忍海H-17,岡峯   |

(註)「古墳名\*」は複数箇所での出土を示す。

(表3) 地鎮を中心とする祭祀遺構一覧 ※明確な胞衣壺の事例は省いた。

| 遺跡名                | 所在地          | 時期    | 出土遺物  | 引用文献による性格付 | 註  |
|--------------------|--------------|-------|---|------------|----|
| 楠葉東遺跡              | 大阪府枚方市北楠葉    | 10C中  | 鉄鋤、須恵器瓶子、乾元大宝約10、木炭                             | 鎮地祭遺構      | 1  |
| 高柳遺跡               | 大阪府寝屋川市高柳    | 9C後   | 須恵器小壺4 土師器皿8 古銭                                 | 地鎮祭遺構      | 2  |
| 寺山遺跡祭祀第2地点         | 大阪府羽曳野市飛鳥    | 奈良～平安 | 須恵器小型壺、鉄鉢、土師器甕(75%)羽釜(15%)甌(2%)杯(8%) ※須:土=2:8   | 山頂への報賽     | 3  |
| 〃 第3地点             | 同上           | 同上    | 須恵器片、土師器甕(52%)壺(2%)杯(45%)羽釜(1%)、墨書人面土器 ※須:土=1:9 | 同上         | 3  |
| 〃 第4地点             | 同上           | 同上    | 須恵器長頸壺・平瓶、土師器杯(62%)皿(37%)甌(1%) ※須:土=2:8         | 同上         | 3  |
| 淡河中村遺跡土坑SK158      | 神戸市北区淡河町     | 8C前   | 須恵器杯身1、製塩土器2                                    | 祭祀的儀式      | 4  |
| 新宮東山1号墳墳丘上土坑       | 兵庫県龍野市揖西町    | 9C    | 須恵器長頸壺1・壺7                                      | 宗教的な施設     | 5  |
| 野山1号土坑             | 奈良県宇陀郡榛原町沢   | 8C前   | 土師器把手付甕、釘1 ※人為的破砕                               | 祭祀的性格の土坑   | 6  |
| 平城京右京二条二坊十六坪SB0570 | 奈良市西大寺南町     | 8C中   | 土馬  | 西北隅柱掘形内    | 7  |
| 平城京右京八条一坊十三坪SX1400 | 大和郡山市九条町     | 8C前   | 土師器皿4、和同開珎32+α、金箔、鉄片、ガラス玉                       | 地鎮祭        | 8  |
| 平城京右京八条一坊十三坪SX1401 | 大和郡山市九条町     | 8C前   | 土師器皿5   | 地鎮祭        | 8  |
| 平城京左京二条六坊十二坪SX3150 | 奈良市北魚屋西町     | 8C末   | 須恵器壺1、土師器皿34、金箔、万年通宝5以上、神功開宝2以上                 | 地鎮めの供養     | 9  |
| 平城京左京三条二坊三坪SX2982  | 奈良市三条大路      | 8C中   | 須恵器壺1、和同開珎2                                     | 地鎮施設       | 10 |
| 平城京左京三条二坊十五坪SB970  | 奈良市北新町       | 9C前   | 和同開珎2   |            | 11 |
| 平城京左京四條二坊十六坪SX07   | 奈良市四條大路      | 8C    | 須恵器杯蓋、土師器甕                                      | 地鎮又は胞衣壺    | 12 |
| 平城京左京四條三坊一坪        | 奈良市三条町       | 8C    | 水晶玉1  | SB07西南隅柱穴内 | 13 |
| 平城京左京四條四坊十一坪SX14   | 奈良市三条大宮町     | 8C中～後 | 須恵器杯1・蓋1、和同開珎2                                  |            | 14 |
| 平城京左京五条一坊八坪SX48    | 奈良市柏木町       | 8C中   | 須恵器壺1・蓋1  | 地鎮又は胞衣壺    | 15 |
| 平城京左京五条二坊十四坪SB18   | 奈良市大安寺町      | 8C    | 土師器甕・杯蓋、和同開珎3                                   | 地鎮祭        | 16 |
| 平城京左京五条五坊七坪SA05    | 奈良市西木辻町      | 8C    | 須恵器壺  | 地鎮祭        | 17 |
| 平城京左京六条二坊十四坪       | 奈良市八条町       | 8C    | 土師器皿・甕、奈良三彩小壺2、金箔、ガラス玉                          | 地鎮         | 18 |
| 平城京左京八条一坊三坪SX3388  | 奈良市杏町        | 8C中～後 | 土師器甕1、須恵器蓋1                                     | 胞衣壺か?      | 19 |
| 平城京左京八条一坊三坪SX3434  | 奈良市杏町        | 8C中～後 | 須恵器杯1・蓋1  | 胞衣壺か?      | 19 |
| 平城京左京八条一坊三坪SX3466  | 奈良市杏町        | 8C中～後 | 須恵器杯1・蓋1、神功開宝1                                  | 水に関連する埋納   | 19 |
| 法隆寺旧南門 SK3600      | 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺 | 8C前   | 土師器碗2、和同開珎2、金箔3                                 | 地鎮め供養      | 20 |

(表3 文献註)

1. 宇治田和生 2005 『楠葉東遺跡 (1974年度第1次・1977年度第2次の発掘調査)』枚方市文化財調査報告第47集(財)枚方市文化財研究調査会 p20
2. 寝屋川市教育委員会 1994 「高柳遺跡」『寝屋川市の歴史と文化財』p81～83
3. 河内一浩 1994 「寺山遺跡」『羽曳野市史』第3巻:資料編1 羽曳野市 p546～551
4. 村尾政人編 1992 『淡河中村遺跡』淡神文化財協会・淡河中村遺跡調査団 p308・309
5. 岸本道昭編 1996 『新宮東山古墳群』龍野市文化財調査報告16 龍野市教育委員会 p50～53
6. 井上義光・仲富美子編 1988 『野山遺跡群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第56

- 冊 奈良県立橿原考古学研究所 p125～127
7. 亀井伸雄編 1982『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』奈良国立文化財研究所
  8. 千田剛道編 1990『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』大和郡山市教育委員会・奈良国立文化財研究所 p70、198～201
  9. 村田修三・坪之内徹編 1985『奈良女子大学構内遺跡発掘調査概報Ⅲ』奈良女子大学 p5・6、9～12
  10. 佐藤 信編 1984『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』奈良県教育委員会 p9、12、21
  11. 町田 章編 1975『平城京左京三條二坊』奈良国立文化財研究所学報第 25 冊 奈良国立文化財研究所 p9、32
  12. 森下恵介 1984「平城京左京四条二坊十六坪の調査」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和 58 年度』奈良市教育委員会 p41
  13. 奈良国立文化財研究所編 1978「左京四条三坊一坪の調査（第 105 次）」『昭和 52 年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所
  14. 三好美穂 1983「平城京左京四条四坊十一坪の調査 第 99 次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和 60 年度』奈良市教育委員会 p19・20
  15. 森下恵介・奈良美穂 1985「平城京左京五条一坊八坪の調査」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和 59 年度』奈良市教育委員会 p70～88
  16. 中井 公編 1980『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和 54 年度』奈良市教育委員会
  17. 奈良美穂 1985「須恵器壺Hの一考察」『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要 1985』 p23～30
  18. 松永博明 1988「平城京左京六条二坊十三・十四坪」『大和を掘る 1987 年度発掘調査速報展Ⅷ』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p37
  19. 毛利光俊彦編 1985『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』奈良県教育委員会 p10、44・45、69、70
  20. 菅谷文則編 1983『法隆寺発掘調査概報Ⅱ』法隆寺 p48、78、89・90

(表 4) 都城における律令祭祀遺物の出現頻度 (単位：遺構数)

|              | 遺構数 | 土馬           | 木製品         | ミニチュア土器     | 墨書人面土器      | 銭貨          |
|--------------|-----|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 平城京          | 129 | 71<br>55.0%  | 75<br>58.1% | 8<br>6.2%   | 20<br>15.5% | 14<br>10.9% |
| 長岡京          | 210 | 122<br>58.1% | 70<br>33.3% | 61<br>29.0% | 53<br>25.2% | 33<br>15.7% |
| 平安京<br>(9C代) | 38  | 33<br>86.8%  | 16<br>42.1% | 6<br>15.8%  | 6<br>15.8%  | 4<br>10.5%  |

(註) 祭祀関係の全遺構数に対して、それぞれの律令祭祀遺物が検出された遺構数の割合を示した。よって、遺物の数量は考慮していない。

## 第2章 「律令国家」形成期の墓制

### 第1節 群集墳の終焉過程

#### 1. はじめに

古墳時代後期以降の、横穴式石室を主体とする群集墳は円墳が基本形態であり、一部の群集墳において7世紀初頭前後に方墳が採用されることになる。また、7世紀前半以降のいわゆる終末期群集墳<sup>1</sup>の中には、方墳のみで構成される古墳群も確認されており、前方後円墳廃絶以降の方墳を中心とする新たな古墳秩序に対応した墳丘構造を明示する古墳群も存在する。

終末期古墳の墳形の意義については渡邊2010で触れたが、本節では、畿内及びその周辺地域の代表的な群集墳を俎上に乗せ、墳形の変遷から見た群集墳の動向を検討したい。さらに内部構造の変化にも着目し、終焉過程に基づいた群集墳の類型化を図りたい。

#### 2. 群集墳における墳形の検討

群集墳における方墳は7世紀初頭以降に出現するのではなく、例えば神戸市野寄古墳群のように木棺直葬を主体部構造とする方墳から群構成が始まり、横穴式石室の採用と同時に円墳に転化する群集墳もある（浅岡2001）。また、一須賀古墳群I支群では導入期のMT15型式期の横穴式石室は方墳であるが、その後、墳形は円墳に転化したのち須恵器陶邑編年<sup>2</sup>TK209型式期まで続く（岩崎ほか1993）。このように横穴式石室を主体とする後期群集墳においても円墳と方墳の両者が群中に混在するが、本節ではこれらの意義については触れる余裕はなく、今後の課題としておきたい。

今回取り上げた群集墳は畿内とその周辺地域に所在し、古墳群としての群構造あるいは支群構造が比較的明確で、墳形ならびに規模、内部構造、副葬品や築造時期などがある程度掌握できるものに限った。筆者の集成には多くの遺漏があるとは思いますが、本論は群集墳全般の検証が主目的ではないので、ご海容いただきたい。また、取り上げた群集墳の中には、いわゆる群集墳以外に単独墳ないしはそれに準ずるような首長墓クラスの古墳が累積して群集墳状の形態を示すようになったタイプを含んでいるが、本節では両者を区別していないことも了承していただきたい。

さて、本節で取り上げた群集墳の墳形の変遷を表5に一覧の形でまとめておいた。この表を見れば、飛鳥I型式期を中心とする時期に群集墳に対して何らかの墳形規制が実施されたことが予想できよう。それまでは円墳が墳形の主体であったのに対して、この時期前後に方墳がほぼ一斉に導入されているのである。そして、このような墳丘規制は大和でいち早く実行され、周辺部では遅れることも確認できた。

では、この表にもとづいて、墳形から見た群集墳の類型を以下のように設定しておきたい。



A類・・・円墳ばかりで構成される群集墳。

< A 1 > 経営期間が比較的短い群集墳、2世代程度（60～70年まで）存続。

< A 2 > 経営期間が比較的長い群集墳、3世代以上（100年以上）存続。

B類・・・方墳ばかりで構成される群集墳。

C類・・・築造時期により円墳から方墳へ墳形が変化する群集墳。

D類・・・円墳または方墳主体の群集墳中に、数基の異なる墳形の古墳が混在する。

< D 1 > 群集墳経営の最終段階に1～2基程度の方墳が築かれるもの。

< D 2 > 方墳主体の群集墳中に円墳が1基のみ混在するもの。

E類・・・円墳と方墳が混在する群集墳。

< E 1 > 円墳主体の古墳群だが、特定の支群のみ方墳を採用するもの。

< E 2 > 大規模な群集墳で、支群ごとに類型が異なるもの。

続いて、各類型の特色について簡単に述べていきたい。

## A類

A 1類は経営期間が短いこともあり、小規模な群集墳が多い。大枝山（上村・丸川1989）・細谷（小池1992・1993、森下・森1993）・雲雀山西尾根B支群（直宮1991）・龍子向イ山（渡辺ほか1989）の各古墳群は横穴式石室を採用した典型的な後期群集墳と位置付けることができ、TK43～209型式期頃に造墓を開始し、ごく短期間に集中して築造された。大枝山古墳群では墳丘規模と石室規模、さらに副葬品の間に関連関係が認められるなど造営主体間の階層性が認められるが、他の群集墳もほぼ同様の傾向にあり、時期が下がれば下がるほど墳丘、石室とも規模が縮小する。また、銘文大刀が出土したことで有名な箕谷古墳群（谷本1987）は7世紀前半以降中葉にかけて築造されたが、第1章で取り上げたように5号墳は8世紀前半頃に築造された可能性があり、尼塚5号墳（高橋ほか1969）や堂山4号墳（三木1994）などと同様、「律令国家」による新たな墓制完成以後も前代の遺風を保持し続けた伝統的な氏族の墳墓と位置付けることができるのかもしれない。雲雀山東尾根古墳群A支群（岡田・折井・岡野1975）は終末期群集墳研究の学史に残る長尾山の古墳群の一部で、箕谷古墳群より後出するが、直線的な開口部列石を伴う事例も存在するものの、明確な墳形を志向する古墳は存在せず、いずれも不整形な円墳状を呈する（図14）。

A 2類はA 1類に比べると大規模な古墳群が多く、構成墳が100基を超える場合もある。ただ、東山古墳群（菱田1999・2000）の場合は明らかに通常の群集墳と異なる様相を呈しており、首長墓級の有力墳が主体となって構成された古墳群と考えられている。寺口千塚古墳群（坂他1991）は竪穴系横口式石室の系統に属する石室を採用することや一墳丘多葬の埋葬主体、鑄造鉄斧や胡籙金具が出土したことなどから、至近地に存在する寺口忍海古墳群（吉村・千賀1988）同様、朝鮮半島伽耶地方との直接的な関係を有する渡来系氏族の墓域と考えられていること（坂1991）が注目される。A 1類はいわゆる終末期群集墳と呼ばれる事例を含むが、A 2類は後期群集墳ばかりで、終末期群集墳を含まないことも特色といえよう。

## B類

短期間に経営された小規模な古墳群で、いわゆる終末期群集墳である。旭山古墳群（木

下編1981)・下司古墳群(辰巳編1985)・平尾山古墳群雁多尾畑第49支群(桑野編1989)は周溝などによって墳形を示し、列石を伴う古墳がないことが顕著な特徴である。これに対して、舞谷古墳群(堀田・前園編1994)は鳥見山南麓にのびた小尾根の各尾根に1基ずつ築造された東西に一直線上に並ぶ5基の磚積石室墳から構成されている。墳丘裾部に石垣状の列石を施すなど、一般的な群集墳とは様相が異なり、舒明朝における中堅官僚層のために準備された、いわば公葬墓の原初形態のようなものという見方もある(前園1999)。

### C類

いずれも小規模な群集墳で、7世紀初頭頃を境に円墳から方墳へと墳形を変化させており、大王墓の方墳化という中央の墓制の変革にすぐさま連動して墳形を変更している点が非常に興味深い。上野古墳群(河野1995)では、もともと長さ7m余りの横穴式石室を包蔵する径10mの円墳を墳丘規模13m×8m、石室長7.9mの方墳に改築、拡張したことが確認されており、墳丘を改造してまで「方形」という墳形を導入した当古墳群の被葬者或いはその葬送儀礼を主宰した次なる首長層の墳墓に対する意識の在り方や社会的立場が注目される。また、音戸山古墳群(北田・丸川1984、丸川1986)・塚穴古墳群(北原1993)の両者は同一古墳群内に2つの造墓系譜が認められ、それぞれの系譜ごとの最終段階に方墳が導入された(図15)。

### D類

比較的大規模な古墳群と小規模群集墳の両者を含むが、D1類は大規模な古墳群が多い。D1類は群集墳経営の最終段階に方墳が採用されるものの、いずれも最後出の古墳というわけではなく、三条城山古墳群<sup>3</sup>のように方墳導入以降も円墳が築造される場合もあり、高塚山(丹治・橋詰1994)・西脇(高橋・西口他1995)両古墳群では須恵器編年の同一型式内の期間に円墳と方墳が混在する。また、龍王山古墳群(河上・松本1993)では643基中、墳形不明の77基を除けば、円墳265基、横穴296基、前方後円墳?1基に対して方墳はわずか4基に過ぎず、いずれも石垣状の列石を伴う改葬墓の可能性が高い。三条城山古墳群中の方墳も列石を伴っており、下山古墳群(崎山1993・1994)における方墳も群中唯一墳裾に石垣状の列石を伴うものであった(図16)。いずれにしろ、D1類に属する古墳群では「方形」を明示するために墳丘裾部を巡る列石を採用する事例が多いという特徴があることから、これらの古墳群で方墳に葬られた被葬者は中央との直接的なつながりを有する特定個人であった可能性がある。後～終末期群集墳における列石は渡来系氏族と密接なつながりがあることを以前指摘したが(渡邊1995)、D1類に見られる石垣状の列石は渡来系氏族との直接的な関係ではなく、B類の舞谷古墳群の事例と同じように中央政権との関係を示すものであり、彼らの社会的立場を明示するものであろう(渡邊1999、p17)。

一方、方墳主体の群集墳の中に円墳が1基のみ混在するD2類の場合、醍醐古墳群(木下1986)では群集墳築造の契機となった盟主墳1号墳が円墳であり、径25mの墳丘内に2石室を包蔵するが、他の方墳群と比べると質量ともに傑出した内容を誇っていた(図17)。D1類とは違い当古墳群には列石は確認されていない。また、栗栖山南古墳群では周溝を用いて墳形を明示するものの、唯一の円墳である3号墳は不整形な円墳状を呈し、墓域の下端に位置する。ほぼ同時期の方墳6号墳は古墳規模こそ目立たないものの、群中最高位

置に立地し、列石などを用いた丁寧な墳丘造営技術が施され、当古墳群における盟主墳と位置付けられている（森屋・瀬戸編2000）。つまり、当古墳群では醍醐古墳群とは異なり方墳が優位な立場にあった。

円墳では、墳形を明示するために列石を採用することはないが、方墳の場合は、丁寧な石垣状の列石を用いて「方形」を明示することが多い。やはり、「方形」という墳形が当時の墓制の中で大きな意味を持っていたことを直接反映した現象といえるだろう。

## E類

円墳主体の群集墳で、特定の支群のみが方墳を採用するE1類のうち、田辺古墳群（花田1987）は調査された19基の古墳中、7～11号墳の5基が方墳であり、円墳群とは立地を離れた別系譜の古墳群と位置付けることができる（図18）。一方、平田古墳群（伊藤編1987）は5世紀中～後葉の木棺直葬墳35号墳（方墳）が造墓の契機となったが、5世紀末葉から6世紀前半にかけて堅穴系横口式石室が導入されると同時に円墳が採用された。そして、TK10型式期からTK43型式期までは造墓が停止するが、TK209型式期に木棺直葬墳である方墳が築かれ、飛鳥I型式期以降は古墳築造数が急増し、横穴式石室や横口式石槨、小石室などを伴う円墳が造営されるようになる。しかし、木棺直葬墳は石室墳には転化せず、規模において突出すると同時に、墳形を明示するために列石を巡らすのであった。

これに対して、E2類の寛弘寺古墳群では表6に示したように、支群ごとに墳形が果たした役割が異なり、B・F支群はD1類、E支群はD2類、G支群はE1類にそれぞれ位置付けることができ、H支群では円→方→円と墳形が変化する様子が窺える。墳丘や石室の規模、副葬品などを見れば支群間の格差が大きく、時期により群集墳としての墓域が移動する様子も看取できるが、最後出の2号墳（方墳）を除けば、盟主墳はいずれも円墳で、各支群における横穴式石室の採用は方墳が契機となるという傾向が指摘できよう。つまり、寛弘寺古墳群は支群ごとに被葬者の性格が異なり、各支群が小規模な群集墳に相当すること、そして、北部丘陵に位置するA～D支群は伝統的な在地勢力の墓域であったが、5世紀中葉以降後退すること、東部丘陵E～I支群では時期により北から南へ墓域が移動するものの最後出の2号墳はF支群の最後を飾る古墳というより、東部丘陵全体の要に位置する墳墓であること、さらに南部丘陵のJ～L支群は6世紀以降台頭した新興勢力の墓域であることなどが想定できる。

## 3. 群集墳における墳形の意義

以上、墳形の変遷に基づき群集墳の類型化を行ったが、各類型の特徴や想定される被葬者像について簡単に述べておきたい。

A類は典型的な後期群集墳と位置付けることが可能で、渡来系氏族の墳墓は円墳が主体となるようだ。また、B類は終末期群集墳に限られる類型であるが、いずれも後期群集墳の被葬者層が再編されて成立した極めて政治的な所産であることはいうまでもない。さらに、方墳のみから構成される群集墳には基本的に列石は採用されないという特徴も指摘できる。C類の在り方からは推古朝を中心とする時期に特定個人が方墳を造営した事実が予想され、これはD類にもあてはまる。D類では石垣状の列石を伴う方墳を採用する場合が

あり、より中央との結びつきが強い被葬者像が想定できる。これに対し、方墳群の中に1基のみ円墳を採用するD2類は古墳築造に当たり、中央とはある一定の距離を置いた造営主体側の意志を示すものと位置付けることも可能であろう。また、E類は2つの造墓系譜のうち特定系譜のみが方墳を築造することができたことを示しており、田辺古墳群では方墳系列のみが二基一対という終末期群集墳特有の造墓パターン（田中1988）を採り、平田古墳群では方墳が規模の上で突出するなど保守的あるいは別格の扱いを受けた特別の地位が想定されている（伊藤編1987、p327）。特に、龍王山古墳群や舞谷古墳群、下山古墳群、あるいは三ツ塚古墳群（宮原編2002）などの群集墳で石垣状の列石を墳丘裾部に配する古墳はすべて方墳に限られることから、これらの古墳はいずれも「方」という墳形を明示する意図の下に築造されたことが明らかで方墳を基調とする当該時期の古墳秩序に被葬者が組み込まれていたことを示すのであろう。

文献史学の研究では、7世紀前半にはウジ内部の小集団の分離・独立化の傾向が窺え、複数の別氏に分裂しつつあったとされるが（熊谷1980、p40）、それら個々の別氏を中央政権が掌握しようとしたことから、田辺古墳群のように同一墓域内に築造された古墳群であっても、中央との関係の強弱により支群ごとに採用される墳形が異なる場合もあったのではないだろうか。これに対して、雲雀山東尾根古墳群A支群のような円墳の場合は不整形な形状を示すものが多く、時期が下れば下る程、その傾向は顕著となる。方墳とは明らかに性格を異にするが、長尾山の古墳群が難波宮に関連する初期官人層の墳墓であるという想定（森本2000、p418）に立てば、当時は方墳優位の墳墓秩序が完成しており、造墓が認められた階層の最下位に属する集団の墓域として不整形な円墳が採用されたとも考えられる。

なお、表5によれば、飛鳥I型式期には典型的な後期群集墳が終焉し、替わって旭山古墳群や西脇古墳群のような新しいタイプの群集墳の造墓が開始されるという画期を見出すことができるが、これら新型の群集墳もその大半が飛鳥III型式期で築造を停止することになる。

#### 4. 群集墳の終焉過程

群集墳の終焉過程は、森浩一氏（森編1973）や白石太一郎氏（白石1966）をはじめとする多くの研究者によって様々な視点から論じられており、特に近年森本徹氏は研究史を再整理した上で改めて群集墳の終焉過程を類型化された。終末期群集墳と8世紀以降の火葬墓群が墓域として連続する事例は一部の限定された地域のみであることも指摘された（森本1999）が、筆者も同様の意見であり、前稿（渡邊2000）で終末期古墳の墓域が基本的に8世紀代の墓域には継続しないことを明らかにした（第3章第3節参照）。つまり、火葬墓に代表される「律令国家」期の墓制を考察する場合、その直前の墓制である群集墳の終焉過程を整理し、両者の墓制としての相違点を明白にする必要がある。そこで7世紀末葉まで築造される群集墳の終焉過程とその後の墓域の在り方について検討してみよう。

従来の研究では、群集墳の終焉時期に着目した類型化の作業が中心で、例えば、白石氏が提唱されたように7世紀初頭までに築造のピークを迎える「高安型」、6世紀に形成が始まり、7世紀第3四半期まで築造の続く「平尾山型」、7世紀初頭までに形成された群

と場所を違えて新しい群が形成され、7世紀第4四半期まで続く「長尾山型」の3類型は有名である（白石1966）。

いうまでもないが、終末期群集墳に限らず当該時期の墳墓は築造時期の決め手となる副葬品に恵まれないことが多く、築造時期の比定は研究者によりかなりのばらつきがある。例えば、楠元哲夫氏は7世紀第3四半期後半ないし第4四半期に各地の終末期群集墳において石室が廃れ、各種埋葬施設へ変容すると説いた（楠元1987、p176）。具体的には、長尾山古墳群では箱形石棺、能峠南山古墳群は木櫃墓、田辺古墳群は木棺直葬へとそれぞれ変化するというが、筆者の編年観によればこれらの変化はいずれも飛鳥Ⅲ型式期と位置付けるべきで、従来の編年では7世紀第4四半期頃とされる京都市旭山E-3号墳も飛鳥Ⅲ型式期とみなす方がふさわしいと考える。「律令国家」形成期の初期官人層の墳墓と目される奈良県龍王山古墳群も飛鳥Ⅲ型式期を区切りに墳墓の築造は終了しており、畿内およびその周辺においては飛鳥Ⅲ型式期、すなわち天智朝の画期の中でほぼ一斉に群集墳はその築造を停止すると考えるべきであろう<sup>4</sup>。

つまり、天智朝の画期以降も造墓が続く群集墳は畿内およびその周辺では極めて稀な存在といえよう。具体的には河内田辺古墳群・平尾山古墳群雁多尾畑第49支群・寛弘寺古墳群・摂津栗栖山南古墳群、大和石光山古墳群・三ツ塚古墳群、播磨西脇古墳群・状覚山古墳群、伊勢平田古墳群などを挙げ得るに過ぎない。

続いて、これらの群集墳の概要について簡単に触れておこう。

まず、終末期群集墳として著名な田辺古墳群では飛鳥Ⅰ型式期に円墳と方墳という墳形を違える造墓主体がそれぞれ築造を開始し、方墳系列は飛鳥Ⅲ型式期に造墓を停止するが、円墳系列は飛鳥Ⅳ型式期にも継続して造営された。埋葬施設は飛鳥Ⅲ型式期の規制で石室から小石室へと変容し、さらに飛鳥Ⅳ型式期には木棺直葬となったものの、50年前後の断絶期間を経た後、墓域を西側に移動させ火葬墓群が営まれた。

平尾山古墳群雁多尾畑第49支群は10基の古墳で構成されるが、7世紀前葉から築造を開始し、飛鳥Ⅳ型式期には粘土質木炭槨の10号墳が築造された。その後、同じ墓域内で8世紀前半から中葉にかけて5基の火葬墓が造営されている。さて、高安山の山頂近く、雁多尾畑第49支群に近接してボウジ古墳群が存在する。3基からなる小規模な古墳群で、うち1基は横口式石槨を包蔵するが、いずれの古墳も7世紀中葉頃の築造であり、飛鳥Ⅴ型式期頃まで追葬が行われ墓域としての利用は継続した。いうまでもないが、両者の古墳群が立地する高安山とは、天智6年(667)に築造され大宝元年(701)に廃城となった古代山城・高安城が築かれた山である。廃城後の和銅5年(712)にも行幸の記録があり、730年頃に建立された倉庫群が発見されたことから(河上1983)、高安城、またはその関連施設は記録に残る廃城後も存続したと推定されるが、両者の古墳群は城域の内外という立地条件の相違はあるものの、築造時期などを考慮すれば、高安城に関係する氏族を被葬者と想定してもあながち誤りとはいえないだろう。

栗栖山南古墳群は7世紀後半、飛鳥Ⅲ～Ⅳ型式期の短期間に集中して築かれ、5基の横穴式石室と小石室・木棺墓各1基ずつで構成されるが、埋葬施設の規模や立地からすれば(3・4)号墳→(5・1)号墳→(木棺墓・2)号墳→6号墳の築造順序ならびに築造単位が想定できる(図19)。終末期群集墳に典型的な2基一対の造墓形式を採り、石室墳が小石室や木棺墓に変容する点は他地域の群集墳の在り方と共通するが、広島県真庭市の

大谷1号墳（近藤・河本編1998）とも比肩し得る見事な墳丘構造を有する6号墳の有り様は他に例を見ない特殊なもので、2基を単位とする他の古墳とは一線を画し、隔絶した個人墓的な位置を占める。つまり、当古墳群は一系列の氏族の墓域というより、二つ程度の氏族の共同墓域で、6号墳の被葬者が卓越した政治上の階層を有したからこそ築造できた古墳群であるとみなすことができよう。そして、この墓域には奈良時代以降も火葬墓が造営された。ただ、このように考えると、6号墳は群集墳の最終段階の古墳と考えるより、栗栖山南古墳群の築造の端緒となった古墳と考えざるを得なくなるが、現に6号墳をそのように位置付ける考えもある（安村2008）。

続いて西脇古墳群と平田古墳群を取り上げたい。西脇古墳群は8支群 120基以上の古墳からなる大規模な古墳群でA～Eの5支群92基の古墳が調査された（高橋・西口他1995：図20）。調査概要によると、5世紀末葉のE支群を除けば、その他の支群は飛鳥Ⅰ（新）型式期にほぼ一斉に造墓を開始するが、飛鳥Ⅱ型式期に大幅な規制・再編が行われ、古墳造営数に大きな変動が見られた。さらに飛鳥Ⅲ型式期にほとんどの支群で主体部が横穴式石室から石棺へと変容する。B支群は飛鳥Ⅲ型式期で造墓を終了し、A・C支群では飛鳥Ⅳ型式期に小石棺を主体部とする小規模な円墳が造営されるが、D支群のみは飛鳥Ⅲ型式期以降も横穴式石室を造り続け、しかも他の支群で造墓主体が大幅に規制される飛鳥Ⅱ型式期に造墓のピークを迎えるという特徴を有する。そして、飛鳥Ⅳ型式期には墓域を移動して4基の小石棺が築造された（第2章第3節参照）。

平田古墳群は平田山丘陵上に位置する 120基に及ぶ古墳群で、東・中央・西・北の4支群に分けられる（図21）。造墓期間は5世紀中頃から飛鳥Ⅳ型式期に及ぶがTK209型式期以降に築造のピークを迎える。当古墳群では墳形と埋葬施設の間に一定の相関関係が認められ、石室墳は円形、木棺直葬墳は方形の墳形を伴うことが判明した。4つの支群それぞれが飛鳥Ⅳ型式期まで造墓を続け、東支群は木棺直葬の方墳と横穴式石室の円墳、西支群は木棺直葬の方墳と墳形不明の石室墳、北支群は2基の土壙墓、そして、中央支群は方形区画を伴う木棺墓が造営されるなど、最後まで埋葬施設と墳形の関係は保たれた。いずれにしろ、両者の古墳群の在り方は畿内周辺部における群集墳の終焉類型と位置付けることができるだろう。

それに対して畿内中枢部の有り様はどうであろうか。畿内中枢部、特に大和では飛鳥Ⅲ型式期以前に群集墳はその築造を停止しており、飛鳥Ⅳ型式期以降も造墓が行われるのは三ツ塚古墳群が知られるばかりである。その他に前代の古墳の墳丘を再利用して墳墓を築造する事例がある（石光山古墳群とコロコロ山古墳並びに中山1・2号墳周辺の墳墓群）が、他に畿内で同様の在り方を示すのは寛弘寺古墳群が知られるにすぎない。

三ツ塚古墳群は6世紀末頃から7世紀にかけて築造された群集墳で、横穴式石室・小石室・木棺墓（9～10世紀）など計34基が調査され、風水思想の影響を受けた最古の古墳群と考えられている（宮原編2002）。飛鳥Ⅲ型式期頃に石垣状の列石を巡らせた方墳が築かれ、同時期から飛鳥Ⅳ型式期にかけて小石室が造られた。

石光山古墳群は5世紀後半から7世紀にかけて築造され、52基の古墳が調査された（清水・白石1976）。木棺直葬を主たる埋葬施設とし、群形成の最終段階、飛鳥Ⅰ型式期頃に5基の横穴式石室が造営されるが、その後若干の空白期間を経て飛鳥Ⅲ～Ⅳ型式期頃に2基の木棺墓が築造された。いずれも無墳丘で、土器の他、刀子や鉄鏃などを副葬する。同

時期に石室墳が木棺墓に変質する過程は田辺古墳群などと同じであるが、当古墳群の場合は前述したように、飛鳥Ⅴ型式期に32号墳の墳丘を利用するなど小規模な4基の土壙墓が築かれることになる(図22)。

コロコロ山古墳と中山古墳群は阿部丘陵上に位置し、コロコロ山古墳では前庭部の西側、墓道と考えられる位置に8基の木棺墓と土壙墓が築かれた。刀子や土師器杯などが検出されており、飛鳥Ⅴ型式期の築造にかかる。中山古墳群では1号墳の周囲北及び西・南に11基の土壙墓・土器棺墓が築かれた。墓道を中心に東西に広がる墳墓群からは少量の須恵器や土師器が検出されたに過ぎず、大半の墳墓は遺物を伴わない(図4)。また、2号墳の墳丘内西端から土器棺墓、周濠内から6基の土壙墓、南東区で木棺墓並びに土壙墓計10基の埋葬施設が検出されたが、こちらの方も遺物としては須恵器や土師器が少量検出されたに過ぎない。時期はいずれもコロコロ山古墳周辺の墳墓群と同じく飛鳥Ⅴ型式期と推定されている。

以上の3例は群集墳としての終焉状況の類型というより、古墳を再利用するという手法を用いて造墓した墓制の類例であり、他の事例と同一の次元で検証すべき類型ではない。当該時期の墓制の一例として参考までに述べるに留めておきたい(第3章第3節参照)。

最後に寛弘寺古墳群について簡単に触れておこう。河南町の南北に伸びる大きな3つの丘陵上に位置する古墳群で、既に100基近い古墳の調査が実施された<sup>5</sup>。築造時期は4世紀中葉から7世紀後半に及び、8～9世紀にも木棺墓や火葬墓が造営されている。粘土槨や木棺直葬、横穴式石室など各種の埋葬施設が確認されており、TK43～209型式期に造墓のピークを迎える。古墳群としての造営は他の群集墳と同様、飛鳥Ⅲ型式期に停止するが、7世紀初頭頃に築造された32号墳の墳丘盛土南東部から須恵器大甕を利用した火葬墓と考えられる墳墓、土器棺墓2004が検出された(飛鳥Ⅳ型式期)。さらに古墳群とは墓域を異にするものの、同じ丘陵上の別尾根頂部付近から飛鳥Ⅳ型式期(土器棺墓2003)と8世紀前半頃(土器棺墓2002)の2基の土器棺墓も検出されたが、土器棺墓2003は須恵器横瓶を利用した火葬墓と考えられており、土器棺墓2004とともに「律令国家」による墓制のスタンダードが成立する以前の火葬墓として注目すべき資料である。寛弘寺古墳群は、在地勢力の伝統的な墓域の周辺に、新興勢力の墓域が他律的に再編されたものであり、前述したように一つ一つの支群がいわば小規模な一つの群集墳のような性格を持っていたと考えられる。つまり、古墳群全体としての比較よりも支群単位で検証する必要がある、表6に支群ごとの墳形の変遷を示しておいた。

## 5. 群集墳の終焉過程の類型化

以上、代表的な終末期群集墳の築造過程について概観したが、これらの群集墳の終焉過程は図23に示したように、いくつかの類型に分別することが可能である。ただし、これらの類型化は終焉過程のみに限定した作業であることを断っておきたい。また、追葬の有無やその時期についても一切考慮していないこともご了承いただきたい。

終末期群集墳は個々の古墳群が個性的な在り方を示し、それらを総合的に類型化する作業は困難をとまなうことから、本節ではその終焉過程に着目したが、具体的な検討方法として、内部構造の変遷を重視した類型を設定した。7世紀以降、各古墳群ではほとんど遺

物が副葬されなくなると同時に、墳形も前項で検討したように、明確な墳形を示さず、6世紀までの墳丘構造とは顕著な差違を見せることから、類型化の指標にはなりにくいと判断したことによる。従来の研究では、白石氏をはじめとする群集墳研究初期の段階は、7世紀以降に造墓するかどうかなどの指標で類型化が行われたに過ぎないし、近年の研究動向は終末期群集墳のみを対象とした検証が中心となっている。

そこで、本節では群集墳の終焉過程に着目することで、群集墳の造墓開始期が6世紀か7世紀かということにはこだわらず、7世紀代に造墓が認められる群集墳はすべて対象として取り上げることにしたい。墳形と同じく主体部の変遷一覧(表7)を作成したが、第1章でも述べたように平城Ⅱ型式期(堂山4号墳・箕谷5号墳)の築造と位置付けた横穴式石室墳2例の築造時期は推定であることをお断りしておく。

では、具体的な類型について簡単に説明しておこう(図23)。

まず、東山パターンを取り上げたい。内部構造が横穴式石室にはほぼ限られる類型で、飛鳥Ⅰ型式期以降に築造を開始し、飛鳥Ⅱ又はⅢ型式期で築造を停止する。比較的短期間の築造が中心で、大和には認められない類型である。

次は龍王山パターンに属する一群で、内部構造は横穴式石室が中心であるが、飛鳥Ⅰ型式期、多くの古墳群では飛鳥Ⅱ型式期に小石室を内部主体とする古墳が併用される類型である。両者の併存期間は短期間である場合が多く、大半の古墳群で小石室は古墳築造の終焉段階で導入されるようである。

本節では内部構造の変遷、具体的にはこの小石室の有無に主眼を置いた類型作業を行った。当然の前提作業として、小石室とは何かという明確な定義付けが必要であるが、残念ながら小石室という用語についてはこれまでの研究史の中で厳密な定義付けは行われていなかった。今回引用した報告書などでも、報告者により、その定義はまちまちである。例えば、三ツ塚古墳群の報告書では、小石室も横穴式石室の系譜を引く石室であり、両者は区別すべきであるが、報告書での分別はあいまいであるとされる(宮原編2002)。西脇古墳群では、小石室は竪穴系の石槨であり、奥壁の石材の積み方で判断したという。すなわち、鏡石的な用石法をとる石室は横穴式石室であり、さらに、石棺という内部構造も小石室とは区別して使用されている(高橋・西口ほか1995)。

このような小石室に関する先行研究では服部伊久男氏の論考が比較的まとまったものといえる(服部1988)。終末期群集墳中に認められる無袖式石室の法量をグラフ化し、その成果をもとに、全長150~220cm、幅50cm内外の規模を有する石室を小石室A、それ以下の規模の石室を小石室Bと定義付けた。小石室Aは木棺を埋納出来る最小限の大きさを有するものであり、小石室Bの場合は伸展葬が不可能で、屈葬か改葬を前提とした墓制とされた。

勿論、石室規模のみで横穴式石室と小石室を厳密に区別することは困難であるが、筆者も終末期群集墳に採用された小石室について簡単な検証を行い、石室長2.3m以下の石室で、葬送儀礼の際に石室の上から棺を埋納したものを小石室と定義した(渡邊2012)。さらに小石室を3つのタイプに分類し、石棺タイプのみ直葬が前提の墓制と位置付けた。しかし、小石室かどうかの判断は厳密にはむずかしいのが現実で、今回、東山パターンとして取り上げた群集墳の中にも、今後の検討次第では龍王山パターンとすべき事例が含まれている可能性があり、その逆の場合も想定できる。いずれにしても、両者のパターンに属する群



集墳は飛鳥Ⅲ型式期で築造を停止し、それ以降は墓域が使用されることはないという共通点を有する。畿内中枢部ならびに周辺部に位置する多くの群集墳はこの類型に属するのではないだろうか。

次に、田辺パターンを取り上げよう。飛鳥Ⅰ型式期以降に築造を開始し、飛鳥Ⅱ型式期には小石室墳が築造されるが、墳丘を有する古墳の造営が飛鳥Ⅳ型式期で停止する一群である。田辺古墳群や平尾山古墳群雁多尾畑第49支群、三ツ塚古墳群などが含まれるが、須恵器一型式期程度の時間幅の造墓停止期間をはさんで8世紀前半（平城Ⅱ型式期）頃に火葬墓を造営することがある。しかし、いずれの古墳群でも飛鳥Ⅴ型式期は造墓が行われておらず、古墳と火葬墓の間には数十年の断絶期間が存在することは重要である。なお、栗栖山南古墳群のみ造営開始期が飛鳥Ⅲ型式期以降と遅れ、他の群集墳よりかなり後出するが、築造時期が後出することを除けば田辺パターンと同様の変遷をたどることから、田辺パターンの変形と考え、この類型に含めた。古墳群が造営された地理的環境を考慮すれば、天智朝前後に新たに台頭した氏族などの存在を前提に被葬者像を考える必要がある古墳群といえよう。

状覚山パターンは、現状では状覚山古墳群（長濱編2006）1例であり、現段階で類型として設定するには語弊があるかもしれない。飛鳥Ⅲ型式期以降に造営を開始する古墳群で、横穴式石室墳が中心だが、造墓開始期より小石室墳も併用して築造され、飛鳥Ⅴ型式期まで横穴式石室墳が造営され続けるというものである。これ以外に、厳密な築造時期は特定しにくいだが、但馬の上エ山古墳群もこの類型に含まれる可能性がある。上エ山古墳群はA～Dまでの4支群からなる古墳群で、A支群は石棺を埋葬施設とする前期に属する古墳群であるが、近年調査されたC支群は横穴式石室を内部構造とする8基の古墳から構成される終末期古墳群であった（渡辺・長濱2012）。2・3・4・6号墳は小型の無袖式石室を有するが、最小規模の2号墳の石室は幅0.5m、長さ2.7mに過ぎない。出土遺物には恵まれておらず、わずかに出土した須恵器の型式は飛鳥Ⅰ～Ⅴ型式期に及んでおり、3号墳は奈良時代にも追葬などで利用され続けたことが想定されている。今後、畿内周辺部においても発掘調査が進み、このような古墳が終焉期を迎えた際に築造された群集墳の資料が増加すれば、畿内周辺部における一類型という位置付けが可能となろう。

最後の再利用パターンは、墳丘を有する古墳の築造は飛鳥Ⅰ型式期までに停止するが、飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期にかけて、前代の古墳を再利用して、木棺墓や土壙墓が造営される一群で、石光山古墳群やコロコロ山古墳、中山古墳群周辺の墳墓群が知られる。コロコロ山古墳は6世紀後半に築造された一辺30m以上の方墳であるが、当該墳墓群について報告書では「古墳築造期の被葬者につながる人々が、新しく古墳を築造せず追葬もしくは土壙墓に埋葬されていく点、他の群集墳のあり方と異なっている」と位置付けられている（清水1989、p25）。また、7世紀中葉前後の築造である中山古墳群の事例についても、同書で「おそらく、阿倍氏につながる豪族たちの中で、倉梯麻呂前後の時代にあって宗本家と異なる支族の一員として、活躍した人々の奥津城であろう」（清水1989、p32）と考えられた。つまり、この類型では古墳或いは群集墳としての造墓はかなり以前に終了しており、墓域の継続的な使用は認められないが、新たな墓制として火葬墓が導入される時期に墳丘を持たない集団墓を古墳再利用という形で造営したと考えられる<sup>6</sup>。第1章でも触れたような古墳再利用の一例、すなわち「律令国家」的身分秩序の下で造墓が認められていなかった

下位階層の氏族が墓域として土地の所有権を主張した一連の行為と位置付けるべきであろう。上記4パターンの類型とは異なり、一般的な群集墳の終焉過程というよりは、飛鳥Ⅴ型式期という造墓活動が停止された時期に志向された特殊な墓制の一例と見做す方がよい。

ところで、本節で対象とした群集墳は構成墳の築造数などに大幅なばらつきがあり、群構成の上からは同列に扱うことが困難である。厳密な作業を行うのであれば、森本氏の指摘されたように、群単位の認識を明確にした上で比較対照する必要がある（森本2000）。今回の類型化は群全体としての傾向をもとに類型化を行ったが、幸いなことに内部構造に着目したおかげで、ほぼ各群集墳単位で1つの類型をあてはめることができた。

例外的な古墳群として、田辺古墳群、寛弘寺古墳群、西脇古墳群を挙げることができる。田辺古墳群では円墳と方墳の2系列の造墓系列が確認されるが、方墳系列は龍王山パターン、円墳系列が田辺パターンとなる。次に寛弘寺古墳群はA～Kの11支群が飛鳥Ⅲ型式期の再編（龍王山パターン）でF・K支群の2系列に収斂し、両支群は田辺パターンに位置付けた。西脇古墳群は4支群のうち、A・C・D支群は田辺パターン、B支群は龍王山パターンに分類することが可能で、畿内周辺部において様々な階層の造墓主体を再編した共同墓地的大規模群集墳ならではの現象と位置付けることができよう。いずれの古墳群でも大半は飛鳥Ⅲ型式期に造墓を停止するが、一部の造墓系列のみが平城Ⅱ型式期頃に火葬墓を造営するという共通点が認められる。

なお、横穴墓については、小型横穴墓を小石室に対比することが可能かもしれない。しかし、大田鼻横穴墓群のように横穴墓の形態はほとんど変化しないまま、8世紀前半まで造墓され続け、焼骨を埋納するような事例もあり、横穴式石室を主体とする群集墳と同列に扱うことは困難である。丹後を中心とした横穴墓の位置付けについては本章第3節で後述したい。

## 6. 各類型の特徴と意義

7世紀代の古墳はそれ以前の古墳とは違い、八角形墳など一部の古墳を除き、厳密な墳形を志向することはほとんどなかった。本節では群集墳の墳形の変遷過程を手がかりにA～Eまでの5類型を設定したが、発掘調査などで明確な墳形が確認された場合を除き、墳形の位置づけはまだまだ流動的といわざるを得ない。

群集墳の終焉過程を手がかりにした類型化の作業は上記の理由により、内部主体を基準としたのであるが、先に同じ群集墳を対象に墳形に基づく類型も設定したので、両者の相関関係についても検証すべきであろう。

そこで、両者の関係を検討したところ、以下のようなことが確認できた。

A類型の古墳群は東山パターンが中心であり、雲雀山東尾根古墳群A支群のみ龍王山パターンに属する。B類型、つまり方墳ばかりで構成される群集墳は典型的な終末期群集墳とすべきであるが、この類型も東山パターンが中心である。ただ、龍王山・田辺パターンに属する例が1例ずつ存在する。C類型の古墳群ではA類型と同じように東山パターンしか確認できず、D類型は龍王山パターンを中心とし、田辺パターンが2例含まれている。D類型はD1類型とD2類型に細分でき、墳形から見た両者の在り方は正反対であるが、D2類型は畿内では2例しか確認できない特殊な類型である。最後のE類型もE1類型と

E2 類型に細分できるが、後者は一つの類型というより、いくつかの類型が寄せ集まった大規模群集墳と見なすべき一群であることから、前者について検討すると、田辺パターンを基本とすることがわかった。なお、現状では唯一の畿内周辺部の終焉類型といえる状覚山古墳群が状覚山パターンである。

このように墳形と主体部の変遷にはある程度の相関関係が認められるのではないだろうか。つまり、円墳または方墳のみで構成される群集墳や円墳から方墳に墳形が変化する群集墳のように、同時期に円墳と方墳が混在しない古墳群はほぼ東山パターンを示すと考えることができよう。

次に、終焉類型について、簡単にその意義をまとめておきたい。

東山パターンは横穴式石室ばかりで構成される群集墳であるが、ネーミングのもととなった東山古墳群は首長墓クラス的大型墳を中心として長期にわたって築造された古墳群である。この一例を除くと、他は短期間に営まれた小規模な群集墳が主体を占める。大和では確認できなかったが、摂津、河内を中心とし、播磨や丹後にまたがって分布している。TK209型式期から築造されるなど、他の類型に属する群集墳と比べ、古いタイプの群集墳と位置付けることも可能であろう。これらはいずれも円墳のみで構成されるが(A類型)、飛鳥Ⅰ型式期以降に築造を開始する群集墳は方墳のみで構成されるものが多く(B類型)、小玉岩古墳群のように群形成の途中で円墳から方墳に墳形を変更するタイプの群集墳も含め、円墳と方墳が同時期に混在することはない。なお、円墳から方墳に変化する時期は飛鳥Ⅰ～Ⅱ型式期(C類型)である。墳形の変化は大和の動向を反映させているものの、小石室を含まないことや群集墳の終焉時期が飛鳥Ⅱ～Ⅳ型式期と多岐に及んでいることから、これらの群集墳は畿内中枢部の直接的な影響というより、地域主体の群集墳、或いは内部主体の構築に当たり保守的な葬送儀礼観を有していた一群ととらえるべきであろう。

龍王山パターンは構成墳数が多く、他律的に再編された共同墓地的な役割を担わされたと考えられそうな大規模群集墳が含まれる。分布地域も広範囲にわたるが、ほぼ畿内地域に限られることは重要であろう。墳形との関係では東山パターンと異なり、円墳と方墳が混在するものが多く(D類型)、複数系譜の氏族を含んだ共同墓地的な群集墳ゆえの現象といえるのかもしれない。

龍王山古墳群では先述したように調査された643基中、方墳はわずか4基で、いずれも石垣状の列石を有する改葬墓と考えられている。同様の現象は下山古墳群でも認められ、東山パターンの方墳が基本的に列石を施さないことと対照的である。これら石垣状の列石を有する方墳は畿内中枢部の強い影響下にある古墳と筆者は考えている。いずれにしても、龍王山パターンの群集墳は飛鳥Ⅲ型式期の造墓規制で古墳の築造をほぼ一斉に停止しており、畿内中枢部の直接的な影響下にある一群といえよう。

田辺パターンは飛鳥Ⅴ型式期の断絶期をはさむものの、平城Ⅱ型式期に火葬墓が群集墳と同一または隣接する地域に造営され、長期にわたって墓域が継続する一群である。三ツ塚古墳群を除くと、大和盆地周辺部と畿内周辺部に位置するが、8世紀前半段階では火葬墓は造営されていない。墳形は円墳と方墳が長期間にわたって併存しており、他の類型とはやや様相が異なる。むしろ、遅くまで円墳が残ると考える方が自然で、群集墳としての最後の古墳はほぼ円墳に限られるのである。そういう意味では、先に触れた栗栖山南古墳群6号墳は明確な方形を志向しており、築造の端緒となった古墳とすべきであろう。いず

れにしる、畿内中枢部の単独墳の墳形と同じような変遷を示していることや8世紀代にも墓域が継続することから、渡来系氏族を含んだ特殊な被葬者層を想定すべきであろう。特に、このパターンに属する群集墳の中心的な分布地域が現柏原市域であることから、交通の要衝、古代寺院の集中地域、製鉄地帯という当該地域の特性を鑑みて、特殊な職能をもって当時の政権に仕えた氏族の墳墓という位置付けもできるのではないだろうか。

最後に、状覚山パターンは現状では状覚山古墳群1例のみであり、群内に火葬墓は伴わないものの田辺パターンと同じような変遷過程を示す。田辺パターンの地方類型と位置付けることもできるが、先にも述べたように畿内周辺部における古墳の終焉パターンと考えるべきであろう。

以上、東山パターンは大和を除く畿内地域とその周辺部において、在地支配の一翼を担った有力者の墳墓、龍王山パターンは畿内中枢部と直接的な支配・被支配の関係にあり、造墓規制によって再編された共同墓地的な群集墳、田辺パターンは渡来系氏族集団を含み、特殊な職能などをもって当時の政権に参画した人々の墳墓、状覚山パターンは畿内周縁地域の古墳終焉パターンと位置付けることができた。

## 7. 終わりに

飛鳥Ⅲ型式期の規制で多くの群集墳は築造を停止する。単独墳においても横穴式石室の築造が停止し、横口式石槨などが主体を占めるようになる。8世紀代の火葬墓は前代の群集墳と比べるとその造営数は圧倒的に少なくなることから、群集墳被葬者層の大部分は造墓できなくなったと考えられる。一部氏族は古墳再利用を行ったり、石光山パターンのような無墳丘墓を造営することもあった。今後の調査でこのような無墳丘墓が確認される可能性は大きいですが、それでも8世紀代に造墓数が激減することは変わりないであろう。

そのような中で田辺パターンのみは飛鳥Ⅴ型式期の造墓停止期間をはさみながらも墓域が継続され、平城Ⅱ型式期に火葬墓が造営される。しかし、これらの墳墓群でもこれ以降墓域は継続しない。火葬墓という新しい葬制が導入されることによって、それまでの墓制とは大きな断絶のあったことが読みとれるのである。

いずれにしる、飛鳥Ⅴ～平城Ⅱ型式期にかけて、律令政府は墓制に対して従来の方針を大きく変更し、古墳時代的な墓制は早々に払拭されたのである。そして、その規制が及んだ地域こそが畿内であり、大和を中心とする一部地域では飛鳥Ⅲ型式期に一足早く造墓規制が実現したといえよう。しかし、丹後地域の横穴墓のように、畿内周辺部などでは完全な規制は達成できず、その傾向は畿内を離れば離れるほど顕著となり、各地域独自の墓制が展開していたのである。

(註)

1. 筆者は前稿(渡邊1999)において、飛鳥Ⅱ型式(古)段階以降を古墳時代終末期と規定したが、群集墳に限って言えば飛鳥Ⅰ型式(新)段階以降、新しいタイプの群集墳が登場することとなり、従来通りの呼称に従えばこれらの群集墳をもって終末期群集墳と称することになる。
2. 須恵器陶邑編年については田辺1981に拠る。

3. 芦屋市西部の山麓台地上に展開する三条・城山古墳群は群中に山芦屋古墳や旭塚古墳などの巨石墳を含み、ミニチュア甕形土器の出土などから渡来系氏族との関係も説かれるが、当古墳群の動静は森岡1984に的確にまとめられている。
4. 飛鳥Ⅲ型式期の変化の背景には近江遷都も考慮する必要がある。しかし、平城遷都以前の豪族層の墓域は宮都が移動しても原則的に変化しない。むしろ、白村江の敗戦による戦時体制という社会情勢を踏まえると、古墳造営どころではないという意識を逆に利用して造墓規制を進めた可能性もあろう。
5. 寛弘寺古墳群については既に十数冊に及ぶ概要報告が刊行されているが、本節執筆に際しては、上林史郎氏作成の資料（寛弘寺古墳群の変遷とその意義）を活用させていただいた。
6. 古墳群に近接して、あるいは古墳の墓域を再利用して造営された墳墓群の中でも、特に顕著な墳丘を有さない事例については、無墳丘墓と称して、その意義について検討したことがある（渡邊2008）。

（引用文献）

- 浅岡俊夫2001「野寄古墳群」『西岡本遺跡』六甲山麓遺跡調査会 p58～133
- 伊藤英晃編1987『平田古墳群』安濃町遺跡調査会
- 岩崎二郎・一瀬和夫・上林史郎・地村邦夫編1993『一須賀古墳群Ⅰ支群発掘調査概要』大阪府教育委員会
- 上村和直・丸川義広1989『大枝山古墳群』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第8冊（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 岡田 務・折井千枝子・岡野慶隆1975『宝塚市雲雀山古墳群—東尾根A支群・西尾根B支群の調査—』宝塚市文化財調査報告第6集 宝塚市教育委員会
- 河上邦彦1983「高安城跡調査概報2—1982年度—」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p277～284
- 河上邦彦・松本百合子1993『龍王山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第68冊 奈良県立橿原考古学研究所 p85～91
- 河野一隆1995「上野古墳群」『京都府遺跡調査概報第66冊』（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p26～40
- 北田栄造・丸川義広1984『音戸山古墳群発掘調査概報 昭和58年度』京都市文化観光局・（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 北原 治編1993『塚穴古墳群』高槻市文化財調査報告書第16冊 高槻市教育委員会
- 木下保明編1981『旭山古墳群発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第5冊（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 木下保明1986『醍醐古墳群発掘調査概報 昭和60年度』京都市文化観光局・（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 楠元哲夫1987「古墳終末への一状況—終末期群集墳をめぐって—」『能峠遺跡群Ⅱ』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第51冊 奈良県立橿原考古学研究所 p156～185
- 熊谷公男1980「天武政権の律令官人化政策」『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』関晃教授還暦記念会 p33～83

- 桑野一幸編1989『平尾山古墳群—雁多尾畑49支群発掘調査概要報告書—』柏原市文化財概報1988—Ⅶ 柏原市古文化研究会
- 小池 寛1992「細谷古墳群発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第49冊 財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p93～104
- 小池 寛1993「細谷古墳群第2次発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第53冊 財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p1～12
- 近藤義郎・河本清編1998『大谷1号墳』北房町埋蔵文化財発掘調査報告7 北房町教育委員会
- 崎山正人1993『下山古墳群Ⅱ』福知山市文化財調査報告書第22集 福知山市教育委員会
- 崎山正人1994『下山古墳群Ⅲ』福知山市文化財調査報告書第25集 福知山市教育委員会
- 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会
- 清水真一・白石太一郎ほか1976『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 白石太一郎1966「畿内の後期大型群集墳に関する一考察—河内高安千塚及び平尾山千塚を中心として—」『古代学研究』第42・43合併号 古代学研究会 p33～64
- 高橋一嘉・西口圭介他1995『西脇古墳群—山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XV—』兵庫県文化財調査報告第141冊 兵庫県教育委員会
- 高橋美久二ほか1969「尼塚古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1969)』京都府教育委員会 p66～100
- 辰巳和弘編1985『下司古墳群』同志社大学校地学術調査委員会調査資料No.19 同志社大学校地学術調査委員会
- 田中 勝弘1988「終末期古墳群の問題—群構造の分析とその意味—」『横尾山古墳群発掘調査報告書—一般国道1号(京滋バイパス)関係遺跡発掘調査報告書Ⅱ—』滋賀県教育委員会・財) 滋賀県文化財保護協会 p99～115
- 田辺昭三1981『須恵器大成』角川書店
- 谷本 進1987『箕谷古墳群』兵庫県八鹿町文化財調査報告書第6集 八鹿町教育委員会
- 丹治康明・橋詰清孝1994『高塚山古墳群発掘調査概要』神戸市教育委員会
- 直宮憲一1991『雲雀山西尾根古墳群発掘調査報告書—B支群の調査—』宝塚市文化財調査報告第26集 宝塚市教育委員会
- 長濱誠司編2006『加西南産業団地内遺跡調査報告書』兵庫県文化財調査報告第302冊 兵庫県教育委員会
- 服部伊久男1988「終末期群集墳の諸相」『橿原考古学研究所論集』第九 吉川弘文館 p241～281
- 花田勝広1987『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』柏原市文化財概報1986—Ⅳ 柏原市古文化研究会
- 坂 靖1991「調査のまとめ」『寺口千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第62冊 奈良県立橿原考古学研究所 p223～237
- 坂 靖他1991『寺口千塚古墳群』(前掲書)
- 菱田哲郎編1999『東山古墳群Ⅰ』中町教育委員会・京都府立大学考古学研究室
- 菱田哲郎編2000『東山古墳群Ⅱ』中町教育委員会・京都府立大学考古学研究室

- 堀田啓一・前園実知雄編1994『舞谷古墳群の研究』奈良県立橿原考古学研究所・磚槨墳研究会・財) 由良大和古代文化研究協会
- 前園実知雄1999「奈良県舞谷古墳群」『季刊考古学』第68号 雄山閣出版 p64
- 丸川義広1986「音戸山7・8号墳」『御堂ヶ池古墳群 音戸山古墳群発掘調査概報 昭和60年度』京都市文化観光局・財) 京都市埋蔵文化財研究所 p20～33
- 三木 弘編1994『堂山古墳群』大阪府文化財調査報告書第45輯 大阪府教育委員会
- 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 森 浩一編1973『論集終末期古墳』塙書房
- 森岡秀人1984「旭塚古墳および城山・三条古墳群をめぐる諸問題」『旭塚古墳』武庫川女子大学考古学研究会 p17～66
- 森下 衛・森 正1993「細谷古墳群」『埋蔵文化財発掘調査概報(1993)』京都府教育委員会 p29～51
- 森本 徹1999「群集墳の変質からみた古代墳墓の成立過程」『古代文化』第51巻第11号 財) 古代学協会 p20～28
- 森本 徹2000「付章 北摂地域における栗栖山南古墳群の位置づけ」『栗栖山南墳墓群』財) 大阪府文化財調査研究センター調査報告書第57集 財) 大阪府文化財調査研究センター p399～424
- 森屋美佐子・瀬戸哲也編2000『栗栖山南墳墓群』(前掲書)
- 安村俊史2008「終末期群集墳の特質」『群集墳と終末期古墳の研究』清文堂出版 p281～284
- 吉村幾温・千賀 久1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告書第1冊 新庄町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所
- 渡邊邦雄1995「畿内における終末期群集墳の外部構造～特に列石を中心として～」『古代文化』第47巻第2号 財) 古代学協会 p22～41
- 渡邊邦雄1999「終末期古墳の外部構造一段築を有する古墳を中心として一(下)」『古代学研究』第148号 古代学研究会 p14～25
- 渡邊邦雄2000「律令墓制における古墳の再利用ー近畿地方の8・9世紀の墳墓の動向ー」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古学会 p1～75
- 渡邊邦雄2008「墳丘を伴わない古墳時代の墓制」『古代学研究』第180号(森浩一先生傘壽記念) 古代学研究会 p337～344
- 渡邊邦雄2010「終末期方墳の起源と変遷」『考古学雑誌』第94巻第2号 日本考古学会 p124～164
- 渡邊邦雄2012「古墳時代終末期の小石室の位置付け」『菟原Ⅱ』: 森岡秀人さん還暦記念論文集菟原刊行会 p553～562
- 渡辺 昇ほか1989『龍子向イ山』兵庫県文化財調査報告第51冊 財) 兵庫県文化協会
- 渡辺 昇・長濱誠司編2012『上エ山古墳群・内高山古墳群』兵庫県文化財調査報告第429冊 兵庫県教育委員会

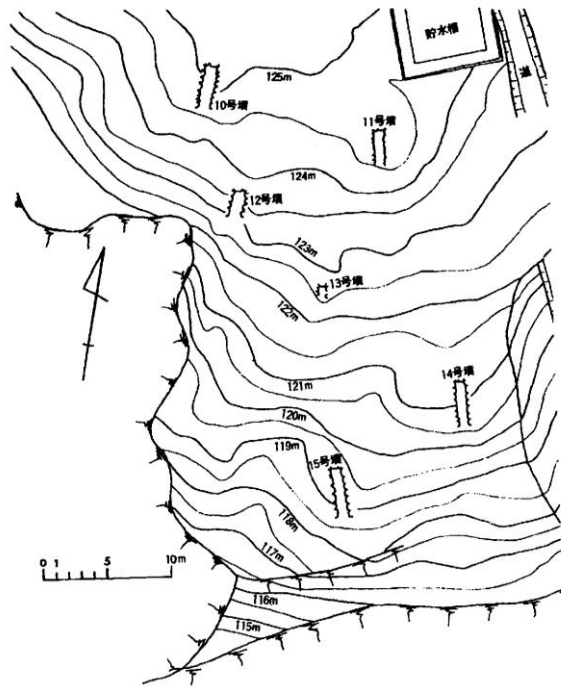


図14：雲雀山東尾根A支群分布図  
 (岡田・折井・岡野1975より引用)

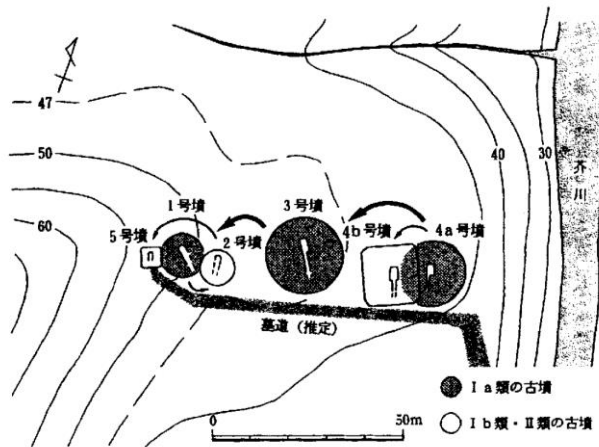


図15：塚穴古墳群分布図  
 (北原編1993より引用)



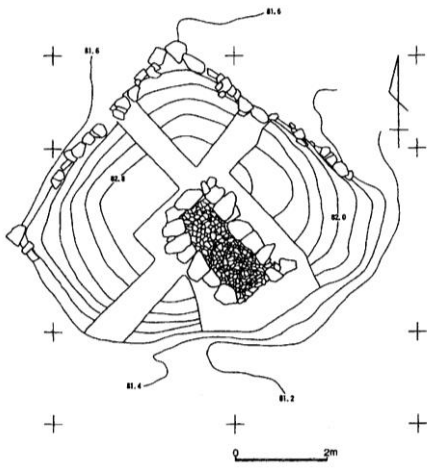


図16：下山1号墳の墳丘（崎山1994より引用）

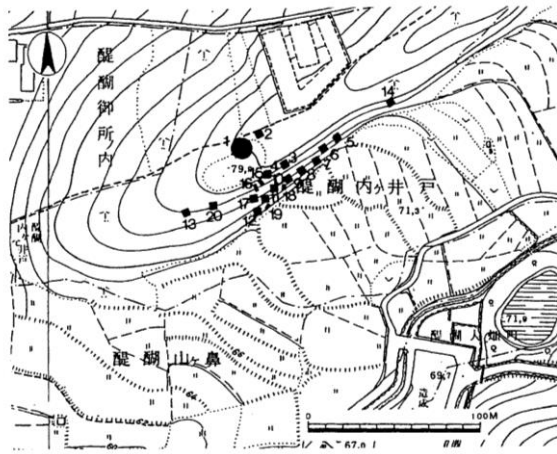


図17：醍醐古墳群分布図（木下1986より引用）

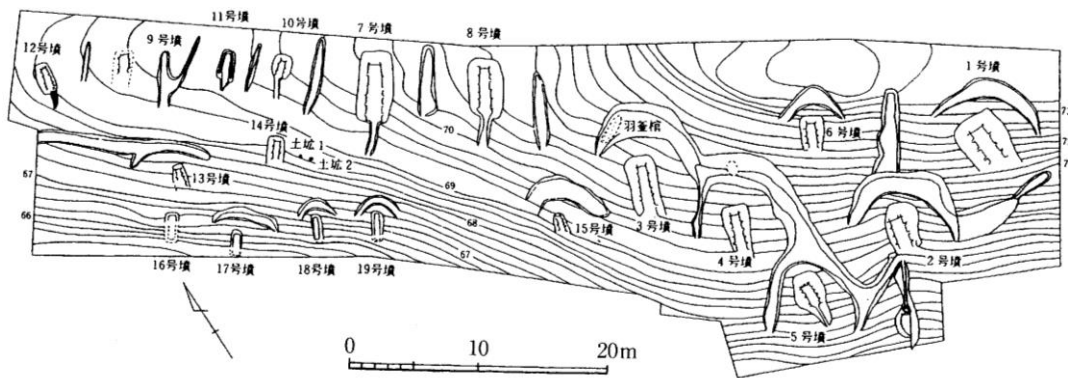


図18：田辺古墳群分布図  
（花田1987より引用）

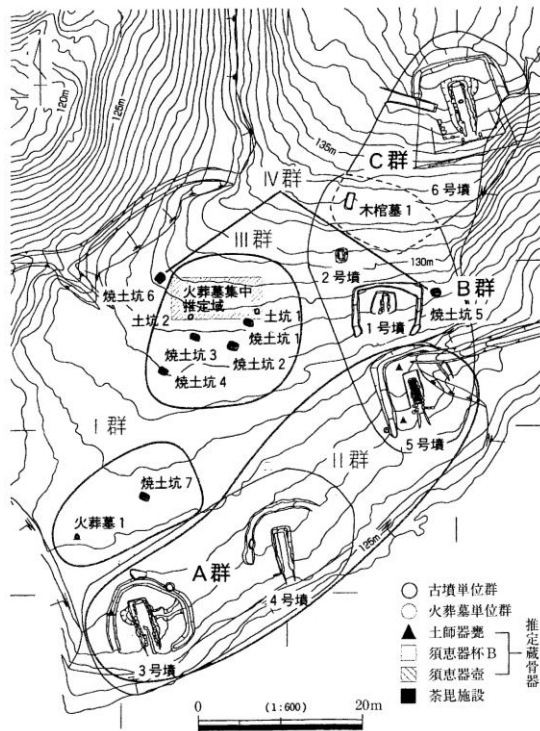


図19：栗栖山南古墳群分布図

(森屋・瀬戸編2000より引用)

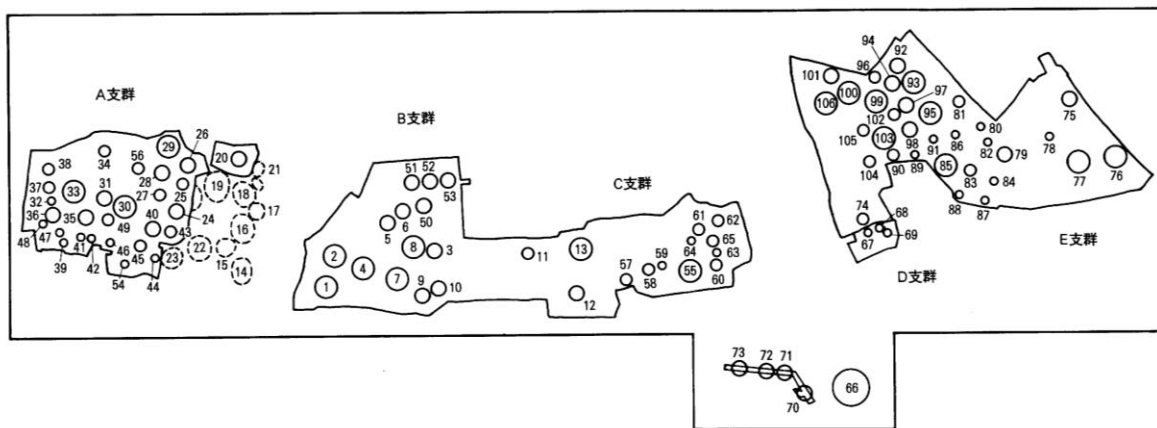


図20：西脇古墳群分布図

(高橋・西口他1995より引用)

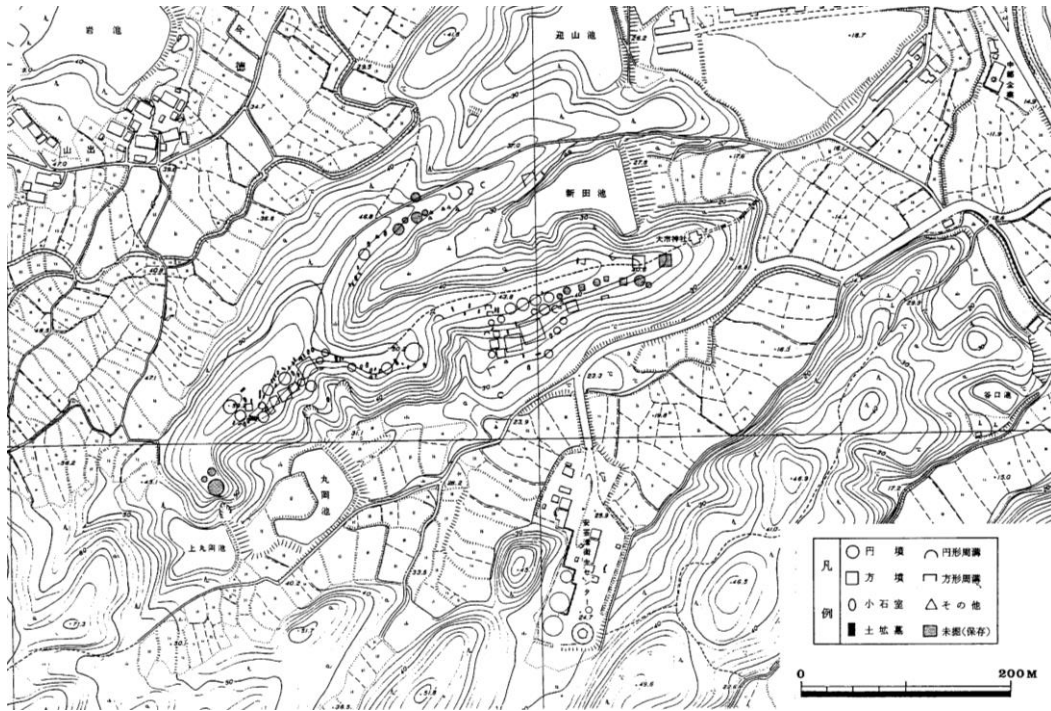


図21：平田古墳群（伊藤編1987より引用）

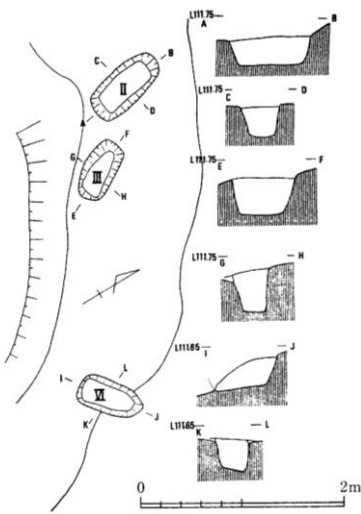


図22：石光山古墳群における土壙墓  
（清水・白石他1976より引用）

図23 群集墳の終焉パターン(概念図)

|         | TK209 | 飛鳥 I | 飛鳥 II | 飛鳥 III | 飛鳥 IV | 飛鳥 V | 平城 II | 類例                                   |
|---------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------|--------------------------------------|
| 東山パターン  |       |      |       |        |       |      |       | 東山、一須賀P支群、墓尾堂山、野間中B支群、下司、小玉岩         |
| 龍王山パターン |       |      |       |        |       |      |       | 龍王山E支群、丹切大谷支群、長尾山、三条城山、桑原西、旭山        |
| 田辺パターン  |       |      |       |        |       |      |       | 田辺、平尾山雁多尾畑第49支群、三ツ塚、寛弘寺、西脇、栗栖山南、(平田) |
| 状覚山パターン |       |      |       |        |       |      |       | 状覚山                                  |
| 再利用パターン |       |      |       |        |       |      |       | 石光山、ココロ山、中山周辺                        |

[凡例] 横穴式石室 小石室など 火葬墓 古墳再利用

表5 群集墳における墳形の変遷

| 群集墳名      | 基数  | ~MT85 | TK43 | TK209 | 飛鳥Ⅰ | 飛鳥Ⅱ | 飛鳥Ⅲ | 飛鳥Ⅳ | 飛鳥Ⅴ | 平城Ⅱ | 備考         |
|-----------|-----|-------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 龍王山古墳群G支群 | 11  |       |      |       | ?   | □*  |     |     |     |     |            |
| 龍王山古墳群E支群 | 21  | ○     | ○    | ○     | □   | □   | □   | ?   |     |     |            |
| 舞谷古墳群     | 5   |       |      |       |     | □   |     |     |     |     |            |
| 能峯南山支群    | 13  |       |      | ○     | ○   | ○   | *?  |     |     |     |            |
| 丹切大谷支群    | 8   |       |      |       | *   | ?*  |     |     |     |     | 盛土程度は存在か?  |
| ココロ山周辺    | 8   |       |      |       |     |     |     |     | *   |     |            |
| 中山周辺      | 20  |       |      |       |     |     |     | *   | *   |     |            |
| 平野古墳群     | 6   |       |      |       | ○   | ○   | □   | ○   |     |     |            |
| 三ツ塚古墳群    | 34  |       | ○    | □     | ?   | ○   | □*  | □*  | *   |     |            |
| 雁多尾畑49支群  | 10  |       |      |       |     | □   | □   | ?   |     |     |            |
| 平尾山安堂支群   | 3   |       |      |       |     |     |     |     | ○   |     | 2基の円墳は時期不詳 |
| 田辺古墳群     | 19  |       |      |       | □   | ○   | □   | ○   |     |     |            |
| 一須賀P支群    | 4   |       |      |       |     | □   | □   |     |     |     |            |
| 田須谷古墳群    | 2   |       |      |       |     |     |     | □   |     |     |            |
| 寛弘寺古墳群    | 93  | □     | ○    | □     | ○   | □   | ○*  | □*  | *   |     |            |
| 墓尾古墳群     | 5   |       |      |       |     | ?   | □   |     |     |     |            |
| 堂山古墳群     | 6   |       |      |       | ?   | ○?  |     |     |     | ?   |            |
| 雲雀山西尾根B支群 | 10  | ○     |      | ○     |     | ?   |     |     |     |     |            |
| 雲雀山東尾根A支群 | 15  |       |      |       |     |     | ○   |     |     |     |            |
| 栗栖山南古墳群   | 7   |       |      |       |     |     | □   | □   | ○*  |     |            |
| 野間中B支群    | 4   |       |      |       | □   | □   |     |     |     |     |            |
| 桑原西古墳群    | 21  |       |      | □     | ○   | ○   | ☆   | ○   |     |     |            |
| 八十塚古墳群    | 59  |       | ○    | ○     | ○   | ○   | □   | ○   |     |     |            |
| 三条城山古墳群   | 17  | ○     | ○    | ○     | ○   | □   | ☆   | □   | ?   |     |            |
| 旭山古墳群     | 17  |       |      |       | □   | □   | □   |     |     |     |            |
| 下司古墳群     | 8   |       |      |       | □   | □   |     |     |     |     |            |
| 音戸山古墳群    | 8   |       |      | ○     | ○   | □   |     |     |     |     |            |
| 小玉岩古墳群    | 3   |       |      |       |     | ○   | →   | □   |     |     |            |
| 醍醐古墳群     | 20  |       |      | ○     | □   | □   |     |     |     |     |            |
| 堀切横穴墓群    | 9   |       |      | ○     | ○   |     |     |     |     | ○   | ※追葬        |
| 横尾山古墳群    | 30  |       |      |       | ○   | □   | ○   | □   |     |     |            |
| 東山古墳群     | 16  |       | ○    | ○     | ○   | ○   | ○   |     |     |     |            |
| 西脇古墳群     | 101 |       |      |       | ○   | ○   | ○   | □   | ○   |     |            |
| 奥新田東古墳群   | 2   |       |      | ○     |     |     |     | □   |     |     |            |
| 状覚山古墳群    | 19  | ○     |      |       |     |     | ○   | □   | ○   | □   |            |
| 箕谷古墳群     | 5   |       |      | ○     |     | ○   |     |     |     | ○   |            |
| 正福寺山横穴墓群  | 20  |       |      |       | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |     |            |
| 下山古墳群     | 103 |       |      | ○     | ○   | □   | ?   |     |     |     |            |
| 上野古墳群     | 8?  |       | ○    |       | □   |     |     |     |     |     |            |
| 有明横穴墓群    | 9   |       |      |       | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |     |            |
| 左坂横穴墓群A   | 6   |       |      |       |     |     |     | ○   |     |     |            |
| 左坂横穴墓群B   | 13  |       |      |       |     |     |     | ○   | ○   | ○   |            |
| 裾谷横穴墓群    | 2   |       |      |       |     |     |     | ○   | ○   |     |            |
| 大田鼻横穴墓群   | 30  |       |      | ○     |     |     |     | ○   | ○   | ○   |            |
| 平田古墳群     | 110 | ○     | ○    | □     | □   | □   | ○*  | □   | ○*  | □   |            |

[凡例]: □=方墳、○=円墳、\* =無墳丘 ☆=多角形 ? =不明  
 ○=横穴墓 ○=小型横穴墓

表6 寛弘寺古墳群墳形一覽

| 支群 | 4C中          | 4C後        | 5C前 | 5C中 | 5C後           | 5C末 | MT15 | TK10              | TK43                                   | TK209                      | 飛鳥I        | 飛鳥II       | 飛鳥III |
|----|--------------|------------|-----|-----|---------------|-----|------|-------------------|--|----------------------------|------------|------------|-------|
| A  |              | ■20<br>■21 |     |     |               |     |      |                   |  |                            |            |            |       |
| B  | ●10-1<br>●12 | ■10-2      | ●11 |     |               |     |      |                   |  | ?30                        |            | ■28        |       |
| C  | ■91          |            |     |     |               |     |      | ●22               |  |                            |            | ※92        |       |
| D  |              |            |     |     |               |     |      |                   | ●13                                    |                            |            | ?85        |       |
| E  | ■29          |            | ■27 |     | ■1<br>■90     |     |      |                   | ■26                                    | ●35<br>?89                 |            |            |       |
| F  |              |            | ●5  | ●4  | ■6            |     |      |                   | ●3,7,87<br>?88                         |                            |            |            | ■2    |
| G  |              |            |     | ■82 | ■55,83<br>●77 | ●54 | ■81  | ■65               | ■79<br>?52,64,72,86<br>●51,59,60,75,80 | ■84<br>●53<br>?73,74,76,62 | ?70,71     | ?63        |       |
| H  |              |            |     | ■19 | ●17           |     |      |                   | ●18<br>?50                             | ●47                        | ■46        | ●45<br>●49 |       |
| I  |              |            |     |     |               |     |      |                   | ←←●42→→                                | ●44<br>■43                 | ■38        |            |       |
| J  |              |            |     |     |               |     |      | ●31<br>■36<br>?39 | ?37                                    |                            |            | ■40<br>■41 |       |
| K  |              |            |     |     |               |     | ●23  |                   |  | ■32                        | ●34<br>■33 |            | ※30   |

※=墳丘なし

表7 群集墳における主体部の変遷

| 群集墳名      | 旧国 | ~MT85 | TK43 | TK209 | 飛鳥Ⅰ  | 飛鳥Ⅱ  | 飛鳥Ⅲ  | 飛鳥Ⅳ | 飛鳥Ⅴ | 平城Ⅱ | 備考       |
|-----------|----|-------|------|-------|------|------|------|-----|-----|-----|----------|
| 龍王山古墳群G支群 | 大和 |       |      |       | ◇    | □◇   |      |     |     |     |          |
| 龍王山古墳群E支群 | 大和 | □     |      | □◇▷   | ◇▷☆? | □▷   | □▷?  |     |     |     |          |
| 舞谷古墳群     | 大和 |       |      |       |      | ☆    |      |     |     |     |          |
| 能峠南山支群    | 大和 |       |      | □     | □◇   | ◇    | ●?   |     |     |     |          |
| 丹切大谷支群    | 大和 |       |      |       | □    | □◇?  |      |     |     |     |          |
| コロコロ山周辺   | 大和 |       |      |       |      |      |      |     | ■◆  |     |          |
| 中山周辺      | 大和 |       |      |       |      |      |      | ◆   | ■◆▲ |     |          |
| 平野古墳群     | 大和 |       |      |       | □    | □    | ☆    | ☆   |     |     |          |
| 三ツ塚古墳群    | 大和 |       | □    | □     | □    | □◇   | □◇■  | ◇●  |     | ◎   |          |
| 雁多尾畑49支群  | 河内 |       |      |       |      | □◇   | ■    | ◇●  |     | ◎   |          |
| 平尾山安堂支群   | 河内 |       |      |       |      |      |      |     | □   |     |          |
| 田辺古墳群     | 河内 |       |      |       | □    | □◇   | ◇    | ■   |     | ◎   |          |
| 一須賀P支群    | 河内 |       |      |       |      | □    | □    |     |     |     |          |
| 田須谷古墳群    | 河内 |       |      |       |      |      |      | ☆   |     | ◎   |          |
| 寛弘寺古墳群    | 河内 | □     | □    | □     | □    | □◇?  | □◇?  | ▲   |     |     |          |
| 墓尾古墳群     | 河内 |       |      |       |      | □    | □    |     |     | ◎   |          |
| 堂山古墳群     | 河内 |       |      |       | □    | □    |      |     |     | □   |          |
| 雲雀山西尾根B支群 | 摂津 | □     |      | □     | □    |      |      |     |     |     |          |
| 雲雀山東尾根A支群 | 摂津 |       |      |       |      |      | □△   |     |     |     |          |
| 栗栖山南古墳群   | 摂津 |       |      |       |      |      | □    | □◇■ |     | ◎   |          |
| 野間中B支群    | 摂津 |       |      |       | □    | □    |      |     |     |     |          |
| 桑原西古墳群    | 摂津 |       |      | □     | □    | □    | □◇   |     |     |     |          |
| 八十塚古墳群    | 摂津 |       | □    | □     | □    | □    | □    |     |     |     | 小石室は時期不詳 |
| 三条城山古墳群   | 摂津 | □     | □    | □     | □    | □    | ◇    |     |     |     |          |
| 旭山古墳群     | 山城 |       |      |       | □    | □    | □    |     |     |     | 小石室は時期不詳 |
| 下司古墳群     | 山城 |       |      |       | □    | □    |      |     |     |     |          |
| 音戸山古墳群    | 山城 |       |      | □     | □    |      |      |     |     |     |          |
| 小玉岩古墳群    | 山城 |       |      |       |      | □    |      |     |     |     |          |
| 醍醐古墳群     | 山城 |       |      | □     | □    |      |      |     |     |     | 小石室は時期不詳 |
| 堀切横穴墓群    | 山城 |       |      | ㇿ     | ㇿ    |      |      |     |     | ㇿ※  | ※追葬      |
| 横尾山古墳群    | 近江 |       |      |       | □■◆  | □●▲  |      |     |     |     |          |
| 東山古墳群     | 播磨 |       | □    | □     | □    | □    | □    |     |     |     |          |
| 西脇古墳群     | 播磨 |       |      |       | □△   | □◇△  | □△   | △   |     |     |          |
| 奥新田東古墳群   | 播磨 |       |      | □     |      |      |      | □   |     |     |          |
| 状覚山古墳群    | 播磨 | □     |      |       |      |      | □◇   | □   | □   |     |          |
| 箕谷古墳群     | 但馬 |       |      | □     |      | □    |      |     |     | □   |          |
| 正福寺山横穴墓群  | 但馬 |       |      |       | ㇿ    | ㇿ    | ㇿ    | ㇿ   | ㇿ   |     |          |
| 下山古墳群     | 丹波 |       |      | □     | □◇   |      |      |     |     |     |          |
| 上野古墳群     | 丹後 |       | □    |       | □    |      |      |     |     |     |          |
| 有明横穴墓群    | 丹後 |       |      |       | ㇿ    | ㇿ    | ㇿㇿ   | ㇿ   | ㇿ   |     |          |
| 左坂横穴墓群A   | 丹後 |       |      |       |      |      | ㇿ    |     |     |     |          |
| 左坂横穴墓群B   | 丹後 |       |      |       |      |      |      | ㇿㇿ  | ㇿㇿ  | ㇿㇿ  |          |
| 裾谷横穴墓群    | 丹後 |       |      |       |      |      |      | ㇿ   | ㇿ   |     |          |
| 大田鼻横穴墓群   | 丹後 |       |      | ㇿ     |      |      | ㇿ    | ㇿ   | ㇿ   | ㇿ   |          |
| 平田古墳群     | 伊勢 | □■    | ?    | ■     | ?    | □■◇☆ | □■◇◆ | □■  |     |     |          |

[凡例]: □=横穴式石室 ◇=小石室、■=木棺墓(木棺直葬含む) ☆=横口式石槨

●=木櫃墓・木炭槨 ◆=土壙墓 ▲=土器棺墓 △=石棺 ㇿ=横穴 ㇿ=小型横穴 ◎=火葬墓

## 第2節 天武・持統朝の墓制と高松塚古墳の年代論

### 1. はじめに

天武15年(686)、壬申の乱の勝利によって独裁的な権力を手中に治め、「大君は神にし坐せば」とまで歌われた天武天皇が崩御した。その後大内山陵に葬られるまで約二年二ヵ月余りの長期間にわたって殯が行われたが、その喪葬儀礼は殯宮において尼僧が発哭り、寺院で布施及び齋を設けるなど仏教的儀式を取り入れた画期的な内容をもつものであった(安井1964)。さらに、大宝2年(702)には、天武帝とともに中央集権国家の完成に向けて心血を注いできた持統太上天皇が崩御したが、翌大宝3年にその遺体は天皇として初めて荼毘に付され<sup>1</sup>、大内山陵に合葬されたのである(安井1987)

いうまでもないが、天武・持統合葬陵に比定される野口王墓古墳は従来の古墳のイメージとは程遠く、仏塔にも擬すべき巨大なモニュメントであった。ここに古墳時代は完全に終焉することになったが、当該時期は須恵器編年によれば飛鳥Ⅳ・Ⅴ型式期に相当する。勿論、群集墳をはじめとする大半の古墳の築造は既に飛鳥Ⅲ型式期で停止しており、飛鳥Ⅳ型式期以降築造される古墳は極めて稀な存在であった。また、文武4年(700)には僧道昭が火葬に付された。「天下の火葬此より始まれり」と『続日本紀』に記載されたように、これ以降、律令期の墓制は新たなスタンダードとされた火葬墓を中心に展開されることとなったのである。

本節ではこのような古墳から火葬墓という、公葬としての墓制の変革期に造営された各墳墓が果たした歴史上の意義を改めて検討し、「律令国家」のめざした墓制の成立過程を明らかにしたいと思う。

### 2. 当該時期の墳墓の具体相

本節において考察の対象とする墳墓は表8に示した通りであるが、ここでは埋葬施設の種類別にそれぞれの概要を触れておきたい<sup>2</sup>。

#### (1) 横口式石槨

横口式石槨の型式分類や系譜関係については後述するので、特徴的な横口式石槨をいくつか取り上げておく。半島伝来の新しい墓制として導入された横口式石槨は飛鳥Ⅱ型式期以降、河内や大和に所在する群集墳に採用され、飛鳥Ⅲ型式期には大王墓の主体部として導入された。しかし、同時期の墓制に対する大幅な規制を経て<sup>3</sup>、飛鳥Ⅳ型式期は単独墳的在り方を示す古墳にのみ用いられることになる。大和においては天武天皇陵と考えられている野口王墓古墳、草壁皇子の陵墓の可能性が高い東明神古墳など皇族や一部の最上級氏族の墳墓と位置付けられる事例が知られる。

一方、河内では羽曳野丘陵に点在する一群が古くから著名である。飛鳥Ⅳ型式期以降の横口式石槨はいずれも石槨の周りに簡単な施設を設けるだけで、顕著な羨道構造を持たないなど石室構造に共通点が見出せ、渡来系氏族との関わりが指摘されている(山本1981)。

また、王陵の谷とも呼ばれ推古天皇陵をはじめとする飛鳥時代の古墳が群集する磯長谷古墳群では蘇我倉山田石川麿の墓とも伝えられる仏陀寺古墳が築造された。田須谷古墳群は磯長谷古墳群を眼下に見下ろす丘陵の南斜面に立地する2基の終末期古墳と8世紀の火葬墓からなるが、敏達王家との密接な関係が指摘される妙見寺（上田1997）や、天武10年（681）に遣新羅使の大使として統一新羅に派遣された采女竹良の塋域碑が出土した片原山遺跡（近江1984）、さらに、紀吉継の墓誌が出土した可能性も指摘される茶臼山古墳（上野1984）などが南北に直列するように分布している。当該古墳群の被葬者を考える上で重要な手がかりとなろう（江浦1999）。この他、磯長谷古墳群では飛鳥V型式期に御嶺山古墳が築造されるが、花崗岩の切石を用いた組合せ式の石槨内に格狭間を彫刻した凝灰岩製の棺台を納めたもので、古墳に仏教的思想が直接反映された数少ない事例として「聖徳太子」墓とともに注目される古墳である<sup>4</sup>。

飛鳥IV型式期以降、横口式石槨は顕著な羨道構造を有さず、石棺の役割が重視される構造に変化するが、石槨が奥室的な要素をもつ古いタイプの古墳も存在する。河南町白木古墳である（図24）。葛城山西麓に位置し、大型の石槨を有した変則的な横口式石槨墳であるアカハゲ（飛鳥II型式期、橋本・庵ノ前2009）・ツカマリ古墳（飛鳥III型式期）と近接するが、築造時期を示す遺物に恵まれず、飛鳥III～IV型式期の築造と推定された。白木＝新羅の音に通じることから、新羅系渡来系氏族の墳墓の可能性も指摘されたが（上林1988、p684）、後述するように当時は百済系辰孫王系氏族が渡来系氏族の中心的位置を占めており、新興渡来系勢力であった白木古墳の被葬者は自らの政治的立場を明示するため、彼ら辰孫王系氏族が採用した新しいタイプの石槨ではなく、敢えて古いタイプの石槨を採用した可能性も考慮したい。なお、地方において従前の古墳とは何ら脈絡を持たず突如として登場する横口式石槨墳、例えば、大分県古宮古墳（飛鳥IV型式期、真野・讃岐1982）、石川県金比羅山古墳（飛鳥V型式期、浜野1983）などの意義については後述したい。

一方、マルコ山古墳で畿内中枢部の上位墓制として採用された、凝灰岩切石を使用した横口式石槨は石のカラト古墳や高松塚古墳のように飛鳥V型式期以降も最上級氏族が採用するが、この時期には既に律令国家による墓制のスタンダードとして火葬墓が導入されており<sup>5</sup>、中尾山古墳や出口山古墳、兵家古墳のように火葬という葬法に対応するため横口式石槨も改変されるが後続せず、これ以降、畿内中枢部において古墳が築造されることはなくなった。

## （2）横穴式石室

飛鳥III型式期をもって大王墓の横口式石槨墳化が図られ、これ以降横穴式石室は大王墓のスタンダードではなくなる（塚口1995、p47）。畿内中枢部において飛鳥IV型式期以降の単独墳で横穴式石室を包蔵する古墳は存在せず、わずかに京都府尼塚5号墳が知られるに過ぎない（図5）。同墳では木炭敷の小規模な石室内から和同開珎が検出され、8世紀前半の築造と考えられている。石室構造からは7世紀半ば前後の古墳と位置付けるべきであるが、和同開珎が混入でなければ、708年以降の築造ということになり、火葬という当時のスタンダードを導入することを拒んだ在地首長が伝統的な葬法にこだわって築造した変則的な墳墓といえよう。

また、二子塚古墳、一須賀P2号墳は飛鳥III～IV型式期に編年されることが多いが、



漆喰技法や石棺型式などから松井塚古墳・ツカマリ古墳と同時期と考えられ、飛鳥Ⅲ型式期に位置付けられる。さて、平尾山古墳群安堂第6支群第3号墳からは飛鳥Ⅲ～Ⅴ型式期の遺物が出土し、追葬は認められないという。ただ、石室の型式編年から太平塚古墳と同年代と推定されており、現状では岩屋山式石室（白石1973）の下限が飛鳥Ⅲ型式期であることからすれば（白石1999）、当墳も同時期に築造されたと考えるべきである。被葬者は鳥坂寺と関連する可能性があるが、鳥坂寺が7世紀中頃の創建であること（桑野編2011）、さらに、石室掘り方内から墳丘内暗渠が検出されたが、横穴式石室に伴う大型の墳丘内暗渠が飛鳥Ⅲ型式期を下限とすること（渡邊2001）も築造時期を想定する根拠となる。以上の考察に問題がなければ、畿内で天武・持統朝に築かれ、単独墳の在り方を示し、首長墓と考えられる横穴式石室は認められないことになる。

### （3）火葬墓

『日本書紀』斉明天皇4年(658)5月の条の皇孫建王の死に際して詠まれた歌や『万葉集』に登場する火葬の煙を表した雲などの存在から、記録に残る火葬の初現、すなわち僧道昭の文武4年(700)より以前にわが国において火葬が行われていたと考えられていたが（斎藤1978）、表8に示したように近年飛鳥Ⅳ型式期に遡る火葬の実例が増加しつつある。特に橿原市五条野内垣内遺跡で検出された火葬墓は藤原京期の皇子宮の可能性が高い大型建物に先行することが確認されており、藤原京遷都に先んじて造墓された火葬墓として注目を集めた。

さて、「火葬」とはモガリ（よみがえり）を否定する行為であり、火葬という葬制導入当初の律令政府はその主旨を徹底するためその時期の高級官僚たちにも、死後、茶毘に付すことを一定強要したという（小林1998、p46・47）。墓誌などで確認できる8世紀初頭の火葬例はいずれも四位から五位程度の上級官僚であるが、持統朝以降、先帝の霊を仏教で救済することが恒例となっており（若井1998、p70）、火葬後の遺骨を納める骨蔵器は仏教的要素にかなうことが望まれた（安井1987、p283）。事実、飛鳥Ⅴ型式期の火葬墓は木櫃や須恵器製または金銅製の薬壺など専用容器を用いるものばかりである。これに対して、飛鳥Ⅳ型式期の火葬墓は土壌内に直葬する事例が中心を占める（図25）。

つまり、この時期の火葬墓には仏教儀礼との積極的な関わりを窺い知ることはできないのである。むしろ網干氏が指摘されたように新羅墓制の影響（網干1979）を重視すべきであろう。「仏教による葬送である火葬によって処理された遺骨を納めたもの」（小林1995、p80）が「火葬」墓であるとすれば、これらの墳墓を「火葬」墓と位置付けることはできず、仏教的儀礼にかなった墳墓としての「火葬」はまさに『日本書紀』に記載されたように、僧道昭の火葬が「天下の火葬」のはじまりであった（小林1995）。

なお、道昭以前の火葬墓は、北山峰生氏によれば大和で7例（五条野内垣内、久米ジカミ子、堂塚、森カシ谷、三ツ塚、西北窪、小谷）確認できるが、森カシ谷遺跡と三ツ塚古墳群で検出された遺構は火葬墓というより改葬墓の可能性が高く、西北窪遺跡は火葬の行われた痕跡が窺える事例に過ぎないと判断された。そして、7世紀代の火葬墓として唯一確実な事例は小谷遺跡で検出された墳墓とされたが、出土した須恵器杯はTK209型式期に比定し得るものである。また、7世紀代の火葬墓の特色として群集墳の墓域内部に出現することを重視された。そして、7世紀における群集墳の形成と併存する火葬墓が存在す

るという点に注目し、日本における火葬墓出現期の、主たる担い手は終末期群集墳の造営集団であると結論付けた（北山2009）。群集墳レベルで先行導入された「火葬墓」を国家が追随することで新たな古代墳墓の展開をみるという考えであるが、7世紀の火葬墓は火葬骨を直葬するタイプがほとんどであり、上記したように専用容器を骨蔵器として使用する8世紀の火葬墓とのヒアタスは大きいと言わざるを得ない。少なくとも、律令政府によって志向された「火葬墓」は単なる墓制ではなく、一定の儀礼のもとに実施される、土葬に替わる新たな葬制であり、これら7世紀代の火葬とは一線を画すべきだと考える。なお、北山説に対しては筆者と同様の考え、つまり7世紀と8世紀の火葬墓は別の契機をもって現れたという考えが小林氏によっても示されている（小林2009）。

また、河内地域における火葬墓導入当初の様相を検討した安村俊史氏は7世紀代の火葬墓と推定される事例は2例のみであり、そのどちらもが不確実な事例と判断された（安村2009）。寛弘寺遺跡土器棺墓2004と玉手山43号墓であるが、筆者は前者を火葬墓というより土器棺墓と判断しており、後者についても8世紀代の火葬墓と考えている。

これ以外に、飛鳥Ⅳ型式期に確認できる「火葬墓」は須恵器有蓋土器2個体を合わせ口にした和泉原山4号墓（2体合葬）と丹後大田鼻横穴墓群10号墳の2例があるに過ぎず、現状では7世紀代の「火葬」は原則として大和に限られると判断してよい。それぞれの墳墓は渡来系氏族との関連など、個別の特殊事情を想定すべきで、火葬という葬法のみをあまり過大評価すべきではない。

#### （４）その他

当該時期の墳墓で確認できる上記以外の埋葬施設は土壙墓、石棺墓、土器棺墓である。

土壙墓は奈良県石光山古墳群の墓域内に築かれた石光山21号地点土壙墓が挙げられる。32号墳の墳丘中に築かれたもので、これ以外に同様の土壙墓が3基確認されているが（図22）、規模はいずれも61～80cmと小規模であり、改葬墓と考えられている。また、線刻壁画などで有名な高井田横穴墓群に近接して2基の土壙墓が検出されている。土壙墓1から土師器杯と金環1対が出土し飛鳥Ⅴ型式期と見られる。土壙墓2からは土師器杯と刀子が出土しており、8世紀代の築造と推定されるものの、詳細は不明である。土壙墓2は8世紀中葉から10世紀前葉にかけて築造された火葬墓群の墓域のほぼ中央に位置することから、横穴墓→土壙墓→火葬墓という葬制の変遷が確認される事例と位置付けられている（安村1987、p24）。しかし、横穴墓と火葬墓の両者をつなぐ墓制として土壙墓が1基しか存在しないということは実態として考えにくい。擬制的な系譜意識をひとまず置くと、両者の系譜関係は想定しにくいのではないだろうか。つまり、横穴墓と火葬墓は直接的な系譜関係にはない、少なくとも継続的な氏族の墓域ではないと考えたい。

墓誌の出土で有名な小野毛人の墳墓は平石を組み合わせた箱式石棺で墓誌そのものは後世の追納と考えられている（梅原1940）。墓室の構造からすれば、当時主流であった石棺的役割を重視した新しいタイプの横口式石槨の影響を考慮すべきであろう。

土器棺墓は東大阪市墓尾古墳群隣接地の奈良～平安時代初期に属する墓域内に造墓された事例を挙げたが（図91）、畿内においては9世紀後半頃に一時下火になるものの、小児用を中心として原始以来累々と命脈を保ってきた墓制であり（第3章第2節参照）、今後各所において新たな類例が増加することが予想される。

最後に、伽山古墓について簡単に触れておきたい。大阪府南河内郡太子町で検出された古墓で、版築による墳丘を伴う木棺墓である（図26）。木棺の周囲に凝灰岩の切石で石槨を構成しており、石槨内には木炭を充填していた。底石は存在せず、銀鍔帯および刀子が出土したが、築造時期は石槨の構造ならびに凝灰岩の使用が終末期古墳に類似するとの判断から8世紀初頭～前半と推定された（山本編1982、p15）。ただ、この時期の古墳はいずれも槨室で棺体部分を取り囲む構造を採るが、伽山古墓の場合は底石だけでなく、天井石も確認されておらず、さらに石槨内に木炭を充填するなど他に例を見ない構造である。これは、むしろ8世紀後半以降に登場する木炭木槨墓との類似を重視すべきで、例えば9世紀初頭築造の河南町馬谷古墓（小林1990）も石組内に木棺を埋納するなど、伽山古墓の様相と類似している。金属帯などの副葬品や墳丘の存在なども考慮すれば8世紀初頭というより、9世紀初頭前後の桓武朝の墳墓と位置付ける方がふさわしいと考えたい<sup>6</sup>。

### 3. 横口式石槨の類型と変遷

古墳時代終末期を特徴づける墓制の一つ、横口式石槨は和田晴吾氏の提唱された「持ちこぶ棺」（和田1995）の採用に伴う新たな葬送儀礼の導入を示す証左であり、多くの先達により様々な型式分類と編年が示されている<sup>7</sup>。本節ではそれらを逐一検証する余裕はないが、型式分類についてはあらゆる視点からの分類案が出され尽くした観がある一方、ほとんどの横口式石槨は築造時期を示す遺物が出土していないこともあり、個々の古墳の編年的位置付けは文字通り百家争鳴の様相を呈しているのが現状である。

わが国における横口式石槨の祖形として名高いお亀石古墳も従来その編年的位置付けは必ずしも明確でなかったが、近年富田林市教育委員会の発掘調査により、一辺21mの方墳であることや築造時期が7世紀第一四半期（飛鳥Ⅰ型式期）にさかのぼる可能性が示された（栗田編2003）。

さらに、大阪府教育委員会の調査で明らかにされたシシヨツカ古墳の発掘調査の成果は終末期古墳を考える上で多くの示唆に富むものであった（楢本・森川2009）。シシヨツカ古墳は34m×26mの3段築成の方墳で、奈良県ハカナベ古墳などに類例の見られる貼り石を施す周濠を巡らしていた。築造時期はTK43又は209型式期に比定されており、銀象嵌の大刀柄頭、馬具、挂甲、鉄鏃などの副葬品は後期古墳の様相を示すが、注目すべきはその内部構造である。岩屋山式石室のプロトタイプとみなすことも可能な切石造りの横穴式石室を主体部とするが、横口式石槨様の奥室を備えたものであった（図27）。

以上の新たな考古学上の発掘調査例に基づく知見をもとに、横口式石槨の型式分類と変遷について、以下素描しておきたい。

西暦600年前後に百済系・高句麗系工人の技術を駆使して切石造りの石室と横口式石槨の導入が蘇我氏主導の下に図られ、プロトタイプとしてシシヨツカ古墳が築造された<sup>8</sup>。このうち、切石造りの石室構築技術は岩屋山式石室として公葬のスタンダードに採用されるが、横口式石槨は直ぐには普及せず、蘇我氏など特定氏族との関わりの中で一部の被葬者によって取り入れられたにすぎない。これはひとえに横口式石槨が追葬を前提とせず、搬入される棺形態も和田氏が示されたように「持ちこぶ棺」という新たな形態を必要としたからに他ならず、飛鳥Ⅱ型式期前後の墓制の画期で葬送イデオロギーが変質して以降、

ようやく本格的に普及することとなった。

さて、本節では横口式石槨を図28のように分類したが、原則的には山本彰氏の提唱された3分類、石槨が奥室的な要素をもつもの（A系列）、石槨が変化したもの（B系列）、横穴式石室の系譜を引くもの（C系列）という分類案（山本1998）をもとに若干の細分を行ったものである。横口式石槨は平面形態によって4つに分類されることが多い。棺を納める石槨の前に前室と羨道が付くもの、石槨の前に羨道が付くもの、石槨のまわりに室状の施設が伴うもの、石槨のみで構成され、前方に素掘りの墓道が伴うものという分類である。もちろん、このような分類は横口式石槨の機能を考える上でも重視すべき方法であるが、横口式石槨は上記した3系列で、それぞれ祖形となる墳墓の形態が異なっており、系譜が異なると筆者は考えているので、系譜関係を中心とした横口式石槨の分類について記述を進めていきたい。

本節では奥室系を3つ、石槨系を1つ、石室系を3つに細分した。

奥室系とは埋葬空間である奥室部に棺を利用して埋葬したと考えられる一群で、実際にシシヨツカ古墳やアカハゲ古墳からは漆塗籠棺片が出土している。

奥室系の中で最初に登場するのが、シシヨツカ古墳であることはいままでのない。シシヨツカタイプとして設定した一群は奥室部分に棺を埋納するが、他の横口式石槨と比べると奥室の面積が大きい。また、飛鳥Ⅱ型式期以降の横口式石槨は石槨部分に底石を設置することから、奥室と玄室（前室）の床面に段差が生じ、奥室部分が高くなるが、シシヨツカタイプの古墳では底石の有無に関わらず両者のレベルはほぼ同じという特徴がある。埋葬空間は石槨というより石室のイメージに近いといえよう。現状でこのタイプに属するのはシシヨツカ古墳、アカハゲ古墳、ツカマリ古墳の3例だけで、いずれも平石古墳群内で継続的に造営された古墳に限定できる。つまり、我が国における横口式石槨の初現であるシシヨツカ古墳が極めて特殊な事情のもとに築造された古墳であることを物語っているといえよう。

飛鳥Ⅱ型式期に入ると、横口式石槨という埋葬施設は一気に大和・河内地域に普及し、様々なタイプの古墳が造営された。観音塚タイプは奥室部分の石材が1石ではなく、丁寧な加工を施こして組み合わせたものである。奥室部分の面積からすれば、棺を用いず直葬した可能性があるが、奥室部の床面には床石が設置されており、前室床面より高い位置にある。観音塚タイプは典型的な横口式石槨といえる一群であり、前室の有無で築造時期の新古が別れ、前室を有するタイプから前室のないタイプへと変遷する。

また、群集墳内に築造されるのはほぼこのタイプのみであり、時期的には飛鳥Ⅱ型式期に集中している。奥室などの築造方法に顕著な違いがみられることから、シシヨツカ古墳の影響というより、後述するお亀石古墳や中国北周または高句麗墓制の影響を受けて成立した墓制とすべきであろう。

残る一つが平尾山タイプである。観音塚タイプの奥室が組合せ式であるのに対し、奥室部分が1石の石材を削り抜き、底石の上にかぶせるタイプである。当時、飛鳥を中心とする地域で様々な石造品が製作され、石材加工の技術が一気に進んだことを背景にして造営された古墳と考えられる。観音塚タイプより後出する一群であるが、時期的には飛鳥Ⅱ型式期内に収まると思われる<sup>9</sup>。

次に、石槨系であるが、石槨部分が石槨としての機能、形態を有する一群で、埋葬に際

して棺を用いず直葬することが原則である。わが国における横口式石槨の祖形として名高いお亀石古墳が端緒となったタイプで、石槨部分に横口式の石棺を使用するが、石棺には割り抜き式と組合せ式の両者が存在する。この点は奥室系の横口式石槨と同じであり、両者を細分することも可能である。さらに、石棺周囲には囲繞施設があり、お亀石古墳では瓦が石棺の周りを取り巻き、松井塚古墳では小型の石材を積み上げ、横穴式石室状の施設が設けられていた。つまり、石槨部分はいくまでも棺としての機能を重視した古墳であることが理解できよう。お亀石古墳を祖形とするものの、お亀石古墳そのものは奥室系の横口式石槨にも影響を与えた可能性があることから、この一群の古墳を小口山タイプと名付けた<sup>10</sup>。後出タイプは観音塚タイプと同様、羨道部を消失し、石棺を直葬するようになる。群集墳中には認められず、単独墳に採用されることも特徴である。

最後は石室系である。平面プランは横穴式石室そのもので、成立当初の古墳では石槨部分が羨道もしくは前室部分よりも大きい。前二者とは異なり、飛鳥Ⅲ型式期に百済陵山里古墳群の石室構築技術の影響下に成立した一群と考えられる（猪熊1995、p221）。平野塚穴山タイプが端緒となるが、このタイプは凝灰岩を組合せた大型の石槨を有し、羨道も付設された。いずれの古墳の床面には棺台が認められることから埋葬に際して棺が使用されたことがわかり、実際に平野塚穴山古墳などからは夾紵棺が出土している。

石室系の横口式石槨では、飛鳥Ⅳ型式期になると、新たにマルコ山タイプが創出された。凝灰岩組合せ式の石槨墳で、羨道がないことから石棺直葬タイプともいえ、石棺系との判別に注意を要するが、このタイプの古墳には素掘りの墓道が伴い、また、棺台が設置されており、埋葬に際して棺が使用されたことが判断基準となろう。

次に御坊山タイプを挙げておく。割り抜き式の石棺内に棺を埋納したもので、囲繞施設はない。形態的にはマルコ山タイプと同様、石棺直葬タイプであるが、典型例として挙げた御坊山3号墳の石槨内から漆塗り陶棺が出土しており、棺を使用したことが分かる。つまり、形態的には石棺系と同じでありながら、石槨部分は棺ではなく、あくまでも石室と同様の意識で埋葬に用いられた。

奥室系の横口式石槨墳はシシヨツカ古墳以降、連綿と造営されるが、飛鳥Ⅱ型式期に観音塚タイプが創出され、群集墳などに採用された。また、石材加工技術の向上に伴い、石槨部分を割り抜くタイプも登場するが、飛鳥Ⅲ～Ⅳ型式期の造墓規制で築造を停止することになる。一方、飛鳥Ⅰ型式期にお亀石古墳が造営され、本格的な横口式石槨が造営されることになるが、このタイプの石槨墳はいくまでも石槨部分を棺と意識して埋葬することが特色である。石槨の周囲には横穴式石室が形骸化した囲繞施設を有していたが、飛鳥Ⅳ型式期になると石棺を直葬するようになる。これは石室系の古墳でも同様であり、飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期にかけて認められる古墳の薄葬化と造墓規制に伴い、古墳そのものの在り方に大きな変化が認められる。つまり、埋葬施設の簡素化と連動して、平面形態は石槨直葬タイプになるが、当時は古墳の造営そのものが社会的に一部の上位階級に限定されていたことから、古墳の形態としての意識は棺ではなく、あくまでも石室を志向しており、横口式石槨はほぼ石室系に収斂することになる。

なお、横口式石槨という用語に関して、関本優美子氏は従来の横口式石槨という用語には多くの概念が混在していたため、新たに「横口系埋葬施設」という名称を与え、「石槨型」「石棺型」「石室型」という分類を与えた（関本2006）。「石槨型」は「棺」を囲繞

するもの、「石棺型」は圍繞施設をもたないもの、「石室型」は追葬可能な大型なタイプというものである。関本氏の概念を適用すれば、筆者の分類の中で、奥室系の観音塚タイプと平尾山タイプは石棺系とすべきである。しかし、観音塚タイプでは必ずしも棺が直葬されたかどうかの判別は不可能であること、規模は違うものの形態的に類似するシシヨツカタイプでは明らかに棺が使われていることから、筆者はこれらの古墳に「石棺」としての機能は想定していない。むしろ、石槨部分に直葬するのは筆者のいう石棺系（小口山タイプ）であるが、これらの古墳に対しても、関本氏のいう「石槨型」という用語は採らない。奥室系の古墳が棺を有するのであれば、いわゆる横口式石槨のほとんどは何らかの圍繞施設を伴うことになり、一部のタイプの古墳に対してのみ「石槨」という用語を用いるべきではないと考えているからである。なお、関本氏は河内の古墳のみを対象として考察されたため、大和に分布する凝灰岩を使用した石槨墳、すなわち筆者の分類では石室系に属する古墳は考察の対象とされていない。類似する用語であっても、筆者の用語とは概念が大きく異なることは言うまでもない。

以上、本項では横口式石槨の分類と変遷について簡単に述べたが、最後にそれぞれの時期に様々な横口式石槨が導入された背景について簡単に述べておこう。TK43型式期頃のシシヨツカ古墳の築造は渡来系氏族などが造営したという特殊事情が想定できる。これはシシヨツカ古墳にみられる石室構築石材の切石技術や横口式石槨の奥室構造などが国内で自生したものではなく、大陸伝来の技術であると想定されている（安村2006）からに他ならない。お亀石古墳など飛鳥Ⅰ型式期の横口式石槨の築造も同様であろう。次いで、飛鳥Ⅱ型式期になると、観音塚タイプを典型例として群集墳などにも横口式石槨が採用されるが、これらはいわゆる大化薄葬令などに代表される当時の墓制の動向を反映したものといえ、これらの石槨墳に葬られたのは大和の中央政権に参画していた下級官人などが想定できよう。さて、飛鳥Ⅲ型式期の段階に百濟亡命貴族たちによって陵山里古墳タイプの石室構築技術が招来され（猪熊1995、p221）、平野塚穴山タイプが誕生する。折しも、畿内中枢部の墓制は大化薄葬令以降、葬送儀礼重視の方向へ変質しており（北1997）、羨道を必要としない石室構造が望まれたことも同タイプ採用の要因であろう。この石室系の石槨は平面プラン以外にも棺台を持つことが分類の目安となり、牽牛子塚古墳のような巨石削りぬきタイプも導入されるが、築造に非常な困難を伴うことから、次代の大王墓には平野塚穴山タイプが採用され、飛鳥Ⅳ期に野口王墓古墳が築造されたのである。その後、この石室系は中尾山古墳のように火葬骨納入のための最終的な改変を受けて、文字通り古墳としての命脈を断つことになる。

一方、石棺系の小口山タイプは羽曳野丘陵に点在する一連の古墳が有名である。いずれも観音塚タイプの石室に後出し、『日本後紀』延暦18年3月の記録に名高い「葛井・船・津」3氏の墓域との関連が取り沙汰される古墳である。上田陸氏による西琳寺式軒丸瓦の検討結果によれば、7世紀第4四半期には南河内において、渡来系氏族の主が西文氏を中心とする氏族連合から、辰孫王系氏族を中心とした氏族連合に交替すると考えられているが（上田1998、p1125）、葛井・船・津の同族三氏はこの辰孫王系氏族に他ならない。つまり、渡来系氏族の中心が西文氏から王辰系へ変化する時期の前後に横口式石槨もその型式を変化させたことが推定されるのである。

なお、これら石棺系の横口式石槨は削りぬき式や2石タイプ、さらに箱式石棺タイプな

ど様々なバリエーションが認められるが、前述したような葬送儀礼の変質に伴い石室構造が羨道部の消失という一点に収斂する過程で生み出された現象と考えられる。同様の形態を有する古墳に、凝灰岩組合せタイプ（マルコ山タイプ）がある。高松塚古墳のような壁画を施したり、漆喰を内部に塗り固めたものなどが知られるが、これらの石槨は同時期の平野塚穴山タイプと比べるとワンランク下の石槨形態と位置付けざるをえない。すなわち、野口王墓古墳や中尾山古墳のような天皇陵と目されている古墳や草壁皇子の墓に比定される東明神古墳がいずれも横穴式石室と類似した平面形態を有することや規模が大きいことなどが根拠として挙げられよう。ただ、マルコ山タイプは石槨を直葬するとはいえ、槨内に棺台を有しており、横穴式石室と同じ葬送思想のもとに築造された古墳であることは言を待たない。小口山タイプの石槨が小口山古墳（北野1994、河内2007）や田須谷1号墳のように磚や礫などで石槨部分を圍繞し横穴式石室内の石棺と同じ性格を示すのと対照的である。つまり、マルコ山タイプは辰孫王系の小口山タイプとは出自を異にし、平野塚穴山タイプの石室系の下位墓制として飛鳥Ⅳ型式期に新たに創出された墓制といえよう。

#### 4. 高松塚古墳の築造時期

高松塚古墳とは明日香村平田に所在する終末期古墳で、1972年の調査で石槨内から極彩色の壁画が発見され、一躍有名になった古墳である。直径23m、高さ5mの二段築成の円墳で、凝灰岩の切石を組み合わせた横口式石槨が主体部である。切石の上に漆喰を塗り、男子群像や女子群像、四神、星宿図などが描かれていた。横口式石槨は南北長265.5cm、東西幅103.4cm、高さ約113.5cmで、天井部の内面は平らに加工されていた。出土遺物としては漆塗り木棺片、棺金具、銅釘、大刀金具、海獣葡萄鏡、ガラス製・琥珀製玉類などがある。また、墳丘版築の最下層から飛鳥Ⅴ型式期の須恵器蓋片が出土した。

石槨は壁画を保存するために密閉され、壁画保護のための施設も作られたが、2004年以降に雨水の浸入やカビの発生により壁画が退色・変色していることが判明し、2006年に墳丘の発掘調査と石槨の解体修理が行われた（松村編2006）。移設された壁画は保存修理が行われ、修理が完成した後は元通りに復元される予定であるが、発見当初の極彩色の壁画の姿は望むべくもない。

このように衆目を集めた高松塚古墳であるが、発見当初より被葬者論争が盛んであり、古墳の立地、規模、出土遺物の内容、壁画など様々な視点からの検証が行われ、多くの候補者名が登場した<sup>11</sup>。これまでに提唱された被葬者像は大きく三つに分けることができる。皇族クラス、高級官僚、渡来系王族というものである。早くから提唱されたのは天武天皇皇子説であり、直木孝次郎氏などによる忍部皇子説が有力であった（直木1972）。忍部皇子は『大宝律令』を編纂したことで知られ、慶雲2年（705）に没したが、享年47、8歳と推定されている。高松塚古墳から出土した海獣葡萄鏡は、同範鏡が西安市東郊独孤思貞墓から出土しているが、王仲殊氏は神巧2年（698）の墓誌を伴っていたことから、高松塚古墳にこの鏡がもたらされたのは慶雲元年（704）の第七回遣唐使帰国時と推定された（王1981・1982・1983・1992）。もちろん、これらの物品は遣唐使を通さず、渡来人などを経て日本にもたらされた可能性もあるが、海獣葡萄鏡が朝鮮半島から見つかっていないことを根拠に王氏は鑄造間もないこの鏡を遣唐使が直接持ち帰った可能性が高いと考えられた。

この考えに従えば、高松塚古墳の被葬者は704年以降の死没者に限られることになる。また、島五郎氏による人骨の鑑定結果では、被葬者の年齢は熟年者あるいはそれ以上と推定されており（島1972）、忍部皇子説に有利な材料といえよう。

一方、石槨東壁の男子群像にさしかけられた蓋の色に着目した岡本健一氏は701年制定の儀制令の規定によれば皇太子の蓋は紫色、一位は深緑、三位以上が紺であり、高松塚古墳の蓋は深緑であることから、壁画が変色しておらず、この蓋が被葬者にさしかけられたのであれば、被葬者は一位を授けられた人物と考えられた。しかし、701年以降平城遷都までの期間に一位を授けられた人物はおらず、717年に78歳で死没した石上麻呂が、死後従一位を授けられたことに注目し、石上麻呂説を提唱されたのである（岡本2004・2008）。彼は平城遷都後も藤原京留守司に任命され、藤原京とも縁が深いことから、平城遷都後にもかかわらず、その死後、文武陵と目されている中尾山古墳の隣接地に葬られたという。

また、千田稔氏は高松塚古墳の被葬者を百濟王禪広と推定した（千田1999）。当時の天皇・皇子の墓は原則として八角形であり、円墳の高松塚古墳は天皇家には結びつかない。しかし、埋葬施設の内部には星宿や四神などで宇宙観を表現しており、故国を失った百濟王のために、祖国の伝統に従った墓を造営した可能性を指摘された。

本節の目的は高松塚古墳の被葬者論の是非を問うものではない。ましてや、被葬者論ありきの築造年代論は本末転倒といわざるを得ない。しかし、墓制を手がかりにして律令制度の成立過程を論じる上で、高松塚古墳の意義や築造年代については避けて通ることのできない重要な課題である。以上の研究史を踏まえ、高松塚古墳の築造年代に関する私見を披露しておきたい。

表9は高松塚古墳の築造時期ならびに被葬者を推定する上で、筆者が重要と考える項目を一覧にしたものである。

項目は大きく分けると4項目になる。一つ目は出土遺物の中でも渡来系と考えられる文物、二つ目はそれ以外の出土遺物、特に須恵器蓋坏の型式、三つ目が壁画に描かれた人物像の服装規定、最後にその他である。

まず、渡来系文物との関係であるが、出土遺物の中で海獣葡萄鏡が8世紀初頭以降にもたらされた可能性が高いことは既に述べた。また、高松塚古墳壁画の主題や画面構成は高句麗壁画古墳との関連が指摘されているが、空間構成や彩色法、運筆などは唐代絵画との密接な結びつきが考えられている<sup>12</sup>。いずれにしろ、壁画を作成するに際して手本となるような粉本が存在し、それが唐からもたらされたのであれば、海獣葡萄鏡と同様、築造時期は704年の第七回遣唐使以降の可能性が高い。

次に、須恵器蓋坏であるが、飛鳥V型式期に比定しうるもので、現状の須恵器編年によれば藤原京期以降の古墳とすることができる。出土遺物の中に平城京以降の土器が一切含まれていないことから、築造時期を平城遷都以降に置くことは出来ないという意見もあるが（森岡1995、p105・106）、出土状況からすればこの土器は高松塚古墳築造の上限を示すものであって、下限を示すものではない。

さて、壁画に示された人物画像の服装をもとに、当時の衣服令から築造年代を絞り込む作業も先学諸氏によって行われた。衣服令をはじめとする服装規定にかかわる主な項目は表9に示した通りであるが、例えば、男子群像の漆紗冠の着用は682年6月6日以降、白袴の着用は682年3月以降686年7月までと690年4月以降701年まで、さらに705年12月以



降に限られる。このような作業により、人物画像の服装を手がかりに古墳の築造年代を絞り込む作業が進められたが、表9を見ていただければわかるように、壁画に描かれた人物画像の服装が当時の服装規定に全て合致するのは686年以前しかない。有坂隆道氏の説に従うと、684年閏4月5日から686年7月2日までの間ということになる（有坂1999、p231）。

しかし、当時は30年以上に及ぶ中国大陸との交渉途絶期にあたっており、高松塚古墳の築造年代をこの時期に置くことは先に示した海獣葡萄鏡や壁画の粉本の入手方法と照らし合わせると困難といえるだろう。また、墳丘版築最下層から出土した須恵器の型式が飛鳥V型式期に該当することは、現状の須恵器型式編年の年代観を尊重する限り、高松塚古墳は藤原京遷都以降の築造ということになり、686年以前という築造時期は容認しにくい。

さて、高松塚古墳と内部構造が酷似する古墳、いわば兄弟古墳ともいべきものが他に3例存在することにも留意する必要がある。キトラ古墳、マルコ山古墳、石のカラト古墳であるが、マルコ山古墳のみ六角形状の墳形を呈しており、規模も他の3古墳と比べ一回り大きい。キトラ古墳からは高松塚古墳と同じように壁画が検出され、四神図と十二支の獣面人身像が描かれていた。特に天井部には本格的な天文図が描かれており、現存最古の天文図として注目を浴びたことは記憶に新しい。

これら4古墳はいずれも凝灰岩切石を組み合わせた横口式石槨を主体部としているが、石槨天井部の形に注目した相原嘉之氏は、平天井の高松塚古墳を除く3古墳の天井石には台形状の彫り込みがあることから、その彫り込みの傾斜角度をもとにキトラ古墳→石のカラト古墳→マルコ山古墳→高松塚古墳という築造順序を導き出した（図29、相原2005）。石のカラト古墳は平城京北側の奈良山丘陵に位置する上円下方墳で、墳丘裾から平城Ⅱ型式期の土器が出土した。また、周辺に目立った古墳がないにもかかわらず、突如として築造されたかのような様相を呈するが、平城遷都以降の平城京の墓域内に造営された可能性があることなどから平城遷都後の古墳と考えるのが一般的であり<sup>13</sup>、筆者もそのように判断している。しかし、前述の相原氏は平城Ⅱ型式期の土器は出土状況から墳丘の崩れた時期を示すに過ぎないと考え、飛鳥時代の築造とされた（相原2005、p35）。確かに、相原氏の言われるように石槨の天井部分の彫り込みはキトラ古墳を頂点に石のカラト古墳、マルコ山古墳と小さくなるが、わずかに数十年というごく限られた短期間に相次いで築造されたこれらの古墳の天井部構造が整合的に型式変化することは考えにくいのではないだろうか。むしろ、それぞれの古墳を築造する際の個別事情により、このような形状の差違となったと考えたい。具体的にはキトラ古墳で天井部分に星宿図などを描く際、天井の掘り込みがあることで困難を伴ったことから続く高松塚古墳では壁画製作上の工夫により平天井を採用した。しかし、石のカラト古墳では壁画が描かれなかったため、家形石棺の系譜をひく掘り込みを復活させたというものだ。筆者はマルコ山古墳→キトラ古墳→高松塚古墳→石のカラト古墳という一般的に考えられている築造順序を支持したい<sup>14</sup>。

では、高松塚古墳の築造年代、そして被葬者像について検証するにはどのような方法があるのだろうか。

まず、現状の須恵器型式編年を容認する限り、高松塚古墳の築造年代が藤原京遷都以前に遡ることはない。出土した海獣葡萄鏡の年代観や壁画の粉本が存在した可能性を考慮すれば704年の遣唐使以降が有力となる。では、下限はいつか。

高松塚古墳の位置付けを考える上で見逃すことの出来ない要素に、土葬、つまり、古墳

時代と同じ遺体処理が施されていることが挙げられる。詳しくは第3章以降を参照して欲しいが、700年の僧道昭火葬以降、律令政府は新たな墓制・葬制の創出を意図し、702年に持統太上天皇が、そして707年には文武天皇が茶毘に付された。ここに、律令政府にとっての新たな葬制は火葬と定まったのである。筆者はこの時期の火葬の導入を皇位継承に伴う緊急事態<sup>15</sup>を前提としたモガリ儀礼の短縮化が目的であったと考えているので、この時期の皇族は必ず火葬に付され、例外はあり得ない。そうすると、持統太上天皇の没年以降の皇子たち、例えば忍壁親王と葛野王はともに705年の没年なので該当しないことになる。また、仮に、高松塚古墳を天武天皇皇子の墳墓と見なした場合、彼らは高松塚古墳と同型式の古墳に葬られたと考えるのが合理的であるが、同型式の古墳はわずか4基しか知られておらず、10人以上は存在した皇子たちの墓域をどこに求めるかという新たな課題も生じてこよう。

高松塚古墳が飛鳥に位置することも皇族墓ではない根拠となる。被葬者論の一説に長親王や穂積親王を当てる説があるが<sup>16</sup>、両者はともに715年に没しており、平城遷都以降の皇族の帰葬は律令政府による墓制の創出という社会情勢に基づけば容認しにくい。同じ壁画古墳であるキトラ古墳との関係にも留意する必要がある。つまり、この2古墳にのみ壁画が描かれた特殊事情を想定する必要があるが、皇族の場合はどのような被葬者を想定しても、この二者のみに該当する特殊事情は認めにくい。

一方、両者の古墳被葬者を高級官僚とした場合は事情が異なってくる。筆者は白石太郎氏などの説に基づき、キトラ古墳と高松塚古墳の被葬者をそれぞれ阿倍御主人、石上麻呂と考えているが、高松塚古墳については東壁の男子群像の蓋が一位の色に該当する深緑であり、死後ではあるが、同時期に一位（従一位）を授与されたのは物部氏の流れを汲む石上麻呂しか見当たらないことを重視したい。キトラ古墳についても高松塚古墳との関係から同じような高級官僚を想定した場合、古墳周辺一帯が「阿部山」という地名であることを手がかりにすれば、右大臣従二位阿倍朝臣御主人を被葬者とする蓋然性が高く（直木1990・1999）、両者の古墳には阿倍・物部という伝統的な豪族の氏が葬られたと考えられるのだ。石のカラト古墳については、葬地の伝承とは異なるが、当時、政界の第一線で活躍した藤原不比等を考慮に入れる必要もあろう<sup>17</sup>。ただ、マルコ山古墳のみは規模が大きいことや六角形という墳形に着目すれば先の3古墳とは少し趣を異にする被葬者を想定する必要が生じるが、筆者は川島皇子を被葬者とする説（前園1999）を支持したい。川島皇子は天智天皇の第2皇子であり、吉野の盟約にも参加するなど天武持統朝で重用され、691年に没した。「火葬」導入以前の墓制は筆者の言う平野塚穴山タイプが天皇家のスタンダードであるが、マルコ山古墳はそれよりもワンランク劣るタイプの石槨構造である。東明神古墳の被葬者が天武皇子の草壁である可能性が高いことを前提にすれば、天武系の皇子には平野塚穴山タイプが用意されたと考えられる。しかし、重用されているとはいえ、天智系の川島皇子には同じ石室系ではあるが、外見上は石棺系と酷似しており、棺台の設置によりかろうじて石室系と看做せるような下位タイプとしてマルコ山タイプが創出されたのではないだろうか。ただ、マルコ山古墳が単なる高級官僚墓とは違うことを外見上明示するため、墳丘規模は一回り大きく、さらに六角形墳という他にあまり例を見ない特殊な多角形墳が造営されたのであろう。これ以降、マルコ山タイプの古墳は高級官僚を葬るための墓制となり、墳丘規模も縮小し、墳形は円墳となったと考えられる。

さて、高松塚古墳から出土した銀荘唐様大刀の山形金具が正倉院に伝世している金銀鈿荘唐大刀の外装具と同じ形であること（網干1995、p158・159）は高松塚古墳の築造年代を奈良時代まで下げる根拠の一つとなろう。出土大刀が銀装であることや出土した木棺が漆塗り木棺であることも被葬者の地位を推し量る上で参考とすべきであろう。

また、壁画を有していたことについても過大評価はすべきでないと考えている。来村多加史氏の説を参照すれば、当時の古墳立地は風水思想に基づく場合が多く、天武・持統陵と目される野口王墓古墳が最有力の立地条件を示すのに対し、高松塚古墳やキトラ古墳の立地条件はそれよりかなり劣るといふ（図30）。さらに、来村氏は堪輿術の理想（風水思想）を根拠として、飛鳥のそれぞれの陵墓がもつ景観的領域の大きさが被葬者の人物像を反映していると考えておられ、野口王墓古墳、中尾山古墳、束明神古墳の順で領域の大きさがランクされ、マルコ山古墳の領域は束明神古墳に匹敵するという。それに引き替え、高松塚古墳とキトラ古墳の領域はその4分の1にも満たない（来村2004、p155～158）。つまり、これらの古墳ではその立地の不備を補うために壁画、特に四神図が描かれたと考えれば、両者の古墳にのみ壁画が描かれた理由も理解できよう。星宿図など華やかな壁画の存在に惑わされて、被葬者をより上位の階級に想定しがちであるが、以上、述べたように様々な可能性を考慮すれば、両者の古墳は皇子などの皇族に次ぐ身分、すなわち高級官僚の墓にこそふさわしいのではないだろうか。つまり、筆者は高松塚古墳の築造時期を石上麻呂の没年717年とそう遠くない時期と想定したい。

もちろん、以上の想定は先に本末転倒と一笑に付した被葬者像の前提ありきの状況証拠の積み重ねに過ぎない作業であり、純粋な考古学的手法に基づくものではない。しかし、これまでの研究史を踏まえると、高松塚古墳の築造年代並びに被葬者像を検討するには、考古学以外にも文献や絵画など様々な分野の研究成果を踏まえた上で総合的に判断するしかないと言わざるを得ない。私見と断った所以である。

なお、高松塚古墳の築造年代については、壁画の主題や構図、描画技法なども考慮する必要があるが、衣服令の規定なども考慮して築造年代を検討し、和銅8年（715）に画師姓を改め賜わった倭画師忍勝クラスの画師を想定した有賀祥隆氏の論説（有賀2007）は参考になった。

## 5. 天武・持統朝の墓制の意義

### （1）各時期の墳墓の動態

ここで改めて前節までの検証で確認できた事項を時期ごとに簡単にまとめておきたい。まず、飛鳥IV型式期の様相であるが、横口式石槨に関する造墓規制の存在が特筆できよう。前代までは群集墳中にも認められた横口式石槨が当該時期以降は単独墳の内部主体としてのみ採用され、さらに石室構造においても羨道部分がなくなり主体部に直接墓道が取り付く形態へ変化する。その典型例が小口山タイプの徳楽山古墳であるが、これらは渡来系氏族の中心が辰孫王系氏族に変わったことと揆を一にする現象と考えた。ただ、徳楽山古墳そのものは横口式石槨のみが古くから知られており、厳密には築造当初の姿を窺い知ることはできず、羨道部分の有無については不明である。また、大王墓に平野塚穴山タイプが導入されると同時に同タイプの下位墓制としてマルコ山タイプも創出された<sup>18</sup>。

このように横口式石槨が公葬のスタンダードとして採用されると横穴式石室はすっかり影を潜めることとなり、畿内はおろかその周辺部を見渡しても単独墳では岡山県の大谷1号墳（近藤・河本1998）が目につく程度となった。一方、飛鳥Ⅳ型式期には全く新しい葬法も導入された。火葬墓がそれである。ただ、この時期の火葬墓は直葬が中心で骨蔵器として専用容器を伴うものはほとんど知られておらず、仏教儀礼との関係が稀薄であることが「律令国家」による墓制のスタンダードとしての火葬墓とは根本的に異なる点である。

なお、畿内とその周辺地域で多くの群集墳は飛鳥Ⅲ型式期に築造を停止するが、それ以降も造墓が継続する群集墳のほとんどは内部構造が横穴式石室から小石室などに変質し、飛鳥Ⅴ型式期に造墓が行われることはない。田辺古墳群をはじめとする群集墳などでは平城Ⅱ型式期頃に火葬墓が造営され、墓域が継承される事例も少数あるが、それらの古墳群でも飛鳥Ⅴ型式期の造墓は認められず、火葬墓との間には数十年の断絶期間が存在する。すなわち、畿内とその周辺地域において終末期古墳から火葬墓に直結する事例は今のところ認められないのである（第3章第3節参照）。

次の飛鳥Ⅴ型式期は「律令国家」による墓制の新たなスタンダードとして火葬墓が採用されると同時に、前代のスタンダードである横口式石槨も「火葬」に対応し得るよう新たな形態が模索されるが、同時に旧態依然とした典型的な横口式石槨も築造されており、その造墓事情が注目される。

また、群集墳に関していえば、古墳としての築造は既に停止しているが、前代の古墳の墳丘等を再利用した墳墓群が少数認められた。このような事例を筆者は第1章で述べたように、国家的な身分秩序の下で造墓が認められない下層氏族による土地所有権の主張を伴う墓域の継続的な利用と位置付けたが、「養老喪葬令」とほぼ同様の規定が「大宝令」にも存在したと考えられていることから（岡野1979、p7）、飛鳥Ⅴ型式期には「律令国家」による厳格な造墓規制が達成されたことはいうまでもない。

## （2）造墓規制から見た天武・持統朝の墓制

考古学上の手続きに従い古墳の研究を進める場合、安易な被葬者捜しは厳に謹まねばならず、墓誌などが出土しない限り被葬者を特定することは困難である。しかし、被葬者論の是非はひとまず置き、考古学の成果を歴史に反映するための一手段として、それぞれの古墳に想定されている有力な被葬者像を手がかりに、当該時期の喪葬令などとの関係から個々の古墳が築造された背景や歴史上の位置付けについて検証を進めることとしたい。

先学諸氏の研究成果に基づき本節では対象とした古墳の被葬者を表8で示したように推定した<sup>19</sup>。以下の考察はこれらの仮定に基づくが、確固たる被葬者比定の手続きを経ない以上、仮説の域を出ておらず、新たな考古学上の成果が発表されれば本論の結論は見直しを図る必要があることは言を待たない。これらのことを踏まえた上で、当該時期の墓制の意義を述べることにしよう。

まず、飛鳥Ⅲ型式期にほぼ畿内全域ならびにその周辺地域に対して、厳格な造墓規制が実行された。例えば、群集墳のほとんどがこの時期に築造を停止し、例外的にこの時期以降存続する群集墳も内部主体が横穴式石室から小石室などに変容するなど、何らかの規制を受けたことがわかる。これらの現象の背景には甲子の宣という天智朝の政策が大きな影響を及ぼしていると筆者は考えている。甲子の宣とは「孝徳朝以来の国家体制を継承する

一方で、その枠組みの中で中央豪族の掌握を厳密化し、王権の浸透を企図した方策」（森2002、p73）であり、「前代以来の族長層とその支配集団とを統合・掌握しようとする」（北村1963、p27）ものという評価がある。つまり、律令貴族の範囲を確定する作業の中で畿内とその周辺では群集墳被葬者層に対しても中央政権の積極的な干渉が及び、上記したような墳墓規制となって表出したと考えられないだろうか。さらに、墳形ならびに墳丘規模による古墳の序列化が明確になるのもこの時期であり、八角形墳＞方墳＞円墳という序列が明確な規制を伴って完成し、渡来系氏族は基本的に円墳を採用したようだ<sup>20</sup>。

飛鳥Ⅳ型式期に入ると有力首長墓は横口式石槨となるが、中でも天武陵と目される野口王墓古墳は小林、海邊両氏によって指摘されたように（小林・海邊2000）、文武陵の蓋然性の高い中尾山古墳とともに仏舎利塔を意識した外観を呈する（図31）。これは天武天皇の葬送儀礼に仏教的儀式が取り入れられたことからわかるように、天武朝が仏教をイデオロギー支配の手段として機能させたことの象徴ととらえるべきであり<sup>21</sup>、葬送儀礼に関しては火葬という行為のみをもって仏教儀礼と結びつけるべきでないことは前述した。当期の横口式石槨は最上位に石室系の平野塚穴山タイプが採用され、天武天皇と草壁皇子が葬られた可能性が高いが、その下位墓制としてマルコ山タイプ（凝灰岩組合せ式の石槨直葬タイプ）も創出された。マルコ山古墳の被葬者候補として有力な川島皇子は吉野宮での誓約にも参加し、天武政権で重責を果たしたが、天智天皇の皇子であり、浄大参（のちの正五位上）の位でその生涯を終えた。皇族とはいえ、天武直系の皇子とは区別するために新たな墓制が導入されたのであろうか。

しかし、石槨を直葬するとはいえマルコ山タイプは皇族や最上級氏族のために用意された墓制であることはいまでもなく、その他の氏族墓には石棺系の小口山タイプが採用された。小口山タイプそのものは辰孫王系氏族のスタンダードと位置付けたが、当時の葬送イデオロギーとも合致した在り方から在地色に富んだ様々なバリエーションを生み出した。古宮古墳や田須谷古墳群の被葬者をはじめとする壬申功臣も小口山タイプの墳墓に葬られたと考えられる<sup>22</sup>。

また、700年の僧道昭以前の火葬墓の確実な事例はわずかであり、原山4号墓は渡来系須恵器工人と関係があると思われる。さらに、畿内では有力単独墳の主体部に横穴式石室が採用されることはなくなった。近接する地域で数少ない横穴式石室を主体部とした首長墳と考えられる大谷1号墳（近藤・河本編1998）は、被葬者を吉備大宰石川王とする説がある（平井1998）。しかし、既に触れたことがあるように当該古墳では旧俗に属する葬送儀礼が展開されたことから官人化した在地の有力者を想定すべきであろう<sup>23</sup>。もしも諸氏の言われるように石川王であるならば横口式石槨に葬られるはずである。天武朝の政策が地方官制の整備に重点を置き、在地首長層の再編を行ったこと（大町1985、p40）を考慮すれば、大谷1号墳はその地理的重要性を鑑みて畿内の中央政権が旧来の墳墓儀礼を営むことを容認した古墳ととらえる方が適切ではないだろうか。

飛鳥Ⅴ型式期は持統太上天皇を皮切りに「律令国家」の墓制のスタンダードとして火葬が採用される時期で、中尾山古墳では火葬に対応するため横口式石槨の構造を改変した。また、「律令国家」の完成という歴史上の一大変革期を迎え、葬送儀礼に対しても厳格な造墓規制とイデオロギー支配が実現し、その結果、壬申功臣も含め四位～五位クラスの律令官人はそれまでの古墳にかわり火葬墓に葬られることとなった。兵家古墳は中尾山古墳

と同様火葬対応の横口式石槨であるが、被葬者が壬申功臣ならではの特例であろう。なお、地方に限っていえばこの時期にも金比羅山古墳（浜野1983）などの横口式石槨が築造されているが、被葬者は阿倍氏に関わる壬申功臣と推定されている（伊藤1998、p972・973）。

ところで、史料によれば、持統5年（691）、「営墓」に関して、氏々祖墓だけを許可するという厳しい制限が設けられた。造墓による土地の私有独占を制限する目的があったと考えられているが（北1996）、これらの規定により飛鳥Ⅴ型式期はすべての群集墳で造墓が停止し、わずかにコロコロ山パターン・石光山パターンのような再利用が行われたに過ぎない。ただ、このような造墓規制は墳丘を伴う高塚古墳のみを対象としたとする意見もあり（前園1991、p69）、事実、古墳に限れば、飛鳥Ⅴ型式期はⅣ型式期に比べ築造数が半減している。そして、これらと入れ替わるように火葬墓が築造されることになる。持統5年（691）の「墓記」の上進が、「代表的な氏十八の祖墓を営墓許可のために登録する書類を提出させたこと」と考えれば、まさに飛鳥Ⅴ型式期に古墳を築造し得た人々とは一部の特権階級に属する氏族に他ならなかった（北1996）。

しかし、大宝令では三位以上・別祖・氏上の墓と造営許可範囲が拡大され制限がゆるめられた。平城Ⅱ型式期以降、いくつかの群集墳の墓域内で火葬墓群が造営される前提と考えられよう。ただし、ここでいう墓とは火葬墓のことであり、これ以降畿内において古墳が築造されることはなくなった。造墓はすべて火葬墓に統一され、ついに「律令国家」による新たな墓制が完成したのである。

なお、本節は白石氏の説などを参考にしてキトラ古墳＝阿倍御主人、高松塚古墳＝石上麻呂説に立って論を進めているが、天武・持統という強力な専制君主が相次いで崩御したことから、火葬がスタンダードとされた時期にも最上級氏族は火葬を伴わない高塚墳墓の造営が可能となったのであろう。しかし、皇族ではない故、その墳墓はワンランク下のタイプの横口式石槨にとどまり、古墳の立地も風水思想に基づけば十分ではないからこそ壁画が描かれたのである<sup>24</sup>。平城遷都頃までに壬申功臣たちは相次いで亡くなったが、遠山美都男氏によれば壬申功臣とは律令的な民衆支配に先行する古い支配あるいは人間関係にもとづいて大海人皇子に奉仕した人々であり（遠山1996、p 274）、その古い体制の象徴として彼らの多くは高塚古墳を築造したと考えられる。そして、彼ら亡き後、律令官人層は全面的に火葬墓に葬られることとなった。文字通り高松塚古墳は畿内における古墳の終焉を飾る光芒とみなすことができるのである。

## 6. まとめ

本節では天武・持統朝前後の墓制の検討を通じて、中央政権による造墓規制があらゆる階層に対して貫徹していく過程を「律令国家」による墓制の成立と意義付け、飛鳥Ⅴ型式期の段階で畿内とその周辺地域において「律令国家」期の墓制のスタンダードである火葬墓の成立と厳格な造墓規制が達成されたことを明らかにした。

さて、これに先立つ飛鳥Ⅲ型式期は終末期古墳を考える上で一つの大きな画期と位置付けられるが、具体的には有力単独墳における横穴式石室と、群集墳の築造停止という現象を挙げることができる。例外的に造墓が継続する群集墳においても内部構造が小石室や木棺墓などに変質するのである。そして、これらの現象の背景には天智朝の政策、中でも甲

子の宣の影響が大きいと考えた。

続く飛鳥Ⅳ型式期、すなわち天武朝に至ると横穴式石室に替わり横口式石槨が中心となって墓制が展開するが、一部の氏族の間には火葬墓などの新来の墓制も導入された。さらに、横口式石槨は渡来系氏族の中心を担う立場が西文氏から辰孫王系氏族に交替する時期に前後して、小口山タイプという新しい型式が河内地域において採用されることになる。また、天武直系の皇子には平野塚穴山タイプの石槨が用意されると同時に、新たにマルコ山タイプの石槨を創出することで天武系以外の皇族の墳墓は明確に区別された。

本節ではマルコ山古墳の被葬者を川島皇子と想定して論を進めたが、川島皇子の没年は持統5年(691)のことであり、同年には「墓記」の上進の詔にみられるように厳格な造墓規制が行われ、さらに陵戸を配置して墓域を管理させるという「陵墓」維持体制が確立するなど「律令国家」による墓制の成立を考える上で大きな節目となる時期であった(田中1995)。このような墓制における中央集権化の貫徹は群集墳にも及び、畿内とその周辺地域ではすべての群集墳が築造を停止する。持統4年(690)の庚寅年籍を例示するまでもなく、畿内の中央政権による個别人身的掌握が実現したことが大きな要因であろう。

しかし、飛鳥Ⅴ型式期に入ると墓制としての火葬墓が完成し、火葬墓に関する造墓規制は緩和された。「律令国家」は持統太上天皇を火葬に付すという象徴的手段を用いて新たな墓制のスタンダードを創出したが、7世紀代に改葬行為が普及していたとはいえ、火葬は従来の土葬と全く異なる刺激的な葬法ゆえに墓制として定着させるため、大宝令では造墓規制を緩めたのである。四・五位の上級官僚にも造墓を認めることで火葬の普及・浸透をめざしたのであろう<sup>25</sup>。つまり、この時期の「墓」とは火葬墓のことであり、皇族も律令政府の方針に従い、火葬に付されたと思われる<sup>26</sup>。そして、このような造墓規制の緩和に伴い、平城Ⅱ型式期以降、従来の群集墳被葬者層の一部や律令官人層も火葬集団墓に葬られることとなったのである。一方、キトラ古墳や高松塚古墳のようなマルコ山タイプの古墳は「律令国家」期の墓制のスタンダードとしての火葬墓成立以降にもかかわらず土葬を基調とする従前の墓制を採用しており、本節ではこれを阿倍御主人、石上麻呂の墳墓と位置付けた。持統太上天皇没後ならでの回帰現象と見ることができるが、旧制度を象徴する壬申功臣の亡失とともにこれら古墳の築造も完全に終焉し、墓制はすべて火葬墓に統一されることになる。

以上、律令制度という国家の枠組みの成立と歩調を合わせ、葬送儀礼に対しても畿内の中央政権による様々な規制が加わり、新たな墓制が完成していく過程を検証した。論旨の展開において推論の上に推論を重ねた部分もあり、屋上屋を架す結果となることを恐れるが、諸学兄の御批判・御叱正をお願いしたい。

(註)

1. 持統天皇は 697年に軽皇子に譲位し太上天皇となったが、堀裕氏の論考によれば、9世紀前半までは「一度獲得した大王・天皇としての地位は、決してその肉体から離れることはなかった」(堀1998、p65)とされており、火葬に付されたことの歴史的意義は天皇と変わりなかったと考えられる。
2. 本文中に取り上げた墳墓のなかで表8掲載の資料については重複をさけるため、引用文献を提示していないので、表8の引用文献を参照のこと。

3. 具体的には群集墳の造墓活動の停止ならびに主体部構造の変化（石室から小石室、木棺墓へ）などを挙げるができる。
4. 御嶺山古墳からは高松塚古墳出土品と類似した漆塗り木棺が出土しており、飛鳥Ⅴ型式期に位置付けられることが多いが、仏教思想の墳墓への直接的反映という面からは天武陵以降の築造と推定できるものの、飛鳥Ⅴ型式期の築造と見做せば天皇陵をも凌ぐ最大規模の古墳となり、当時の墳墓秩序にそぐわない事例となる。よって、本節ではこれを飛鳥Ⅳ型式期と位置付けたい。
5. 火葬の導入を究極の薄葬と捉える見方があるが、第3章でも後述するように出現期の火葬墓は金銅製の骨蔵器を有するなど、必ずしも火葬＝薄葬とは言えない状況を呈している。このことは本文でも示したように、厚葬であるはずの古墳の主体部に採用された葬制としての火葬の存在（中尾山古墳や兵家古墳など）からも窺うことができる。
6. 同様の見解は上林2004でも示されている。
7. 「第9回はびきの歴史シンポジウム 横口式石槨の謎」の内容を基に作成された『河内飛鳥と終末期古墳 横口式石槨の謎』（羽曳野市教育委員会1998）は資料集成をはじめ先学諸氏の論説が簡便にまとめられているが、横口式石槨研究に関するハンドブックとしても手頃であり、本節執筆に際しても活用させていただいた。
8. 加藤謙吉氏は、もともと大伴氏の拠点であった河内石川地方へ、6世紀後半頃、大伴氏や東漢氏の支援を受けて蘇我氏が進出したと考えられており（加藤2002、p204・205）、シシヨツカ古墳はその記念碑的な古墳と位置付けることも可能であろう。そして、当該地域には同墳以降、アカハゲ・塚廻古墳といった在地首長墓が隣接する尾根ごとに3代（推定4代）にわたって造営されることから、これらの墳墓には蘇我倉家の一族が葬られていると想定できるだろう。
9. 西光慎治氏も斉明朝は石造物に対する関心が高く、割り貫き式横口式石槨が造られた時期と飛鳥の石造物が制作された時期が重なることを指摘された（西光2002、p21）。
10. 小口山タイプそのものはさらに細分することが可能で、時期により(a)簡単な羨道のとりつくもの→(b)羨道の消失→(c)圍繞施設なし、という変遷を追うことができる。
11. キトラ古墳と高松塚古墳両古墳の被葬者像については様々な角度から検証が行われており、白石氏（白石2000）と同様の見解は他にも多くの先学諸氏によって提唱されているが、高松塚古墳発掘調査30周年を記念して連載された『奈良新聞』の「高松塚光源」は高松塚古墳をめぐる研究の現況を知る上で簡便な読み物となっている。
12. 文化庁ホームページ内「文化遺産オンライン」中の「文化遺産データベース」に掲載された高松塚古墳に関する説明文を参照した。
13. 石のカラト古墳の葺石の転石の隙間から出土した平城Ⅱ型式期の須恵器は、古墳完成後に外周平坦面で溝の増設が確認されたことから、築造年代の判断材料とするには心もとないという。しかし、墳丘構築法や出土遺物の様相などを勘案した結果、平城宮遷都前後の短い時間幅の中に築造時期が求められている（高橋編2005）。
14. 4つの古墳の前後関係については、墳形や石槨の構造、出土遺物、立地など様々な条件を考慮して検討する必要がある。人物像の有無という壁画のモチーフからキトラ古墳→高松塚古墳という築造順序は概ね首肯されるであろう。また、石槨の規模が大きいことや多角形墳という墳形からマルコ山古墳を一番古い古墳と見做すことができる。そう



すると石のカラト古墳と他の古墳の前後関係が問題となる。石のカラト古墳の周溝から見つかった須恵器の型式や平城宮の北辺という立地から、これを奈良時代の造営と見做すことが一般的であった。このうち須恵器については註13でも触れたように、必ずしも築造時期と結びつけるべきではないが、総合的な判断からやはり奈良時代前後の築造時期が想定されている。以上をまとめると、マルコ山古墳→キトラ古墳→高松塚古墳→石のカラト古墳という築造順序が想定できるが、明確な考古学的根拠に基づくものではない。相原氏（相原2005）や白石氏（白石2000）のように石槨天井部分のくり込みの深さをもとにしたキトラ古墳→石のカラト古墳→マルコ山古墳→高松塚古墳という編年も成り立つ余地はある。しかし、本文でも述べたように壁画の有無が石槨構造に影響を与えた可能性も考慮する必要がある。このように、キトラ古墳→高松塚古墳という順序は肯定できるものの、石のカラト古墳と高松塚古墳の前後関係は不確定な要素が多い。おそらく、前二者と比べ、石のカラト古墳と高松塚古墳の築造時期はほとんど同じと見なすことが実態に適っているのであろう。

15. 奈良時代は天皇家の皇位継承をめぐる歴史の中で、天武帝あるいは草壁皇子の血統を引き継ぐため、持統天皇以降、元明・元正という女帝の即位が続いたことが提唱されている。元明・元正という中継ぎの天皇の後を受けて、聖武という待望久しい男帝が誕生することになるが、そこに至る過程において、天皇位の空白という緊急事態を回避するため、生前譲位が行われた。それと同時にモガリという天皇位の空白につながる期間の短縮を図るために火葬が導入された可能性を考慮したい。なお、この間の皇位継承をめぐる諸事情については、水谷2003などを参照した。
16. 2004年10月31日に開催された京都橘女子大学の主催による東アジア文化財シンポジウム「古墳壁画」において、門脇禎二氏は高松塚古墳の被葬者を官僚トップの知太政事に上りつめた穂積皇子（?～715）、キトラ古墳の被葬者は長皇子（?～715）とする新説を披瀝された。
17. 『延喜式』巻第二十一「諸陵式」記載の陵墓所在地名によれば不比等の墓は多武峰にあることになっている（黒板編1987）。
18. マルコ山タイプの古墳は現在までに4基確認されているが、その中でマルコ山古墳のみがひと回り大きい。これはそれぞれの古墳の築造された時期差に起因する可能性もあるが、本節では後述するようにマルコ山古墳以外の古墳は上級官人の墳墓と捉えており、皇族とそれ以外の墳墓を視覚的に差別化するために規模の格差が生じた可能性が高い。なお、今尾文昭氏は「天武朝以降の王族墓は、円墳採用に齊一化がはかられた」と考えられており（今尾1990、p163）、本節での墳形序列とは意見を異にするが、鳥谷口古墳を豪族墓と位置付けた上での見解であり、本節とは立論の前提を異にしていることが大きな要因であろう。ただ、諸氏の言われるように皇族たちの墳墓をマルコ山タイプなどの横口式石槨墳と位置付けた場合、歴史上に名前をとどめる皇族の数に対して現存する古墳の数があまりにも少なすぎ、律令期の墓制の成立という明確な政策意志の下でこれらの古墳を理解するには無理があるのではないだろうか。
19. 各古墳の被葬者については引用文献の記載や本文中に示した先学諸氏の説を参照しながらまとめたものである。
20. 方墳優位の時期ではあるが、飛鳥Ⅳ型式期は渡来系氏族を中心に円墳が改めて注目さ

れる時期にあたり、様々な規模の円墳が築造されたと考えられる。しかし、規模以上に墳形が重視された時期ゆえに方墳が築造できたのは、ごく一部の限られた皇族のみであったとみなすことができる。

21. 石壁状の外観から見た意義づけであり、八角形という墳形そのものは仏教思想とは切り離して考えるべきであることはいうまでもない。なお、天武朝の仏教政策の意義については本郷1997を参照した。
22. 古宮古墳をはじめ、前代の系譜を引かず、突如として造営された畿内的な墳墓の意義を考える場合、壬申功臣の墳墓という理解が一番理にかなったものと考えたい。
23. 渡邊2002、p13参照。なお、脇坂光彦氏も陶棺を埋納していることなどから、大谷1号墳の被葬者を官人化した在地有力者と想定されている（脇坂1993）。
24. 河上邦彦氏は高松塚古墳やキトラ古墳に壁画が描かれた理由として、古墳の立地が風水思想から見て難点があり、それを補うために四神図を描いた、壁画は代用品ではなかったのかという意見を述べられており（「高松塚古墳壁画発見から30年 明日香村まるごと博物館フォーラムー飛鳥の語り部」『読売新聞』平成14年8月21日付け記事）、マルコ山古墳に壁画がなかった理由も同様の視点から説明できるのではないだろうか。
25. 前園氏の前掲論文（前園1991）によれば墓誌をもつ墓は外部表象をほとんどもたず、位階を示す例の大部分が四位以下であることから、喪葬令の規定の枠外にあったと考えられており（前園1991、p69）、このような令規定に該当しない墳墓の造営を律令期の墓制の中でいかに位置付けるかは今後の課題としておきたい。
26. 当時の皇族が火葬墓に葬られたとすると、平城宮の北西に位置する石のカラト古墳の被葬者がクローズアップされることはいうまでもない。立地条件等を考慮すると常識的には当墳は平城遷都以降の古墳と考えられるが、本節の論旨からすれば火葬墓でない以上、これを皇族の陵墓と位置付けることはできない。勿論、上円下方墳という特殊な墳形を有し、全面に玉石を貼り巡らせた見事な墳丘構造は被葬者がかなり高位の人物であることを示しているが、高松塚古墳などと同様の石棺系の横口式石槨であることや墳形が八角形でないことから皇族の墓でないことは明らかである。特に、上円下方墳という墳形は当墳以外に確実な事例として沼津市清水柳北1号墳（鈴木・関野他1990）が知られるにすぎず、墳形の特殊性についてあまり重視すべきではない。憶測を重ねれば、石のカラト古墳を藤原氏との関連でとらえることもできるが、その評価については今後の課題としておきたい。

（引用文献・参考文献）

- 相原嘉之2005「終末期古墳のなかのキトラ・カラト・マルコ・高松塚古墳」『飛鳥の奥津城 キトラ カラト マルコ 高松塚』飛鳥資料館図録第43冊 飛鳥資料館 p31～37
- 網干善教1979「日本上代の火葬に関する二、三の問題」『史泉』第53号 関西大学史学会 p1～20
- 網干善教1995「高松塚出土の遺物」『日本の古代遺跡を掘る』6：高松塚古墳ー飛鳥人の華麗な世界を映す壁画 読売新聞社 p142～162
- 有賀祥隆2007「高松塚古墳壁画制作年代再考」『佛教藝術』290号 毎日新聞社 p25～32

- 有坂隆道1999「高松塚の被葬者をめぐって—特に蚊屋皇子説について」『古代史を解く鍵  
暦と高松塚古墳』講談社学術文庫 p221～249
- 伊藤雅文1998「北陸における終末期古墳の研究」『網干善教先生古稀記念 考古学論集  
上巻』網干善教先生古稀記念会 p972～973
- 猪熊兼勝1995「飛鳥時代の天皇陵の成立序説」『文化財論叢』Ⅱ 同朋舎出版 p209～22
- 2今尾文昭1990「終末期の円墳」『古代学研究』第123号 古代学研究会 p161～165
- 上田 睦1997「河内妙見寺と敏達大王家」『太子町立竹内街道歴史資料館 館報』第3号  
太子町立竹内街道歴史資料館 p29～43
- 上田 睦1998「出土古瓦からみた河内の古代寺院と氏族（一）—西琳寺式軒丸瓦と古代氏  
族—」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻 同刊行会 p1107～1132
- 上野勝巳1984「茶臼山古墳」『王陵の谷・磯長谷古墳群』太子町教育委員会 p7
- 梅原末治1940「小野毛人墳墓とその墓志」『日本考古学論攷』弘文堂書房 p15～56
- 江浦 洋1999「位置と環境」『田須谷古墳群』財)大阪府文化財調査研究センター調査報  
告書第43集 財)大阪府文化財調査研究センター p10～12
- 近江昌司1984「采女氏塋域碑について」『日本歴史』第431号 日本歴史学会 p16～29
- 大町 健1985「日本の古代国家と『家族・私有財産および国家の起源』」『歴史学研究』  
No.540 青木書店 p33～42
- 岡野慶隆1979「奈良時代における氏墓の成立と実態」『古代研究』16 財)元興寺文化財  
研究所考古学研究室 p1～25
- 岡本健一2004「左大臣石上麻呂の数奇な生涯—『高松塚の被葬者』再考—」『京都学園大  
学人間文化学会紀要 人間文化研究』第13号 京都学園大学人間文化学会 p245～296
- 岡本健一2008「高松塚の主石上麻呂」『蓬莱山と扶桑樹—日本文化の古層の探究』思文閣  
出版 p300～355
- 加藤謙吉2002「蘇我氏の台頭と渡来人」『大和の豪族と渡来人』吉川弘文館 p156～224
- 河内一浩2007「小口山古墳と小口山東古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書—平成16年度—』  
羽曳野市埋蔵文化財調査報告書59 羽曳野市教育委員会 p35～48
- 上林史郎1988「葛城山西麓の終末期古墳」『網干善教先生華甲記念 考古学論集』網干善  
教先生華甲記念会 p665～688
- 上林史郎2004「古墳の終焉と古代の木棺墓」『古墳から奈良時代墳墓へ—古代律令国家の  
墓制』大阪府立近つ飛鳥博物館 p70～79
- 北 康宏1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究」『史林』第79巻第4号 史学研究会 p1  
～45
- 北 康宏1997「大化二年三月甲申詔の葬制について」『続日本紀研究』第310号 続日本  
紀研究会 p18～37
- 北野耕平1994「小口山古墳」『羽曳野市史』第三巻史料編1 羽曳野市 p436～440
- 来村多加史2004『風水と天皇陵』講談社現代新書 講談社
- 北村文治1963「天智天皇の対氏族策について」『日本歴史』第181号 吉川弘文館 p18～  
29
- 北山峰生2009「古代火葬墓の導入事情」『ヒストリア』第213号（2008年度大会特集号）  
大阪歴史学会 p1～38

- 栗田薫編2003『新堂廃寺跡 オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳』富田林市埋蔵文化財調査報告35 富田林市教育委員会
- 黒板勝美編1987「諸陵寮」『延喜式』中篇 吉川弘文館 p554
- 桑野一幸編2011『鳥坂寺跡発掘調査報告書』柏原市教育委員会
- 小林義孝1990「〈資料調査より〉馬谷古墳と出土鏡」『泉北考古資料館だより』No.42：活動の記録 '88・'89 大阪府立泉北考古資料館 p14～16
- 小林義孝1995「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『摂河泉文化資料』第44号 摂河泉地域史研究会 p77～95
- 小林義孝1998「丙の年の人の故に焼き失わず」『歴史民俗学』第12号 批評社 p42～61
- 小林義孝2009「(関連報告)火葬導入事情をめぐる覚書」『ヒストリア』第213号(前掲書)大阪歴史学会 p39～51
- 小林義孝・海邊博史2000「古代火葬墓の典型的形態」『太子町立竹内街道歴史資料館 館報』第6号 太子町立竹内街道歴史資料館 p31～54
- 近藤義郎・河本 清編1998『大谷一号墳』北房町埋蔵文化財発掘調査報告7 北房町教育委員会
- 西光慎治2002「今城谷の合葬墓」『明日香村文化財調査研究紀要』第2号 明日香村教育委員会 p1～32
- 斎藤 忠1978「火葬の初め」『日本史小百科』4：墳墓 近藤出版社 p54・55
- 島 五郎1972「高松塚古墳出土人骨について」『壁画古墳 高松塚調査中間報告』奈良県教育委員会・奈良県明日香村 p193～198
- 白石太一郎1973「岩屋山式の横穴式石室について」『論集終末期古墳』塙書房 p107～137
- 白石太一郎1999「終末期横穴式石室の型式編年と暦年代」『考古学雑誌』第85巻第1号 日本考古学界 p1～18
- 白石太一郎2000「キトラ古墳と高松塚古墳」『古墳の語る古代史』岩波書店 p261～271
- 鈴木裕篤・関野哲夫他1990『清水柳北遺跡発掘調査報告書 その2』沼津市文化財調査報告第48集 沼津市教育委員会
- 関本優美子2006「横口系埋葬施設に関する試論 一河内の事例を中心に一」『大阪文化財研究』第30号(財)大阪府文化財センター p43～55
- 千田 稔1999「被葬者は百済の王族か」『歴史と旅 特集：飛鳥ミステリー 古墳の被葬者は誰か』平成11年3月号 p62～67
- 高橋克壽編2005「結語」『奈良山発掘調査報告Ⅰ-石のカラト古墳・音乗谷古墳の調査-』奈良文化財研究所学報第72冊 奈良文化財研究所 p149
- 田中 聡1995「『陵墓』にみる『天皇』の形成変質」『「陵墓」からみた日本史』青木書店 p85～144
- 塚口義信1995「大化の新政府と横口式石槨墳」『古代学研究』第132号 p39～49
- 遠山美都男1996「結び—リメンバー・壬申の乱」『壬申の乱』中央公論社 p272～277
- 直木孝次郎1972「被葬者を推理する」『飛鳥高松塚古墳』学生社 p241～246
- 直木孝次郎1990「亀虎古墳の被葬者をめぐって」『飛鳥 その光と影』吉川弘文館 p286～297(原著：「キトラ古墳の被葬者をめぐって」『明日香風』第10号 1984 公益財団

法人古都飛鳥保存財団)

- 直木孝次郎1999「被葬者は阿倍御主人か」『歴史と旅 特集：飛鳥ミステリー 古墳の被葬者は誰か』（前掲書）p50～55
- 羽曳野市教育委員会1998『河内飛鳥と終末期古墳 横口式石槨の謎』吉川弘文館
- 浜野伸雄1983「那谷金比羅山窯跡群の発掘調査と金比羅山古墳の発見」『拓影 石川県立埋蔵文化財センター所報』第13号 石川県立埋蔵文化財センター p2～5
- 平井 勝1998「被葬者について」『大谷一号墳』北房町埋蔵文化財発掘調査報告7 北房町教育委員会 p122～129
- 堀 裕1998「天皇の死の歴史的位置—『如在之儀』を中心に」『史林』第81巻第1号 史学研究会 p38～69
- 本郷真紹1997「古代寺院の機能」『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版 p311～p345
- 前園実知雄1991「古代都市と墓」『季刊考古学』第34号 雄山閣出版 p66～70
- 前園実知雄1999「マルコ山古墳に眠るのは川島皇子か」『歴史と旅 特集：飛鳥ミステリー 古墳の被葬者は誰か』（前掲書）p80～87
- 柘本 哲・庵ノ前智博2009「アカハゲ古墳」『加納古墳群・平石古墳群』大阪府教育委員会 p182～217
- 柘本 哲・森川祐輔2009「シシヨツカ古墳」『加納古墳群・平石古墳群』（前掲書）p82～171
- 松村恵司編2006『高松塚古墳の調査 国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討のための平成16年度発掘調査報告』奈良文化財研究所
- 真野和夫・讃岐和夫編1982『古宮古墳』大分市文化財調査報告第4集 大分市教育委員会
- 水谷千秋2003『女帝と譲位の古代史』文藝春秋
- 森 公章2002「倭国から日本へ」『日本の時代史』3：倭国から日本へ 吉川弘文館 p7～131
- 森岡秀人1995「報道合戦の前後と墳丘調査の成果」『日本の古代遺跡を掘る』6：高松塚古墳—飛鳥人の華麗な世界を映す壁画（前掲書）p90～107
- 安井良三1964「天武天皇の葬礼考—『日本書紀』記載の仏教関係記事—」『日本書紀研究』第1冊 塙書房 p199～216
- 安井良三1987「持統天皇の葬礼について」『日本書紀研究』第16冊 塙書房 p275～289
- 安村俊史1987「土壙墓」『高井田横穴群Ⅱ』柏原市古文化研究会 p24
- 安村俊史2006「河内の終末期古墳再検討—シシヨツカ古墳を中心として—」『喜谷美宣先生古稀記念論文集』同刊行会 p221～230
- 安村俊史2009「（関連報告）古代火葬墓の変遷—河内の事例を中心に—」『ヒストリア』第213号（2008年度大会特集号）大阪歴史学会 p52～66
- 山本 彰1981『羽曳野の終末期古墳』羽曳野市の文化財第1集 羽曳野市教育委員会 p27
- 山本 彰1998「河内二子塚古墳とその類例」『大阪府立近つ飛鳥博物館 館報3』大阪府立近つ飛鳥博物館 p20～23
- 山本 彰編1982『伽山遺跡発掘調査概要・Ⅱ』大阪府教育委員会 p10～15

- 脇坂光彦氏1993「古墳時代終末期における畿内型古墳の地域相」『考古論集』潮見 浩先生退官記念事業会 p499～512
- 若井敏明1998「仏教受容と靈魂観」『古代中世の社会と国家』大阪大学文学部日本史研究室 p59～74
- 渡邊邦雄2001「横穴式石室施設考-墳丘内暗渠と墳丘内列石を中心として-」『古代文化』第53巻第8号(財)古代学協会 p19～34
- 渡邊邦雄2002「横穴式石室前庭部における祭祀施設」『古代文化』第54巻第2号(財)古代学協会 p1～14
- 和田晴吾1995「棺と古墳祭祀—「据えつける棺」と「持ちほこぶ棺」—」『立命館文学』第542号 立命館大学人文学会 p37～42
- 王仲殊1981「關於高松塚古墳的年代問題」『考古』1981年3期 科学出版社 p277
- 王仲殊1982「关于高松塚古墳的年代和被葬者」(「高松塚古墳の年代と被葬者について」菅谷文則訳)『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第8冊 奈良県立橿原考古学研究所 p1～8 (p9～14)
- 王仲殊1983「關於高松塚古墳的年代和被葬者—為高松塚古墳発掘十周年而作」『考古』1983年3期 科学出版社 p410～413
- 王仲殊(桐本東太訳)1992「高松塚古墳」『中国からみた古代日本』学生社 p218～225

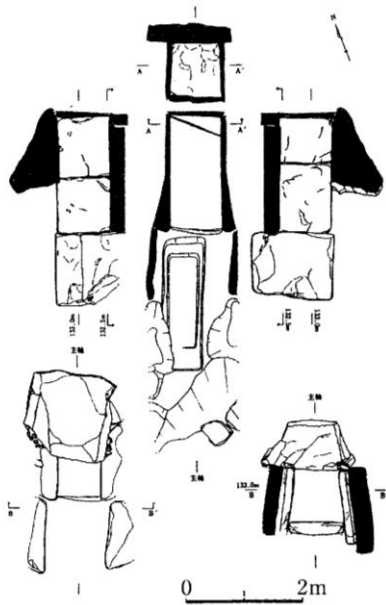


図24：白木古墳の主体部  
(上林・坪田1988より引用)

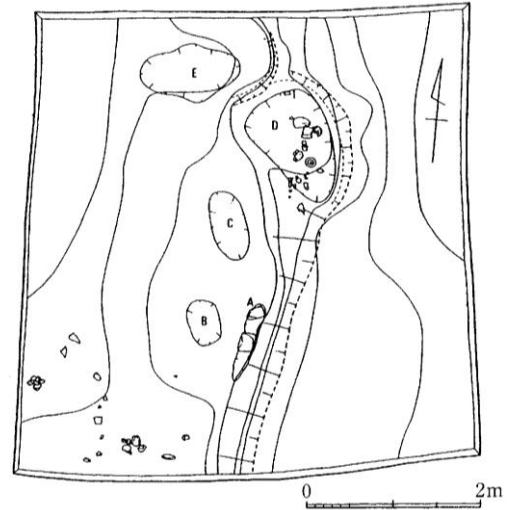


図25：飛鳥IV型式期の火葬墓  
久米ジカミ子古墓  
(藤井1982より引用)

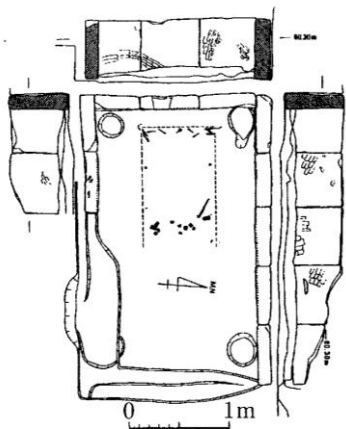


図26：伽山古墓  
(山本編1982より引用)

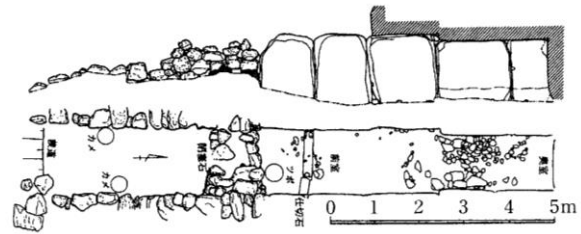


図27：シシヨツカ古墳の石室  
(柘本・森川2009より引用)

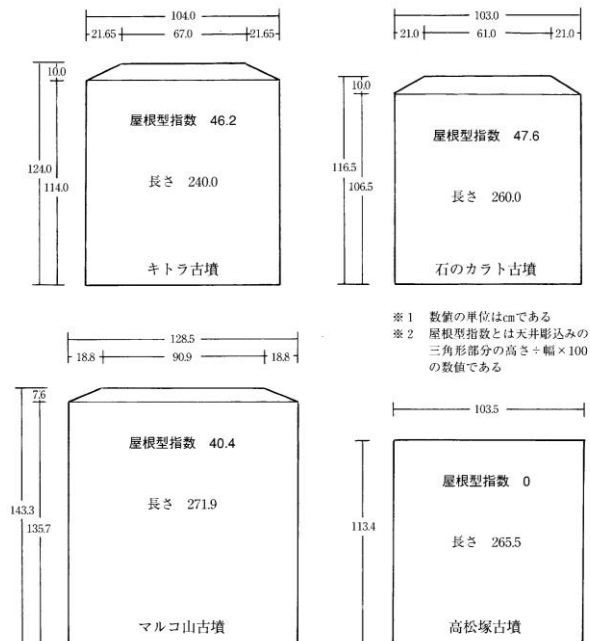
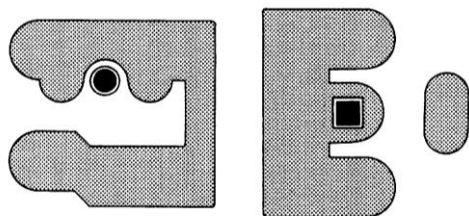
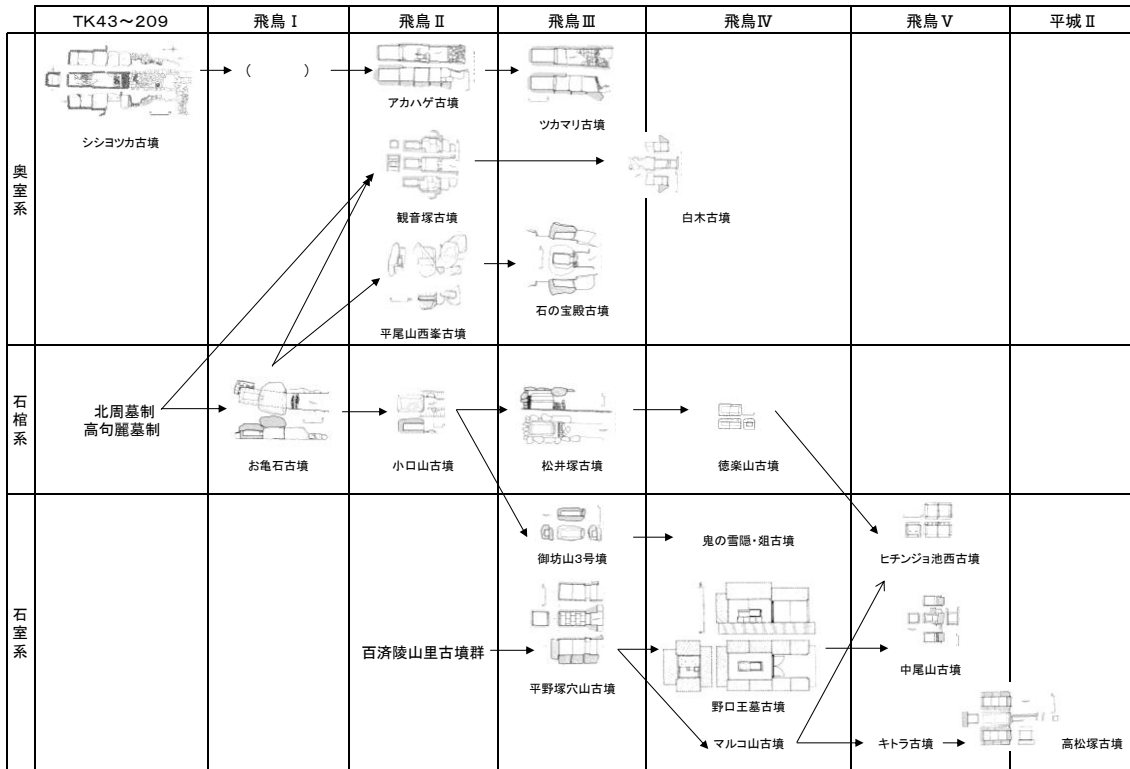


図29：マルコ山タイプの石槨断面図  
(相原2005より引用)

図28 横口式石槨の変遷

縮尺 1:1000



**谷側部密着型**  
東西方向に走る谷の北側斜面に寄せて古墳が築かれたもの。古墳の左右に短い尾根が突出するものが多い。  
例：舒明天皇陵（桜井市）  
峯塚古墳（天理市）

**E字型**  
古墳が築かれた尾根の左右にやや長い尾根が突出するもの。前方に小丘が隆起するものもある。  
例：岩屋山古墳（明日香村）  
神墓古墳（桜井市）

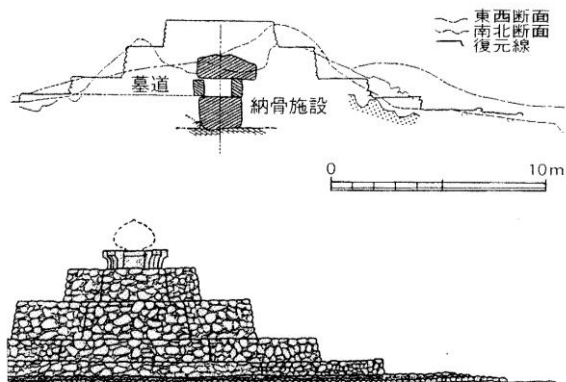
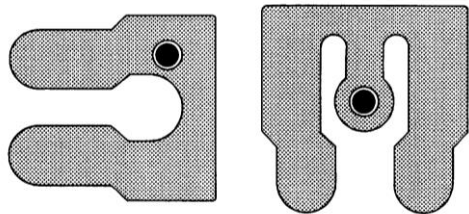


図31：中尾山古墳の外観復元図  
（小林・海邊2000より引用）



**谷奥部密着型**  
谷奥の斜面に古墳が築かれたもの。古墳の位置を北側に寄せて南側の空間を広くとるものが多い。  
例：高松塚古墳（明日香村）  
キトラ古墳（明日香村）

**谷奥部突出型**  
谷奥に突出する舌状の尾根に古墳が築かれたもの。E字型よりも谷の懐が深く、包まれている印象が強い。  
例：与楽子塚古墳（高取町）  
天武・持統天皇陵（明日香村）

図30：高松塚の立地（来村2004より引用）



表8 飛鳥Ⅳ～平城Ⅱ型式期の墳墓一覧(一部飛鳥Ⅲを含み、飛鳥Ⅴ・平城Ⅱの火葬墓を除く)

| 時期          | 古墳名          | 旧国    | 主体部   | 墳形   | 規模        | 年代の根拠 | 備考 | 文献 |
|-------------|--------------|-------|-------|------|-----------|-------|----|----|
| 飛鳥Ⅲ         | 牽牛子塚古墳       | 大和    | 横口式石槨 | 八角   | 33        | 主体部   |    | 1  |
|             | 平野塚穴山古墳      | 大和    | 横口式石槨 | 方    | 18        | 主体部   |    | 2  |
|             | 松井塚古墳        | 河内    | 横口式石槨 | 方    | ?         | 石槨、土器 |    | 3  |
|             | 塚廻(ツカマリ)古墳   | 河内    | 横口式石槨 | 方    | 78.5*45以上 | 主体部   |    | 4  |
|             | 一須賀P2号墳      | 河内    | 横穴式石室 | 方    | 10        | 石室    |    | 5  |
|             | 二子塚古墳        | 河内    | 横穴式石室 | 方    | 61*23     | 石室・石槨 |    | 6  |
|             | 神明神社古墳       | 大和    | 横穴式石室 | 円    | 20        | 石室    |    | 7  |
|             | 仏陀寺古墳        | 河内    | 横口式石槨 | 方    | 10        | 石槨、埴  |    | 8  |
|             | 宮前山古墳        | 河内    | 横口式石槨 | 円    | ?         | 主体部   |    | 9  |
|             | 阿武山古墳        | 摂津    | 横口式石槨 | 方    | 18        | 主体部   |    | 10 |
|             | 城山18号墳       | 摂津    | 小石室   | ?    | ?         | 土器    |    | 11 |
|             | 後藤山古墳        | 播磨    | 横穴式石室 | ?    | ?         | 石槨    |    | 12 |
|             | 地藏寺古墳        | 播磨    | 横穴式石室 | 円    | 20?       | 石室    |    | 13 |
|             | 小森山2号墳       | 丹後    | 横穴式石室 | 円    | 8         | 土器    |    | 14 |
|             | 大田鼻横穴墓群27号墓  | 丹後    | 横穴    | なし   | なし        | 土器    |    | 15 |
|             | 左坂横穴墓群A-5    | 丹後    | 横穴    | なし   | なし        | 土器    |    | 16 |
|             | 左坂横穴墓群A-6    | 丹後    | 横穴    | なし   | なし        | 土器    |    | 16 |
| 正福寺山横穴墓群14号 | 但馬           | 横穴    | なし    | なし   | 土器        |       | 17 |    |
| 飛鳥Ⅲ・Ⅳ       | 状覚山古墳群5号墳    | 播磨    | 横穴式石室 | 円    | 7*6       | 土器    |    | 18 |
|             | 状覚山古墳群9号墳    | 播磨    | 小石室   | 方    | 4?        | 石室など  |    | 18 |
|             | 状覚山古墳群10号墳   | 播磨    | 横穴式石室 | 方    | 8.5*7     | 土器    |    | 18 |
|             | 状覚山古墳群14号墳   | 播磨    | 横穴式石室 | 円?   | 8.4*8     | 土器    |    | 18 |
|             | 状覚山古墳群17号墳   | 播磨    | 横穴式石室 | 円    | 6*5.4     | 土器    |    | 18 |
|             | 栗栖山南古墳群3号墳   | 摂津    | 横穴式石室 | 円    | 9         | 土器    |    | 19 |
|             | 栗栖山南古墳群4号墳   | 摂津    | 横穴式石室 | 方    | 9.5       | 土器    |    | 19 |
| 栗栖山南古墳群6号墳  | 摂津           | 横穴式石室 | 方     | 9*11 | 土器        |       | 19 |    |
| 飛鳥Ⅳ         | 野口王墓古墳       | 大和    | 横口式石槨 | 八角   | 40        | 主体部   |    | 20 |
|             | マルコ山古墳       | 大和    | 横口式石槨 | 六角   | 15        | 主体部   |    | 21 |
|             | 東明神古墳        | 大和    | 横口式石槨 | 八角   | 30        | 土器    |    | 22 |
|             | 鳥谷口古墳        | 大和    | 横口式石槨 | 方    | 8         | 土器    |    | 23 |
|             | 平野3号墳        | 大和    | 横口式石槨 | 円    | 11        | 主体部   |    | 24 |
|             | 徳楽山古墳        | 河内    | 横口式石槨 | 円    | ?         | 石槨    |    | 25 |
|             | 白木古墳         | 河内    | 横口式石槨 | 円    | 10        | 主体部   |    | 26 |
|             | 田須谷1号墳       | 河内    | 横口式石槨 | 方    | 9.5*11    | 土器    |    | 27 |
|             | 田須谷2号墳       | 河内    | 横口式石槨 | 方    | 5*9       | 土器    |    | 27 |
| IV?         | 御嶺山古墳        | 河内    | 横口式石槨 | 円    | 30        | 主体部   |    | 28 |
| 飛鳥Ⅳ         | 三ッ塚7号小石室     | 大和    | 小石室   | なし   | なし        | 土器    |    | 29 |
|             | 三ッ塚13号木櫃改葬墓  | 大和    | 木櫃墓   | なし   | なし        | 主体部   |    | 29 |
|             | 雁多尾畑49支群5号墳  | 河内    | 小石室   | ?    | ?         | 主体部   |    | 30 |
|             | 雁多尾畑49支群6号墳  | 河内    | 小石室   | ?    | ?         | 主体部   |    | 30 |
|             | 雁多尾畑49支群10号墳 | 河内    | 木炭槨   | 方    | 12        | 土器    |    | 30 |
|             | 田辺16号墳       | 河内    | 木棺    | ?    | ?         | 主体部   |    | 31 |
|             | 田辺17号墳       | 河内    | 木棺    | 円    | 4.5       | 主体部   |    | 31 |
|             | 田辺18号墳       | 河内    | 木棺    | 円    | 3         | 主体部   |    | 31 |
|             | 田辺19号墳       | 河内    | 木棺    | 円    | 3         | 主体部   |    | 31 |
|             | 寛弘寺2003号土器棺墓 | 河内    | 土器棺墓  | なし   | なし        | 土器    |    | 32 |
|             | 寛弘寺2004号土器棺墓 | 河内    | 土器棺墓  | なし   | なし        | 土器    |    | 32 |
|             | 寛弘寺5001号土器棺墓 | 河内    | 土器棺墓  | なし   | なし        | 土器    |    | 33 |
|             | 五条野内垣内古墓     | 大和    | 火葬墓   | なし   | なし        | 遺構の切合 |    | 34 |
|             | 久米ジカミ子古墓群A   | 大和    | 火葬墓   | なし   | なし        | 土器    |    | 35 |
|             | 久米ジカミ子古墓群B   | 大和    | 火葬墓   | なし   | なし        | 土器    |    | 35 |
| 久米ジカミ子古墓群C  | 大和           | 火葬墓   | なし    | なし   | 土器        |       | 35 |    |
| 久米ジカミ子古墓群D  | 大和           | 火葬墓   | なし    | なし   | 土器        |       | 35 |    |
| 久米ジカミ子古墓群E  | 大和           | 火葬墓   | なし    | なし   | 推測        |       | 35 |    |
| 久米ジカミ子古墓群G  | 大和           | 火葬墓   | なし    | なし   | 推測        |       | 35 |    |

| 時期          | 古墳名         | 旧国  | 主体部   | 墳形   | 規模        | 年代の根拠                | 備考      | 文献 |
|-------------|-------------|-----|-------|------|-----------|----------------------|---------|----|
| 飛鳥IV        | 中山2号墳周辺墳墓群5 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 土器                   |         | 36 |
|             | 原山4号墓       | 和泉  | 火葬墓   | 方    | 6         | 土器                   |         | 37 |
|             | 小野毛人墓       | 山城  | 箱式石棺  | ?    | ?         | 墓誌                   |         | 38 |
|             | 奥新田東2号墳     | 播磨  | 横穴式石室 | 方    | 10.7*11.6 | 土器                   |         | 39 |
|             | 村東山古墳       | 播磨  | 横穴式石室 | 円    | 21        | 土器                   |         | 40 |
|             | 石櫃戸古墳       | 播磨  | 横穴式石室 | ?    | ?         | 主体部                  |         | 41 |
|             | 状覚山古墳群6号墳   | 播磨  | 横穴式石室 | 円    | 8.4?      | 土器                   |         | 18 |
|             | 状覚山古墳群7号墳   | 播磨  | 横穴式石室 | 方    | 7*6       | 土器                   |         | 18 |
|             | 西脇42号墳      | 播磨  | 石棺    | ?    | ?         | 主体部                  |         | 42 |
|             | 西脇44号墳      | 播磨  | 石棺    | ?    | ?         | 土器                   |         | 42 |
|             | 西脇64号墳      | 播磨  | 石棺    | 円    | 3.6       | 主体部                  |         | 42 |
|             | 西脇67号墳      | 播磨  | 石棺    | ?    | ?         | 主体部                  |         | 42 |
|             | 西脇68号墳      | 播磨  | 石棺    | ?    | ?         | 主体部                  |         | 42 |
|             | 西脇69号墳      | 播磨  | 石棺    | 円    | 3         | 主体部                  |         | 42 |
|             | 西脇74号墳      | 播磨  | 石棺    | ?    | ?         | 主体部                  |         | 42 |
|             | 大田鼻横穴墓群10号  | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   | 火葬骨     | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群11号  | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群16号  | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群17号  | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 15 |
|             | 左坂横穴墓群B-4   | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-8   | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-12  | 丹後  | 小型横穴  | なし   | なし        | 土器                   |         | 43 |
|             | 有明横穴墓群1号    | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 44 |
|             | 有明横穴墓群2号    | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 44 |
|             | 里ヶ谷横穴墓群6号   | 丹後  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 45 |
|             | 正福寺山横穴墓群16号 | 但馬  | 横穴    | なし   | なし        | 土器                   |         | 17 |
|             | 平田11号墳      | 伊勢  | 木棺直葬  | 方    | 12        | 土器                   |         | 46 |
|             | 平田48号墳      | 伊勢  | 横穴式石室 | 円    | 6.5       | 土器                   |         | 46 |
|             | 平田60号墳      | 伊勢  | 木棺直葬  | 方    | 7.5       | 土器                   |         | 46 |
|             | 平田62号墳      | 伊勢  | 横穴式石室 | ?    | ?         | 土器                   |         | 46 |
| 平田16号土壇墓    | 伊勢          | 木棺  | 方形周溝  | なし   | 土器        |                      | 46      |    |
| 飛鳥IV V      | 状覚山古墳群8号墳   | 播磨  | 横穴式石室 | 方?円? | 5         | 土器                   |         | 18 |
|             | 状覚山古墳群11号墳  | 播磨  | 横穴式石室 | 方    | ?         | 土器                   |         | 18 |
|             | 状覚山古墳群12号墳  | 播磨  | 横穴式石室 | 方    | 2.5*3     | 土器                   |         | 18 |
|             | 状覚山古墳群16号墳  | 播磨  | 横穴式石室 | 円    | 5         | 土器                   |         | 18 |
| 飛鳥V         | 中尾山古墳       | 大和  | 横口式石槨 | 八角   | 20        | 主体部                  | 火葬骨埋納か? | 47 |
|             | 兵家古墳        | 大和  | 横口式石槨 |      | ?         | 主体部                  | 火葬骨埋納か? | 48 |
|             | キトラ古墳       | 大和  | 横口式石槨 | 円    | 12        | 主体部                  |         | 49 |
|             | 森カシ谷古墳      | 大和  | ?     | 円    | 15        | 土器                   |         | 50 |
|             | ヒチンジョ池西古墳   | 河内  | 横口式石槨 | ?    | ?         | 石棺                   |         | 51 |
|             | 尼塚5号墳       | 山城  | 横穴式石室 | 円    | 8*6.5     | 和同開珎                 |         | 52 |
|             | ココロ山周辺土壇墓1  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 土壇墓7との<br>前後関係       |         | 36 |
|             | ココロ山周辺木棺墓2  | 大和  | 木棺    | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓3  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓4  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓5  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓6  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓7  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 土器                   |         | 36 |
|             | ココロ山周辺土壇墓8  | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 土壇墓7との               |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群1 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 土器                   |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群2 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        | 11号火葬<br>墓との前後<br>関係 |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群3 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群4 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群5 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群6 | 大和  | 土壇墓   | なし   | なし        |                      | 土器      |    |
| 中山1号墳周辺墳墓群7 | 大和          | 土壇墓 | なし    | なし   | 2等と同じ     |                      | 36      |    |

| 時期          | 古墳名          | 旧国    | 主体部          | 墳形   | 規模      | 年代の根拠        | 備考      | 文献 |
|-------------|--------------|-------|--------------|------|---------|--------------|---------|----|
| 飛鳥V         | 中山1号墳周辺墳墓群8  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      | 11号火葬墓との前後関係 |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群9  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山1号墳周辺墳墓群10 | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群1  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群2  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群3  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群4  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群6  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群7  | 大和    | 土器棺墓         | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群8  | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群9  | 大和    | 木棺墓          | なし   | なし      |              |         | 36 |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群10 | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      |              | 36      |    |
|             | 中山2号墳周辺墳墓群11 | 大和    | 土器棺墓         | なし   | なし      | 土器           | 骨蔵器に転用  | 36 |
|             | 久米ジカミ子古墓群F   | 大和    | 火葬墓          | なし   | なし      | 土器           |         | 35 |
|             | 墓尾古墳隣接地土器棺   | 河内    | 土器棺墓         | 小封土  | ?       | 土器           |         | 53 |
|             | 堀切横穴墓群10号    | 山城    | 横穴           | なし   | なし      | 帯金具          | 追葬      | 54 |
|             | 有明横穴墓群4号     | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 55 |
|             | 大田鼻横穴墓群14号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群15号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群18号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群22号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 15 |
|             | 大田鼻横穴墓群23号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           | 火葬骨     | 15 |
| 大田鼻横穴墓群25号  | 丹後           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      | 火葬骨          | 15      |    |
| 大田鼻横穴墓群29号  | 丹後           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      |              | 15      |    |
| 大田鼻横穴墓群30号  | 丹後           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      |              | 15      |    |
| 左坂横穴墓群B-5   | 丹後           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      |              | 43      |    |
| 左坂横穴墓群B-11  | 丹後           | 小型横穴  | なし           | なし   | 土器      |              | 43      |    |
| 左坂横穴墓群B-13  | 丹後           | 小型横穴  | なし           | なし   | 土器      |              | 43      |    |
| 正福寺山横穴墓群9号  | 但馬           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      |              | 17      |    |
| 正福寺山横穴墓群19号 | 但馬           | 横穴    | なし           | なし   | 土器      |              | 17      |    |
| 飛鳥V?        | 出口山古墳        | 大和    | 横口式石槨        | ?    | ?       | 主体部          | 火葬骨埋納か? | 56 |
|             | 安堂6-3号墳      | 河内    | 横穴式石室        | 円    | 22      | 土器           |         | 57 |
|             | 裾谷横穴墓群1号     | 丹後    | 小型横穴         | なし   | なし      | 主体部          |         | 58 |
|             | 石光山18号地点     | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      | 21の推測        |         | 59 |
|             | 石光山19号地点     | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      | 21の推測        |         | 59 |
|             | 石光山20号地点     | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      | 21の推測        |         | 59 |
|             | 石光山21号地点     | 大和    | 土壙墓          | なし   | なし      | 土器           |         | 59 |
| 平城II?       | 高松塚古墳        | 大和    | 横口式石槨        | 円    | 20      | ?            |         | 60 |
|             | 石のカヲ古墳       | 大和    | 横口式石槨        | 上円下方 | 14      | 土器、立地        |         | 61 |
|             | 堂山4号墳        | 河内    | 横穴式石室        | ?    | ?       | 土器           |         | 62 |
| 箕谷5号墳       | 但馬           | 横穴式石室 | 円            | 6    | 土器      |              | 63      |    |
| 平城II        | 大田鼻横穴墓群28号   | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 15 |
|             | 左坂横穴墓群B-1    | 丹後    | 小型横穴         | なし   | なし      | 土器           | 焼骨      | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-2    | 丹後    | 小型横穴         | なし   | なし      | 土器           | 焼骨      | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-6    | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           | 焼骨      | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-7    | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 43 |
|             | 左坂横穴墓群B-9    | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 43 |
|             | 裾谷横穴墓群2号     | 丹後    | 小型横穴         | なし   | なし      | 焼骨           | 焼骨      | 58 |
| 平城IIIIV     | エノボ横穴群1号     | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 2との関連        |         | 64 |
|             | エノボ横穴群2号     | 丹後    | 横穴           | なし   | なし      | 土器           |         | 64 |
| (参考)        | 神子谷古墳群       | 播磨    | 横穴式石室        |      | 7世紀後半?  | 土器           |         | 65 |
|             | カメ焼谷古墳群      | 播磨    | 横穴式石室        |      | 7世紀末?   | 土器           |         | 65 |
|             | 高安山の埴埴墳      | 大和    | 埴埴           |      | 8世紀?    | 火葬墓の前        |         | 66 |
|             | 上エ山古墳群       | 但馬    | 横穴式石室<br>小石室 |      | 7世紀中～後半 | 土器           |         | 67 |

(表8) 引用文献

- 1 網干善教他1977『史跡牽牛子塚古墳—環境整備事業に伴う事前調査報告—』明日香村教育委員会
- 2 泉森 皎他1977「平野塚穴山古墳の調査」『竜田御坊山古墳 付平野塚穴山古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第32冊 奈良県立橿原考古学研究所 p41～69
- 3 大阪府教育委員会1958『松井塚古墳調査概要』
- 4 柘本 哲・庵ノ前智博・進藤智美・関本優美子2009「ツカマリ古墳」『加納古墳群・平石古墳群』大阪府教育委員会 p218～268
- 5 山本 彰編1983『一須賀古墳群P支群発掘調査報告書』河南町文化財調査報告第1冊 河南町教育委員会 p13～16
- 6 北野耕平1958「河内二子塚調査概報」『古代学研究』19 古代学研究会 p13～19  
山本 彰1998「河内二子塚古墳とその類例—近つ飛鳥博物館周辺の古墳—」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報3』大阪府立近つ飛鳥博物館 p15～24
- 7 泉森 皎1982「寺口千塚・新池支群発掘調査報告」『奈良県遺跡調査概報(第一分冊)1981年度』奈良県立橿原考古学研究所 p105～108
- 8 上野勝巳1984「仏陀寺古墳」『王陵の谷・磯長谷古墳群—太子町の古墳墓—』太子町教育委員会 p26～28
- 9 北野耕平1985「宮前山古墳群」『富田林市史』第一巻 富田林市役所 p452～460
- 10 梅原末治1936「摂津阿武山古墓調査報告」『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第七輯 大阪府 p1～40
- 11 竹村忠洋・森岡秀人2005「城山・三条古墳群発掘調査実績報告」『平成9・10年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査—震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査—実績報告書集』芦屋市文化財調査実績報告集2 芦屋市教育委員会 p242～255
- 12 松下勝・山本三郎1980「加西市後藤山古墳の横穴式石室と家形石棺について」『兵庫考古』第10号 兵庫考古研究会 p5～8
- 13 山内紀嗣1996「地蔵寺古墳」『加古川市史』第四巻史料編I 加古川市 p328・329
- 14 下川賢司1990「小森山2号墳発掘調査概報」『京都府野田川町文化財調査報告』第7集 野田川町教育委員会
- 15 岡田晃治ほか1987「大田鼻横穴群」『埋蔵文化財発掘調査概報(1987)』京都府教育委員会 p77～153
- 16 森下 衛・森 正1993「左坂横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報(1993)』京都府教育委員会 p106～127
- 17 瀬戸谷 皓編1987『日撫・正福寺谷横穴墓群』豊岡市文化財調査報告書第16集・豊岡市立郷土資料館報告書第16集 豊岡市教育委員会
- 18 長濱誠司編2006『加西南産業団地内遺跡調査報告書』兵庫県文化財調査報告第302冊 兵庫県教育委員会
- 19 森屋美佐子・瀬戸哲也編2000『栗栖山南墳墓群』(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第57集 (財)大阪府文化財調査研究センター 2000
- 20 秋山日出雄1979「桧隈大内陵の石室構造」『橿原考古学研究所論集』第五 吉川弘文館 p131～180

- 21 網干善教・猪熊兼勝・菅谷文則1978『真弓マルコ山古墳』明日香村教育委員会
- 22 河上邦彦1999『束明神古墳の研究』橿原考古学研究所研究成果第2冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 23 佐々木好直1994『鳥谷口古墳』奈良県文化財調査報告書第67集 奈良県立橿原考古学研究所
- 24 泉森 皎1977「平野3号墳」『竜田御坊山古墳 付 平野塚穴山古墳』（前掲書）  
p49～51
- 25 北野耕平1994「徳楽山古墳」『羽曳野市史』第三巻:史料編1 羽曳野市 p443・444
- 26 上林史郎・坪田眞一1988「白木古墳の調査」『南河内遺跡群発掘調査概要・I』大阪府教育委員会 p17～29
- 27 江浦 洋編1999『田須谷古墳群』財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第43集 財)大阪府文化財調査研究センター
- 28 梅原末治1937「河内磯長御嶺山古墳」『近畿地方古墳墓の調査二』日本古文化研究所  
p12～20
- 29 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210～232
- 30 桑野一幸編1989『平尾山古墳群一雁多尾畑49支群発掘調査概要報告書一』柏原市文化財概報1988—VII 柏原市古文化研究会
- 31 花田勝広1987『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』柏原市文化財概報1986—IV 柏原市古文化研究会
- 32 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・V』大阪府教育委員会 p75～78
- 33 上林史郎編1989『寛弘寺遺跡発掘調査概要・VIII』大阪府教育委員会 p67
- 34 横関明世2001「五条野内垣内遺跡出土の鉄板」『かしはらの歴史をさぐる8 平成11年度埋蔵文化財発掘調査成果展』橿原市千塚資料館 p31・32
- 35 藤井利章1982「久米ジカミ子遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1980年度』奈良県立橿原考古学研究所 p331～343
- 36 清水眞一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会
- 37 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑VII』大阪府文化財調査報告書第37輯 大阪府教育委員会 p105～136
- 38 梅原末治1940「小野毛人墳墓とその墓志」『日本考古学論攷』弘文堂書房 p15～56
- 39 岸本一宏2001「2号墳の調査」『奥新田東古墳群』兵庫県文化財調査報告第222冊 兵庫県教育委員会 p13～20
- 40 宮原文隆編1992『村東山古墳群 坂本・谷遺跡』中町文化財報告1 兵庫県多可郡中町教育委員会 p8～17
- 41 櫃本誠一1989「摂津・播磨の終末期古墳」『兵庫県の歴史』第25号 兵庫県 p66
- 42 高橋一嘉・西口圭介他1995『西脇古墳群—山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XV—』兵庫県文化財調査報告第141冊 兵庫県教育委員会
- 43 筒井崇史1994「左坂横穴群（B支群）」『京都府遺跡調査概報』第60冊 財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p63～112

- 44 増田孝彦1987「有明古墳群・横穴群」『京都府遺跡調査概報』第24冊 財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p2～21
- 45 石崎善久1993「里ヶ谷横穴群」『京都府遺跡調査概報』第55冊 財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p89～128
- 46 伊藤英晃編1987『平田古墳群』安濃町遺跡調査会
- 47 網干善教他1975『史跡中尾山古墳環境整備事業報告書』明日香村教育委員会
- 48 伊藤勇輔1978「兵家古墳の調査」『兵家古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第37冊 奈良県立橿原考古学研究所 p159～170
- 49 納谷守幸・西光慎治編1999『キトラ古墳学術調査報告書』明日香村文化財調査報告書第3集 明日香村教育委員会  
玉田芳英・高橋克壽編2008『特別史跡キトラ古墳発掘調査報告』文化庁・奈良文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所・明日香村教育委員会
- 50 木場幸弘2003『森カシ谷遺跡1次発掘調査資料』高取町教育委員会
- 51 北野耕平1994「ヒチンジョ池西古墳」『羽曳野市史』第三巻 史料編1 羽曳野市 p432・433
- 52 高橋美久二ほか1969「尼塚古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1969)』京都府教育委員会 p66～100
- 53 上野利明1979「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」『調査会ニュース』No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 p1～11
- 54 林 正1989『堀切古墳群調査報告書』田辺町埋蔵文化財調査報告書第11集 田辺町教育委員会 p19
- 55 今田昇一編1998『三坂神社墳墓群・三坂神社裏古墳群・有明古墳群・有明横穴群』京都府大宮町文化財調査報告書第14集 大宮町教育委員会 p161～194
- 56 河上邦彦1992「飛鳥時代の石造物三題」『阡陵 関西大学博物館学課程創設三十周年記念特集』関西大学考古学等資料室 p147～151
- 57 安村俊史・石田成年1986『高井田遺跡I』柏原市文化財概報1985—VII 柏原市古文化研究会 p22～37
- 58 筒井崇史1995「裾谷横穴・遺跡」『京都府遺跡調査概報』第65冊 財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p53～92
- 59 河上邦彦・関川尚功1976「古墳以外の遺構」『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所 p407・408
- 60 嶋田 暁・上田宏範・秋山日出雄・伊達宗泰・網干善教・森 浩一編1972『壁画古墳高松塚調査中間報告』奈良県教育委員会・奈良県明日香村  
松村恵司編2006『高松塚古墳の調査 国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討のための平成16年度発掘調査報告』奈良文化財研究所
- 61 高橋克壽2005「石のカラト古墳」『奈良山発掘調査報告I—石のカラト古墳・音乗山古墳の調査—』奈良文化財研究所学報第72冊 奈良文化財研究所 p7～45
- 62 三木 弘編1994『堂山古墳群』大阪府文化財調査報告書第45輯 大阪府教育委員会
- 63 谷本 進1987『箕谷古墳群』兵庫県八鹿町文化財調査報告書第6集 八鹿町教育委員会

- 64 肥後弘幸・細川康晴1995「エノボ横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報（1995）』京都府教育委員会 p63～86
- 65 岡本一士1996「神子谷古墳群・カメ焼谷古墳群」『加古川市史』第四卷（前掲書）p337～340
- 66 河上邦彦1983「高安城跡調査概報2－1982年度－」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p277～284
- 67 渡辺 昇・長濱誠司編2012『上エ山古墳群・内高山古墳群』兵庫県文化財調査報告第429冊 兵庫県教育委員会

表9 高松塚古墳の築造年代

|                   |            | 682   | 85 | 90 | 95 | 0 | 5            | 10            | 15             | 20 | ※遣唐使により<br>招来か? |  |  |
|-------------------|------------|---|----|----|----|---|--------------|---------------|----------------|----|-----------------|--|--|
| 壁画                | 壁画の粉本※     |   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 海獣葡萄鏡※     |   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 墳丘最下層出土須恵器 |   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 人物群像       | 襟の左前  |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   |            | 袖口と襟の広さ   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 男子群像       | 漆紗冠   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   |            | 白袴  |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   |            | 褶の未使用   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   |            | 上着に革帯がない  |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 女子群像       | 結髪の実施   |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   |            | 髻がない  |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
|                   | 主な出来事      |   |    |    |    |   | 道昭火葬<br>大宝律令 | 持統上皇火葬<br>遣唐使 | 文武天皇火葬<br>平城遷都 |    |                 |  |  |
| 想定されている主な被葬者の没年   |            | 弓削皇子 ・ 日向王<br>大伴御行<br>阿倍御主人<br>忍壁親王 ・ 葛野王<br>紀麻呂<br>長親王 ・ 禰積親王<br>石上麻呂                                      |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |
| 築造年代を考える上でのその他の要素 |            | ①火葬墓でないこと<br>②飛鳥に位置すること<br>③キトラ古墳との関係<br>④出土大刀や立地がやや劣ること<br>→<br>単純に考古学的・文献的に築造年代は決められない…<br>※総合的に判断するしかない！ |    |    |    |   |              |               |                |    |                 |  |  |



## 第3節 畿内周縁部の墓制—播磨と丹後の事例から—

### 1. はじめに

前節までの各節にわたって、畿内を中心にした地域で、古墳時代が具体的にどのような過程を経て、終焉していくかについて検証した。

そこで、本節では畿内の周辺部では古墳がどのような過程を経て、律令時代の墓制に取り込まれていくかを検証するため、播磨と丹後の両地域をモデルケースとして取り上げたい。

具体的には播磨西部の姫路市西脇に所在する西脇古墳群と丹後地域で7世紀以降に築造された横穴墓を取り上げ、それぞれの地域における意義を述べてみたい。

### 2. 播磨・西脇古墳群の占める位置—支群構造の分析を中心として—

#### ①西脇古墳群の概要

姫路市西脇字銭取に所在する西脇古墳群は標高 247mの鷹の子山頂から南に派生する3本の尾根の斜面を中心に展開する群集墳で、8支群計120基以上の古墳が確認されている。山陽自動車道の建設に伴い、兵庫県教育委員会が昭和59～62年度にかけて調査を実施し、A～E 5支群、92基が発掘対象となった。調査の結果、E支群は5世紀末葉～6世紀初頭にかけて築造されたことが判明し、他の支群とは別の古墳群であると考えられていることから、本節で扱う西脇古墳群はA～D支群のみを指し、E支群を含めないこととする。

古墳群の概要は既に刊行されている報告書に譲ることにするが、「7世紀初頭に、限定された墓域をもって出現」した所謂終末期群集墳であり、無袖横穴式石室と石棺が造墓開始期から併存し、「多様な主体部、墳丘の規模の古墳が同時に存在」することから、「多様な階層差をもつ造営主体—被葬者が存在していた」と意義付けられている（高橋・西口1995、p165）。

外部構造に関しては多くの古墳が全周・半円形・三日月型の周溝を持ち、列石をもつ事例が多いことも特徴であるが、筆者はかつて列石を中心とする外部構造を手がかりに終末期群集墳の支群構造の分析を目論んだことがあり、その際、調査速報に基づいて西脇古墳群についても簡単に検討したことがある（渡邊1995）。しかし、今回改めて正報告を細部にわたって検討すると、前稿における当古墳群の評価には見直すべき点があることがわかった。そこで、終末期群集墳の支群構造の分析の一例として当古墳群を俎上にのせ、再検討を試みたい。

あわせてそれらの結果を踏まえて、畿内地域の墓制との関わりという視点から西脇古墳群の歴史的な意義についても考えてみたい。

#### ②西脇古墳群に見られる列石の意義

本節において対象とする古墳は既に触れたようにA～D支群である。A支群はⅢ尾根と名付けられた尾根の張り出しに沿って扇形に開く墓域をもち、40基前後の古墳が存在する

ようで29基が調査された。B支群はIV尾根の南西面に台形の墓域をもつ支群で14基が調査され、C支群は銭取山の南斜面から南東斜面にかけての緩斜面に立地する17基の支群である。一方、D支群は西脇古墳群の東端部、南東方向に伸びた尾根の南西向きの斜面中腹に展開しており、29基が調査されたが、後世の開墾等が著しく、築造時期や石室構造等が不明な古墳も多い。ただ、他の支群より築造の開始期が一段階遅れるという特色がある。

続いて、本古墳群における列石の意義であるが、列石の確認された古墳は表10にも簡単にまとめたように88基中（E支群の4基を除く、以下同じ）、38基に及んでおり、列石の確認されていない古墳でも後世の攪乱等で実態不詳の古墳が多いことを加味すれば、本古墳群において列石はかなり普遍的な墳丘構築技法と見做すことができる。

西脇古墳群における列石は平面形態と機能面を考慮すると4類型に分類することが可能である（図32）。墳丘保護と墳域区画を目的とする墳裾列石（便宜上Ⅰ類と名付ける）、墳丘保護に重点を置き、積石構造という装飾的効果も考慮した墳丘内列石（Ⅱ類）、墳丘保護を目的とする墳丘内列石（一部墳丘外面に露出するものも含む）が石室開口部と接続し開口部列石を伴うもの（Ⅲ類）、前庭部空間確保が主目的の開口部列石（Ⅳ類）である。この他にも前庭部延長線上に石列を伴う事例や段差のある墓道を有する古墳など列石以外にも注目すべき前庭部構造を有する古墳が含まれている<sup>1</sup>。

次に、これらの列石の在り方であるが、追葬・改葬の認められる古墳はほぼ例外無く列石を有しており、内部構造や墳丘規模との関係<sup>2</sup>では図33・34を見ても明らかなように群中の有力墳に列石が見られるという事実が確認できる。前稿で検討したような他の終末期群集墳における在り方とは大差ないことがわかる。また、副葬品については一般的な終末期群集墳と同様、顕著な副葬品を有するものは少ないが、列石との関係に限れば支群間でその様相に若干の相違が見受けられる。A・C支群の古墳がほとんど副葬品を持たず等質的な有り様を示すのに対して、D支群の古墳もほとんど副葬品を持たず等質的な在り方を示すが、列石を有する古墳は必ず須恵器を伴うことが確認された。また、B支群は副葬品から見て、各古墳間に明確な格差が存在し、有力な古墳には列石が伴っていたのである。

さて、横穴式石室には2～3段の丁寧な列石が伴い、小石室には墳頂部のみの簡単な列石が伴うという前稿で指摘した傾向はB・C支群ではある程度認められるがA支群には当てはまらない。前者の支群では同時期の古墳間に明確な格差が存在し、最有力墳には丁寧な列石が、次のランクの古墳には簡単な列石、下位の古墳には伴わないという傾向が見られるのに対し、後者の支群では墳丘規模等の格差にもかかわらず、副葬品等の様相は等質的な在り方を示し、列石構造そのものには大きな差異は認められなかった。さらに、A支群ではⅠ～Ⅲ類という墳丘保護に重点を置いた列石を採用するが、D支群はⅣ類の開口部列石が中心となっており支群によって採用する列石の目的が区別されている可能性がある。

次に、列石形態の変遷であるが、報告書では須恵器編年に基づいて西脇古墳群の変遷を5時期に区分する。すなわち、3-1～4期と4期であるが、畿内の須恵器型式との対応関係やそれぞれの具体的な年代比定については、報告書の案はとらずに、筆者の年代観を表11に示しておいた<sup>3</sup>。以下、本節での時期区分はこの表に拠ることを断っておきたい。

支群ごとの列石の時期的変遷は表12に譲るが、3-4期になると各古墳間に主体部の大小というランクが厳然たるものとして表れ列石の有無も明確になる等、格差が顕著になる。さらに、一般的な終末期群集墳と同様、築造開始期は主に墳丘保護を目的とする列石が採

用され、見かけの上でも墳丘を重視していたが、時期が下るにつれて開口部列石が中心となり、新たな葬送儀礼の普遍化に対応した現象と考えられる。

以上の事実をもとに、次項では、各支群の列石構造の在り方を分析し、当古墳群の歴史的な位置付けを図る手立てとしたい。

### ③列石から見た支群構造

#### A支群

採用される列石は基本的にⅠ又はⅡ類で墳丘背面に構築されるものが多い。一見すれば、開口部列石を伴うⅢ類が多いように見えるが、A支群における開口部列石は石室開口部に1～2石程度の石材を配置するだけの簡略化したものである。3-1期の古墳は規模も大きく列石も丁寧だが、同時に規模の小さい石棺も列石を有するのに対して、3-2期になると列石が簡素化し、列石を伴うのは墳丘規模の大きい無袖式石室墳に限られ、石棺を主体部とする小規模な古墳には伴わない。続く3-3期で一旦造墓活動は停止するが、3-4期に再開する。規模の縮小化と主体部の石棺化が進む一方で、依然として無袖式石室を採用し列石を伴う古墳も存在しており、最後まで支群内の古墳は等質化の傾向を示さない。また、明確な追葬の痕跡を示す古墳は30号墳1基に過ぎず、他の古墳はすべて単葬墓である。なお、各古墳の造営単位は2～3基を1つの単位とする墓域を想定すると理解しやすく(図35)、例外的に1基のみで構築される造営単位はいずれも最終期の4期に築造されたものである。

#### B支群

当古墳群で一番有力な支群であり、墳丘規模・石室規模、列石構造、副葬品のいずれをとっても他支群より優れている。古墳規模が大きいほど列石も丁寧で豊富な副葬品を持つこと、列石を有する古墳はすべて追葬が認められるなど終末期群集墳における一般的な様相を示す。古墳築造単位は、明確な3基一対の小支群構造をとっており、築造当初は3つの造営主体が明確な格差をもって存在していたが(図36)、2期以降は追葬が継続する中で何らかの造営主体の再編が行われ、より限られた階層のみが古墳の造営を行い得たものと考えられる。なお、列石形態はⅡ又はⅢ類である。

#### C支群

当古墳群では稀有な存在の右片袖式石室を有し、方墳の可能性もある55号墳が築造の契機となった盟主墳であり、3-3・4期と追葬が続くが、その他の古墳は3基を単位とする小支群構造をとる(図37)。列石の有無が古墳の格差に結び付いており、55号墳以外で列石を有するのは11・12・13号墳の小支群だけで、他は石棺系の小古墳である。時期不詳の古墳が多いが、各小支群の経営状況を見ると、各小支群ごとに規制された墓域の中で造営を継続していく様子が窺え、A・B支群のように各小支群が時期によって墓域を移動し、その過程で被葬者が再編されていく状況とは若干の相違を見せる点は重要である。

#### D支群

A～C支群とは異なり、古墳の立地条件に規制されて古墳の主軸が等高線と平行するという特徴がある。石棺を主体部とする67・68・69・74号墳は分布状況等を考慮すれば別の支群と見做す方が理解しやすく、これらを除くとD支群はほとんどが無袖式石室を主体部とする支群となる。

確認された列石はすべて開口部列石を有するⅢ又はⅣ類に限られるが、前記したように当支群は後世の破壊が著しく、本来、すべての石室墳に開口部列石が伴っていた可能性も考えられよう。墳丘規模や石室規模から見れば、古墳間の格差は認められるが、既に触れたように副葬品等は等質的な在り方を示し、群中に傑出した内容を誇る古墳は見出し難い。また、築造時期についても既述した通り後出し、他の支群で古墳の築造が大幅に制限された3-3期に築造のピークを迎え、続く3-4期も活発な造墓活動が見られる。

古墳の築造単位については他の支群とは異なり、2-3基を基本とするような造墓単位を抽出することは困難であり、造墓集団ごとの明確な墓域が設定されたとは考えがたい。D支群という制限された墓域の中で個々の古墳が規制を受けることなく造墓したようである(図38)。

#### ④支群構造から見た西脇古墳群の意義

ここまで列石という外部構造をもとに西脇古墳群の支群構造の在り方を簡単に分析してきたが前述した内容に従って、各支群における造墓集団の時期ごとの経営状況について簡単に触れてみると(表13参照)、A支群では3-1期にはa~fの6つの造墓単位、すなわち小支群を読み取ることが可能である。このうち、最有力の集団はaグループであり、何れの古墳も列石を有し、何らかの前庭部構造を有することでも共通する。この造墓単位は続く2期に入っても“24・40・43号墳”という列石を有する小支群として継続的に造墓を行っている可能性がある。一方、bグループは地理的位置関係から判断すれば“25・27号墳”に収斂したようで、この時期に勢力が後退した様子が窺える。その他の造墓集団が2期以降どのような経営状況を辿ったか残念ながら明確にすることはできないが、いずれの集団も3期で一旦造墓は途絶えており、4期になって再開するものの、従前の築造単位と系譜的にどう繋がるかは明らかではない。ただ、aグループのみは列石等の状況を考慮すれば、“36・47・48号墳”という小支群として最後まで命脈を保ったようである。なお、38・56号墳を除けば、3-4期の古墳はA支群としての墓域の南端部分に集中して分布しており、3-3期の断絶期を経て新たな墓域の設定に伴い群集墳の被葬者集団が再編された様子を窺うことができる。

これに対してB支群の場合は築造当初はa、b、cの3グループが造墓単位として存在するが、aグループは3-4期まで新たな古墳を築造することなく、追葬・改葬行為のみに終始し、b・cグループは3基中1基が追葬を行い、2-4期にかけて造墓単位が1集団に集約されていく過程を読み取ることができる。

C支群は造墓の契機となった盟主墳的存在の55号墳を中心として11・57・60・62号墳といずれも1基からなる計5つの造墓集団が存在する。55号墳は3-3期まで追葬されるのに対して、他の造墓単位は、若干の断絶期をはさみながらもそれぞれ1基ずつ3-4期まで造墓され続ける点はC支群の特色である。造墓開始期より5つの造墓単位ごとに墓域が明確に区別されており、その規制された墓域の中で最後まで造墓単位が変化することなく継続するといえよう。

次に、D支群は1・2期にも若干の造墓活動は認められ、2期の古墳がやや集中して築造されるものの、前後の時期の古墳の様相から判断すれば明確な小支群構造はとらないことがわかる。他の支群では造墓活動に大幅な規制が加わる3-3期に造墓のピークを迎え、

石棺が主体部の中心を占める3-4期になっても本支群のみは原則的に無袖式石室を採用しており、活発な造墓活動が続くことがわかった。ただ、これらの古墳はD支群という墓域の中で無秩序に造墓されたようで、明確な築造単位を見出すことは困難である。しかも、1・2期の古墳とは何ら脈絡もなく、突如、3期に入って新たな造墓単位が出現したとしか考えられないような様相を呈するのである。

以上のような支群構造の在り方を手がかりに西脇古墳群の意義を簡単に触れておこう。当古墳群は築造開始期より多様な主体部が同時に存在しており、内部構造の相違が必ずしも時期差につながらないこと、終末期群集墳に一般的な2基一对の造墓単位はとらず、A～C支群では3基一对を造営単位とすること、石室開口部付近に須恵器等を用いた墓前儀礼の痕跡が一切認められないことなど、畿内の通有の終末期群集墳とはやや様相を異にすることがわかった。西脇古墳群の位置付けについては、既に楠元哲夫氏が終末期群集墳の類型化を図る中で「墓域再編の紐帯が地域という地縁的なものであり、一地域に居住する『氏姓』を異にした集団群がこぞって造墓した」という「旭山型」に分類されている（楠元1987、p79）。旭山古墳群そのものは服部伊久男氏が「A～D支群が独立的に形成される様相と相俟って造墓集団の意志以上に個々の築造主体の主体性が保持される」との考えを示しておられ（服部1988、p66）、西脇古墳群の支群ごとの様相の相違は旭山古墳群と同様の位置付けを与えることもできよう。

「中央政権による地域支配機構の再編整備という政策的意図のもと」に、特定個人を抽出し、造墓権を付与したものが終末期群集墳であるという見解（楠元1987、p179）に対して、近畿各地の類例を検討した服部氏は古墳群ごとに地域色が見られることから、終末期群集墳を「個別支配に向けての柔軟な政治的規制の発現として把握」できると考えられた（服部1988、p275）。

では、西脇古墳群の支群ごとの分析を通して、どのような位置付けができるかを考えてみたい。当古墳群の被葬者像については「渡来人が畿内政権下に組み込まれながらも独自の古墳を造った」という評価（平田1994、p652）もあるが列石構造のみを手がかりに渡来系氏族を想定することは困難である。周辺地域に6世紀代の横穴式石室墳が点在することから、西脇古墳群成立に当たって何らかの墓域規制があったことは間違いない。しかし、A～D支群それぞれが示す造墓パターンの相違はある一定程度の政治的意図に基づいた中央政権による墓域再編のイメージとは余りにもかけ離れていると言えないだろうか。

西脇古墳群の各古墳間に格差があることは既に述べたが、A支群の場合は墳丘規模や内部構造で格差を示すものの、副葬品の様相や列石構造が等質的であるのに対して、B支群ではあらゆる面で格差が存在し明瞭な階層性を示している。また、C支群は内部構造の違いがそのまま格差に結び付き、D支群は須恵器を副葬するという点を除けば、唯一墳丘規模によってのみ古墳格差を表すというように、支群ごとに墓制に対する意識が異なることから、他律的な意志によって統一的に生み出された古墳群とは考えにくいのである。

大津透氏は律令期においても「律令国家」の直接支配が及んだのは畿内のみであり、畿外地域は地域の首長を通じた間接支配であったことを指摘されたが（大津1993）、従前の学説では「律令国家」成立以前の6世紀段階でも後期群集墳の墓域を中央政権による賜与と捉えることも多い（広瀬1978）。しかし、筆者は畿内においても個別人身支配につながるような中央政権による墓域賜与に基づく群集墳経営はTK209型式の時期に達成された

と考えており、西脇古墳群の成立に関して楠元氏や服部氏の見解を採ることは躊躇せざるをえない。大津氏は畿内・畿外の二重の支配体制が遅くとも推古朝には整ったとされるが<sup>4</sup>、ほぼ同時期に西脇古墳群が成立することを勘案すれば、このような新たな支配体制の確立に伴い、畿外に位置する西播地域においては地域の首長層を主体とした新しい群集墳経営が実現したと考えられないであろうか。

しかし、このような地域首長を介在した地方経営も3-3期、すなわち、7世紀第3四半期に入ると中央政権内部の政治上の画期に伴い転向せざるを得なくなり、ほとんどの支群で被葬者層の大幅な再編が行われ、3-4期を迎えるのである<sup>5</sup>。時を同じくして、西脇古墳群の東端部に新たな墓域の設定が行われ、前代の古墳の系譜とは何ら脈絡を持たず、この時期に台頭した新興勢力の墓域としてD支群が成立することになる。つまり、畿内縁辺部の播磨においては7世紀第3四半期に至って、ついに中央政権が直接的な干渉に及び、いくつかの地域集団に対して個別人身支配が果たされたと考えられる。楠元氏の示された終末期群集墳の意義、すなわち、造墓に関する被葬者層の再編の結果、特定個人を抽出し、造墓権を付与することで成立した群集墳とは3-3期以降の西脇古墳群、あるいはD支群こそふさわしいものと位置付けることができよう<sup>6</sup>。

### 3. 墓前儀礼から見た丹後地域の横穴墓の占める位置

#### ①問題の所在

壬申の乱によって政権を掌握した天武天皇は中央集権体制を確立させるべく様々な政治手腕をふるったが、その一環として古墳築造主体の大幅な再編を行ったといわれている<sup>7</sup>。7世紀後半以降、畿内各地で終末期群集墳がほぼ一斉に築造を停止し、中央官人層の墳墓とみられる横口式石槨の築造も最上級氏族や皇族に限定されるなど、各地で墓制の断絶が認められるのである。

一方、古墳時代後期以降の、横穴式石室を主体とする群集墳に混在あるいは隣接して、もしくは独立して、横穴墓という5世紀後半代の北部九州に出現した独自の墓制が日本列島各所に偏在する。横穴墓については既に先学諸氏による様々な研究成果があり、紙幅の関係上、本節ではその多くを割愛するが、7世紀後半、具体的には天武・持統朝の墓制の中で畿内周辺部を中心に独自の役割を果たしたことが予想される。つまり、多くの群集墳において築造の停止する当該時期以降も造墓が継続しており、一部の横穴墓群では8世紀前半まで築造されるのである。

以上の点を鑑み、7世紀後半以降に盛行する丹後地域の横穴墓群の特性を河内・大和など畿内中枢部の横穴墓群の様相と比較検討し、当該地域の墓制に表出された「律令国家」による地域支配の進捗過程の一端を明らかにしたいと思う。なお、横穴墓群の性格を検証する手段として副葬品の組成比較、並びに墓前儀礼の実態比較の2点を手がかりとしたい。

#### ②本節で取り上げる横穴墓の概要

畿内及びその周辺の横穴墓群については、既に多くの先行研究があり、具体的な内容はそれらの成果を参照していただくこととし、ここでは代表的な横穴墓群の概要を簡単に触れておきたい<sup>8</sup>。

大和を代表する龍王山横穴墓群は、TK43型式期から飛鳥Ⅲ型式期にかけて築造されたが、造墓の中心はTK209～TK217(古)型式期である<sup>9</sup>。石積み羨道部と開口部列石が顕著に認められ、比較的簡略な玄室構造とは対照的な丁寧な開口部構造が特徴である。また、丹後の横穴墓に典型例をみるような玄門部の段差と溝、あるいは側壁の掘り込みから想定される板戸などのはめ込みによる閉塞と異なり、当横穴墓群では調査された横穴墓の多くから閉塞石が検出され、羨道構造を含め横穴式石室の模倣に力点を置いた横穴墓と位置付けることができる。

次に、河内地域の横穴墓には、敷石・棺台・排水溝などを伴う精緻な玄室構造や造り付け石棺、両袖式の平面プランなど共通点が多く、閉塞石を用いて閉塞する事例も多い。造墓開始時期はTK10型式期と見られ、畿内における横穴墓の初現地域といえるが、築造のピークはTK43～209型式期で、TK217(古)型式期に造墓を終えるようである。なお、平尾山横穴墓群は周辺の横穴墓群とやや離れ、平尾山古墳群太平寺安堂支群内の一角に築造されているが、墓室構造は他の横穴墓群と比べると小規模で非常に簡易な造りである。造墓時期もTK209型式期から飛鳥Ⅲ型式期頃と他の横穴群より後出し、平尾山古墳群の造営時期に重なる点は注意を要する<sup>10</sup>。

山城地域の木津川左岸にはかつて数十基単位の群を成して横穴墓群が存在したことが推定されているが(奥村1982、p1)、現在は数基から十数基程度の小規模な横穴墓群が10箇所ほど知られている。堀切横穴墓群から家形石棺が検出された以外、いずれの横穴墓も不整形な玄室構造を有するものばかりで、TK43型式期を初現とし、TK209型式期に盛期を迎える。ただ、堀切横穴墓群では8世紀まで使用されたことが確認されており、丹後地域の横穴墓群と同様、当該時期の墓制を考える上で興味深い。

但馬における横穴墓は豊岡市・出石町を中心とする北但馬地域に限定される。北浦古墳群内の横穴墓を初現(TK209型式期)とし、飛鳥Ⅲ型式期にやや減少するものの、平城I型式期までほぼ一定の築造数で推移する。初期の横穴墓は長方形プランの整正な構造を有し、副葬品も豊富であるが、飛鳥Ⅲ型式期以降はフラスコ形と呼称される簡略化した玄室プランが中心となる。板戸による閉塞や閉塞石を用いる事例もあるが、大部分の横穴墓には閉塞を意識した痕跡が確認できず、具体的な閉塞方法は不明である。なお、出土遺物や築造時期の不詳な横穴墓が多く、本節では十分な検討ができなかった。

丹後地域の横穴墓は森正氏が、律令国家による地域支配という側面から検討された。7世紀中葉以降の横穴墓の変質と8世紀前半での火葬の浸透、つまり律令体制の地域社会への浸透に伴う横穴墓の終焉という整理を行っており(森1996)、本節で筆者が取り上げる課題も実はこの森氏の理解に沿うものである。すなわち、森氏は玄室形態や墓室面積など横穴構造を手がかりに先の結論を出されたが、筆者は副葬品の組成や墓前儀礼の在り方からこれを追証したいと思う。

丹後における横穴墓の導入はTK209型式期で長方形プランの両袖式玄室構造を有するが、TK217(古)型式期以降はフラスコ形が中心となり、終焉期の平城Ⅱ型式期には玄室長・幅とも1mに満たない超小型の横穴墓が出現する。左坂横穴墓群ではこれら超小型横穴墓3基に火葬骨が埋納されており、大田鼻横穴墓群でも平城I型式期頃に火葬骨を埋納する4基の横穴墓が築造ないし追葬された。丹後地域の横穴墓は、不整形な簡略化した玄室構造が多いが、隣接する横穴墓同士が前庭部を共有する事例をはじめ、非常に丁寧な前

庭部構造を有するものが多い。さらに、飛鳥Ⅳ型式期以降に築造数が増加し墓前儀礼が活況を呈する点は他地域と異なり、丹後地域の独自色と見做すことができる。

### ③ 7世紀後半～8世紀初頭の各地の墓制

続いて、本節で取り上げた地域の「律令国家」形成期、7世紀後半から8世紀初頭頃の墓制について簡単に触れておきたい。

まず、大和は、龍王山古墳群が飛鳥Ⅲ型式期に至るまで小石室を主体部としながらも造墓され続け、その被葬者像は大和政権初期官人層と考えられている(河上1993)。そして、これら官人層は平城遷都後、公葬地と考えられる横枕古墓群や佐保山古墓群などの火葬集団墓に葬られることになったらしい<sup>11</sup>。つまり、横穴式石室・横穴墓→小石室→火葬墓という墓制の変遷が確認できるのである。このような公葬地ではなく、桜井市コロコロ山古墳や中山1・2号墳の周辺に築造された木棺墓・土壙墓・土器棺墓群のような墓制もあるが、中央政府に直接仕えた氏族ではなく、彼らの支族として底辺を支えるような階層の人々の墳墓と位置付けられている(清水1989、p32)。

山城地域は無袖式横穴式石室構造を有する城陽市尼塚5号墳が8世紀前半頃の築造と考えられるほか、京田辺市から宇治市、さらに相楽郡一帯にかけて8世紀中頃から後半期の火葬墓や土器棺墓が点在する<sup>12</sup>。一部の横穴墓群が8世紀まで使用され続けたことを積極的に評価すれば、7世紀中葉以降、墳墓を築造できたのは限られたごく一部の階層に過ぎないが、8世紀代にも墓制が継続する地域と位置付けることができる。

このような古墳終焉期以降も火葬墓などの墓制が認められる地域として注目されるのが柏原市域である。前節でも述べたように、畿内ならびにその周辺地域では終末期古墳の墓域は基本的に8世紀代の墓域に継続しないが、飛鳥Ⅴ型式期の断絶期間をはさむものの、田辺古墳群では無袖式石室から小石室、さらに木棺直葬墳を経て8世紀前半の火葬墓が造営され、平尾山古墳群雁多尾畑49支群も無袖式石室から木炭槨、火葬墓と造墓が続く。高井田横穴墓群近在でも8世紀前半頃の土壙墓と目される遺構が検出されており、8世紀中葉以降の火葬墓群との関連を想定する意見もある(安村1987)。

さて、但馬地域には7世紀中葉以降の典型的な終末期古墳は上エ山古墳群を除いて現状では検出されておらず、本節で取り上げたような横穴墓群が知られるばかりであるが、それ以降も8世紀中葉頃の火葬墓が豊岡市内で2例認められるに過ぎない<sup>13</sup>。そして、横穴墓群を除けば7世紀中葉以降の古墳が存在しないのは丹後地域も同様で<sup>14</sup>、左坂横穴墓群では通有の横穴墓に引き続き火葬骨を埋納する小規模横穴墓が築造され、平城Ⅱ型式期頃の火葬墓が同一墓域内に造営された(筒井1994)。さらに8世紀前半頃に築造された裾谷2号横穴墓周辺でも時期は不詳であるが、8世紀代の火葬骨を直葬する火葬墓が検出されており(肥後・細川b1995)、横穴墓から火葬墓への転換を認めることができる。

以上をまとめると、河内・大和では大規模群集墳に隣接あるいは混在して大規模横穴墓群が存在することから、大和政権の初期官人層を葬るために広範な地域から再編された集団墓の中に横穴墓が組み込まれ、職能差や出自差に基づき墓制が区別されていた可能性もある。そして、天武・持統朝の個别人身的掌握を目的とする造墓規制に伴い、横穴墓は築造を停止し、特定個人のみが横穴式石槨や小石室に葬られ、さらに8世紀中葉前後には新たに律令期の墓制のスタンダードとして採用された火葬墓に葬られることとなった。



一方、但馬や丹後は7世紀中葉の造墓規制により特定個人墓すら造墓できなくなる中で、特定の出自もしくは職能を有する集団が横穴墓を造墓したようだ。その後、火葬という仏教儀礼に基づく新しい葬送イデオロギーを実際に理解していたかどうかは不明だが、小横穴墓内に火葬骨を埋納したり、本格的な火葬墓を築造することになる。

律令国家の仏教政策が確立するのは天武朝末期であり(上川1994、p12)、墓制上で明らかな仏教儀礼の影響が認められるのは天武・持統朝である(安井1987)。火葬の採用には「仏教の浸透が前提」とされており(小林1997、p391)、火葬骨を納める骨蔵器は「仏教的要素にかなうものであることが望まれた」(安井1987、p283)のに対して、飛鳥Ⅳ型式期の畿内における火葬墓はいずれも火葬骨を直葬するタイプのものが主流を占め、仏教儀礼の直接的な影響は認められない。おそらく、丹後の火葬骨を埋納する横穴墓も仏教儀礼そのものではなく、畿内で取り入れられたばかりの当時最新の葬送儀礼を導入したととらえるべきであろう。

丹後・但馬では畿内地域で造墓規制の行われた飛鳥Ⅳ型式期以降に横穴墓がピークを迎えることから、横穴墓はこれらの造墓規制の対象とならなかった可能性もある。そうであれば従前の古墳被葬者層が石室墳に替わって新たに横穴墓を造墓したと考えられ、畿内中枢部では決して認められない現象と言えよう<sup>15</sup>(図39)。

#### ④副葬品の組成から見た各地域の横穴墓の特質

横穴墓は古くから開口していることが多く、後世の再利用もまま見られるなど、横穴式石室墳と同様、築造当初の副葬品が完存する事例は極めて稀である。よって、現存する遺物のみで副葬品の組成比較を行う際は慎重な姿勢で臨む必要があるが、先に横穴式石室墳の前庭部出土資料の組成を比較した際、令制国単位で器種組成に明らかな地域色が認められるなど、現存遺物を対象とする資料分析も一定程度有効であることが想定できた(渡邊1999a)。そこで、本節でも同様の手法を用いたい。

各地域の横穴墓が盛行する時期には差異があり、時期ごとの副葬品組成にも違いはあるが、紙幅の関係もあり、ここでは、令制国単位で横穴墓の墓室内並びに前庭部から出土した須恵器全体の組成を比較する図を用意した(図40)。

大和の横穴墓では甕の代わりに壺を多用し、土師器はあまり用いられない。使用される須恵器の種類や数量も貧弱で、杯が中心を占めるものの、高杯の割合が他地域に比べて高いなど、横穴式石室墳の場合とほとんど同じ様相を見せる。龍王山横穴墓群において横穴式石室を意識した横穴構造を採用し、岩船横穴墓群でも横穴式石室を模倣した平面プランを採ることからもわかるように、少なくとも大和盆地の南部では横穴式石室を軸とした墓制におけるピラミッド構造の底辺に横穴墓が位置付けられた可能性を示すものと理解できよう<sup>16</sup>。なお、前庭部出土遺物の中には銅板や土馬など律令祭祀に関わる事例もあるが、第1章でも述べたように、これらは古墳儀礼ではなく、水神信仰などの律令祭祀に用いられたものである(渡邊1999b、p46)。

次に、河内の横穴墓は出土遺物の器種も豊富で、他地域の横穴墓には見られない器台や埴輪の使用が特徴であり、特に器台を有する横穴墓には鉄鏃や馬具を伴うものが多い。そして、横穴墓を掘削する基盤層の岩質の相違に起因する可能性は無視できないものの、平尾山横穴墓群を除く河内の横穴墓の精緻な玄室構造や内部施設の丁寧さに着目すれば、大

和の横穴墓に葬られた人々より社会的に優位な立場にある人々、具体的には従来から言われているように渡来系氏族や土師氏との関わりを考慮すべきであろう<sup>17</sup>。なお、前庭部出土資料についても器種が豊富で、土師器甕を多用するという特徴がある。

一方、山城の資料は須恵器が中心で、杯と高杯を多用する点は大和と同様であり、甕はほとんど用いず壺を使用するが、前庭部出土資料はほぼ須恵器甕に限定されるという特徴がある。

さて、但馬の横穴墓の事例の多くは墓室内出土遺物と前庭部出土遺物の弁別が困難だが、TK 209型式期に大量の遺物を副葬する横穴墓があり、玉類や鉄刀などを伴っていた<sup>18</sup>。その他の事例は須恵器杯が中心で、全体に遺物量も少ないことから、横穴墓に葬られた人々の間にも厳然とした階層差が存在したことが判明する好例である。

丹後は時期により須恵器高杯と杯の使い分けが見られ、前庭部出土遺物に高杯は見られない。また、土師器は杯・皿と椀を多用するが、他地域に比べ土師器の出土する割合も多い。飛鳥Ⅳ型式期以降、墓室内から出土する土器の器種は減少するが、前庭部出土遺物はこの時期以降増加し、特に大田鼻横穴墓群では前庭部から遺物が出土するのはこの時期以降に限られる。須恵器壺と横瓶が目立ち、須恵器・土師器の甕も多用する。いずれにしろ、畿内では遺物をその場に残さない新しい儀礼が導入された時期にもかかわらず（渡邊1999 a）、丹後では飛鳥Ⅳ型式期に墓前儀礼が盛行するという特徴がある。

以上、大和や河内など畿内中枢部の横穴墓では墓前儀礼で使用した遺物などは概ね横穴式石室墳の場合と同じ傾向にあることがわかった。これに対し、山城の横穴墓の墓前儀礼は甕のみを用い、丹後では横瓶や土師器を多用するなど、葬送儀礼の地域色と位置付けられ、同時に被葬者の階層的な位置が畿内中枢部とは異なる可能性も考えられる。

## ⑤墓前儀礼から見た横穴墓の地域色

### （1）横穴墓の前庭部遺物出土状況

横穴墓でも横穴式石室墳と同様の墓前儀礼が執行されたという前提に立ち、本節では前庭部から出土した遺物を墓前儀礼の痕跡と考えた。勿論、前庭部出土遺物は盗掘や再利用、追葬に伴う墓室内副葬品の掻き出しなどの可能性を考慮する必要がある。そこで、出土遺物の時期や出土状況から判断して、明らかな掻き出しに伴う事例は除外し、以下の考察を進めたい<sup>19</sup>。

表15は各横穴墓の前庭部遺物出土状況であるが、横穴墓では墓道内出土事例が中心を占めることがわかる。横穴墓の構造を考えると、これは横穴式石室墳の場合の石室前方部出土事例と同じ在り方といえるが、横穴墓では墓道肩部にピットを設け、そこに遺物を据える事例や墓道横にテラス状の平坦面を削り出し、遺物を置く事例も見られた（図41）。墓道肩部のピットは高井田横穴墓群の1例を除くと、8世紀代の大田鼻横穴墓群に限られ、当該時期の墓前儀礼の活況化に対応した施設といえることができる。また、墓道内のテラス状削り出しも丹後に顕著で、飛鳥Ⅱ型式期から平城Ⅰ型式期まで認められる。墓前儀礼の在り方からいえば、大阪府塚穴4 a号墳のような横穴式石室墳の前庭部に掘り込まれた素掘りの墓道肩部に須恵器を供献する事例と同じような儀礼と考えられ、古墳時代後期以来の伝統的な墓前儀礼と位置付けられよう（渡邊1996、p4）。ほとんどの地域では墓道内出土事例が圧倒的であるのに対して、丹後地域の横穴墓は出土状況や墓前儀礼のための施設

がバラエティに富み、さらにその傾向が飛鳥Ⅳ型式期以降に際立つことになる。

次に、横穴墓前庭部から出土した遺物は掻き出しに伴う事例を除くと、すべて土器に限られ、須恵器は墓室内出土事例と比べて杯以外の器種の占める割合が高く、甕を多用し、時期による高杯と杯の使い分けが行われるなど横穴式石室墳と同様の傾向にある（図42）。また、土師器は甕が中心で、両者とも飛鳥Ⅳ型式期以降は器種も増加し、墓前儀礼が盛行することがわかるが、これは丹後の事例が中心を占めるからに他ならない。

では、その丹後の事例であるが、飛鳥Ⅲ型式期に古墳儀礼の大幅な後退が認められるものの、全体を通して高杯が使用されないことや平瓶・横瓶の使用が顕著なことなど、地域における葬送儀礼の伝統が7世紀以降8世紀前半に至るまで継続する様子が窺える（図43）。

横穴式石室墳では墓前儀礼は絶縁儀礼として実修されたが（渡邊1999a、p12）、横穴墓においても追葬が認められない事例は築造時期と同じ時期、追葬が認められる事例も最終埋葬時の遺物が前庭部出土遺物の大半を占めており、やはり、絶縁儀礼と位置付けられよう。勿論、最終埋葬時以外の追葬期遺物が出土した事例もあるが、わずか4例にとどまり、2時期の遺物が出土した大田鼻11号横穴墓の場合は初葬時と最終埋葬時の遺物が隣接する横穴墓と前庭部を共有する空間から出土した。また、初葬時の遺物が出土する事例は丹後で4例確認されているが（左坂A-3・5・6号、里ヶ谷4号横穴墓）、同一横穴墓群に限られる。墓道堆積土から遺物が出土し、原位置でない可能性の高い左坂A-3号横穴墓を除くと、墓道先端部分（里ヶ谷4号）や墓道内テラス状削り出しからの事例（左坂A-5・6号）であり、横穴式石室墳で初葬者の愛用品を供献した事例と同様のイデオロギーに起因する所作かもしれない。さらに、丹後地域では飛鳥Ⅳ型式期以降ほとんどの横穴墓が単葬墓に変化し、前庭部出土遺物は最終埋葬時のものに限られるようになる。

## （2）横穴墓の前庭部構造

本節では横穴墓を検討する際、前庭部構造を以下の4類型に大別した（図44）。すなわち、Ⅰ類：墓道、Ⅱ類：幅広の墓道・コの字状前庭部、Ⅲ：隣接する横穴墓同士が前庭部を共有するもの、Ⅳ：開口部列石の4種類であり、各地域の前庭部構造の消長は図45に示した通りである<sup>20</sup>。

横穴墓の基本的な前庭部構造が墓道であることは言うまでもない。各地域で普遍的に認められるが、山城や但馬では墓道以外は確認されておらず、後世の破壊も考慮する必要があるが顕著な前庭部構造をもたない簡易な横穴墓も多い。ただし、TK209型式期の横穴墓は長大な墓道を持つ事例が多く、畿内における墓前儀礼の一般化に対応した横穴式石室墳の長大な羨道部構造の影響と考えられる<sup>21</sup>。

また、河内の横穴墓群にはTK43型式期から幅広墓道であるコの字タイプの前庭部が出現するが、これも当該時期の墓前儀礼に対応した前庭部構造のバリエーションの一種ととらえることができそうだ。さらに、高井田横穴墓群ではMT85型式期から長大な墓道が出現するが、横穴式石室墳においても、まさにこの時期、奈良県二塚古墳のように細長い羨道部を構築するようになる。畿内中枢部の最新の古墳造営技術、そして、おそらくその背景にある葬送イデオロギーが時を置かずに導入されることは本横穴墓群の特殊性であり、畿内における大規模横穴墓群の被葬者は「より強く王権に従属する特殊な身分集団として編成」されたという理解（松村1988、p80）を首肯するものである。

龍王山横穴墓群は墓道以外に開口部列石が目立ち、横穴式石室を模倣して羨道部分に石積みを施す事例も知られるが、これらの施設はTK43型式期に出現し、飛鳥Ⅲ型式期まで継続した。TK43型式期は石室墳において各種列石技術が確立、定型化する時期で、開口部列石の導入も畿内の群集墳ではTK43～209型式期であることから<sup>22</sup>、龍王山横穴墓群における開口部列石の採用は横穴式石室墳の動向と合致する現象である。羨門部に石積みを施す横穴墓は九州でもほぼ同時期に密集横穴墓の展開と合致して出現し、長期間の使用に耐え得る入り口施設の補強と意義付けられ、龍王山横穴墓群におけるそれは階層性を示すという見解もある（池上2000、p207・253）。ただ、密集横穴墓の出現に呼応する羨門部石積み技法の導入は入り口施設の補強というより、密集型群集墳中の横穴式石室の場合と同様、古墳入り口部分の明示と墓前儀礼に対応する施設という側面を重視すべきではないだろうか。現に、龍王山E-20号横穴墓の列石前から遺物が出土しており、石室墳に体现された葬送イデオロギーを反映した同時代の普遍的な古墳儀礼の一環と見做すべきであろう。勿論、「横穴墓はある意味で横穴式石室の一型式と考えられる」という意見（西尾・丹羽野1991）もあるように、多くの地域において石室墳と横穴墓の密接な関連性が窺えることはいうまでもない<sup>23</sup>。

さて、墓道を共有する事例は高井田横穴墓群では造墓開始期から全期間にわたって見られるが（花田1990、p308）、これらの事例に儀礼空間の共有という意識を認めることはできない。現在のところ、近畿地方では隣接する横穴墓が儀礼空間としての前庭部を共有する事例は丹後地域に限られる。横穴式石室墳の墓前儀礼では飲食供献儀礼に使用した遺物を最終埋葬時にその場に残す行為は飛鳥Ⅱ型式期までに限られ、飛鳥Ⅲ型式期以降は西宮古墳や石のカラト古墳等一部の例外を除けば、横穴式石槨と「持ちはこぶ棺」（和田1995、p41）の採用に伴う新しい葬送儀礼の導入で、葬具を使い回し、その場に残さない儀礼へと変容した（渡邊2002）。一方、丹後はこれ以降も伝統的な墓前儀礼が盛行し、飛鳥Ⅲ型式期に明確な墓前儀礼空間を現出する手段としてコの字型前庭部が創出され、さらに飛鳥Ⅳ型式期には隣接する横穴墓同士の系譜関係を強調する目的で前庭部共有空間が登場するのである<sup>24</sup>。特に大田鼻横穴墓群では前庭部より遺物が出土するのはこの時期以降に限られ、飛鳥Ⅲ型式期に墓前儀礼の後退が見られるものの、飛鳥Ⅳ型式期には再び活発になることは既に述べた。

### （3）丹後における横穴墓被葬者層の位置付け

最後に、本項を終えるに際して、丹後における横穴墓被葬者層は如何なる位置付けが可能か、簡単な見通しを述べることにしたい。

有明横穴墓群は8基の横穴墓が調査され、TK217(古)型式期から平城Ⅰ型式期まで造墓されたが、造墓開始期以来、横穴墓被葬者層が変化しなかった事例と位置付けることができる。次に、大田鼻横穴墓群は1～9号横穴墓、10～19号横穴墓、20～27号横穴墓、28号横穴墓、29・30号横穴墓の5支群に大別することができ<sup>25</sup>、それぞれⅠ～Ⅴ支群と仮称すると、TK209型式期にⅠ・Ⅲ支群で造墓が開始され、飛鳥Ⅲ型式期の墓制の変質に伴い、Ⅰ支群からⅡ支群への墓域の移動が確認される。これに対してⅢ支群では墓域の変動は認められず、支群内で造墓が完結する。そして、平城宮Ⅰ型式期にⅣ支群の2基、平城宮Ⅱ型式期にⅤ支群の1基がそれぞれ墓域を異にして造墓されるが、同時期にⅡ・Ⅲ支群

内の横穴墓で火葬骨が追葬された（図46）。つまり、墓域の移動の有無という違いは見られるものの、有明横穴墓群と同様、築造開始期から被葬者層に変化のない集団と8世紀初頭前後に新たに台頭した新興集団の2者の姿を当てはめることができよう。

さて、里ヶ谷・左坂横穴墓群で調査された横穴墓は里ヶ谷・左坂A・左坂Bの3支群に大別され、前二者はTK217(古)型式期から飛鳥Ⅲ型式期まで造墓されるが、飛鳥Ⅲ型式期以降は左坂B支群が平城宮Ⅱ型式期まで造墓しており、平城宮Ⅱ型式期頃の火葬墓が築造されたことを区切りに墓域としての役割は終了した。前二者と左坂B支群は副葬品や前庭部出土遺物の組成を見る限り、大きく相違しており、造墓集団の系譜が異なる可能性もあるが、飛鳥Ⅳ型式期を境に丹後では横穴墓の墓前儀礼の在り方が大きく変質することから、両者の相違は集団差というより、時期差と見るべきであろう。つまり、フラスコ形の墓室構造や幅広の墓道を主体とする前庭部構造、また、出土遺物も須恵器杯を多用し、高杯をほとんど使用せず、平瓶・横瓶を使用すること、刀子などの鉄製品を有することなどの共通点を最大限に評価すれば、左坂B支群の一部は飛鳥Ⅲ型式期に造墓を開始した新興集団の墓域であるが、飛鳥Ⅳ型式期以降に周辺の横穴墓造墓集団を再編し、新しく共同墓域として組み込んだと位置付けられるのではないだろうか。

#### ⑥横穴墓から見た丹後地域の墓制の画期

前項までの副葬品組成や墓前儀礼の在り方の分析を通して、丹後地域では飛鳥Ⅲ型式期を前後する時期に墓制上の大きな画期が認められ、墳丘を伴う古墳が造られなくなると同時に、いくつかの横穴墓群では墓域の移動も確認できた。また、飛鳥Ⅳ型式期以降も畿内中枢部では既に衰退した、供膳具に使用した遺物をその場に残すという伝統的な葬送儀礼が盛行し、それに対応するため様々な前庭部構造が創出されたこともわかった。そして、8世紀初頭から前半には従来の横穴墓被葬者と系譜の異なる新しい造墓主体も登場し、同じ頃、律令期の墓制のスタンダードである火葬墓が同一墓域内に築造されて横穴墓の使用は一斉に終了する。

この事実は既に森氏が和銅6年(713)に丹波国から丹後国が新設されたという記事に基づき地方支配強化策の一環として当該地域が直接的に把握されるようになったと説かれたこと(森1996、p451・452)と対応する可能性があるだろう。ほぼ同時期に但馬においても横穴墓から火葬墓への転換が進むが、神亀4年(727)の渤海使出羽国漂着以来の律令政府による日本海沿岸地域を介した対外政策と関連して<sup>26</sup>、当該地域への支配体制のより一層の強化が進められたのであろう。

さて、花田勝広氏は近畿地方の横穴墓を検討する中で、7世紀に入って新たに登場した「堀切型」の横穴墓群を前代の古墳被葬者層に対する墓制の規制、そして、龍王山横穴墓群を除く大和のほとんどの横穴墓群と山城の大部分の横穴墓群が含まれる「狐谷型」横穴墓群を7世紀段階に造墓が承認された一群と位置付けたが(花田1991、p79)、丹後・但馬においてもほとんど同じ時期に横穴墓群が造墓を開始する。この事実は新納泉氏が横穴墓は「伝統的な在地首長層とは異質な集団の墓」であり、「伝統的な在地首長の権力を弱体化させるために畿内政権が打ち込んだクサビ」と考えたこと(新納1983、p66)を踏まえれば、7世紀初頭の段階で丹後・但馬に対してヤマト政権が大幅な干渉を行った結果ととらえることができよう。すなわち、藤原・平城宮出土木簡や古文書によれば、丹後国熊野郡

に私部の設置が知られるが、これらの記事を手がかりに、6世紀後半から7世紀前半にかけて川上谷川地域へのヤマト政権の進出が想定され、蘇我氏主導の出雲進政策との関連も説かれている（清水1983、p166）。

磯野浩光氏も丹後地域は早くからヤマト王権の支配下にあり、その力を借りることによって、まとまりを保つことができ、大化前代から存在した丹波国造は7世紀後半以降も郡司として勢力を保ち続けたとの考えを示された（磯野1987、p165～167）。これは高山古墳群（岡田ほか1988）において首長墳が群集墳中に埋没することや尼子奈美枝氏による馬具と石室規模の相関関係に基づく検討の結果、吉備や播磨と比べ、丹後・丹波はヤマト政権との関係において格差が認められること（尼子1993）からも推測できるように、地域の首長層の立場が他地域と比べ脆弱であったからに他ならない。

また、但馬・丹後には一部を除き、飛鳥Ⅲ型式期以降の顕著な終末期古墳が見当たらないが、ヤマト政権は7世紀以降、古代タニハの中心地であった丹波郡（現在の丹後地域）ではなく、より都に近い丹波地域を重視するようになり（磯野1997、p219）、もはや丹後地域は従来のように顧みられることはなくなったのであろう。さらに、横口式石槨などの終末期単独墳は渡来系氏族の存在と関連がある場合も多いが、丹後地域には渡来系氏族が少ないこと（磯野1987、p167）も一因といえよう。

その結果、飛鳥Ⅲ型式期以降、地域の首長層は墳丘を伴わない横穴墓を構築することでより多くの共同体成員を取込み、在地支配を強化しようとした。文献史学の成果に拠れば、「村落首長層の台頭によって解体されつつある在地首長の共同体の『共同性』を維持する」ため、庚寅年籍では姓が共同体成員にまで拡大授与されたと考えられているが（遠山1988、p43・44）、丹後の横穴墓はその具体的手段に他ならない。大化薄葬令で示された当時の造墓規制が墳丘を伴う古墳のみを対象としていた可能性があることを考慮すれば、これら横穴墓ではまさに共同性を維持するために墓前儀礼という伝統的な葬送儀礼が発達したのであろう。

さて、丹後では飛鳥Ⅲ・Ⅳ型式期に横穴墓が小規模化し、前庭部の拡張化が進むが（迫1999、p17）、これらの現象は畿内における単葬墓の造営と葬送儀礼重視の古墳儀礼の導入（北1997）という墓制の画期と軌を一にしたもので、横穴墓の小規模化とは単葬墓化に他ならず、前庭部の拡張も葬送儀礼重視の古墳儀礼に対応するものである。そして、飛鳥Ⅲ型式期の墓制の変質には664年に制定された「甲子の宣」の存在を無視することはできない。「甲子の宣」は大化改新で実現できなかった全国的規模のヤマト政権の政策の拡大ないしは徹底を示すものと考えられており（平野1978、p540）、丹後地域も例外ではなかったのである。

なお、飛鳥Ⅳ型式期に前庭部共有空間が出現し、墓前儀礼が盛行することに関しては、出自集団を基礎としない日本の首長制では系譜関係こそが骨格であり（吉田1983、p146）、7世紀後半の律令官僚制導入以降、父系主義に基づき官人出身母体として氏と共に家の再編、制度化が図られたという考え（若月1987、p60）に基づけば、丹後においても横穴墓被葬者の系譜関係を視覚化するため前庭部空間の共有が志向され、共同墓域化が進展したと想定できる。つまり、左坂横穴墓群のような丹後の横穴墓群は地方における終末期群集墳の一類型と位置付けることができよう<sup>27</sup>。

## 4. おわりに

以上、本節では支群構造の分析を通して播磨西部の西脇古墳群、墓前儀礼の在り方を通して丹後地域の横穴墓をそれぞれ「律令国家」形成期の墓制の中に位置付けた。前述した大津透氏の説に従えば、畿内・畿外の二重の支配体制という新しい支配体制の確立に伴い、地域の首長層を介在した群集墳経営が実現したと考えられる。

もし、この理解が正しければ、花田氏が云うような7世紀初頭前後の横穴墓群の成立にも同様の政治的背景を与えることができよう。すなわち、推古朝に編纂された「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十并て公民等の本記」から地域の首長を通して地域支配を行うというヤマト政権の立場を窺うことができ（大津1993、p48）、間接的な地域支配の手段として群集墳が各地に築造されたと考えられるのである。そして、西脇古墳群では飛鳥Ⅱ(新)型式期段階で大部分の古墳が造営を停止し、被葬者層が再編され、飛鳥Ⅲ型式期に造墓を再開した。つまり、この段階で新たに特定個人が抽出され、他律的に造墓権が付与されたと考えることができるが、7世紀後半以降の丹後は横穴式石室ではなく横穴墓を用いた独自の墓制が展開することになる。両者の差とはすなわち畿内の中央政権にとっての評価の違いに他ならない。

しかし、これらの地域色も平城Ⅱ型式期頃には律令期の墓制に基づく火葬墓が造営されることで払拭された。713年に分国された美作・大隅国などと同様、律令制的国制の成立が遅れた地域にも国境の確立による領域区分が及んだ（大町1985、p40）のであるが、丹後に対する政策の変化の背景には日本海沿岸をめぐる外交事情があったことは言うまでもない。

(註)

1. 西脇古墳群のA支群においては、開口部列石だけでなく、方形区画の初現形態のような石室開口部延長線上に列石を配する事例をはじめ、墓前儀礼を意識したと考えられる施設を有する古墳もいくつか見られるが、後述するように須恵器を用いた一般的な墓前儀礼が実修された様子が窺えず、葬送儀礼上の地域色と見做すこともできよう。
2. 報告書(高橋・西口他1995)における内部構造並びに墳丘規模の類型は以下の通り。

### 【内部構造】

無袖式A－複葬可能な一般的な無袖式石室。

無袖式B－単次葬と考えられ、奥壁の対面が開口しているもの。

石棺A－施設自体が棺と認識できるもので、板石を組み合わせ、底石をもつもの。

石棺B－板石を組み合わせ、底石をもたないもの。

石棺C－横石積みのもの。

石棺D－小径の石によって簡易な区画を造るもの。

小竪穴式石室－棺を内部に納めたもので、底面に板石を使用しないもの。

### 【墳丘規模】

A類－径10～11m、B類－9～10m、C類－7～9m、D類－4～7m、E類－2～4m

3. 当該時期の須恵器編年等については、渡邊1999cで私見の一部を述べておいた。

4. なお、大津氏の二重構造論には吉川 聡氏の反論（吉川1996）もある。
5. 西脇古墳群では各支群によって古墳格差の表現方法が相違するが、3-4期になると2項でも触れたように全支群を通して古墳間の格差が明瞭になり、明らかな階層性が看取できることも、当該時期の墓制における他律的意志の反映と見做すことができよう。
6. この意味においては、西脇古墳群そのものは典型的な終末期群集墳と位置付けることができず、古墳終焉における地域色の表れと評価することができよう。なお、西脇古墳群の墳形は、一部に方墳と考えられるものも存在するが、基本的には円墳であり、墳形に関しても、方墳が一般的な畿内の終末期群集墳との違いを指摘することができる。
7. 天智朝に制定された庚午年籍が、「個人の顔が見えない民衆支配」（渡辺2001、p15）であったのに対して、天武4（675）年の部曲の廃止に伴い、畿内政権による個别人身的掌握が実現したという（鎌田1994）。さらに、天武13年（684）の八色の姓で氏族の格付けを行い、翌年には新位階を制定するなど、氏族統制の強化が図られたのである。
8. 本節で対象とする横穴墓の具体例は以下の通りである（表14参照）。
 

大和…龍王山（A-3・4、E-15・18～20号墓）、赤田（1号墓）、岩船（1～3号墓）

河内…高井田（2-2～6・10～14・17・57～59、3-2・11～13・26・27・29・30、4-1・21・22・27～31・33・39・42～48号墓）、安福寺（北1～17、南1～17号墓）、玉手山東（A-1～5、B-4～7・10～13・15・18・19号墓）、平尾山（7～12号墓）

山城…狐谷（2～9号墓）、堀切（5・6・7～10号墓）

但馬…正福寺谷（I-11～13、II-6～10・14、III-15～20号墓）、妙楽寺見手山（1～4号墓）、香住門谷（4・7号墓）、東山（1・2号墓）、北浦（22号地点北・24号地点北号墓）

丹後…大田鼻（1～30号墓）、左坂（A-3～6、B-1～13号墓）・里ヶ谷（1～6号墓）、有明（1～8号墓）、下山（11号墓）、裾谷（1・2号墓）、エノボ（1・2号墓）

なお、左坂横穴墓群と里ヶ谷横穴墓群は同一丘陵の斜面に立地することから、同一横穴墓群内の3支群と判断した。
9. 本節で使用する須恵器の年代観は次の通り。
 

T K 43型式期 = 6世紀後半～末葉、T K 209型式期 = 6世紀末葉～7世紀初頭、T K 217(古)型式期 = 7世紀前半、飛鳥Ⅱ型式期 = 7世紀中葉、飛鳥Ⅲ型式期 = 7世紀後半、飛鳥Ⅳ型式期 = 7世紀第4四半期、平城宮Ⅰ型式期 = 7世紀末葉～8世紀初頭、平城宮Ⅱ型式期 = 8世紀前半
10. 平尾山古墳群という呼称については、同一の古墳群として一括して認識できるものではなく、いくつかの通常規模程度か大型の古墳群の集合体として認識する必要があるという森本徹氏の指摘（森本1999、p22）を踏まえ、個別の支群ごとの性格付けなどの作業も必要であるが、ここでは、総数2000基にも及ぶ古墳が河内平野東部の同一山塊上に他律的に配された点を重視しておきたい。
11. 律令政府の直轄地であった奈良盆地内では平城京城周辺に葬地が定められていた（金子1984）。また、8世紀中葉以降、奈良盆地各所や河内地域に火葬集団墓が相次いで造営されるが、これらの集団墓が造営される背景については拙稿（渡邊2001、p430・431）で述べた通りである（第3章第1節参照）。
12. 例えば、火葬墓としては広野古墓・木幡古墓・広岡古墓（以上宇治市）、西薪古墓・



御所内古墓（以上京田辺市）、蓮池古墓・大木屋古墓・猪ノ谷古墓（以上相楽郡）、木棺墓では西山古墓（相楽郡）などがある。

13. 香住エノ田墓と神美小学校火葬墓の2例が知られるに過ぎない。
14. 迫1999では天徳6号墳とエノボ横穴墓が同時存続する可能性を述べる（p16）が、天徳6号墳は最終形態の横穴式石室ではあるものの、飛鳥Ⅱ型式期頃の築造と考えられ、同時併存の可能性は少ない。
15. 高井田横穴墓群などの分析の結果、畿内では石室墳から横穴墓への移行は認められないという（松村1988、p75）
16. 松村氏も説くように（松村1988、p76・77）、横穴墓と横穴式石室は、共通する葬送イデオロギーに基づく墓制であり、横穴墓が墳丘という古墳の構成要件を欠くことから、畿内中枢部では横穴墓被葬者の社会的地位が相対的に劣勢であったと推定される。
17. 前記したように、横穴墓の墓室構造や器台などの副葬品、さらに副葬品の数量からすれば、河内の横穴墓の方が大和のそれより優位な存在であることが想定できる。ただ、馬具や武器などの伴出率に限れば、大和地域の優位を指摘できるが、この現象は畿内中枢部という立地条件や横穴墓被葬者の職能差などが関わっている可能性もあろう。
18. 香住門谷横穴墓群4号墓（瀬戸谷・潮崎1993）や北浦古墳群22号地点北斜面横穴墓（瀬戸谷編1987）などの例がある。
19. 墓室内からの掻き出しか否かの判別は前稿（渡邊1996、p8）の基準に照らした。
20. 勿論、これ以外にも崖面に直接横穴を掘削し、顕著な前庭部施設を施さないものやエノボ横穴墓（肥後・細川1995a）のような地下式横穴墓も存在するが、本節では4類型に絞って、以下の考察を進めていきたい。また、有明8号横穴墓前庭部の地山面から多数のピットが検出されているが（今田編1998）、山陽地域の大迫A1号横穴墓の墓道中央付近の両脇にも柱穴らしきものが2個ずつ検出されており、屋根状の被覆施設が存在していた可能性が示されている（妹尾1991、p41）
21. 首長墓ではTK43型式期に定型化した墓前儀礼執行のために前庭部構造が多様化するが、通常の群集墳ではTK209型式期に一般化した（渡邊1999a、p8・9）。
22. 開口部列石そのものはMT15型式期の石室に伴う事例が畿内の初現であるが、それらは墓前儀礼を前提としたものではなく、通常の開口部列石はTK209型式期以降、儀礼空間確保の手段として広がったと考えられる（渡邊1999a、p8・9）。
23. 九州肥後地域の横穴墓が肥後型石室を規範としていること（西住1991、p32・33）や、山陰地域の意字型横穴墓と石棺式石室の密接な関わりが指摘されていること（西尾・丹羽野1991、p62）などが挙げられる。
24. 共有空間境界付近から遺物の出土する事例が多く、両者の系譜関係を主張する手段として墓前儀礼が執行されたのであろう。『日本書紀』によれば681年、諸氏に氏上を定め上申させており、氏族の再編が行われるが、「7世紀後半における律令国家形成の過程が、中央官制ではなく、地方官制の整備、とりわけでも国造等上位の首長を評制に編成することを軸とした」（大町1985、p40）ように、地方における氏族層の再編に伴い、系譜関係の確認のため様々な方法が採られたことが予想される。
25. 大田鼻横穴墓群の支群については、築造時期や副葬品内容等を基にして判断したが、報告書で示された支群とは異なる本論独自の試案である。

26. 律令政府は渤海使節の来航に備えて、日本海沿岸諸地域に能登客院や松原客館などを設置したという。このような施設は丹後国には設置されなかったが、当然、丹後国に対しても律令政府が注意を払ったことは間違いあるまい。特に、717年11月に「高句麗・百濟二国の士卒が本国の戦乱によって渡来するものはうけいれよ」との命令が出され、「山陰・北陸や能登に渡来するものも少なくなかった」（門脇1986、p64）ことも、律令政府が日本海沿岸諸地域を重視した理由として見逃すことができない。これらの政策は律令政府が渤海使の大宰府入港に固執せず、「北陸来着は当然のこととして事実上公認されている」（古畑1994、p3）ことからも頷けるが、時代は下るものの事実、貞観5年（863）・元慶3年（879）・延長7年（929）の3回にわたって、丹後に渤海使や異国船が漂着したらしい（磯野1987、p167）。
27. 畿内地域の典型的な終末期群集墳では二基一対を基本的な造墓単位とするものが多い（田中1988、p99～115）が、丹後の横穴墓に認められる前庭部の共有とはすなわち横穴墓における二基一対の造墓形態に他ならない。

（引用・参考文献）

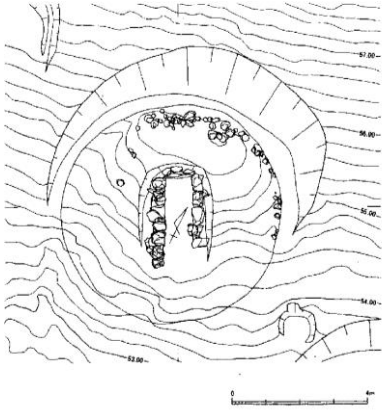
- 尼子奈美枝1993「後期古墳の階層性－馬具の所有形態と石室規模相関関係から－」『関西大学考古学研究室開設四拾周年記念考古学論叢』関西大学 p439～465
- 池上 悟2000「横穴墓の諸相」「横穴墓制の展開」『日本の横穴墓』雄山閣 p131～245、247～260
- 磯野浩光1987「古代丹波・丹後の居住氏族について」『京都府埋蔵文化財論集』第1集（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p153～169
- 磯野浩光1997「丹後国の国名について」『太迩波考古学論集』両丹考古学研究会 p215～222
- 今田昇一編1998『三坂神社墳墓群・三坂神社裏古墳群・有明古墳群・有明横穴群』京都府大宮町文化財調査報告書第14集 大宮町教育委員会 p161～194
- 大津 透1993「律令国家と畿内」『律令国家支配構造の研究』岩波書店 p3～74
- 大町 健1985「日本の古代国家と『家族・私有財産および国家の起源』」『歴史学研究』No.540 青木書店 p33～42
- 岡田晃治ほか1988「国営農地開発事業関係遺跡昭和62年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1988）』京都府教育委員会 p49～75
- 奥村清一郎1982「南山城の横穴」『京都考古』第27号 京都考古刊行会 p1
- 門脇禎二1986「能登の古代」『日本海域の古代史』東京大学出版会 p29～157
- 金子裕之1984「平城京と葬地」『文化財學報』第三集 奈良大学文学部文化財学科 p68～74
- 鎌田元一1994「七世紀の日本列島」『岩波講座日本通史』第3巻：古代2 岩波書店 p1～52
- 上川通夫1994「律令国家形成期の仏教」『仏教史学研究』第37巻第2号 仏教史学会 p1～29
- 河上邦彦1993「古墳群の被葬者像」『龍王山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第68冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210・211

- 北 康宏1997「大化二年三月甲申の葬制について」『続日本紀研究』第310号 続日本紀研究会 p18～37
- 楠元哲夫1987「古墳終末への一状況—終末期群集墳をめぐって—」『能峠遺跡群Ⅱ（北山・西山・前山編）』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第51冊 奈良県立橿原考古学研究所 p156～185
- 小林義孝1997「古代墳墓から出土する「鉄板」について」『立命館大学考古学論集』Ⅰ 同刊行会 p389～410
- 迫 慶喜1999「丹後地域における古墳時代終末期の様相—墳墓を中心として—」『金屋遺跡』加悦町文化財調査報告第29集 京都府加悦町教育委員会 p15～20
- 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会
- 清水みき1983「湯舟坂2号墳出土環頭大刀の文献的考察」『湯舟坂2号墳』京都府久美浜町文化財調査報告第7集 久美浜町教育委員会 p157～167
- 瀬戸谷 皓編1987『北浦古墳群・立石墳墓群（第2分冊）』豊岡市教育委員会 p45～55、97～100
- 瀬戸谷 皓・潮崎 誠1993「香住門谷横穴墓群」『豊岡市史』史料編下巻 豊岡市 p252～255
- 妹尾周三1991「山陽地域の横穴墓」『おおいた考古』第4集：特集・日本の横穴墓 大分県考古学会 p37～47
- 高橋一嘉・西口圭介他1995『西脇古墳群—山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XV—』兵庫県文化財調査報告第141冊 兵庫県教育委員会
- 田中勝弘1988「終末期古墳群の問題—群構成の分析とその意味—」『横尾山古墳群発掘調査報告書』滋賀県教育委員会、財）滋賀県文化財保護協会 p99～115
- 筒井崇史1994「左坂横穴群（B支群）」『京都府遺跡調査概報』第60冊 財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p63～112
- 遠山美都男1988「古代王権の諸段階と在地首長制」『歴史学研究』No.586 青木書店 p35～45
- 新納 泉1983「装飾付大刀と古墳時代後期の兵制」『考古学研究』第30巻第3号 考古学研究会 p50～70
- 西尾克己・丹羽野裕1991「山陰の横穴墓」『おおいた考古』第4集（前掲書）p47～62
- 西住欣一郎1991「肥後における横穴墓について」『おおいた考古』第4集（前掲書）p27～35
- 橋口達也1993「横穴発生過程についての覚書」『古文化談叢』第30集（中）九州古文化研究会 p479～492
- 服部伊久男1988「終末期群集墳の諸相」『橿原考古学研究所論集』第九 吉川弘文館 p241～281
- 花田勝広1990「河内の横穴墓」『考古学論集』第3集 考古学を学ぶ会 p283～348
- 花田勝広1991「近畿横穴墓の諸問題」『おおいた考古』第4集（前掲書）p63～92
- 肥後弘幸・細川康晴1995a「エノボ横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報（1995）』京都府教育委員会 p63～86
- 肥後弘幸・細川康晴1995b「裾谷横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報（1995）』京都府教育

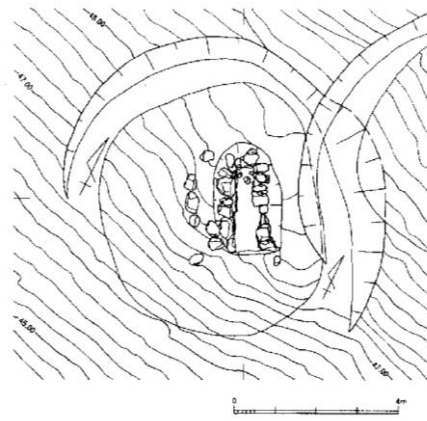
- 委員会 p102～109
- 平田 学1994「外護列石を持つ古墳—兵庫県を例にして—」『文化財学論集』同刊行会 p645～654
- 平野邦雄1978「“甲子の宣”の意義—大化改新後の氏族政策—」『古代史論叢』上巻 井上光貞博士還暦記念会 p511～547
- 広瀬和雄1978「群集墳論序説」『古代研究』15 元興寺文化財研究所考古学研究室 p1～42
- 古畑 徹1994「渤海・日本間航路の諸問題—渤海から日本への航路を中心に—」『古代文化』第46巻第8号 財) 古代学協会 p1～14
- 松村隆文1988「畿内の横穴墓」『財団法人大阪府埋蔵文化財協会研究紀要』I 財) 大阪府埋蔵文化財協会 p61～84
- 森 正1996「丹後地域横穴墓の変質と終焉—律令期地域支配の一側面—」『京都府埋蔵文化財論集第3集—創立十五周年記念誌—』財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p441～453
- 森本 徹1999「群集墳の変質からみた古代墳墓の成立過程」『古代文化』第51巻第11号 財) 古代学協会 p20～28
- 安井良三1987「持統天皇の葬礼について」『日本書紀研究』第16冊 塙書房 p275～289
- 安村俊史1987『高井田横穴群Ⅱ』柏原市文化財概報1986—Ⅶ 柏原市古文化研究会
- 安村俊史1999「火葬墓を内包する終末期群集墳」『古代文化』第51巻第11号(前掲書) p29～38
- 吉川 聡1996「畿内と古代国家」『史林』第79巻第5号 史学研究会 p43～77
- 吉田 孝1983「律令時代の氏族・家族・集落」『律令国家と古代の社会』岩波書店 p123～197
- 若月義小1987「食封制の再検討—古代官僚制研究の一視点—」『立命館文学』第504号 立命館大学人文学会 p36～78
- 渡辺晃宏2001「律令国家としての出発」『平城京と木簡の世紀』日本の歴史04 講談社 p7～47
- 渡邊邦雄1995「畿内における終末期群集墳の外部構造—特に列石を中心として—」『古代文化』第47巻第2号 財) 古代学協会 p22～41
- 渡邊邦雄1996「横穴式石室の前庭部構造と墓前祭祀」『ひょうご考古』第2号 兵庫考古研究会 p1～34
- 渡邊邦雄1999a「横穴式石室における墓前祭祀」『ひょうご考古』第5号 兵庫考古研究会 p1～22
- 渡邊邦雄1999b「8・9世紀の古墳祭祀(下)」『古代文化』第51巻第12号 財) 古代学協会 p43～58
- 渡邊邦雄1999c「終末期古墳の外部構造(上)—一段築を有する古墳を中心として—」『古代学研究』第147号 古代学研究会 p1～20
- 渡邊邦雄2001「畿内における8・9世紀の火葬墓の動態」『実証の地域史 村川行弘先生頌寿記念論集』村川行弘先生頌寿記念 p425～435
- 渡邊邦雄2002「横穴式石室前庭部における祭祀施設」『古代文化』第54巻第2号 財) 古

代学協会 p1～14

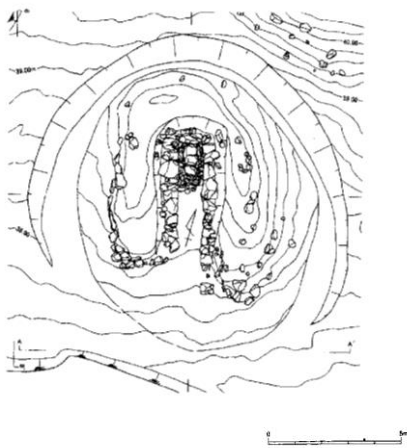
和田晴吾1995「棺と古墳祭祀—『据えつける棺』と『持ちほこぶ棺』—」『立命館文学』  
第542号 立命館大学人文学界 p22～49



I類（墳裾列石）：A支群28号墳



II類（墳丘内列石）：B支群5号墳

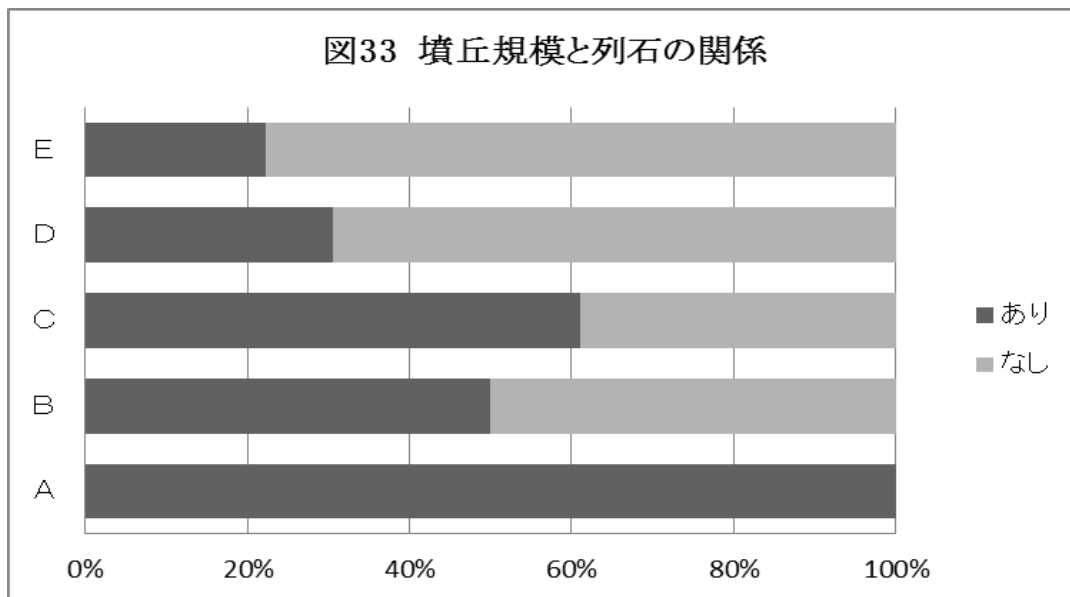


III類（墳丘内列石+開口部列石）  
：B支群1号墳



IV類（開口部列石）：D支群106号墳

図32：西脇古墳群の列石（高橋・西口他1995より引用）



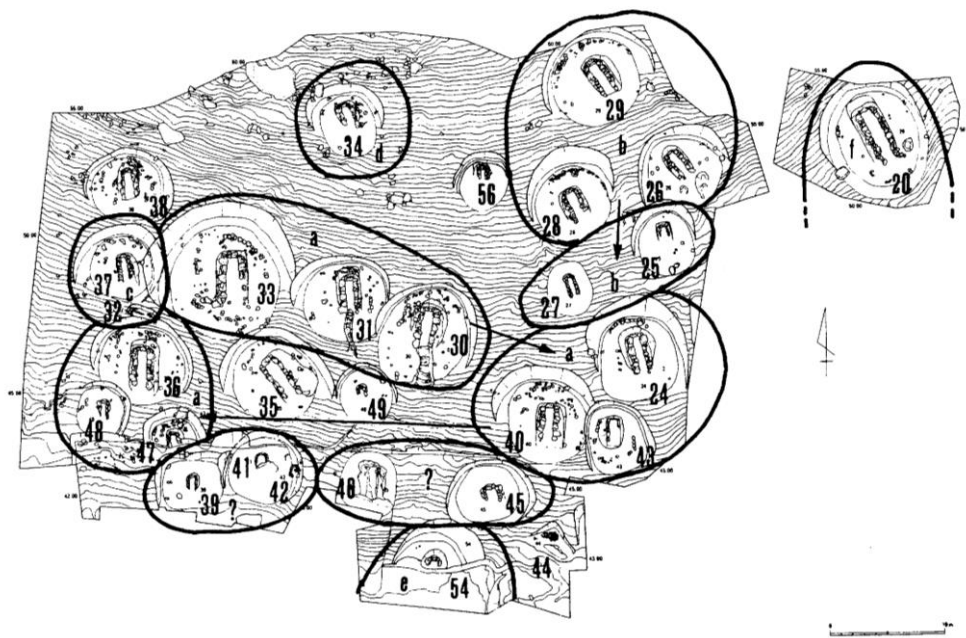
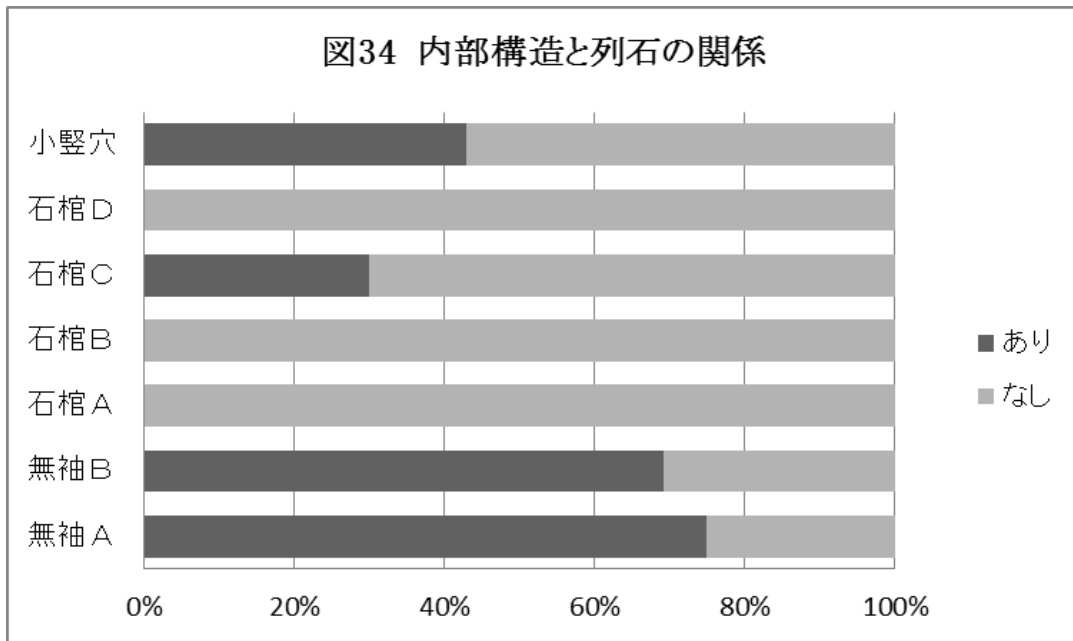


図35：A支群の支群構造

(高橋・西口他1995より引用、一部改変)

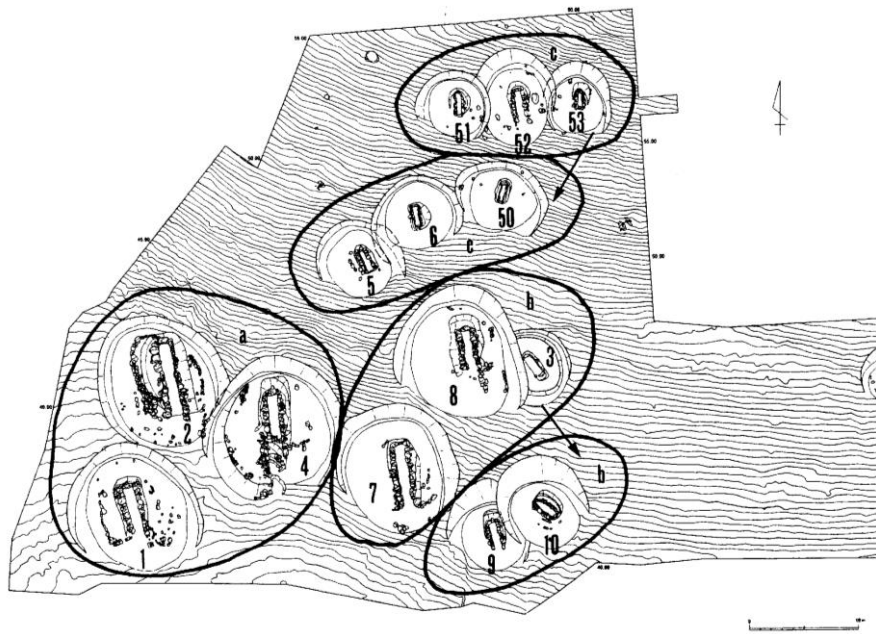


図36：B支群の支群構造(高橋・西口他1995より引用、一部改変)

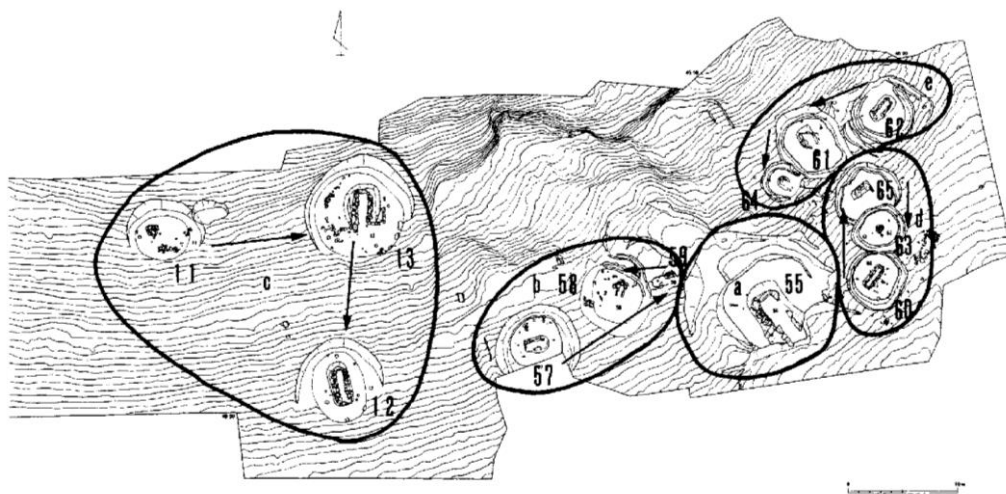


図37：C支群の支群構造(高橋・西口他1995より引用、一部改変)



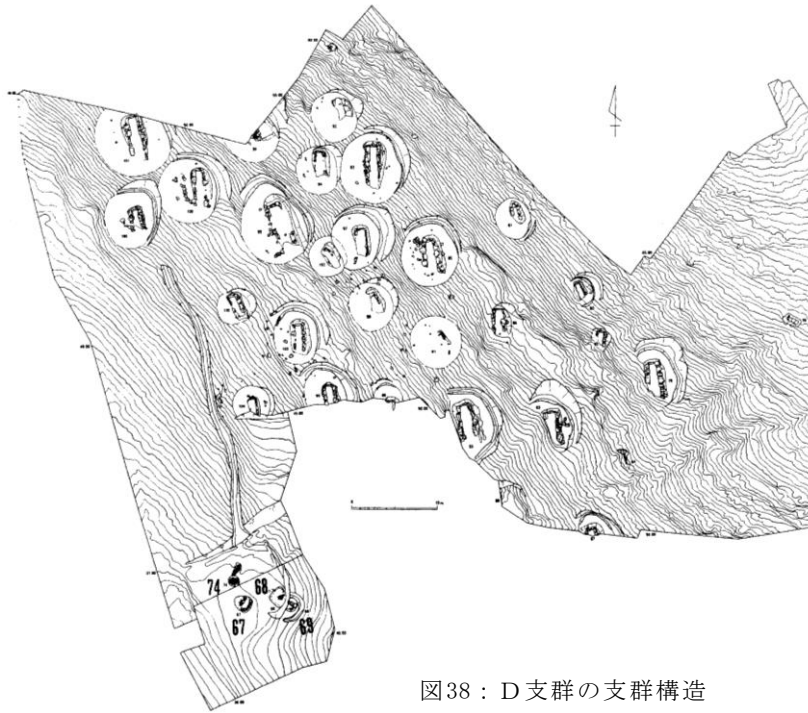


図38：D支群の支群構造  
 (高橋・西口他1995より引用)

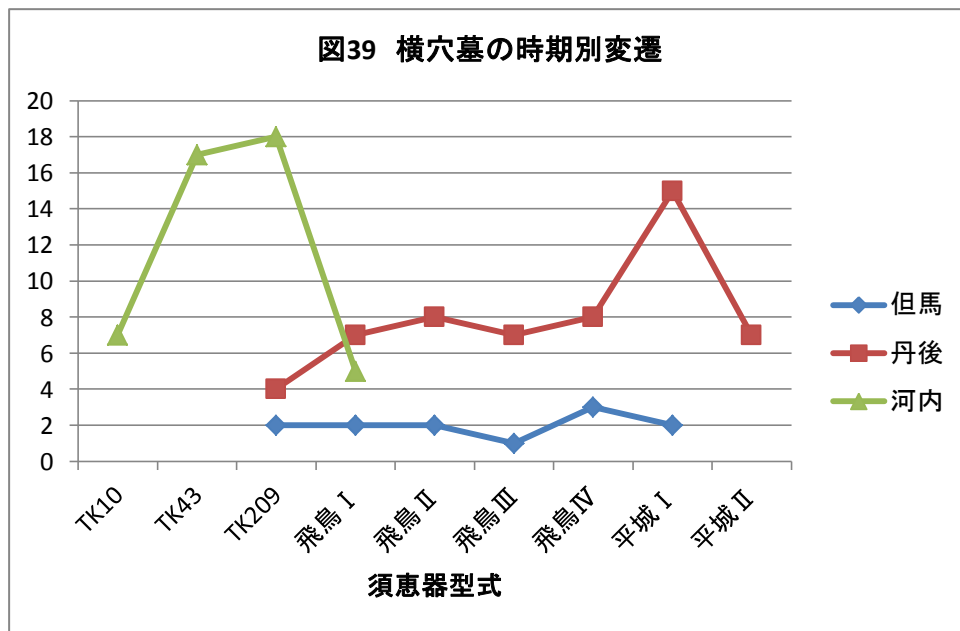
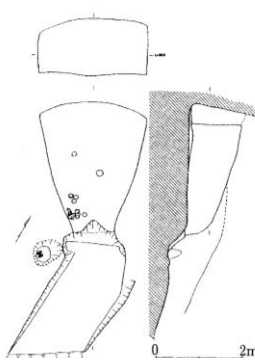
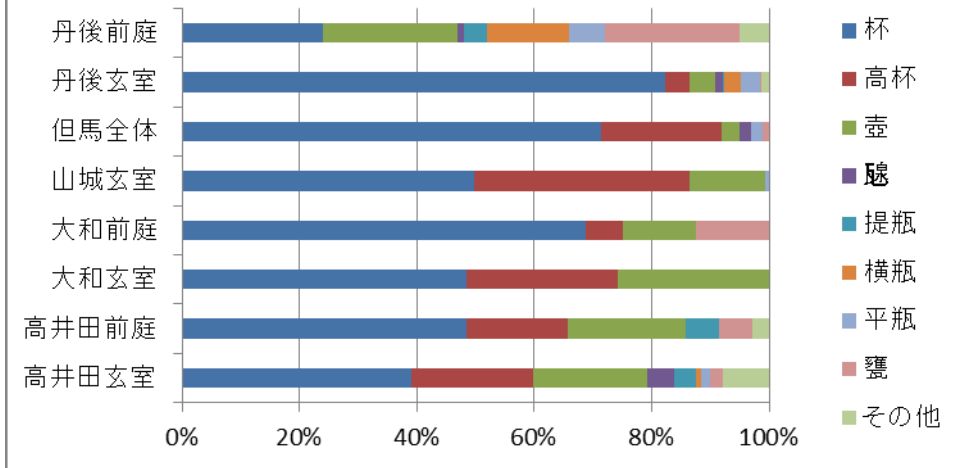
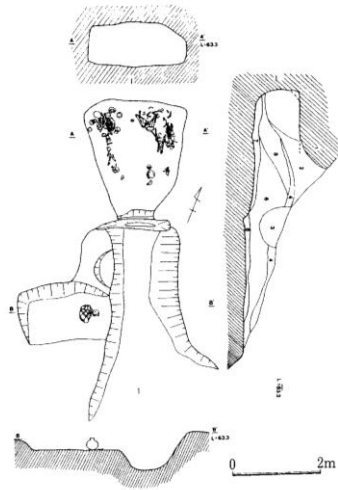


図40 横穴墓出土須恵器の組成比較



墓道肩部ピット：大田鼻27号墓 (岡田他1987より引用)



墓道横テラス状平坦面 (左坂A-5号墓) (森下・森1993より引用)

図41：横穴墓テラス状施設遺物出土状況

図42横穴墓前庭部出土須恵器組成の時期別変遷

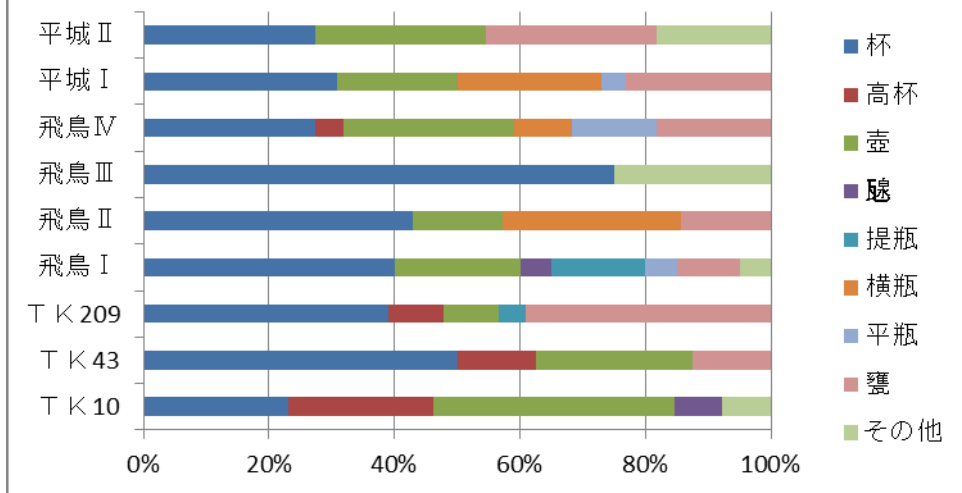


図43 丹後横穴墓前庭部出土須恵器組成の時期別変遷

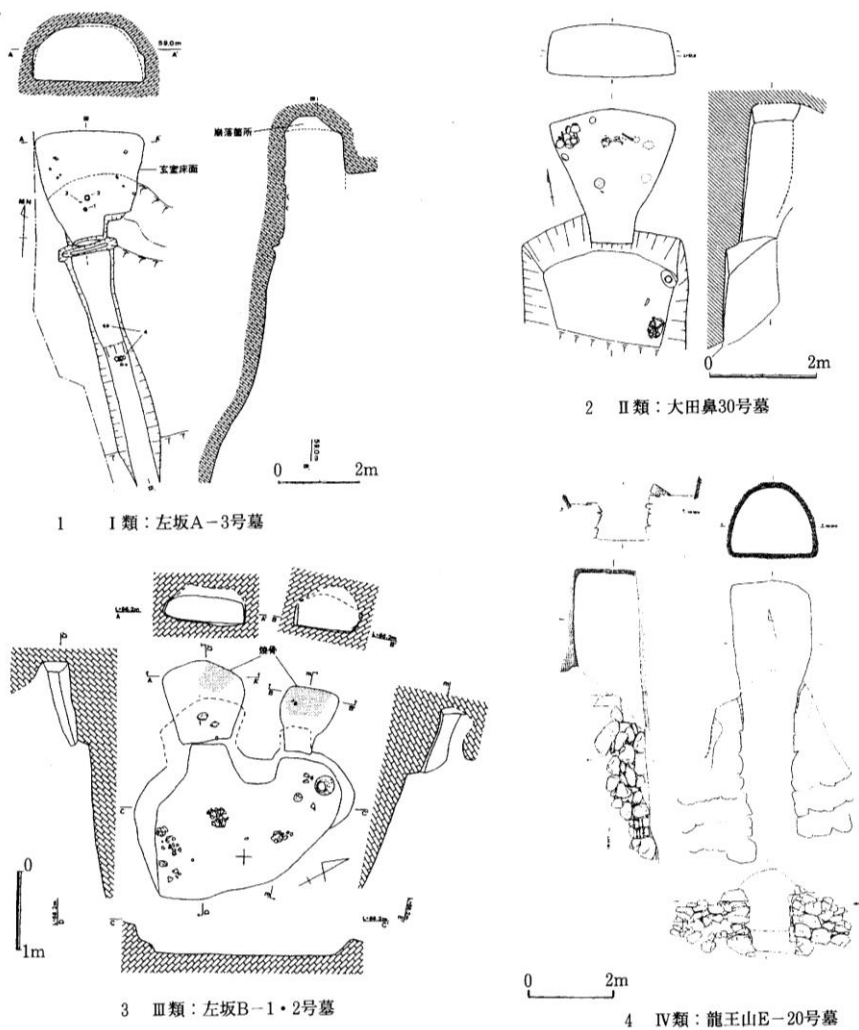
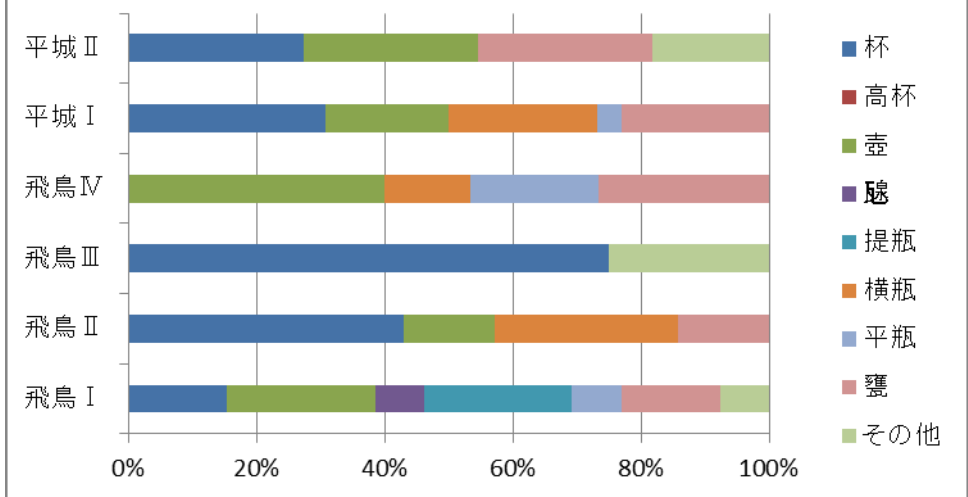


図44：横穴墓の前庭部の類型

(1：森下・森1993、2：岡田ほか1987、3：筒井1994、4：河上・松本1993より引用)

図45 横穴墓前庭部構造の消長

|    |     | ~TK43 | TK209 | 飛鳥 I | 飛鳥 II | 飛鳥 III | 飛鳥 IV | 平城 I | 平城 II |
|----|-----|-------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------|
| 丹後 | 墓道  |       |       | ■    | ■     | ■      | ■     | ■    | ■     |
|    | コの字 |       |       | ■    | ■     | ■      | ■     | ■    | ■     |
|    | 共有  |       |       |      |       | ■      | ■     | ■    | ■     |
| 但馬 | 墓道  |       | ■     | ■    | ■     | ■      | ■     | ■    |       |
| 大和 | 墓道  | ■     |       |      |       |        |       |      |       |
|    | 列石  | ■     |       | ■    | ■     | ■      | ■     | ■    | ■     |
| 河内 | 墓道  | ■     |       | ■    | ■     | ■      | ■     | ■    | ■     |
|    | 列石  | ■     |       |      |       |        |       |      |       |

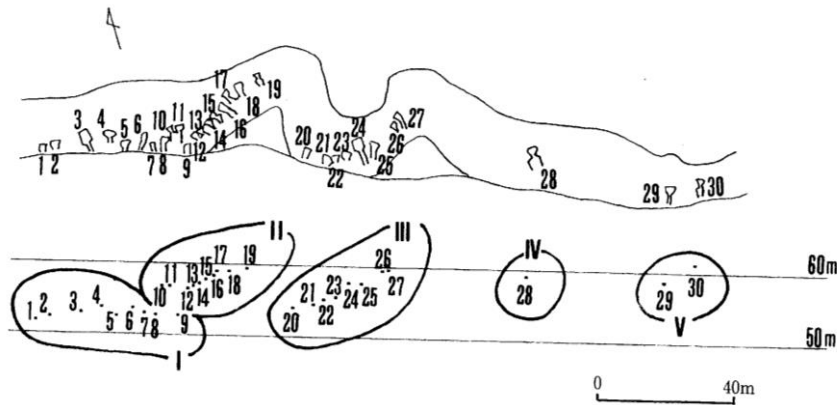


図46 大田鼻横穴墓群分布図

表10 西脇古墳群における支群別・類型別列石の保有状況

|     | I類                 | II類               | III類                 | IV類                    | なし   | 不明                           |
|-----|--------------------|-------------------|----------------------|------------------------|--|------------------------------|
| A支群 | 24,25,28,<br>29,37 | 20,30,31<br>36,47 | 33,34,35<br>38,40,43 |                        | 26,27,32,39,41<br>42,44,45,49,56                   | 46,48,54                     |
| B支群 |                    | 5,10,52           | 1,2,4,7,8            |                        | 3,6,9,50,51,53                                     |                              |
| C支群 | 55                 | 11,12             | 13                   |                        | 57,58,59,62,64                                     | 60,61,63,65                  |
| D支群 |                    |                   | 95,99,100,<br>103    | 79,83,85,93,<br>97,106 | 80,81,89,90,96,98,101<br>102,105<br>66,67,68,69,74 | 82,84,86,87,<br>91,92,94,104 |

表11 西脇古墳群の時期区分私案

| 年代  | 西脇編年 | 飛鳥編年     |
|-----|------|----------|
| 620 |      |          |
|     | 3-1期 | 飛鳥 I (新) |
| 635 |      |          |
|     | 3-2期 | ” II (古) |
| 645 |      |          |
|     | 3-3期 | ” II (新) |
| 665 |      |          |
|     | 3-4期 | ” III    |
| 675 |      |          |
|     | 4 期  | ” IV     |

表12 支群ごとの列石の時期別変遷

| A支群 | 3-1 | 3-2 | 3-3 | 3-4 | 4 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| I   |     |     |     |     |   |
| II  |     |     |     |     |   |
| III |     |     |     |     |   |
| IV  |     |     |     |     |   |
| B支群 | 3-1 | 3-2 | 3-3 | 3-4 | 4 |
| I   |     |     |     |     |   |
| II  |     |     |     |     |   |
| III |     |     |     |     |   |
| IV  |     |     |     |     |   |
| C支群 | 3-1 | 3-2 | 3-3 | 3-4 | 4 |
| I   |     |     |     |     |   |
| II  |     |     |     |     |   |
| III |     |     |     |     |   |
| IV  |     |     |     |     |   |
| D支群 | 3-1 | 3-2 | 3-3 | 3-4 | 4 |
| I   |     |     |     |     |   |
| II  |     |     |     |     |   |
| III |     |     |     |     |   |
| IV  |     |     |     |     |   |

※ローマ数字は列石の類型を示す。

表13 支群ごとの造墓集団の経営状況

| A支群 | 3-1期     | 3-2期       | 3-3期 | 3-4期                             |
|-----|----------|------------|------|----------------------------------|
| a   | 30・31・32 | → 24・40・43 | →    | 36・47・48                         |
| b   | 26・28・29 | → 25・27    |      | 39・41・42<br><br>38<br>? 49<br>56 |
| c   | 32・37    | 35         |      |                                  |
| d   | 34       |            |      |                                  |
| e   | 54       |            |      |                                  |
| f   | 20+α     | → ?        |      |                                  |

| B支群 | 3-1期           | 3-2期 | 3-3期 | 3-4期 |
|-----|----------------|------|------|------|
| a   | 1<br>2<br>4    |      |      |      |
| b   | 3<br>7<br>8    | → 9  | → 10 |      |
| c   | 51<br>52<br>53 |      |      |      |

| C支群 | 3-1期 | 3-2期    | 3-3期    | 3-4期  |
|-----|------|---------|---------|-------|
| a   | 55   |         |         |       |
| b   | 57   | → 59(?) | →       | 58    |
| c   | 11   | → 13    | → 12(?) |       |
| d   | 60   | → 65(?) | →       | 63(?) |
| e   | 62   | → 61(?) | →       | 64    |

※太線矢印は追葬又は改葬を示す。細線矢印は系譜関係を示す。

(表14) 横穴墓一覧

| 横穴墓名         | 所在地     | 主体部        |            | 内部施設     | 時期    | 追葬時期  | 文献 |
|--------------|---------|------------|------------|----------|-------|-------|----|
|              |         | 規模         | 前庭部規模      |          |       |       |    |
| 大和           |         |            |            |          |       |       |    |
| 1 龍王山A-3号墓   | 天理市渋谷   | 4.0*1.55   | ?          | なし       | TK43  | TK217 | 1  |
| 2 龍王山A-4号墓   | 天理市渋谷   | 2.2*1.6    | 2.5*0.9    | なし       | TK209 | ?     | 1  |
| 3 龍王山A-8号墓   | 天理市渋谷   | 4.4*1.0    | ?          | なし       | TK209 | ?     | 1  |
| 4 龍王山E-15号墓  | 天理市渋谷   | 4.3*2.1    | ?          | なし       | TK43  | ~7C末? | 1  |
| 5 龍王山E-18号墓  | 天理市渋谷   | 4.6*2.6    | 幅0.8       | なし       | TK217 | 7C末   | 1  |
| 6 龍王山E-19号墓  | 天理市渋谷   | 残6.0*2.7   | ?          | なし       | TK43  | ?     | 1  |
| 7 龍王山E-20号墓  | 天理市渋谷   | 6.5*1.8    | ?          | なし       | 飛鳥Ⅲ   | ?     | 1  |
| 8 赤田1号墓      | 奈良市西大寺  | 4.3*2.4    | 残11.5*0.9  | 陶棺       | TK43  | 飛鳥Ⅱ   | 2  |
| 9 歌姫横穴       | 奈良市歌姫町  | 5.5*1.88   | ?          | 陶棺、埴輪敷き  | 飛鳥Ⅰ   | ○     | 3  |
| 10 宝来1号墓     | 奈良市宝来町  | 残6.9*1.65  | ?          | 棺台?      | 飛鳥Ⅰ   | ?     | 4  |
| 11 宝来2号墓     | 奈良市宝来町  | 残5.3*1.2   | ?          | 棺台       | 飛鳥Ⅰ   | ?     | 4  |
| 12 宝来3号墓     | 奈良市宝来町  | 残5.9*1.75  | ?          | なし       | TK209 | ?     | 4  |
| 13 宝来4号墓     | 奈良市宝来町  | 残4.3*1.4   | ?          | なし       | ?     | ?     | 4  |
| 14 狐塚横穴1号墓   | 奈良市山陵町  | 3.4*1.8    | 残長0.8      | 陶棺       | 飛鳥Ⅰ   | ×     | 5  |
| 15 狐塚横穴2号墓   | 奈良市山陵町  | 3.8*1.8    | ?          | 陶棺、埴輪敷き  | TK209 | ○     | 5  |
| 16 狐塚横穴3号墓   | 奈良市山陵町  | 残2.2*2.0   | ?          | 陶棺       | 飛鳥Ⅰ?  | ×     | 5  |
| 17 日高山W-1号墓  | 橿原市上飛騨町 | 2.9*1.5    | 残長8        | なし       | TK209 | ?     | 6  |
| 18 日高山W-2号墓  | 橿原市上飛騨町 | 2.6*1.2    | 残長10.8     | なし       | 飛鳥Ⅰ   | ?     | 6  |
| 19 日高山W-3号墓  | 橿原市上飛騨町 | 2.1*1.18   | 残長3.7      | なし       | 飛鳥Ⅰ   | ?     | 6  |
| 20 日高山W-4号墓  | 橿原市上飛騨町 | 1.76*1.35  | 残長5.2      | なし       | 飛鳥Ⅱ   | ?     | 6  |
| 21 日高山E-1号墓  | 橿原市上飛騨町 | 2.5*2.0    | 残長8        | なし       | ?     | ?     | 6  |
| 22 日高山E-2号墓  | 橿原市上飛騨町 | 2.4*1.3    | 1.3*0.8    | 棺台       | 飛鳥Ⅱ   | ?     | 6  |
| 23 岩船1号墓     | 橿原市見瀬町  | 2.68*1.72  | 残3.18*1.25 | 排水溝      | 飛鳥Ⅱ?  | ?     | 7  |
| 24 岩船2号墓     | 橿原市見瀬町  | 2.77*1.70  | 残2.87*1.03 | なし       | ?     | ?     | 7  |
| 25 岩船3号墓     | 橿原市見瀬町  | 残6.15*2.03 | ?          | なし       | ?     | ×     | 8  |
| 河内           |         |            |            |          |       |       |    |
| 26 高井田2-2号墓  | 柏原市高井田  | 2.45*4.02  | 2.17*0.66  | 造付石棺     | 飛鳥Ⅰ   | ?     | 9  |
| 27 高井田2-3号墓  | 柏原市高井田  | 2.74*3.05  | 残2.5*1.41  | なし       | TK209 | ?     | 9  |
| 28 高井田2-4号墓  | 柏原市高井田  | 3.5*3.2    | 幅1.27      | なし       | TK43  | ?     | 9  |
| 29 高井田2-5号墓  | 柏原市高井田  | 3.03*3.53  | 残5.4*1.35  | 造付石棺     | TK43  | ?     | 9  |
| 30 高井田2-6号墓  | 柏原市高井田  | 3.80*3.96  | 2.12       | なし       | TK209 | ?     | 9  |
| 31 高井田2-10号墓 | 柏原市高井田  | 2.82*2.60  | 残2.2*1.36  | なし       | ?     | ?     | 9  |
| 32 高井田2-11号墓 | 柏原市高井田  | 3.96*3.68  | 残6.0*0.92  | なし       | TK10  | ?     | 9  |
| 33 高井田2-12号墓 | 柏原市高井田  | 3.1*2.8    | 残5.2*1.35  | なし       | TK10  | ?     | 9  |
| 34 高井田2-13号墓 | 柏原市高井田  | 3.2*2.8    | 残3.8*1.2   | なし       | TK43  | ~7C後  | 9  |
| 35 高井田2-14号墓 | 柏原市高井田  | 2.56*2.1   | 残2.8*1.3   | なし       | TK43? | TK209 | 9  |
| 36 高井田2-17号墓 | 柏原市高井田  | 2.99*3.34  | 3.14*1.16  | 造付石棺     | TK43  | ?     | 9  |
| 37 高井田2-57号墓 | 柏原市高井田  | 2.73*2.98  | 7.6*1.57   | なし       | TK43  | 飛鳥Ⅰ   | 10 |
| 38 高井田2-58号墓 | 柏原市高井田  | ?          | 6.8*1.45   | なし       | TK209 | 7C中   | 9  |
| 39 高井田2-59号墓 | 柏原市高井田  | 3.4*2.9    | 残8*1.35    | なし       | TK10  | 6C後   | 9  |
| 40 高井田3-2号墓  | 柏原市高井田  | 2.95*2.15  | ?          | ?        | TK10  | ?     | 9  |
| 41 高井田3-8号墓  | 柏原市高井田  | 2.95*2.66  | 残1.60*1.67 | なし       | ?     | ?     | 9  |
| 42 高井田3-9号墓  | 柏原市高井田  | 2.72*2.03  | 残0.86*0.77 | 排水溝      | 6C末?  | ?     | 9  |
| 43 高井田3-10号墓 | 柏原市高井田  | 4.24*2.90  | 残1.92*1.40 | 造付石棺     | ?     | ?     | 9  |
| 44 高井田3-11号墓 | 柏原市高井田  | 1.65*0.92  | ?          | なし       | ?     | ?     | 9  |
| 45 高井田3-12号墓 | 柏原市高井田  | 4.18*2.9   | 2.0*1.35   | 造付石棺、排水溝 | TK43  | ?     | 9  |
| 46 高井田3-13号墓 | 柏原市高井田  | 2.1*2.12   | 3.08*1.7   | なし       | 飛鳥Ⅰ   | 7C後   | 9  |
| 47 高井田3-15号墓 | 柏原市高井田  | 3.30*3.68  | ?          | 造付石棺     | ?     | ?     | 9  |
| 48 高井田3-22号墓 | 柏原市高井田  | 3.13*2.72  | 幅1.52      | なし       | ?     | ?     | 11 |
| 49 高井田3-23号墓 | 柏原市高井田  | 残1.36*1.5  | 幅1.1       | なし       | ?     | ?     | 11 |
| 50 高井田3-24号墓 | 柏原市高井田  | 3.33*2.98  | 幅2.08      | 排水溝      | ?     | ?     | 11 |
| 51 高井田3-26号墓 | 柏原市高井田  | 3.26*3.10  | 幅1.18      | 敷石、棺台    | TK43  | TK209 | 11 |
| 52 高井田3-27号墓 | 柏原市高井田  | 3.20*2.80  | 幅1.20      | なし       | ?     | ?     | 11 |
| 53 高井田3-29号墓 | 柏原市高井田  | 2.56*3.18  | 残2.32*1.59 | 棺台       | TK43  | 飛鳥Ⅰ   | 9  |
| 54 高井田3-30号墓 | 柏原市高井田  | 3.1*3.5    | 残4.2*1.7   | 造付石棺     | TK209 | ~7C中  | 9  |
| 55 高井田3-31号墓 | 柏原市高井田  | 2.86*1.94  | 幅1.46      | ?        | ?     | ?     | 9  |

| 土器  |                              | その他         | 備考              |           |
|-----|------------------------------|-------------|-----------------|-----------|
| 須恵器 | 土師器                          |             |                 |           |
| 大和  |                              |             |                 |           |
| 1   | 杯蓋、身、長壺、短壺、高杯                | 高杯          | 鉄鏃              | 石積羨道      |
| 2   | 杯蓋、台付壺                       |             |                 |           |
| 3   | 杯身、短壺、広口壺                    | 壺           |                 |           |
| 4   | 杯蓋、身、台付長壺、高杯                 |             |                 | 石積羨道      |
| 5   | 杯身、蓋、高杯                      | 杯蓋、椀、壺、短壺   | 鉄鏃、馬具片、土馬       | 飛鳥Ⅳ・Ⅴの再利用 |
| 6   | 杯身、甕                         |             |                 |           |
| 7   | 台付長壺、高杯                      | 椀、壺         | 鉄鏃、刀子           | 石積羨道      |
| 8   | 杯身、長壺、高杯、壺                   | 甕、椀         |                 | 8C後再利用    |
| 9   | 甕、壺、高杯、甕                     | 高杯、壺        | 金環、刀子           |           |
| 10  | 杯身                           | 杯身          |                 | 全部で13基    |
| 11  | 杯身、蓋                         | 破片          | 鉄鏃              |           |
| 12  | 杯身                           |             | 刀子、金環           |           |
| 13  | 破片                           |             |                 |           |
| 14  | 杯身、台付長壺                      |             |                 |           |
| 15  | 杯身、高杯                        | 破片          | 金環              |           |
| 16  |                              | 椀           | 金環              |           |
| 17  | 高杯                           |             |                 |           |
| 18  | 杯身                           | 杯身          |                 |           |
| 19  | 杯身、高杯                        | 杯身          |                 |           |
| 20  | 高杯                           |             |                 |           |
| 21  |                              |             |                 |           |
| 22  |                              | 杯           |                 |           |
| 23  | 杯身、蓋                         | 杯身、皿、壺      |                 |           |
| 24  |                              | 蓋           |                 |           |
| 25  |                              |             |                 | 未完成       |
| 河内  |                              |             |                 |           |
| 26  | ○                            |             | 円筒埴輪            | 線刻画       |
| 27  | 杯身、杯蓋、壺                      |             |                 |           |
| 28  | 台付壺、甕、甕片                     | 甕           |                 |           |
| 29  | 杯身、高杯、台付長壺、甕                 | 壺           | 円筒埴輪            |           |
| 30  | 杯蓋、杯身、高杯、甕                   |             | 円筒埴輪            |           |
| 31  | 高杯、台付長壺、甕                    | 甕           | 形象埴輪            |           |
| 32  | 杯身・蓋、高杯、台付長壺、台付短壺、提瓶、器台、甕、平瓶 | 高杯、壺、鉢、甕    | 鉄鏃、馬具、鏃         |           |
| 33  | 杯蓋、杯身、高杯、壺                   | 甕           | 鎌、刀子、円筒・朝顔形埴輪   | 線刻画       |
| 34  | 杯身、高杯、器台                     | 甕           | 鏃               | 玄室未完成     |
| 35  | 高杯                           | 甕           |                 | 線刻画       |
| 36  | 杯蓋、杯身、提瓶、甕                   | 高杯          | 円筒埴輪            |           |
| 37  | 杯蓋、高杯、高杯脚付壺、                 | 杯身、甕        | 鉄鏃、刀子、斧、鏃、砥石、土玉 | 8・9Cの再利用  |
| 38  | 杯蓋、提瓶、甕                      | 杯身、椀、高杯、鉢、甕 | 円筒・盾形埴輪         | 墓道のみ調査    |
| 39  | 杯蓋、身、提瓶、高杯、皿、台付壺、器台、甕        | 高杯、甕        | 円筒埴輪            |           |
| 40  | 杯身、高杯、提瓶、器台、子持器台             | 高杯、壺、小甕、小甕  | 鉄刀、鉄鏃、馬具、刀子、鏃   |           |
| 41  |                              |             |                 |           |
| 42  |                              |             |                 |           |
| 43  |                              |             |                 | 線刻画       |
| 44  | 杯蓋、杯身、高杯                     | 高杯、鉢        | 円筒埴輪            | 未完成       |
| 45  | 短壺、高杯、器台                     | 甕、高杯        | 鏃               |           |
| 46  | 杯身、蓋                         | 杯身、甕        |                 |           |
| 47  |                              |             |                 |           |
| 48  |                              |             |                 |           |
| 49  |                              |             |                 | 未完成       |
| 50  |                              |             |                 |           |
| 51  | 杯身、短壺、小壺、横瓶、甕                | 杯身、皿、壺      | 鉄鏃、刀子、馬具        |           |
| 52  | 高杯                           |             | 鉄鏃、鎌、刀子         |           |
| 53  | 杯蓋、高杯、台付長壺、甕                 | 杯、長壺、甕      | 鎌、鏃、馬形埴輪        |           |
| 54  | 杯身、高杯、壺                      | 高杯          | 円筒埴輪、形象埴輪       |           |
| 55  |                              | ○           |                 |           |



| 横穴墓名 | 所在地       | 主体部    |            | 内部施設       | 時期      | 追葬<br>時期 | 文献        |    |
|------|-----------|--------|------------|------------|---------|----------|-----------|----|
|      |           | 規模     | 前庭部規模      |            |         |          |           |    |
| 56   | 高井田3-32号墓 | 柏原市高井田 | 3.10*2.72  | ?          | ?       | ?        | 9         |    |
| 57   | 高井田4-1号墓  | 柏原市高井田 | 3.37*2.84  | 幅1.75      | 棺台      | TK43     | TK209     | 10 |
| 58   | 高井田4-28号墓 | 柏原市高井田 | 2.68*2.12  | 5.6*1.54   | なし      | TK43     | 飛鳥 I      | 11 |
| 59   | 高井田4-29号墓 | 柏原市高井田 | 幅2.74      | 残5.4*1.64  | なし      | TK209    | ?         | 11 |
| 60   | 高井田4-30号墓 | 柏原市高井田 | 残2.5*2.3   | ?          | なし      |          | ?         | 11 |
| 61   | 高井田4-31号墓 | 柏原市高井田 | 1.24*2.14  | 16*1.16    | なし      | TK10     | ?         | 11 |
| 62   | 高井田4-33号墓 | 柏原市高井田 | 2.97*2.1   | 8.8*0.7    | 棺台      | MT85     | TK43~飛鳥 I | 11 |
| 63   | 高井田4-39号墓 | 柏原市高井田 | 3.68*4.05  | 残4.80*1.23 | 造付石棺    | TK43     | ?         | 9  |
| 64   | 高井田4-41号墓 | 柏原市高井田 | 残4.9*1.10  | ?          | なし      | ?        | ?         | 11 |
| 65   | 高井田4-42号墓 | 柏原市高井田 | 2.90*2.30  | 残1.50*0.58 | 棺台      | TK10     | 飛鳥 I      | 11 |
| 66   | 高井田4-43号墓 | 柏原市高井田 | ?          | 幅0.94      | なし      | ?        | ?         | 11 |
| 67   | 高井田4-44号墓 | 柏原市高井田 | 残1.88*2.3  | 残3.8*1.84  | なし      | TK43     | ?         | 12 |
| 68   | 高井田4-45号墓 | 柏原市高井田 | 残1.68*2.0  | 残5.5*1.37  | なし      | TK209    | ?         | 12 |
| 69   | 高井田4-46号墓 | 柏原市高井田 | ?          | 残2.6*1.7   | なし      | ?        | ?         | 12 |
| 70   | 高井田4-47号墓 | 柏原市高井田 | ?          | 残6.6*1.7   | なし      | TK43     | ?         | 12 |
| 71   | 高井田4-48号墓 | 柏原市高井田 | 3.36*2.58  | 残2.40*1.45 | ?       | ?        | ?         | 9  |
| 72   | 安福寺北1号墓   | 柏原市玉手町 | 0.84*1.3   | 残1.45*0.7  | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 73   | 安福寺北2号墓   | 柏原市玉手町 | 3.13*2.62  | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 74   | 安福寺北3号墓   | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 75   | 安福寺北4号墓   | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 76   | 安福寺北5号墓   | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 77   | 安福寺北6号墓   | 柏原市玉手町 | 残0.41*0.7  | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 78   | 安福寺北7号墓   | 柏原市玉手町 | 1.8*2.1    | 残0.21*1.46 | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 79   | 安福寺北8号墓   | 柏原市玉手町 | 2.82*2.32  | 残1.31*0.77 | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 80   | 安福寺北9号墓   | 柏原市玉手町 | 2.87*3.46  | 残1.05*1.51 | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 81   | 安福寺北10号墓  | 柏原市玉手町 | 2.83*2.77  | 残0.99*1.48 | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 82   | 安福寺北11号墓  | 柏原市玉手町 | 2.96*2.55  | 残1.89*1.3  | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 83   | 安福寺北12号墓  | 柏原市玉手町 | 2.92*3.22  | 残0.51*?    | 造付棺台    | ?        | ?         | 13 |
| 84   | 安福寺北13号墓  | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 85   | 安福寺北14号墓  | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 86   | 安福寺北15号墓  | 柏原市玉手町 | 3.14*3.5   | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 87   | 安福寺北16号墓  | 柏原市玉手町 | 1.45*2.39  | ?          | 棺掘り込み   | ?        | ?         | 13 |
| 88   | 安福寺北17号墓  | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 89   | 安福寺南1号墓   | 柏原市玉手町 | 2.76*3.33  | 残0.7*1.0   | 陶棺      | ?        | ○         | 13 |
| 90   | 安福寺南2号墓   | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 91   | 安福寺南3号墓   | 柏原市玉手町 | 3.12*2.45  | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 92   | 安福寺南4号墓   | 柏原市玉手町 | 2.97*2.46  | ?          | 造付石棺    | TK209    | ?         | 13 |
| 93   | 安福寺南5号墓   | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 94   | 安福寺南6号墓   | 柏原市玉手町 | 幅2.1       | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 95   | 安福寺南7号墓   | 柏原市玉手町 | 幅1.0       | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 96   | 安福寺南8号墓   | 柏原市玉手町 | 残3.78*3.02 | ?          | 造付石棺    | ?        | ?         | 13 |
| 97   | 安福寺南9号墓   | 柏原市玉手町 | 残0.95*?    | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 98   | 安福寺南10号墓  | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 99   | 安福寺南11号墓  | 柏原市玉手町 | 残1.4*?     | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 100  | 安福寺南12号墓  | 柏原市玉手町 | 残2.9*2.71  | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 101  | 安福寺南13号墓  | 柏原市玉手町 | 3.47*2.59  | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 102  | 安福寺南14号墓  | 柏原市玉手町 | 残0.38*?    | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 103  | 安福寺南15号墓  | 柏原市玉手町 | 1.86*2.94  | 残0.7*1.11  | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 104  | 安福寺南16号墓  | 柏原市玉手町 | 2.73*3.38  | 残2.56*1.14 | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 105  | 安福寺南17号墓  | 柏原市玉手町 | ?          | ?          | なし      | ?        | ?         | 13 |
| 106  | 安福寺B-1号墓  | 柏原市玉手町 | 3.0*3.0    | 残1.5*1.54  | なし      | TK43     | ?         | 14 |
| 107  | 安福寺B-2号墓  | 柏原市玉手町 | 2.76*2.63  | 残1.12*1.0  | 排水溝     | ?        | ?         | 14 |
| 108  | 安福寺B-3号墓  | 柏原市玉手町 | 2.19*3.08  | 残4.08*1.32 | なし      | TK209    | ?         | 14 |
| 109  | 安福寺B-4号墓  | 柏原市玉手町 | 幅1.0       | 残2.2*1.46  | なし      | ?        | ×         | 14 |
| 110  | 安福寺B-5号墓  | 柏原市玉手町 | 1.43*1.17  | 残1.27*1.36 | 棺台      | TK209    | ?         | 14 |
| 111  | 玉手山東A-1号墓 | 柏原市旭ヶ丘 | 4.0*2.78   | 6.7*1.06   | 造付石棺、棺台 | 飛鳥 I     | ○         | 15 |
| 112  | 玉手山東A-2号墓 | 柏原市旭ヶ丘 | 3.32*3.3   | 7.3*1.46   | 排水溝     | TK209    | ?         | 15 |
| 113  | 玉手山東A-3号墓 | 柏原市旭ヶ丘 | 3.0*2.5    | 5.5*1.4    | 造付石棺    | TK209    | ○         | 15 |

|     | 土器                   |         | その他                      | 備考       |
|-----|----------------------|---------|--------------------------|----------|
|     | 須恵器                  | 土師器     |                          |          |
| 56  |                      |         |                          |          |
| 57  | 壺、脚付壺                | 碗、小壺、高杯 | 耳環、鏝、ガラス玉                |          |
| 58  | 杯蓋、杯身、高杯、平瓶、壺、甕      | 杯、高杯    | 刀子、耳環                    |          |
| 59  | 杯蓋、壺                 | 高杯、壺、杯  | 滑石製紡錘車                   |          |
| 60  | 台付壺、埴                |         | 鉄鏝、耳環                    |          |
| 61  | 杯蓋身、短壺、高杯、横瓶、長壺、台付長壺 | 杯       | 耳環、棗玉                    |          |
| 62  | 杯身、蓋、壺、提瓶、甕、高杯       | 杯       | 鉄鏝、鉄製品、琥珀製棗玉、耳環          |          |
| 63  | 杯蓋、杯身、高杯、壺、甕         | 壺、碗     |                          |          |
| 64  | 短壺                   |         |                          |          |
| 65  | 杯蓋、高杯、台付短壺、子持器台      | 碗       | 耳環、管玉、土玉、琥珀玉、鉄矛、鉄剣、鉄鏝、刀子 |          |
| 66  | 壺                    |         |                          |          |
| 67  | 杯蓋、杯身                | 高杯      | 家形埴輪                     |          |
| 68  | 杯身、高杯、壺              | 広口壺     | 鏝、家形埴輪                   |          |
| 69  |                      |         | 円筒埴輪                     |          |
| 70  | 提瓶、高杯                |         | 円筒埴輪                     |          |
| 71  | 杯身、甕                 | 甕       |                          |          |
| 72  |                      |         |                          |          |
| 73  |                      |         |                          |          |
| 74  |                      |         |                          |          |
| 75  |                      |         |                          |          |
| 76  |                      |         |                          |          |
| 77  |                      |         |                          |          |
| 78  |                      |         |                          |          |
| 79  |                      |         |                          |          |
| 80  |                      |         |                          |          |
| 81  |                      |         |                          |          |
| 82  |                      |         |                          |          |
| 83  |                      |         |                          |          |
| 84  |                      |         |                          |          |
| 85  |                      |         |                          |          |
| 86  |                      |         |                          |          |
| 87  |                      |         |                          |          |
| 88  |                      |         |                          |          |
| 89  | 提瓶、高杯、壺              |         | 円筒埴輪                     |          |
| 90  |                      |         |                          |          |
| 91  |                      |         |                          |          |
| 92  | 台付長壺                 | 碗、皿     | 鉄鏝、埴輪片                   |          |
| 93  |                      |         |                          |          |
| 94  |                      |         |                          |          |
| 95  |                      |         |                          |          |
| 96  |                      |         |                          |          |
| 97  |                      |         |                          |          |
| 98  |                      |         |                          |          |
| 99  |                      |         |                          |          |
| 100 |                      |         |                          |          |
| 101 |                      |         |                          |          |
| 102 |                      |         |                          |          |
| 103 |                      |         |                          |          |
| 104 |                      |         |                          |          |
| 105 |                      |         |                          |          |
| 106 | 破片                   | 破片      |                          | 未完成、埋葬あり |
| 107 |                      |         |                          | 未完成、埋葬あり |
| 108 | 杯身、蓋、高杯、短壺、台付壺、広口壺、甕 | ミニ提瓶    | 土製品                      | 未完成、埋葬あり |
| 109 | 破片                   | 破片      |                          | 未完成      |
| 110 | 杯蓋、長壺                | 高杯、甕    |                          | 未完成、埋葬あり |
| 111 | 杯蓋、直口壺               | ○       | 耳環、刀子                    |          |
| 112 | 短壺、蓋、高杯              |         | 耳環                       |          |
| 113 | 杯蓋、高杯、広口壺、提瓶         | 壺、埴     |                          |          |

| 横穴墓名 | 所在地          | 主体部    |            | 内部施設      | 時期      | 追葬時期  | 文献    |    |
|------|--------------|--------|------------|-----------|---------|-------|-------|----|
|      |              | 規模     | 前庭部規模      |           |         |       |       |    |
| 114  | 玉手山東A-4号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 3.1*3.1    | 6.0*0.6   | 敷石、排水溝  | TK43  | ?     | 15 |
| 115  | 玉手山東A-5号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 2.5*0.9    | 4.0*0.4   | 敷石、排水溝  | TK209 | 飛鳥I   | 15 |
| 116  | 玉手山東B-4号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 3.06*2.48  | 残7.8      | 敷石      | TK43  | TK209 | 15 |
| 117  | 玉手山東B-5号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 2.4*1.9    | 幅0.6      | 箱式石棺    | TK209 | ○     | 15 |
| 118  | 玉手山東B-6号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 2.8*2.56   | 残7.4      | なし      | TK209 | ?     | 15 |
| 119  | 玉手山東B-7号墓    | 柏原市旭ヶ丘 | 2.7*2.16   | 5.1*1.26  | なし      | TK209 | 飛鳥II  | 15 |
| 120  | 玉手山東B-10号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.4*2.1    | 6.7*1.0   | 棺台      | 飛鳥I   | ?     | 15 |
| 121  | 玉手山東B-11号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.4*1.7    | ?         | 棺台      | TK209 | ?     | 15 |
| 122  | 玉手山東B-12号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.7*2.5    | 4.2*1.2   | 敷石、排水溝  | ?     | ?     | 15 |
| 123  | 玉手山東B-13号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.4*2.2    | 残1.5*0.5  | なし      | ?     | ?     | 15 |
| 124  | 玉手山東B-15号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.2*2.2    | ?         | 排水溝     | 飛鳥I   | ?     | 15 |
| 125  | 玉手山東B-18号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 2.3*1.7    | 残1.0*1.0  | 敷石、排水溝  | TK209 | 飛鳥II  | 15 |
| 126  | 玉手山東B-19号墓   | 柏原市旭ヶ丘 | 1.6*2.0    | 幅1.0      | 排水溝     | TK209 | ?     | 15 |
| 127  | 平尾山7号墓       | 柏原市太平寺 | 残0.9*0.96  | ?         | なし      | ?     | ?     | 16 |
| 128  | 平尾山8号墓       | 柏原市太平寺 | 2.92*1.25  | 残0.8*0.9  | なし      | TK209 | ○     | 16 |
| 129  | 平尾山9号墓       | 柏原市太平寺 | 1.6*0.92   | 0.72*0.55 | 棺台      | 飛鳥I   | ?     | 16 |
| 130  | 平尾山10号墓      | 柏原市太平寺 | 残1.15*0.4  | ?         | なし      | ?     | ?     | 16 |
| 131  | 平尾山11号墓      | 柏原市太平寺 | 1.46*0.41  | ?         | なし      | ?     | ?     | 16 |
| 132  | 平尾山12号墓      | 柏原市太平寺 | 1.0*0.48   | ?         | なし      | 飛鳥II? | ?     | 16 |
| 山城   |              |        |            |           |         |       |       |    |
| 133  | 狐谷2号墓        | 八幡市美濃山 | 7.9*3.27   | 幅1.0      | なし      | TK209 | ?     | 17 |
| 134  | 狐谷3号墓        | 八幡市美濃山 | 10.1*1.93  | 幅1.0      | なし      | 飛鳥I   | ?     | 17 |
| 135  | 狐谷4号墓        | 八幡市美濃山 | 9.45*2.06  | ?         | なし      | TK209 | ?     | 17 |
| 136  | 狐谷5号墓        | 八幡市美濃山 | 9.9*2.14   | 幅0.6      | なし      | 飛鳥I   | ?     | 17 |
| 137  | 狐谷6号墓        | 八幡市美濃山 | 12.0*2.16  | ?         | なし      | TK209 | ?     | 17 |
| 138  | 狐谷7号墓        | 八幡市美濃山 | 10.05*1.69 | ?         | なし      | 飛鳥I   | ?     | 17 |
| 139  | 狐谷8号墓        | 八幡市美濃山 | 11.8*1.98  | 幅1.0      | なし      | TK209 | ?     | 17 |
| 140  | 狐谷9号墓        | 八幡市美濃山 | 8.35*1.52  | 幅1.0      | なし      | ?     | ?     | 17 |
| 141  | 堀切5号墓        | 京田辺市薪  | 残4.6*2.0   | ?         | 組合式家形石棺 | 飛鳥I   | ×     | 18 |
| 142  | 堀切6号墓        | 京田辺市薪  | 残4.6*2.6   | ?         | 棺台      | TK209 | ×     | 18 |
| 143  | 堀切7号墓        | 京田辺市薪  | 残2.15*1.65 | ?         | なし      | TK209 | ○     | 19 |
| 144  | 堀切8号墓        | 京田辺市薪  | 残2.8*1.0   | ?         | なし      | 飛鳥I   | ○     | 19 |
| 145  | 堀切9号墓        | 京田辺市薪  | 残4.2*1.5   | ?         | なし      | TK209 | ○     | 19 |
| 146  | 堀切10号墓       | 京田辺市薪  | 残3.3*1.65  | ?         | なし      | TK209 | ○     | 19 |
| 但馬   |              |        |            |           |         |       |       |    |
| 147  | 正福寺谷I-1号墓    | 豊岡市日撫  | 1.9*2.5    | ?         | なし      | ?     | ?     | 20 |
| 148  | 正福寺谷I-2号墓    | 豊岡市日撫  | 1.55*2.37  | ?         | なし      | ?     | ?     | 20 |
| 149  | 正福寺谷I-3号墓    | 豊岡市日撫  | 残1.1*1.9   | ?         | なし      | ?     | ?     | 20 |
| 150  | 正福寺谷I-4号墓    | 豊岡市日撫  | 2.5*2.63   | ?         | なし      | ?     | ?     | 20 |
| 151  | 正福寺谷I-11号墓   | 豊岡市日撫  | 残1.66*2.5  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 152  | 正福寺谷I-12号墓   | 豊岡市日撫  | 2.0*3.2    | ?         | 棺台      | 飛鳥II  | ○     | 21 |
| 153  | 正福寺谷I-13号墓   | 豊岡市日撫  | 1.55*2.36  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 154  | 正福寺谷II-6号墓   | 豊岡市日撫  | 1.25*1.91  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 155  | 正福寺谷II-7号墓   | 豊岡市日撫  | 1.23*1.87  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 156  | 正福寺谷II-8号墓   | 豊岡市日撫  | 1.5*2.04   | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 157  | 正福寺谷II-9号墓   | 豊岡市日撫  | 2.02*1.6   | ?         | 排水溝     | 飛鳥V   | ?     | 21 |
| 158  | 正福寺谷II-10号墓  | 豊岡市日撫  | 1.45*2.27  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 159  | 正福寺谷II-14号墓  | 豊岡市日撫  | 1.46*1.9   | ?         | なし      | 7C後   | ?     | 21 |
| 160  | 正福寺谷III-15号墓 | 豊岡市日撫  | 1.35*1.81  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 161  | 正福寺谷III-16号墓 | 豊岡市日撫  | 1.1*1.71   | ?         | なし      | 飛鳥IV  | ?     | 21 |
| 162  | 正福寺谷III-17号墓 | 豊岡市日撫  | 1.15*2.52  | ?         | なし      | 7C後   | ?     | 21 |
| 163  | 正福寺谷III-18号墓 | 豊岡市日撫  | 1.65*2.2   | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 164  | 正福寺谷III-19号墓 | 豊岡市日撫  | 1.62*1.96  | ?         | なし      | 飛鳥V   | ?     | 21 |
| 165  | 正福寺谷III-20号墓 | 豊岡市日撫  | 1.31*1.78  | ?         | なし      | ?     | ?     | 21 |
| 166  | 妙楽寺見手山1号墓    | 豊岡市妙楽寺 | ?          | ?         | なし      | ?     | ?     | 22 |
| 167  | 妙楽寺見手山2号墓    | 豊岡市妙楽寺 | 残1.6*1.6   | ?         | なし      | ?     | ?     | 22 |
| 168  | 妙楽寺見手山3号墓    | 豊岡市妙楽寺 | 残2.8*2.4   | ?         | なし      | ?     | ?     | 22 |
| 169  | 妙楽寺見手山4号墓    | 豊岡市妙楽寺 | 1.8*1.95   | ?         | なし      | 飛鳥II  | 中世?   | 22 |

| 土器  |                   | その他        | 備考               |
|-----|-------------------|------------|------------------|
| 須恵器 | 土師器               |            |                  |
| 114 | 杯身、杯蓋、高杯、台付壺、甕    | 壺          |                  |
| 115 | 杯身、提瓶             | 埴、破片       |                  |
| 116 | 杯身、短壺、高杯、壺、台付長壺   | 鉢、高杯、壺     | 耳環、鉄鎌、鉈<br>9C再利用 |
| 117 | 提瓶、高杯             | 高杯、壺       | 耳環、紡錘車、鉈         |
| 118 | 壺、高杯、台付長壺         | 高杯、盆       | 鉄刀<br>墓道共有       |
| 119 | 杯蓋                | 盆          | 耳環               |
| 120 | 杯身、杯蓋             | 杯身、高杯、台付長壺 | 耳環               |
| 121 | 杯、広口壺、高杯、台付長壺、埴   |            |                  |
| 122 |                   |            |                  |
| 123 | 杯                 |            |                  |
| 124 | 台付長壺              | 高杯         |                  |
| 125 | 杯蓋、台付長壺           | 高杯、碗、長壺    | 耳環               |
| 126 | 杯蓋                |            |                  |
| 127 |                   |            |                  |
| 128 | 高杯、壺              |            | 耳環、簪             |
| 129 |                   |            |                  |
| 130 |                   |            |                  |
| 131 |                   | 破片         |                  |
| 132 |                   | 杯、鉢        |                  |
| 山城  |                   |            |                  |
| 133 | 長壺、高杯             | 碗          | 刀、刀子、金環          |
| 134 | 杯身、台付長壺、高杯        | 皿          |                  |
| 135 | 杯身。蓋、高杯、台付長壺、平瓶、甕 | 碗          | 金環               |
| 136 | 杯身、高杯             | 碗、皿、高杯     |                  |
| 137 | 杯身、蓋、長壺、高杯        |            |                  |
| 138 | 杯身、蓋、高杯、台付長壺      |            |                  |
| 139 | 杯身、蓋、高杯、台付長壺      | 壺          |                  |
| 140 |                   |            | 刀、金環             |
| 141 | 杯身                | 杯身         |                  |
| 142 | 杯身、蓋、高杯、広口壺、台付長壺  |            | 刀子、金環            |
| 143 |                   | 甕          |                  |
| 144 | 杯身、蓋、平瓶、高杯        |            |                  |
| 145 | 杯身、高杯             |            |                  |
| 146 | 杯身、蓋、高杯           | 甕、長壺       | 鈔帶金具、鉄片          |
| 但馬  |                   |            |                  |
| 147 |                   | 皿、碗        | 鉄器片<br>再利用時の遺物？  |
| 148 |                   |            | 鉄器片              |
| 149 |                   |            |                  |
| 150 |                   | 甕、碗        | 砥石<br>再利用時の遺物？   |
| 151 |                   |            |                  |
| 152 |                   |            |                  |
| 153 |                   |            |                  |
| 154 | 破片                |            |                  |
| 155 | 破片                |            |                  |
| 156 |                   |            |                  |
| 157 | 平瓶                | 碗          |                  |
| 158 |                   |            |                  |
| 159 | 杯身                |            |                  |
| 160 |                   |            | 鉄鎌、釘状鉄製品         |
| 161 | 杯蓋、身              |            |                  |
| 162 | 杯身                |            |                  |
| 163 |                   |            | 再利用時の遺物のみ        |
| 164 | 杯蓋、身              |            |                  |
| 165 |                   |            |                  |
| 166 |                   |            | 破壊墓              |
| 167 |                   |            | 刀、刀子             |
| 168 |                   |            |                  |
| 169 | 杯身、甕              |            |                  |

|     | 横穴墓名      | 所在地     | 主体部       |          | 内部施設 | 時期    | 追葬<br>時期 | 文献 |
|-----|-----------|---------|-----------|----------|------|-------|----------|----|
|     |           |         | 規模        | 前庭部規模    |      |       |          |    |
| 170 | 香住門谷4号墓   | 豊岡市香住   | 3.05*2.55 | ?        | なし   | TK209 | ○        | 23 |
| 171 | 香住門谷7号墓   | 豊岡市香住   | 2.15*1.6  | ?        | なし   | TK217 | ?        | 23 |
| 172 | 東山1号墓     | 豊岡市上鉢山  | 2.3*1.96  | 4.4      | なし   | 飛鳥Ⅱ   | ○        | 24 |
| 173 | 東山2号墓     | 豊岡市上鉢山  | 2.7*1.97  | 6        | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ○        | 24 |
| 174 | 北浦22号地点北墓 | 豊岡市森尾   | 2.8*2.5   | 6.0*1.0  | なし   | TK209 | ○        | 25 |
| 175 | 北浦24号地点北墓 | 豊岡市森尾   | ?         | ?        | なし   | 飛鳥Ⅰ   | ?        | 25 |
| 丹後  |           |         |           |          |      |       |          |    |
| 176 | 大田鼻1号墓    | 京丹後市大宮町 | 残3.1*1.9  | ?        | なし   | ?     | ?        | 26 |
| 177 | 大田鼻2号墓    | 京丹後市大宮町 | 残3.0*1.8  | ?        | なし   | TK209 | 飛鳥Ⅱ      | 26 |
| 178 | 大田鼻3号墓    | 京丹後市大宮町 | 4.3*2.2   | 残1.6*1.0 | なし   | 飛鳥Ⅱ   | 飛鳥Ⅲ      | 26 |
| 179 | 大田鼻4号墓    | 京丹後市大宮町 | 2.9*2.7   | 残0.5*0.7 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ?        | 26 |
| 180 | 大田鼻5号墓    | 京丹後市大宮町 | 3.1*2.2   | 残0.4*0.7 | なし   | ?     | ?        | 26 |
| 181 | 大田鼻6号墓    | 京丹後市大宮町 | 3.3*1.3   | 残1.3     | なし   | TK209 | 飛鳥Ⅱ      | 26 |
| 182 | 大田鼻7号墓    | 京丹後市大宮町 | 残2.0*1.2  | ?        | なし   | 飛鳥Ⅱ   | ?        | 26 |
| 183 | 大田鼻8号墓    | 京丹後市大宮町 | 4.2*1.8   | ?        | 土壙?  | ?     | ?        | 26 |
| 184 | 大田鼻9号墓    | 京丹後市大宮町 | 残3.0*1.7  | ?        | なし   | 平城Ⅱ   | ?        | 26 |
| 185 | 大田鼻10号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.3*1.96  | 残1.9*3.3 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | 平城Ⅲ      | 26 |
| 186 | 大田鼻11号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.4*2.4   | ?        | なし   | 飛鳥Ⅲ   | 平城Ⅱ      | 26 |
| 187 | 大田鼻12号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.2*2.3   | 残2.5     | なし   | ?     | ○        | 26 |
| 188 | 大田鼻13号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.2*2.0   | 残1.7     | なし   | ?     | ○        | 26 |
| 189 | 大田鼻14号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.1*2.1   | 残1.5*0.8 | なし   | 平城Ⅱ   | ○        | 26 |
| 190 | 大田鼻15号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.6*2.5   | 残2.1*0.7 | なし   | 平城Ⅱ   | ×        | 26 |
| 191 | 大田鼻16号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.4*2.7   | 残3.0     | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ×        | 26 |
| 192 | 大田鼻17号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.2*2.9   | 残4*4     | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ×        | 26 |
| 193 | 大田鼻18号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.2*3.1   |          | なし   | 平城Ⅱ   | ○        | 26 |
| 194 | 大田鼻19号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.0*2.1   | 残2.3*2.0 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ○        | 26 |
| 195 | 大田鼻20号墓   | 京丹後市大宮町 | 残3.3*0.5  | ?        | なし   | TK209 | ?        | 26 |
| 196 | 大田鼻21号墓   | 京丹後市大宮町 | 残2.4*2.5  | ?        | なし   | 飛鳥Ⅱ   | ×        | 26 |
| 197 | 大田鼻22号墓   | 京丹後市大宮町 | 残1.8*2.5  | ?        | なし   | 平城Ⅱ   | ○        | 26 |
| 198 | 大田鼻23号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.1*2.9   | ?        | なし   | 平城Ⅱ   | ×        | 26 |
| 199 | 大田鼻24号墓   | 京丹後市大宮町 | 4.3*3.4   | 残3.5*1.2 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | 平城Ⅱ～Ⅲ    | 26 |
| 200 | 大田鼻25号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.8*2.8   | 残2.8*1.3 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ?        | 26 |
| 201 | 大田鼻26号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.0*2.1   | 残1.0*1.2 | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ○        | 26 |
| 202 | 大田鼻27号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.0*2.5   | 2.8*1.2  | なし   | 飛鳥Ⅲ   | ?        | 26 |
| 203 | 大田鼻28号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.8*3.0   | 残4.5*3.2 | なし   | 平城Ⅲ   | ?        | 26 |
| 204 | 大田鼻29号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.4*2.5   | 残1.8     | なし   | 平城Ⅱ   | ○        | 26 |
| 205 | 大田鼻30号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.5*2.4   | 残1.8*2.5 | なし   | 飛鳥Ⅴ   | ○        | 26 |
| 206 | 左坂A-3号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.1*2.7   | 6.0*0.8  | なし   | 飛鳥Ⅰ   | ○        | 27 |
| 207 | 左坂A-4号墓   | 京丹後市大宮町 | 8.3*3.2   | 5.3*2.2  | なし   | 7C中   | ～7C末     | 28 |
| 208 | 左坂A-5号墓   | 京丹後市大宮町 | 7.2*2.4   | 4.4*2.3  | なし   | 7C中   | 8C前      | 28 |
| 209 | 左坂A-6号墓   | 京丹後市大宮町 | 8.2*2.2   | 5.5*1.8  | なし   | 7C中   | ～8C後     | 28 |
| 210 | 左坂B-1号墓   | 京丹後市大宮町 | 1.0*0.9   | 1.9      | なし   | 平城Ⅱ   | ×        | 29 |
| 211 | 左坂B-2号墓   | 京丹後市大宮町 | 0.9*0.6   | 1.6      | なし   | 平城Ⅱ   | ×        | 29 |
| 212 | 左坂B-3号墓   | 京丹後市大宮町 | 0.6*0.6   | 0.9*0.4  | なし   | ?     | ?        | 29 |
| 213 | 左坂B-4号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.4*2.7   | 6.1*1.3  | なし   | 7C後   | ○        | 29 |
| 214 | 左坂B-5号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.2*1.8   | 5.2*2.1  | なし   | 平城Ⅰ   | ?        | 29 |
| 215 | 左坂B-6号墓   | 京丹後市大宮町 | 1.6*1.4   | 4.5*1.2  | なし   | 平城Ⅱ   | ?        | 29 |
| 216 | 左坂B-7号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.4*2.2   | 5.4*1.5  | なし   | 平城Ⅱ   | ?        | 29 |
| 217 | 左坂B-8号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.3*2.3   | 1.7*0.9  | なし   | 飛鳥Ⅳ   | ?        | 29 |
| 218 | 左坂B-9号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.2*2.1   | 5.6*1.5  | なし   | 平城Ⅱ   | ?        | 29 |
| 219 | 左坂B-10号墓  | 京丹後市大宮町 | 0.8*0.9   | 2.6*0.65 | なし   | ?     | ?        | 29 |
| 220 | 左坂B-11号墓  | 京丹後市大宮町 | 0.9*1.1   | 4.0*0.3  | なし   | 8C前   | ?        | 29 |
| 221 | 左坂B-12号墓  | 京丹後市大宮町 | 0.7*0.8   | 2.8*0.5  | なし   | 7C後   | ?        | 29 |
| 222 | 左坂B-13号墓  | 京丹後市大宮町 | 0.4*0.4   | 2.0*0.25 | なし   | 8C前   | ?        | 29 |
| 223 | 里ヶ谷1号墓    | 京丹後市大宮町 | ?         | ?        | なし   | 飛鳥Ⅰ   | ?        | 30 |
| 224 | 里ヶ谷2号墓    | 京丹後市大宮町 | ?         | ?        | なし   | 飛鳥Ⅰ   | ?        | 39 |
| 225 | 里ヶ谷3号墓    | 京丹後市大宮町 | 2.6*1.2   | 残2.3*0.8 | なし   | 飛鳥Ⅱ   | ?        | 30 |
| 226 | 里ヶ谷4号墓    | 京丹後市大宮町 | 3.0*1.5   | 残3.9     | なし   | 飛鳥Ⅰ   | 飛鳥Ⅱ      | 30 |

| 土器  |                  | 土師器       | その他             | 備考                  |
|-----|------------------|-----------|-----------------|---------------------|
| 170 | 須恵器<br>杯、高杯      |           |                 |                     |
| 171 | 杯蓋               |           |                 |                     |
| 172 | 杯身               |           |                 |                     |
| 173 | 杯身、平瓶、台付壺        | 壺         | 鉄鏃、刀子           |                     |
| 174 | 杯身、蓋、長壺、高杯、甗、直壺  |           | 鉄鏃              |                     |
| 175 | 杯蓋、身<br>丹後       | 破片        | 墓道のみ調査          |                     |
| 176 |                  |           |                 |                     |
| 177 | 杯蓋、身、短壺、高杯       | 椀         | 鉄鏃、刀子、金環        |                     |
| 178 | 杯蓋、身             |           | 刀、金環、水晶切子玉、金銅製品 |                     |
| 179 |                  | 短壺、椀      | 鉄鏃、刀、刀子         |                     |
| 180 | 破片               |           |                 |                     |
| 181 | 杯蓋、身、甗、高杯、椀      | 椀         | 鉄鏃、刀子、金環        |                     |
| 182 | 杯身、椀             | 椀         | 刀子              |                     |
| 183 |                  |           | 土器片             |                     |
| 184 |                  | 杯蓋、身、鉢    | 金環              |                     |
| 185 | 平瓶、横瓶、長壺         | 椀、甗       |                 | 焼骨出土                |
| 186 | 平瓶、長壺            | 甗         |                 | 10号墓と墓前部共有          |
| 187 |                  |           |                 |                     |
| 188 | 横瓶               |           |                 |                     |
| 189 | 杯蓋、身、長壺          | 杯身、短壺、皿、甗 |                 |                     |
| 190 | 杯身、甗             | 杯身、蓋、短壺、皿 |                 |                     |
| 191 | 杯蓋、身、平瓶          | 杯身、皿      | 刀子              |                     |
| 192 | 杯蓋、身、長壺、平瓶       | 杯身、皿、椀    | 鉄鏃、刀            | 18号と前庭部共有           |
| 193 | 杯身、長壺            | 皿         |                 | 焼骨出土                |
| 194 | 杯身               | 杯身、皿、椀    | 刀子              |                     |
| 195 | 杯蓋、高杯            |           | 金環              |                     |
| 196 | 杯蓋、身、甗           | 杯身        |                 |                     |
| 197 | 杯蓋、長壺            | 杯身、皿      |                 |                     |
| 198 | 杯蓋、身、横瓶          | 杯身、皿、椀    |                 | 焼骨出土                |
| 199 | 杯蓋、身、長壺、短壺、横瓶、甗  | 杯身、椀、皿、甗  | 刀子、金環           |                     |
| 200 | 杯蓋               |           | 金環              | 焼骨出土                |
| 201 |                  | 杯身        |                 |                     |
| 202 | 杯蓋、身、高杯、甗        | 椀         | 金環              |                     |
| 203 | 杯蓋、身、椀           | 杯蓋、身、高杯、椀 | 鉄鏃、刀子           | 墨書土器出土              |
| 204 |                  | 杯身、甗      |                 |                     |
| 205 | 杯蓋、身、横瓶、長壺       | 椀、甗       |                 |                     |
| 206 | 杯身、平瓶            | 椀         | 刀子              |                     |
| 207 | 杯蓋、身、横瓶、平瓶       | 椀、甗       |                 |                     |
| 208 | 杯身、短壺、横瓶、高杯、平瓶、椀 | 杯身、皿、椀、甗  | 刀子              |                     |
| 209 | 杯身、長壺、横瓶、平瓶、甗    | 椀、甗       |                 |                     |
| 210 | 長壺               | 杯身、壺      |                 | 2号と前庭部共有、1・2号とも焼骨出土 |
| 211 | 杯身               | 杯身、甗、皿    | 鉄鏃              |                     |
| 212 |                  |           |                 |                     |
| 213 | 横瓶、甗、短壺          | 杯身        | 鉄鏃、刀子、金環、鉄鎌     |                     |
| 214 | 杯蓋、身、甗           | 杯身、高杯     | 刀子              |                     |
| 215 | 杯身、長壺            | 杯身、甗      |                 |                     |
| 216 | 甗                | 杯身、高杯     |                 | 至近地に火葬墓             |
| 217 | 杯蓋、身、短壺、平瓶、甗     | 甗         |                 |                     |
| 218 | 甗、椀              |           |                 |                     |
| 219 |                  |           |                 |                     |
| 220 |                  | 甗         |                 |                     |
| 221 |                  | 杯身、甗      |                 |                     |
| 222 |                  | 甗         |                 |                     |
| 223 | 壺                |           |                 | 大部分未調査              |
| 224 | 杯蓋、身、提瓶、甗        |           |                 |                     |
| 225 | 杯身、壺?            | 杯身        | 刀子、金環、針状鉄製品     |                     |
| 226 | 杯身、提瓶、甗、椀、台付壺    | 杯身        |                 |                     |

|     | 横 穴 墓 名 | 所 在 地   | 主 体 部     |           | 内 部 施 設 | 時 期  | 追 葬<br>時期 | 文 献 |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|---------|------|-----------|-----|
|     |         |         | 規 模       | 前 庭 部 規 模 |         |      |           |     |
| 227 | 里ヶ谷5号墓  | 京丹後市大宮町 | 2.8*1.7   | 残2.8*1.3  | なし      | 飛鳥Ⅰ  | ?         | 30  |
| 228 | 里ヶ谷6号墓  | 京丹後市大宮町 | 1.9*1.3   | 残2.2*1.4  | なし      | 飛鳥Ⅲ  | ?         | 30  |
| 229 | 有明1号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.7*2.65  | 4.0*0.6   | なし      | 飛鳥Ⅰ  | 飛鳥Ⅱ～Ⅲ     | 31  |
| 230 | 有明2号墓   | 京丹後市大宮町 | 1.7*2.0   | 1.9       | 窪み      | 7C中? | 7C後       | 31  |
| 231 | 有明3号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.5*1.24  | 2.2       | なし      | 飛鳥Ⅰ  | ?         | 31  |
| 232 | 有明4号墓   | 京丹後市大宮町 | 6.1*1.9   | 3.2       | なし      | 飛鳥Ⅴ  | ?         | 32  |
| 233 | 有明5号墓   | 京丹後市大宮町 | 7.0*3.3   | 3.7       | 6個の柱穴   | 飛鳥Ⅲ  | 飛鳥Ⅳ       | 32  |
| 234 | 有明6号墓   | 京丹後市大宮町 | 6.0*2.4   | ?         | なし      | ?    | ?         | 32  |
| 235 | 有明7号墓   | 京丹後市大宮町 | 1.3*1.0   | ?         | なし      | ?    | ?         | 32  |
| 236 | 有明8号墓   | 京丹後市大宮町 | 3.7*2.3   | 1.4       | なし      | 飛鳥Ⅳ  | ～平城Ⅰ      | 32  |
| 237 | 裾谷1号墓   | 京丹後市大宮町 | 2.0*0.8   | 1.1*0.5   | なし      | 飛鳥Ⅴ  | ?         | 33  |
| 238 | 裾谷2号墓   | 京丹後市大宮町 | 1.7*0.6   | 1.0*0.7   | なし      | 8C前  | ?         | 33  |
| 239 | エノボ1号墓  | 京丹後市大宮町 | 4.09*2.5  | 残0.7*0.35 | なし      | 8C   | ?         | 34  |
| 240 | エノボ2号墓  | 京丹後市大宮町 | 4.15*2.97 | ?         | なし      | 平城Ⅲ  | 平城Ⅴ・Ⅵ     | 34  |
| 241 | 下山11号墓  | 京丹後市峰山町 | 2.9*1.7   | 残0.8*0.6  | 排水溝     | 飛鳥Ⅱ  | ?         | 35  |

[参考文献]

1. 河上邦彦・松本百合子1993『龍王山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第68冊 奈良県立橿原考古学研究所 p22～25、28・29、132・133、136～153
2. 西崎卓哉1984「赤田横穴群の調査」『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』奈良市教育委員会 p82～88
3. 小島俊次・北野耕平1959「奈良市歌姫町 横穴」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第12輯 奈良県教育委員会 p27～34
4. 清水 康二1992「奈良市宝来横穴群発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1991年度』奈良県立橿原考古学研究所
5. 立石堅志・篠原豊一1985「山陵町狐塚横穴群の調査」『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和59年度』奈良市教育委員会 p8～21
6. 奈良国立文化財研究所編1986「朱雀大路・左京七条一坊（日高山）の調査（第45—2・9次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報16』 p29～35
7. 斎藤明彦1985『昭和59年度 岩船横穴墓群・中曾司遺跡・坪井遺跡・下明寺遺跡発掘調査概報』橿原市埋蔵文化財調査概要2 橿原市教育委員会 p1～6
8. 斎藤明彦1986『昭和60年度 下明寺遺跡・岩船横穴墓群・千塚山遺跡・発掘調査概報』橿原市埋蔵文化財調査概要3 橿原市教育委員会 p10～17
9. 安村俊史1992『高井田横穴群Ⅳ』柏原市文化財概報1992—Ⅱ 柏原市教育委員会
10. 安村俊史1987『高井田横穴群Ⅱ』柏原市文化財概報1986—Ⅶ 柏原市古文化研究会
11. 安村俊史1986『高井田横穴群Ⅰ』柏原市文化財概報1985—Ⅵ 柏原市古文化研究会
12. 安村俊史1991『高井田横穴群Ⅲ』柏原市文化財概報1990—Ⅱ 柏原市教育委員会
13. 水野正好他1973『玉手山安福寺横穴群調査概要』大阪府文化財調査概要1972-5大阪府教育委員会
14. 安村俊史1993『安福寺横穴群整備事業報告』柏原市文化財概報1993—Ⅲ 柏原市教育委員会
15. 堀江門也1969『柏原市玉手山東横穴群発掘調査概報』大阪府文化財調査概要1968 大阪府教育委員会

| 土器  |                    | その他          | 備考              |
|-----|--------------------|--------------|-----------------|
| 須恵器 | 土師器                |              |                 |
| 227 | 杯蓋、身、壺、甕           | 杯身、椀         | 鉄鏃、刀子           |
| 228 | 杯身、平瓶              | 杯身、皿、椀、台付皿、甕 |                 |
| 229 | 杯蓋、身               | 杯身、甕         |                 |
| 230 |                    | 杯身           |                 |
| 231 | 杯身、平瓶、瓶子           | 甕            | 再利用あり           |
| 232 | 杯蓋、身、台付壺           | 杯身、椀、甕       | 鉄鏃、金環           |
| 233 | 杯蓋、身、短壺、長壺、平瓶、横瓶、甕 | 杯身、壺、高杯      | 鉄鏃、刀子、勾玉、丸玉、切子玉 |
| 234 | 杯蓋、身               | 杯身、椀         |                 |
| 235 | 杯身                 | 甕            |                 |
| 236 | 杯蓋、身、高杯            | 杯身、皿         |                 |
| 237 | 長壺、横瓶              | 椀            | 牛形土製品           |
| 238 |                    |              | 焼骨出土            |
| 239 |                    |              |                 |
| 240 |                    |              |                 |
| 241 | 杯身                 | 椀、甕          | 刀子              |

16. 北野 重1990『平尾山古墳群－太平寺山手線建設に伴う その3－1988年度』柏原市文化財概報1989－Ⅲ 柏原市古文化研究会 p15～21
17. 久保田建士1982「狐谷横穴群発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第5冊 財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p1～18
18. 高橋美久二1969「堀切横穴群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1969)』京都府教育委員会 p115～124
19. 林 正・吉村正親・西川 滋1989『堀切古墳群調査報告書』田辺町埋蔵文化財調査報告書第11集 田辺町教育委員会 p16～19
20. 瀬戸谷 皓1981「正福寺谷横穴墓群」『豊岡市文化財調査報告書集』但馬考古学研究会
21. 瀬戸谷 皓編1987『日撫・正福寺谷横穴墓群』豊岡市文化財調査報告書第16集・豊岡市立郷土資料館報告書第16集 豊岡市教育委員会
22. 瀬戸谷 皓・松井敬代1986『妙楽寺・見手山横穴墓群』豊岡市文化財調査報告書第14集・豊岡市立郷土資料館報告書第14集 豊岡市教育委員会
23. 瀬戸谷 皓・潮崎 誠1993「香住門谷横穴墓群」『豊岡市史』史料編下巻 豊岡市 p252～255
24. 瀬戸谷 皓編1992『上鉢山・東山墳墓群』豊岡市文化財調査報告書第26集・豊岡市立郷土資料館報告書第26集 豊岡市教育委員会 p65～69
25. 瀬戸谷 皓編1987『北浦古墳群・立石墳墓群(第2分冊)』豊岡市教育委員会 p45～55, 97～100
26. 岡田晃治ほか1987「大田鼻横穴群」『埋蔵文化財発掘調査概報(1987)』京都府教育委員会 p77～153
27. 竹原一彦・石崎善久・村田和弘1996「左坂墳墓群・左坂墳墓群・左坂横穴群」『京都府遺跡調査概報』第71冊 財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p37～40
28. 森下 衛・森 正1993「左坂横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報(1993)』京都府教育委員会 p106～127



29. 筒井崇史1994「左坂横穴群（B支群）」『京都府遺跡調査概報』第60冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p63～112
30. 石崎善久1993「里ヶ谷横穴群」『京都府遺跡調査概報』第55冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p89～128
31. 増田孝彦1987「有明古墳群・横穴群」『京都府遺跡調査概報』第24冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p2～21
32. 今田昇一編1998『三坂神社墳墓群・三坂神社裏古墳群・有明古墳群・有明横穴群』京都府大宮町文化財調査報告書第14集 大宮町教育委員会 p161～194
33. 筒井崇史1995「裾谷横穴・遺跡」『京都府遺跡調査概報』第65冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p53～92
34. 肥後弘幸・細川康晴1995「エノボ横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報（1995）』京都府教育委員会 p63～86
35. 安田 章1993『下山横穴墓発掘調査報告書（Ⅱ）』京都府峰山町埋蔵文化財調査報告書第16集 峰山町教育委員会

表15 横穴墓前庭部の遺物出土状況

| 時期    | 出土位置     | 横穴墓名  |
|-------|----------|---|
| TK43  | 墓道       | 高井田2-4, 2-25, 3-12  |
|       | 隣接墓との境界  | 龍王山E-19   |
| TK209 | 墓道       | 高井田4-29, 龍王山A-4   |
| 飛鳥Ⅰ   | 墓道       | 高井田2-12, 2-14, 2-58, 3-13, 4-33, 赤田1, 有明3, 左坂A-3, 里ヶ谷2, 4, 5, 北浦24北 |
|       | 墓道肩部ピット  | 高井田2-13   |
|       | 前庭部      | 里ヶ谷1  |
| 飛鳥Ⅱ   | 墓道       | 龍王山E-18   |
|       | 隣接墓との境界  | 有明6*  |
|       | 墓道横の平坦部  | 有明1   |
| 飛鳥Ⅲ   | 墓道       | 高井田2-13, 3-30, 大田鼻25  |
|       | 列石前      | 龍王山E-20   |
|       | 墓道横の平坦部  | 左坂A-5, 6  |
|       | 墓前域横の窪み  | 大田鼻27   |
| 飛鳥Ⅳ   | 墓道       | 左坂A-4, B-4, B-12, 大田鼻24   |
|       | 前庭部      | 里ヶ谷6, 左坂B-8, 大田鼻11*   |
|       | 隣接墓との境界  | 左坂B-8, 大田鼻10*, 17*, 24  |
| 平城Ⅰ   | 墓道       | 左坂B-13, 大田鼻14, 15   |
|       | 玄門前脇     | 左坂B-11, 裾谷1   |
|       | 墓前域横の窪み  | 大田鼻18, 30   |
|       | 墓道横の平坦部  | 大田鼻24   |
|       | 墓道横窪み・土壇 | 大田鼻15, 29   |
| 平城Ⅱ   | 墓道       | 大田鼻28   |
|       | 前庭部      | 左坂B-1*, B-2*, B-6, B-9  |
|       | 墓道横窪み・土壇 | 大田鼻28   |
|       | 玄門横      | 左坂B-7   |

註: 古墳名横の※は隣接墳と共有空間を有することを示す。

## 第4節 畿内における古墳の終焉状況

### 1. はじめに

畿内とその周縁地域においては、飛鳥Ⅲ型式期に墓制に対する大幅な規制が実施され、有力単独墳では横穴式石室の造営が停止し、一部の古墳で横穴式石槨が主体部に採用されると同時に群集墳の築造も停止するという現象を引き起こした。例外的に造墓が継続する群集墳においても内部構造が小石室や木棺墓などに変質するなど、終末期古墳を考える上で大きな画期の一つと位置付けられた。

続く飛鳥Ⅳ型式期は横穴式石槨が中心となって墓制が展開し、一部の氏族の間には火葬墓などの新来の葬制も導入されることになる。墓制における中央集権化が貫徹され、畿内地域ではほとんどの群集墳が築造を停止することとなった。

そして、飛鳥Ⅴ型式期の段階で畿内とその周縁地域において「律令国家」期の墓制のスタンダードである火葬墓が成立し、厳格な造墓規制が達成されたと考えられる。

前節までの検討によって、律令制度という国家の枠組みの成立と歩調を合わせ、葬送儀礼に対しても畿内の中央政権による様々な規制が加わり、新たな墓制が完成していく過程を検証してきた。

しかし、以前、終末期群集墳の造営最終段階に採用されることの多い小石室の在り方を検討した結果、令制国を単位とする範囲で見れば微妙な地域差が認められることも分かった（渡邊 2012）。

具体的に述べると、大和では古墳の単葬墓化、個人墓化に合わせて石室規模が縮小し、小石室A（石室長 150 cm～230 cm）が造営される。さらに、7世紀中葉前後の墓制の画期に合わせて導入された複次葬、すなわち改葬を伴う新たな葬制の導入に対応して小石室B（石室長 150 cm未満）が採用された。このような小石室の動向は河内地域でも認められるが、大和では飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期に古墳の造営行為そのものが厳しく規制され、ほとんどの群集墳で築造が停止されるのに対して、河内では伸展葬を伴う木棺墓が墓制として導入されるという相違点を確認できた。摂津は大和とほぼ同時期に複次葬を採用し、葬制の面では大和と同調するが、石棺タイプの小石室Bが採用される点に大和との違いがある。

一方、播磨などの畿内周縁部では飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期にも古墳造営者層の拡大などに伴い、小型の横穴式石室という意識から小石室を築造しており、畿内周縁部では当該時期に至っても、墓制に限れば古墳時代とさほど大きな違いは認められない。

このように小石室という墓制・葬制の変遷に着目すれば、7世紀中葉以降、律令制的身分秩序が構築される過程において、大和、河内、摂津と山城<sup>1</sup>、播磨などの周縁地域という令制国に相当するような単位で墓制の地域性が窺えるのである。つまり、後に畿内国と称される地域内であっても、山地や河川などの地勢を境界とした範囲、つまり、ほぼ令制国に匹敵する単位で地域性の違いが浮き彫りになったといえよう。畿内と一括りにされる範囲内でも造墓規制や葬制の違いがみられ、「畿内」という範囲が決して一枚岩ではなかったことが予想されるのである。

もちろん、畿内地域内においても地域色がみられることは考古学的な見地からも検討が

進められている。例えば、佐原真氏の説くように、畿内の原型が形成されたと考えられる弥生時代においても大和川流域と淀川流域では弥生土器の様相が大きく異なるという（佐原 1970、p22）。古墳出現期の古墳の動向も顕著な違いがあることから、白石氏は「初期ヤマト政権の中核となった『ヤマト』の原領域は、奈良盆地東南部だけではなく、大和川中・下流の葛城や南河内をも含むもの」（白石 1999、p86）と述べられた。つまり、ヤマト政権はその成立当初から、大和・河内政権として発足したと考えることも可能である。

そこで、本節では畿内とその周縁部の墓制の動向をまとめ、墓制から窺える地域性の在り方とその意義について検証していきたい。

なお、令制国につながるような国分けが行われたのは天武 12 年（683）のことであるが、佐々木宗雄氏によれば、大化 2 年の命令に従って大化 5 年（649）の天下立評と国分けが全国的に施行されたと推測されており（佐々木 2011）、ある程度令制国の輪郭は出来つつあったと考えられる。よって、本節の記述を令制国単位で行うことは当時の人々の志向に沿ったものであるとの立場から以下の論述をすすめていきたいと思う。

## 2. 畿内とその周縁地域の墓制の概要

古墳時代終焉期、飛鳥Ⅲ型式期から飛鳥Ⅴ（平城Ⅰ）型式期の墓制の概要については、前節までの各節で述べたので、畿内とその周縁部の墓制を令制国単位で簡単にまとめておきたい。なお、本節で取り上げた各墳墓の参考文献は前節までの検討で取り上げた文献との重複を避けるために割愛したことを予めお断りしておく。

### ①大和

飛鳥Ⅲ型式期をもって龍王山古墳群をはじめ、有力な群集墳は築造を停止し、この時期以降も築造されるのは三ツ塚古墳群など一部の群集墳に限られる。三ツ塚古墳群では横穴式石室に替わって小石室、木棺墓が造営された。

単独墳も古墳の造営自体が限定されるようになり、牽牛子塚古墳や平野塚穴山古墳など、王族や高級貴族・豪族墓に比定されるような古墳が中心となるが、これらの古墳の主体部には横口式石槨が採用された。なお、主体部として採用された横口式石槨は百済陵山里古墳群の造墓技術の直接的な影響を受けて成立したと考えられる石室系の平野塚穴山タイプに分類されるものである。

このような傾向は飛鳥Ⅳ型式期にも受け継がれ、天武天皇陵に比定される野口王墓古墳を頂点として八角形→六角形→方形→円形という厳格な墳形規制も存在した。横口式石槨に関しては、凝灰岩組み合わせ式の石室系の他に、下位タイプの石槨として新たにマルコ山タイプが創設された。このタイプの石槨はこれ以降、キトラ古墳、高松塚古墳と継続的に造営されるが、葬制としては最後まで土葬を採り続けた。この点が中尾山古墳のように最終的に火葬骨を埋納し、葬制としての火葬に対応できるように石槨構造を改変していった平野塚穴山タイプの古墳との相違点である。

群集墳は現状では三ツ塚古墳群で造墓活動が確認されるに過ぎないが、この時期になると三ツ塚古墳群でも横穴式石室は造営されておらず、小石室と木櫃改葬墓が主体となる。このことから判断すれば、飛鳥Ⅳ型式期には群集墳においても改葬を前提とした複次葬が

葬制として採用されたことがわかる。また、不明な点も多いが、五条野内垣内遺跡や久米ジカミ子古墓群では火葬骨を土壌内に直葬したと思われる火葬墓群が造営された可能性もある。しかし、これらが火葬墓であったとしても8世紀以降の仏教儀礼に基づいた「律令国家」の墓制としての火葬墓とのヒアタスは大きく、渡来系氏族との関わりなど、仏教儀礼とは無関係に導入された葬制と考えられることから、墓制としての両者の差異は大きい。

このように、飛鳥Ⅳ型式期からⅤ型式期にかけての時期は有力単独墳を除くと群集墳の造営はほとんど確認できず、大和における群集墳の造営は飛鳥Ⅳ型式期の時間幅の中で完全に終焉する。しかし、群集墳被葬者層との系譜関係は不明であるが、群集する墳墓として同時期には顕著な墳丘を有さない無墳丘墓<sup>2</sup>が数例確認されている。古墳再利用の類例として前章でも取り上げたコロコロ山古墳周辺や中山1・2号墳の周辺で検出された木棺墓や土壌墓群がそれである。少なくとも、従来の群集墳を造営したような集団はこの時期には強い造墓規制を受け、墳丘を有する古墳の築造は認められず、従前の古墳の墓域を利用する古墳再利用という形でかろうじて墳墓の造営を行うことができたと考えられる。

飛鳥Ⅴ型式期は壁画古墳として有名なキトラ古墳が代表的な事例である。中尾山古墳、兵家古墳のような火葬骨を埋納するために工夫された小型の横口式石槨墳(平野塚穴山タイプ)が造営されるなど、高塚古墳と火葬墓を組み合わせた従来の墓制と新来の葬制の折衷スタイルの墳墓も造営された。これは「律令国家」の新たな墓制のスタンダードとして導入された火葬という葬制にいち早く対応するために従来の墓制である古墳を工夫改良したものといえる。ただ、これらは天皇陵や一部高級貴族などの特権階級に限定された特別の墳墓スタイルであり、この時期以降は従来の古墳に替わって、顕著な墳丘を伴わない火葬墓が相次いで造営されるようになる。そして、大規模な墳丘を有する高塚墳としての古墳は続く平城Ⅱ型式期の高松塚古墳や石のカラト古墳の造営をもって完全に終焉することとなる。

## ②河内

飛鳥Ⅲ型式期の古墳は近つ飛鳥周辺に点在する横口式石槨墳が中心となって展開するが、石槨の型式は石棺系の小口山タイプであり、大和の石槨が石室系を中心とすることと相違する。小口山タイプの横口式石槨はお亀石古墳の系譜を引くもので、当該地域を中心にして、飛鳥Ⅴ型式期のヒチンジョ池西古墳まで造営される地域性の強い墓制である。

続くⅣ型式期にかけても小口山タイプの横口式石槨を有する古墳がいわゆる近つ飛鳥地域や羽曳野市周辺に点在するが、寛弘寺古墳群では土器棺墓が造営される一方、火葬墓として造営された可能性のある墳墓も見受けられる。また、柏原市域では田辺古墳群や平尾山古墳群雁多尾畑第49支群のように、それまでの横穴式石室墳に替わり、小石室や木棺墓が主体部となるものの、群集墳としての古墳の造営行為は継続しており、平尾山古墳群雁多尾畑第49支群では木炭槨墓も造営された。

飛鳥Ⅴ型式期は群集墳の造営自体は大和と同様停止するが、古墳としてはヒチンジョ池西古墳(小口山タイプ)が造営され、墓尾古墳群隣接地でも土器棺墓が造営されている。

また、当該地域では大和と同じく新たに採用された火葬という葬制を積極的に取り入れており、多くの火葬墓が造営されたが、平城Ⅱ型式期に入ると先ほど取り上げた田辺古墳群や平尾山古墳群雁多尾畑第49支群などで群集墳の墓域内や隣接地に火葬墓が造営され

ている。

このように、飛鳥Ⅴ型式期の断絶期をはさむものの、7世紀代の終末期群集墳から8世紀前半の火葬墓へと墓域が継続するようにみえる事例は大和三ツ塚古墳群を除くと、河内地域で顕著な傾向にあり、現在の柏原市域を中心とした生駒山地西麓から金剛・葛城山地山麓地域の特色とすることができよう。

### ③山城

山城地域は大きく分けると桂川流域の北山城、木津川流域の南山城、鴨川流域の東山城に大別できるが、北山城は朝鮮半島から渡来した秦氏ゆかりの土地で現在の嵯峨野周辺には5世紀後半以降有力墳が相次いで造営され、飛鳥Ⅰ型式期を中心とする時期には音戸山古墳群をはじめとする終末期群集墳が数多く造営されるが、ほとんどの群集墳が飛鳥Ⅱ型式期に造営を終える。

東山城地域でも醍醐古墳群をはじめとする終末期群集墳が7世紀前半頃を中心に造営されるが、唯一飛鳥Ⅲ型式期まで造営されるのが旭山古墳群である。そして、7世紀後半に山科に天智天皇陵が造営されることで当該地域における古墳の造営は停止する。南山城地域は横穴墓や陶棺など個性的な墳墓が造営されるが、京田辺市堀切古墳群10号横穴墓からは須恵器や土師器などとともに、銚帯金具が出土しており、八幡市美濃山狐谷横穴墓群とともに8世紀代にも追葬の形で横穴墓が使用され続けることが確認されている。しかし、7世紀中葉以降に造営された古墳は現在のところ確認されていない。

このように他地域に先駆けて、飛鳥Ⅲ型式期には古墳造営数が大幅に減少することから、当該地域に対して大幅な造墓規制が行われた可能性があり、飛鳥Ⅳ型式期以降は顕著な古墳はほとんど造営されていない。同時期には墓誌が検出されて著名な小野毛人墓(箱式石棺様の石室墓)などが知られるに過ぎず、他は八幡丘陵などに造営された横穴墓に追葬の形で葬られるばかりである(第2章第3節参照)。こうした動向の中で、尼塚5号墳のあり方は注目されよう。石室形態から7世紀中葉前後の無袖式石室と考えられる古墳であるが、石室床面から副葬品と目される和同開珎が検出されており、8世紀前半の築造と考えられている。石室形態から判断すれば7世紀中葉前後の築造時期が想定できるにもかかわらず、出土遺物が8世紀代に限定できる事例はこれ以外にも第1章でも触れたように但馬箕谷5号墳や河内堂山4号墳などがある。大和では同時期まで高塚古墳の造営が続いているので、何らかの特別な条件の下で高塚古墳の造営が認められた被葬者を想定すべきだろう。

しかし、山城地域では8世紀中葉以降になると宇治宿弥墓をはじめとする火葬墓が盛んに造営されており、造墓がほとんど確認できなかった7世紀代後半の墓制の動向とは大きく様変わりすることは興味深い。

### ④摂津

摂津地域も山城地域と同様、飛鳥Ⅲ型式期以降目立った墳墓は造営されていない。飛鳥Ⅲ型式期の阿武山古墳が著名であるが、飛鳥Ⅳ型式期は栗栖山南古墳群に造営された横穴式石室が知られるばかりで、飛鳥Ⅴ型式期に小石室や木棺墓が造営されたと考えられている。その後、平城Ⅱ型式期頃に火葬墓が造営されるのは河内田辺古墳群などの様相と類似している。しかし、田辺古墳群などでは飛鳥Ⅴ型式期の造墓は確認されておらず、栗栖山

南古墳群の小石室などが飛鳥Ⅴ型式期の造営であれば、終末期群集墳から火葬墓へ墓域が間断なく継続する畿内では唯一の事例となる。飛鳥Ⅲ型式期から造墓を開始していることも踏まえると、栗栖山南古墳群は極めて特異な性格を有する古墳群と位置付けることができる。

また、同時期には北米谷古墳をはじめとする火葬墓が造営されている状況は大和と似たような在り方を示している。

摂津という地名は大宝4年(704)に定まったもので、それ以前は津国と呼ばれていたらしい。直木孝次郎氏によれば、天武朝になって都が近江大津から倭に戻り、新羅との国交が回復したことから、もともと河内と呼ばれていた地域にあった難波津と住吉津、および「務古」と呼ばれた地域の務古水門と大輪田泊を合わせて津国としたという(直木 2008)。摂津は大宝令制の下では摂津職が支配する特別行政区であった。対外交渉の窓口として難波津が設けられるなど、律令政府にとって特別な地域であったことはいうまでもない。しかし、墓制の動向からは栗栖山南古墳群を除くと、特別行政区として優遇された様子は窺えず、他地域と比べても際立った特色は認められない。

その後、延暦4年(785)の三国川の開削により、長岡京に向かうための新たなルートが設けられ、難波を経由する必要がなくなったことから、難波の重要性は急速に低下することとなった。延暦12年(793)には摂津職が廃止され、国制へと移行することになるが、墓制から見た場合、同じ摂津地域であっても、北摂と称される現在の兵庫県三田市域は非常に個性的な様相を呈することにも留意しなければならない。例えば、三田市奈カリ与古墳は凝灰岩質砂岩の板石を組んだ「箱式石棺様石室」と呼ばれる横口式石槨であり、同市奈良山12号墳も箱型の特異な形態の横口式石槨で横口式石棺墓と呼ばれているが、石槨規模から判断すれば成人の伸展葬は不可能である(高島 2010、p24)。律令体制の形成期に、中央政府との関わりという観点から墓制の考察を進めるのであれば、六甲山系を隔てた現在の三田市域を中心とする地域はいわゆる摂津とは別の地域として把握する方がふさわしいといえよう。

それに対して現在の兵庫県南部地域にほぼ該当する西摂地域は、瀬戸内を利用した海上交通の拠点という意味では難波津周辺、現在の大阪市域の重要性と何らひけをとるものではない。先述の直木氏によれば、「津国、ついで摂津国の時代には務古水門の名はすたれ、津国の重要な港として朝廷の管理下にはいるとともに、大輪田泊と呼ばれた」と考えられており(直木 2008、p413)、国家的・公的な港として運営されたことから、その後背地も含め、中央政府が重視したことは間違いあるまい。弥生時代に多くの墳墓が造営された現在の大阪市域では古墳時代以降の造墓数は激減し、終末期古墳の築造は確認されていない。難波長柄豊碓宮が造営されると、少なくとも京域内に墳墓が造営されることはなくなったはずであり、当該地域の墓域はどこか別の場所に求める必要がある。そういう意味では、終末期群集墳の典型例として学史上著名な長尾山に展開する古墳群の被葬者に難波宮で活躍した官人層を比定する考え(森本 2000)は妥当といえよう。

さらに、中山荘園古墳のような多角形墳が造営された背景も摂津という地域の特性と結びつけば理解しやすいだろう。ただ、現在の芦屋市を中心とする地域の墓制には須恵器をはじめとする出土遺物から判断する限り播磨、山陽地域の影響が顕著に認められており(森岡編 1983)、近年再調査された旭塚古墳の石室構造や墳丘構造も畿内中枢部のそれとは

微妙な違いが認められること（森岡・坂田編 2009、図 47）は墓制における中央志向と同時に瀬戸内を介した地域との交流・交易も重視した可能性があることに留意する必要がある。

## ⑤ 播磨

播磨は『延喜式』を見ても分かるように十二郡を有する大国で、墓制の様子を令制国単位で一括して述べることは困難である。石田善人氏の研究によれば、大化2年(646)に畿内の四至を決定し、畿内の西限が「赤石の櫛淵」と規定されたにもかかわらず当時の人々の意識の上では現在の明石までが畿内であると考えていたとされており、播磨の中でも明石郡の特殊性が強調されている（松下 1984）。播磨の他地域では7世紀中葉以降も多くの古墳が造営されているのに対して、明石郡内では飛鳥Ⅱ型式期以降の古墳がほとんど確認されていないことや8世紀前半には他地域に先駆けて火葬墓が造営されていることは氏の説を裏付けるものといえるだろう。

しかし、明石郡以外の播磨地域では飛鳥Ⅲ型式期以降も村東山古墳や石櫃戸古墳など有力単独墳が相次いで造営されている。また、西脇古墳群や状覚山古墳群などの群集墳は飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期になっても造営され続けており、主体部も伸展葬を前提とした小型の横穴式石室や小石室が築造されている。大和などでは飛鳥Ⅱ型式期以降、群集墳内の墓域に造営された小石室は改葬を前提とした複次葬という葬制を採用した墓制と考えられること（渡邊 2012）と対照的である。特に、播磨では飛鳥Ⅲ型式期以降の群集墳に小石室が採用されながら、小型とはいえ、飛鳥Ⅴ型式期になるとすべての古墳で小石室ではなく、横穴式石室が採用されていることは、大和などの畿内中枢部とは大きく異なり、古墳時代以来の思惟を保持し続けた集団の存在を暗示する現象といえよう。

西脇古墳群では飛鳥Ⅳ型式期に至って墓域の再編が行われていることから、中央政権の支配権が及んだ可能性を前節で指摘したが、造営された古墳の在り方は地域の主体性に任せたとしか想定できないような状況にある。中央政権による個別人身支配という謳い文句とは裏腹に、実際に中央政権が群集墳を造営できるような在地の共同体支配者層に対して具体的な実効性を伴う政策を展開したとは考えにくい。このことは畿内地域では8世紀前半以降新たに葬制の主役となった火葬墓が相次いで造営されるのに対して、明石郡内を除くと播磨では8世紀前半に築造された火葬墓が確認できないという事実からも裏付けられる。

## ⑥ 丹後と但馬

播磨と同じく畿内周縁部に位置する丹後と但馬は播磨とは違った墓制の変遷をたどる。具体的には前節で述べた通りであるが、飛鳥Ⅲ型式期以降、古墳造営が極端に後退し、横穴式石室はほとんど造営されない。円山川流域にあって但馬を代表する首長墓である大藪古墳群の造営時期以降に築造された可能性があるのは、円山川を離れた現在の村岡地域に位置する長者ヶ平2号墳（中村 1981）が認められるにすぎない。ただ、近年新たに確認された上エ山古墳群C支群では飛鳥Ⅴ型式期の造墓活動が確認されており、五反田1号墳（渡辺編 2012、p96）でも同様であることからすれば、播磨と同様、飛鳥Ⅴ型式期に至るまで群集墳内では横穴式石室が造り続けられていたようであるが、播磨などと比較しても古墳造営数の絶対量が僅少であることは覆るまい。

但馬・丹後両地域には飛鳥Ⅲ型式期以降、横穴式石室に替わり、墳丘を伴わない墳墓である横穴墓が墓制の中心を占めるという共通点がある。これらの横穴墓は飛鳥Ⅴ型式期まで造営され続け、特に丹後では左坂横穴墓群や大田鼻横穴群という大規模群集墳に相当するような大型横穴墓群が造営されていることが特色である。また、飛鳥Ⅲ型式期に小型の横穴墓が採用されるが、その背景は畿内中枢部で古墳の個人墓化が進行し、小石室などが積極的に採用される現象と軌を一にするものといえよう。

さらに、丹後では飛鳥Ⅳ型式期に火葬骨を埋納する横穴墓が造営されており、平城Ⅱ型式期まで造営され続けた。左坂横穴墓群では、火葬骨を埋納する横穴墓に続き平城Ⅱ型式期には横穴墓群の墓域内で火葬墓が造営されており、河内柏原市域の群集墳と同じように群集墳の墓域が火葬墓へ継続される事例である。ただ、横穴式石室ではなく横穴墓であること、飛鳥Ⅴ型式期にも造墓が継続していること、飛鳥Ⅳ型式期からすでに火葬という葬制を採用していることという相違点も認められる。このような終末期群集墳の墓域内に8世紀前半前後の火葬墓が造営される事例はいずれも火葬墓の造営が平城Ⅱ型式期を中心とする時期に限られており、それ以降墓域は継続しないという共通点がある。これらの群集墳では何らかの共通した葬送儀礼観の下で墳墓が造営された可能性があるが、丹後の横穴墓の在り方を考えれば、それは必ずしも中央政権の意図するものではなかったと考えられる。

### 3. 古墳の終焉状況から窺える令制国単位の地域性

前節で概要を触れた令制国単位の墓制の変遷を模式図にまとめてみた(図48)。図に従うと、以下のような傾向が看取できよう。

大和は須恵器型式期のすべての時期において、先験的に最新の墓制を導入しており、造営された墳墓数や造墓スタイルなどの種類も多い。これは、大和が当時の政権所在地であったことと密接な関係があり、「律令国家」形成期の墓制は大和を中心とした畿内中枢部の勢力によって先導されていたからに他ならない。また、墓制の多様性はそのまま墳墓造営者層の多様性を反映しており、ピラミッド構造を有する階段状の階層社会が構成されていたことに起因する現象と考えられる。後の位階制に相当する豪族・官僚層の身分秩序が造営された墳墓構造に反映されていたと考えることが妥当であろう。これは墳墓造営者数の違いにも表れており、河内では飛鳥Ⅴ型式期は墳墓の造営数が激減するのとは対照的に大和では多くの古墳や無墳丘墓が造営された。

しかし、このことは同時に政権お膝元の大和内部にあっても、様々な階層に属する首長層の墳墓造営にかかる志向を必ずしも完全に規制できた訳ではないことも示している。事実、大和における高塚墳丘を伴う古墳の終焉は722年の元明遺詔を待たねばならなかったこと(上林2004、p70)が墳墓規制の難しさを如実に示している。

河内地域の墓制も大和に匹敵する多様性を見せるが、飛鳥Ⅴ型式期に限り造墓数が激減することは大和以外の諸地域と同様の傾向を示す。しかし、平城Ⅱ型式期には大和と同様、仏教儀礼に適った新たな葬制としての火葬墓が本格的に導入されている。つまり、大和と河内は墓制・葬制の上で似たような変遷過程を示すが、飛鳥Ⅴ型式期の様相に違いが認められるのである。大規模な墳丘を伴う墳墓は河内では飛鳥Ⅴ型式期で終焉を迎えることも



同様である。冒頭で示した小石室の在り方を参照すれば、飛鳥Ⅳ型式期は複次葬を採用した大和に対して、河内柏原市域では旧来の伸展葬を伴う木棺墓が造営されるという違いも認められ、河内国内部でも氏族や地域によって中央政府との距離が一律ではなかったことを物語っている。

山城には飛鳥Ⅲ型式期以降、目立った古墳は造営されておらず、横穴墓が中心となって墓制が展開されるという相違点があり、平城Ⅱ型式期の火葬墓も未確認である。八幡丘陵などでは墳丘を伴う墳墓に替わり、横穴墓や横穴墓を再利用した追葬という形式で8世紀代まで埋葬行為が確認されていることも顕著な地域性といえよう。ただ、8世紀中葉以降は火葬墓の造営が相次ぐようになり、有力氏族の台頭が窺える地域である。

摂津地域も墳墓数の絶対量が僅少で、飛鳥Ⅴ型式期の様相は不明であるが、山城地域とは違い、平城Ⅱ型式期に火葬墓が造営されている。また、7世紀中葉前後に長尾山丘陵を中心に小規模な古墳が密集して造営された背景には前述したように、難波宮で活躍した官人層との関係を想定することができる。当該地域では6世紀代から横穴式石室を中心とする群集墳が造営されているが、7世紀代の終末期群集墳とそれ以前の群集墳とは墓域を違えており、被葬者層の出自が異なる可能性も指摘されている。しかし、これらの終末期群集墳も短期間で造墓活動を終息させており、7世紀中葉以降、都が大和に移ることに伴い、長尾山丘陵一帯の造墓活動も終息したと考えれば、当該地域の墓制の動向も理解できるのではないだろうか。

しかし、延暦12年(793)に摂津職が廃止されるまで、中央政府にとって摂津地域が重要であることは変わりなく、栗栖山南古墳群が造営され、さらに、畿内地域の中でもいち早く火葬墓が造営されることになる。藤原鎌足の墳墓ではないかと話題を呼んだ阿武山古墳の存在からも推定されるように、摂津国三島評(郡)は鎌足以降、藤原氏の所領であった。天坊幸彦氏の研究に拠れば、『日本後記』逸文の延暦11年(792)の条に、藤原北家房前、清河の累代の所領が島上郡(旧三島上郡)内に限って確認されるという(天坊1947)。天坊氏の研究成果を踏まえ、森田克行氏はこれらの所領と『日本書紀』に見られる鎌足の別業記事を重ね合わせ、藤原北家へ所領が拡大、定着していった可能性を指摘し、さらに、富田台地の北部中央にある郡家今城遺跡と奈佐原丘陵南斜面地に営まれた岡本山古墓群にも注目された。郡家今城遺跡は島上郡衙跡や山陽道と結ばれ、条里制に則った整然とした建物配置がみられる奈良時代から平安時代前半にかけての集落であり、150棟以上の掘立柱建物や大形井戸などが検出された。出土遺物は木簡や墨書土器、製塩土器、土馬・斎串などの律令祭祀具、越州窯青磁碗、奈良三彩の杯、銭貨、硯、律令官人のベルトに使われた腰金具などがあり、中央貴族の荘園を彷彿とさせるという。また、岡本山古墓群からも腰金具や刀子が検出されており、森田氏の言葉を借りれば「さながら官人墓群の様相」であった(森田2012、p105)。このように、中央政府と密接な関係を有する地域であるからこそ、8世紀前半以降、大和を意識した墓制が展開することになるのであろう。

播磨は明石郡を除くと、7世紀中葉以降も古墳の造営が盛んで、北部・西部播磨を中心とする地域では、飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期まで横穴式石室が造営されるなど古墳時代とほぼ同じような墓制が継続した。墳墓造営者層の増加現象に伴い、石棺タイプなどの小石室も造営されており、畿内中枢部の動向とは対照的な在り方を示す。しかし、このような傾向も平城Ⅱ型式期に火葬墓が普及する時期になると一変する。現在までのところ、明石郡以外の

播磨地域では当該時期の火葬墓はほとんど確認されておらず、墳墓造営という行為に対して何らかの規制が働いた可能性がある。

一方、墳丘を伴う墳墓の造営に対していち早く規制が行われたのが但馬・丹後両地域であり、飛鳥Ⅳ型式期以降は横穴墓が墓制の中心となった。これは山城地域とも共通する現象であるが、丹後の場合は飛鳥Ⅳ型式期の横穴墓内に火葬骨を埋納する事例が散見されるという特色がある。さらに、追葬を伴わない非常に小型の横穴墓も造営されたが、これは大和などで複次葬を前提とした小規模な小石室が採用されるという中央墓制の動向と歩調を合わせる動きととらえることもできよう。また、平城Ⅱ型式期に火葬墓が造営される点も大和や河内などの畿内中枢部を意識した行為といえるかもしれない。

#### 4. 畿内地域における地域性の意義

畿内型石室の分布状況などに基づく畿内地域の古墳時代の研究は、畿内地域とその周縁部の相違点に注目し、両者の差異を述べるが多かった。しかし、今回、古墳の終焉状況に着目することで、後に畿内国と一括して称されることになる地域内においても飛鳥Ⅲ型式期には階段状の格差を有する地域性の違いが存在したことが明確になったのではないだろうか<sup>3</sup>。同時期と続く飛鳥Ⅳ型式期には大和・河内が上位グループをなし、山城・摂津の2地域がこれに続くという格差が確認でき、畿内周縁部も播磨と丹後・但馬に大別できた。特に、播磨地域の墓制の独自性から判断すれば当該時期にはそれなりの在地勢力が存在したことが窺い知れる。飛鳥Ⅴ型式期は大和を頂点とし、次いで河内が位置付けられるようになるが、他地域の在り方は変わらない。そして、平城Ⅱ型式期では大和を頂点として、河内・摂津がこれに次ぎ、丹後も横穴墓を墓制として採用するという地域性を有しつつも、火葬墓をいち早く導入するという先進性を持ち合わせていた。一方、山城と播磨では明確な墳墓がほとんど確認されておらず、両地域の重要性が著しく低下したことが窺われるが、但馬の実態は不詳である。

以上の様相をまとめると、古墳時代終末期から「律令国家」成立期にかけての時期は政権所在地の大和が先進的な墓制を採りつつ、畿内各地の墓制が展開されたといえる。そのような中で、大和と河内の両者は一見すると密接なつながりがあるように見えるが、実は必ずしも両地域が歩調を合わせて進んでいった訳ではないことが古墳などの造営状況から窺えた。

また、同じ畿内と称しても山城や摂津地域は7世紀後半以降、目立った古墳が造営されておらず、当時は氏族の伝統的な本貫地に墓地が営まれるという原則からすれば、河内と比べると両地域には中央政権と密接なつながりを有する集団があまり存在しなかったことになる。ただ、摂津に関しては上記したように、飛鳥Ⅲ型式期と平城Ⅱ型式期の両時期に来栖山南古墳群や来栖山南火葬墓 1432 が造営されており、前者は乙巳の変以降、摂津が政治の中枢に躍り出たという史実に対応する可能性がある。また、後者の時期についても摂津職の設置などから分かるように、難波津をはじめとする交通の要衝としての摂津地域の重要性を鑑みた現象といえるかもしれない。

丹後については、但馬とともに飛鳥Ⅲ型式期以前の畿内を中心とする勢力の直接的な介

入の結果、めぼしい古墳の造営は途絶し、墳丘を伴わない墓制である横穴墓が中心となって造墓活動が展開する。播磨などとは違い、在地における支配者層の勢力が大幅に後退したことが要因と考えられる。しかし、丹後地域は他地域に先駆けて火葬という葬制を導入し、火葬墓を造営した。このような墓制における先進性の背景にはやはり日本海を舞台とした対外交流という要因を考慮すべきであろう。前節で述べたように、和銅6年(713)に丹波国から丹後国が新設され、地方支配強化策の一環として当該地域が直接的に把握されるようになったが、神亀4年(727)の渤海使出羽国漂着以来の律令政府による日本海沿岸地域を介した対外政策と関連して、当該地域への支配体制のより一層の強化が進められた結果、先進的な葬制が導入されたと考えられる。

文献史学の成果によれば、畿内という範囲が定められ、畿内制という制度が定められたのは孝徳朝のこととされている(吉川 1996、p57)。大化改新詔では畿内の境界として東西南北の四地点をしめしているが、いずれも畿内から畿外へ通じる交通上の要地が選ばれている。一方、律令制下の畿内制は四畿内(和泉国設置後は五畿内)という行政的区画によって規定されており、孝徳朝の畿内が評を基礎としたものに対し、後者の畿内は国郡制成立後に成立したものであり、天智朝頃に国に基づく畿内制へ移行したと考えられている(吉川 1996、p59)。

「大化改新詔」に見る畿内の四至は難波京を中心に設定されたもので、「凡そ畿内は、東は名墾の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の横櫛より以来、北は近江の狭狭波の合坂山より以来を畿内国とする」とされている(図 49)。それぞれの境界点の比定地のなかで、西の赤石の横櫛については摂津・播磨国境の境川に当てる説が一般的であるが、明石市大久保の海岸に当てる説や神戸市西区神出町の明石川、さらに加古川付近に想定する考えもあり確定していない(木下 1992、p5)。孝徳期の畿内は四至で区切られた「点」による領域表示である(佐々木 1986)のに対して、天智朝以降は令制国に基づく畿内へと変質するということを前提にすれば、木下良氏も指摘されるように、畿内の四至の中で、「赤石の横櫛」比定地だけが後の摂津・播磨の国境の境川であるという通説には違和感があり、「赤石の横櫛」を境川と比定する根拠は乏しいと言わざるを得ない(木下 1992)。

本節の対象とする7世紀という時期はまさに令制下の畿内制が成立する時期に合致しており、播磨の中でも赤石郡を中心とする地域が他の播磨地域と古墳の終焉状況が異なり、むしろ、畿内中枢部の様相と近似するという現象は当時の人々にとって、7世紀後半頃までは明石川流域までが畿内であるという認識があり、古墳造営の実態も畿内中枢部の動向と連動していたと考えれば、素直に理解できると思う。

同様の観点から、北摂、現在の三田市域の古墳の有り様も考えることができるだろう。奥田智子氏によれば、6世紀代の横穴式石室は西摂より三田市域の方が畿内との連動性が高いという(奥田 2009)。これはおそらく丹波地域に続く陸上交通の要衝として当該地域が重要視されていたことに起因する現象と考えられ、吉本昌弘氏は足利健亮氏の研究を踏まえ、孝徳朝頃の有馬道は有馬から三田に通じて山陰道を形成していたと考えられた(吉本 1979)。このような交通の要衝という立地はそれ以前も同様であったと考えられることから、畿内と連動した墓制が展開したのであろう。しかし、難波遷都が実現すると瀬戸内海を経由した海上交通の窓口として摂津・難波津の重要性が高まったことは想像に難くない。前述したように、宝塚市長尾山丘陵上に前代とは墓域を違えて、難波宮で活躍した官

人達の墓域が設定され、学史上有名な長尾山古墳群が形成されたと考えられる。

つまり、7世紀中葉以降は摂津職に象徴されるように、西摂地域が政治の中核ともいえるような地位を確保し、古墳の造営も畿内中枢部との連動性が高まるが、逆に三田市域の地位は低下することになった。古墳の造営に関しても畿内中枢部の動向と乖離することになり、やがて、横口式石棺墓のような墓制が創出され、独自性が発揮されることになるのであろう。

詳しくは第3章第1節で述べるが、このような古墳の終焉状況に基づく地域性、当時の政権にとっての重要性の差異は平城宮Ⅱ型式期頃までの火葬墓の造営状況からも窺うことができる。

8世紀前半までの火葬墓は大和・河内両国に分布の中心がある。大和は政権のお膝元であり、多くの墳墓が造営されたことはいうまでもない。また、河内についていえば、大阪府柏原市域に火葬墓が集中して造営されたことが知られるが、当地は大和川経由で大和盆地に向かう場合、まさに交通の要衝といえる立地条件にあり、当時の政権にとって重要な地域であった。

飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期には目立った墳墓が造営されなかった摂津において3例の火葬墓が造営された背景としては、摂津職が置かれたことから分かるように、当地は海上交通の要であったことが大きく影響しているのであろう。一方、播磨でも3例の火葬墓が確認できるが、いずれも明石郡内に位置しており、それ以外の地域では8世紀前半の火葬墓と断定できる事例はない。飛鳥Ⅳ型式期まで古墳造営が活況を呈したことや、多くの地域で墳墓の造営が中断される飛鳥Ⅴ型式期にも古墳が造営されたことなど、当該地域の古墳造営に対する強い志向性を念頭に置けば、いかにも火葬墓の導入は貧弱といえ、播磨地域の有力集団は墓制に対して保守的であったといえることができるのかもしれない。

山城には同時期の火葬墓は確認されておらず、平城遷都直後の時期の山城地域の立場を反映している現象といえよう。また、日本海地域に属する但馬と丹後両地域ではTK209型式期以降横穴墓を採用しており、墓制に関して類似した在り方を示すが、造営された墳墓の絶対数では但馬はとて丹後に及ぶところではなく、丹後では横穴墓を中心に飛鳥Ⅳ～Ⅴ型式期に多くの墳墓が造営された。また、他地域に先駆けていち早く「火葬」という葬制も導入されている。さらに、8世紀前半頃の火葬墓は但馬には認められないにもかかわらず、丹後に4例存在しており、同じ日本海地域に属するとはいえ、神亀4年(727)の渤海使出羽国漂着以来の律令政府による日本海沿岸地域を介した対外政策と関連して、当該地域への支配体制のより一層の強化が進められたことが予想される。和銅6年(713)に丹波国から丹後国が新設されたという事実は地方支配強化策の一環として当該地域が直接的に把握されるようになったことを示しており、日本海を経由した海上交通の要地として中央政府は丹後地域を重視したことが窺える。

## 5. まとめ

本節では、畿内とその周縁地域の古墳造営の状況、具体的には飛鳥Ⅲ型式期から平城宮Ⅱ型式期までの古墳・墳墓の造営状況について述べた。

その結果、律令制下で四畿内(和泉国設置後は五畿内)という行政区画によって規定

された畿内地域においても、墳墓の造営状況に違いが見られ、政権中枢部の大和を頂点として、河内、摂津、その他の地域という階段状の格差を有することが分かった。

序章でも述べたように、「律令国家」の基本的性格として、天皇を首長とする畿内諸豪族政権が地方人民を支配するという考えがある。そして、畿内は特別区として畿外とは異なった構造を有し、国司も郡司も置かれなかったという。いわゆる「畿内政権論」であるが、7世紀から8世紀前半までの各時期で、畿内各地の古墳造営状況に地域性や格差が認められることは、必ずしも畿内各地の勢力が対等な立場で政権運営に参画した訳ではないことを暗示しているのではないだろうか<sup>4</sup>。

飛鳥Ⅳ型式期は大和と河内、飛鳥Ⅴ型式期から平城Ⅱ型式期は大和の優位性が突出しており、少なくとも古墳や火葬墓の造営状況から窺い知ることのできる政権の実態は、「畿内政権」というより、「大和（・河内）政権」と呼ぶべき状況にあったことを示しているといえよう。

次章以降の検討では、8世紀以降の畿内とその周辺地域の墳墓造営状況を手がかりに、「律令国家」＝「畿内政権」という図式が成り立ちうるのかどうかについても検討していきたいと思う。ただ、検討に際して王権とは何かという問いかけに対する上野千鶴子氏の考えも考慮に入れる必要があろう。上野氏によれば、王権とは中心一周縁関係で捉えるものではなく、「<周縁>を否定して<内部>を<中心>のもとに均質化し、その<中心>だけが<外部>との通路になるというものである」（網野・上野・宮田 1988、p95）。この考えに従うと墓制において一定の規範が決められた地域こそ「畿内」とすべきであり、その範囲は領域として捉えるべきではないことになる。墓制に限れば、中央の墓制の動向と合致し、規範に従って造墓されている範囲こそ「畿内」と呼ぶべきことになろう。

（註）

1. 山城国は長岡京遷都までは山背と表記すべきであるが、煩雑さをさけるため、便宜上山城で表記を統一したことを断っておく。
2. 無墳丘墓については別稿（渡邊 2008）で検討したので参照してほしい。
3. 畿内型石室の検討でも、大和の優位は指摘されており、古墳時代の地域格差、階段状のピラミッド構造はそのまま「律令国家」のあり方に大きく影響したことはいうまでもないが、令制国単位の地域格差の有無や格差の時期的変遷などについてはあまり触れられることはなかった。
4. 四至畿内制を検討した出田和久氏は長山泰孝氏の説（長山 1970）を参照して、畿内が本来持っていた国家の基盤としての性格が、「律令国家」の完成によって、律令制度の中に解消され、法的な特別地域としては規定されなかったとする（出田 2005）。

（引用・参考文献）

網野善彦・上野千鶴子・宮田登 1988 「後醍醐の親政と民族史的転換」『日本王権論』春秋社 p55～102

出田和久 2005 「畿内の四至に関する試考―その地理的意味に関連して―」『古代日本と東アジア世界 奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報告集』 Vol.6 奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム p249～263

- 奥田智子 2009 「三田盆地の横穴式石室」『南所3号墳』大手前大学史学研究所オープン・リサーチ・センター研究報告第8号 大手前大学史学研究所オープン・リサーチ・センター p81~100
- 上林史郎 2004 「古墳の終焉と古代の木棺墓」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の墓制』大阪府立近つ飛鳥博物館 p70~79
- 北山峰生 2009 「古代火葬墓の導入事情」『ヒストリア』第213号 大阪歴史学会 p1~38
- 木下 良 1992 「『大化改新詔』における畿内の四至について—『赤石の櫛淵』の位置比定から—」『史朋』27 史朋同人 p1~17
- 佐々木高弘 1986 「『畿内の四至』と各都城ネットワークから見た古代の領域認知一点から線（面）への表示」『待兼山論叢』史学篇第20号 大阪大学文学部 p21~38
- 佐々木宗雄 2011 「日本古代の国制と新羅」『日本古代国制史論』吉川弘文館 p117~151
- 佐原 真 1970 「大和川と淀川」『古代の日本』第5巻：近畿 角川書店 p24~43
- 白石太一郎 1999 「古墳からみた古代豪族」『考古資料と歴史学』吉川弘文館 p61~97
- 高島信之 2010 「神戸層群の凝灰質砂岩を使った三田市域周辺の古墳について」『市史研究さんだ』第12号 三田市 p21~25
- 天坊幸彦 1947 「阿武山古墳」『上代浪華の歴史地理的研究』大八洲出版株式会社 p385~393
- 直木孝次郎 2008 「摂津国の成立再論」『橿原考古学研究所論集』第十五 八木書房 p405~420
- 中村典男 1981 「村岡町の古墳」『探訪日本の古墳 西日本編』〈有斐閣選書R〉有斐閣 p268~275
- 長山泰孝 1970 「畿内制の成立」『古代の日本』第5巻：近畿（前掲書）p234~240
- 仁藤敦史 2002 「律令国家の王権と儀礼」『日本の時代史』4：律令国家と天平文化 吉川弘文館 p82~112
- 松下 勝 1984 「播磨の地理的環境と考古学」『日本の古代遺跡』3：兵庫南部 保育社 p102~106
- 森本 徹 2000 「付章 北摂地域における栗栖山南古墳群の位置づけ」『栗栖山南墳墓群』財）大阪府文化財調査研究センター調査報告書第57集 財）大阪府文化財調査研究センター p399~424
- 森岡秀人編 1983 『八十塚古墳群発掘調査概報—岩ヶ平支群F小支群西地区の緊急調査成果概要—』芦屋市文化財調査報告第13集 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦編 2009 『旭塚古墳 城山古墳群発掘調査報告書—第1・2次確認調査結果の概要と多角形終末期横穴式石室墳の保存調査—』芦屋市文化財調査報告第77集 芦屋市教育委員会
- 森田克行 2012 「秘匿された鎌足墓」『阿武山古墳と牽牛子塚古墳』高槻市立今城塚古代歴史館 p102~105
- 吉川 聡 1996 「畿内と古代国家」『史林』第79巻第5号 史学研究会 p43~77
- 吉本昌弘 1979 「摂津国有馬郡を通る計画古道と条里」『歴史地理学会会報』104 歴史地理学会 p13~17

渡邊邦雄 2008 「墳丘を伴わない古墳時代の墓制」『古代学研究』第 180 号 古代学研究会  
p337～344

渡邊邦雄 2012 「古墳時代終末期の小石室の位置付け」『菟原Ⅱ 森岡秀人さん還暦記念論  
文集』菟原刊行会 p553～562

渡辺昇編 2012 『上エ山古墳群・内高山古墳群』兵庫県文化財調査報告第 429 冊 兵庫県教  
育委員会

図 48 各地域における古墳の終焉状況

|    | 飛鳥Ⅲ        | 飛鳥Ⅳ    | 飛鳥Ⅴ     | 平城Ⅱ     |
|----|------------|--------|---------|---------|
| 大和 | □☆◇■(●?ㄥ?) | ☆◇◆○○  | ◎☆◆▲■   | ◎☆      |
| 河内 | □◇■☆       | ☆◇●■▲◎ | ◎(□?)▲☆ | ◎(□?◆?) |
| 山城 | □◇?        | △      | □       | ?       |
| 摂津 | □◇☆△       | □      | ◇■?     | ◎◆      |
| 播磨 | □◇△        | □△◇    | □       | ?       |
| 丹後 | □ㄥ         | ㄥ ㄥ=◎  | ㄥ ㄥ=◎   | ㄥ ㄥ=◎   |
| 但馬 | (□?)ㄥ      | ㄥ◇     | ㄥ       | □?      |

[凡例] : □=横穴式石室 ◇=小石室 ■=木棺墓(木棺直葬含む) ◆=土壙墓  
 ☆=横口式石槨 ●=木櫃墓・木炭槨 ▲=土器棺墓 △=石棺 ㄥ=横穴  
 ◎=火葬墓

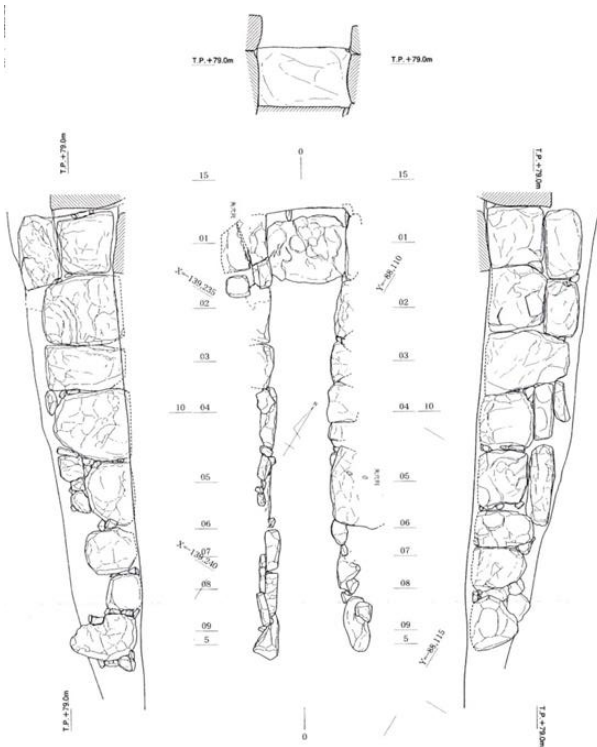


図 47 : 旭塚古墳の石室  
 (森岡・坂田編 2009 より引用)

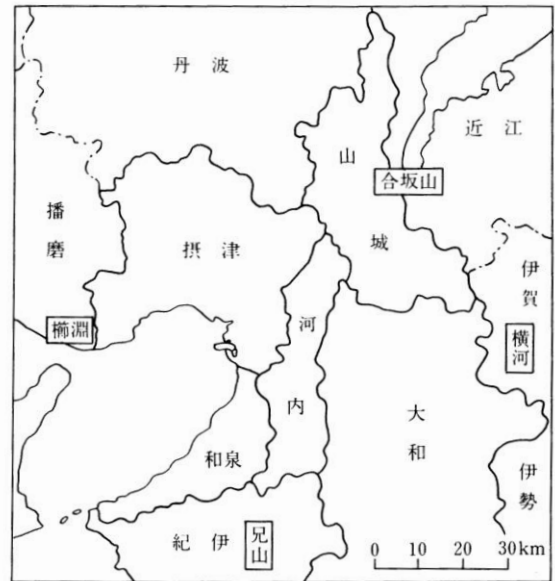


図 49 : 畿内の四至  
 (仁藤 2002 より引用)





### 第3章「律令期」墓制のスタンダード

#### 第1節 火葬墓の動向

##### 1. はじめに

佐保山にたなびく霞見る毎に 妹を思ひて泣かぬ日はなし（万葉集巻第三—473番）

これは、大伴家持が天平11年（739）に亡妾を思い出しながら詠んだ一連十三首の悲傷の歌の一つであるが、この歌によって当時佐保山が墓所の一つであったことがわかる。そして、万葉人をして涙を誘った火葬の煙は、千数百年の歳月を経た後は考古学者の興味関心を惹くことになった。以後、古代墳墓に関する研究は火葬墓を中心に進められ、骨蔵器の形態分類や編年など多くの成果をあげていった。しかし、その研究史上の初期に森本六爾氏などの研究者によって、火葬墓のみならず土葬墓も含めた古代墳墓の総括的な研究が公表されたこともあり<sup>1</sup>、その後の古代墳墓に対する研究は墓誌をはじめとする特定分野に重点を置いた個別深化の方向を辿り、森本氏の研究を凌駕する「古代墳墓論」はほとんどなかったといっても過言ではない。

そのような中で、1980年に黒崎直氏の発表された論考は、畿内における8・9世紀の墳墓をきめ細かく集成された上で、文献史料を駆使し古代墳墓の動向の社会的背景にまで踏み込んだ画期的な内容をもつものであり、以後の墳墓研究に対する一つの指針を示したものであった（黒崎1980）。しかし、黒崎論文も既に発表後30年の歳月を経たことから、激増の一途をたどる新たな考古資料との対比に於いて一部実情と合わない点もないではない。例えば、黒崎氏は当該時期の墳墓の動向を8世紀末までの火葬墓盛行期（第Ⅰ段階）、9世紀中頃迄の土葬への回帰（第Ⅱ段階）、それ以降の薄葬を基調とする土・火葬混在期（第Ⅲ段階）とまとめられたが、図50をみても明らかなように、墳墓の絶対数に増減はあるものの、8世紀から10世紀初頭にかけてはいずれの時期も火葬墓が墓制の中心を占めており、唯一、8世紀末葉から9世紀前半にかけての山城地域周辺においてのみ木棺墓が火葬墓を凌駕するに過ぎないのである。

以上の点を踏まえると、これら考古学の最新成果に基づいた「古代墳墓論」が必要であることは言うまでもない。しかし、そのような作業はとて筆者の力量の及ぶところではなく、本節では黒崎論文以降に検出された古代墳墓の資料も視野に入れて、当該時期の墳墓の動向を再整理することにとどめたいと思う。もちろん、黒崎論文以降、古代の火葬墓に関する研究は枚挙のいとまがないほど、数多くの先学諸氏によって様々な視点から議論が進められていることは言うまでもない。ここでは主に畿内地域を対象として取り上げた黒崎論文以降の主な研究史を振り返っておこう。

前述したように、火葬墓の研究史をひもとくと、骨蔵器の分類とその編年作業が中心となって進められたことがわかり、安井良三氏をはじめとするすぐれた研究成果が提示されている（安井1960）。また、黒崎論文でも火葬墓の造営年代を推し量る手がかりの一つとして、骨蔵器の形態変遷が提示されており、いわゆる壺形骨蔵器の器総高に対する胴部

最大径位置から口縁部上端までの高さの比率（胴高指数）と器総高に対する胴部最大径の比率（径高指数）という2つの指数は時代が新しくなるにつれ増加するという傾向にあることを指摘された。

近年では、大阪府文化財センターと大阪府立近つ飛鳥博物館が古代墳墓と墓誌についての共同研究を行い、同博物館において以下のような展示も行われた。

それは「古墳から奈良時代墳墓へー古代律令国家の墓制ー」という平成16年度春季特別展である。奈良時代を中心とする時期の墓碑や墓誌、骨蔵器などの展示を通して、古墳から奈良時代墳墓への墓制の変化をたどり、その社会的、思想的背景から律令国家の形成過程を考えていくという目的の特別展であり、研究内容は大阪府文化財センターによって、『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2003年度 共同研究成果報告書』という報告書にまとめられており、様々な観点から8・9世紀を中心とする時期の墳墓について検討が重ねられた（大阪府文化財センター編2005）。

火葬墓の先行研究の二大柱は骨蔵器と墓誌であるが、後者についても上記の特別展ならびに共同研究で新たな視点が開陳された。東野治之氏は「墳墓と墓誌の日唐比較」（東野2004）、田中和弘氏は「日本古代の墓誌とその周辺」（田中2004）と題する論考をそれぞれ特別展の図録に掲載した。後者では、日本国内から出土した墓誌を品質、形状、文様の有無、罫線の有無などの項目ごとに検討し、墓誌を長方形板類型、有蓋椀形類型、僧侶類型、直方体類型の4類型に大別、さらに長方形板類型を細分された。日本古代の墓誌が中国の墓誌と形態などが大きく違っていることについては、「日本の律令墓制はあくまでも薄葬であり」、墓誌も中国の墓誌を極めて簡素化したと考えられた（田中2004、p102）。さらに、8世紀中葉以降、（金）銅製墓誌から石製・埴製へ材質が変化した原因として東大寺大仏の造立が当時の銅製品に影響を及ぼした可能性を指摘された。なお、田中氏は上記特別展に合わせて刊行された共同成果報告書にも「日本古代の墓誌」と題する論考を掲載されている（田中2005）。

また、前者の東野氏は、昭和52年に飛鳥資料館で開催された秋季特別展「日本古代の墓誌」の図録と同銘文篇を合わせて再編集した、昭和54年刊行の『日本古代の墓誌』の中で、「日本古代の墓誌」と題する概説も掲載されている（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編1979）。同書は、編集中に発見された太安万侶墓誌を加えた現存する古代の全墓誌16件を収録したもので、各個別の墓誌の解説や図版、墓誌関係の史料抄録も掲載し、参考文献も網羅した、当時の墓誌研究の集大成ともいえる研究成果である。

さて、火葬墓には副葬品が貧弱であるとよく言われるが、小林義孝氏は火葬という葬法では納棺→荼毘→拾骨→納骨という過程を踏んで葬送儀礼が行なわれ、同じ遺物であっても使われ方によって意味が変わることを銭貨や鉄板の出土状況の検討から明らかにされた（小林1999、p2）。爾来、火葬墓における出土遺物は小林氏が中心となって精力的に分析がすすめられているが（小林1995、1997、1999など）、残念ながら、現状ではその検証作業は個別深化の方向をたどり、未だ総体的な出土遺物論は構築されていない。

なお、出現期の火葬墓の問題や古代墳墓における墓域の問題などの研究史については第2章第2節並びに第4章第1節を参照していただきたい。

## 2. 畿内各地域の火葬墓の様相

今回集成することのできた火葬墓は京都35基（山城27基、丹後6基、丹波2基）、大阪308+ $\alpha$ 基（河内157+ $\alpha$ 基、和泉123基、摂津28基）、兵庫29基（摂津4基、播磨19基、淡路2基、但馬4基）、奈良（大和）198+ $\alpha$ 基に及ぶが<sup>2</sup>、このうち河内、大和の資料についてはいわゆる「火葬灰埋納土壇」（小林1992）を含んだ数値であり、さらに実態不明の密集土壇墓状の火葬墓群（表16-206）や未報告の古墓群等の資料も含まれ、実際に検討できる火葬墓は半数余りに過ぎない（表16）。以下の記述において、墳墓数が今挙げた数値と異なる場合は実際に検討に耐えうる資料のみを対象としたことによる。

しかし、河内、大和を中心とする地域への火葬墓の偏在性は明白であり、特に平安時代以降に歴史の表舞台となった京都・山城地域の事例の僅少さが目立つ。これは、現在までのところ、山城において集団墓・古墓群が検出されていないことが主たる要因であるが、平安京においては鳥戸野・木幡・深草山をはじめとする墓地・葬地が有名であり（山田1994、p593~595）、千年の永きに互って政治・文化の中心として繁栄を続けた古都京都では墳墓も同じ葬地を継続的に使用した結果、8・9世紀の古墓が確認できなくなったという可能性やさらに平安遷都以来の相次ぐ宅地開発によって多くの墳墓群が失われてしまった可能性もあろう。

平安京東方山麓の鳥辺野から南方一帯は、四條天皇月輪陵をはじめとする諸陵墓が位置し、一條天皇皇后定子の鳥戸野陵もその一角に所在する。同所には15基からなる古墳時代後期の鳥戸野古墳群という円墳群が分布しており、その北寄り、7号墳から11号墳の間に計16基の低墳丘墓が検出された（図51）。それらの墳墓は古墳の間を埋めるように造営されており、墳丘に伴う施設は確認されていない。各墳丘墓は3~6m程度の楕円形もしくは円形を呈するものである。これらの低墳丘墓群は古墳と比べると墳丘規模が極端に小さいことから、報告者は確実に平安時代の墳墓とする確証があるわけではないと断りつつも、同じく平安時代の藤原氏の墓所である宇治陵内にも同様の低墳丘墓が認められることを踏まえ、この類の遺構を当該期の墳墓、墓所もしくは火葬塚と見なすことは可能であろうと考えている（福島・清喜2003）。

ただし、その場合でもこれらは10~11世紀の墳墓群である。筆者自身は平安京周辺にはもともと9世紀代の集団墓・古墓群は営まれていなかったと考えており、その理由については第5章で述べたいと思う。なお、7世紀中葉以降8世紀にかけて当該地域では顕著な造墓活動が行われておらず、ひいてはそのことが結果的に桓武天皇による長岡・平安遷都につながった可能性があることを第2章第4節で述べた。

では、引き続き、各地域の火葬墓の概要について触れておきたい。

京都府では現在までのところ、8世紀前半の類例は丹後地域の火葬墓と横穴墓だけであり、丹後地域の横穴墓の事例については第2章第3節で述べた通りであるが、山城地域に火葬墓が造営されるのは宇治宿弥墓や大枝古墓（杵掛古墓）など8世紀中葉以降を待たねばならない。当該地域のほとんどの火葬墓が無遺物であり、それ以外は銭貨・墓誌・土器が単独で検出された事例があるに過ぎない。なお、山城地域の火葬墓は単独立地ばかりで、集団墓・古墓群は確認されていないことは既に述べた。

摂津地域は岡本山古墓群を除けば、単独立地または2~3基程度の墳墓群が中心を占め

る。無遺物は32例中24基であり、何らかの遺物が出土した火葬墓はすべて1種類のみ  
の遺物が出土した事例である。例えば、8世紀中葉に造営された大坂城古  
墓2からは海獣葡萄鏡が出土した。ただ、他地域とは異なり、土器の出  
土事例はわずか1例（岡本山古  
墓3号火葬墓）に過ぎず、それ以外  
の火葬墓からは鉄鏃などの武器  
や銭貨などが出土している。

河内・和泉は大和と並んで資料数  
が多く、石櫃や外容器を有する  
事例は小地域ごとに集中する傾  
向がある。出土遺物では、刀子  
が出土した事例が複数見られ、  
土器の出土は緑釉1例（高井  
田12号墓）を除くと須恵器と土  
師器であるが、須恵器が出土  
した事例は太平寺安堂1号墓  
（瓶子）と高井田16号墓（不  
詳）、寛弘寺火葬墓2700（細  
頸壺）の事例以外すべて8世  
紀代の資料であり、器種として  
は壺や平瓶が多い。土師器は皿  
・杯が中心で甕も数例認められ  
るが、9世紀後半代には、複  
数器種の出土事例が多くなる。  
また、銭貨は和同開珎を中心  
にして、複数枚の銭貨が出土  
した事例が多く、玉類はガラ  
ス玉が24個出土した高井田  
20号墓（8世紀後半）を除  
けば単独の出土が中心であり、  
ほとんどが9世紀後半以降に  
造営された墳墓から出土した  
事例である。鏡が出土した火  
葬墓は1例で、9世紀後半  
（玉手山古  
墓9、八稜鏡）の墳墓である。

さて、大和の火葬墓は7世紀  
後半から認められるが<sup>3</sup>、9  
世紀前半までの資料が多い。  
153例中96基が無遺物である  
が、須恵器に関しては杯が多  
く、古墳時代終末期の葬送儀  
礼との連続性を窺うこともで  
きるかもしれない。同様に、  
終末期古墳の副葬品にま  
ま見られる海獣葡萄鏡を副  
葬する火葬墓も3例（杣之内  
火葬墓・クレタカ山古  
墓・久留野火葬墓）認められ  
た。また、8世紀代の資料に  
は二彩・三彩陶器の出土も知  
られるが、詳細は不明である。  
銭貨は河内地域と同じく、和  
同開珎を中心に複数枚の出  
土例が多い。玉類は水晶玉2  
例（平城京SX1075、三ツ塚  
火葬墓47）と真珠1例（太  
安萬侶墓）があるに過ぎない。  
これに対して石帯は5例、刀  
も2例の出土事例があるが、  
墓誌や鉄板の出土は実に15  
例に及ぶ。なお、大和では複  
数の遺物が出土した火葬墓の  
主体部は木櫃が中心であり、  
9世紀代の2例（西山5号  
墓・白川8号墓）を除くと木  
櫃が主体部と推定された火葬  
墓からはすべて複数の遺物  
が出土している。

なお、顕著な墳丘を有する火  
葬墓は大和では太安萬侶墓・  
杣之内火葬墓・美努岡万墓・  
小治田安萬侶墓などが知ら  
れるが、いずれも8世紀前半  
頃の築造であり、骨蔵器は木  
櫃に限られるという共通点  
が認められる。前代の高塚  
墳墓の築造理念が墓制に影  
響を与えた可能性があるあ  
らう。

### 3. 火葬墓を構成する諸要素の変遷

当該時期の火葬墓の変遷につ  
いては、骨蔵器の消長をはじ  
め外容器や外部施設の変遷な  
ど先学諸氏による多くの研究  
成果があり、奈良時代と平安  
時代の火葬墓の質的変換を指  
摘する研究者も多い<sup>4</sup>。し  
かし、各研究者の結論には  
微妙な相違が認められること  
も多く、今一度、論点を明確  
にするために、骨蔵器をはじ  
めとする各種要素の消長を一  
覧表にまとめたのが表17  
である。本項では、この表に  
基づいて火葬墓を構成する諸  
要素の変遷について概観し  
たい。

まず、骨蔵器についてみて  
みよう。須恵器製はいわゆる  
葉壺が各地域を通じて普遍  
的形態であり、8～9世紀  
前半の時期に造営された火  
葬墓の主体部に多く見られ  
るのに対して、

その他の須恵器製骨蔵器はあまり多くない。ただ、摂津・河内地域では壺を中心に比較的多くの資料が検出されている。特に、9世紀代の火葬墓の骨蔵器は土師器や施釉陶器と組合せて用いられることが多く、他地域との顕著な差異といえよう。一方、土師器製は壺や甕を中心に各地域で普遍的に認められるが、8世紀代の河内地域に顕著である。施釉陶器製の骨蔵器は9世紀代の火葬墓に限定されており、大和では9世紀前半と後半、山城は後半の事例がある。また、河内では9世紀前半から散見されるが、柏原市域を中心に9世紀後半の資料が複数検出されている（表18）。

骨蔵器の材質に着目すれば、金属製やガラス製など土器以外のものはほぼ8世紀代に限られ、8世紀前半の大和に多いという傾向を指摘することができる。また、石櫃も8世紀代に限定されるが、後半に多いという特徴がある。石櫃に関しては小林・海邊両氏の手になる論考があり（小林・海邊2000）、簡単に概要を触れておきたい。

畿内地域で石櫃を有する火葬墓を検討された両氏によれば、石櫃は形態により3つに分類できるという。Ⅰ類は墳部に埋めて据えることが前提の類型であり、8世紀初頭に用いられた。Ⅱ類は「置く」石櫃であり、それ自体自立した容器として機能したものである。8世紀初頭から中頃に造営されるが、Ⅱ類はさらに2つに細分されるという。Ⅲ類は8世紀中葉以降9世紀に認められる形態で、石櫃そのものが火葬墓の直接容器と化しており、身の孔は平底である。

石櫃そのものは仏舎利塔を意識したものと考えられているが、さらに遅れて伝来した新羅の火葬墓の装置が追加導入され、石櫃に薬壺形土器という型式が生み出され、古代火葬墓の典型的な形態として定着したものと考えられた。

さて、木櫃が確認されたのは大和と摂津・河内地域であるが、8・9世紀を通して検出されている。このように骨蔵器の材質を手がかりにしながら火葬墓の動向を眺めた場合、8世紀段階の大和の優位性と河内地域の劣性、さらに9世紀後半段階での地域色の顕在化が窺えよう。

勿論、骨蔵器の種類といっても、表17では単に須恵器の壺を一括したり、須恵器と土師器の組合せも器種を無視して一括するなど簡略化しすぎた嫌いもあるが、須恵器や土師器の杯・皿を蓋として利用したり、土師器の壺・甕といった日常品を骨蔵器に転用する事例は奈良時代から既に認められる現象であり、骨蔵器や外部構造の消長からは多くの研究者が指摘されたような奈良時代と平安時代の質的変換を見出すことは難しいと言わざるを得ない。ただ、表には示さなかったが、墳墓の立地状況は8・9世紀を通じて丘陵南斜面が中心であり、火葬墓出現期の8世紀前半ではそれ以外にも尾根上や西斜面など多様であるのに対し、9世紀前半以降になると南斜面もしくは西斜面が中心となって明らかな相違を見せる。さらに、骨蔵器の埋納状態は正位の埋置が中心であり、特に大和ではほとんど例外無く正位であるのに対して、河内の場合は9世紀中葉頃から逆位が増加し、9世紀末葉には比率が逆転する。これらの現象は河内を中心とする地域色の現れと見做すこともできよう。なお、9世紀になると底部を穿孔した土師器甕などを骨蔵器として利用する事例が見られるが、このような穿孔行為を石村喜英氏は信仰的意趣と実用的防湿という二つの観点から捉えられた（石村1968）。しかし、日用品を骨蔵器という特殊用途に用いるために穿孔したと考える方が理解しやすく、須恵器壺の口縁部を打ち欠いて使用する事例も同様の儀礼上の背景を有するものであろう。そして、この口縁部打ち欠きの事例も墳墓かどうか

不詳の1例を除くと、すべて9世紀代に限られることから平安期の墳墓造営に関する葬送儀礼の複雑化もしくは階層的拡大を示す現象と位置付けることができる。

このような9世紀代の火葬墓の変質について、同じく穿孔骨蔵器に着目して、全国86事例を集成し検討した吉澤悟氏の説を紹介しておこう（吉澤2001）。氏によれば、8世紀段階の穿孔は比較的小さく排水機能に適したものが多いが、9世紀前半を境に孔が大きく多様な位置に穿孔されるものが多くなり、信仰的な意味合いで穿孔されるようになると考えられた。そして、この変化の背景を探るため、信仰的な遺物（鉄板・銭貨・呪砂など）と穿孔の共存関係を検討された結果、9世紀前半以降の変化の背景には墓における仏教的な儀礼の影響が想定されるという。

これらの事実を考慮すれば、前記した奈良時代と平安時代の墳墓の質的変換は首肯すべきであろう。ただ、表17を詳細に見れば、8世紀前半の火葬墓出現期において多様性に富んでいた火葬墓を構成する諸要素が8世紀の中葉から後半にかけて規格化されていくこと、9世紀前半になると再び多様性を示すものの、9世紀中頃の断絶期を経た後は地域単位での均等化が進むという変遷を看取することができる。つまり、墓制としての火葬墓の変遷を検討するに際しては、8世紀と9世紀というような大きな時代の枠組みではなく、もう少し細かな時期幅を念頭に置いて考える方がよいのではないだろうか。

さて、8世紀前半における火葬墓の多様性は直前の墓制である終末期古墳が墳墓ごとに個性を有し、多様性に富んでいたことと無関係ではあるまい（第2章第4節参照）。例えば、中尾山古墳の場合は、主体部構造の特徴から横口式石槨内に骨蔵器を埋納していたと考えられており（相原2005）、葬制としては火葬墓の一類型とみなすことができる。しかし、見かけ上は3段築成の墳丘と2重に貼り巡らされた石敷施設を有し、八角形状を呈する古墳に他ならない。8世紀中葉までに限って認められる周溝の存在や木炭で木櫃を覆う火葬墓が終末期古墳に見られる木炭槨の変質したものである可能性（安村1997）などはこの考えを支持するものといえる。

しかし、火葬墓の成立は第2章で検討したように古墳時代の墓制（葬制）と断絶した上で、明確な政治的意図を持って始められたと考えられる。このような視点に立てば、火葬墓を構成する諸要素の中に、古墳時代の墓制の影響を認めることは合理的ではない。ただ、火葬骨を埋納したとしか考えられない中尾山古墳のような高塚状の墳丘を有する火葬墓の存在が顕著に示すように、律令政府の意図とそれを受け入れる側の人々の思惑が必ずしも一致しないのが現実の世界であろう。中尾山古墳の場合は文武天皇陵と目されているだけになおさらである。葬制において火葬という全く新しい革新的な手法が採用されたものの、墓制、つまり墳墓の構築方法については被葬者側の主体性にある程度任されていた可能性もあるかもしれない。

なお、8世紀中葉を境に一旦途絶した炭敷が9世紀前半以降に顕著になることは同時期に盛行した木棺墓との関係を考慮すべきであろう。それと同時に8世紀初頭の段階では、未だに墳墓がモニュメントとして政治的・社会的に一定の意味を有しており、墓制における過渡期と位置付けられることができる。そして、明確な墳丘を有する墳墓の構築が完全に払拭され、葬制がほぼ火葬に統一される8世紀第2四半期以降に大きな画期を認めることができよう<sup>5</sup>。

#### 4. 火葬墓における副葬品の様相

火葬墓に関する研究史をひもとくと、既に触れたように概説を除けば副葬品に関する体系的な検討がほとんどなされていないという事実気付く。これは、火葬墓にはほとんど副葬品が伴わないことが主因であり、長い研究史の中で墓誌や銭貨など一部の遺物に限っての考察が試みられたに過ぎない。しかし、近年小林義孝氏は精力的に火葬墓における各種副葬品の検討をすすめておられ、火葬墓から出土する遺物については「その出土状況と遺物自体の状況から、どの段階にどのように使用されたものか」、また、いかなる性格を有するものかを把握できる可能性を指摘された<sup>6</sup>。

このような火葬墓の副葬品の希薄さは7世紀代の終末期古墳とも共通する傾向で、その流れの際立ったものという位置付けもある（森本1998、p32）。確かに、副葬品の検討が出来た火葬墓414基のうち、副葬品をもたないものは269基（65.0%）に及び、1種類のみ有するもの94基（22.7%）、2種類27基（6.5%）であり、3種類以上の副葬品を有するものはわずか24基（5.8%）に過ぎない。しかし、導入当初の火葬墓は金銅製骨蔵器を使用するなど、薄葬のイメージとは対極にある墓制と位置付けることもできる。古墳とは違い、墳墓そのものが明確な政治性を反映するものではなくなった可能性を考慮すれば、副葬品の多寡にあまりこだわる必要はないのかもしれない。

さて、副葬品の内容であるが、表19を見ても明らかなように火葬墓に伴う副葬品は銭貨、中でも和同開珎が圧倒的な比率を占め、富寿神宝も多いが、それ以外は須恵器壺や土師器皿・杯が挙げられるに過ぎない（表20）。このうち、後者の組合せについては古墳再利用の組成とも共通するもので9世紀後半以降に顕著となるが、これらの組成は平安京の食膳具の組合せと類似しており、古代における食器の画期（宇野1985）と歩調を合わせる現象であろう。また、装飾品としてはガラス玉と水晶玉が中心であり、武器類には刀子・鉄鏃があるが、後者は同時期の木棺墓の出土遺物の様相とも共通している。「律令国家」が民衆の武装を禁止しないという史実を踏まえると（下向井1992、p22）、これらの武器は日常品の一部を副葬した可能性がある。つまり、被葬者の性差を除けば古墳時代の副葬品とは違い、武器の有無そのものには大きな意味はないと考えるべきであろう。

副葬品の種類ごとの消長についても同じく表17にまとめたが、須恵器の副葬が奈良時代を中心とすること、土師器は全期間を通して認められるものの9世紀後半以降は皿・杯が中心となること、銭貨に関しては和銅開珎の出土が8世紀に限定されるなどの傾向が見て取れる。中でも和銅開珎については、火葬墓から少なくとも221枚の出土をみるが、木棺墓では1枚しか検出されておらず、富寿神宝も火葬墓の59枚に対して木棺墓4枚であることから、銭貨の出土傾向には明らかな相違が見出せよう。和同開珎の多寡については木棺墓の盛行期が9世紀以降であるという時期差に基づく差違の可能性はあるが、富寿神宝に関しては9世紀前半が流通時期であるので、銭貨の副葬が火葬墓に特徴的な行為であることがわかる。

また、木棺墓では普遍的な副葬品である黒色土器が8・9世紀の火葬墓の出土遺物の中に1点も認められないことは特筆すべき現象であるが、従来顧みられなかったことであり、今後の調査の進展によってもその傾向は大きく変わらないであろう。黒色土器は須恵器と比べて安価とされる一方で密教との関連も説かれる土器であり、日常生活においては火器



として機能したという（梅川1997）。この火器という機能に着目すれば、火化行為を伴う火葬墓には不必要であるが、火化を伴わない木棺墓において火化の象徴として黒色土器を用いた可能性も考えられよう。しかし、後者の位置づけは8世紀初頭以降、火葬が導入されることによって葬制の中心が火葬となり、8世紀中～後半以降、土葬が登場しても人々の意識の中では葬制の主流が火葬であり続けたと考えなければならないことになり、木棺墓が9世紀前後に盛行するという墓制の実態にそぐわない解釈である。つまり、火葬と土葬では葬送儀礼を執行する際に用いられる葬具に差違が認められると考えざるを得ない。この点に関しては、それぞれの葬制の背後に認められる宗教的観点に基づいて第4章で筆者の考えを述べた。

次に、副葬品の伴出状況であるが、対象とした火葬墓全414基中、何らかの副葬品を有する墳墓は145基に過ぎず、しかも1種類しか副葬品を持たないものが94基と64.8%を占める。骨蔵器の種類による伴出状況は、地域による若干の相違はあるが、須恵器薬壺には副葬品を伴わないか伴っても1種類のみが多いことや須恵器壺と石櫃にも副葬品がほとんど伴わず、土師器甕も河内の一部を除いて副葬品が認められないという傾向を指摘することができる。これに対して木櫃を用いた火葬墓は何らかの副葬品を有することが多く、先に触れた複数種類の副葬品を伴う事例がすべて木櫃に限られる事実は火化の有無という相違はあるものの、木棺を利用した墓制との関連が窺えよう。

須恵器や土師器皿が出土する有り様は大和と河内で類似した様相を示すが、それ以外にも墓誌や木櫃の存在、和同開珎を中心とする銭貨の複数出土の傾向など両地域の墓制には類似点が多い。しかし、9世紀中葉以降、河内では緑釉陶器が副葬されるようになり、9世紀後半以降は複数枚の土師器皿や玉類を副葬するなど、同一地域内での儀礼の共有化が進む一方、大和では9世紀後半の火葬墓はほとんど知られておらず、両地域の差異が際立つことになる。

なお、古墳墓の集成に際して筆者は単独で立地するもの（Ⅰ類）、2～数基程度の墳墓が或る程度の距離において散在するもの（Ⅱ類）、各墳墓が接するような形で群集するもの（Ⅲ類）、100基以上の墳墓が特定墓域内に密集するもの（Ⅳ類）という4類型に分けて考えたが<sup>7</sup>、このうち、群集して存在する火葬墓については、被葬者の性別・年齢に片寄りが無いことから、家族墓ではないかという意見がある（村田・増子1980）。そこで、比較的資料の豊富な大阪・奈良に限って、類型ごとの副葬品の状況をまとめたのが図52である。しかし、副葬品による限り類型間に顕著な差異を認めることは出来ず、群集する火葬墓とはいえ、これを家族墓とみなすことはできない。このような古墓群の意義については第4章第1節を参照してほしい。

## 5. 遺物の出土状況

火葬墓における副葬品は小林氏が明らかにしたように、同じ出土遺物であっても納棺→茶毘→拾骨→納骨という葬送儀礼の過程に応じた使用方法の意義を明確にする必要がある（小林1999）。表21は具体的な出土状況の判明する資料に限り、その出土状況を一覽としてまとめたものである。表に示したように、火葬墓の場合、遺物の出土状況は①骨蔵器内、②骨蔵器と接する、③埋土内の三者に大別が可能である。先の儀礼の過程に則していえば、

①は納棺（火化を伴う資料）、拾骨儀礼、②は地鎮、納骨儀礼、③は埋納儀礼、造墓終了時の儀礼に大別できよう。

参考までに、一つの墳墓において複数の儀礼に伴う遺物出土状況が確認された奈良県香芝市高山火葬墓の事例を触れておきたい。

高山火葬墓は火葬墓が集中する地域として有名な二上山麓に位置する。南北約105cm×東西約115cmの隅丸方形の掘り方の墓壙中央部に厚さ約4cmにわたって切炭状の木炭を敷き詰め、その上に南北約54cm×東西45.5cm、高さ約15cm前後の木製箱状容器を外容器として安置し、その中に骨蔵器を納める丁寧な構造の火葬墓である（図53）。

火葬墓から骨蔵器2点と土器5点のほか、銭貨31点や鉄片5点、巡方・丸軻等2点の銚帯金具が出土した。さらに木櫃の中央部からも火葬骨が確認されており、2人ないし3人の合葬墓と推定されている。遺物の出土位置は大別して、a. 木櫃内・直上、b. 木櫃底板直下、c. 木櫃上蓋直上・埋土内に分けられるが、銭貨と鉄片に関しては複数箇所出土位置が確認されており、上述した小林氏の推定のように、埋納箇所や位置により様々な呪術的意味が付与されているものと考えられた。すなわち、aは銭貨1群14枚、銭貨2群9枚、銭貨4群4枚、鉄片3点、bは銭貨3群4枚、鉄片2点、木片1点、cからは巡方・丸軻等2点の銚帯金具と土器5点の出土が確認されたが、これらの遺物について、報告書では銭貨2群は唯一骨蔵器に密着することから、被葬者に対して何らかの意味合いをもち、同3・4群は結界・地鎮的意味合いをもつと想定し、鉄片についても1点は造墓に関わる地鎮的意味、2点は納骨儀礼に関わるものと意義付けられたのである（下大迫1994、p19）。

次に、遺物の種類ごとの出土状況について、その概略を述べておきたい。墓誌や鉄板に関しては小林氏をはじめとする先学諸氏による先行研究があるのでそれらに譲るが（小林1997、奈文研1979）、3例（僧道薬墓：骨蔵器内、小治田安萬侶墓：盛土内、出屋敷1号墓：墓壙北壁沿い）を除き、すべて②に限られる。銭貨の出土状況も小林氏の詳細な検証事例があるが（小林1995）、大半の事例が①であり、地鎮的使用例も若干存在する。

ここで、古代墳墓から出土した銭貨の意味を考えるために、『延喜式』の祭祀関係史料を検討した栄原永遠男氏の論説（栄原2004）を紹介しておこう。氏によれば、『延喜式』に記された祭祀のための用品として銭貨があがっている例は非常に少ないという。特に、銭貨の呪力を認めて散料、すなわち祭祀に利用した確実な事例は八十嶋祭と東宮八十祭の2例しか確認されなかったらしい。もともと栄原氏は、銭貨が葬送に関する祭祀・儀礼に用いられることから、死者の死後の安全と平安、墓地を鎮める呪力があると信じられていたため用いられた、すなわち銭貨にはさまざまな呪力が期待されていたと考えられていた（栄原1993、p271）。そして、日本律令国家は、銭貨を支配と権威の象徴と見なして、その流通を通じて国内的に威を示すことができたという（栄原1993、p223）。しかし、『延喜式』の検討結果を踏まえると、古代にあってはあまり銭貨の呪力を強調し過ぎるべきではないと思う。

また、高橋照彦氏は、ケガレに対置される銭貨に、ケガレを浄化するような呪的効果が期待されていたのではないかと考え、同時に福や富の象徴でもあり、マジカルな力を持つという認識があったと考えられた（高橋2004）。

これら先学の研究成果を踏まえると、筆者は銭貨の呪的意味を否定する訳ではないが、葬送儀礼で銭貨を用いた主目的は権威の象徴としての使用であったと考えたい。これは同

時期の土葬墓と比較した場合、火葬墓からは顕著に出土する銭貨が木棺墓などの土葬墓にはほとんど伴わないことから判断した。火葬墓における銭貨が呪的意味を有するなら、土葬墓においても同様の儀礼が行われたと考える方が合理的である。しかし、土葬墓には銭貨がほとんど伴わないのは、銭貨そのものの性格ではなく、土葬と火葬という葬制の違いに原因を求めるべきであろう。特に火葬墓で顕著な出土傾向を見せる和同開珎は蓄銭叙位令の対象として官人層に流通したものであり、その多くが中央政府とのつながりを明示する手段、つまり権威の象徴として葬送儀礼に用いられたのではないだろうか。

この点に関しては、地方の豪族層にとって銭貨は位階との互換性を有する威信財として機能したという考え（中村2004、p24）を参考として掲げておきたい。威信財という用語そのものはより限定した使い方をすべきであり、この時期の銭貨に対してこの用語を用いるのは適切ではないと考えているが、当時の銭貨が単なる交換手段、支払い手段以外の機能を有したことは間違いあるまい。

玉類は火化を受けたものが多く、故人に装着した上で茶毘に付されたことが想定できるが、火化を受けていない資料も出土例はすべて①に限られ、玉類本来の装身具という性格からすれば当然といえよう<sup>8</sup>。一方、石帯は③ばかりで、個人に帰するものというより、官人身分の表象という意識を反映した在り方ということができよう。個人の福や富の象徴である銭貨との使用目的の違いが、このような出土状況の在り方の違いとなったのではないだろうか。

土器に関しては8世紀代では②が中心で、供膳儀礼として用いられるが、破碎した破片を③埋土内に埋めることも8世紀後半からはじまる。一方、①の在り方は8世紀代には認められず、9世紀中葉以降に限られ、器種は土師器皿・杯が大半である。

以上、火葬墓における遺物出土状況から判断する限り、8世紀代は地鎮的儀礼も執り行われるなど、丁寧な葬送儀礼が執行された様子が窺えるが、9世紀中葉以降は②は認められなくなり、①か③に限られるようになる。

火葬墓における遺物出土状況を造墓の経過に従って復元的に5つの段階ごとに示し、その様相を検討した北山峰生氏の論文によってもほぼ同じような結論が示されている（北山2009）。氏は被葬者の遺体と共に棺内に納められたもの（一段階）、骨蔵器内（二段階）、墓壙掘削後、骨蔵器設置以前（三段階）、骨蔵器の周辺（四段階）、外槨施設の蓋上面や埋め戻しに相前後して置く（五段階）の5段階に出土状況を分別し検証された。その結果、二段階の遺物は墓誌や銭貨に限られ、死後の安穩を期待する呪的効果、一段階は装身具や腰帯具、土器といった佩用品や日常雑器を遺体に副わせたものと判断し、8世紀の火葬墓と9世紀のその遺物出土状況の差違から8世紀の火葬墓は焼骨の埋納にあたり、造墓の過程で複数の儀礼を実施しながら手厚く葬るのに対して、9世紀では遺体の納棺時点の儀礼行為に主眼が置かれていると考えられた。

しかし、本節で検証したように、8世紀と9世紀という区別ではなく、9世紀中葉以前以後という区別の方がより実態に即したものとは考えられないだろうか。従来の火葬墓の研究では奈良時代と平安時代という大きな枠組みの年代規定に目を奪われて、両者の時代ごとの様相を比較検証するという手法が多く見受けられた。これに対し、北山氏の検証では、可能な限り火葬墓の年代を絞り込んだ上で、8・9世紀をそれぞれ前・中・後期の3つの時期に区切って検討された。ただ、北山氏の論考は大和の資料のみを対象としたもの

であることから、筆者の結論とは微妙な差違が生じた可能性が大きいと思われる。

## 6. 火葬墓の変遷

8・9世紀の火葬墓を構成する諸要素の分析から、8世紀中葉、9世紀前半、そして、9世紀中葉の断絶期を経た9世紀後半という3つの画期を認めることができた。

まず、8世紀中葉は導入当初の火葬墓に散見された古墳時代的な遺制が払拭され、火葬墓としての一定の様式が完成する時期である。9世紀前半は木棺墓などの墳墓の盛行期の影響を受け、火葬墓も多様性を見せる時期であり、9世紀後半は出土遺物の内容と出土状況の変化から儀礼としての多様化と被葬者層の変質、つまり富裕層の台頭などの現象が窺えよう。このうち、8世紀中葉の画期については、北部九州における火葬墓の動向を扱った狭川真一氏も地方における火葬墓の造営主体が郡司層であるという前提に基づき、その任用制度の実態から郡司職が同一氏族内で世襲されていた可能性を指摘し、国府・郡衙の成立、国分寺造営が火葬墓の隆盛期とほぼ一致する点に画期を認められた（狭川1998）。

さて、畿内においては、この時期以降に河内・大和の各地で火葬墓群が相次いで形成されるという特筆すべき現象がある。具体的には大和横枕古墓群、佐保山古墓群、摂津岡本山古墓群、河内高井田古墓群などであり、玉手山古墓群もこの時期に築造を開始した可能性がある。これらの墳墓群の被葬者をすべて郡司層とするには数の上からも問題があり、さりとて、家族墓とみなすのはその立地や骨蔵器・副葬品などの状況から不適切と言わざるを得ない。8世紀中葉の画期そのものは同時期の古墳再利用の様相なども考慮に入れると、「律令国家」という新しい国家体制の樹立に伴い新たに創出された墓制である火葬墓が8世紀初頭という古墳時代からの過渡期を経て徐々に制度として確立していく中での整備・規制に伴う現象ととらえることができる。では、火葬墓群の成立に関しては如何なる社会背景を想定すればよいのであろうか。詳細は第4章第1節で論じるが、8世紀中葉といえば、藤原仲麻呂・道鏡が相次いで政権を掌握した時期である。長山泰孝氏によれば、両政権時には自らに権力を集中させる為、旧来の貴族に替わり、中下級貴族や渡来系氏族、地方豪族を積極的に登用し、その結果、官僚機構から疎外された中央貴族は都市貴族として存続できず、地方に新天地を求めたという（長山1981、p10・11・13）。従来、顧みられなかった階層の貴族・豪族たちが俄に脚光を浴びたこの歴史的史実こそ、当該時期における火葬墓群造営の一因と見做すことはできないだろうか。

9世紀前半前後の画期については桓武天皇の登場に伴う一連の政治改革が背景にあることは言うまでもない<sup>9</sup>。宗教的身分秩序の再構築を図った桓武天皇は律令政治再建政策の一環として新たな律令国家的仏教の体制を整えたが、このような宗教政策を含めた政治方針の転換が従来の火葬墓にかわる土葬墓の盛行を生み出したのかもしれない。9世紀に入ると大和では墳墓の数が激減するが、奈良貴族と平安貴族との間には系譜的に明らかな断絶があること<sup>10</sup>や「みやこ」と「いなか」の両者に本貫地を有していた奈良時代の律令官人（東野1983）とは違い、延暦15年を初見として諸国所貫の人々の京都貫附が許されると平安京への官人集住が徹底され、在地との結びつきが希薄化したこと（仁藤1994、p19）などが要因として考えられよう。

では、9世紀中葉の墓制の衰退と9世紀後半の変質にはどのような意味があるのだろうか

か。

田中聡氏は9世紀中頃を「薄葬」遺詔や郊祀復活など「陵墓」制度の第2の転換点と位置付けた（田中1995、p138）。具体的には嵯峨遺詔に見られるような徹底的な薄葬が志向されたのであり、『続日本後紀』に拠れば、承和7年(840)5月6日に出された淳和太上天皇の遺命は「今冢<sub>三</sub>碎<sub>レ</sub>骨<sub>ヲ</sub>為<sub>レ</sub>粉<sub>ニ</sub>散<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>山中<sub>ニ</sub>。」とあり、散骨が命じられた。そして、『続日本後紀』5月13日条を見れば、淳和太上天皇は実際に大原野西山嶺上に御骨碎粉し、散骨されたらしい。

同時期は宮廷儀礼も形式化し、葬送儀礼も政治的危機を招来する危険性ゆえ短縮化される（荒木1977、p41）など、社会的にも変動の時期を迎えていた。特に842年の承和の変以降、嵯峨朝以来活躍した文人は政界を追われ、近臣の中からも政治的世界から離脱する者があらわれるなど（玉井1964、p22・23）、仁明朝から清和朝にかけての政治的変動は大きな転換点となり、天皇の存在も官人機構から遊離し、一部貴族による特権集団の中心としての存在へ矮小化したという（笹山1976）。

冒頭で触れた黒崎論文によれば、8・9世紀の墳墓の動向は天皇喪葬の変換を契機とするが、このような天皇の立場の変質は当時の墓制にも大きな影響を与えたに相違ない。それが9世紀後半における墓制変質の要因であり、この時期になると天皇喪葬にとらわれないような火葬墓造営主体の階層的拡大が進んだのである。

『日本霊異記』を見れば火葬墓を造営し得たのは富裕層や姓をもった人物であることが知れるが<sup>11</sup>、副葬品伴出状況の変化を手がかりにすれば、位階に基づく階級秩序が前提である「律令国家」の枠組みの中での墓制から経済力を有し裕福な階層なら造墓し得るといふ新たな墓制が始まったことを示しており、史料に見られる王臣家と結びついた富農層（笹山1976・市1999）などが、新たに登場した火葬墓の被葬者層と位置付けることができよう。彼らはまさに延喜2年(902)の太政官符で国郡司の差課に従わないと記された河内における「雑色人」として把握された人々であり（高橋1993、p65）、この時期、河内国において古墓群が隆盛を迎えることと無関係ではあるまい。9世紀後半以降の火葬墓から日常雑器である土師器皿や杯の出土が散見されることや副葬品の種類が増加するなどの様相は、以上の想定を傍証するといえるのではないだろうか。さらに9世紀以降は「私的土地所有の方法の一つとして、墓域を設定していくことが具体的な意味を持っていた」（橋口1985、p47）ことから彼らは造墓に明け暮れたのであろう。

## 7. まとめ

天武・持統朝に急速に進められた「律令国家」としての体制づくりは墓制の上にも大きな変化をもたらし古墳の築造が急速に終息し、替わって新たな「律令国家」の墓制として火葬墓が導入されることになる。8世紀前半は墓制として過渡期であり、直前の墓制である終末期古墳の影響を受けて<sup>12</sup>、墳墓の在り方は多様性に富み、副葬品についても複数種類を有するなど、鄭重な火葬墓も多いが、墓制が徐々に制度として完成していく上での整備・規制に伴い、8世紀中頃には墳墓の規格化が進んだのである。特に、この時期に政権を掌握した藤原仲麻呂が儒教政策を積極的に取り入れ、墳墓祭祀＝祖先祭祀のピークを迎えたこと（田中1996、p6）は大きな意味を持ち、制度としての火葬墓が完成する。また、

この時期以降、畿内各地に古墓群が相次いで造営されるが、仲麻呂・道鏡政権下では旧来の貴族に替わり、中下級貴族や渡来系氏族、地方豪族が積極的に登用されたという史実（長山1981）は古墓群造営の要因として注目すべきであろう。ただ、天皇家をはじめ上級貴族にとっての葬制は、聖武太上天皇の葬制を皮切りに、土葬が重視されるようになっており、階層ごとに志向する葬制が区別された可能性もある点は留意しておきたい。

そして、8世紀後半以降、土葬墓、特に木棺墓の占める位置がクローズアップされ、9世紀前半頃には木棺墓が墓制の中心を占めるようになった。木棺墓の厚葬さには目を見張るが、その影響を受けて火葬墓の在り方も多様性を示すことになる。しかし、火葬墓の副葬品は減少の一途を辿り、木棺墓の動向とは明かに差違が生じている。これは既に触れたような、桓武天皇の登場に伴う一連の政治改革が背景にあることは言うまでもない。律令政治再建政策の一環として宗教的身分秩序の再構築をはかった桓武天皇の手により、奈良朝の仏教主導の鎮護国家とは異なり、平安時代初期には国家と仏教は対等の関係となり、さらに神祇の護国の効験の再確認がなされるなど、律令的国家仏教は新たな展開をみせ（本郷1987、p315）、これら宗教上の画期に合わせて墳墓儀礼も従来の仏教色を脱するため、火葬墓にかわる新たな墓制として木棺墓を中心とする土葬墓が導入されることになったのであろう。これは、木棺墓ではありふれた副葬品である黒色土器が9世紀中葉までの火葬墓にはほとんど認められないという現象に端的に表れているが、具体的な内容については次章で触れたい。

なお、上述したように橋口定志氏によれば、8世紀末以降の文献史料に「墓地」という用語が現れるようになり、墓と土地との結び付きを示すこと、すなわち、私的土地所有の方法の一つとして墓域を設定していくことが具体的な意味をもつようになったとされる（橋口1985）。その指摘に従えば大和・河内を中心に火葬墓がこの時期以降も盛んに造墓される理由も理解しやすい。

さて、9世紀中頃になると墳墓は突如として簡素化し、墳墓数も大幅に減少するが、このような墓制の後退現象とはまさに薄葬化に他ならない。桓武天皇に続く嵯峨天皇の時代には仏教思想が変容し、嵯峨遺詔に代表されるように嵯峨天皇・空海を中心とする人物により造墓規制が進んだが（田中1996、p26）、同時に葬送儀礼も政治的危機を招来する危険性があることから短縮化される（荒木1977、p41）など墳墓儀礼は大幅な後退を見せた。

しかし、こうした造墓否定の傾向は嵯峨天皇を中心とする人々の間だけのことであり、仁明天皇の没した850年以後は藤原氏による新たな墳墓儀礼が推進されることになる（田中1996、p26）。また、文献史家の検討によれば842年の承和の変以降、仁明朝から清和朝にかけての政治的変動は大きな転換期となり、天皇の存在が官人機構から遊離し、一部貴族による特権集団の中心としての存在へと矮小化した（笹山1976、p257）ことから、律令時代の墓制とは異なり天皇喪葬にとらわれず火葬墓を造営する新たな階層が台頭したのである。9世紀後半には地域単位での墳墓の均質化が進み、土師器を中心とする副葬品の伴出例も増加するが、それらの墳墓に埋葬されたのは、当時の史料において雑色人＝刀禰と称された一部特権貴族と結合した富豪層であり（高橋1993、p65）、その豊富な財力を背景に河内を中心に有力集団墓と考えられる火葬墓群<sup>13</sup>を造墓したと考えられる。

ここにおいて、それまでの墓制が担っていた政治的・社会的役割は完全に払拭されることになったのである。

(註)

1. 奈良時代墳墓に関する森本六爾氏の業績は後に森本1987にまとめられた。
2. 今回、集成できた古墓は、火葬墓570基以上、木棺墓63基、土壙墓670基以上、土器棺墓31基の計1334基以上であるが、群集土壙墓や群集土壙墓状の火葬墓も含んだ数値であり、実際には大半の資料が実態不明である。なお、集成に際しては、黒崎氏をはじめとする先学諸氏の作成された集成表を活用させて頂いた他、当時未発表であった海邊博史氏の資料「畿内古代墳墓地名表」(海邊1999掲載、p55~67)を引用させて頂いた。この場を借りて、感謝の意を表したい。
3. 道昭以前の火葬墓は、北山峰生氏によれば大和で7例(五条野内垣内、久米ジカミ子、堂塚、森カシ谷、三ツ塚、西北窪、小谷)確認できるが、森カシ谷遺跡と三ツ塚古墳群で検出された遺構は火葬墓というより改葬墓の可能性が高く、西北窪遺跡は火葬の行われた痕跡が窺える事例に過ぎないという。そして、7世紀代の火葬墓として唯一確実な事例は小谷遺跡で検出された墳墓とされたが、出土した須恵器杯はTK209型式期に比定し得るものである(北山2009)。また、河内地域における火葬墓導入当初の様相を検討した安村俊史氏は7世紀代の火葬墓と推定される事例は2例のみであり、そのどちらもが不確実な事例と判断された(安村2009)。
4. 吉澤2001や橋口1985などでは宗教上の思想背景に基づく造墓理念の変化や土地の所有意識という観点から、奈良時代と平安時代の墳墓造営理念の違いが強調されている。
5. 上林史郎氏は古墳の終焉を考える上で、養老5年(721)に出された元明太上天皇の遺詔を重視されており、この詔によって前代から続く厚葬の風(高塚墳墓や横口式石槨)が完全になくなったと考えられたが(上林2004、p70)、8世紀第2四半期における墓制の画期を考えるうえで重要な視点と言えよう。
6. 小林義孝1995、p80参照  
なお、火葬墓を取り扱った小林氏の論考は小林1997や小林2009をはじめ多岐にわたっており、本論執筆に際しても大いに参照させて頂いた。
7. 火葬墓の類型化に関しては、既に橋口定志氏が火葬墓自体の在りかたから、1：一定の場所に集中、2：単独、3：一定の地形の中に、ある程度の間隔を置いて分散、というように筆者とほぼ同様の視点からまとめておられ、併読して頂きたい(橋口1985、p44・45)。
8. 『吉事略儀』には、納棺に際して念珠を持たせることが記され、清和太上天皇は念珠を手にして崩じたという(福山1983、p234)。骨蔵器内に玉類を納棺或いは拾骨段階で副葬する事例が9世紀後半以降急増する事実はこれらの記録を裏付けるものといえよう。さらに言えば、後述するように、この時期新たに登場した仏教的葬送イデオロギーとの関連も考えるべきであろう。
9. 桓武朝の政治改革については、服藤早苗1987によるところが大きい。
10. 長山泰孝1981、p16参照  
なお、8~9世紀にかけて同一墓域内で造墓される古墓群のほとんどが8世紀後半以降に半世紀以上の断絶期が見られることも長山説を傍証する事例といえよう。
11. 『日本霊異記中巻』(小泉1984)「第五 漢神の崇りにより牛を殺して祭り、また放生の善を修して、現に善悪の報を得る縁」では、「ひとりの富める家長の公」が「わが

死なむ後に（中略）焼くことなかれ」といい、当時の富裕層の葬法が火葬であったことがわかる。また、「第二十五 閻魔王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報ずる縁」では、「布敷の臣衣女」という臣の姓を有する人が、身体が火葬されたという記事が掲載されている。なお、第十六「布施せぬと放生するによりて、現に善悪の報を得る縁」では、富める人の使用人が事故死し、巫を通じて「焼くことなかれ」と伝えており、有力者以外にも火葬に付されていたことがわかる。

12. 初現期の火葬墓に見られる多様性は、直前の墓制である終末期古墳が墳墓ごとに個性を有し、多様性に富むことの延長線上に位置付けることができ、8世紀中頃までの墳墓に限って認められる周濠も古墳の影響であると筆者は考えている。安村氏も木炭で木櫃を覆う火葬墓は古墳時代終末期の木炭槨が変容したものであり（安村1997、p48）、「骨蔵器を何らかの施設で囲んで安置するという考えの背後には、石室など古墳に対する観念の残存を認めることができるのではないだろうか」（安村1999、p37）と述べられた。このように、葬送イデオロギーをストレートに反映する葬送具としての遺物とは異なり、構築物としての墳墓施設には古墳時代の技術上の影響が認められるが、律令期の墓制の急速な発展とともに8世紀中頃には古墳時代的葬送イデオロギーは完全に払拭されることになる。
13. 8世紀中葉に成立する火葬墓群とは違い、副葬品や立地条件としての墓域の在り方などを考慮すれば、この時期の群集火葬墓は村田・増子1980で述べられたような家族墓的要素を認めてもよいと思われる。

（引用文献）

- 相原嘉之2005「キトラ古墳とその時代」『飛鳥の奥津城 キトラ カラト マルコ 高松塚』（飛鳥資料館図録第43冊）飛鳥資料館 p26・27
- 荒木敏夫1977「律令制下の皇太子制」『日本史研究』第177号 日本史研究会 p17～45
- 石村喜英1968「古代火葬墓の研究と二・三の問題点」『日本歴史考古学論叢』第二 雄山閣出版株式会社 p118～120
- 市 大樹1999「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」『ヒストリア』第163号 大阪歴史学会 p31～61
- 宇野隆夫1985「古代的食器の変化と特質」『日本史研究』第280号 日本史研究会 p3～28
- 梅川光隆1997「史料に見える黒色の土器」『立命館大学考古学論集』I 同刊行会 p411～421
- 大阪府文化財センター編2005『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2003年度 共同研究成果報告書』財)大阪府文化財センター
- 海邊博史1999「畿内における古代墳墓の諸相」『古代文化』第51巻第11号 財)古代学協会 p48～67
- 上林史郎2004「古墳の終焉と古代の木棺墓」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の葬制』大阪府立近つ飛鳥博物館図録34 大阪府立近つ飛鳥博物館 p70～79
- 北山峰生2009「古代火葬墓の導入事情」『ヒストリア』第213号（2008年度大会特集号）大



- 阪歴史学会 p1～38
- 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VI 奈良国立文化財研究所 p89～126
- 小泉 道校注1984『日本霊異記』（新潮日本古典集成） 新潮社
- 小林義孝1992「灰を納めた土壌」『究班一埋蔵文化財研究会15周年記念論文集一』15周年記念論文集編集委員会 p367～374
- 小林義孝1995「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『撰河泉文化資料』第44号 撰河泉文庫 p77～95
- 小林義孝1997「古代墳墓から出土する「鉄板」について」『立命館大学考古学論集』I（前掲書） p389～410
- 小林義孝1999「古代墳墓研究の分析視角」『古代文化』第51巻第12号（財）古代学協会 p2～12
- 小林義孝2009「（関連報告）火葬導入事情をめぐる覚書」『ヒストリア』第213号（2008年度大会特集号）大阪歴史学会 p39～51
- 小林義孝・海邊博史2000「古代火葬墓の典型的形態」『太子町立竹内街道歴史資料館 館報』第6号 太子町立竹内街道歴史資料館 p31～54
- 栄原永遠男1993『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房
- 栄原永遠男2004「延喜式にみえる銭貨」『出土銭貨』第20号 出土銭貨研究会 p40～59
- 狭川真一1998「古代火葬墓の造営とその背景」『古文化談叢』第41集 九州古文化研究会 p113～155
- 笹山晴生1976「平安初期の政治改革」『岩波講座日本歴史』3：古代3 岩波書店 p233～269
- 下大迫幹洋1994『高山火葬墓・高山石切場遺跡発掘調査報告書』香芝市文化財調査報告書1 香芝市二上山博物館 p9～28
- 下向井龍彦1992「律令軍制と民衆」『歴史評論』第511号 校倉書房 p12～23
- 高橋照彦2004「貨幣とケガレと呪力」『出土銭貨』第20号（前掲書） p64～75
- 高橋浩明1993「国郡制支配の特質と古代社会」『歴史学研究』No.651 青木書店 p59～67
- 田中和弘2004「日本古代の墓誌とその周辺」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の葬制』（前掲書） p97～103
- 田中和弘2005「日本古代の墓誌」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2003年度 共同研究成果報告書』(財)大阪府文化財センター p143～157
- 田中 聡1995「『陵墓』にみる『天皇』の形成と変質」『「陵墓」からみた日本史』青木書店 p85～144
- 田中 久夫1996「祖先崇拜」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集（財）歴史民俗博物館振興会 p3～44
- 玉井 力1964「承和の変について」『歴史学研究』No.286 青木書店 p22～33
- 中村太一2004「日本古代の交易者」『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集 国立歴史民俗博物館 p11～32
- 長山泰孝1981「古代貴族の終焉」『続日本紀研究』第214号 続日本紀研究会 p1～19

- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編1979『日本古代の墓誌』同朋舎
- 仁藤敦史1994「初期平安京の史的意義」『歴史評論』第533号 青木書店 p10～25
- 橋口定志1985「平安期火葬墓の性格について」『生活と文化』研究紀要第1号 豊島区立郷土資料館 p37～60
- 東野治之1983「平城京への単身赴任」『木簡が語る日本史』岩波書店 p22～40
- 東野治之2004「墳墓と墓誌の日唐比較」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の葬制』（前掲書）p7～16
- 福島正彦・清喜裕二2003「鳥戸野陵の墳丘外形調査」『書陵部紀要』第54号 宮内庁書陵部 p1～14
- 服藤早苗1987「山陵祭祀より見た家の成立過程」『日本史研究』第302号 日本史研究会 p10～34
- 福山敏男1983「中尊寺金色堂の性格」『寺院建築の研究』下 中央公論美術出版 p207～235
- 本郷真紹1997「古代寺院の機能」『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版 p311～334
- 村田文夫・増子章二1980「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」『川崎市文化財調査集録』第15集 川崎市教育委員会 p22～40
- 森本 徹1998「韓国における初期火葬墓の研究」『青丘学術論集』第13集 韓国文化振興財団 p7～48
- 森本六爾1987『日本の古墳墓』木耳社
- 安井良三1960「日本における古代火葬墓の分類—歴史考古学的研究序論—」『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』古代学協会（『日本考古学論集』6：墳墓と経塚 吉川弘文館1987、再録 p214～240）
- 安村俊史1997「畿内における火葬墓の出現」『第41回埋蔵文化財研究集会 古墳時代から古代における地域社会』発表要旨資料 埋蔵文化財研究会 p45～63
- 安村俊史1999「火葬墓を内包する終末期群集墳—畿内の事例の基礎的考察—」『古代文化』第51巻第11号（財）古代学協会 p29～38
- 安村俊史2009「（関連報告）古代火葬墓の変遷—河内の事例を中心に—」『ヒストリア』第213号（2008年度大会特集号）大阪歴史学会 p52～66
- 山田邦和1994「墓地と葬送」『平安京提要』角川書店 p593～601
- 吉澤 悟2001「穿孔骨蔵器にみる古代火葬墓の造営理念」『日本考古学』第12号 日本考古学協会 p69～92

図50 葬法別造墓数の変遷

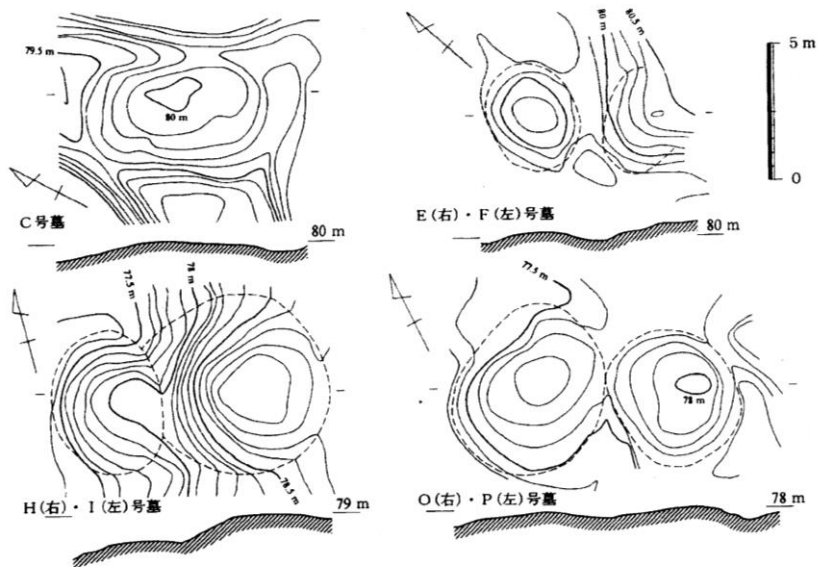
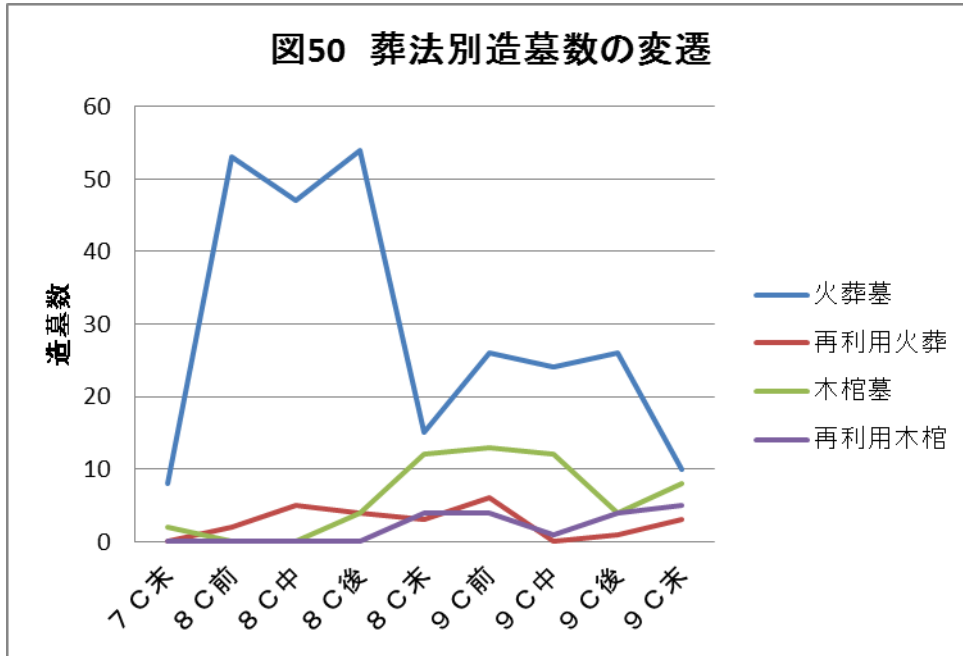


図51：鳥戸野陵の低墳丘墓（福島・清喜2003より引用）

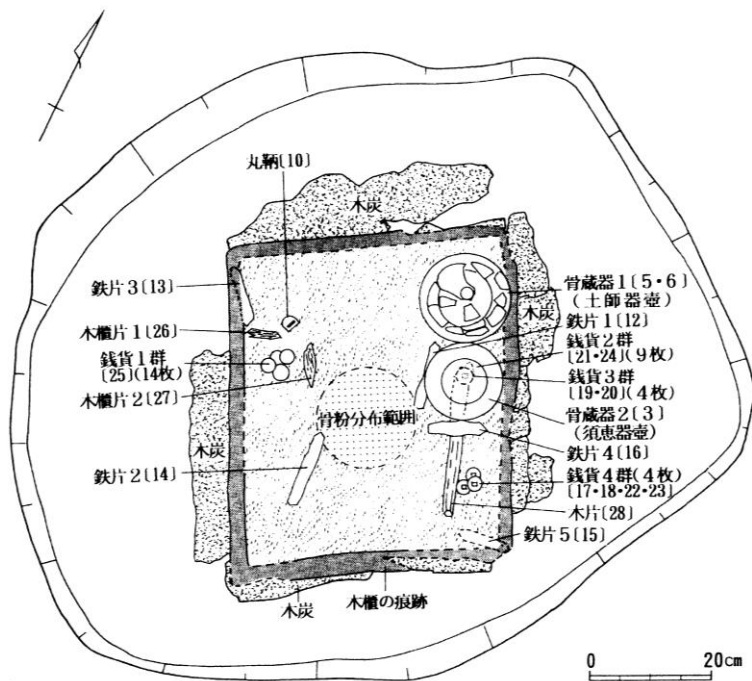
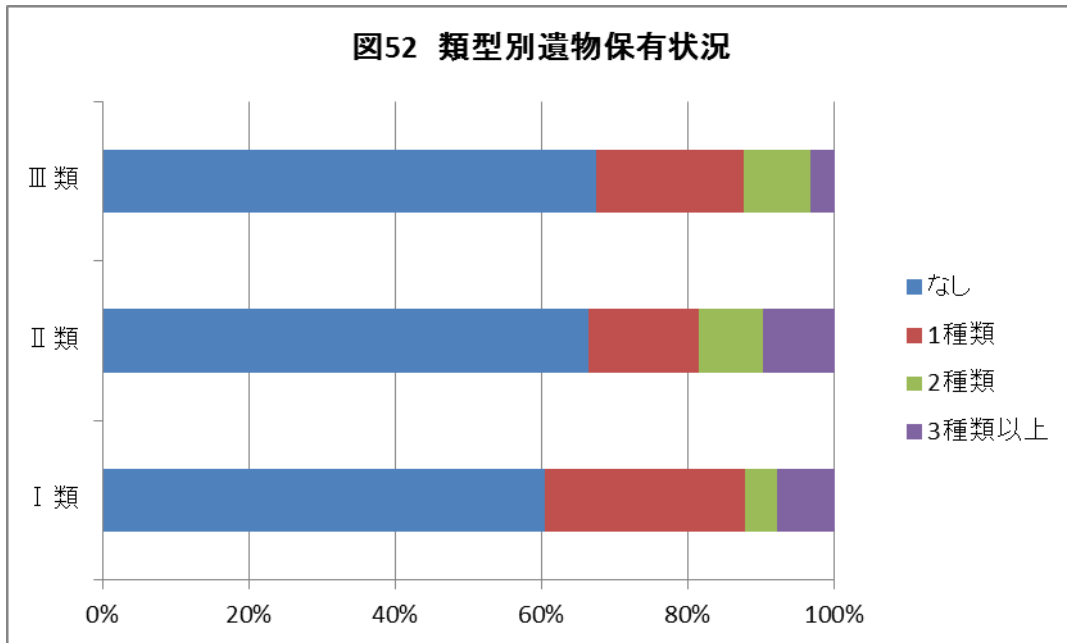


図53：副葬品を複数有する火葬墓：高山火葬墓  
(下大迫幹洋1994より引用)

表16 8・9世紀の火葬墓一覽

|          | 古墳名        | 所在地         | 主体部     |     | 状態 | 類型   | 時期   | 外容器 | 外部施設 | 種類 | 敷石 | 炭敷 | 木炭 |
|----------|------------|-------------|---------|-----|----|------|------|-----|------|----|----|----|----|
|          |            |             | 本体      | 蓋   |    |      |      |     |      |    |    |    |    |
| (京都府・山城) |            |             |         |     |    |      |      |     |      |    |    |    |    |
| 1        | 長刀坂古墳      | 京都市右京区嵯峨野   | 金銅葉壺    | 有蓋  | ?  | I    | 8C後  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 2        | 音戸山古墳      | 〃 鳴滝音戸山町    | 土師甕     | 土皿2 | ?  | I    | 9C中  | ?   | ?    | 1  |    |    | ○  |
| 3        | 仁和寺裏山古墳    | 京都市右京区御室    | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | I    | 8C後  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 4        | 右京五条二坊SK1  | 京都市中京区壬生西檢町 | 須長頸壺    | ?   | 斜  | I    | 9C   | なし  | 石組   | 1  |    |    |    |
| 5        | 清水寺裏山古墳    | 京都市東山区清水寺   | 灰釉四足壺   | ?   | ?  | ?    | 9C後  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 6        | 地藏山古墳      | 〃 今熊野日吉町    | ?       | ?   | ?  | ?    | 8C後  | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 7        | 仁明陵北辺古墳    | 京都市伏見区深草瓦町  | ?       | ?   | ?  | ?    | ?    | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 8        | 中ノ郷山古墳     | 京都市伏見区深草    | 土師壺     | ?   | 逆  | I    | 10C? | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 9        | 大日寺古墳      | 京都市山科区勸修寺北  | 緑釉葉壺    | なし  | ?  | I    | 9C後  | ?   | 石組   | ?  |    | ○  |    |
| 10       | 宇治宿弥墓      | 京都市西京区塚原    | 銅製盒子    | —   | ?  | I    | 8C中  | 石櫃  | なし   | 1' | ○  |    | ○  |
| 11       | 大枝古墳(沓掛古墳) | 京都市西京区大枝    | 須恵葉壺    | なし  | ?  | I    | 8C中  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 12       | 井ノ内古墳      | 長岡京市井ノ内     | 須恵把手付葉壺 |     | ?  | I    | 8C後  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 13       | 回向場古墳      | 同上          | ?       | ?   | ?  | ?    | 8C末  | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 14       | 不動尊古墳      | 長岡京市栗生      | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | I    | 10C前 | なし  | なし   | 1' | ○  | ○  |    |
| 15       | 平尾火葬墓      | 長岡京市長法寺平尾   | 土師甕     | 土師皿 | 逆  | I    | 8C後  | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 16       | 大極殿古墳      | 向日市鶏冠井町     | 甕       | ?   | ?  | ?    | 9C前  | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 17       | 銭原古墳       | 乙訓郡大山崎町銭原   | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | I    | 8C中  | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 18       | 山城城跡古墳     | 乙訓郡大山崎町大山崎  | 猿投壺     | 有蓋  | 正  | I    | 9C   | ?   | ?    | 1? |    |    | ○  |
| 19       | 妙見古墳       | 宇治市菟道妙見     | 須恵葉壺    | ?   | ?  | I    | 8C   | ?   | 石囲   | 1? |    |    |    |
| 20       | 広野古墳       | 宇治市広野町      | ?       | ?   | ?  | I    | 8中?  | 石櫃  | ?    | 1  |    |    |    |
| 21       | 木幡古墳       | 宇治市木幡南山     | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | I    | 8C後  | なし  | なし   | 1' |    |    | ○  |
| 22       | 広岡古墳       | 宇治市五ヶ荘      | 須長頸壺    | ?   | ?  | I    | 8中?  | ?   | ?    | 1' |    |    | ○  |
| 23       | 西薪古墳       | 京田辺市薪大欠     | 須恵大甕    | ?   | ?  | I    | 8C?  | ?   | ?    | 1  |    |    | ○  |
| 24       | 御所内古墳      | 京田辺市普賢寺     | 土師広壺    | ?   | ?  | I    | 8中?  | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 25       | 蓮池古墳       | 相楽郡山城町上狛    | 須有蓋壺    | 有蓋  | ?  | I    | 平安   | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 26       | 大木屋古墳      | 相楽郡加茂町高田    | ?       | ?   | ?  | I    | 8中?  | ?   | ?    | ?  |    |    | ○  |
| 27       | 猪ノ谷古墳      | 相楽郡和束町高田    | ?       | ?   | ?  | I    | ?    | ?   | 周濠   | 1? |    |    |    |
| (京都府・丹波) |            |             |         |     |    |      |      |     |      |    |    |    |    |
| 28       | 南条山古墳      | 亀岡市曾我部町     | 土師甕形    | ?   | ?  | I    | 8C後  | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |
| 29       | 横尾古墳       | 福知山市梅谷      | 須恵器     | ?   | ?  | I    | 9C前  | ?   | 石室   | 1  |    |    |    |
| (京都府・丹後) |            |             |         |     |    |      |      |     |      |    |    |    |    |
| 30       | 裾谷横穴群2号墳   | 中郡大宮町字口大野   | 小横穴     | —   | —  | IIb  | 8C前  | —   | —    | 1  |    |    |    |
| 31       | 〃 SX01     | 同上          | 直葬      | —   | —  | IIb  | 8C   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 32       | 左坂横穴群B1号墳  | 中郡大宮町字周枳    | 小横穴     | —   | —  | IIA  | 8C前  | —   | —    | 1  |    |    |    |
| 33       | 〃 B2号墳     | 同上          | 小横穴     | —   | —  | IIA  | 8C前  | —   | —    | 1  |    |    |    |
| 34       | 〃 B6号墳     | 同上          | 小横穴     | —   | —  | IIA  | 8C前  | —   | —    | 1  |    |    |    |
| 35       | 〃 火葬墓      | 同上          | 須恵器鉢    | 須恵蓋 | 正  | I    | 8C中  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| (大阪府・摂津) |            |             |         |     |    |      |      |     |      |    |    |    |    |
| 36       | 梶原遺跡火葬墓    | 高槻市梶原       | 須双耳壺    | ?   | 正  | I    | 9C中  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 37       | 古曾部土器棺墓K1  | 高槻市古曾部町     | 土師甕     | 土師皿 | 斜  | I    | 8C前中 | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 38       | 〃 K2       | 同上          | 土師甕     | ?   | 正  | I    | 8C?  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 39       | 芝谷土器棺墓S1   | 高槻市真上町      | 土師甕     | 土師杯 | 正  | I    | 9C後  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 40       | 〃 S2       | 同上          | 須恵壺     | ?   | ?  | I    | 9C?  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 41       | 〃 S3       | 同上          | 須恵葉壺    | 有蓋  | 正  | I    | 9C中  | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 42       | 石川年足墓      | 高槻市月見町      | 木櫃      | —   | —  | I    | 8C中  | —   | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 43       | 岡本山古墳1号火葬墓 | 高槻市岡本町      | 灰釉葉薄    | ?   | ?  | IIIc | 10C前 | ?   | ?    | 1  |    |    | ○  |
| 44       | 〃 2号火葬墓    | 同上          | 須恵広壺    | ?   | ?  | IIIc | 8C後  | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 45       | 〃 3号火葬墓    | 同上          | 土壺須蓋    | ?   | ?  | IIIc | 8C後  | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |
| 46       | 〃 1        | 同上          | 須恵横瓶    | 須恵杯 | ?  | IIIc | 8C   | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |
| 47       | 〃 2        | 同上          | 須恵横瓶    | 須恵壺 | ?  | IIIc | 8C   | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |
| 48       | 〃 3        | 同上          | 須恵壺     | 土師皿 | ?  | IIIc | 8C   | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |

|    | 須恵器    | 土師器    | 銅製品 | 石帯 | 武器  | 鏡・玉類 | 鉄釘 | 墓誌  | 古銭   | その他       | 備考               | 文献 |
|----|--------|--------|-----|----|-----|------|----|-----|------|-----------|------------------|----|
| 1  |        |        |     |    |     |      |    |     |      | 佐波理碗2     |                  | 1  |
| 2  |        |        |     |    |     |      |    |     |      | 無釉壺       |                  | 2  |
| 3  |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 3  |
| 4  |        |        |     |    |     |      |    |     | 古銭1  |           |                  | 4  |
| 5  |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 5  |
| 6  | ○      |        |     |    |     |      |    |     | 万    |           |                  | 6  |
| 7  | ○      | ○      |     |    |     |      |    |     |      | 緑釉、瓦      |                  | 7  |
| 8  |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 8  |
| 9  |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 9  |
| 10 |        |        |     |    |     |      |    | 銅製1 |      |           |                  | 10 |
| 11 |        |        |     |    |     |      |    |     |      | ガラス器蓋1    |                  | 11 |
| 12 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 12 |
| 13 |        |        |     |    |     |      |    |     |      | 和3、万1、神21 |                  | 13 |
| 14 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 14 |
| 15 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 15 |
| 16 |        |        |     |    |     |      |    |     | 富5   |           |                  | 16 |
| 17 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 17 |
| 18 |        |        |     |    |     | 水晶2  |    |     |      |           |                  | 18 |
| 19 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 19 |
| 20 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 20 |
| 21 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 21 |
| 22 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 22 |
| 23 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 23 |
| 24 |        |        |     |    |     |      |    |     | 和5   |           |                  | 24 |
| 25 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 25 |
| 26 |        |        |     |    |     |      |    |     | 和≧91 |           |                  | 26 |
| 27 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 27 |
| 28 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 28 |
| 29 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 29 |
| 30 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 30 |
| 31 | ○      | ○      |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 31 |
| 32 | 長頸壺1   | 杯2蓋1   |     |    |     |      |    |     |      |           | B1とB2は同一前庭部を共有する | 32 |
| 33 |        | 杯1皿1甕1 |     |    | 鉄鑑1 |      |    |     |      |           |                  | 32 |
| 34 | 杯1長頸壺2 | 杯1甕2   |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 32 |
| 35 | ○      |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 32 |
| 36 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           | 壺打ち欠き            | 33 |
| 37 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 34 |
| 38 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           | 甕打ち欠き            | 34 |
| 39 |        |        |     |    | 鉄鑑1 |      |    |     |      |           |                  | 35 |
| 40 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 35 |
| 41 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 35 |
| 42 |        |        | 釘14 |    |     |      |    | 銅製1 |      |           |                  | 36 |
| 43 |        |        |     |    |     |      | 1  |     |      |           |                  | 37 |
| 44 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 37 |
| 45 |        | 鉢1     |     |    |     |      |    |     |      |           |                  | 37 |
| 46 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           | 敷石をもつものを含む       | 38 |
| 47 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           | 敷石をもつものを含む       | 38 |
| 48 |        |        |     |    |     |      |    |     |      |           | 敷石をもつものを含む       | 38 |

|          | 古墓名         | 所在地       | 主体部     |     | 状態 | 類型    | 時期    | 外容器   | 外部施設 | 種類 | 敷石 | 炭敷 | 木炭 |
|----------|-------------|-----------|---------|-----|----|-------|-------|-------|------|----|----|----|----|
|          |             |           | 本体      | 蓋   |    |       |       |       |      |    |    |    |    |
| 49       | 岡本山古墓4      | 同上        | ?       | ?   | ?  | IIIc  | 8C    | ?     | 石組   | 1  |    |    |    |
| 50       | " 5         | 同上        | 土短頸壺    | 土杯蓋 | ?  | IIIc  | 8C    | ?     | 石組   | 1  |    |    |    |
| 51       | " 6         | 同上        | (土師甕合口) |     | ?  | IIIc  | 8C    | ?     | 石組   | 1  |    |    |    |
| 52       | " 1         | 同上        | 須四環壺    | 緑袖椀 | ?  | IIIc  | 9C    | ?     | ?    | 1  |    | ○  |    |
| 53       | " 2         | 同上        | 黒色椀     | 緑袖椀 | ?  | IIIc  | 9後10前 | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 54       | 今城古墓        | 高槻市今城町    | 土師甕形    | ?   | ?  | II B  | 8C後   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 55       | "           | 同上        | 土師甕形    | ?   | ?  | II B  | 8C中   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 56       | 将軍山古墓       | 高槻市安威将軍山  | 三彩葉壺    | 有蓋  | ?  | I     | 8C中   | 石櫃    | ?    | 1  |    |    |    |
| 57       | 宿久庄古墓       | 茨木市宿久庄    | 須恵葉壺    | ?   | ?  | I     | 8C中   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 58       | 栗栖山南火葬墓1432 | 茨木市佐保     | 土師甕     | 須杯蓋 | 正  | I     | 8C前   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 59       | 吉志部古墓       | 吹田市小路     | ?       | ?   | ?  | ?     | 8C後   | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 60       | 上津島南蔵骨器     | 豊中市上津島    | 須長頸壺    | 土師皿 | 正  | I     | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 61       | 寺山古墓        | 豊中市南刀根山   | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | ?     | 8C前   | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 62       | 野畑古墓        | 豊中市野畑     | 須恵葉壺    | なし  | ?  | I     | 9C前   | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 63       | 山崎古墓        | 三島郡島本町山崎  | 須四環壺    | ?   | ?  | ?     | 9C    | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| (大阪府・河内) |             |           |         |     |    |       |       |       |      |    |    |    |    |
| 64       | 藤阪宮山火葬墓     | 枚方市藤阪天神町  | 須四耳壺    | 蓋   | 正  | I     | 8C末   | 瓦槨    | なし   | 1  |    |    |    |
| 65       | 月の輪古墓       | 交野市私市     | 土師甕     | 土高坏 | 正  | ?     | 9C?   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 66       | 石宝殿古墳       | 寝屋川市打上    | 金銅壺     | ?   | ?  | I     | 8C?   | 横口式石槨 | ?    | ?  |    |    |    |
| 67       | 高柳古墓        | 寝屋川市長栄寺町  | 凝灰岩櫃    | —   | —  | I     | 8C後   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 68       | 太鼓山古墓       | 大東市中垣内    | 骨壺      | ?   | ?  | III   | 9C    | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 69       | 大坂城墓2       | 大阪府中央区大手前 | 須短頸壺    | ?   | 正  | II b  | 8C中   | なし    | なし   | 1  |    | ○  | ○  |
| 70       | " 4         | 同上        | 木櫃      | —   | —  | II b  | 8C    | なし    | なし   | 1  |    | ○  | ○  |
| 71       | 長原火葬墓1      | 大阪市平野区长吉  | 土師甕     | 土師皿 | 逆  | II A  | 8C後   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 72       | 長原火葬墓2      | 大阪市平野区长吉  | 土師甕     | 土師皿 | 逆  | II A  | 8C後   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 73       | 正法寺山古墓      | 東大阪市日下町   | 須恵葉壺    | ?   | ?  | I     | 8C中   | なし    | なし   | 1' |    | ○  |    |
| 74       | 千手寺山古墓      | 東大阪市東石切町  | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | II B  | 8C前   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 75       | "           | 同上        | 須恵双耳    | ?   | ?  | II B  | 9C後   | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 76       | 辻子谷古墓       | 東大阪市中石切町  | 凝灰石櫃    | —   | ?  | I     | 8C後   | ?     | ?    | 1? |    |    |    |
| 77       | 辻子谷東古墓      | 東大阪市石切町   | 土師壺形    | ?   | ?  | I     | 8C前   | ?     | ?    | 1? |    |    |    |
| 78       | 石切古墓        | 東大阪市石切町   | 土把葉壺    | 有蓋  | ?  | I     | 8C中   | ?     | ?    | 1' |    | ○  |    |
| 79       | 坊主山古墓       | 東大阪市北石切町  | 須把壺     | ?   | ?  | ?     | 8C前   | ?     | ?    | 1? |    |    |    |
| 80       | 正興寺山古墓      | 東大阪市上石切町  | 土把壺     | 土師杯 | ?  | I     | 8C後   | ?     | ?    | 1? |    |    |    |
| 81       | 墓尾古墳群隣接地    | 東大阪市上石切町  | 土師杯     | 土杯蓋 | 正  | II e  | 8C前   | なし    | 石組   | 1  | ○  |    |    |
| 82       | 墓尾古墳群古墓5    | 東大阪市上石切町  | 須恵広口壺   | ?   | ?  | II ?  | 8C前   | ?     | ?    | 1? |    |    |    |
| 83       | 神感寺跡周辺火葬墓1  | 東大阪市上四条町  | 須有蓋壺    | ?   | ?  | I     | 9C前   | ?     | 石囲   | 1? |    |    |    |
| 84       | 神感寺跡周辺火葬墓2  | 東大阪市上四条町  | 土把壺     | ?   | ?  | I     | 9C前   | ?     | ?    | 1? |    | ○  |    |
| 85       | 善根寺町火葬墓     | 東大阪市善根寺町  | 須有蓋壺    | 有蓋  | 正  | I     | 8C前   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 86       | 花岡山古墓       | 八尾市楽音寺    | 土師葉壺    | 有蓋  | ?  | ?     | 8C中   | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 87       | 平野古墓        | 柏原市平野     | 須恵葉壺    | 有蓋  | ?  | ?     | 8C後   | ?     | ?    | ?  |    |    |    |
| 88       | 船橋遺跡        | 柏原市安堂町    | 土師短壺    | ?   | ?  | I     | 8C    | ?     | ?    | 1  |    |    |    |
| 89       | 太平寺・安堂古墓1   | 柏原市安堂町    | 須恵壺     | 緑袖椀 | 逆  | I     | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 90       | " 2         | 同上        | 直葬      | —   | —  | —     | 9C前   | なし    | なし   | 4? |    | ○  |    |
| 91       | " 3         | 同上        | 直葬      | —   | —  | —     | 8C後   | なし    | なし   | 4? |    | ○  |    |
| 92       | " 4         | 同上        | 直葬      | —   | —  | —     | 8C前   | なし    | なし   | 4? |    | ○  |    |
| 93       | 高井田遺跡       | 柏原市高井田川   | 直葬      | —   | —  | I     | 不明    | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 94       | 高井田古墳群古墓1   | 柏原市高井田    | 須恵壺     | 緑袖椀 | 逆  | III C | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 95       | " 2         | 同上        | 須恵壺     | ?   | 正  | III C | 9C    | なし    | 墓標?  | 1  | ○  |    |    |
| 96       | " 3         | 同上        | 須恵壺     | 土杯椀 | 逆  | III C | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 97       | " 4         | 同上        | 須広口壺    | ?   | 正  | III C | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    |    |    |
| 98       | " 5         | 同上        | 須短頸壺    | 灰軸皿 | 逆  | III C | 9C中   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |
| 99       | " 6         | 同上        | 土師甕     | ?   | 逆  | III C | 9C後   | なし    | なし   | 1  | ○  | ○  |    |
| 100      | " 7         | 同上        | 須広口壺    | ?   | 正  | III C | 9C後   | なし    | なし   | 1  |    | ○  |    |

|     | 須恵器 | 土師器  | 銅製品 | 石帯 | 武器 | 鏡・玉類       | 鉄釘 | 墓誌  | 古銭  | その他 | 備考             | 文献 |
|-----|-----|------|-----|----|----|------------|----|-----|-----|-----|----------------|----|
| 49  |     |      | 鉸具  |    |    |            |    |     |     |     | 敷石をもつものを含む     | 38 |
| 50  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     | 敷石をもつものを含む     | 38 |
| 51  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 38 |
| 52  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 38 |
| 53  |     |      |     |    | 刀子 |            |    |     |     |     |                | 38 |
| 54  |     |      |     |    |    |            |    |     | 和2  |     |                | 39 |
| 55  |     |      |     |    |    |            |    |     | 和4  |     | 穿孔             | 39 |
| 56  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 40 |
| 57  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 41 |
| 58  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     | 棺台の石有り         | 42 |
| 59  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 43 |
| 60  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 44 |
| 61  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 45 |
| 62  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 46 |
| 63  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 47 |
| 64  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 48 |
| 65  |     |      |     |    |    |            |    |     | 富50 |     |                | 49 |
| 66  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 50 |
| 67  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     | 茨田親王塚の別称       | 51 |
| 68  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 52 |
| 69  |     |      |     |    |    | 海獣葡萄鏡1(木箱) |    |     |     |     |                | 53 |
| 70  |     |      |     |    |    | 水晶製丸玉1     |    |     |     |     |                | 54 |
| 71  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 55 |
| 72  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 55 |
| 73  |     | 皿2   |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 56 |
| 74  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 57 |
| 75  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 57 |
| 76  | ○   | ○    |     |    |    |            |    | 土板2 |     |     | 1枚は墨書          | 58 |
| 77  |     |      |     |    |    |            |    |     | 和銀1 |     |                | 59 |
| 78  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 56 |
| 79  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 60 |
| 80  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 61 |
| 81  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     | 周辺に甕棺・土壙墓など    | 62 |
| 82  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 61 |
| 83  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 61 |
| 84  |     |      |     |    |    |            |    |     |     | 丸靱  |                | 61 |
| 85  |     |      |     |    |    |            | 1  |     |     |     | マウンドh15cm      | 63 |
| 86  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 45 |
| 87  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 46 |
| 88  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 64 |
| 89  | 瓶子1 | 杯1皿1 |     |    |    | ガラス丸玉1     | 7  |     |     | 砂   |                | 65 |
| 90  |     |      |     |    |    |            |    |     | 富2  |     | 墓1に伴う火葬灰埋納土壙か？ | 65 |
| 91  |     |      |     |    |    |            | 8  | 神1  | 鉄滓1 |     | 墓1に伴う火葬灰埋納土壙か？ | 65 |
| 92  |     |      |     |    |    |            |    |     | 和2  |     | 墓1に伴う火葬灰埋納土壙か？ | 65 |
| 93  |     | 破片2  |     |    |    |            | 7  |     |     |     |                | 66 |
| 94  |     | 杯9   |     |    |    |            | 2  |     |     |     | 壺は打ち欠き         | 67 |
| 95  |     |      |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 67 |
| 96  |     |      |     |    |    | 水晶切子玉1     |    |     |     |     | 壺は打ち欠き         | 67 |
| 97  |     | 杯2   |     |    |    |            |    |     |     |     |                | 67 |
| 98  |     |      |     |    |    |            | 10 |     |     |     |                | 67 |
| 99  |     |      |     |    |    |            | 14 |     |     |     |                | 67 |
| 100 |     | 杯7   |     |    |    |            | 4  |     |     |     |                | 67 |



|     | 古墓名       | 所在地      | 主体部    |     | 状態 | 類型 | 時期    | 外容器 | 外部施設 | 種類 | 敷石 | 炭敷 | 木炭 |
|-----|-----------|----------|--------|-----|----|----|-------|-----|------|----|----|----|----|
|     |           |          | 本体     | 蓋   |    |    |       |     |      |    |    |    |    |
| 101 | 高井田古墓群古墓8 | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 1? |    |    | ○  |
| 102 | " 9       | 同上       | 須恵壺    | ?   | 正  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 103 | " 10      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 1? |    |    | ○  |
| 104 | " 11      | 同上       | 須恵壺    | 土杯3 | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | 石組   | 1  |    |    | ○  |
| 105 | " 12      | 同上       | 須恵壺    | 土杯2 | 逆  | ⅢC | 9C中   | なし  | 石敷   | 1  |    |    | ○  |
| 106 | " 13      | 同上       | 須三耳壺   | 有蓋  | 正  | ⅢC | 9C中   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 107 | " 14      | 同上       | 土師壺    | 土杯2 | 逆  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 108 | " 15      | 同上       | 土無頸壺   | 有蓋  | 正  | ⅢC | 9C    | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 109 | " 16      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 9C～   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 110 | " 17      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 4? |    |    | ○  |
| 111 | " 18      | 同上       | 土師甕    | 土師杯 | 逆  | ⅢC | 9C末   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 112 | " 19      | 同上       | 須恵葉壺   | ?   | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 113 | " 20      | 同上       | 須恵葉壺   | 有蓋  | 正  | ⅢC | 8C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 114 | " 21      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 4? |    |    | ○  |
| 115 | " 22      | 同上       | 土師甕    | ?   | 正  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 1  | ○  |    |    |
| 116 | " 23      | 同上       | 土師甕    | 土師杯 | 逆  | ⅢC | 9C末   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 117 | " 24      | 同上       | 須恵瓶子   | 木製蓋 | 正  | ⅢC | 9C前   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 118 | " 25      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 10C初  | 平瓦  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 119 | " 26      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 4? |    |    |    |
| 120 | " 27      | 同上       | 須広口壺   | 土師杯 | 逆  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 121 | " 28      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 4? |    |    | ○  |
| 122 | " 29      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 不明    | なし  | なし   | 4? |    |    | ○  |
| 123 | 高井田横穴群火葬墓 | 同上       | 直葬     | —   | —  | I  | 8C中?  | なし  | なし   | 1? |    |    | ○  |
| 124 | 平尾山雁多尾畑墓1 | 柏原市雁多尾畑  | 須恵葉壺   | 有蓋  | 斜  | ⅡC | 8C中   | 石組  | 周溝   | 1  | ○  |    |    |
| 125 | " 2       | 同上       | 土把手甕   | 土皿4 | —  | ⅡC | 8C前   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 126 | " 3       | 同上       | 土把手甕   | ?   | 正  | ⅡC | 8C前   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 127 | " 4       | 同上       | 土把手甕   | ?   | ?  | ⅡC | 8C中   | なし  | なし   | 1  | ○  |    |    |
| 128 | " 5       | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅡC | 8C    | なし  | なし   | 4? |    |    | ○  |
| 129 | 玉手山古墓群古墓9 | 柏原市玉手山   | 須恵壺    | ?   | 正  | ⅢC | 9C中   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 130 | " 13      | 同上       | 須恵壺    | ?   | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 131 | " 14      | 同上       | 土師鉢    | 土師碗 | 正  | ⅢC | 9C中   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 132 | " 15      | 同上       | 須恵葉壺   | 土鉢皿 | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 133 | " 18      | 同上       | 須恵平瓶   | 土師杯 | 逆  | ⅢC | 9C前   | なし  | なし   | 1  | ○  |    |    |
| 134 | " 22      | 同上       | 須恵器壺   | 土師器 | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 135 | " 25      | 同上       | 須長頸壺   | 土師器 | ?  | ⅢC | 9C前   | なし  | なし   | ?  |    |    |    |
| 136 | " 27      | 同上       | 土師器甕   | 土師皿 | 正  | ⅢC | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 137 | " 29      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 8C    | なし  | なし   | 1? |    |    |    |
| 138 | " 34      | 同上       | 緑釉壺    | 土皿2 | ?  | ⅢC | 9C前   | なし  | なし   | 1? |    |    |    |
| 139 | " 43      | 同上       | 直葬     | —   | —  | ⅢC | 8C    | なし  | なし   | 1? |    |    | ○  |
| 140 | " 47      | 同上       | 須恵長壺   | ?   | 逆  | ⅢC | 9C中   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 141 | " 48      | 同上       | 須恵器壺   | ?   | 正  | ⅢC | 9C中   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 142 | 玉手山遺跡     | 同上       | 土師器甕   | 土師杯 | 逆  | I  | 9C後   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 143 | 玉手山遺跡(5基) | 柏原市旭ヶ丘   | 須短壺・甕等 |     | ?  | ⅡC | 8C～平安 | ?   | ?    | ?  |    |    | ○  |
| 144 | 円明遺跡古墓群   | 同上       | 土師壺等   |     | ?  | Ⅲ  | 8C～平安 | ?   | ?    | ?  |    |    | ○  |
| 145 | 黄金塚古墓     | 柏原市玉手    | 金銅箱形   | 同左  | ?  | Ⅲ  | 8C前   | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 146 | 国分古墓      | 柏原市国分芝山  | ?      | —   | —  | I  | 8C    | ?   | 石組   | 1  |    |    |    |
| 147 | 田辺古墓群古墓4  | 柏原市田辺    | 木櫃     | —   | —  | ⅡC | 8C前   | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 148 | " 7       | 同上       | 木櫃     | —   | —  | ⅡC | 8C前   | なし  | 周溝   | 2  |    |    | ○  |
| 149 | " 8       | 同上       | 須恵器甕   | 同左  | 逆  | ⅡC | 8C前   | なし  | なし   | 1  | 磚4 |    | ○  |
| 150 | " 9       | 同上       | 須恵葉壺   | 有蓋  | 正  | ⅡC | 8C中   | 瓦槨  | なし   | 1  | 瓦槨 |    |    |
| 151 | 雨ヶ池古墓     | 羽曳野市はびきの | 骨壺     | ?   | ?  | I  | 8C    | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 152 | 西浦古墓1     | 羽曳野市西浦   | 凝灰石櫃   | 蓋?  | —  | ⅡC | 8C中   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 153 | " 2       | 同上       | 凝灰石櫃   | —   | —  | ⅡC | 8C後   | なし  | なし   | 1  |    |    |    |

|     | 須恵器    | 土師器   | 銅製品 | 石帯 | 武器  | 鏡・玉類     | 鉄釘 | 墓誌 | 古銭     | その他  | 備考              | 文献 |
|-----|--------|-------|-----|----|-----|----------|----|----|--------|------|-----------------|----|
| 101 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 「火葬灰埋納土壙」か?     | 67 |
| 102 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 103 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 「火葬灰埋納土壙」か?     | 67 |
| 104 |        |       |     |    |     | 水晶涙滴形玉1  |    |    |        |      | 壺は打ち欠き          | 67 |
| 105 |        | ○     |     |    | 刀子1 |          | 2  |    |        | 緑釉椀1 |                 | 67 |
| 106 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 107 |        |       |     |    |     |          | 1  |    |        |      |                 | 67 |
| 108 |        |       |     |    |     |          | 3  |    |        |      |                 | 67 |
| 109 | ○      | ○     |     |    |     |          | 21 |    |        |      |                 | 67 |
| 110 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 111 |        | 杯1    |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 112 |        |       |     |    |     |          | 3  |    |        |      |                 | 67 |
| 113 |        |       |     |    |     | ガラス玉24   | 2  |    |        |      | 洗骨              | 67 |
| 114 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 98の火葬灰埋納土壙か?    | 67 |
| 115 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 116 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 67 |
| 117 |        |       |     |    |     |          | 7  |    |        |      |                 | 67 |
| 118 |        | 杯、破片  |     |    |     |          | 10 |    |        | 平瓦片2 |                 | 67 |
| 119 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 墳墓?             | 67 |
| 120 | 破片     | 杯1破片  |     |    |     |          | 1  |    |        |      | 壺打ち欠き           | 67 |
| 121 |        | 破片    |     |    |     |          | 1  |    |        |      |                 | 67 |
| 122 |        |       |     |    |     |          | 1  |    |        |      |                 | 67 |
| 123 | 粟壺1    | 甕1・小片 |     |    |     |          |    |    |        |      | 「火葬灰埋納土壙」か?     | 68 |
| 124 | 平瓶1    | 杯1    |     |    |     |          |    |    | 和銀1和銅4 |      |                 | 69 |
| 125 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 隣接              | 69 |
| 126 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 隣接              | 69 |
| 127 | 有蓋短頸壺1 |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 69 |
| 128 | 杯身1    | 杯1    |     |    |     |          | 4  |    |        |      |                 | 69 |
| 129 |        |       |     |    |     |          | 3  |    |        |      | 以下、総数58基の墳墓群    | 70 |
| 130 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 131 |        |       |     |    |     | 瑞花双鳳八稜鏡1 |    |    |        |      |                 | 70 |
| 132 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 133 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 134 |        | ○     |     |    |     |          |    |    |        |      | 「火葬杯埋納土壙」を複数含む。 | 70 |
| 135 |        | ○     |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 136 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 137 |        | 皿1    |     |    | 刀子1 |          |    |    |        |      | 木棺墓の可能性あり       | 70 |
| 138 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 139 | 杯1     | 小壺2   |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 140 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 壺は打ち欠き          | 70 |
| 141 |        | ○     |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 70 |
| 142 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 71 |
| 143 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 72 |
| 144 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 73 |
| 145 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      | 「和銅三年」墨書        | 74 |
| 146 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 75 |
| 147 | 鉢1     |       |     |    |     |          | 6  |    |        | 鉄滓1  |                 | 76 |
| 148 | 壺      | 壺     | 鉸具1 |    |     |          | 1  |    |        |      | 火化地の可能性あり       | 76 |
| 149 |        |       |     |    |     |          | 3  |    | 和11    | 磚4   | 磚敷              | 76 |
| 150 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 76 |
| 151 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 77 |
| 152 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 78 |
| 153 |        |       |     |    |     |          |    |    |        |      |                 | 78 |

|          | 古墓名          | 所在地        | 主体部     |      | 状態 | 類型 | 時期     | 外容器 | 外部施設 | 種類 | 敷石 | 炭敷 | 木炭 |
|----------|--------------|------------|---------|------|----|----|--------|-----|------|----|----|----|----|
|          |              |            | 本体      | 蓋    |    |    |        |     |      |    |    |    |    |
| 154      | 西浦古墓3        | 羽曳野市西浦     | 凝灰石櫃    | 須恵蓋  | —  | ⅡC | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 155      | 蔵の内古墓        | 羽曳野市蔵の内    | 凝灰石櫃    | 有蓋   | 正  | I  | 8中?    | ?   | ?    | 1  |    |    |    |
| 156      | 悲田院古墓        | 羽曳野市伊賀     | 須恵蓋壺    | 有蓋   | 正  | I  | 8C後    | なし  | なし   | 1? |    |    | ○  |
| 157      | 野中寺古墓        | 羽曳野市野ヶ上    | 須広口壺    | なし   | 正  | I  | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 158      | 埴生野古墓        | 羽曳野市埴生野    | 土師蓋壺    | 有蓋   | 正  | I  | 8C中    | なし  | 石組   | 1  |    |    |    |
| 159      | 石曳火葬墓        | 羽曳野市はびきの   | 木櫃      | 同左   | 正  | I  | 8C?    | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 160      | 土師の里SK-9     | 藤井寺市道明寺    | 須小陶棺    | —    | ?  | Ⅲ? | 不明     | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 161      | 土師の里墓17      | 同上         | ?       | —    | —  | Ⅲ  | 8C前?   | なし  | なし   | 1? |    |    |    |
| 162      | " 24         | 同上         | 土師器甕    | 土師皿  | 正  | Ⅲ  | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 163      | " 15         | 同上         | 須恵器甕    | ?    | ?  | Ⅲ  | 8C     | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 164      | " 22         | 同上         | 円筒埴輪    | —    | 正  | Ⅲ  | ?      | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 165      | " 埴輪転用墓(14基) | 同上         | 円筒埴輪    | —    | 横  | Ⅲ  | ?      | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 166      | 立部古墳群跡火葬1    | 松原市立部      | 須恵横瓶    | なし   | ?  | Ⅱb | 8C     | なし  | なし   | ?  |    |    | ○  |
| 167      | " 2          | 同上         | 須恵壺     | 有蓋   | 正  | Ⅱb | 9C初    | なし  | なし   | ?  |    | ○  | ○  |
| 168      | 嶽山山頂火葬墓      | 富田林市龍泉     | 須恵鉄鉢    | 須恵皿  | 正  | I  | 9C前    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 169      | 硯石古墓         | 富田林市竜泉     | 須恵葉壺    | 有蓋   | 正  | I  | 9C前    | 須甕2 | なし   | 1' |    |    | ○  |
| 170      | 錦ヶ丘古墓        | 富田林市錦ヶ丘町   | 土師甕3    | 須杯蓋  | ?  | ?  | 8C後    | ?   | ?    | 1? |    |    |    |
| 171      | 板持古墓         | 富田林市東板持    | 須恵壺     | ?    | ?  | I  | 8C後    | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 172      | 樺坂古墓         | 富田林市高辺台    | 凝灰石櫃    | 同左   | 正  | I  | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 173      | 甘山古墓         | 富田林市甘山     | 凝灰石櫃    | 同左   | 正  | I  | 8C後    | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 174      | 大伴古墓         | 富田林市大伴     | 須恵器     | ?    | ?  | I  | ?      | ?   | ?    | 1? |    |    |    |
| 175      | 鍋塚古墓         | 富田林市宮町     | 石櫃      | ?    | 正  | I  | 8C     | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 176      | 甲田南1号墓       | 富田林市双葉町    | 土師甕     | ?    | 正  | ⅡA | 9後~10初 | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 177      | " 2号墓        | 同上         | 土師甕     | ?    | 正  | ⅡA | 9後~10初 | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 178      | " 3号墓        | 同上         | 土師甕     | ?    | 正  | ⅡA | 9後~10初 | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 179      | " 4号墓        | 同上         | 土師甕     | ?    | 正  | ⅡA | 9後~10初 | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 180      | 宮林古墓         | 富田林市甲田     | 直葬      | なし   | —  | I  | 8C     | なし  | 周溝   | 1? | ○  |    |    |
| 181      | 松山山城SK-1     | 南河内郡河南町葉室  | 土師甕     | ?    | 正  | I  | 9C中~後  | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 182      | 松山山城SK-2     | 南河内郡河南町葉室  | 土師葉壺    | 有蓋   | ?  | I  | 8C前    | ?   | ?    | ?  |    |    | ○  |
| 183      | 東山火葬墓        | 南河内郡河南町東山  | 須恵葉壺    | 有蓋   | 正  | Ⅱa | 8C中    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 184      | 東山遺跡86年度調査区  | 同上         | 須恵葉壺    | 土師鉢  | 正  | I  | ?      | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 185      | " 94年度A調査区   | 同上         | 須恵葉壺    | 有蓋   | ?  | I  | 8C前    | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 186      | " 94年度C調査区   | 同上         | 土師葉壺    | 有蓋   | ?  | ?  | 8C     | ?   | ?    | ?  |    |    |    |
| 187      | 一須賀古墳群1支群    | 同上         | 土師甕2口   | —    | 横  | I  | 8C前    | なし  | なし   | 2  |    |    | ○  |
| 188      | 寛弘寺火葬2001    | 南河内郡河南町寛弘寺 | 須鉄鉢     | 土高盤皿 | 正  | ⅡB | 9C初    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 189      | " 7001       | 同上         | 木櫃      | —    | —  | ⅡA | 9C前    | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 190      | " 7002       | 同上         | 木櫃      | —    | —  | ⅡA | 9C前    | なし  | 墓標   | 1  | ○  | ○  |    |
| 191      | " 7003       | 同上         | 須恵壺     | ?    | 横  | I  | 9C     | なし  | なし   | 1  |    |    | ○  |
| 192      | 東丘陵火葬墓       | 南河内郡太子町野畑  | 土師甕     | ?    | ?  | I  | 9C中    | なし  | なし   | 1' |    |    | ○  |
| 193      | 吉田山火葬墓       | 南河内郡太子町太子  | ?       | ?    | ?  | I  | 8C     | 石櫃  | ?    | 1  |    |    |    |
| 194      | 千軒堂火葬墓(3基)   | 南河内郡太子町千軒堂 | 須短頸壺    | ?    | 正  | ⅡA | 8C     | 石櫃  | ?    | 1  |    |    |    |
| 195      | 春日山火葬墓       | 南河内郡太子町春日  | 須恵壺     | ?    | ?  | I  | ?      | 石櫃  | ?    | 1  |    |    |    |
| 196      | 紀吉継墓         | 同上         | ?       | ?    | ?  | I  | 8C後    | ?   | ?    | 1? |    |    |    |
| 197      | 田須谷火葬墓1      | 同上         | 須恵葉壺    | 土皿?  | 正  | I  | 8C前    | なし  | なし   | 1' |    |    | ○  |
| 198      | 高屋枚人墓        | 南河内郡太子町叡福寺 | ?       | ?    | ?  | I  | 8C後    | ?   | ?    | 1? |    |    |    |
| 199      | 采女竹良の墓       | 南河内郡太子町山田  | ?       | ?    | ?  | I  | 7C末    | ?   | ?    | 1? |    |    |    |
| 200      | 小山田古墓1       | 河内長野市小山田   | 須恵蓋壺    | 有蓋   | ?  | I  | 8C中    | なし  | 石組   | 1  |    |    |    |
| 201      | " 2          | 同上         | 不明      | ?    | ?  | I' | 8後?    | なし  | 石組   | 1? |    | ?  | ○  |
| (大阪府・和泉) |              |            |         |      |    |    |        |     |      |    |    |    |    |
| 202      | 高蔵寺古墓        | 堺市高蔵寺      | 須恵蓋壺    | 有蓋   | 正  | I  | 9C中    | 須甕  | なし   | 1  |    |    |    |
| 203      | 原山2号墓(2基)    | 堺市庭代台      | 須恵葉壺    | ?    | 正  | Ⅱc | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 204      | 原山3号墓        | 同上         | 須恵葉壺    | 有蓋   | 正  | Ⅱc | 8C後    | なし  | なし   | 1  |    |    |    |
| 205      | " 4号墓(2体合葬)  | 同上         | 須恵有蓋土器2 |      | 横  | Ⅱc | 7C後    | なし  | 周溝   | 1  |    |    |    |

|     | 須恵器     | 土師器          | 銅製品 | 石帯 | 武器  | 鏡・玉類 | 鉄釘 | 墓誌   | 古銭 | その他     | 備考                 | 文献  |
|-----|---------|--------------|-----|----|-----|------|----|------|----|---------|--------------------|-----|
| 154 | 長壺1四壺1  | 甕            |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 78  |
| 155 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         | もう1基あり             | 79  |
| 156 |         |              |     |    |     |      |    |      |    | 金製五花形肩覆 |                    | 80  |
| 157 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 81  |
| 158 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 82  |
| 159 |         |              |     |    |     |      |    | 鉄板2  |    |         |                    | 83  |
| 160 | ○       | ○            |     |    |     |      |    |      |    |         | 周辺の土壌から骨蔵器出土       | 84  |
| 161 |         |              |     |    |     |      |    |      | 和7 |         | 「火葬灰埋納土壌」?、他に10基あり | 85  |
| 162 |         |              |     |    |     |      | 1  |      |    |         |                    | 85  |
| 163 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 85  |
| 164 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 85  |
| 165 | 壺1      |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 85  |
| 166 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 86  |
| 167 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 86  |
| 168 |         |              |     |    |     |      | 1  |      |    |         | 周辺に土壌墓の可能性あり       | 87  |
| 169 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 88  |
| 170 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         | だいだい池の別称           | 89  |
| 171 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 90  |
| 172 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 91  |
| 173 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 92  |
| 174 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 93  |
| 175 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 92  |
| 176 |         |              |     |    |     |      |    |      | 和8 |         |                    | 94  |
| 177 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 95  |
| 178 |         | 皿1           |     |    |     |      |    |      | ○  |         |                    | 96  |
| 179 |         | 皿1           |     |    |     |      |    |      |    |         | 皿は甕を転用             | 97  |
| 180 | 壺又は甕2   | 甕1           |     |    |     |      |    |      |    |         | 周辺から土師器甕出土         | 98  |
| 181 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 99  |
| 182 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 99  |
| 183 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 100 |
| 184 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 101 |
| 185 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 102 |
| 186 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 103 |
| 187 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 104 |
| 188 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 105 |
| 189 |         | 皿2           |     |    |     |      | 5  |      |    |         |                    | 106 |
| 190 | 網頸壺1    |              |     |    |     |      | 5  |      |    |         | 壺は打ち欠き             | 106 |
| 191 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 107 |
| 192 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 108 |
| 193 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 109 |
| 194 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 110 |
| 195 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 111 |
| 196 |         |              |     |    |     |      |    | 磚製1  |    |         |                    | 112 |
| 197 | 平瓶・皿1   | 皿3           |     |    | 刀子1 |      |    |      | 和7 | 骨格製品    |                    | 113 |
| 198 |         |              |     |    |     |      |    | 砂岩1  |    |         |                    | 114 |
| 199 |         |              |     |    |     |      |    | 石碑1  |    |         | 現存せず               | 115 |
| 200 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 116 |
| 201 |         |              |     |    | 直刀2 |      |    |      |    |         |                    | 116 |
| 202 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         |                    | 117 |
| 203 |         |              |     |    |     |      |    |      |    |         | 2個体隣接              | 118 |
| 204 |         |              |     |    |     |      |    | 窯壁片  |    |         |                    | 118 |
| 205 | 杯蓋24・身2 | 土製品2・筒形土製品15 |     |    |     |      |    | 鷗尾片1 |    |         |                    | 118 |

|          | 古墳名                        | 所在地        | 主体部    |     | 状態 | 類型   | 時期        | 外容器 | 外部施設 | 種類     | 敷石 | 炭数 | 木炭 |
|----------|----------------------------|------------|--------|-----|----|------|-----------|-----|------|--------|----|----|----|
|          |                            |            | 本体     | 蓋   |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 206      | 桜尾第3地点火葬墓群<br>(I群27、II群80) | 堺市新桜尾台     | 土坑群    | —   | ?  | IV   | 8C~<br>平安 | ?   | ?    | 1<br>4 |    |    | ○  |
| 207      | 美木多地区SX11                  | 堺市美木多上     | 須恵甕    | ?   | 正  | IIA  | 8C        | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 208      | " 13                       | 同上         | 須恵甕    | ?   | 正  | IIA  | 8C        | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 209      | 野々井西遺跡火葬墓                  | 堺市菱木       | 須恵葉壺   | 有蓋  | 正  | I    | 8C後       | なし  | なし   | 1      | ○  |    |    |
| 210      | 殿山古墳                       | 南河内郡美原町菅生  | 須恵獣脚付壺 | ?   | ?  | I    | 8C後       | ?   | ?    | ?      |    |    |    |
| 211      | 真福寺IV-3土壙墓                 | 南河内郡美原町真福寺 | 円筒埴輪転用 | —   | 横  | II   | 8C        | なし  | なし   | 1'     |    |    | ○  |
| 212      | 東野古墳                       | 大阪狭山市東野    | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | I    | 8C中       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 213      | 伯太古墳                       | 和泉市伯太      | 須有蓋壺   | 有蓋  | ?  | I    | ?         | ?   | ?    | ?      |    |    |    |
| 214      | 和泉向代4号墳火葬墓                 | 和泉市万町      | 土師甕    | 黒色杯 | 正  | I    | 10C       | なし  | なし   | 1      |    | ○  | ○  |
| 215      | 久米田古墳                      | 岸和田市池尻町    | 骨壺     | ?   | ?  | I    | 9C        | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 216      | 海岸寺山古墳                     | 貝塚市半田町     | 蔵骨器    | ?   | ?  | I    | 8C        | ?   | 石囲   | 1      |    |    |    |
| 217      | 男里遺跡古墳                     | 泉南市男里      | 須恵葉壺   | ?   | ?  | I    | 8C        | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| (兵庫県・摂津) |                            |            |        |     |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 218      | 北米谷古墳                      | 宝塚市中山寺     | 銅製有蓋壺  | 有蓋  | 正  | I    | 8C前       | 石櫃  | 石組   | 1      |    |    |    |
| 219      | 奈カリ与5号土器棺                  | 三田市貴志      | 土師甕    | ?   | 正  | I    | 8C末       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 220      | 藤ヶ谷古墳1                     | 芦屋市山手町     | 土師器?   | ?   | ?  | IIA  | 8C前~中     | なし  | 瓦?   | 1'     | ○  |    |    |
| 221      | 藤ヶ谷古墳2                     | 芦屋市山手町     | 須短頸壺   | ?   | ?  | IIA  | 8C前~中     | なし  | 瓦?   | 1'     | ○  |    |    |
| (兵庫県・播磨) |                            |            |        |     |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 222      | 北別府遺跡火葬墓                   | 神戸市西区伊川谷   | 土師甕    | ?   | 正  | I    | 9C中       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 223      | 西神第48号遺跡                   | 神戸市西区平野町   | 須短頸壺   | 土師器 | ?  | ?    | 8末~9初     | ?   | ?    | ?      |    |    |    |
| 224      | 西神第89号遺跡                   | 同上         | 須短頸壺   | 須恵杯 | ?  | ?    | 8末~9初     | ?   | ?    | ?      |    |    |    |
| 225      | 城ヶ谷ST301                   | 神戸市西区榎谷町   | 須恵葉壺   | 土師杯 | 正  | I    | 8C前       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 226      | 城ヶ谷ST302                   | 同上         | 須恵葉壺   | 須恵杯 | 正  | IIA  | 8C前       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 227      | 城ヶ谷ST303                   | 同上         | 土師甕    | ?   | 正  | IIA  | 8C前       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 228      | 助谷古墳                       | 加古川市上荘     | 土師甕    | ?   | ?  | III  | 8C        | 石櫃  | ?    | 1      |    |    |    |
| 229      | 谷川生田坪遺跡                    | 氷上郡山南町     | 三袖小壺   | ?   | ?  | I    | 8C後       | ?   | ?    | 1?     |    |    |    |
| 230      | 梶原遺跡火葬墓                    | 氷上郡市島町柏野   | 木棺     | —   | —  | I    | 8C        | なし  | なし   | 2      |    |    |    |
| 231      | 仏心寺古墳                      | 姫路市別所町     | 石製合子   | —   | 正  | I    | 8C後       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 232      | 辻井古墳                       | 姫路市辻井町     | ?      | ?   | ?  | I    | 8C後       | 石櫃  | ?    | 1      |    |    |    |
| 233      | 西脇1号火葬墓                    | 姫路市西脇      | 須恵壺    | 須恵甕 | 正  | IIA  | 9C初       | なし  | 石組   | 1      |    |    |    |
| 234      | " 2号火葬墓                    | 同上         | 須短頸壺   | 灰釉皿 | 逆  | IIA  | 9C初       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 235      | " 1号火葬墓状遺構                 | 同上         | ?      | 須壺蓋 | ?  | IIA  | 9C初       | なし  | 石組?  | 1?     |    |    |    |
| 236      | " 2号火葬墓状遺構                 | 同上         | 須長頸壺   | ?   | 逆  | I    | 8C        | なし  | なし   | 1?     |    |    |    |
| 237      | 原古墳1                       | 揖保郡太子町原    | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | II B | 8C後       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 238      | 原古墳2                       | 同上         | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | II B | 9C前       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 239      | 宮野尾裏山火葬墓                   | 相生市若狭野町    | 須恵壺    | ?   | ?  | I    | 8C?       | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| 240      | 三軒家火葬墓                     | 赤穂市有年橋原    | 須恵甕    | ?   | ?  | I    | 8C        | なし  | なし   | 1      |    |    |    |
| (兵庫県・淡路) |                            |            |        |     |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 241      | 向谷古墳                       | 津名郡一宮町江井向谷 | 蔵骨器    | ?   | ?  | I    | 平安        | ?   | ?    | 1?     |    |    |    |
| 242      | 赤金遺跡                       | 三原郡西淡町松帆樺田 | ?      | ?   | ?  | I    | 平安        | ?   | ?    | 1?     |    |    |    |
| (兵庫県・但馬) |                            |            |        |     |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 243      | 観音寺古墳                      | 城崎郡日高町観音寺  | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | I    | 8C中       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 244      | 香住エノ田墓                     | 豊岡市香住      | 須恵杯身   | 須杯蓋 | 正  | I    | 8C中       | なし  | なし   | 1      |    |    | ○  |
| 245      | 神美小学校火葬墓                   | 豊岡市三宅      | 須恵壺    | ?   | ?  | ?    | 8C        | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 246      | 出石神社古墳                     | 出石郡出石町宮の内  | 陶製葉壺   | 有蓋  | ?  | I    | 10C       | なし  | なし   | 1      |    |    | ○  |
| (奈良県・大和) |                            |            |        |     |    |      |           |     |      |        |    |    |    |
| 247      | 押熊古墳                       | 奈良市押熊町     | 土師葉壺   | ?   | ?  | I    | 8C中       | 須恵  | ?    | 1      |    |    |    |
| 248      | 西山古墳                       | 奈良市秋篠町     | 土師器壺   | 有蓋  | ?  | I    | 8後?       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 249      | 歌姫町火葬墓                     | 奈良市歌姫町     | 須短頸壺   | 土師皿 | 正  | I    | 9C初       | 須壺底 | なし   | 1      |    |    |    |
| 250      | 鶯ヶ峯古墳西南古墳                  | 同上         | 須恵長壺   | ?   | ?  | ?    | 8C後       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 251      | 宇和奈辺古墳                     | 奈良市法華寺町    | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | I    | 8C後       | ?   | ?    | 1      |    |    |    |
| 252      | 奈良山古墳                      | 奈良市奈良阪町    | 須恵葉壺   | 有蓋  | ?  | I    | 8C後       | ?   | ?    | 1      |    |    | ○  |

|     | 須恵器                        | 土師器 | 銅製品  | 石帯 | 武器 | 鏡・玉類 | 鉄釘 | 墓誌  | 古銭   | その他      | 備考                            | 文献  |
|-----|----------------------------|-----|------|----|----|------|----|-----|------|----------|-------------------------------|-----|
| 206 | 杯身1壺12台壺4長壺1<br>短壺2鉢1横瓶1甕1 |     |      |    |    |      |    |     |      | 窯壁片      | 「火埋土壙」含む。周辺に土器埋納土壙。いずれも人骨未検出。 | 119 |
| 207 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 120 |
| 208 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 2基隣接                          | 120 |
| 209 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 121 |
| 210 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 122 |
| 211 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 123 |
| 212 |                            |     |      |    |    |      |    |     | 10以上 |          |                               | 124 |
| 213 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 125 |
| 214 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 126 |
| 215 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 127 |
| 216 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 128 |
| 217 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 129 |
| 218 | 平瓶1                        | 2   |      |    |    |      |    |     | 和6   |          |                               | 130 |
| 219 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 131 |
| 220 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 132 |
| 221 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 132 |
| 222 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 133 |
| 223 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 134 |
| 224 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 134 |
| 225 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 135 |
| 226 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 135 |
| 227 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 135 |
| 228 |                            |     |      |    |    |      |    |     | 和2   |          |                               | 136 |
| 229 |                            |     | 纓絡状1 |    |    |      |    |     | 和5   |          | 胞衣壺か？                         | 137 |
| 230 | 杯1                         |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 木棺を火葬化                        | 138 |
| 231 |                            |     |      |    |    |      |    | 鉄片1 |      | 甕(材質不明)1 | 小型石棺と併存、仏心寺境内                 | 139 |
| 232 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 140 |
| 233 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 壺打ち欠き                         | 141 |
| 234 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 141 |
| 235 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 141 |
| 236 | 瓶子1                        |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 壺は打ち欠き、祭祀土壙か？                 | 141 |
| 237 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 142 |
| 238 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 142 |
| 239 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 壺打ち欠き                         | 143 |
| 240 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 甕打ち、穿孔                        | 144 |
| 241 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 145 |
| 242 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 146 |
| 243 |                            |     |      |    |    |      |    |     | 和6   |          |                               | 147 |
| 244 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 杯蓋打ち欠き                        | 148 |
| 245 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 149 |
| 246 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 150 |
| 247 |                            | 高杯1 |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 151 |
| 248 |                            |     |      |    |    |      |    |     | 和2   |          |                               | 152 |
| 249 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          | 壺打ち欠き                         | 153 |
| 250 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 154 |
| 251 |                            |     |      |    |    |      |    |     |      |          |                               | 155 |
| 252 |                            |     |      |    |    |      |    |     | 万2神3 | 墨片       |                               | 156 |

|     | 古墳名                | 所在地       | 主体部              |     | 状態 | 類型   | 時期              | 外容器 | 外部施設 | 種類   | 敷石 | 炭数 | 木炭 |   |
|-----|--------------------|-----------|------------------|-----|----|------|-----------------|-----|------|------|----|----|----|---|
|     |                    |           | 本体               | 蓋   |    |      |                 |     |      |      |    |    |    |   |
| 253 | 飛火野蔵骨器1            | 奈良市春日野町   | 土師薬壺             | 有蓋  | 正  | IIb  | 8C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 254 | " 2                | 同上        | 須恵杯              | 須恵蓋 | ?  | IIb  | 8C中             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 255 | 平城京石京一条四坊六坪 SX1074 | 奈良市西大寺    | ?                | ?   | ?  | IIA  | 9C前             | 須甕  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 256 | " SX1075           | 同上        | 灰釉壺              | ?   | 正  | IIA  | 9C前             | 木櫃  | 地上施設 | 1    |    | ○  | ○  |   |
| 257 | 五条山火葬墓             | 奈良市五条町    | 須恵薬壺             | 有蓋  | 正  | I    | 8C後             | 木箱? | なし   | 1    |    | ○  |    |   |
| 258 | 太安萬侶墓              | 奈良市比瀬町    | 木櫃               | —   | —  | I    | 8C前             | 木炭柳 | 周溝   | 1    |    | ○  | ○  |   |
| 259 | 円照寺古墳(2基)          | 奈良市山村町    | 須恵薬壺             | 有蓋  | —  | IIA  | 8C後             | ?   | 石室?  | 1    |    |    |    |   |
| 260 | 平城京SX215           | 奈良市八条     | 合口甕棺             |     | 横  | IIA  | 8C後             | なし  | なし   | 1?   |    |    |    |   |
| 261 | " SX316            | 同上        | 合口甕棺             |     | 横  | IIA  | 8C後             | なし  | なし   | 1?   |    |    |    |   |
| 262 | " SX317            | 同上        | 土師甕              | 土師甕 | 横  | IIA  | 8C後             | なし  | なし   | 1?   |    |    |    |   |
| 263 | " SX446            | 同上        | 土師甕              | ?   | 横  | IIA  | 8C後             | なし  | なし   | 1?   |    |    |    |   |
| 264 | 佐保山遺跡群(計42基)       | 奈良市佐紀町他   | 木櫃中心、須壺土甕、合口甕棺など |     | ?  | IIIc | 8中～9C           | ?   | ?    | 1'中心 |    |    |    |   |
| 265 | 僧道薬墓               | 天理市岩屋町    | 須恵薬壺             | 有蓋  | 正  | I    | 8C前             | 須甕  | 石組標石 | 1    | ○  |    |    |   |
| 266 | 岩屋火葬墓              | 同上        | 須恵薬壺             | 有蓋  | ?  | I    | 8C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 267 | 西山火葬墓1号墓           | 同上        | 須三耳壺             | 緑釉椀 | 正  | IIc  | 9C中             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 268 | " 2号墓              | 同上        | 須恵壺              | 緑釉皿 | 正  | IIc  | 9C中             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 269 | " 3号墓              | 同上        | 土師甕              | 土師蓋 | 正  | IIc  | 8C前             | なし  | なし   | 1    | ○  |    | ○  |   |
| 270 | " 4号墓(2基)          | 同上        | 土師壺              | 土師鉢 | 正  | IIc  | 9C?             | なし  | 集石   | 1    |    |    |    |   |
| 271 | " 5号墓              | 同上        | 木櫃?              | —   | —  | IIc  | 9C?             | なし  | なし   | ?    |    |    | ○  |   |
| 272 | " 6号墓              | 同上        | 土師甕              | 土師杯 | 正  | IIc  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 273 | 鈴原古墳1              | 天理市福住町    | 須恵薬壺             | 有蓋  | ?  | III  | 8C前             | ?   | ?    | 1    |    |    |    |   |
| 274 | " 2                | 同上        | 土師甕              | 須恵鉢 | ?  | III  | 8C初             | ?   | ?    | 1    |    |    |    |   |
| 275 | 白川火葬墓1号墓           | 天理市楡町     | 木櫃?              | —   | —  | IIA  | 9C前             | 木炭柳 | なし   | 1    |    | ○  |    |   |
| 276 | " 2号墓              | 同上        | 緑釉椀              | ?   | ?  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 277 | " 3号墓              | 同上        | 灰釉壺              | ?   | 正  | IIA  | 9C前             | 木炭柳 | なし   | 1    |    | ○  | ○  |   |
| 278 | " 4号墓              | 同上        | 須恵器              | ?   | ?  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 279 | " 5号墓              | 同上        | 土師甕              | 土師甕 | 正  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 280 | " 6号墓              | 同上        | 土師甕              | 土皿2 | ?  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 281 | " 7号墓              | 同上        | 土師器甕の底部          |     | ?  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 282 | " 8号墓              | 同上        | 木櫃               | —   | —  | IIA  | 9C前             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 283 | 福ヶ谷火葬墓             | 同上        | 小石室              | —   | —  | I    | 9C後             | なし  | 墓道   | 1    |    |    |    |   |
| 284 | 柚之内火葬墓             | 天理市柚之内町   | 木櫃               | —   | —  | I    | 8C              | 木柳  | 封土   | 1'   |    |    |    |   |
| 285 | 呉鷹古墳               | 天理市竹之内町   | 土把手壺             | 有蓋  | ?  | I    | 8C前             | ?   | 石組   | 1    |    |    |    |   |
| 286 | クレタカ山古墳            | 天理市竹之内町   | ?                | ?   | ?  | I    | 8C?             | ?   | ?    | ?    |    |    |    |   |
| 287 | 美努岡万墓              | 生駒市萩原町    | ?(木櫃か)           | ?   | ?  | I    | 8C前             | なし  | 封土   | 1    |    |    | ○  |   |
| 288 | 僧行基墓               | 生駒市有里     | 銀製水瓶             | —   | 正  | I    | 8C中             | 銅筒  | 八角石筒 | 1    |    |    |    |   |
| 289 | 久安寺モッテンSX01        | 生駒郡平群町久安寺 | 木櫃               | —   | —  | IIb  | 9C後             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 290 | " 12               | 同上        | 須恵鉢              | 土師甕 | 正  | IIb  | 8C末             | なし  | なし   | 1    |    |    |    |   |
| 291 | " 104              | 同上        | 土師甕              | 土師椀 | 逆  | IIb  | 9C中             | なし  | なし   | 1    |    |    | ○  |   |
| 292 | 高安山墳墓群1号墓          | 生駒郡三郷町南畑  | 土師壺              | ?   | ?  | IIIc | 8C後<br>～<br>10C | ?   | 配石   | ?    |    |    | ○  |   |
| 293 | " 2号墓              | 同上        | 土師壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 294 | " 3号墓              | 同上        | 土師壺              | ?   | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 295 | " 4号墓              | 同上        | 須恵壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 296 | " 5号墓              | 同上        | 須恵横瓶             | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 297 | " 6号墓              | 同上        | 須恵壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 298 | " 7号墓              | 同上        | 須恵壺              | ?   | ?  | IIIc |                 | ?   | なし   | ?    |    |    |    |   |
| 299 | " 8号墓              | 同上        | 土師壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | なし   | ?    |    |    |    | ○ |
| 300 | " 9号墓              | 同上        | 土師壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 301 | " 10号墓             | 同上        | 灰釉土器             | 緑釉皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | 2    |    |    |    | ○ |
| 302 | " 11号墓             | 同上        | 土師壺              | ?   | ?  | IIIc |                 | ?   | なし   | ?    |    |    |    | ○ |
| 303 | " 12号墓             | 同上        | 灰釉土器             | 緑釉皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 304 | " 14号墓             | 同上        | 土師壺              | 土師皿 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |
| 305 | " 15号墓             | 同上        | 土師壺              | 土師器 | ?  | IIIc |                 | ?   | 配石   | ?    |    |    |    | ○ |

|     | 須恵器  | 土師器    | 銅製<br>品 | 石帯 | 武器     | 鏡・玉類   | 鉄釘 | 墓誌  | 古銭               | その他   | 備考                        | 文献  |
|-----|------|--------|---------|----|--------|--------|----|-----|------------------|-------|---------------------------|-----|
| 253 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 157 |
| 254 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 157 |
| 255 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 158 |
| 256 |      |        |         |    |        | 水晶丸玉1  | 54 |     |                  | 銀溶解物4 | 幼児用か                      | 158 |
| 257 | 杯蓋1  | 皿7     |         |    |        |        | ○  |     |                  |       |                           | 159 |
| 258 |      |        |         |    |        | 真珠4    |    | 青銅1 |                  | 漆喰    |                           | 160 |
| 259 |      |        |         |    | 鹿角製刀装具 |        |    |     |                  |       |                           | 161 |
| 260 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 162 |
| 261 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 162 |
| 262 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 162 |
| 263 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 162 |
| 264 |      | ○      |         |    |        |        |    |     |                  | 二彩    | 3箇所<br>の尾根に分布。38基は集中。     | 163 |
| 265 |      |        |         |    |        |        |    | 銀製1 |                  |       |                           | 164 |
| 266 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 165 |
| 267 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 166 |
| 268 |      |        |         |    |        |        | 1  |     |                  |       |                           | 166 |
| 269 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 166 |
| 270 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       | 同一土壇内に2基隣接。               | 166 |
| 271 |      |        |         |    |        |        | 1  |     |                  |       | 「火葬灰埋納土壇」の可能性。周辺に<br>火化地？ | 166 |
| 272 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 166 |
| 273 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 167 |
| 274 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 167 |
| 275 |      |        |         |    |        |        |    |     | 富2他4             |       |                           | 168 |
| 276 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 277 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 278 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 279 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 280 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 281 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 168 |
| 282 |      |        |         |    |        |        | ○  |     |                  |       |                           | 168 |
| 283 |      | 皿1     |         |    |        |        | ○  |     |                  | 鉄斧？1  |                           | 168 |
| 284 | 杯1   | 甕1 粟壺1 |         |    |        | 海獸葡萄鏡1 | ○  |     | 瓦2、鉄滓1、釵子1鳩目形金具1 |       |                           | 169 |
| 285 | 杯蓋他6 |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 170 |
| 286 |      |        |         |    |        | 海獸葡萄鏡1 |    |     |                  |       |                           | 171 |
| 287 |      |        |         |    |        |        |    | 銅製1 |                  |       |                           | 172 |
| 288 |      |        |         |    |        |        |    | 銅筒1 |                  |       |                           | 173 |
| 289 | 杯1甕  | 椀1     |         | 10 |        |        | 4  |     |                  | 鉄滓1   |                           | 174 |
| 290 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 174 |
| 291 |      |        |         |    |        |        | ○  |     |                  |       |                           | 174 |
| 292 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 293 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 294 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 295 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 296 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 297 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 298 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 299 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 300 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 301 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       | 土葬墓と重複                    | 175 |
| 302 |      |        |         |    |        |        |    |     | 延                |       |                           | 175 |
| 303 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 304 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |
| 305 |      |        |         |    |        |        |    |     |                  |       |                           | 175 |



|     | 古墓名        | 所在地        | 主体部                      |     | 状態               | 類型   | 時期              | 外容器             | 外部施設 | 種類         | 敷石 | 炭敷 | 木炭 |   |
|-----|------------|------------|--------------------------|-----|------------------|------|-----------------|-----------------|------|------------|----|----|----|---|
|     |            |            | 本体                       | 蓋   |                  |      |                 |                 |      |            |    |    |    |   |
| 306 | 高山山墳墓群16号墓 | 生駒郡三郷町南畑   | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc | 8C後<br>~<br>10C | ?               | なし   | ?          |    |    |    |   |
| 307 | " 17号墓     | 同上         | 灰釉土器                     | 施釉皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    | ○ |
| 308 | " 18号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    |   |
| 309 | " 20号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 310 | " 21号墓     | 同上         | 須恵壺                      | 施釉皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 311 | " 22号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    | ○ |
| 312 | " 24号墓     | 同上         | 灰釉壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    |   |
| 313 | " 25号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    |   |
| 314 | " 31号墓     | 同上         | 灰釉土器                     | 緑釉皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 315 | " 32号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 316 | " 33号墓     | 同上         | 土師壺                      | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 317 | " 34号墓     | 同上         | 灰釉土器                     | 土師皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    | ○ |
| 318 | " 35号墓     | 同上         | 土師器壺                     | ?   | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 319 | " 36号墓     | 同上         | 須恵壺                      | 黄釉皿 | ?                | IIIc |                 | ?               | なし   | ?          |    |    |    | ○ |
| 320 | " 37号墓     | 同上         | 木製容器                     | ?   | ?                | IIIc |                 | ?               | 配石   | ?          |    |    |    |   |
| 321 | 小治田安萬侶墓    | 山辺郡都祁村甲岡   | 木櫃                       | —   | —                | I    |                 | 8C前             | 木櫃   | 封土         | 2  | ○  | ○  | ○ |
| 322 | 蘭生古墓       | 山辺郡都祁村蘭生   | ?                        | ?   | ?                | I    |                 | 8C後             | ?    | ?          | ?  |    |    | ○ |
| 323 | 小夫古墓       | 桜井市小夫      | ?                        | ?   | ?                | III  |                 | 8C              | ?    | ?          | ?  |    |    |   |
| 324 | 横枕古墓群      | 桜井市笠       | 須恵壺<br>土師壺<br>石櫃<br>木櫃 等 | ?   | 正<br>・<br>逆<br>等 | III  |                 | 8C中<br>~<br>9C前 | ?    | 石組<br>マウンド | 1? |    |    | ○ |
| 325 | 能登古墓       | 桜井市桜井能登    | 須恵葉壺                     | 有蓋  | ?                | I    |                 | 8C中             | ?    | 石組         | 1  |    |    | ○ |
| 326 | 鳥カ谷古墓      | 桜井市栗原鳥カ谷   | 須把手壺                     | 有蓋  | ?                | I    | 8C前             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 327 | 忍坂古墓       | 桜井市忍坂      | 金銅壺?                     | 有蓋  | 正                | I    | 8C初             | 石櫃              | 石室?  | 1          |    |    |    |   |
| 328 | 桜井公園内火葬墓   | 桜井市谷       | 緑釉把手付瓶 ?                 | ?   | ?                | I    | 9C前             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 329 | 中山1号墳土器棺墓  | 桜井市阿部      | 土把手甕                     | 土師皿 | 正                | III  | 8C初             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 330 | 文祢麻呂墓      | 宇陀郡榛原町八滝   | ガラス製小壺                   | 有蓋  | ?                | I    | 8C前             | 金銅容器            | なし   | 1          |    |    | ○  |   |
| 331 | 萩原古墓       | 宇陀郡榛原町萩原   | 須恵葉壺                     | 須恵杯 | ?                | I    | 9C前             | ?               | ?    | 1          |    |    | ○  |   |
| 332 | 神木坂SK12    | 同上         | 土師皿                      | 土師皿 | 正                | IIb  | 8C中             | なし              | なし   | 1          |    |    | ○  |   |
| 333 | 下井足A2号墳西古墓 | 宇陀郡榛原町下井足  | 土把手甕                     | 須杯蓋 | ?                | IIA  | 8C中             | なし              | なし   | 1          |    |    | ○  |   |
| 334 | 拾生古墓       | 宇陀郡大宇陀町拾生  | 金銅製壺                     | 有蓋  | 正                | I    | 8C前             | 石櫃              | ?    | 1          |    |    |    |   |
| 335 | 五津・西久保山火葬墓 | 宇陀郡大宇陀町五津  | 須恵壺                      | 土師皿 | 正                | I    | 9C初             | なし              | なし   | 1'         |    |    | ○  |   |
| 336 | 緑川古墓       | 宇陀郡室生村大野   | 壺                        | ?   | ?                | I    | 8後?             | なし              | 板石組  | 1          |    |    |    |   |
| 337 | 無山古墓       | 宇陀郡室生村無山   | 石製容器                     |     | ?                | I    | 8C?             | ?               | ?    | ?          |    |    |    |   |
| 338 | ドノツジ古墓     | 高市郡明日香村奥山  | 須恵葉壺                     | 有蓋  | ?                | I    | 8C中             | ?               | ?    | 1          |    |    |    |   |
| 339 | 古宮古墓       | " 豊浦       | 金銅四環壺                    | なし  | ?                | I    | 8C前             | ?               | ?    | ?          |    |    |    |   |
| 340 | 甘樫丘古墓      | 同上         | 須恵葉壺                     | 有蓋  | 正                | I    | 8C中             | 瓦槨              | ?    | 1          |    |    | ○  |   |
| 341 | 上の井出古墓     | 高市郡明日香村奥山  | 土師把手付壺                   | ?   | ?                | I    | 8C後             | ?               | ?    | 1          |    |    |    |   |
| 342 | 藤谷古墓       | 高市郡高取町田井ノ庄 | 石櫃                       | ?   | ?                | I    | 8C後             | ?               | ?    | 1          |    |    |    |   |
| 343 | 壺坂寺裏山火葬墓   | 高市郡高取町壺坂   | 須恵平瓶                     | なし  | ?                | I    | 8C末             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 344 | 坂ノ山火葬墓     | 高市郡高取町観覚寺  | 須恵深鉢                     | なし  | ?                | I    | 8C              | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 345 | 東中谷1号墓     | 高市郡高取町薩摩   | 木櫃                       | なし  | ?                | IIc  | ?               | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 346 | 興善寺遺跡火葬墓群  | 樞原市戒外町     | 土師甕                      | ?   | 逆                | III  | 8C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 347 | "          | 同上         | 須恵短壺                     | 須杯蓋 | 正                | III  | 8C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 348 | "          | 同上         | 土師皿蓋                     | ?   | ?                | III  | 8C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 349 | "          | 同上         | 土師鍋                      | ?   | ?                | III  | 8C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 350 | 久米ジカミ子火葬墓A | 樞原市久米町     | ワズ状凹み                    | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          | ○  |    |    |   |
| 351 | " B        | 同上         | "                        | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 352 | " C        | 同上         | "                        | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 353 | " D        | 同上         | "                        | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          | ○  |    | ○  |   |
| 354 | " E        | 同上         | 土壇                       | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          |    |    |    |   |
| 355 | " F        | 同上         | "                        | —   | —                | IIc  | 7C後             | なし              | なし   | 1          |    |    | ○  |   |

|     | 須恵器       | 土師器 | 銅製品 | 石帯 | 武器        | 鏡・玉類 | 鉄釘 | 墓誌  | 古銭   | その他        | 備考                 | 文献  |
|-----|-----------|-----|-----|----|-----------|------|----|-----|------|------------|--------------------|-----|
| 306 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 307 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 308 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 309 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 310 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 311 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 312 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 313 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 314 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 315 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 316 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 317 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 318 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 319 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 320 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 175 |
| 321 | 平瓶1       |     |     |    |           |      |    | 銅製3 | 和銀10 | 三彩壺1玉石、鉄製品 |                    | 176 |
| 322 |           |     |     |    |           |      |    |     | 万、神  | 三彩         |                    | 177 |
| 323 |           |     |     |    |           |      |    |     | 銅銭   |            | 祭祀遺跡？              | 177 |
| 324 | ○         | ○   |     | ○  |           |      | ○  | 鉄板1 | 和、神  |            | 3～4段、1段ごとに5～7基の火葬墓 | 178 |
| 325 |           |     |     |    | 刀1        |      |    | 鉄板2 |      |            |                    | 179 |
| 326 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 180 |
| 327 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 181 |
| 328 |           |     |     |    | 鉄刀1       |      |    |     |      |            | 周辺から他にも遺物出土        | 182 |
| 329 |           |     |     |    | 石鏃1       |      |    |     |      |            |                    | 183 |
| 330 |           |     |     |    | 銅箱(墓誌入)1組 |      |    | 銅製1 |      |            |                    | 184 |
| 331 |           |     |     |    |           |      |    | 鉄板2 |      |            |                    | 179 |
| 332 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 185 |
| 333 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            | 周辺に土壌群             | 186 |
| 334 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 186 |
| 335 |           |     |     | 1  |           |      |    |     |      |            |                    | 187 |
| 336 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 188 |
| 337 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 189 |
| 338 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 190 |
| 339 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 191 |
| 340 |           |     |     |    |           |      |    |     | 和1   |            |                    | 192 |
| 341 |           |     |     |    |           |      |    |     | 和30  |            |                    | 193 |
| 342 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 194 |
| 343 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 195 |
| 344 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 196 |
| 345 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 197 |
| 346 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 198 |
| 347 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 198 |
| 348 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 198 |
| 349 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 198 |
| 350 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            | 他に火葬墓の可能性のあるもの8基あり | 199 |
| 351 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 199 |
| 352 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 199 |
| 353 | 杯蓋2       |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 199 |
| 354 |           |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 199 |
| 355 | 杯蓋1杯身1平瓶1 |     |     |    |           |      |    |     |      |            |                    | 199 |

|     | 古墓名                | 所在地        | 主体部               |               | 状態          | 類型   | 時期    | 外容器     | 外部施設 | 種類 | 敷石 | 炭敷 | 木炭  |
|-----|--------------------|------------|-------------------|---------------|-------------|------|-------|---------|------|----|----|----|-----|
|     |                    |            | 本体                | 蓋             |             |      |       |         |      |    |    |    |     |
| 356 | 久米ジカミ子火葬墓 G        | 樞原市久米町     | 〃                 | —             | —           | IIc  | 7C末   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 357 | 伴堂古墓               | 磯城郡三宅町伴堂   | 須恵葉壺              | 有蓋            | ?           | I    | 8C中   | ?       | ?    | 1  |    |    |     |
| 358 | 西安寺古墓              | 北葛城郡王寺町舟戸  | 須恵葉壺              | ?             | ?           | I    | 8C中   | ?       | ?    | 1  |    |    |     |
| 359 | 佐味田古墓              | 北葛城郡河合町佐味田 | 須恵器               | ?             | ?           | I    | 平安    | ?       | ?    | ?  |    |    |     |
| 360 | 上池西方遺跡SX07         | 同上         | ---               | —             | —           | I    | 8C前   | —       | —    | 3  |    |    |     |
| 361 | 穴闇古墓               | 北葛城郡河合町穴闇  | 須恵葉壺              | ?             | ?           | I    | 8C後   | ?       | ?    | 1  |    |    |     |
| 362 | 加守古墓               | 北葛城郡当麻町加守  | 金銅葉壺              | 有蓋            | ?           | I    | 8C中   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 363 | 当麻古墓               | 北葛城郡当麻町当麻  | 石製容器              | —             | ?           | I    | 8C?   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 364 | 三ツ塚火葬墓 1           | 北葛城郡当麻町竹内  | 黒色短頸壺             | 有蓋            | 正           | IIIc | 9C中～後 | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 365 | 〃 3                | 同上         | 須恵壺               | ?             | ?           | IIIc | 9C中   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 366 | 〃 4                | 同上         | 曲げ物               | —             | ?           | IIIc | 9C前   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 367 | 〃 10               | 同上         | 土師甕               | なし            | 正           | IIIc | 9C後   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 368 | 〃 11               | 同上         | 須短頸壺              | ?             | 正           | IIIc | 9C中   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 369 | 〃 13A              | 同上         | 土師甕               | ?             | ?           | IIIc | 8C中   | なし      | 石組   | 1  |    |    | ○   |
| 370 | 〃 13B              | 同上         | 土師甕               | 土師皿           | 正           | IIIc | 9C中   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 371 | 〃 15A              | 同上         | 土師甕               | 土師皿?          | ?           | IIIc | 8C中   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 372 | 〃 16               | 同上         | 土師甕               | 土師皿?          | 正           | IIIc | 9C中   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 373 | 〃 19               | 同上         | 曲げ物               | 土師杯           | 正           | IIIc | 9C後   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 374 | 〃 20               | 同上         | 土師甕               | ?             | 正           | IIIc | 8C中   | なし      | 石組   | 1  |    |    |     |
| 375 | 〃 22               | 同上         | 土師甕               | ?             | ?           | IIIc | 8C中   | なし      | 石組   | 1  |    |    |     |
| 376 | 〃 32               | 同上         | 有機質               | 土師甕           | ?           | IIIc | 9C中   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 377 | 〃 33               | 同上         | 曲げ物               | 土師皿           | ?           | IIIc | 9C中～後 | なし      | 石組   | 1  |    |    |     |
| 378 | 〃 34               | 同上         | 土把甕               | 土把甕 高坏        | ?           | IIIc | 8C前   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 379 | 〃 35               | 同上         | 土釜                | ?             | 正           | IIIc | 9C後   | なし      | なし   | 1  | ○  |    |     |
| 380 | 〃 47               | 同上         | 土師甕               | 土師碗           | 正           | IIIc | 9C中   | なし      | 配石   | 1  |    |    | ○   |
| 381 | 島ノ山火葬墓             | 北葛城郡新庄町山田  | 土師甕               | 土把盤           | 逆           | I    | 8C前   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 382 | 尼寺古墓               | 香芝市尼寺      | 凝灰石櫃              | —             | ?           | I    | 8C    | ?       | ?    | 1  |    |    |     |
| 383 | 今泉古墓               | 香芝市今泉      | 須短頸壺              | ?             | ?           | I    | 8C中   | ?       | ?    | 1  |    |    | ○   |
| 384 | 穴虫古墓               | 香芝市穴虫      | 家形石櫃              | —             | —           | I    | 8C後   | なし      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 385 | 威奈大村墓              | 同上         | 漆器                | —             | 正           | I    | 8C前   | 金銅容器・須甕 |      | 1  |    |    |     |
| 386 | 高山火葬墓<br>(2~3体合葬墓) | 同上         | 木櫃内<br>須恵壺<br>土師壺 | —<br>有蓋<br>有蓋 | —<br>正<br>正 | I    | 8C中   | 木櫃      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 387 | 東寺田古墓              | 御所市東寺田     | 細頸壺               | ?             | ?           | ?    | 9C後   | ?       | ?    | ?  |    |    |     |
| 388 | 櫛羅古墓               | 御所市櫛羅      | 須恵四壺              | 有蓋            | ?           | I    | 8C前   | なし      | なし   | 1  |    |    |     |
| 389 | 石光山4号地点            | 御所市元町      | 黒色碗               | 土師皿           | 正           | I    | 9C後   | なし      | なし   | 1? |    |    |     |
| 390 | 本馬丘火葬墓             | 御所市本馬丘     | 須長頸壺              | ?             | ?           | I    | 9C中   | ?       | ?    | 1  |    |    |     |
| 391 | 巨勢山古墓群10号墓         | 御所市朝町      | ?                 | ?             | ?           | III  | 8C末   | なし      | なし   | 1? |    |    |     |
| 392 | 〃 13号墓             | 同上         | 須恵横瓶              | 黒色土器          | 正           | III  | 8C末   | なし      | なし   | 1? |    |    |     |
| 393 | 〃 14号墓             | 同上         | 土師器甕              | 土師盤           | 正           | III  | 8C末   | なし      | なし   | 1? |    |    |     |
| 394 | 山代真作墓              | 五條市東阿田     | ?                 | —             | ?           | I    | 8C前   | ?       | ?    | ?  |    |    |     |
| 395 | 呉谷古墓               | 五條市西釜      | 灰釉葉壺              | 有蓋            | ?           | I    | 10C前  | 石組      | なし   | 1  |    |    | ○   |
| 396 | 阿弥ノ墓               | 五條市南阿太     | ?                 | ?             | ?           | I    | 8C中?  | ?       | ?    | ?  |    |    |     |
| 397 | 後阿弥墓               | 五條市小島      | ?                 | ?             | ?           | I    | 8C中?  | ?       | ?    | ?  |    |    |     |
| 398 | 楊貴氏墓誌              | 五條市大沢町     | 壺                 | ?             | ?           | I    | 8C中   | 磚槨      | なし   | 1  |    |    |     |
| 399 | 出屋敷1号火葬墓           | 五條市近内町     | 須恵葉壺              | 有蓋            | 斜           | IIA  | 8C前～中 | 須甕・鉢    | 排水溝  | 1  |    |    | ○ ○ |
| 400 | 〃 2号火葬墓            | 同上         | 木製容器              | 有蓋            | 正           | IIA  | 8C前～中 | 木櫃      | 墳丘   | 1  |    |    | ○   |
| 401 | 久留野火葬墓             | 五條市西久留野    | ?                 | ?             | ?           | I    | 8C    | ?       | ?    | ?  |    |    |     |

|     | 須恵器    | 土師器             | 銅製<br>品 | 石帯         | 武器 | 鏡・玉類   | 鉄釘 | 墓誌   | 古銭   | その他    | 備考          | 文献  |
|-----|--------|-----------------|---------|------------|----|--------|----|------|------|--------|-------------|-----|
| 356 | 瓶子     | ○               |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 199 |
| 357 |        |                 |         |            |    |        |    |      | 和3   |        |             | 200 |
| 358 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 200 |
| 359 |        |                 |         |            |    | 八稜鏡?   |    |      |      |        |             | 201 |
| 360 | 杯身1杯蓋1 |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 202 |
| 361 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 203 |
| 362 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 204 |
| 363 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 205 |
| 364 | 小片     | 小片              |         |            |    |        |    |      |      | 馬形埴輪の足 |             | 206 |
| 365 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 366 | 瓶子     | 甕1椀6皿2          |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 367 |        | 杯3              |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 368 | 小片     | 小片              |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 369 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 370 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 371 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 372 |        | 皿               |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 373 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 374 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 375 | 杯、蓋、甕  | 皿、蓋             |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 376 |        | 杯               |         |            |    | 八花鏡    |    |      |      |        |             | 206 |
| 377 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 378 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 379 |        | 杯2              |         |            |    |        |    |      |      | 鉄製罐子   |             | 206 |
| 380 |        | 皿               |         |            |    | 水晶玉    |    |      |      |        |             | 206 |
| 381 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 206 |
| 382 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 207 |
| 383 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 208 |
| 384 |        | 壺4~5            |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 209 |
| 385 |        |                 |         |            |    |        |    | 銅容器1 |      |        |             | 210 |
| 386 |        | 蓋・壺<br>皿1<br>鍋2 |         | 巡方1<br>丸軻1 |    |        |    | 鉄片5  | 和31  | 木片1    |             | 211 |
| 387 |        |                 |         |            |    |        |    |      | 饒1   |        |             | 212 |
| 388 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 213 |
| 389 |        | 皿1              |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 214 |
| 390 |        |                 |         |            |    | 鏡1     |    |      | 饒1   |        |             | 215 |
| 391 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 216 |
| 392 |        |                 |         |            |    |        | 1  |      |      | 鉄滓1    |             | 216 |
| 393 |        | 皿1              |         | 4          |    |        |    |      |      |        |             | 216 |
| 394 |        |                 |         |            |    |        |    | 銅製1  |      |        | 夫婦合葬        | 217 |
| 395 |        |                 |         |            |    |        |    |      | 寛7~8 |        |             | 218 |
| 396 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 219 |
| 397 |        |                 |         |            |    |        |    |      |      |        |             | 219 |
| 398 |        |                 |         |            |    |        |    | 瓦磚   |      |        | 現存せず(偽作説あり) | 220 |
| 399 |        |                 |         |            |    |        |    | 鉄板1  |      |        |             | 221 |
| 400 |        | 小片              |         | ○          |    |        |    | 鉄板1  |      |        | 蓋上に黄色土      | 221 |
| 401 |        |                 |         |            |    | 海獣葡萄鏡1 |    |      |      |        |             | 222 |

[凡例] : 表16の左側

(1) 須は須恵器、土は土師器、把は把手付土器をそれぞれ示す。また、「有蓋」は各骨蔵器専用の蓋を有することを示す。

(2) 表の「状態」欄の記号の意味は以下の通り

正：正位、斜：斜位、横：横位、逆：逆位、での骨蔵器の出土を示す。

(3) 表の「種類」欄の記号の意味は以下の通り

1は埋葬地、1'は火葬地（火化地）に近接して埋葬地が営まれた可能性がある墳墓、2は火葬地をそのまま墳墓として利用したもの、3は火葬地（火化地）の遺構であり、埋葬を伴わないもの、4は「火葬灰埋納土壙」などの火葬墓に伴う施設であり、本来墳墓とは呼べないもの、をそれぞれ示す。

(4) 各表の「類型」欄の記号の意味は以下の通り

[大別類型]

I：単独立地の墳墓、II：2～数基程度の墳墓が散在するもの、III：数十基の墳墓が群集するもの、

IV：100基以上の墳墓が密集するもので、所謂「群集土壙」を含む

[細分類型]

アルファベットの大文字：同種類の墳墓のみで構成される墳墓群

小文字：異なった種類の墳墓で構成される墳墓群

A(a)：同時期に複数の墳墓が一定の墓域内に存在するもの

B(b)：単独の墳墓が継続して一定の墓域内に造営され続けるもの

C(c)：複数の墳墓が継続的に一定の墓域内に造営され続けるもの

[凡例] : 表16の右側

(1) 灰は灰釉陶器、長壺は長頸壺、短壺は短頸壺、広壺は広口壺、小壺は小型壺をそれぞれ示す。

(2) 各項目の○は数量が不明であるが、存在が確認されていることを示す。また、各遺物名の横にある数字は出土した個数を示すが、数量が不明なものは遺物名のみを記した。

(3) 石帯の項目は部位にかかわらず出土した個体の総数を示した。

(4) 墓誌の項目はそれぞれ材質を示した。また、銘文は確認されていないが、墓誌或いは買地券の可能性のある「鉄板」も取り上げた。

(5) 古銭の項目の略称は以下の通り

和＝和同開珎（708）、和銀＝和同開珎銀錢（708）、万＝万年通宝（760）、神＝神功開宝（765）、

隆＝隆平永宝（796）、富＝富寿神宝（818）、饒＝饒益神宝（859）、寛＝寛平大宝（890）、

延＝延喜通宝（907） ※（ ）は初鑄年代

(6) 木炭の項目は埋土内に炭や灰の確認された事例も含めた。

(7) 集成表の対象は京都・大阪・兵庫・奈良4府県の8～9世紀の墳墓であるが、一部、7世紀後半と10世紀前半までの資料も含めた。なお、本表は黒崎1980、地村1995、五十川信矢1996、安村1997、海邊博史1999所収の地名表をもとに改訂・増補した。各資料の時期は原則として集成表記載の年代を採ったが、一部の資料で筆者の年代観に従い、変更したものもある。

(表16) 引用文献

1 東京帝室博物館1937『天平地宝』p28

2 北田栄造・丸川義広1984「資料紹介」『音戸山古墳群発掘調査概報』京都市文化観光局・財)京都市埋蔵文化財研究所 p37

- 3 奈良国立博物館1961『天平の地宝』 p54
- 4 堀内明博1981「平安京跡発掘調査」『平安京跡発掘調査報告昭和55年度』(財)京都市埋蔵文化財調査センター・(財)京都市埋蔵文化財研究所 p49, 53
- 5 石村喜英1957「徳蔵寺所蔵の獣脚付蔵骨器について」『考古学雑誌』第43巻第1号 日本考古学会 p57
- 6 京都府教育庁指導部文化財保護課1989『京都府遺跡地図』第4分冊 [第2版] 京都府教育委員会 p74
- 7 京都府教育庁指導部文化財保護課1989『京都府遺跡地図』第4分冊 [第2版] (前掲書) p103
- 8 小川敏夫1961「京都市深草の骨蔵器」『古代学研究』第27号 古代学研究会 p24
- 9 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6:歴史時代(古代)河出書房 p256
- 10 梅原末治1940『日本考古学論攷』弘文堂書房 p57~70
- 11 佐藤虎雄1929「沓掛出土の土器及硝子器」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第10冊 京都府 p28~30
- 12 角田文衛1960「京都府長岡町出土の骨壺」『古代文化』第5巻第5号 (財)古代学協会 p91~94
- 13 時野谷勝1938「乙訓村出土の古銭」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第18冊 京都府 p119~120
- 14 柴田 実1931「乙訓村出土骨壺」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第12冊 京都府 p93・94
- 15 木村泰彦1988「右京第237次(7ANJNN地区)調査略報」『長岡京市埋蔵文化財センター年報 昭和61年度』(財)長岡京市埋蔵文化財センター p66
- 16 高橋美久二1978「長岡京跡昭和52年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1978)』京都府教育委員会 p87
- 17 東京帝室博物館1937『天平地宝』(前掲書) p29
- 18 (財)京都市埋蔵文化財調査研究センター・京都府立山城郷土資料館編1998「山崎城跡」『企画展 発掘成果速報~平成9年度の調査から~』京都府立山城郷土資料館 p25
- 19 海辺博史1999「畿内における古代墳墓の諸相」掲載の地名表『古代文化』第51巻第11号 (財)古代学協会 p67
- 20 奈良国立博物館1961『天平の地宝』(前掲書) p87
- 21 白石太一郎1968「宇治市木幡出土の蔵骨器」『古代文化』第20巻第12号 (財)古代学協会 p264
- 22 山田良三1973「寺院の成立」『宇治市史』第1巻 宇治市役所 p398・399
- 23 京都府教育庁指導部文化財保護課1985『京都府遺跡地図』第5分冊 [第2版] 京都府教育委員会 p112
- 24 古代学協会1964「古代史ニュース」『古代文化』第12巻第5号 (財)古代学協会 p100
- 25 京都府教育庁指導部文化財保護課1985『京都府遺跡地図第5分冊 [第2版]』(前掲書) p127
- 26 時野谷勝1938「加茂町出土の和同開珎」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第18冊 (前掲書) p121・122

- 27 京都府教育庁指導部文化財保護課1985『京都府遺跡地図』第5分冊〔第2版〕（前掲書）p142
- 28 安井良三1960「日本における古代火葬墓の分類—歴史考古学的研究序論—」『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』財）古代学協会（『日本考古学論集6：墳墓と経塚』吉川弘文館1987、所収 p226）
- 29 京都府教育庁指導部文化財保護課1987『京都府遺跡地図』第2分冊〔第2版〕 京都府教育委員会 p129
- 30 筒井崇史1995「裾谷横穴・遺跡」『京都府遺跡調査概報』第65冊 財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p68・69
- 31 肥後弘幸・細川康明1995「裾谷横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報（1995）』京都府教育委員会 p105
- 32 筒井崇史1994「左坂横穴群（B支群）」『京都府遺跡調査概報』第60冊 財）京都府埋蔵文化財調査研究センター p63～112
- 33 川端博明1998『梶原古墳群発掘調査報告書』名神高速道路内遺跡調査会調査報告書第4輯 名神高速道路内遺跡調査会 p97～99
- 34 宮崎康雄編1996『古曽部・芝谷遺跡』高槻市文化財調査報告書第20冊 高槻市教育委員会 p173～179
- 35 宮崎康雄編1996『古曽部・芝谷遺跡』（前掲書）p334・335
- 36 梅原末治1920「石川年足の墳墓」『考古学雑誌』第10巻第12号 日本考古学会 p13～28
- 37 高槻市史編纂委員会1973『高槻市史』第6巻：考古編 高槻市 p147・148
- 38 高槻市教育委員会1982『岡本山古墓群発掘調査概要（現地説明会資料）』森田克行「岡本山古墓群」1985『昭和56・57・58年度 高槻市文化財年報』高槻市教育委員会 p6・7
- 39 高槻市史編纂委員会1973『高槻市史』第6巻（前掲書）p21
- 40 東京帝室博物館1937『天平地宝』（前掲書）p53
- 41 白井忠雄1974「茨木市宿久庄出土の蔵骨容器」『古代研究』3 元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室 p49・50
- 42 瀬戸哲也2000「古代墓」『栗栖山南墳墓群』財）大阪府文化財調査研究センター調査報告書第57集 財）大阪府文化財調査研究センター p47～51
- 43 野上丈助1977『大阪府文化財地名表』大阪府教育委員会 p55
- 44 亥野 彊・橋本正幸・岡崎茂和・山本 恵・細川佳子・荻野典子1984『上津島南遺跡発掘調査概報』府営上津島住宅遺跡調査団 p9
- 45 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6：歴史時代（前掲書）p259・260
- 46 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p258
- 47 島本町史編さん委員会1975『島本町史本文編』島本町役場 図版解説
- 48 宇治田和生1981「藤阪宮山火葬墓」『枚方市文化財年報Ⅱ 1981』財）枚方市文化財研究調査会 p14～19
- 49 小林義孝1993「大阪府下出土の「備蓄銭）」『摂河泉文化資料』第42・43号 摂河泉文庫 p27

- 桜井敬夫・西尾宏氏1971「私市月の輪遺跡」『交野町史 改訂増補』二 交野市 p758  
～762
- 50 瀬川芳則1990「石の宝殿古墳雑考」『石宝殿古墳』寝屋川市文化財資料14 寝屋川市  
教育委員会 p17～26
- 51 瀬川芳則・塩山則之1998「飛鳥～奈良時代」『寝屋川市史』第一巻 寝屋川市 p582・  
583
- 52 野上丈助1977『大阪府文化財地名表』大阪府教育委員会（前掲書） p71
- 53 新海正博編1996『大坂城跡の発掘調査』6：大坂城跡発掘調査概要11（財）大阪府文  
化財調査研究センター p24・25
- 54 新海正博編1996『大坂城跡の発掘調査』6（前掲書） p26・27
- 55 今村道雄1978「奈良時代、平安時代、鎌倉時代の遺構（一）古墓」『長原 近畿自動車  
道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書』大阪文化財センター  
p177
- 56 枚岡市史編纂委員会1966『枚岡市史』第三巻 史料編一 枚岡市役所 p202
- 57 枚岡市史編纂委員会1966『枚岡市史』第三巻 史料編一（前掲書） p204
- 58 枚岡市史編纂委員会1966『枚岡市史』第三巻 史料編一（前掲書） p206
- 59 藤井直正・都出比呂志他1967『原始・古代の枚岡 第2部総説』東大阪考古学研究会  
p153
- 60 上野利明1980「東大阪市域における火葬墓について」『東大阪市遺跡保護調査会年報  
1979年度』東大阪市遺跡保護調査会 p44
- 61 上野利明1980「東大阪市域における火葬墓について」『東大阪市遺跡保護調査会年報  
1979年度』（前掲書） p37～44
- 62 上野利明1979「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」『調査会ニュース』  
No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 p1～11
- 63 福永信雄1979「善根寺町発見の古代火葬墓」『調査会ニュース』No.14 東大阪市遺跡  
保護調査会 p5～7
- 64 奈良国立博物館1937『天平の地宝』（前掲書） p56
- 65 安村俊史1984『太平寺・安堂遺跡 1983年度』柏原市文化財概報1983—VI 柏原市教  
育委員会 p20～25
- 66 安村俊史・石田成年1986『高井田遺跡 I』柏原市文化財概報1985—VII 柏原市教育委  
員会 p51
- 67 安村俊史1987『高井田横穴群 II』柏原市文化財概報1986—VII 柏原市古文化研究会  
p25～86
- 68 安村俊史1992『高井田横穴群IV』柏原市文化財概報1992—II 柏原市教育委員会  
p26～28
- 69 桑野一幸・田中久雄・安村俊史1989『平尾山古墳群—雁多尾畑49支群発掘調査概要報  
告書—』柏原市文化財概報1988—VII 柏原市教育委員会 p31～36
- 70 北野 重1990「玉手山遺跡89—1次調査」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1989年度』  
柏原市文化財概報1989—I 柏原市教育委員会 p22～40
- 71 桑野一幸1987『玉手山遺跡1983, 1984年度』柏原市文化財概報1986—IX 柏原市教育委



員会 p23

- 72 中井貞夫1974「玉手山遺跡」『日本考古学年報25(1972年版)』日本考古学協会 p122
- 73 堅田 直1976「玉手山丘陵南端部の調査—所謂郡田遺跡について—」『古代を考える』  
7：玉手山遺跡の検討—推定河内国安宿戸郡郡衙遺跡— 古代を考える会 p1～5
- 74 山本 昭1969『柏原市史』第一巻・文化財編 柏原市役所 p70・71
- 75 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p253
- 76 花田勝広1987「田辺墳墓群の調査とその遺構」『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』  
柏原市文化財概報1986—IV 柏原市教育委員会 p22～29
- 77 竹原伸次1997『大阪府文化財地名表』大阪府教育委員会 p114
- 78 北野耕平1994「西浦古墓群」『羽曳野市史』第3巻：史料編1 羽曳野市 p524～527
- 79 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p262・263
- 80 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p254・255、258
- 81 藤沢一夫1955「野中寺境内出土の奈良時代骨埴」『古代学研究』第11号 古代学研究  
会 p31
- 82 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p253・254
- 83 橋本高明1993『石曳遺跡発掘調査概要・II』大阪府教育委員会 p32～38
- 84 阿部幸一編1983『土師の里遺跡発掘調査概要・V』大阪府教育委員会 p22
- 85 三木 弘1999『土師の里遺跡—土師氏の墓域と集落の調査—』大阪府埋蔵文化財調査  
報告1998—2 大阪府教育委員会 p101～118
- 86 芝田和也1990『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』松原市教育委員会
- 87 岡本武司・中辻 亘1955『嶽山山頂遺跡発掘調査報告書』富田林市埋蔵文化財調査報  
告11 富田林市教育委員会 p8・9
- 88 中村 浩1970「大阪府富田林市竜泉出土の蔵骨器について」『考古学雑誌』第55巻第  
3号 日本考古学会 p35～43
- 89 松井忠春1973「富田林市出土の蔵骨容器」『古代研究』1 元興寺仏教民俗資料研究  
所 p21～23  
北野耕平・井上 薫編1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻 富  
田林市役所 p575～577
- 90 北野耕平・井上 薫編1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻（前  
掲書）p577・578
- 91 北野耕平・井上 薫編1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻（前  
掲書）p573～575
- 92 北野耕平・井上 薫編1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻（前  
掲書）p566
- 93 浅田芳朗1935『日本歴史時代初期墳墓研究提要』海島書房 p99
- 94 北野耕平・井上 薫編1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻（前  
掲書）p568～570
- 95 尾上 実1981『甲田南遺跡発掘調査概要・I』大阪府教育委員会 p9
- 96 今村道雄1982『一般国道309号建設に伴う甲田南遺跡発掘調査概要報告書』大阪府教育  
委員会 p24

- 97 小林義孝1994「甲田南古墓の性格」『甲田南遺跡発掘調査概要』大阪府教育委員会 p41・42
- 98 中辻 亘他1985『中野遺跡・宮林古墳発掘調査概要』富田林市埋蔵文化財調査報告13 富田林市教育委員会 p20
- 99 上林史郎・池田貴則編1996『太子カントリー倶楽部建設に伴う植田遺跡ほか発掘調査報告書』一須賀古墳群発掘調査委員会 p93
- 100 菅原正明1980「付論Ⅲ 東山遺跡の古墳時代、奈良時代の遺構」『東山遺跡』大阪府教育委員会 p14・15
- 101 赤井毅彦1998『大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う東山遺跡発掘調査報告書』河南町文化財調査報告第2冊 河南町教育委員会 p18～20
- 102 赤井毅彦1998『大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う東山遺跡発掘調査報告書』（前掲書）p22
- 103 赤井毅彦1998『大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う東山遺跡発掘調査報告書』（前掲書）p58
- 104 岩崎二郎・一瀬和夫・上林史郎・三輪夫抄子1993『一須賀古墳群Ⅰ支群発掘調査概要』大阪府教育委員会 p30・31
- 105 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅴ』大阪府教育委員会 p13、16
- 106 上林史郎編1989『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅶ』大阪府教育委員会 p38～44
- 107 上林史郎編1986『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅷ』大阪府教育委員会 p68
- 108 上林史郎・池田貴則編1996『太子カントリー倶楽部建設に伴う植田遺跡ほか発掘調査報告書』（前掲書）p121・122
- 109 上野勝己1984『王陵の谷・磯長谷古墳群—太子町の古墳墓—』太子町教育委員会 p52
- 110 奥田 昇1998『第14回特別展 二上山・他界との接点—奈良時代・貴人の葬地—』香芝市二上山博物館 p13
- 111 同上文献並びに池田貴則1995『平成七年度企画展 二上山麓の古代寺院』太子町立竹内街道歴史資料館 p78
- 112 三宮元勝・長谷川弥栄1974『大阪府史蹟名勝天然記念物』第一冊 大阪府学務部（再版）p389・390
- 113 江浦 洋1999「火葬墓」『田須谷古墳群』財）大阪府文化財調査研究センター調査報告書第43集 財）大阪府文化財調査研究センター p64～66
- 114 三宮元勝・長谷川弥栄1974『大阪府史蹟名勝天然記念物』第一冊（前掲書）p390・391
- 115 近江昌司1984「采女氏塋域碑について」『日本歴史』第431号 日本歴史学会 p16～29
- 116 末永雅雄1967「古墳と火葬墓」『狭山町史』第1巻 狭山町役場 p23～25  
尾谷雅彦1994「火葬墓・蔵骨器出土の遺跡」『河内長野市史』第一巻（上）：本文編 考古 河内長野市役所 p376～378
- 117 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p238、258
- 118 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑Ⅶ』大阪府文化財調査報告書第37輯 大阪府教育委員会 p105～136
- 119 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑Ⅶ』（前掲書）p185～193

- 120 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑Ⅶ』（前掲書）p202～215
- 121 西口陽一1994『野々井西遺跡・ON213号窯跡 近畿自動車道松原すさみ線建設工事に伴う発掘調査報告書』（財）大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第86輯 大阪府教育委員会・（財）大阪府埋蔵文化財協会 p22
- 122 竹原伸次1987『大阪府文化財地名表』（前掲書）p122
- 123 森屋美佐子1997『真福寺遺跡』（財）大阪府文化財調査研究センター調査報告書第19集 大阪府教育委員会・（財）大阪府文化財調査研究センター p49・50
- 124 三宅正浩編1990『池尻城跡発掘調査概要・Ⅳ』大阪府教育委員会 p25～27
- 125 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6（前掲書）p259
- 126 白石耕治・乾 哲也編1992『和泉丘陵の古墳』和泉丘陵内遺跡発掘調査報告書Ⅲ 和泉丘陵内遺跡調査会 p133・134
- 127 竹原伸次1987『大阪府文化財地名表』（前掲書）p209
- 128 竹原伸次1987『大阪府文化財地名表』（前掲書）p171
- 129 堀田啓一1987「男里出土の壺形土器」『泉南市史』通史編 泉南市 p102・103
- 130 末永雅雄1966「宝塚市北米谷出土の火葬骨蔵器」『日本歴史考古学論叢』日本歴史考古学会 p571～585
- 131 大平 茂1983「5号土器棺」『北摂ニュータウン内遺跡調査報告書Ⅱ』兵庫県文化財調査報告書第16冊 兵庫県教育委員会 p97
- 132 森岡秀人2003『摂津・藤ヶ谷古墓—藤ヶ谷遺跡第五地点・古代火葬墓の調査—』芦屋市文化財調査報告第48集 芦屋市教育委員会
- 133 丹治康明1983「北別府遺跡」『昭和56年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会 p53～55
- 134 海辺博史氏ご教示による。
- 135 山本雅和・石島三和・中谷正2000「城ヶ谷遺跡第3次調査」『平成9年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会 p333～344
- 136 山本祐作1976「兵庫県加古川市上荘町小野出土の和同開珎」『調査会ニュース』No.3 東大阪市遺跡保護調査会 p7～9
- 137 鎌木義昌1992「谷川生田坪遺跡」『兵庫県史』考古資料編 兵庫県 p695
- 138 市島町民俗資料館編1994『特別展 いちじまの文化財』市島町公民館 p21
- 139 浅田芳朗1931「仏心寺境内の火葬墳墓」『考古学』第2巻5・6合併号 p53～58
- 140 鎌谷木三次1942『播磨上代寺院址の研究』成武堂 p41
- 141 西口圭介1995「その他の遺構」『西脇古墳群—山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XV—』兵庫県文化財調査報告第141冊 兵庫県教育委員会 p117・118
- 142 松本正信・今里幾次1978「考古学からみた龍野」『龍野市史』第一巻 龍野市役所 p264・265
- 143 松岡秀夫1981「古墳時代の終焉」『赤穂市史』第一巻 赤穂市 p279
- 144 松岡秀夫1984「奈良・平安時代の遺跡と遺物」『赤穂市史』第四巻 赤穂市 p396・397
- 145 岡本 稔・浜岡きみ子1971『兵庫県埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』第7集 兵庫県教育委員会 p30

- 146 岡本 稔・貫 益己1971『兵庫県埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』第7集（前掲書）p38
- 147 直木孝次郎1974「商業の発達」『兵庫県史』第1巻 兵庫県 p598
- 148 瀬戸谷皓・潮崎 誠1993「歴史時代の遺跡と遺物」『豊岡市史』史料編下巻 豊岡市 p274・275
- 149 瀬戸谷皓・潮崎 誠1993「歴史時代の遺跡と遺物」『豊岡市史』史料編下巻（前掲書）p275
- 150 太田陸郎・浅田芳郎1931「但馬出石神社近傍発見蔵骨器」『考古学』第二巻第三号 東京考古学会 p49
- 151 森本六爾1924「大和国生駒郡押熊出土の骨壺」『考古学雑誌』第14巻第8号 考古学会 p44～48
- 152 小島俊次1956「大和出土の二例の骨壺」『古代学研究』第15・16合併号 古代学研究会 p63
- 153 河上邦彦1994「奈良市歌姫町出土の蔵骨器」『青陵』第86号 奈良県立橿原考古学研究所 p9・10
- 154 杉山 洋編1984『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所 p42・43
- 155 末永雅雄1949「宇和奈辺古墳群二円墳の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第4輯 奈良県 p6
- 156 佐藤興治1977「奈良山出土の蔵骨器と墨」『奈良国立文化財研究所年報1977』奈良国立文化財研究所 p45
- 157 松永博明1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1987年度』奈良県立橿原考古学研究所 p309～326
- 158 杉山 洋編1984『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』（前掲書）p15～17
- 159 橋本裕行1995「奈良市五条山火葬墓」『青陵』第88号 奈良県立橿原考古学研究所 p7～10
- 160 前園実知雄編1981『太安萬侶墓』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第43冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 161 奈良国立博物館1961『天平の地宝』（前掲書）p55
- 162 浅川滋男編1995『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報1994年度』奈良国立文化財研究所 p31・32
- 163 伊藤勇輔1984「佐保山遺跡群」『大和を掘る 1983年度発掘調査速報展』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p62・63
- 伊藤勇輔1984「佐保山遺跡群」『奈良県観光』第330号 奈良県観光新聞社 p2
- 164 小島俊次1960「天理市岩屋領西山 銀製墓誌」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第十三輯 奈良県教育委員会 p47～51
- 堀池春峰1961「佐井寺僧道葉墓誌に就いて」『日本歴史』第153号 日本歴史学会 p2～17
- 165 前園実知雄・中井一夫1995「天理市岩屋出土の骨蔵器について」『青陵』第88号（前掲書）p5・6

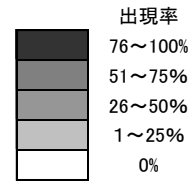
- 166 高野政昭1997「古代火葬墓の一形態について—天理市西山火葬墓群を中心として—」  
『宗教と考古学』勉誠社 p287～314
- 167 小島俊次1964「天理市福住町鈴原出土骨壺」『奈良県文化財調査報告』第7集 奈良  
県教育委員会 p14・15
- 168 宮原晋一編1993『福ヶ谷遺跡・白川火葬墓群発掘調査報告書』奈良県文化財調査報告  
書第73集 奈良県立橿原考古学研究所
- 169 置田雅昭編1983『奈良県天理市杣之内火葬墓』考古学調査研究中間報告7 埋蔵文化  
財天理教調査団
- 170 戸田秀典2001「天理市竹之内町呉鷹出土蔵骨器 調査概要」『星陵』第107号 奈良  
県立橿原考古学研究所 p1～3
- 171 泉森 皎1997「クレタカ山火葬墓」『発掘大和の遺宝』奈良県立橿原考古学研究所附  
属博物館特別展図録第48冊 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p81
- 172 田村吉永・森本六爾1925「美努連岡萬の墳墓」『考古学雑誌』第15巻第10号 考古学  
会 p10～23  
前園実知雄1984「美努岡萬墓発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）1983  
年度』奈良県立橿原考古学研究所
- 173 水木要太郎1914「行基菩薩の墓」『奈良県史蹟勝地調査会報告書』第二回 奈良県 p15  
～19  
上田三平1927「行基墓」『奈良県に於ける指定史蹟』第一冊 史蹟調査報告第三 刀  
江書院 p63～68
- 174 佐々木好直1995『久安寺モッテン墓地跡』奈良県文化財調査報告書第70集 奈良県  
立橿原考古学研究所 p9～13
- 175 河上邦彦1983「高安城跡調査概報2—1982年度—」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）  
1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p277～284
- 176 角田文衛1979「小治田朝臣安萬侶の墓」『古代文化』第31巻第7号 財）古代学協会  
p1～24
- 177 石野博信編1984『奈良県遺跡地図』第2分冊改訂 奈良県教育委員会 p20
- 178 島本 一1936「火葬墳墓に於ける一二の共伴遺物」『考古学』第七巻第五号 東京考  
古学会 p202～205  
末永雅雄1955「磯城郡上之郷村大字笠字横枕 火葬墳墓」『奈良県史跡名勝天然記念  
物調査抄報』第5輯 奈良県教育委員会 p17～24  
小島俊次1962「桜井市大字笠字横枕出土骨壺」『奈良県文化財調査報告書』（埋蔵文  
化財編）第5集 奈良県教育委員会 p22・23
- 179 森本六爾1930「我国に於ける鉄板出土遺跡」『考古学』第1巻第2号 東京考古学会  
p116～119
- 180 小島俊次1957「桜井市栗原 鳥ガ谷古墓」『奈良県文化財調査報告』第1集 奈良県  
教育委員会 p86～88
- 181 前園実知雄編1978『桜井市外鎌山北麓古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第  
34冊 奈良県立橿原考古学研究所 p218～222
- 182 小島俊次1959「桜井市児童公園の古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第11

- 輯 奈良県教育委員会 p33～35
- 183 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会 p29
- 184 森本六爾1926「文忌寸禰麻呂の墳墓(上)(下)」『中央史壇』12—4・5 (『日本考古学選集23 森本六爾集』築地書館1985、所収 p226～248)
- 185 松田真一編1986『神木坂古墳群』榛原町文化財調査報告第2集 榛原町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p43～57
- 186 伊藤雅文編1987『下井足遺跡群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第52冊 奈良県立橿原考古学研究所 p32・33
- 187 泉 武編1979「大和高原南部地区パイロット事業地内の遺跡調査概報—昭和53年度—」『奈良県遺跡調査概報1978年度』奈良県立橿原考古学研究所 p275～278
- 188 網干善教・小泉俊夫1966「先史文化」『室生村史』室生村役場 p31・32
- 189 石野博信編1984『奈良県遺跡地図』第4分冊改訂 奈良県教育委員会 p1
- 190 石田茂作1936「奥山久米寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房 p37・38
- 191 東京帝室博物館1937『天平地宝』(前掲書) p48
- 192 網干善教1966「奈良朝火葬墓の一考察」『日本歴史考古学論叢』日本歴史考古学会 p587～602
- 193 奈良国立文化財研究所編1973「飛鳥資料館建設地の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報3』p4
- 194 後藤守一・森 貞成1971「奈良時代の墳墓」『仏教考古学講座』第1巻：墳墓・経塚編 雄山閣出版株式会社 p101
- 195 三宅敏之1954「陶製平瓶骨壺(原色版解説)」『ミュージアム』No.38 東京国立博物館
- 泉森 皎1997「壺阪寺裏山火葬墓」『発掘大和の遺宝』(前掲書) p81
- 196 卜部行弘編1987『坂ノ山古墳群』高取町文化財調査報告第6冊 高取町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p45～47
- 197 北山峰生2013「東中谷遺跡の調査」『東中谷遺跡・松山城跡』奈良県文化財調査報告書第158集 奈良県立橿原考古学研究所 p17～46
- 198 竹田正則編1995「興善寺遺跡」『図録 橿原市の文化財』橿原市教育委員会 p103
- 199 藤井利章1982「久米ジガミ子遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊)1980年度』奈良県立橿原考古学研究所 p331～343
- 200 東京帝室博物館1937『天平地宝』(前掲書) p30
- 201 浅田芳朗1935『日本歴史時代初期墳墓研究提要』(前掲書) p103
- 202 清水昭博1995「馬見古墳群・上池西方遺跡第1次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊)1994年度』奈良県立橿原考古学研究所
- 203 奈良県立考古博物館1975『大和考古資料目録』第3集 p136
- 204 嶋田 暁1956「北葛城郡当麻村大字加守 金銅骨壺出土地」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第9輯 奈良県教育委員会 p45・49
- 205 藤沢一夫1956「墳墓と墓誌」『日本考古学講座』6 (前掲書) p263
- 206 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210～232

- 207 吉村幾温1994『島ノ山・車ヶ谷古墳群発掘調査報告』（前掲書） p28・29
- 208 下大迫幹洋氏ご教示並びに奥田 昇1998『第14回特別展 二上山・他界との接点—奈良時代・貴人の葬地—』（前掲書） p7
- 209 網干善教1959「北葛城郡香芝町穴虫 火葬墓」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第12輯 奈良県教育委員会 p35～39
- 210 水木要太郎1913「威奈大村墓」『奈良県史蹟勝地調査会報告書』第一回 奈良県 p20～22
- 211 下大迫幹洋1994「高山火葬墓の調査」『高山火葬墓・高山石切場遺跡発掘調査報告書』香芝市文化財調査報告書1 香芝市二上山博物館 p9～28
- 212 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VI 奈良国立文化財研究所、所収の「近畿地方における8・9世紀の墳墓地名表」 p120より
- 213 網干善教1958「御所市櫛羅 大正池南第1号墳、第2号墳及び火葬墓」『奈良県文化財調査報告書』第2集 奈良県教育委員会 p69～71
- 214 河上邦彦・関川尚功1976「古墳以外の遺構」『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所 p387～409
- 215 網干善教1965「考古学的遺跡」『御所市史』御所市役所 p798
- 216 海辺博史氏ご教示並びに奥田 昇1998『第14回特別展 二上山・他界との接点—奈良時代・貴人の葬地—』（前掲書） p14
- 217 小島俊次・岸 俊男1954『山代忌寸真作』奈良県教育委員会
- 218 金谷克巳1959「大和呉谷発見の蔵骨器」『古代』33号 早稲田大学考古学会 p20～22
- 219 奈良県宇智郡役所編1924「陵墓古墳」『宇智郡誌』宇智郡役所 p288～294
- 220 219文献並びに近江昌司1965「楊貴氏墓誌の研究」『日本歴史』第211号 日本歴史学会 p32～52
- 221 五條市教育委員会1996「出屋敷遺跡の調査」『平成7年度奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡協議会 p28～33
- 222 上田三平1926「大和にて発見せる海獣葡萄鏡」『考古学雑誌』第16巻第6号 p28～30

表17 火葬墓の構成要素の変遷表

|       |       | 7C末 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C前 |  |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|
| 墳墓数   |       | 9   | 51  | 50  | 58  | 17  | 29  | 25  | 32  | 2   | 4    |  |
| 外部    | 石組    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 墓標?   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 周溝    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 内部    | 敷石    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 炭敷    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 骨蔵器   | 須薬壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 須壺    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | その他須  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 須+土   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 土甕・壺  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | その他土  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 施釉陶器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 黒色土器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 木櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 石櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 金属・硝子 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 外容器   | 木櫃  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       |       | 石櫃  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 金属容器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 須恵器甕  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 瓦槨    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 副葬品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 須恵器   | 瓶子    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 長頸壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 土師器   | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 皿     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 甕     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| その他   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 黒色土器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 施釉陶器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 海獣葡萄鏡 |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 八稜鏡   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| その他鏡  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| ガラス玉  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 水晶玉   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 石帯類   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 鉄滓    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 刀子    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 鉄刀    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 鉄鏃    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 漆製品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 銭貨    | 和同開珎  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 和同銀銭  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 万年通寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 神功開寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 隆平永寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 富寿神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 承和昌寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 長年大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
|       | 饒益神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |
| 寛平大寶  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |



※出現率(以下の通り)  
出土墳墓数  
当該時期の墳墓数



表18 骨蔵器の変遷

|    | 7末以前 | 8C初 | 8C前      | 8C中      | 8C後    | 8末9初 | 9C前      | 9C中   | 9C後  | 9末10初 |
|----|------|-----|----------|----------|--------|------|----------|-------|------|-------|
| 山城 |      |     |          | ○★△●     | ○★▲    |      |          | ▲     | □    | ○     |
| 丹波 |      |     |          |          | ▲      |      | △        |       |      |       |
| 丹後 |      |     | ※        | △        |        |      |          |       |      |       |
| 摂津 |      |     | ▲◎○★▽△   | ◆▲○      | △◎▲    | ▲    | ○        | ○△    | ▲◎   | □■    |
| 河内 |      |     | ○●△▽※▲★◆ | △○●※▲◇   | ◇▲●○※△ | △    | ●※▽◎□△○◆ | △◎▽▲▲ | △◎▲○ | ▲※    |
| 和泉 | △    |     |          | ○        | ○△     |      |          | △     |      |       |
| 播磨 |      |     | ○◎▲      |          | ◇○     | ◎△   | ○        | ▲     |      |       |
| 但馬 |      |     |          | ○▽       |        |      |          |       |      |       |
| 大和 | ※    | ▲★  | ●◆○▲△☆☆  | ●▽★○▼▲▲◆ | ●△○▲◇  | △◎▽■ | □▲◆▽○    | △▲■   | ◇◆▲■ | □     |

〔凡例〕 金銅壺・金銅製：★ ガラス製：☆ 須恵器茶壺：○ 須恵器壺：△ その他須恵器：▽ 石櫃：◇ 木櫃：◆ 施釉陶器：□ 黒色土器：■  
土師器壺：● 土師器甕：▲ その他土師器：▼ 須恵器+土師器：◎ 直葬：※

表19 墳墓別出土遺物一覧(土器を除く)

|       | 火葬墓 |       | 木棺墓 |       | 再利用火葬墓 |       | 再利用木棺墓 |       |
|-------|-----|-------|-----|-------|--------|-------|--------|-------|
| 墳墓数   | 401 |       | 64  |       | 29     |       | 18     |       |
| 石帯    | 6   | 0.015 | 6   | 0.094 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 海獣葡萄鏡 | 4   | 0.01  | 0   | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 八稜鏡   | 2   | 0.005 | 3   | 0.047 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| その他鏡  | 2   | 0.005 | 8   | 0.125 | 1      | 0.034 | 0      | 0     |
| 刀子    | 5   | 0.012 | 7   | 0.109 | 1      | 0.034 | 3      | 0.167 |
| 鉄鏃    | 2   | 0.005 | 2   | 0.031 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| その他武器 | 4   | 0.01  | 4   | 0.063 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| ガラス玉  | 2   | 0.005 | 1   | 0.016 | 0      | 0     | 1      | 0.056 |
| 水晶玉   | 6   | 0.015 | 5   | 0.078 | 0      | 0     | 1      | 0.056 |
| 漆製品   | 0   | 0     | 9   | 0.141 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 和同開珎  | 21  | 0.052 | 0   | 0     | 1      | 0.034 | 0      | 0     |
| 和同銀錢  | 2   | 0.005 | 0   | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 万年通宝  | 4   | 0.01  | 1   | 0.016 | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 神功開宝  | 5   | 0.012 | 1   | 0.016 | 1      | 0.034 | 0      | 0     |
| 隆平永宝  | 0   | 0     | 2   | 0.031 | 3      | 0.103 | 0      | 0     |
| 富寿神宝  | 4   | 0.01  | 3   | 0.047 | 4      | 0.138 | 1      | 0.056 |
| 承和昌宝  | 0   | 0     | 1   | 0.016 | 0      | 0     | 2      | 0.111 |
| 長年大宝  | 0   | 0     | 0   | 0     | 1      | 0.034 | 0      | 0     |
| 饒益神宝  | 2   | 0.005 | 0   | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 貞観永宝  | 0   | 0     | 0   | 0     | 1      | 0.034 | 0      | 0     |
| 寛平大宝  | 1   | 0.002 | 0   | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 延喜通宝  | 1   | 0.002 | 0   | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     |

○は個数不明であるが、出土が報告されていることを示す。

なお、数字は確認された遺物の総数を示したものである。

※凡例：

|     |        |
|-----|--------|
| 墳墓数 | 伴出率(%) |
|-----|--------|

表20 火葬墓における土器の出土状況

| 副葬品種類 | 須恵器   |      |    |    |    |   | 土師器 |   |   |    |    |   | 黒色土器 | 三彩陶器 | 施釉陶器 |   |   |   |
|-------|-------|------|----|----|----|---|-----|---|---|----|----|---|------|------|------|---|---|---|
|       | 杯     | 高杯   | 瓶子 | 壺  | 平瓶 | 甕 | 杯   | 皿 | 椀 | 鉢  | 高杯 | 壺 |      |      |      | 甕 |   |   |
| 山城    | 8世紀前  |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀中  | 7    |    |    | 7  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀後  | 5    |    |    | 5  |   |     |   | 3 |    |    | 3 |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀末  |      |    |    |    |   |     |   | 2 | 6  |    | 8 | 3    |      |      |   | 3 |   |
|       | 9世紀前  |      |    |    |    | 2 |     | 2 | 2 |    |    | 2 | 2    |      |      |   | 2 |   |
|       | 9世紀中  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀後  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   | 2  |    |   | 2    |      |      |   |   |   |
|       | 9末10初 | 1    |    |    | 1  | 1 |     |   | 1 | 3  |    |   | 3    |      |      |   |   |   |
|       | 総計    | 15   |    |    | 15 | 3 |     |   | 3 | 12 | 6  |   | 18   | 5    |      |   |   | 5 |
|       | 丹後・丹波 | 8世紀前 |    | 4  |    | 4 |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 8世紀中  |       | 3    |    |    | 3  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 8世紀後  |       | 1    |    |    | 1  | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 8世紀末  |       |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   | 1    |      |      |   | 1 |   |
| 9世紀前  |       | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   | 1  |    | 1 | 1    |      |      |   | 1 |   |
| 9世紀中  |       |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 9世紀後  |       |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 9末10初 |       |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 総計    |       | 5    | 4  |    | 9  | 1 |     |   | 1 | 1  |    |   | 1    | 2    |      |   |   | 2 |
| 摂津    | 7世紀後  |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀前  | 3    | 2  |    | 5  | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀中  | 3    | 1  |    | 4  | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀後  |      | 1  | 2  | 3  | 2 |     | 2 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀末  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀前  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   | 1  | 2  |   | 3    | 1    |      |   | 1 |   |
|       | 9世紀中  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀後  | 2    |    | 1  | 3  |   |     |   |   |    |    |   |      | 1    |      |   | 1 |   |
|       | 9末10初 |      |    | 1  | 1  | 1 |     |   | 1 | 1  |    |   | 1    |      |      |   |   |   |
|       | 総計    | 11   | 4  | 4  | 19 | 5 |     |   | 5 | 2  | 2  |   | 4    | 2    |      |   |   | 2 |
| 播磨    | 7世紀後  |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀前  | 1    | 2  |    | 3  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀中  |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀後  | 3    | 1  |    | 4  | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀末  |      | 3  |    | 3  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀前  |      | 1  |    | 1  | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀中  | 1    |    |    | 1  |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀後  |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9末10初 |      |    |    |    |   |     |   |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 総計    | 5    | 7  |    | 12 | 2 |     |   | 2 |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
| 河内    | 8世紀前  | 7    | 8  | 2  | 17 | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀中  | 6    | 6  |    | 12 | 2 |     | 2 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀後  | 11   | 4  | 2  | 17 |   |     |   |   |    |    | 1 | 1    |      |      |   |   |   |
|       | 8世紀末  | 1    | 2  |    | 3  | 1 |     | 1 | 2 |    |    |   | 2    |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀前  | 4    | 2  | 4  | 10 | 1 |     | 1 | 2 |    |    | 1 | 3    |      |      |   |   |   |
|       | 9世紀中  | 2    |    | 7  | 9  |   |     |   |   |    |    |   |      | 1    |      |   | 1 |   |
|       | 9世紀後  | 2    | 1  | 13 | 16 | 1 |     | 1 |   |    |    |   |      |      |      |   |   |   |
|       | 9末10初 |      |    | 7  | 7  | 1 |     | 1 |   | 1  |    | 1 | 1    |      |      |   | 1 |   |
|       | 総計    | 33   | 23 | 35 | 91 | 7 |     | 7 | 4 | 1  | 2  | 7 | 2    |      |      |   |   | 2 |

|    |       |     |    |    |     |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|----|-------|-----|----|----|-----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|---|----|--|
| 和泉 | 7世紀後  |     | 1  |    | 1   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀前  |     |    |    |     |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀中  | 1   |    |    | 1   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀後  | 2   | 2  |    | 4   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀末  |     |    |    |     |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀前  |     |    |    |     | 1  |   | 1 |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀中  | 1   |    |    | 1   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀後  |     |    |    |     |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 9末10初 |     |    |    |     |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 総計    | 4   | 3  |    | 7   | 1  |   |   | 1  |    |    |    |    |    |   |    |  |
| 大和 | 7世紀後  |     | 7  |    | 7   |    |   |   |    |    | 2  | 2  |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀前  | 16  | 2  | 6  | 24  |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀中  | 13  | 3  | 4  | 20  | 2  |   | 2 |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀後  | 10  | 6  | 4  | 20  |    |   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |  |
|    | 8世紀末  | 4   | 1  | 3  | 8   | 2  |   | 2 | 1  | 1  |    | 2  |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀前  | 2   | 10 | 1  | 13  | 1  |   | 1 | 3  | 1  |    | 4  |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀中  |     | 3  | 8  | 11  |    |   |   | 1  | 2  | 9  | 12 |    |    |   |    |  |
|    | 9世紀後  | 2   | 1  | 3  | 6   |    |   |   | 1  | 1  |    | 2  | 3  |    |   | 3  |  |
|    | 9末10初 | 1   |    |    | 1   |    |   |   |    | 3  |    | 3  | 4  |    |   | 4  |  |
|    | 総計    | 48  | 33 | 29 | 110 | 5  |   | 5 | 6  | 8  | 11 | 25 | 7  |    |   | 7  |  |
| 全体 | 7世紀後  |     | 8  | 0  | 8   | 0  | 0 | 0 | 0  | 0  | 2  | 2  | 0  | 0  | 0 | 0  |  |
|    | 8世紀前  | 27  | 18 | 8  | 53  | 2  | 0 | 0 | 2  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |  |
|    | 8世紀中  | 33  | 10 | 4  | 47  | 5  | 0 | 0 | 5  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |  |
|    | 8世紀後  | 32  | 14 | 8  | 54  | 4  | 0 | 0 | 4  | 3  | 0  | 1  | 4  | 0  | 0 | 0  |  |
|    | 8世紀末  | 6   | 6  | 3  | 15  | 3  | 0 | 0 | 3  | 5  | 7  | 0  | 12 | 4  | 0 | 4  |  |
|    | 9世紀前  | 8   | 13 | 5  | 26  | 6  | 0 | 0 | 6  | 9  | 3  | 1  | 13 | 4  | 0 | 4  |  |
|    | 9世紀中  | 6   | 3  | 15 | 24  | 0  | 0 | 0 | 0  | 1  | 2  | 9  | 12 | 1  | 0 | 1  |  |
|    | 9世紀後  | 7   | 2  | 17 | 26  | 1  | 0 | 0 | 1  | 3  | 1  | 0  | 4  | 4  | 0 | 4  |  |
|    | 9末10初 | 2   | 0  | 8  | 10  | 3  | 0 | 0 | 3  | 4  | 4  | 0  | 8  | 5  | 0 | 5  |  |
|    | 全体合計  | 121 | 74 | 68 | 263 | 24 | 0 | 0 | 24 | 25 | 17 | 13 | 55 | 18 | 0 | 18 |  |

※総計並びに合計欄の数字は時期不詳の資料も含めた数値である。

表21 火葬墓における遺物出土状況

|     | ①骨蔵器内   | ②骨蔵器と接する  | ③埋土内など   |
|-----|---|---|--|
| 7C後 |   |   | 原山4(筒形土製品・鷗尾・ス杯蓋・窯壁片)  |
| 8C初 |   |   | 中山1(石鏃)  |
| 8C前 | 僧道業(墓誌)<br>太安万侶(真珠)<br>辻子谷東・田辺8(和銭)   | 太安万侶(墓誌):木櫃底<br><br>小治田(墓誌):木櫃に立て掛ける<br>文祢麻呂(墓誌):銅箱に入れる<br>北米谷(和銭を入れた平瓶):石櫃前<br>高山(銭・鉄片):木櫃内・木櫃底下<br>出屋敷2(ス:木櫃内/鉄板:木櫃立掛け) | 小治田(鉄小札・鉄板・土甕・ニ彩壺・和銭)<br><br>高山(丸鞆巡方・土器)<br><br>出屋敷1(鉄板):墓壇壁に立て掛ける<br>上池西方(ス杯蓋)…火葬場跡 |
| 8C中 | 今城2・甘樫丘(和銭)<br>東野(古銭)   | 宇治宿弥(墓誌):石櫃と接する<br>押熊(土高杯):骨蔵器を載せる<br>能登(鉄板・刀)<br>大坂城2(鏡):木箱に入れる<br>雁多尾畑1(和銭・平瓶・土杯)                                       | 三ツ塚22(須恵器)<br>左坂(破砕した須恵器)  |
| 8C後 | 今城1・西山(和銭)<br>奈良山(古銭)<br>高井田20(ガラス玉)  | 穴虫(土甕):石櫃周囲<br>五条山(土皿):木箱の上   | 原山3(窯壁片):土壇端部  |
| 8世紀 | 大坂城4( <u>水晶玉</u> )<br>杣之内( <u>銀製品</u> )   | 杣之内(鏡)<br>助谷(和銭):石櫃直下   | 杣之内(土師器・須恵器・瓦片)<br><br>立部1(ス壺)<br>※石曳(鉄板2枚):50cm離れた土壇内<br>※宮林(土甕):周溝内                |
| 9C初 |   |   | 五津西久保山(石帯片):炭中   |
| 9C前 | 平城京SX1075( <u>水晶玉・銀</u> )   | 三ツ塚4(土師器):骨蔵器の下<br>荻原(鉄板)<br>寛弘寺7001(土皿)<br>寛弘寺7002(ス壺)   | 三ツ塚4( <u>土師器・須恵器</u> )   |
| 9C中 | 玉手山14(鏡)<br>北別府(土杯)<br>三ツ塚11( <u>土師器・須恵器</u> )<br>三ツ塚13A( <u>土師器</u> )<br>三ツ塚47(土師器)            | 三ツ塚1(馬形埴輪の足)<br>三ツ塚32(土師器)  | 三ツ塚47(土師器・ <u>水晶玉</u> )<br>三ツ塚1(土師器・須恵器)<br>三ツ塚32( <u>八花鏡</u> )<br>三ツ塚16(土師器)        |
| 9C後 | 太平寺安堂1(ス瓶子・土皿・ <u>ガラス玉</u> )<br>高井田3・11(水晶玉)<br>高井田7(土杯)<br>芝谷(鉄鏃)<br>三ツ塚35(鉄製鎌子)<br>三ツ塚10(土師器) |   | 太平寺安堂1(ス瓶子・土杯・土皿)<br><br>高井田1・4・7(土杯)<br><br>三ツ塚35(土師器)<br><br>高井田27(土杯・須恵器)         |
| 9C末 | 高井田18(土杯)<br>甲田南2・4(土杯・皿)<br>甲田南1・3(土杯・皿・和銭)  |   |  |
| 9世紀 | 月の輪(古銭)<br>山崎城跡(水晶玉)  |   |  |

[凡例]ス:須恵器 土:土師器 和銭:和同開珎 太ゴシック体・斜体:火化資料

## 第2節 土葬墓の動向

### 1. 木棺墓の変遷

火葬墓をメルクマールとして完成した「律令国家」の墓制は8世紀後半以降、土葬墓を中心に展開することになる。「律令国家」の墓制の変遷を考える上で、これらの墳墓の動向を検証することは欠かせない作業である。本節では、土葬墓の中でも発掘調査において顕著な遺構を示すことの多い木棺墓の概要について触れてみたい。

8～10世紀前半の木棺墓は管見によれば63例を集成することができた(表22)<sup>1</sup>。前掲の図4を見れば明らかなように古墳時代の群集墳的な墓域の延長線上に位置づけられる8世紀初頭の2例(コロコロ山古墳周辺木棺墓2、中山2号墳周辺木棺墓9)を除けば、木棺墓は山城を中心とする地域に8世紀後半以降突如として築造されるようになり、9世紀前半前後にピークを迎える。その背景には当然、長岡・平安遷都という歴史事象を考慮すべきであり、現在のところ、出現期の木棺墓は大和では確認されていない。

この時期の木棺墓は散発的に存在し、それぞれの墳墓ごとの個性が強く、墓制として定型化していないが、沓掛古墓(図54)は桓武朝で完成する葬送儀礼の厚葬化の先駆的様相を示すものといえよう。沓掛古墓は1951年12月、竹林造成中に発見調査された木棺墓であるが、木棺を分厚い木炭で覆った木炭槨墓で、銅水瓶、銅小椀、漆方形小箱、丸玉5個などの副葬品が検出された。木棺は側板の端に溝を切り込んで小口板をはめ込む組み合わせ式のもので、埋葬頭位は北向きと考えられている。

さて、木棺墓と一口でいっても、その主体部構造には様々な種類があり、それらの構造は表23で示したような変遷を辿る。木棺のみを納める木棺直葬墓、木棺の外側に木棺を保護する組み合わせ式の木槨を配置する木槨墓、木棺の周囲を木炭で覆う木炭槨墓、さらに木棺の周囲に木槨を配置し、墓壙との隙間を木炭で埋める木炭木槨墓というべきタイプの木棺墓などであるが、特に木炭木槨墓については、『続日本後紀』承和9年(842)7月15日の嵯峨太上天皇遺詔の中に記された「重以棺槨、繞以松炭」という表現と一致することが注目されている。木棺墓の主体部構造には地域差が見られ、山城地域の木棺墓はすべて木炭槨墓または木槨墓に限られるのに対して、摂津・河内地域は木炭槨墓または木棺直葬墓、大和地域は木槨墓または木棺直葬墓に二分化する傾向にある。

次にそれぞれのタイプの木棺墓の変遷について述べよう(表24)。木棺直葬墓は全期間にわたって造営されているが、木炭敷、木槨、木炭槨、配石墓などのタイプは8世紀後半以降出現し、いずれも9世紀前半頃を中心に盛んに造営された主体部構造である。9世紀前半になると、前代の古墳周辺を墓域として利用した単独墓や平城京城に築造された単独墓の主体部として木棺直葬墓が多用され、他地域においても9世紀中葉以降の木棺墓の主体部は木棺直葬が中心となる。さらにその立地もほとんどの事例が古墳の周辺を墓域とし

て利用するという特徴が認められる。さらに、10世紀以降に復活する木炭敷を除くと、その他の主体部構造が造営されるのは9世紀中葉～後半までの時期に限られており、当時の墓制における薄葬志向と無関係ではあるまい。

木棺墓は全期間を通じて単独で造営されるものが基本であるが、9世紀初頭から中葉にかけての時期は例外的に3～10基程度の墳墓群が大和において造営されている（東中谷古墓群、三ツ塚古墓群）。いずれも群中に先行する時期の火葬墓を含むことから、当該時期の墓制の影響を受け、従来は火葬墓を造営していた人々が土葬墓に葬制を転換した結果と見做すことができよう。

畿内中枢部における8～10世紀初頭の木棺墓30例を集成・分析した加藤真二氏は、8世紀後半の出現期の木棺墓は律令官人層の墓であり、いずれも槨を持つ構造であることから、当初は槨と木棺は一体のものであったと想定された。8世紀末葉～9世紀中葉の段階で、木棺墓が増加すると同時に多様化し、官人的な副葬品を持たず、槨を設けないタイプの木棺墓が出現するが、このような墓制の変化の背景として官人層とは別の経済的に富裕な階層の人々が新たに木棺墓を受容し始めたことに起因すると考えられた。さらに埋葬が簡素化するのと反比例して葬儀が重視されるようになり、9世紀後半以降は槨や官人的副葬品をもつタイプは激減し、多量の土器を副葬する事例が出現する。これは官人層が火葬墓に回帰した結果、木棺墓の造営主体が富裕層主体になったことに起因するという（加藤1997、p206～210）。

## 2. 木棺墓以外の土葬墓

木棺墓以外の土葬墓として土器棺墓と土壙墓があるが、土器棺墓はわずか31例に過ぎず、8世紀以降9世紀中葉にかけて細々と造墓されたといえよう。副葬品を持つものは6基だけで（図55）、ほとんどの墳墓が遺物を持たないことから、当時の墓制において従属的な位置にあることは言うまでもない。さらに、確認された土器棺墓の多くが小人用であり、現時点では9世紀後半の事例が確認されていないことから、これら小人用の墳墓も同時期以降は群集火葬墓の墓域内に火葬墓として葬られたのではないだろうか。また、土壙墓は8・9世紀を通して散見されるが、8世紀後半に築造のピークを迎え、9世紀中葉以降は減少するという傾向が認められる。

さて、今回集成することのできた土壙墓は所謂密集土壙墓（図56）を含めると670基以上に及ぶが（表25）、密集土壙墓の評価に関しては必ずしも衆目の一致を見ていない。例えば、京嶋覚氏は密集土壙の多くを粘土採掘坑とするが（京嶋1995）、宮の前遺跡における土壙の脂肪酸分析の結果によればヒト遺体を直接埋葬したことが判明しており（合田1994）、これら密集土壙墓の中にはその名の通り墳墓と見做してよい事例も含まれると思われる。そして、班田制の成立によって村落首長の階級的収奪は規制されるが、解体されないとい

う指摘(伊藤1984、p34)を踏まえると、古墳時代以来の階層社会の底辺に位置付けられた氏族社会における一般共同体成員の墳墓と位置付けることもできよう。土壙墓そのものは副葬品を何も持たないか、持っても1種類のみのもが多く、内訳も図57~59のように土師器皿と杯が主であるが、墳墓としての変遷は他の墓制と大差ない(表26)。ただ、9世紀中葉以降激減することは、土器棺墓と同様、これら土壙墓の被葬者層も同時期の群集火葬墓に取り込まれた可能性がある。

### 3. 木棺墓出土遺物の特色

8世紀後半以降の木棺墓導入の政治的意義は、桓武天皇が中国の皇帝祭祀の一つ、宗廟祭祀を導入したという史実に基づけば、当時の中国では土葬が一般的であったことから中国墓制の影響を考慮する必要があるし、木棺墓において顕著に使用された葬具としての黒色土器に目を向ければ密教の影響も考える必要があろう<sup>2</sup>。木棺墓を構成する諸要素の変遷は表23に示したが、火葬墓に見られる薄葬傾向とは表裏をなす当該時期の木棺墓の厚葬ぶりは際立っており、副葬品保有比率も何も持たないもの22%に対して、1種類のみ14%、2種類20%であり、複数種類を有するものが44%を占めている(図60)。その内訳は図57~59で示したが、須恵器瓶子と土師器皿、杯が顕著であり、それ以外の土器は少ない。中でも、古墳再利用にも多用される須恵器瓶子は注目されるが、この時期に須恵器瓶子は祖先祭祀専用土器として採用された可能性があり、酒などを墓前に捧げたものであろうか。

具体的な出土遺物について、鉄板の出土が9世紀前半に限定され、鏡もほぼ同様の傾向を示す。さらに鏡の出土は大和の1例(池上木棺墓)を除くと、木炭槨墓からの出土事例に限られる。刀子を含む武器類や玉類が出土するのもこの時期に限定され、石帯も同様である。石帯が出土した木棺墓はすべて木炭槨・木槨墓であり、石帯が律令官人と密接に関わる遺物であることを勘案すれば、木棺墓の主体部構造における木炭槨墓→木槨墓→木棺直葬墓という階層的身分秩序が窺えよう。また、それ以外の遺物では、漆製品が目立ち、装飾品の玉類は水晶製が多く、火葬墓で散見されたガラス玉の出土事例は1例にとどまる。

なお、土器に関しては山城の事例は僅少であるが、河内では須恵器壺と土師器皿・杯、大和は須恵器瓶子と土師器皿・杯の組合せが典型例となる。

残念ながら、葬制の違いに基づく玉類の材質使い分けの理由を明らかにすることはできなかったが、恐らく被葬者の階層や社会的立場の違いに起因する現象と考えられよう<sup>3</sup>。前代の古墳時代の様相を参照すれば、古墳からの副葬品の中で、ガラス玉は8・9世紀の火葬墓から出土した事例と同じく丸玉が主な形態であるが、水晶玉について切子玉が中心となる。一方、8・9世紀の墳墓から出土した水晶玉は数珠などに用いられた丸玉が登場することから(図61)、古墳時代の系譜を引くガラス玉に対して水晶玉は8世紀以降新たに採用された形態と考えるべきかもしれない。

それ以外にも火葬墓との違いには銭貨を伴出する事例が少ないことがある。火葬墓における「皇朝十二銭」の出土事例を集成した小林義孝氏は「銭貨が火葬による葬送のすべての段階で使用されて」おり、栄原永遠男氏の整理された「死者のあの世における安全と平穏を保証する呪力」「死者の眠る土地を鎮める呪力」に対応すると指摘されたが(小林1995、p90・91)、木棺墓における銭貨の副葬は「棺自体を限られた、鎮められた空間とするための儀礼によるもの」(小林1995、p91)と意義付けた。古代墳墓における銭貨の意義については、前節で呪的意味だけではなく、権威の象徴という使用法を想定したが、木棺墓において銭貨が出土した事例は木棺直葬タイプが多いということも勘案すれば、それ以外のタイプの木棺墓はそもそも当時の墓制において厚葬であることから、ことさら銭貨を必要としなかったと考えることも出来よう。また、小林氏は『日本霊異記』下巻第二十二話の内容を手掛りに「火葬か土葬かは、死者やその属していた集団の信仰のみならず現在には伝わらない当時の習俗による選択も働いていた」と考えられたが(小林1995、p91)、銭貨をはじめとする火葬墓と木棺墓の副葬品内容の相違は葬送儀礼上の明確な区別に基づく可能性があり、小林氏の言うような火葬墓と土葬墓の区別が宗教的な意味だけではなく、当時の習俗による選択もありえたのは「律令国家」的な社会規範が崩壊の兆しを見せる9世紀中葉以降のことであり、少なくとも9世紀前半代までは墓制上の区別があったと思われる。

なお、表22を見れば明らかであるように、厚葬が強調される木棺墓でも、実は全く副葬品を有さないものがある。具体的には7・8・9・10・11・12・25・33・40・41の各墳墓であるが、当時の一般的な木棺墓が木炭で棺を覆うなど二重構造をとるのに対してこれらの木棺墓は木棺直葬墳であり(図62)、時期的に古墳時代墓制の残存形態と考えられる40と41を除くと、多くの事例が8世紀末から9世紀前半にかけての桓武朝に集中することから、本来ならば、土壙墓に葬られるような階層的立場にあった被葬者が木棺墓全盛という当時の墓制の影響を受け、簡単な木棺墓に葬られたと位置付けることができよう<sup>4</sup>。

さて、奈良時代末～平安時代初期の木棺墓は従来から重厚な副葬品が注目され、「本来的葬法たる土葬への回帰」と位置付けられることもあったが(黒崎1980、p112)、当該時期の木棺墓が本来的葬法かどうかの評価について簡単に述べておこう。エルツの示した儀礼観に従えば、人の死は「通常、死体が骸骨の状態になるのに必要な期間に相当する」期間、すなわち「あいだの期間」を経て、最終の儀式を執行することになる(エルツ2001、p47)。そして、死の観念と復活の観念が結びつき、排除に続いて新しい統合がなされるわけであるが、民族例によれば、その「あいだの期間」に執り行われる火葬は遺体を破壊し去るのではなく、反対に遺体を再生させて、新しい生活に入ることを可能にさせる行為である(エルツ2001、p65)。翻って、わが国古代の葬制を見ると、古墳時代に最高の呪具であった天皇の遺骸(田中1991、p206)を焼失させるという象徴的手段を用いて「律令国家」の枠組みを完成させた律令政府は、その主旨を貫徹するため、一定程度の階層にまで火葬を強要し「律令国家」期の墓制を完成させたという(小林1998、p46・47)。その後、律



令体制が成熟期を迎えると、天皇喪葬に火葬を採用する必要がなくなり聖武太上天皇の時代に土葬に“回帰”したのである。しかし、火葬の導入により、「あいだの期間」、すなわち殯の期間が短縮したことから、葬送儀礼の重点も埋葬儀礼そのものに変化していった。つまり、この時期に復活したように見える土葬は、「本来的葬法」とは一定程度のヒアタスを経た上で登場した新たな墓制というべきであろう。天皇として再び土葬に“回帰”した聖武太上天皇の葬送儀礼は仏教儀礼を導入した画期的なものであるが、残念ながらその具体的な内容は詳らかではない。しかし、それ以前の薄葬思想に基づく火葬とは異なり、一転してその葬送儀礼は厚葬化を辿り、桓武朝で頂点を迎えることになる。

これは主体部の規模からも窺うことができる。主体部の規模に関しては図63を用意した。これを見ても明らかなように、木棺の大きさ（＝面積）、墓壙の大きさとも9世紀前半がピークで、時代が進むにつれ縮小する傾向がわかる。ちなみに、各時期の平均を示すと木棺幅は8世紀代58.8cm、9世紀前半56.4cm、9世紀中葉～後半49.6cm、9世紀末葉～10世紀前半44.4cm、墓壙幅は8世紀代101cm、9世紀前半199cm、9世紀中葉95.6cm、9世紀後半106.3cm、9世紀末葉～10世紀前半93.6cmである（図63）。

第4章で後述するように、9世紀後半以降に葬送儀礼が変質する要因として、仏教的他界観・浄土観の普及が指摘できるが、それを検証するため、図64で各木棺墓における埋葬頭位をまとめた。これを見ても明らかなように、8世紀代～9世紀前半は北位が中心であるのに対して、9世紀中葉以降は西向きの事例が増加し、頭位が大きく変化することがわかった。埋葬頭位は原則として引用文献の記載内容に従ったが、9世紀前半頃の木棺墓の埋葬頭位が北向きから北東方向を中心とする中で唯一の例外が平吉木棺墓である（図65）。当墓の埋葬頭位は南東方向と考えられているが、8～10世紀を通じて南東方向に頭位がくる事例は皆無で、当該時期の墓制の傾向から大きく逸脱する資料である。報告書によれば、平吉木棺墓の埋葬頭位は石帯や冠などの副葬品の出土位置から判断されたようである。勿論、冠などの存在はこれを裏付ける可能性があるが、同時期の西野山木棺墓や長野木棺墓のように足元に副葬品を配置する事例もある。よって、平吉木棺墓の場合も足元に配置した事例と考えれば、その埋葬頭位は当時の傾向と矛盾なく位置づけることができよう。

勿論、埋葬頭位の傾向に変化が見られることをもって、先に掲げた仏教的他界観云々との係わりを論ずることは出来ないが、木棺墓が造営される立地条件の変化を考慮しても、儀礼上の大きな変化があったことだけは間違いないと思われる。特に、『三代実録』元慶4年(880)12月4日の清和太上天皇の薄葬遺詔の中に「命近侍僧等、誦金剛輪陀羅尼、正向西方、結跏趺座、手作結定印而崩」という記事があり、西面して埋葬されたことが知られることは重要である。この西面という造墓方法自体は、中国南朝時代の貴族社会では仏教に来世を託すという信仰と、それに基づく薄葬が盛んとなり、浄土信仰が浸透していく中で、606年に姚察が「西向きに正念して穏やかに死」んだという故事に倣えば（三橋1997、p51）、早い時期から浄土信仰に基づき西向きに造墓するという事例があったことが確認で

き、我が国への影響という面では、浄土信仰というより中国思想・墓制の影響という側面に注視する必要があるのかもしれない。

なお、1919年に発見された西野山木棺墓は東方に山科盆地を見渡せる山丘斜面に造営されたもので、吉川真司氏によって、坂上田村麻呂墓である可能性が指摘され話題を呼んだ。坂上田村麻呂墓説そのものは1973年に発表された鳥居治夫氏の指摘によるものらしいが、吉川氏は『清水寺縁起』に掲載された太政官符を分析され、その結果をもとに、『日本後紀』に「山城国宇治郡地三町」に墓域を賜与された坂上田村麻呂の墓と論証されたのである（吉川2007）。西野山木棺墓は金装太刀や金銀平脱双鳳文鏡などの豪華な副葬品が注目を集め、鉄鏃などの武器の副葬から被葬者は8世紀末～9世紀初頭に死去した公卿クラスの高級武官と想定されていた。このような想定は弘仁2年(811)に正三位大納言兼右近衛大将として薨去した坂上田村麻呂と何ら矛盾するものではなく、西野山木棺墓＝坂上田村麻呂墓説を提唱されたのである。なお、『清水寺縁起』によれば、田村麻呂は「城東に向かひて立ちて窆」られたという伝承を持つが、吉川氏は死後も東方・北方の勢力から平安京を守護する役割を担ったものと位置付けられた。

#### 4. 木棺墓における遺物出土状況

木棺墓についても前節の火葬墓と同様、遺物の出土状況を一覧表にまとめ、1. 棺内、2. 棺上、3. 棺外に大別し（表27）、1. 棺内出土遺物については別に遺骸の部位別の出土状況一覧も作成した（表28）。

1は納棺儀礼、2が埋納儀礼、3は地鎮、埋納儀礼、造墓終了時の儀礼に相当しよう。勿論、個別具体的な意義は事例ごとに異なっており、木槨の有無によっても細分できる。例えば、奈良県御所市巨勢山室古墓を例にとれば、棺内から出土した短刀・刀子・水晶玉は個人に帰する愛用品と考えられ、遺骸の納棺に際して納めたものと位置付けられる。木槨上から出土した石帯・碁石などは棺を据え付けた際に、公的立場を表明する身分表象として棺上に置かれたものであろう。その後、木炭を用いて埋め戻す過程で須恵器瓶子や土師器杯を用いた埋納儀礼が執行されたのである。このような出土遺物の在り方は、レヴィ・ブリュル（Levy-Bruhl）が文化人類学の民族例で示した在り方、すなわち葬送儀礼における慣習として「死者の要求するものは何でも与えて彼が新しい状態に於いて不幸にならぬようにすること、もし死者が重要な位置にいる人である場合にはその官位を支持するに必要な料を供すること」（レヴィ・ブリュル1953、p125）に見事に符号するのである。

さて、棺内遺物は土器が足元や両端に置かれることが多いのに対して、他の遺物は頭部周辺に置かれる傾向が見られる。棺上に置かれる遺物は土器が大半を占め、頭部周辺が通例であるが、中央や足元に置かれることもある。また、棺外では足元に置かれることが多い。遺物ごとに見た場合、例えば、瓶子は各時期を通じて、棺内・棺上・棺外と様々な使

われ方が認められることから、特定の品物が特定の使われ方をするというより、同じ遺物をそれぞれの儀礼に応じて使い分けることが通有のようであり、墳墓ごとの個性が顕著である。鏡にしても漆箱などに納め、実用品として棺内に納める例が大半だが、棺安置後、棺に立て掛ける例もあり、魔除け的な使用法といえよう。このように木棺墓では棺内に被葬者の愛用品を納め、埋納儀礼の過程で棺上、棺外に遺物を配置する儀礼が執り行われたが、9世紀後半代になると、むしろ棺上・棺外が一般的となる。ただ、10世紀に入ると再び棺内に遺物を納める傾向が見られる。なお、西野山古墓の出土状況は、棺外と位置付けたが、いずれも木炭内からの出土であり、木炭内を棺内と同じ認識で儀礼に臨んだ可能性も考えられる（図66）。同様に、平吉木棺墓の場合も二重構造の木槨墓であり、実質的に棺上遺物は棺内として扱われたと位置付けることができよう（図65）。ただ、当該時期の埋葬頭位の傾向から判断すれば、当木棺墓では冠などを足下に配置した可能性があることは前述した通りである。

副葬品の出土状況は、8世紀後半～9世紀中葉までは棺内からの出土が中心で、頭部付近からの出土事例が多いが、9世紀前半以降は足元付近に副葬するものや棺上、棺外から出土する事例が増加する（渡邊2004、p54）。出土位置が複数に亘ることから副葬品の増加に対応する現象といえよう。典型例として、前述した奈良県巨勢山室古墓の例を示しておく。我が国最大級の群集墳として著名な巨勢山古墳群の一面から検出された9世紀初頭頃の木棺墓で、墳長44mの前方後円墳471号墳の前方部側面を大きくカットして構築されていた。一辺約5mの隅丸方形の墳丘を伴い、主体部は木炭木槨墓である。長さ3.4m、幅1.5mの大きな墓壙を穿ち、この中に木炭を敷き詰めた後、長さ2.2m、幅1.0mの木槨を設置、さらにその中に長さ2.0m、幅0.6mの木棺を納め、木槨を木炭で包んでいた。棺内には金銅装短刀、刀子、水晶丸玉などを納め、木槨上には石帯や碁石とみられる白石6点、黒石2点などがあつた。また、墓壙を埋めた木炭内から須恵器瓶子や土師器杯などが出土した。木槨には蝦錠が付いていたという。

次に、棺内の出土遺物であるが、出土部位は表28のように、Ⅰ．頭部周辺、Ⅱ．中央、Ⅲ．足元、Ⅳ．その他に大別できる。

Ⅰの頭部周辺から出土した遺物は冠、扇、鏡、玉類、化粧道具など個人に帰するもの、愛用品と目されるものが多い。特に、鏡に関しては、池上木棺墓のように木棺の外側に鏡を立て掛け、辟邪的な使用法を執る場合もあるが（図67）、多くの事例で木箱などに納められており、実用品としての使用法を想定すべきであろう。これは、三ツ塚32号墓の骨蔵器内から火化した鏡が出土した事例と同様の儀礼に属するものである。これに対してⅡの中央付近からの出土品には大刀や鉄斧など武器に類するものが見られ、辟邪的なものとみなすことができる。一方、Ⅲの足元に置かれる遺物は瓶子をはじめとする土器や漆器が認められ、いわゆる供膳儀礼で使用した遺物と考えられよう。特に瓶子は棺外からの出土例が多く、供膳儀礼専用土器として用いられた可能性が高い。なお、これら以外にも土器を

中心に棺の両端に置かれる遺物もあり、墓域保護や地鎮が目的であろう。

## 5. まとめ

8世紀末葉以降、木棺墓の厚葬化が際立つようになるが、導入当初の木棺墓の立地は山城のみ単独立地で、摂津・河内では各2例（紅茸山・本堂、伽山・馬谷）、大和もわずか2例（平吉・平城京SX6428）があるに過ぎない。さらに、山城以外の地域では単独立地の木棺墓はこの時期に限られており、いずれも豊富な副葬品を有している。河内・大和では単独立地以外に古墳の周辺に築かれるものが多く、第1章で検討したように古墳再利用と関連するのであろう。逆に山城地域の古墳再利用はこの時期に限られ、用いられる主体部も木棺墓が中心であるが、河内・大和では木棺墓を用いた古墳再利用は認められず火葬墓が築かれるのみであった（渡邊2000、p3）。このように墓制としての火葬と土葬には何らかの区別があったことが想定できよう。

次に、9世紀中葉の事例は大和の石光山古墳群古墓と三ツ塚古墓群が知られるに過ぎない。このような墓制の衰退現象は既に触れたことがあるように嵯峨朝の薄葬化や造墓否定の影響によるものである（渡邊2000、p27）。9世紀後半に至ると山城安祥寺古墓（図68）を除き、他の事例はすべて木棺直葬墓に限定され、須恵器瓶子又は長頸壺＋土師器皿・杯＋黒色土器（椀・鉢）の組合せが出土遺物の典型的パターンとなる。摂津では大坂城古墓が唯一知られ、残りはすべて大和の事例である。ただ、大和の木棺墓は上述したようにすべてが古墳の周辺に立地するか（図69）、古墳再利用ばかりで、山城のような単独立地の墳墓が認められない点に特色がある。9世紀末～10世紀初頭にかけてもほとんどが木棺直葬墓であり、土師器皿、黒色土器、漆製品など副葬品は豊富である。

8世紀段階の火葬墓と同様、9世紀前半の木棺墓では政権所在地である山城の優位性が副葬品の量や種類、墓室構造などから看取できるが、9世紀後半以降は大和が中心となり、山城地域にはほとんど造墓が確認されていない。残念ながら、当該時期の平安京城周辺の貴族の墓制は考古学的方法を用いる限り不詳とする他なく、文献資料などを手がかりに復元するしか方法はない。ただ、山城安祥寺古墓のような単独立地の墳墓は大和には確認されておらず、古墳を足がかりとした同祖意識の下で木棺墓が造営され、河内では火葬墓が造営されることになる。つまり、墓制における地域色が顕在化するという評価を与えることができよう。

以上をまとめると、8世紀後半以降、古墳時代の遺制である土葬墓とは系譜の異なる木棺墓が突如として造営され始め、9世紀前半には木棺墓の規模・構造、副葬品の様相などの面から見て厚葬化のピークを迎えることがわかる。9世紀中葉以降は墓制としての後退化が進行し、埋葬頭位にも大きな変化が生じた。その背景には他界観の変化をはじめとする葬送儀礼の在り方が大きく変わったことが主たる要因として考えられる。このような傾

向は10世紀前半にかけて継続・進展するが、9世紀後半以降に厚葬化する一群が出現することもわかった。しかし、これらの木棺墓に葬られた被葬者は出現期のそれとは大きく様変わりしていることは言うまでもない。

(註)

1. 本節で取り上げる木棺墓の資料は表22に取り上げており、引用文献については表22の文献註を参照願いたい。
2. 梅川光隆氏によれば、仏教においては黒色が「あらゆる色彩に交わらない究極、不変の色彩と評価され」、密教法具の壇具として黒色の土器が多用されたという(梅川1997、p411～421)。ただし、天台・真言両宗が確立したのは嵯峨朝であること(本郷1993、p16)を勘案すれば、8世紀末葉以降に顕著となる木棺墓の存在意義を密教思想のみに求めることはやや困難かもしれない。なお、藤沢一夫氏は平安時代の墳墓から検出された土砂が真言秘密作法書巻の「土砂加持作法」に基づくものである可能性を指摘されており(藤沢1970、p280～283)、密教儀礼と墳墓の関わりを知ることができるが、確実な事例はわずか3例のみであり(小林1999、p4・5)、残念ながら火葬墓・木棺墓の両者が含まれることから、直ちに木棺墓と密教儀礼を結びつけるものではない。
3. 考古資料における奈良・平安時代の古代墳墓での副葬珠玉の整理を行った秋山浩三氏は珠玉が祭祀、呪術的意味合いが濃厚なかたちで、墳墓に副葬されたと想定するが(秋山1997・1998)、材質の相違については触れられていない。
4. このような当該時期の木棺墓に2種類の形態があることは既に岡野慶隆氏が述べられている(岡野1981、p28)。氏は石光山古墳群中に7世紀代の木棺直葬墳が存在することから、8・9世紀代に散見される木棺直葬タイプの古墓はこの時期に限定された葬法ではない可能性も触れられた。しかし、7世紀代の木棺墓を除けば、このような木棺を直葬する墓制が8世紀代の畿内各地には浸透していないにもかかわらず、桓武朝にほぼ集中して認められる簡略化した木棺墓を古墳時代の伝統を継承する墓制と見做すことはできない。また、氏は8世紀代の火葬墓に二重構造をもつ例があることから、二重構造を有する木棺墓は「火葬墓の延長上にあるもので、その多様化のなかで生じた」(岡野1981、p28)可能性も指摘されたが、本文でも触れたように火葬墓と木棺墓では葬送に対する思想に明白な相違があることから、両者は厳密に区別すべきものである。

(引用文献)

秋山浩三1997「奈良・平安時代における墳墓と珠玉(上)」『古代文化』第49巻第12号(財)古代学協会 p16～25

秋山浩三1998「同(下)」『古代文化』第50巻第1号(財)古代学協会 p31～39

伊藤 循1984「日本古代における身分と土地所有」『歴史学研究』第534号 青木書店 p27

～35

- 梅川光隆1997「史料に見える黒色の土器」『立命館大学考古学論集』Ⅰ 同刊行会 p411～421
- エルツ、ロベール2001（吉田禎吾・板橋作美・内藤莞爾訳）「死の宗教社会学」『右手の優越』ちくま学芸文庫 p37～138
- 岡野慶隆1981「書評 黒崎 直『近畿における8・9世紀の墳墓』」『関学考古』No.7 関西学院大学考古学研究会 p24～32
- 加藤真二1997「木棺墓S X 6428について」『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56冊 奈良国立文化財研究所 p206～210
- 京嶋 覚1995「群集土壙の再評価—集団墓説への批判—」『大阪府埋蔵文化財協会紀要』3 財)大阪府埋蔵文化財協会 p123～144
- 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』Ⅵ 奈良国立文化財研究所 p89～126
- 合田幸美1994「蛭池遺跡(1・2)」『宮の前遺跡・蛭池東遺跡・蛭池遺跡・蛭池西遺跡 1992・1993年度発掘調査報告書—大阪モノレール蛭池東線・西線建設に伴う発掘調査—』財)大阪文化財センター p117～133
- 小林義孝1995「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『摂河泉文化資料』第44号 摂河泉文庫 p77～95
- 小林義孝1998「丙の年の人の故に焼き失わず」『歴史民俗学』第12号 批評社 p42～61
- 小林義孝1999「古代墳墓研究の分析視角」『古代文化』第51巻第12号 財)古代学協会 p2～12
- 杉山 洋編1984「S X 1075出土遺物」『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所 p30
- 田中 琢1991「支配する倭人、される倭人」『集英社版日本の歴史』②：倭人争乱 集英社 p175～216
- 藤沢一夫1970「火葬墳墓の流布」『新版考古学講座』第6巻：有史文化<上> 雄山閣出版 p280～283
- 本郷真紹1993「古代王権と宗教」『日本史研究』第368号 日本史研究会 p1～28
- 三橋 正1997「臨終出家の成立とその意義」『日本宗教文化史研究』第1巻第1号 日本宗教文化史学会 p42～66
- レヴィ・ブリュル（山田吉彦訳）1953『未開社会の思惟（上）』岩波文庫
- 安村俊史1987『高井田横穴群Ⅱ』柏原市文化財概報1986—Ⅶ 柏原市古文化研究会 p25～86
- 吉川真司2007「近江京・平安京と山科」『皇太后の山寺—山科安祥寺の創建と古代山林寺院—』柳原出版 p75～80

渡邊邦雄2000「律令墓制における古墳の再利用」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古学会 p1～75

渡邊邦雄2004「畿内における律令墓制の展開と終焉過程」『日本考古学』第17号 日本考古学協会 p43～65

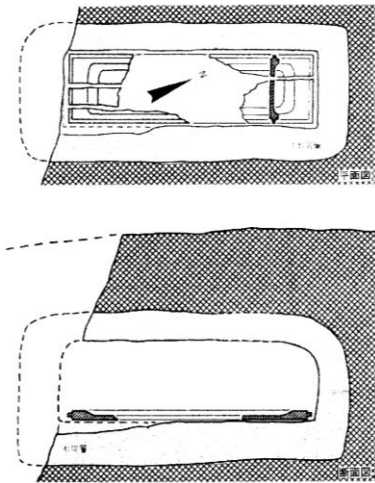


図54：沓掛古墓  
(梅原1971より引用)

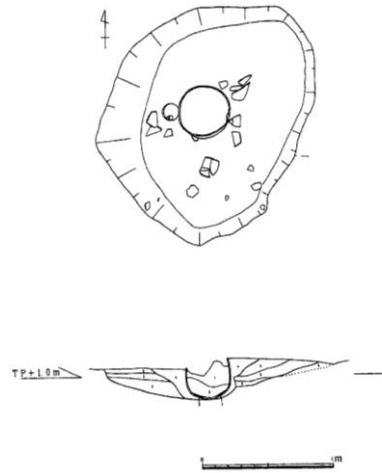


図55：副葬品を有する土器棺墓  
橋波口古墓  
(宇治原1982より引用)

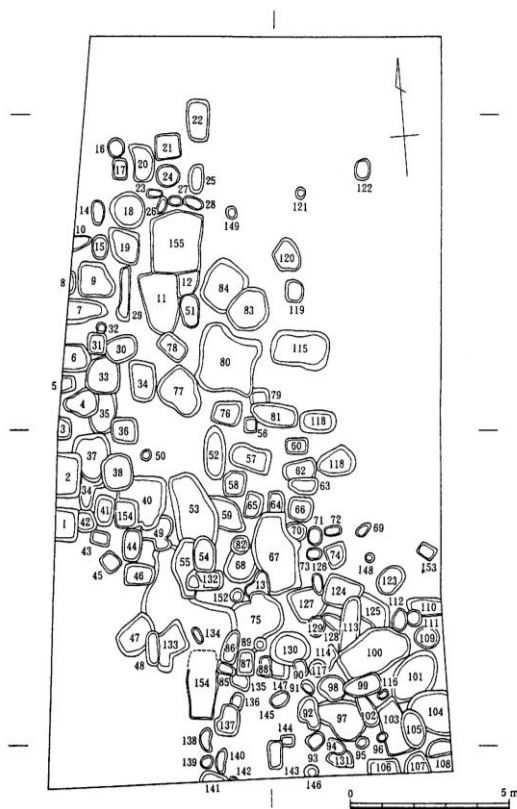


図56：密集土壙墓（宮田遺跡）  
(森田・橋本1996より引用)



図57 墳墓別出土遺物組成

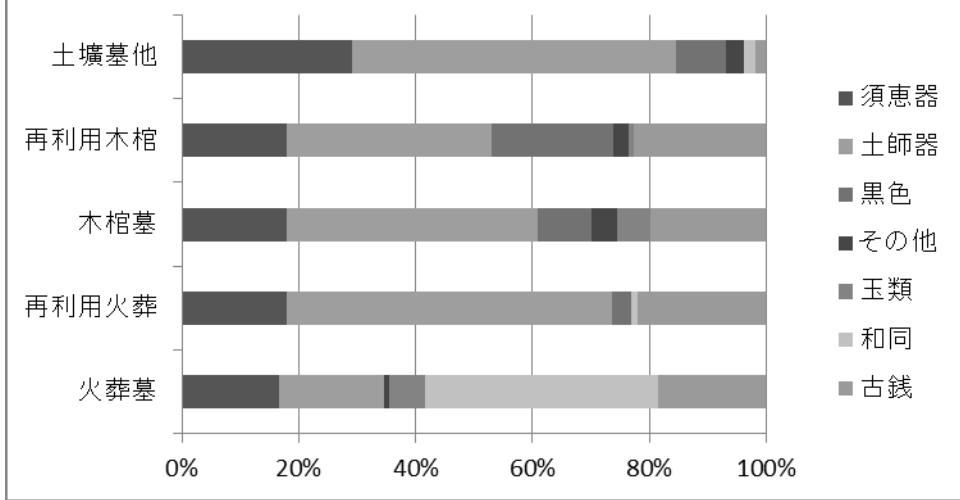


図58 墳墓別出土遺物組成(須恵器)

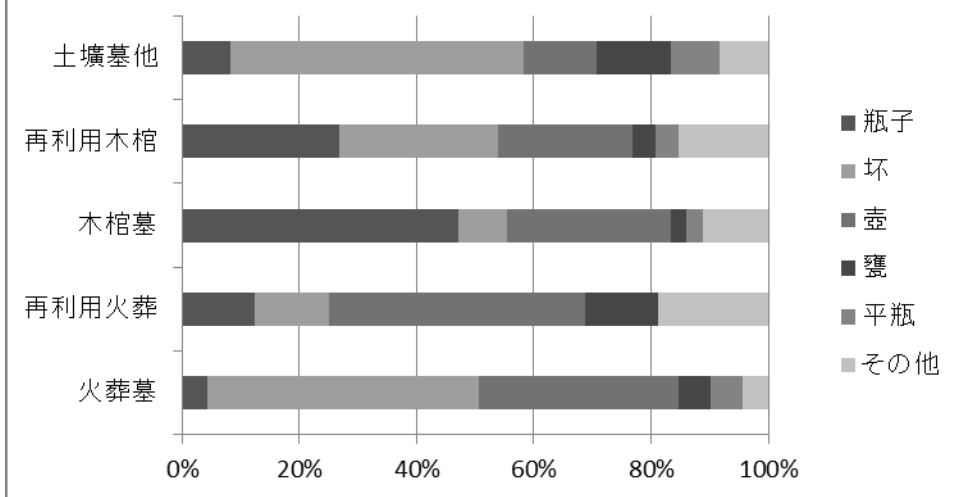
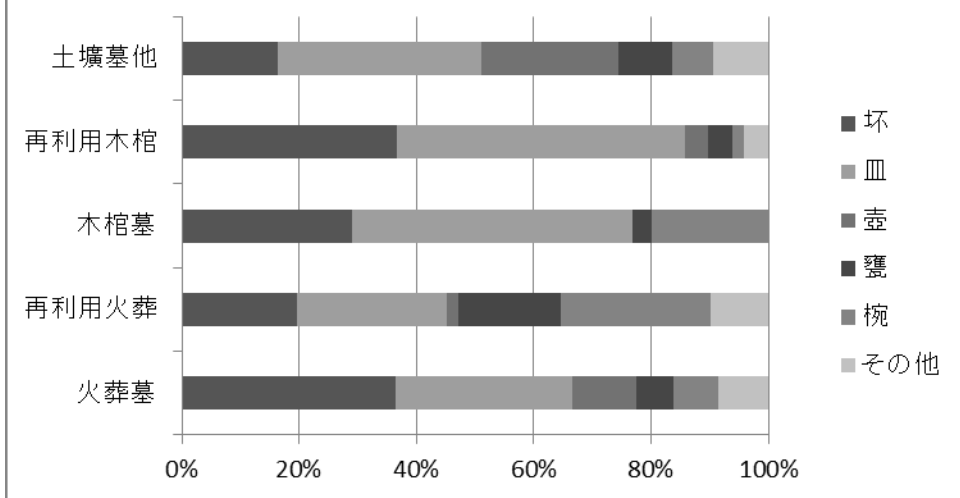


図59 墳墓別出土遺物組成(土師器)



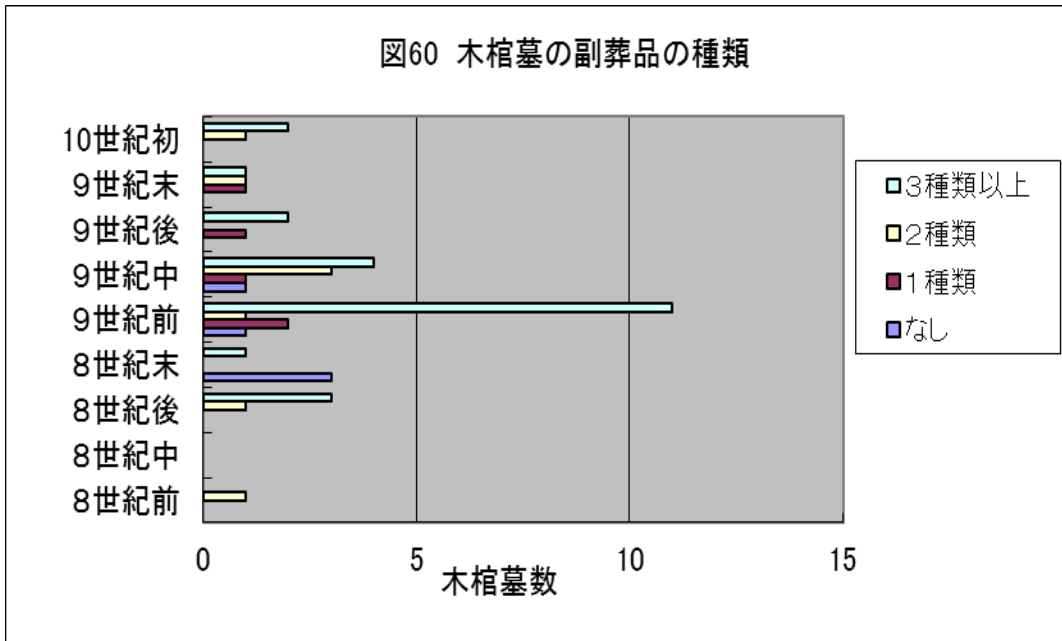


図61：火葬墓出土の水晶玉  
 (平城京右京一条四坊六坪SX1075)  
 (杉山編1984より引用)

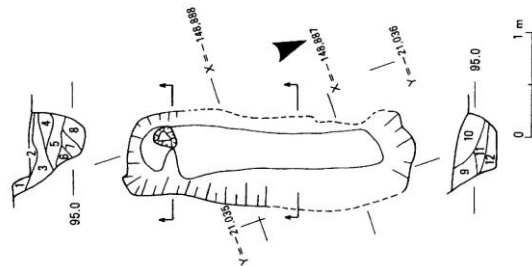


図62：木棺直葬タイプの木棺墓：一ノ谷古墓  
 (見須1996より引用)

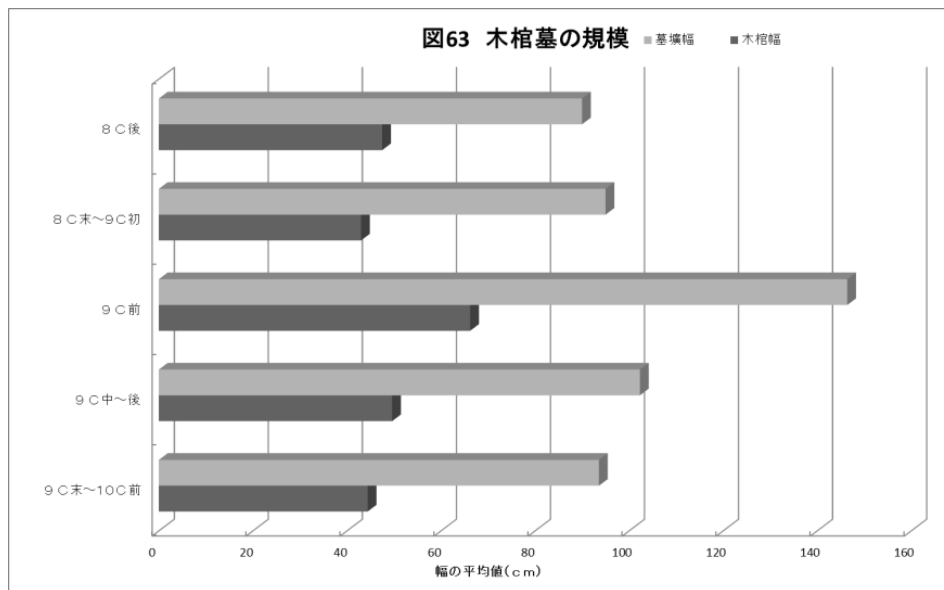


図64 木棺墓の主軸方位

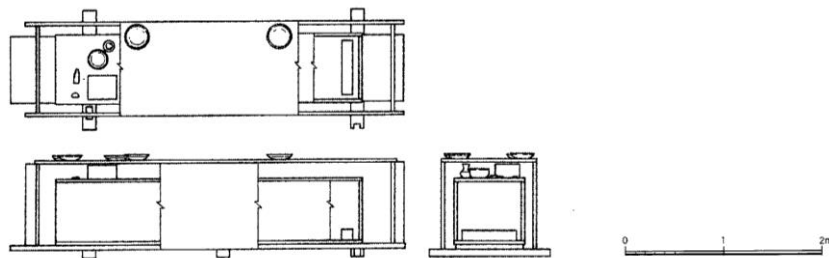
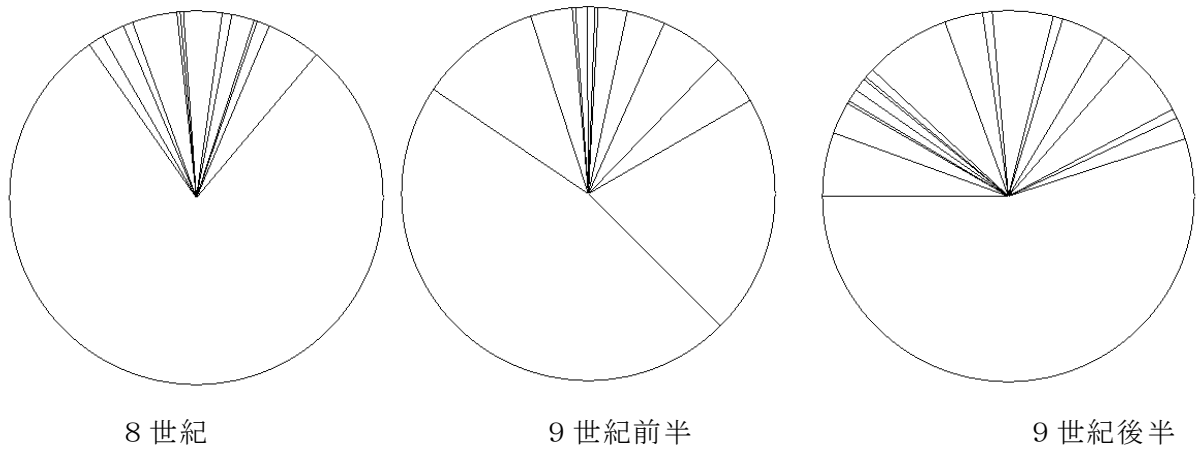


図65：平吉木棺墓（奈文研1978より引用）

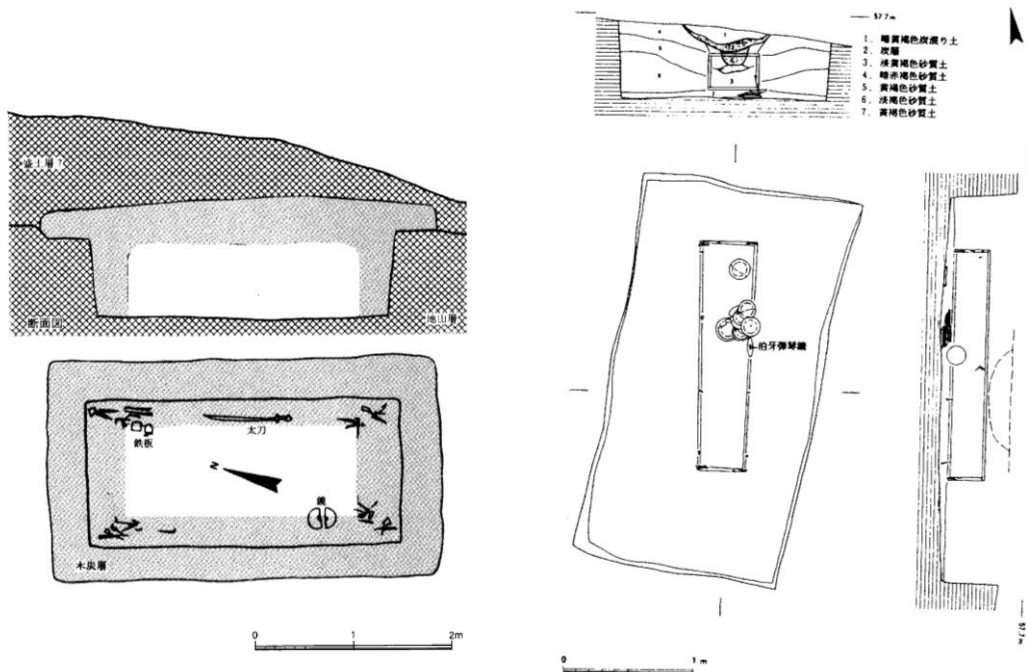


図66：西野山木棺墓（梅原1920より引用）

図67：池上木棺墓（入倉1991より引用）

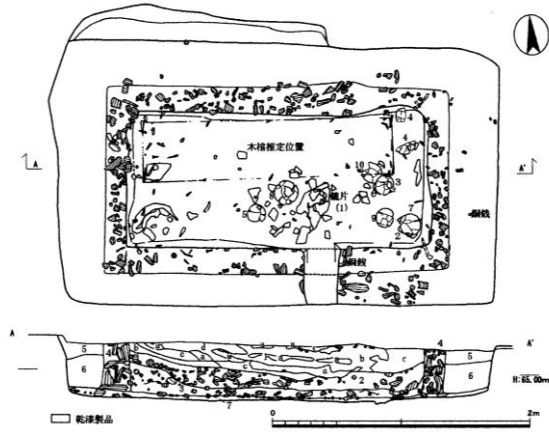


図68：安祥寺木棺墓（高・平方1996より引用）

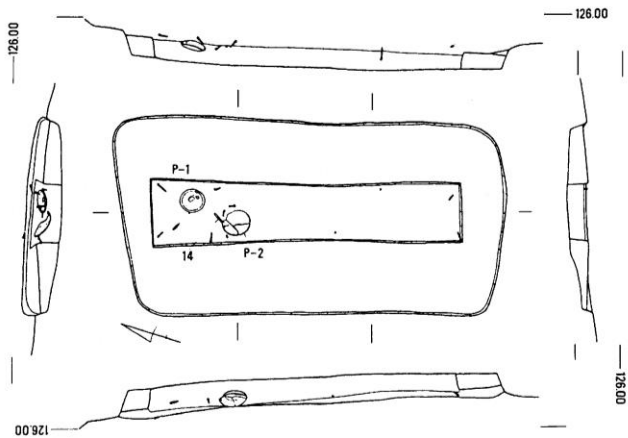
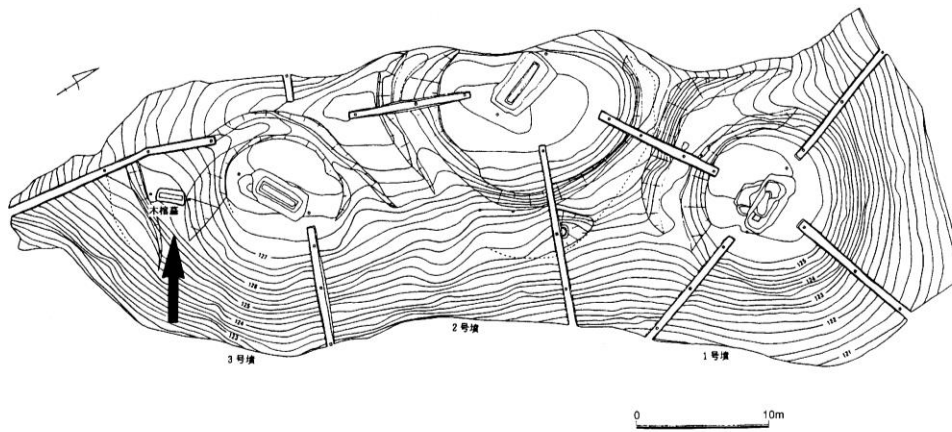


図69：古墳周辺に立地する大和の木棺墓の一例：イノヤク木棺墓  
（松永1989より引用）

(表22) 8・9世紀における木棺墓一覧

| 古 墓 名    | 所 在 地         | 主 体 部         |                   |                  |               | 類 型     | 時 期 | 文 献   |    |
|----------|---------------|---------------|-------------------|------------------|---------------|---------|-----|-------|----|
|          |               | 規 模           | 墓 壇 規 模           | 出 土 状 態          | 埋 葬 頭 位       |         |     |       |    |
| (京都府・山城) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 1        | 安祥寺下寺跡木炭木槨墓   | 京都市山科区安楽中小路町  | 0.5*2.0           | 2.0*3.4          | 木部・木炭で覆う      | N85° W  | I   | 9C後   | 1  |
| 2        | 西野山古墓         | 京都市山科区川田梅ヶ谷町  | 1.35*2.7          | 2.2*3.5          | 木炭で覆う         | N18° W  | I   | 9C前   | 2  |
| 3        | 沓掛古墓(伊勢講山古墓)  | 京都市西京区大枝      | 0.55*1.85         | 1.2*2.5          | 木炭で覆う         | N23° E  | I   | 8C後   | 3  |
| 4        | 長岡京右京二条四坊木棺墓1 | 京都市西京区大原野石見町  | 0.3*1.4           | 0.7*2.0          | 木棺直葬          | N4° W   | I   | 8C末   | 4  |
| 5        | 平安京右京三条三坊     | 京都市中京区西ノ京徳大寺町 | 0.4*1.65          | 0.6*1.8          | 木棺直葬          | N4° W   | I   | 10C前  | 5  |
| 6        | 上ノ段町木棺墓54     | 京都市右京区嵯峨野開町   | 0.5*1.9           | 1.6*3.0          | 木炭上に置く        | N38° E  | I   | 10C初  | 6  |
| 7        | 長岡京小型木棺墓SX275 | 京都市伏見区淀水垂町    | 0.4*1.6 $\alpha$  | 0.7*1.7 $\alpha$ | 木棺直葬          | N18° E  | II  | 8C末   | 7  |
| 8        | " 276         | 同上            | 0.3*1.0 $\alpha$  | 0.5*1.2 $\alpha$ | 木棺直葬          | N23° W  | II  | 8C末   | 7  |
| 9        | " 277         | 同上            | 0.35*1.0 $\alpha$ | 0.45*1.1         | 木棺直葬          | N30° W  | II  | 8C末   | 7  |
| 10       | " 278         | 同上            | 0.3*1.0 $\alpha$  | 0.55*1.2         | 木棺直葬          | N35° W  | II  | 8C末   | 7  |
| 11       | " 280         | 同上            | 0.7*0.9           | 1.2*1.5          | 木棺直葬          | N20° W  | II  | 8C末   | 7  |
| 12       | " 281         | 同上            | 0.4*1.3 $\alpha$  | ?                | 木棺直葬          | 南北      | II  | 8C末   | 7  |
| 13       | 長岡京左京SX24501  | 長岡京市神足木寺町     | 0.38*1.2          | 0.7*1.4 $\alpha$ | 2次墓壇内         | N11° E  | I   | 8C末   | 8  |
| 14       | 長野古墓          | 向日市物集女町       | 0.91*1.8          | 1*2              | 木炭で覆う         | N2° E   | I   | 9C前   | 9  |
| 15       | 宮ノ平古墓SX02     | 城陽市寺田         | 0.5?*1.6          | 0.75*2.1         | 木棺直葬          | N8° W   | I   | 9C末   | 10 |
| 16       | 西山古墓          | 木津川市市坂        | 0.5*1.85          | 2.3*3.7          | 木槨墓           | N6° W   | I   | 8後~9前 | 11 |
| 17       | 鹿背山SX18       | 木津川市鹿背山須原     | 0.5*1.9           | 1.4*3.0          | 木炭上に置く        | N14° E  | I   | 9末10初 | 12 |
| 18       | 向井古墓          | 綴喜郡宇治田原町郷ノ口   | ?                 | ?                | 木槨墓           | ?       | I   | 8C後   | 13 |
| (京都府・丹後) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 19       | 鳥取古墓          | 京丹後市弥栄町鳥取     | ?                 | 3m               | 木炭上に置く        | ?       | I   | 9C前   | 14 |
| (大阪府・摂津) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 20       | 岡本山木棺墓1       | 高槻市岡本町        | 0.45*2.0          | 0.9*2.4          | 切り炭           | 東西      | III | 9C    | 15 |
| 21       | " 2           | 同上            | ?                 | 径1.7             | 木槨墓           | ?       | III | 9C    | 15 |
| 22       | 紅茸山木棺墓        | 高槻市紅茸町        | 0.4*1.9           | ?                | ?             | ?       | I   | 9C前   | 16 |
| 23       | 大坂城古墓1        | 大阪市中央区大手前     | 0.75*1.55         | 1.0*2.5          | ?             | N3° E   | II  | 9C前   | 17 |
| 24       | " 墓3          | 同上            | 0.45*1.55         | 0.65*1.7         | ?             | 北       | II  | 9C後   | 17 |
| (大阪府・河内) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 25       | 墓尾古墳群隣接地木棺墓   | 東大阪市上石切町      | 幅0.7              | 1*1.5            | 木棺直葬          | N10° E  | II  | 8C?   | 18 |
| 26       | 本堂古墓          | 柏原市本堂         | ?                 | ?                | ?             | ?       | I   | 9C    | 19 |
| 27       | 立部古墳群跡木棺墓     | 松原市立部         | 0.4*1.6           | 0.6*1.7          | ?             | N15° E  | II  | 10C初  | 20 |
| 28       | 土師の里墓1        | 藤井寺市道明寺       | 0.5*1.8           | 1.2*2.95         | 木炭上に置く        | N4° W   | III | 9C前?  | 20 |
| 29       | " 墓9          | 同上            | 0.4*0.7           | 0.6*1.3          | 木炭上に置く        | N8° E   | III | 8C後   | 21 |
| 30       | 伽山古墓          | 南河内郡太子町太子     | 幅0.6              | 2*3              | 切石石槨          | N95° W  | I   | 8C末   | 22 |
| 31       | 馬谷古墓          | 南河内郡河南町馬谷     | ?                 | ?                | 石組内に埋納        | ?       | I   | 9C初   | 23 |
| 32       | 寛弘寺木棺7001     | 南河内郡河南町寛弘寺    | 0.6*1.9           | 0.8*2.45         | 木棺直葬          | N24° E  | I   | 9C前   | 23 |
| 33       | " 7002        | 同上            | 0.7*1.7           | 0.95*2.1         | 配石            | N60° E  | I   | 9C前   | 24 |
| (兵庫県・摂津) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 34       | 鹿の子木棺墓        | 神戸市北区長尾町      | 1.0*3.2           | 1.8*5?           | 木棺直葬          | N59° W  | I   | 9C末   | 25 |
| (奈良県・大和) |               |               |                   |                  |               |         |     |       |    |
| 35       | 平城京SX6428     | 奈良市八条         | 0.56*1.75         | 0.65*2.02        | 木棺直葬          | N0.3° W | I   | 9C前   | 26 |
| 36       | 飛火野木棺墓        | 奈良市春日野町       | ?                 | 2.2*3            | ?             | ?       | II  | 9C前   | 27 |
| 37       | 一ノ谷木棺墓        | 奈良市七条西町       | ?                 | 0.8*2.0          | 木棺直葬?         | N18° E  | II  | 8C    | 28 |
| 38       | 西山木棺墓1        | 天理市岩屋町        | 0.45*1.8          | 0.5*1.95         | 木棺直葬          | N31° E  | II  | 9C後   | 28 |
| 39       | " 2           | 同上            | 0.42*1.9          | 0.5*1.96         | 木棺直葬          | N41° E  | II  | 9C末   | 29 |
| 40       | コロロ山古墳木棺墓2    | 桜井市阿部         | 0.6*2.0           | ?                | 木棺直葬          | N40° E  | III | 7末~8初 | 30 |
| 41       | 中山2号墳木棺墓9     | 同上            | 長1.3              | 0.8*1.9          | 木棺直葬          | N19° E  | III | 7末~8初 | 31 |
| 42       | 神木坂SK03       | 宇陀市榛原区萩原      | ?                 | 0.7*1.15         | 炭             | N59° W  | II  | 10C前  | 32 |
| 43       | 平吉古墓          | 高市郡明日香村豊浦     | 0.4*1.86          | 1.4*2.7          | 木枠組内(木槨)      | S45° E  | I   | 9C前   | 33 |
| 44       | イノヲク木棺墓       | 高市郡高取町藤井      | 0.38*1.75         | 1.1*2.2          | 木棺直葬          | N20° W  | I   | 9C後   | 34 |
| 45       | 東中谷2号墓        | 高市郡高取町薩摩      | 0.4*1.8           | 1.2*2.5          | 木炭と土を交互に敷き詰める | N56° E  | II  | 9C初   | 35 |
| 46       | " 4号墓         | 高市郡高取町薩摩      | ?                 | ?                | ?             | N3° E   | II  | ?     | 35 |
| 47       | " 5号墓         | 高市郡高取町薩摩      | ?                 | ?                | ?             | N25° E  | II  | 9末10初 | 35 |
| 48       | 上山古墓          | 生駒郡平群町下垣内     | ?                 | ?                | 墓壇を焼いた後、埋納    | ?       | I   | 9C    | 36 |

| 遺物出土状況 | 土器             |               |        |     | その他    | 備考                                 |     |
|--------|----------------|---------------|--------|-----|--------|------------------------------------|-----|
|        | 須恵器            | 土師器           | 黒色     | その他 |        |                                    |     |
| 1      | 木槨内、棺外に納める     |               | 杯2皿2碗5 |     |        | 幡龍文鏡片、富寿神宝2、乾漆製品                   |     |
| 2      | 棺外、墓壇内に納める     |               |        | 平瓶1 |        | 石帯、金装大刀、刀子、鉄鎌、鉄板、漆箱、硯、鏡            |     |
| 3      | 頭部周辺?          |               |        |     |        | 銅瓶、銅碗、水晶玉3、木製丸玉2、漆箱                |     |
| 4      | 埋土から出土         |               | 小片     |     |        |                                    |     |
| 5      | 棺蓋上に土皿、他は棺内    | 瓶子2           | 皿2     | 碗1  | 合子1    | 鐻子、銀製空玉1、銅製空玉1、銅鏡 漆器皿、<br>筭、墨、漆皮折敷 |     |
| 6      | 棺内から出土、刀子は北東隅  | 瓶子1           | 皿2     |     | 緑釉皿1碗1 | 刀子(漆塗膜)                            |     |
| 7      |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 8      |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 9      |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 10     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 11     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 12     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 13     | 棺内に納める         |               |        |     |        | 神功開宝1・万年通宝1、檜扇                     |     |
| 14     | 土器は棺外、その他棺内中央  | 瓶子2           |        |     |        | 水晶丸玉2、六花双鳳文鏡、筭様品                   |     |
| 15     | ?              |               | 皿4     |     |        | 漆皮膜                                |     |
| 16     | 棺内両端、鉄板は埋納土壇   |               |        |     |        | 漆塗り冠、鉄板                            |     |
| 17     | 棺内頭部、腰、足下から土器  |               | 甕1、皿1  |     |        | 灰釉陶器瓶1・把手付瓶1                       |     |
| 18     | ?              | 杯3、壺2、高杯<br>1 |        |     |        |                                    |     |
| 19     | 棺内か?           | 甕1            |        |     |        | 槍、刀剣、八稜鏡、茄子形垂飾                     |     |
| 20     | 棺内に納める         | 瓶子1           | 皿1     |     |        | 石帯、銅製鉸具、刀子                         |     |
| 21     | ?              |               | 皿1     |     |        |                                    |     |
| 22     | 棺内両端に納める       | 平瓶1           | 杯1     |     |        |                                    |     |
| 23     | 木製容器内とその周辺     |               |        |     |        | 水晶数珠玉1、蔓草鳳麟鏡、隆平永宝など29、鉄材、砂         |     |
| 24     | 掘り方の北西隅        |               |        | 皿1  |        |                                    |     |
| 25     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 26     | ?              |               |        |     |        | 花枝蝶鳥文鏡                             |     |
| 27     | 棺内頭部付近         | 壺1            | 杯3・皿1  |     |        |                                    |     |
| 28     | 棺内に納める         | ○             | ○      |     |        | 石帯、漆                               |     |
| 29     | 棺外             | 長頸壺1、壺1       | 杯2     |     |        |                                    |     |
| 30     | 着装品            |               |        |     |        | 刀子、銀鈔帯                             |     |
| 31     | 石組み内側          |               | ○      |     |        | 多鳳文八稜鏡                             |     |
| 32     | 棺内に納める         | 長頸壺1          |        |     |        | 刀子                                 |     |
| 33     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 34     | ?              | 瓶子1、碗2        |        |     |        |                                    |     |
| 35     | 棺上と棺内          | 平瓶1           | 杯1・皿1  | 甕1  |        | ガラス玉1、漆器、承和昌宝2                     |     |
| 36     | ?              | 瓶子2           |        |     |        |                                    |     |
| 37     | 墓壇埋土内          | ○             |        |     |        |                                    |     |
| 38     | 木棺上、南端に置く      | 瓶子1           | 皿8     | 鉢2  | 灰釉瓶1   | 漆箱                                 |     |
| 39     | 木棺上、両端に置く      |               | 皿5     | 碗2  | 灰釉瓶2   |                                    |     |
| 40     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 41     |                |               |        |     |        |                                    |     |
| 42     | 墓壇両端から出土       |               |        |     | 灰釉壺1   | 八稜鏡                                |     |
| 43     | 土師は木槨上、その他は木棺上 | 瓶子1           | 杯6     | 鉢1  |        | 石帯、漆箱、冠、砥石                         |     |
| 44     | 木棺上に置く         |               | 杯1     | 碗1  |        | 棒状鉄製品                              |     |
| 45     | 棺内北端、鉄滓は盛土内    |               |        | 壺1  |        | 銅鏡片、鉄滓                             | 低墳丘 |
| 46     | ?              |               |        |     |        |                                    |     |
| 47     | ?              |               |        | 碗1  |        |                                    |     |
| 48     | ?              | 壺1            |        |     |        | 銅碗                                 |     |

|    | 古 墓 名        | 所 在 地     | 主 体 部     |                    |         |         | 類 型 | 時 期   | 文 献 |
|----|--------------|-----------|-----------|--------------------|---------|---------|-----|-------|-----|
|    |              |           | 規 模       | 墓 壇 規 模            | 出 土 状 態 | 埋 葬 頭 位 |     |       |     |
| 49 | 三ツ塚木棺墓1      | 葛城市竹内     | ?         | 1.4*2.3            | 西側に石積   | N47° W  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 50 | " 2          | 同上        | ?         | 0.6 $\alpha$ *2.15 | 木棺直葬    | N50° W  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 51 | " 5          | 同上        | ?         | 1*2.5              | 木棺直葬    | N17° E  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 52 | " 6          | 同上        | ?         | 1.1*2.2            | 木棺直葬、集石 | N60° W  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 53 | " 7          | 同上        | ?         | 0.65*2.65          | 木棺直葬    | ほぼ西     | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 54 | " 10         | 同上        | ?         | 0.8*2.25           | 木棺直葬    | N62° E  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 55 | " 11         | 同上        | ?         | $\alpha$ *2.6      | 配石      | N72° E  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 56 | " 12         | 同上        | ?         | 0.85*1.8           | 木棺直葬    | N70° W  | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 57 | " 16         | 同上        | ?         | 1*1.8              | 木棺直葬    | 東西      | Ⅲ   | 9C中   | 37  |
| 58 | 池上木棺墓        | 北葛城郡広陵町大野 | 0.45*1.75 | 1.7*3              | 木棺直葬    | N12° E  | I   | 9C前   | 38  |
| 59 | 石光山11号地点     | 御所市元町     | 幅0.7      | ?                  | 木棺直葬    | 南北      | Ⅱ   | 9C中～後 | 39  |
| 60 | " 12号地点      | 同上        | 0.4*1.15  | 1.25*2.05          | 木棺直葬    | N55° W  | Ⅱ   | 9C中～後 | 39  |
| 61 | " 14号地点      | 同上        | ?         | 1.0*1.5            | ?       | N51° W  | I   | 9C中～後 | 39  |
| 62 | 巨勢山472号地点木棺墓 | 同上        | 0.6*2.5   | 1.5*3.4            | 石組み区画   | ?       | I   | 8C    | 40  |
| 63 | 巨勢山室古墓       | 同上        | 0.6*2.0   | 1.5*3.4            | 木炭木槨墓   | N44° E  | I   | 9C初   | 40  |

[凡例] 類型欄 I:単独立地の墳墓, II:2～数基程度の墳墓が散在, III:数十基が群集する

(表22 引用文献)

- 高 正龍・平方幸雄1996「安祥寺下寺跡1」『平成5年度京都市埋蔵文化財調査概要』財)京都市埋蔵文化財研究所 p87～90
- 梅原末治1920「山科村西野山ノ墳墓ト其ノ発見ノ遺物」『京都府史蹟勝地調査会報告』第2冊 京都府 p168～179
- 梅原末治1971「山城大枝の奈良時代の一古墳」『史迹と美術』第41輯ノ8(第418号)史迹美術同攷会 p282～289
- 加納敬二・尾藤德行2003『長岡京右京二条四坊一・八・九町跡,上里遺跡』財)京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2003—3 財)京都市埋蔵文化財研究所 p15
- 平尾政幸編1990『平安京右京三条三坊』財)京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊 財)京都市埋蔵文化財研究所 p36・37
- 津々池惣一・太田吉実編2003『上ノ段町遺跡』財)京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2003—2 財)京都市埋蔵文化財研究所 p5・6,9・10
- 木下保明編1998『水垂遺跡 長岡京左京六・七条三坊』財)京都市埋蔵文化財研究所調査報告第17冊 財)京都市埋蔵文化財研究所 p45・46
- 中島皆夫1992「左京第245次(7ANMKC-3地区)調査概報」『長岡京市埋蔵文化財センター年報 平成2年度』財)長岡京市埋蔵文化財センター p84～89
- 梅原末治1923「向日町長野ノ墳墓」『京都府史蹟勝地調査会報告』第4冊 京都府 p23～27
- 近藤義行・長谷川達・鷹野一太郎1981「宮ノ平遺跡発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第10集 城陽市教育委員会 p5～7
- 伊賀高弘1992「3.木津地区所在遺跡 2西山塚古墳とその周辺遺跡」『京都府遺跡調査概報』第51冊 財)京都府埋蔵文化財調査研究センター p92～107
- 柴 暁彦2009「鹿背山瓦窯跡第2次調査」『京都府遺跡調査報告集』第131冊 財)京

|    | 遺物出土状況               | 土器   |        |       |     | その他                  | 備考        |
|----|----------------------|------|--------|-------|-----|----------------------|-----------|
|    |                      | 須恵器  | 土師器    | 黒色    | その他 |                      |           |
| 49 | 着用品、土器、鉄鏃は棺外頭位       | 壺1   | 椀1     |       |     | 石帯、刀子、鎌、鉄鏃           |           |
| 50 |                      |      |        |       |     |                      |           |
| 51 | 棺内南端                 | 瓶子1  | 杯1     |       |     |                      |           |
| 52 | 棺内南小口から銭、土器は棺外       | 瓶子1  | 杯1・椀4  |       |     | 銭(富寿神宝2・隆平永宝3)       |           |
| 53 | 棺内                   |      |        |       |     | 水晶片、銭(富寿神宝1)         |           |
| 54 |                      |      |        |       |     |                      |           |
| 55 | 棺内両端から土器             | 瓶子1  | 椀3     | 皿1    |     |                      |           |
| 56 | 棺内西小口から土器            |      | 皿2     |       |     |                      |           |
| 57 | 棺内両端から土器?            |      | 皿2杯1甕2 | 皿2、椀1 |     |                      |           |
| 58 | 棺埋置前に土器置く。鏡は棺側       |      | 皿7、椀3  |       |     | 伯牙弹琴鏡                |           |
| 59 | 棺内南小口に並べる            |      | 杯4     | 杯1、椀1 |     |                      |           |
| 60 | 棺内に納める               | 長頸壺1 | 皿2、椀1  | 椀1    |     |                      |           |
| 61 | 棺内                   | 長頸壺1 | 杯1     |       |     |                      |           |
| 62 | 棺上で破砕                | 横瓶1  |        |       |     |                      |           |
| 63 | 棺内、石帯と基石は棺上、土器は墓壇木炭内 | 瓶子1  | 杯1     |       |     | 石帯、基石、金銅装短刀、刀子、水晶丸玉1 | 一辺5mの隅丸方形 |

都府埋蔵文化財調査研究センター p47, 58~60

13. 高橋美久二16971「相楽・綴喜両郡内第2次遺跡分布調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1971)』京都府教育委員会 p64・65  
寺島孝一1980「考古学的知見」『宇治田原町史』第1巻 宇治田原町 p72~75
14. 梅原末治1927「鳥取村の平安初期の墳墓」『京都府史蹟勝地調査会報告』第8冊 京都府 p61~66
15. 高槻市教育委員会1982『岡本山古墓群発掘調査概要(現地説明会資料)』  
森田克行1985「岡本山古墓群」『昭和56・57・58年度 高槻市文化財年報』高槻市教育委員会 p6・7  
森田克行1986「大阪府・岡本山古墓群」『月刊 歴史手帖』第14巻11号 名著出版 p82~90
16. 高槻市史編纂委員会1973『高槻市史』第6巻：考古編 高槻市 p147
17. 新海正博編1996『大坂城跡の発掘調査』6：大坂城跡発掘調査概要11(財)大阪府文化財調査研究センター p17~19, 25・26
18. 上野利明1979「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」『調査会ニュース』No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 p1~11
19. 小林義孝1990「<資料調査より>馬谷古墓と出土鏡」『泉北考古資料館だより』No.42：活動の記録'88・'89 大阪府立泉北考古資料館 p14~16
20. 芝田和也1990『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』松原市教育委員会
21. 三木 弘1999『土師の里遺跡一土師氏の墓域と集落の調査一』大阪府埋蔵文化財調査報告1998-2 大阪府教育委員会 p101~118
22. 山本 彰編1982『伽山遺跡発掘調査概要・II』大阪府教育委員会 p10~15
23. 註19と同じ



24. 上林史郎編1989『寛弘寺遺跡発掘調査概要・VII』大阪府教育委員会 p38～44
25. 丸山 潔・西岡功次・森田 稔1985「北神ニュータウン内遺跡」『昭和57年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会 p88～91
26. 小林謙一編1997『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56冊 奈良国立文化財研究所 p62
27. 松永博明1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1987年度』奈良県立橿原考古学研究所 p309～326
28. 見須俊介1996『一ノ谷遺跡—奈良市七条西町所在の奈良時代祭祀遺跡—』奈良県文化財調査報告書第74集 奈良県立橿原考古学研究所 p16
29. 山内紀嗣1988「天理市岩屋谷の古墓をめぐって」『天理大学学報』第157輯 天理大学学術研究会 p267～284  
     山内紀嗣他1992『岩屋町西山・ライハナ地区の調査 杣之内町元山口方地区の調査』考古学調査研究中間報告18 埋蔵文化財天理教調査団 p20～22
30. 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会 p22～25
31. 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』（前掲書） p38
32. 松田真一編1986『神木坂古墳群』榛原町文化財調査報告第2集 榛原町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p43～57
33. 奈良国立文化財研究所1978「平吉遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8 奈良国立文化財研究所 p40～42
34. 松永博明1989『イノヲク古墳群発掘調査報告』高取町文化財調査報告第8冊 高取町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p22～26
35. 北山峰生2013「東中谷遺跡の調査」『東中谷遺跡・松山城跡』奈良県文化財調査報告書第158集 奈良県立橿原考古学研究所 p17～46
36. 平群町教育委員会1990『へぐり古墳案内』平群町教育委員会 p8
37. 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210～232
38. 入倉徳裕1991「池上古墳周辺発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1990年度』奈良県立橿原考古学研究所 p4～7
39. 河上邦彦・関川尚功1976「古墳以外の遺構」『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所 p387～409
40. 御所市教育委員会2002『巨勢山古墳群 確認調査—現地説明会資料—』

表23 木棺墓の構成要素変遷表

|       |       | 7C末 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C前 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 墳墓数   |       | 2   | 0   | 0   | 3   | 13  | 11  | 13  | 4   | 7   | 2    |
| 外部    | 石組    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 墓標?   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 周溝    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 内部    | 木棺直葬  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木炭敷   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木槨墓   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木炭槨墓  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木炭木槨墓 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 石槨・石組 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 副葬品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 須臾器   | 瓶子    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長頸壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 土師器   | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 皿     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 甕     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| その他   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 黒色土器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 施釉陶器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 海獣葡萄鏡 |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 八稜鏡   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| その他鏡  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| ガラス玉  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 水晶玉   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 石帯類   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄滓    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 刀子    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄刀    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄鏃    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 漆製品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 銭貨    | 和同開珎  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 和同銀錢  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 万年通寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 神功開寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 隆平永寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 富寿神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 承和昌寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長年大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 饒益神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 寛平大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |

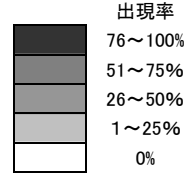


表24 木棺墓の主体部構造の変遷

|       | 8C初 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C初 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C初 | 10C前 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 木棺直葬墓 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |
| 木炭敷   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |
| 木槨墓   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |
| 木炭槨墓  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |
| 木炭木槨墓 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |
| 配石墓   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |

表25 8・9世紀における古墓一覧〔土壇墓・土器棺墓ほか〕

|    | 古 墓 名         | 所 在 地       | 主体部の種類    | 主体部規模            | 種類  | 時期    | 遺物出土状況                  |
|----|---------------|-------------|-----------|------------------|-----|-------|-------------------------|
| 1  | 松尾古墓          | 京都市右京区山田    | 土壇墓か?     | ?                | I   | 8C?   |                         |
| 2  | 右京七条四坊甕棺墓     | 〃 〃 西京極豆田町  | 合口甕棺2     | —                | I   | 9C中   |                         |
| 3  | 夷山古墓          | 京都市西京区大枝    | ?         | ?                | I   | 8後?   |                         |
| 4  | 京大構内BD33区     | 京都市左京区北白川追分 | 土師甕       | —                | I   | 8C前   |                         |
| 5  | 鳥羽離宮土壇墓       | 京都市伏見区竹田    | 隅丸方形土壇    | ?                | I   | 8C    | 墓壇外南側から土器出土             |
| 6  | 長岡京土器棺墓       | 〃 〃 淀水垂町    | 土師甕3      | —                | IIa | 8C末   |                         |
| 7  | 大極殿合せ口甕棺墓     | 向日市鶏冠井町     | 合口甕棺3     | —                | I   | 9C初   | 甕棺内から出土                 |
| 8  | 芝ヶ原9号墳土器棺墓    | 城陽市久世芝ヶ原    | 土師甕・短頸壺   | —                | I   | 8C    |                         |
| 9  | 宮ノ平土壇墓SX01    | 城陽市寺田       | 長方形土壇     | 1.0*2.4          | I   | 8C末   | 埋土上部で刀子、下部から須恵器出土       |
| 10 | 古曾部土壇墓K1      | 高槻市古曾部町     | 楕円土壇      | 1.3*0.8          | I   | 8C前   | 北東隅の底部からやや浮いて出土         |
| 11 | 宮田遺跡群集土壇墓     | 高槻市宮田町      | 隅丸長方形中心   | 0.3*2.5          | IV  | 9C前   | ※土器副葬は10基ほど             |
| 12 | 梶原南土壇墓        | 高槻市五領町      | 長方形土壇     | 0.5*0.7          | I   | 8C中   | 底面に5cm程度の小石敷き、その上面から出土  |
| 13 | 蛭池遺跡土壇墓群      | 豊中市蛭池中町     | 不整形円形     | 径1~2             | IV  | 6C~8C |                         |
| 14 | 長尾東正俊寺山土器棺墓   | 枚方市正俊寺山     | 土師合口甕棺3   | —                | I   | 8C    |                         |
| 15 | 小倉東土器棺墓       | 枚方市小倉東町     | 土師合口甕棺2   | —                | I   | 8C後   |                         |
| 16 | 讚良郡条里土壇2      | 寝屋川市出雲町     | 楕円土壇      | 0.98*0.7         | III | 9~10  | 中央部からまとまって出土            |
| 17 | 〃 3           | 同上          | 隅丸台形土壇    | 1.64*1.1         | III | 不明    |                         |
| 18 | 〃 7           | 同上          | 楕円土壇      | 0.8*0.52         | III | 9~10  | 埋土から出土                  |
| 19 | 〃 9           | 同上          | 楕円土壇      | 0.9*0.63         | III | 9~10  | 埋土から須恵、両側隅に土杯うつぶせ       |
| 20 | 〃 11          | 同上          | 楕円土壇      | 0.8*0.48         | III | 不明    |                         |
| 21 | 〃 12          | 寝屋川市出雲町     | 長方形土壇     | 1.8*1            | III | 不明    |                         |
| 22 | 〃 17          | 同上          | 不整形土壇     | 1.5*0.96         | III | 9~10  | 埋土内から土杯出土               |
| 23 | 〃 19          | 同上          | 長方形土壇     | 1.9*1            | III | 不明    |                         |
| 24 | 橋波口遺跡墓1       | 門真市本町       | 須恵器甕棺     | —                | I   | 8C    | 棺の回りに散乱、埋土から胡桃・瓢箪・桃の核出土 |
| 25 | 墓尾古墳隣接地甕棺墓    | 東大阪市上石切町    | 合口甕棺3     | —                | IIc | 8C初   |                         |
| 26 | 〃 土壇墓1        | 同上          | 円形土壇      | 直径0.8            | IIc | 9C初   |                         |
| 27 | 〃 土壇墓2        | 同上          | 長方形土壇     | 1.1*1.3          | IIc | 9C初   |                         |
| 28 | 大泉遺跡土器棺墓      | 柏原市平野       | 土羽釜・土師甕   | —                | I   | 8C前   |                         |
| 29 | 玉手山遺跡土器棺1     | 柏原市片山町      | 土羽釜       | —                | IIA | 8C    |                         |
| 30 | 〃 2           | 同上          | 土鉢・須恵杯    | —                | IIA | 8C中   |                         |
| 31 | 〃 土壇墓 12      | 同上          | 隅丸長方形土壇   | 1.9*1.6          | III | 9C後   |                         |
| 32 | 原山古墓群1号古墓     | 堺市庭代台       | 敷石墓(土壇2基) | ?                | IIc | 8C前   | 石敷内から出土                 |
| 33 | 立部古墳群跡土壇2     | 松原市立部       | 隅丸長方形土壇   | 1.1*2.4          | IIb | 9C中   | 坑底から須恵壺、頭部と足元から土師杯4点出土  |
| 34 | 土師の里土壇墓3      | 藤井寺市道明寺     | 長方形土壇?    | 0.7*2.2 $\alpha$ | III | 9C後   | 墓坑東側中央底部より、上向きに置く       |
| 35 | 〃 墓7          | 同上          | 合口羽釜棺3    | —                | III | 8C後   | 墓坑隅から土壺、棺内から土壺・杯        |
| 36 | 〃 墓14         | 同上          | 土羽釜・土高杯   | —                | III | 8C中後  |                         |
| 37 | 〃 墓20         | 同上          | 合口羽釜棺2    | —                | III | 8C後   |                         |
| 38 | 〃 墓25         | 同上          | 土羽釜・土甕    | —                | III | 8C中後  |                         |
| 39 | 〃 密集土壇(300基)  | 同上          | 不定形など     | —                | IV  | 7~9C  |                         |
| 40 | 土師の里 墓1       | 同上          | 土釜把手付甕    | —                | III | 8C前   |                         |
| 41 | 〃 墓2          | 同上          | 土釜土甕      | —                | III | 8C中   |                         |
| 42 | 土師の里IV区土器棺墓   | 同上          | 土師羽釜      | —                | I   | 9後10初 | 棺身中央より出土                |
| 43 | 土師の里SK-1      | 同上          | 集石土壇      | —                | III | 8C    |                         |
| 44 | 〃 2           | 同上          | 集石土壇      | —                | III | 8C    |                         |
| 45 | 〃 3           | 同上          | 集石土壇      | —                | III | 8C    |                         |
| 46 | 中野北土坑3        | 富田林市中野町     | 楕円形土壇     | 0.9*1.3          | IIa | 8C    | 埋土から須恵器、底部から土師器出土       |
| 47 | 中野北合わせ口甕棺     | 同上          | 土長胴甕・鏝釜   | —                | IIa | 8C    |                         |
| 48 | 東山遺跡土壇墓15     | 南河内郡河南町東山   | 長方形土壇     | 0.45*2.2         | IIa | 8C    | 北に土杯・壺、中央西側に鉄鏃          |
| 49 | 〃 18          | 同上          | 長方形土壇     | 0.6*2.6          | IIa | 8C    |                         |
| 50 | 〃 甕棺墓17       | 同上          | 土器棺墓      | —                | IIa | 8C    |                         |
| 51 | 〃 86土坑2       | 同上          | 隅丸長方形土壇   | 1.7*0.6          | IIa | 8C    | 南よりの土壇底から出土             |
| 52 | 〃 94土器棺墓1     | 同上          | 土師羽釜2     | —                | IIa | 8C    |                         |
| 53 | 寛弘寺土器棺墓2001   | 南河内郡河南町寛弘寺  | 合口甕棺      | —                | I   | 8C末   |                         |
| 54 | 〃 土器棺墓2002    | 同上          | 合口甕棺      | —                | IIb | 8C前   |                         |
| 55 | 〃 土器棺墓2003    | 同上          | 須恵横瓶(打欠き) | —                | IIb | 7C後   |                         |
| 56 | 〃 土壇墓 3001    | 同上          | 長方形土壇     | 1.7*3.5          | IIb | 8C末   |                         |
| 57 | 真福寺 I - 29土壇墓 | 南河内郡美原町真福寺  | 隅丸長方形土壇   | 1.8*0.3          | III | 8C末   | 西端から出土                  |

|    | 須恵器      | 土師器     | 石帯 | 武器  | 鏡・玉類  | 釘 | 墓誌 | 古銭  | その他    | 備考             | 文献 |
|----|----------|---------|----|-----|-------|---|----|-----|--------|----------------|----|
| 1  |          |         |    |     | 方形狻猊鏡 |   |    |     |        |                | 1  |
| 2  |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 小児用            | 2  |
| 3  |          |         |    | 鉄剣  |       |   |    | 和万神 | 鉄冑鉢    |                | 3  |
| 4  |          |         |    |     |       |   |    |     | 土器     |                | 4  |
| 5  |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 5  |
| 6  |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 河川内から出土        | 6  |
| 7  |          |         |    |     |       |   |    |     | 凝灰岩片   |                | 7  |
| 8  |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 8  |
| 9  | 杯身1杯蓋1   |         |    | 刀子  |       |   |    |     |        |                | 9  |
| 10 | 杯身1杯蓋1   | 杯皿椀甕    |    |     |       |   |    |     |        |                | 10 |
| 11 | ○        | 杯       |    |     |       |   |    |     |        | 154基の密集土壌      | 11 |
| 12 |          | 杯       |    |     |       |   |    |     |        |                | 12 |
| 13 | 杯        | 杯       |    |     |       |   |    |     |        | 79基の密集土壌       | 13 |
| 14 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 14 |
| 15 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 15 |
| 16 |          | 破片      |    |     |       |   |    |     | 製塩土器   | 小児用            | 16 |
| 17 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 16~23は土壌群(22基) | 16 |
| 18 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 小児用、土壌群(22基)   | 16 |
| 19 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 小児用、土壌群(22基)   | 16 |
| 20 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 小児用、土壌群(22基)   | 16 |
| 21 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 木棺か？           | 16 |
| 22 |          | ○       |    |     |       |   |    |     |        |                | 16 |
| 23 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 木棺か？           | 16 |
| 24 | 杯鉢甕各1    | 杯、高杯、壺  |    |     |       |   |    |     | 胡桃瓢箆桃核 | 小児用、多数の足跡      | 17 |
| 25 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 18 |
| 26 |          |         | 4  |     |       |   |    |     |        | 木炭、火葬墓？        | 18 |
| 27 |          | ○       |    |     |       |   |    |     |        | 木炭、火葬墓？        | 18 |
| 28 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 19 |
| 29 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 20 |
| 30 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 20 |
| 31 |          | 皿       |    |     |       |   |    |     | 鉄製品    |                | 20 |
| 32 | 杯蓋1      |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 21 |
| 33 | 壺1       | 杯4      |    |     |       |   |    |     |        | 壺打欠、杯穿孔        | 22 |
| 34 |          | 皿1      |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 35 |          | 杯1小壺3壺1 |    |     |       |   |    |     |        | 壺穿孔            | 23 |
| 36 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 37 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 38 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 39 | ○        | ○       |    |     |       |   |    |     | 弥生土器埴輪 |                | 23 |
| 40 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 41 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 42 | 瓶子1      |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 23 |
| 43 | ○        | ○       |    |     |       |   |    |     |        |                | 24 |
| 44 | ○        | ○       |    |     |       |   |    |     | 埴輪、瓦片  | 骨蔵器片？          | 24 |
| 45 | ○        | ○       |    |     |       |   |    |     |        |                | 24 |
| 46 | 杯        | 高杯      |    |     |       |   |    |     |        |                | 25 |
| 47 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 26 |
| 48 |          | 杯1壺1    |    | 鉄鑑1 |       |   |    |     |        |                | 27 |
| 49 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 27 |
| 50 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 小児用            | 27 |
| 51 |          |         |    | 刀子  |       |   |    |     |        |                | 28 |
| 52 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 29 |
| 53 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 30 |
| 54 |          |         |    |     |       |   |    |     |        |                | 31 |
| 55 |          |         |    |     |       |   |    |     |        | 火葬墓？           | 31 |
| 56 | 四耳壺      |         |    |     |       |   |    |     |        | 火葬墓？45と隣接      | 32 |
| 57 | 瓶子1杯蓋、杯身 |         |    |     |       |   |    |     |        | 周辺に36基以上土壌墓群   | 33 |

|     | 古 墓 名       | 所 在 地        | 主体部の種類  | 主体部規模    | 種類   | 時期    | 遺物出土状況                            |
|-----|-------------|--------------|---------|----------|------|-------|-----------------------------------|
| 58  | 四ツ塚古墓       | 芦屋市翠ヶ丘町      | ?       | ?        | I?   | 9前?   | 親王塚傍の四つの塚の一つから出土                  |
| 59  | 立石103号地点墓   | 豊岡市立石        | 隅丸長方形土壇 | 0.6*1.5  | I    | 9C初   | 墓壇中央やや西より古銭出土、南より須恵器出土            |
| 60  | 飛火野土壇墓2     | 奈良市春日野町      | 方形土壇    | 一辺0.6    | IIb  | 8~9C  |                                   |
| 61  | 一ノ谷甕棺墓      | 奈良市七条西町      | 合口甕棺    | —        | IIa  | 8C    | 南甕内1、北甕内2、土砂上面から出土                |
| 62  | 高安山土葬墓1     | 生駒郡三郷町南畑     | 磚槨墓     | ?        | IIIc | 8C?   |                                   |
| 63  | " 2         | 同上           | 炭(木櫃?)  | 1.5*3    | IIIc | 8C末   | 埋土から古銭、土壇中央木炭層から鉄板が水平に出土          |
| 64  | 杣之内土壇墓      | 天理市杣之内町      | 隅丸長方形土壇 | 0.45*1.8 | I    | 8C    | 掘り方両端にそれぞれ口縁部がお互いに向かい合うように横位に据える。 |
| 65  | ココ山古墳土壇墓1   | 桜井市阿部        | 長方形土壇   | 0.5*3.0  | III  | 7末8初  |                                   |
| 66  | " 3         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.7*1.8  | III  | 7末8初  |                                   |
| 67  | " 4         | 同上           | 長方形土壇   | 0.5*1.8  | III  | 7末8初  |                                   |
| 68  | " 5         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.9*2.1  | III  | 7末8初  | 西肩部より刀子出土                         |
| 69  | " 6         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.4*1.5  | III  | 7末8初  | 西南端から50cm西側で針状製品出土                |
| 70  | " 7         | 同上           | 二重墓壇    | 0.5*2.5  | III  | 7末8初  | 北西端に土師杯1個を置く                      |
| 71  | " 8         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.65*2.0 | III  | 7末8初  |                                   |
| 72  | 中山1号墳土壇墓1   | 同上           | 長方形土壇   | 0.8*2.6  | III  | 7末8前  | 頭部とみられる北側に土器を置く                   |
| 73  | " 2         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.3*1.1  | III  | 7末8前  |                                   |
| 74  | " 3         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.5*1.3  | III  | 7末8前  |                                   |
| 75  | " 4         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.8*2.5  | III  | 7末8前  |                                   |
| 76  | " 5         | 同上           | 長方形土壇   | 0.4*1.25 | III  | 7末8前  |                                   |
| 77  | " 6         | 同上           | 長方形土壇   | 0.6*1.8  | III  | 7末8前  | 土壇内北東側に枕として2個の土師碗                 |
| 78  | " 7         | 同上           | 長方形土壇   | 0.5*1.7  | III  | 7末8前  |                                   |
| 79  | " 8         | 同上           | 長方形土壇   | 0.6*2.0  | III  | 7末8前  |                                   |
| 80  | " 9         | 同上           | 長方形土壇   | 0.8*2.3  | III  | 7末8前  |                                   |
| 81  | " 10        | 同上           | 長方形土壇   | 0.6*2.1  | III  | 7末8前  |                                   |
| 82  | 中山2号墳土壇墓1   | 同上           | 不定整形    | 0.8*1.9  | III  | 7末8前  | 西側に須恵器大甕の破片が集中                    |
| 83  | " 2         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.8*2.4  | III  | 7末8前  | 土壇墓3との間に大甕破片敷き詰める                 |
| 84  | " 3         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.7*2.0  | III  | 7末8前  |                                   |
| 85  | " 4         | 同上           | 不定整形    | 0.6*1.4  | III  | 7末8前  |                                   |
| 86  | " 5         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.8*1.7  | III  | 7C後   | 北西隅に土師甕を置く                        |
| 87  | " 6         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.9*0.9  | III  | 7末8前  |                                   |
| 88  | " 8         | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.4*1.6  | III  | 7末8前  |                                   |
| 89  | " 10        | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.4*1.7  | III  | 7末8前  |                                   |
| 90  | 中山2号墳土器棺墓7  | 同上           | 須恵器甕・蓋  | —        | III  | 7末8前  |                                   |
| 91  | 神木坂土器棺 SK02 | 宇陀郡榛原町萩原     | 土師甕・土師杯 | —        | IIb  | 8C前   |                                   |
| 92  | " SK10      | 同上           | 土師甕     | —        | IIb  | 8C前   |                                   |
| 93  | 下井足1号土器棺    | 宇陀郡榛原町下井足    | 須恵器甕    | —        | III  | 8C    |                                   |
| 94  | " 2号土器棺     | 同上           | 土把菜壺・須蓋 | —        | III  | 8C前   | 長方形の掘方北端にセットで埋置                   |
| 95  | 丹切38号墳土壇墓   | 同上           | ?       | 長さ?1.6   | I    | 9C後~末 | 土壇の東端部に2枚ずつ重ねて南北に並べる              |
| 96  | 野山支群1号土壇墓   | 宇陀郡榛原町沢      | 長方形土壇   | 0.73*1.8 | I    | 10C前  | 土壇中央東より重ねた状態で出土                   |
| 97  | 見田大沢古墳群土壇2  | 宇陀郡菟田野町見田・大沢 | 正方形土壇   | 1.1の方形   | I    | 9C中   | 並んで出土するが、土壇上の遺物の混入と見られる           |
| 98  | 興善寺土壇墓群     | 樞原市戒外町       | ?       | ?        | III  | 8C後   |                                   |
| 99  | 石光山18号地点    | 御所市元町        | 隅丸長方形土壇 | 0.7*1.55 | IIIA | 8C?   | 土壇のすぐ横から出土                        |
| 100 | " 19号地点     | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.37*0.8 | IIIA | 8C?   |                                   |
| 101 | " 20号地点     | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.32*0.6 | IIIA | 8C?   |                                   |
| 102 | " 21号地点     | 同上           | 隅丸長方形土壇 | 0.3*0.65 | II?  | 7C後   | 埋土内から出土                           |
| 103 | 巨勢山古墓群墓1    | 御所市朝町        | 土壇墓     | ?        | III  | 8C中   |                                   |
| 104 | " 墓3        | 同上           | 土壇墓     | ?        | III  | 平安    |                                   |
| 105 | " 墓4        | 同上           | 土壇墓     | ?        | III  | 8C後   |                                   |
| 106 | " 墓7        | 同上           | 土壇墓     | ?        | III  | 平安    |                                   |
| 107 | " 墓11       | 同上           | 土壇墓     | ?        | III  | 平安    |                                   |
| 108 | " 墓12       | 同上           | 土壇墓     | ?        | III  | 平安    |                                   |

|     | 須恵器     | 土師器   | 石帯 | 武器 | 鏡・玉類 | 釘 | 墓誌  | 古銭  | その他  | 備考            | 文献 |
|-----|---------|-------|----|----|------|---|-----|-----|------|---------------|----|
| 58  |         |       | 5  |    |      |   |     |     |      |               | 34 |
| 59  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 35 |
| 60  |         |       |    |    |      | 9 |     |     |      | 木炭            | 36 |
| 61  |         | 小壺3   |    |    |      |   |     |     |      |               | 37 |
| 62  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 38 |
| 63  |         |       |    |    |      | ○ | 鉄板1 | 和万神 |      | 木炭、列石方形区画     | 38 |
| 64  |         | 甕2    |    |    |      |   |     |     |      |               | 39 |
| 65  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 40 |
| 66  |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 大石(標石?)       | 40 |
| 67  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 40 |
| 68  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 40 |
| 69  |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 刀子1<br>銚1     | 40 |
| 70  |         | 杯1    |    |    |      |   |     |     |      |               | 40 |
| 71  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 40 |
| 72  | 杯高杯平瓶各1 |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 73  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 74  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 75  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 76  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 77  |         | 碗2(枕) |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 78  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 79  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 80  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 81  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 41 |
| 82  | 大甕片     |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 83  | 大甕片     |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 84  | 破片      |       |    |    |      |   |     |     |      | 火化地?          | 42 |
| 85  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 86  |         | 1     |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 87  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 88  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 89  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 42 |
| 90  |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 2号墳の埋葬施設?     | 42 |
| 91  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 43 |
| 92  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 43 |
| 93  |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 44 |
| 94  | 長壺1     |       |    |    |      |   |     |     |      | 木炭、胎衣壺?       | 44 |
| 95  |         | 皿4    |    |    |      |   |     |     |      |               | 45 |
| 96  |         | 皿4    |    |    |      |   |     |     | 黒色碗2 |               | 46 |
| 97  |         |       |    |    |      |   |     |     | 黒色碗7 |               | 47 |
| 98  |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 地表に石敷集石遺構、17基 | 48 |
| 99  |         | ○     |    |    |      |   |     |     |      | 32号墳の墳丘中      | 49 |
| 100 |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 32号墳の墳丘中      | 49 |
| 101 |         |       |    |    |      |   |     |     |      | 32号墳の墳丘中      | 49 |
| 102 | 杯       | 細片    |    |    |      |   |     |     |      | 32号墳の墳丘中      | 49 |
| 103 |         | 甕盤皿各1 |    |    |      |   |     |     |      |               | 50 |
| 104 |         |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 50 |
| 105 | 平瓶      |       |    |    |      |   |     |     |      |               | 50 |
| 106 |         | 皿     |    |    |      | ○ |     |     |      |               | 50 |
| 107 |         | 皿     |    |    |      |   |     |     |      |               | 50 |
| 108 |         | 皿、ミニ壺 |    |    |      |   |     |     |      |               | 50 |

表25：凡例

①「類型」欄の記号の意味は以下の通り

I：単独立地の墳墓、II：2～数基程度の墳墓が散在するもの、III：数十基の墳墓が群集するもの、  
IV：100基以上の墳墓が密集するもので、所謂「群集土壌」を含む

②古銭の項目の略称は以下の通り

和＝和同開珎（708）、和銀＝和同開珎銀錢（708）、万＝万年通宝（760）、神＝神功開宝（765）、  
隆＝隆平永宝（796）、富＝富寿神宝（818）、饒＝饒益神宝（859）、寛＝寛平大宝（890）、  
延＝延喜通宝（907） ※（ ）は初鑄年代

（表25）引用文献

- 1 奈良国立博物館1961『天平の地宝』p28
- 2 家崎孝治・伊藤 潔・吉村正親1984「平安京右京七条四坊」『京都市内遺跡試掘立会調査概報 昭和58年度』京都市文化観光局・財）京都市埋蔵文化財研究所 p20
- 3 高橋健自・森本六爾1929『墳墓』考古学講座21 雄山閣 p5  
高橋美久二1983「長岡京から平安京へ」『向日市史』上巻 京都府向日市 p500
- 4 中村徹也1973『京都大学農学部総合館周辺埋蔵文化財発掘調査の概要』京都大学 p4・5
- 5 鈴木久男・吉崎 伸1987「鳥羽離宮跡第102次調査」『昭和59年度京都市埋蔵文化財調査概要』財）京都市埋蔵文化財研究所 p54・55、図版33
- 6 木下保明編1998『水垂遺跡 長岡京左京六・七条三坊』財）京都市埋蔵文化財研究所調査報告第17冊 財）京都市埋蔵文化財研究所 p45・46
- 7 高橋美久二1978「長岡京跡昭和52年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1978）』京都府教育委員会 p78～87
- 8 山田良三1980『芝ヶ原遺跡発掘調査報告書』芝ヶ原遺跡調査会 p12・13、19～21
- 9 近藤義行・長谷川達・鷹野一太郎1981「宮ノ平遺跡発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第10集 城陽市教育委員会 p3、6・7
- 10 宮崎康雄編1996『古曾部・芝谷遺跡』高槻市文化財調査報告書第20冊 高槻市教育委員会 p173～179
- 11 森田克行・橋本久和1996「宮田遺跡」『嶋上遺跡群20』高槻市教育委員会 p29～34
- 12 宮崎康雄1988『梶原南遺跡発掘調査報告書』梶原遺跡調査会 p11・12
- 13 合田幸美1994「蛍池遺跡（1・2）」『宮の前遺跡・蛍池東遺跡・蛍池遺跡・蛍池西遺跡 1992・1993年度発掘調査報告書—大阪モノレール蛍池東線・西線建設に伴う発掘調査—』財）大阪文化財センター p117～133
- 14 北野耕平1967「古墳時代の枚方」『枚方市史』第一巻 枚方市役所 p347～350
- 15 宇治田和生1980「小倉東遺跡」『枚方市文化財年報 I 1980』財）枚方市文化財研究

- 調査会 p5・6
- 16 西口陽一1991『讚良郡条里遺跡発掘調査概要・Ⅱ』大阪府教育委員会 p25・26
  - 17 宇治原靖泰1982『門真市橋波口遺跡発掘調査概要』門真市教育委員会 p17
  - 18 上野利明1979「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」『調査会ニュース』  
No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 p1～11
  - 19 石田成年1987「大県遺跡」『柏原市遺跡群発掘調査概報—芝山古墳群・大県遺跡—  
1986年度』柏原市文化財概報1986—V 柏原市古文化研究会 p15～21
  - 20 竹下 賢編1983「玉手山遺跡」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1982年度』柏原市文  
化財報告1982—Ⅱ 柏原市教育委員会 p69～75
  - 21 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑Ⅶ』大阪府文化財調査報告書第37輯 大阪府教育  
委員会 p105～136
  - 22 芝田和也『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』松原市教育委員会 1990
  - 23 三木 弘1999『土師の里遺跡—土師氏の墓域と集落の調査—』大阪府埋蔵文化財調査  
報告1998—2 大阪府教育委員会 p101～118
  - 24 阿部幸一編1983『土師の里遺跡発掘調査概要・Ⅴ』大阪府教育委員会 p22
  - 25 西口陽一2005『中野北遺跡』大阪府埋蔵文化財調査報告2004—6 大阪府教育委員会  
p7
  - 26 西口陽一2005『中野北遺跡』（前掲書）p5
  - 27 菅原正明1980「付論Ⅲ 東山遺跡の古墳時代、奈良時代の遺構」『東山遺跡』大阪府  
教育委員会 p14・15
  - 28 赤井毅彦1998『大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う東山遺跡発掘調査報告書』河南  
町文化財調査報告第2冊 河南町教育委員会 p21
  - 29 赤井毅彦1998『大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う東山遺跡発掘調査報告書』（前  
掲書）p58
  - 30 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅵ』大阪府教育委員会 p40・41
  - 31 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅴ』大阪府教育委員会 p75～78
  - 32 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・Ⅴ』（前掲書）p17
  - 33 森屋美佐子1997『真福寺遺跡』財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第19集  
大阪府教育委員会・財)大阪府文化財調査研究センター p12～14
  - 34 武藤 誠1971『新修芦屋市史』本篇 芦屋市役所 p249～251
  - 35 瀬戸谷皓編1987『北浦古墳群・立石墳墓群（第1分冊）』豊岡市教育委員会 p49・  
50、75～77
  - 36 松永博明1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1987年度』  
奈良県立橿原考古学研究所 p309～326
  - 37 見須俊介1996『一ノ谷遺跡—奈良市七条西町所在の奈良時代祭祀遺跡—』奈良県文化



- 財調査報告書第74集 奈良県立橿原考古学研究所 p15・16
- 38 河上邦彦1983「高安城跡調査概報2—1982年度—」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊) 1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p277～284
- 39 日野 宏1991「杣之内(北池)地区の発掘調査」『発掘調査20年』埋蔵文化財天理教調査団 p26・27
- 40 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』桜井市教育委員会 p22～25
- 41 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』(前掲書) p29～35
- 42 清水真一1989『阿部丘陵遺跡群』(前掲書) p36～40
- 43 松田真一編1986『神木坂古墳群』榛原町文化財調査報告第2集 榛原町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p43～57
- 44 伊藤雅文編1987『下井足遺跡群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第52冊 奈良県立橿原考古学研究所 p36・37
- 45 菅谷文則編1975『宇陀・丹切古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第30冊 奈良県立橿原考古学研究所 p89～91
- 46 井上義光・仲富美子編1988『野山遺跡群I』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第56冊 奈良県立橿原考古学研究所 p127～129
- 47 亀田 博編1982『見田・大沢古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第44冊 奈良県立橿原考古学研究所 p77・78
- 48 竹田正則編1995「興善寺遺跡」『図録 橿原市の文化財』橿原市教育委員会 p103
- 49 河上邦彦・関川尚功1976「古墳以外の遺構」『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所 p387～409
- 50 御所市教育委員会2002『巨勢山古墳群 確認調査—現地説明会資料—』

表26 土墳墓・土器棺墓の構成要素変遷表

|       |      | 7C末 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C前 |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 墳墓数   |      | 29  | 9   | 5   | 4   | 9   | 1   | 3   | 3   | 1   | 1    |
| 外部    | 石組   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 墓標?  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 周溝   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 内部    | 土墳墓  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壘棺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 土器棺  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木炭   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 敷石   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 副葬品   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 須恵器   | 瓶子   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長頸壺  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 杯    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 土師器   | 杯    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 皿    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 黒色土器  |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 施釉土器  |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 海獣葡萄鏡 |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 八稜鏡   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| その他鏡  |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| ガラス玉  |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 水晶玉   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 石帯類   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄滓    |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 刀子    |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄刀    |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄鋸    |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 漆製品   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 銭貨    | 和同開珎 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 和同銀錢 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 万年通寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 神功開寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 隆平永寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 富寿神寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 承和昌寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長年大寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 饒益神寶 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 寛平大寶  |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |

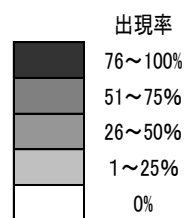


表27 木棺墓における遺物出土状況

|                  | (1)棺内   | (2)棺上   | (3)棺外・木槨内  |
|------------------|---|---|--|
| 8C後              |   | 土師の里9(ス壺):破砕  | 土師の里9(ス壺・土杯):頭部側小口部分   |
| 8C末<br>~<br>9C初  | 伽山(刀子・銀か帯):着装<br>長岡京SX24501(扇:頭部・錢:東西隅)<br>西山(冠):頭部<br>東中谷(黒色):頭部<br>巨勢山室(短刀・刀子・水晶)<br>馬谷?(土器・鏡):石組み内   | 東中谷(破鏡):棺蓋上<br>巨勢山室(石帯・基石):柳上   | 西山(鉄板):棺横の土壇内<br>東中谷(鉄粉):墓壇内<br>巨勢山室(ス瓶子・土杯):木炭内   |
| 9C前              | 大坂城1(水晶玉):着装/(鏡・錢):頭部容器内<br>長野(鏡・玉・笄):頭部<br>紅茸山(平瓶・土杯):両端<br>土師の里1(土器/石帯:頭部/漆器:足元)<br>寛弘寺7001(鉄斧:胸/刀子:腰/ス壺・瓶子:足元)<br>平吉(角材)<br>平城京SX6428(水晶玉・ス平瓶・漆器・錢):頭部 | 平吉(ス瓶子・黒色・石帯・冠・砥石・漆箱):頭部/土杯:柳上<br>平城京SX6428(土壺・土杯・漆器碗・錢)                                | 長野(瓶子):足元<br><br>西野山(黒色・石帯・大刀・刀子・鉄鏃・鏡・鉄板・硯・漆箱)<br>※大刀:中央,鉄板:頭部,鏡:足元,鉄鏃:四隅<br>池上(土皿:棺安置前/鏡:棺に立て掛ける) |
| 9C中              |   |   | 三ツ塚1(須恵器・土師器・鉄鏃):頭部<br>三ツ塚6(土師器・須恵器瓶子):頭部、(土師器):足下   |
| 9C後              | 石光山11(黒色・土槨):両端小口に並べる<br>石光山12(黒色・土皿・ス壺):中央付近   | 西山1(ス瓶子・土皿・黒色・灰釉・漆箱):足元<br>イノヲク(土杯・黒色・棒状鉄製品):頭部<br>石光山14(土杯):頭部付近?<br>大坂城3(黒色):掘り方内、頭部? | 安祥寺下寺(土・鏡片・錢・乾漆製品):錢は埋土内   |
| 9C末<br>~<br>10C初 | 立靨(ス壺・土杯・土皿):頭部<br>鹿背山SX18(土師器・灰釉):頭部(土師器):中央<br>(土師器):足下   | 西山2(土皿・黒色・灰釉):足元or頭部に集中<br>宮/平SX02(土皿・漆箱):中央と両端   | 鹿の子(ス瓶子・杯・碗):墓壇内足元   |
| 10C前             | 平安京SX46(ス瓶子:両端/黒色:足元/化粧道具:頭部)<br>神木坂SK03(灰釉・鏡):頭部   | 平安京SX46(土皿):頭部  |  |

[凡例] ス:須恵器 土:土師器 黒色:黒色土器 名前:古墳周辺に立地する木棺墓

表28 木棺墓棺内遺物の出土状況

|                 | I. 頭部周辺  | II. 中央付近                                | III. 足元  | IV. その他             |
|-----------------|--|---|--|---------------------|
| 8C末<br>～<br>9C初 | 長岡京SX24501(扇)<br>西山(冠)<br>東中谷(黒色)                                | 長岡京SX24501(銭)                           |  |                     |
| 9C前             | 長野(鏡・玉・笄)<br>土師の里1(石帯)<br>SX6428<br>(水晶玉・ス平瓶・漆箱・銭)<br>大坂城墓1(鏡・銭) | 寛弘寺7,001<br>(鉄斧・刀子)                     | 土師の里1(漆器)<br><br>寛弘寺7,001<br>(ス瓶子・ス壺)<br>平吉(角材)                  | 紅茸山(土器:両端)          |
| 9C中             | 三ツ塚7(水晶玉)<br>三ツ塚11(ス瓶子・土椀)<br>三ツ塚12(土杯)<br>三ツ塚16(土甕)             | 三ツ塚16(黒皿・椀)<br>三ツ塚1(石帯・鎌・刀子)<br>三ツ塚6(銭) | 三ツ塚11(黒皿・土椀)<br><br>三ツ塚16(土甕・黒皿椀)<br><br>三ツ塚6(銭)<br>三ツ塚5(ス瓶子・土杯) |                     |
| 9C後             |  | 石光山12<br>(ス杯・黒色・土杯)                     |  | 石光山11(土器:両端)        |
| 9C末<br>～10C初    | 立部(ス壺・土杯・土皿)<br>鹿背山SX18(土甕・灰釉・水注)                                | 鹿背山SX18(土皿)                             | 鹿背山SX18(土甕)  |                     |
| 10C前            | 平安京SX46(化粧道具一式)<br>神木坂SK03(鏡・灰釉壺)                                |   | 平安京SX46(黒色)  | 平安京SX46<br>(ス瓶子:両端) |

※スは須恵器、土は土師器、黒色は黒色土器をそれぞれ示す。

### 第3節 古墳の再利用の動向

#### 1. はじめに

『今昔物語集』巻第二十八、「近江国の篠原の墓穴に入る男の語、第四十四」によれば、雨に降られ墓穴で夜を明かそうと考えた男は「鬼の住みける墓穴を知らずして立ち入りて、今夜命を亡ひてむずる事」（阪倉・本田・川端1981、p288）を心に思い歎くことになるが、平安時代末期のこの作品において横穴式石室と考えられる墓穴は「すでに鬼のすみかで」あり、「本来の古墳の意義は、全く失われたものになって」（間壁1982、p5）いたのである。

さて、8世紀末から9世紀にかけて、貴族のあいだで死穢を忌む風習が急速に高まっており（高取1979、p123）、むやみやたらに古墳、特に横穴式石室には近づくことはなかった。しかし、この時期に畿内およびその周辺では様々な方法で古墳を再利用する事例も多く、第1章でこのような古墳時代終焉直後の8・9世紀の古墳に対する儀礼の実態を検討するため、主に再利用における出土遺物の組成と出土状況を手掛りとして、A. 継続使用、B. 墳墓としての再利用、C. 律令祭祀に基づく事例、D. 他目的での再利用、E. 祖霊祭祀・追善供養、F. 混入等という6つの類型に分別し、その意義を述べた。そして、各類型の検討を通して、1. 8世紀前半、2. 8世紀後半～9世紀前半、3. 9世紀後半～10世紀初頭という古墳再利用に伴う儀礼の画期を見出し、1については畿内における古墳終焉の一形態として捉え、「律令国家」による造墓規制の中で氏族独自の墓域主張に伴う現象、2は桓武天皇の「延暦十年の改革」（791）等に基づく祖先祭祀の画期（服藤1987）に合わせて、各氏族が出自の再確認や系譜関係を主張するために古墳を墳墓として再利用又は追善供養を行ったもの、3は「十陵四墓制」（858）等、令制氏族墓衰退に対する近親祖先墓の再興を図った藤原良房の政策（北1996）と歩調を合わせた新興勢力の存在を示唆する現象と意義付けた。

本節では墳墓としての古墳再利用の事例を今一度再検討し、火葬墓や木棺墓をはじめとする当時の墓制全体の動向を掌握した上で、8・9世紀の墓制史上における古墳再利用の意義を改めて検証したいと考える。なお、本節における考察の対象は第1章との整合性を考慮して奈良・京都・大阪・兵庫の4府県としたが、時期を8・9世紀に限定した理由について簡単に触れておこう。それは、8・9世紀という時期が「律令国家」の時代と位置付けられるからに他ならず、10世紀以降になると都市内には墓を作らせないという律令制の基本理念を破って右京三条三坊をはじめ平安京右京において造墓が始まることは象徴的であり、中世的な在り方の先駆の可能性も指摘されている<sup>1</sup>。また、服藤早苗氏は10世紀初頭に近親祖先の墳墓が祭祀されるべき場所という観念が生まれるとの考えを示されたが（服藤1991）、氏の説に従えば、10世紀以降は祖先祭祀としての古墳再利用が終焉し、冒

頭に掲げた『今昔物語集』にみられるような、即物的な再利用へ変化すると思われるのである。

## 2. 墳墓としての再利用の実態

さて、本節の考察対象として取り上げた墳墓としての古墳再利用例は表29に掲げたように60例を集成することができたが、それぞれの事例は火葬墓（B1）と木棺墓（B2）の二者に大別することが可能である<sup>2</sup>。さらに前者は墳丘を利用したB1a、石室内を利用したB1b、詳細が不明なB1cに細分することができる。後者は西山木棺墓（表29—38・39）のような横穴式石室の前面に築造された事例もあるが、ほぼ石室内利用に限られる。なお、第3章第2節で述べたように、該期の墓制としてはこれ以外にも土壙墓や土器棺墓が見られるが、表29の寛弘寺32号墳(29)を除くと古墳再利用に土器棺墓や土壙墓は認められず、寛弘寺32号墳の場合もたまたま古墳の周辺に立地した可能性があり、さらに土器棺墓とはいうものの実は火葬墓であることから、古墳再利用において採用されたのは火葬墓か木棺墓のどちらかに限定されたことがわかる。これは律令制がそれなりに機能していた時代ならではの墓制における階層秩序をそのまま反映した現象であり、後述する古墳再利用の意義を考える上でも重要である。

続いて、表29に基づいて再利用の各事例を検討してみよう。まず、類型ごとの時期別変遷はB1aの墳丘利用が田辺4号墳(22)、三田古墳(31)を除くとほぼ8世紀代に限られ、河内・和泉地域を中心とすることがわかる。一方、石室内利用B1bは図70の古曾部古墳(34)のように早くも8世紀前半から始まり、9世紀前半まで山城・河内地域を中心に見られるが、B2の木棺墓は9世紀前半以降に限られる。しかも山城、現京都市内の例がほぼ9世紀前半に集中するのに対して、河内では9世紀代を通して散発的に認められ、大和では9世紀後半以降に限られるという地域差が認められる。

このような再利用の変遷を地域ごとにまとめた場合、丹後や丹波では8世紀代から散発的に見られるが、山城に限った場合、再利用はほぼ9世紀前半に限定でき、しかも木棺墓が主流を占める。これは第1・2節でも触れたように、当時の律令時代の墓制の在り方を如実に反映したものであり、再利用の意義を考える上でも看過できない。

河内では8世紀前半から10世紀初頭まで万遍無く認めることができるが、火葬墓としての再利用が圧倒的であり、兵庫県下は5例（摂津2、播磨2、但馬1例）と類例が少ないが、時期的な偏りはない。さて、大和の事例は3例（三ツ塚古墳群2例・大岩4号墳）を除き、すべて9世紀代に限られ、特に9世紀後半以降は木棺墓を使用した再利用が多くなる。このように、再利用といっても地域によってその変遷は多様であり、それぞれの地域における再利用の意義を以下の検討を通して明らかにしていきたい。

考古学的な手法を用いて古墳再利用の意義を当時の墓制の中で位置付けるには、副葬品

をはじめとする遺物組成の比較検討が有効であると考えており（渡邊1998）、古墳再利用で使用された出土遺物の特徴を簡単に触れておこう。

「律令国家」期の墓制における副葬品の意義を検討するため、前掲した図57の墳墓の種類別の副葬品組成と、須恵器と土師器についてまとめた図58・59のグラフをご覧いただきたい。このグラフを見ても明らかなように、古墳再利用の事例では須恵器瓶子と土師器杯・皿、刀子が典型的な副葬品の組成であり、玉類などの装飾品や和同開珎をはじめとする銭貨の副葬が少ないことがわかる。

このうち、玉類の副葬が少ないことに関しては、杉山洋氏が平安初期には性別による副葬品の組合せが顕在化し、男性には剣、女性は玉類が伴うとされたこと（杉山1999）を手掛りにすれば、能峠3号墳(48)に女性が葬られた可能性がある以外は、短刀が出土した石光山19号墳(56)をはじめ古墳を再利用して葬られた被葬者の多くは男性であった可能性がある。しかも、能峠3号墳の場合も遺物が複数箇所から出土し、男女の合葬を想定することができるので、基本的に古墳再利用の被葬者は男性に限られると考えてもよいのではないだろうか。これは、同時期の古墓では女性の埋葬がまま見られることとは対照的であり、墳墓としての古墳再利用が9世紀を中心とするという点も踏まえると8世紀末から9世紀前半にかけて父系出自集団としての氏が成立したという説<sup>3</sup>と無関係ではあるまい。また、日本の古代社会が父系の出自集団を基礎とはしないが父系の系譜関係を骨格として形成されたという説（吉田1983、p147）を援用すれば、当時は系譜関係の主張に際して「男性」という性が重要視されたと考えることができるのかもしれない。

なお、再利用時の副葬品に関して、墳墓の種類で分けて考えた場合、火葬墓では須恵器壺と土師器甕、その他の土器が中心を占めるのに対して、木棺墓としての再利用では黒色土器が中心を占めるという顕著な差異を認めることができ、これはそのまま当時の墓制全体の傾向と見做して良い。ただ、河内地域の木棺墓においては黒色土器を副葬する割合が低い、これは河内地方が黒色土器を受け入れない地域であったこと（近江1994、p222）に起因する可能性が高い。

以上、簡単に古墳再利用の実態を整理したが、最後にこれら古墳を再利用した墓制を構成する諸要素が時期的にどのように変遷するのかという点に絞って、簡単な模式図を作成した（表30・31）。これを見ても分かるように、古墳時代終焉直後から始まる古墳の再利用は9世紀前半に全盛期を迎えその内容も多様化するが、9世紀の中葉頃に大きな断絶期があり、それ以降は木棺墓を中心とした再利用が主流を占めるという変遷を認めることができる。

### 3. 古墳再利用の意義

#### （1）副葬品から見た古墳の再利用

ここでは、本章第1・2節で取り上げた当該時期の墓制の動向を参考に、墳墓としての古墳再利用の意義について述べるが、まずは副葬品の内容に基づいた検討を進めていこう。

古墳再利用における副葬品の概要は既に触れたが、火葬墓、木棺墓ともに須恵器瓶子が象徴的な遺物であり（図71参照）、これは同時期に行われた木棺墓における葬送儀礼の影響を強く受けた土器と考えられ、死者を供養するという意識が全面に出された葬送具と云えよう。つまり、瓶子の存在に注目すれば、9世紀前半を中心とする時期の木棺墓、再利用としての火葬墓と木棺墓は同じ葬送儀礼上の背景を共有する墓制であり、一般的な火葬墓とは異なるものと位置付けることができそうだ。火葬墓と古墳再利用の相違点は銭貨の伴出状況についても言えることで、和同開珎を中心に銭貨を多用する火葬墓に対して古墳再利用では火葬墓であっても銭貨の副葬は少ない。両者における銭貨の種類の違いは、銭貨を副葬する火葬墓が8世紀代を中心とするのに対して、古墳再利用は9世紀以降が中心であるという時期差に起因するが、再利用の場合は副葬される数量も少ない事が多い。

さて、古墓における銭貨副葬の意義を小林義孝氏の説（小林1995）に従い地鎮的側面から考えると、古墳再利用において銭貨の副葬が少ない理由も首肯できるのではないだろうか。火葬墓に伴う顕著な副葬品として、銭貨以外に墓誌や「鉄板」を挙げることができるが、古代墳墓より出土する「鉄板」についても同じく小林氏による詳細な検討がある（小林1997）。それによると出土状況に基づき「鉄板」の意義は4つに分類することが可能で、それぞれ地鎮、買地券、墓誌的なもの、写経・誦経を為したことを表す札と想定されたが、古墳再利用において墓誌は勿論のこと、これら「鉄板」に類するような遺物は一切出土していない。律令官人が新たに墓域を獲得して墳墓を造営する場合、地鎮目的や買地券として「鉄板」を用いたり、銭貨をもって代用する場合も多かったと思われる。しかし、古墳再利用の場合、特に9世紀前半を中心する事例では第1章でも触れたように各氏族が出自の再確認や系譜関係を主張することを目的に古墳を再利用したり、追善供養を行ったことから、伝承等によって明らかにその古墳が自分たちの先祖の墓域であるという意識があれば、わざわざ地鎮目的や買地券として「鉄板」や銭貨を用いずそのまま再利用を執行したと考えられる。そして、自分たちの先祖伝来の墓域であるという明確な根拠がないまま、名目上、系譜関係の主張等のために古墳を再利用する場合のみ、古墳を使用させてもらう許可を得るため、つまり地鎮のために銭貨を使用したのではないだろうか。

瓶子以外に再利用を特徴的づける遺物として黒色土器を挙げることができる。火葬墓において黒色土器を副葬する事例は8・9世紀に限れば一切認められず、骨蔵器として利用する事例もわずか4例（岡本山古墓4号墓、三ツ塚火葬墓1、巨勢山古墓群13号墓、石光山4号地点）に過ぎない。さらに、8世紀末葉の巨勢山古墓群の事例を除けば、他はいずれも9世紀後半前後の資料ばかりである。

黒色土器は上物写しの器形的特徴を有する漆黒色の外観の付加価値を評価して、「延喜式」を基にした色彩別焼物構成の序列の中では、①金属器・中国陶磁器②緑釉陶器③灰釉



陶器④黒色土器⑤須恵器・土師器という、国産施釉陶器に次ぐ位置付けをする考えもあり（森1991、p76）、薄葬を基調とする火葬墓に対して厚葬さを強調する木棺墓という当時の墓制に体现された葬送儀礼上の意識の違いに基づく可能性もある。確かに、須恵器と土師器を除くと400基以上に及ぶ火葬墓の事例において副葬品として検出されたのは二彩陶器が1点、三彩陶器2点、緑釉陶器2点だけであり、火葬墓被葬者の階層的な位置付けが窺えるのであるが、9世紀前半以降は骨蔵器として施釉陶器を用いる事例も多く、階層的或いは経済的側面にのみ、頑なに黒色土器を拒み続けた理由を見出すことは無理であろう。梅川光隆氏は史料に見える「黒色の土器」を密教との関わりからとらえたが（梅川1997）、9世紀前半以降の木棺墓を中心とする墓制に密教の影響が窺えるのであれば、従前の奈良仏教のイデオロギーを体现する火葬墓には黒色土器は用いられず、この時期新たに登場した宗教儀礼を具現する木棺墓と、更に同様の葬送儀礼下に展開する古墳再利用においてのみ使用されたという意義付けも可能かもしれない。また梅川氏は黒色土器が火器としての性格も持ち合わせていることを指摘されたが、土葬を基調とした新しい葬制を採用することになった律令貴族が、従来の火葬墓に伴った火化という儀礼行為の象徴的意味から火器としての黒色土器を用いた可能性もであろう。なお、再利用における黒色土器の利用は9世紀後半以降特に顕著となるが、祭祀容器としての使用を前提とする黒色土器の在り方がこの時期以降大きく変化し、日常什器として普及したという（森1991、p77・78）。このように黒色土器の需要層が一般農民層にまで拡大することが、古墳再利用での多用化の背景にあることはいうまでもない。

次に、副葬品の伴出状況に基づいて、古墳再利用の意義を考えた場合、表32・図71を見ると、8・9世紀の律令時代の墓制には、木棺墓→火葬墓→土壙墓→土器棺墓という階層制を窺うことができる。そして、古墳再利用では木棺墓或いは火葬墓の二者しか採用されないことは、原則として古墳を再利用する墓制が社会的に下位のものとは位置付けられないことを示している。同様のことは既に間壁葎子氏が「むしろ当時としては鄭重に扱われた埋葬といえる」と述べられており（間壁1982、p85）、副葬品の様相から判断する限り再利用例の方がより優位な墓制であったことがわかる。

## （2）再利用における葬制の意義

さて、古墳再利用には火葬墓と木棺墓の二者が存在するが、両者の葬制を採用する儀礼的意味の相違点を簡単に述べてみたい。前項で述べたように、少なくとも9世紀前半までは黒色土器や銭貨の副葬状況から判断すれば、火葬墓と木棺墓には明かな葬送思想上の区別が認められる。8世紀代の再利用は事例数も少なく、三ツ塚8号墳の一例を除き、いずれも火葬墓ばかりなのに対して、木棺墓の利用はほとんどの事例が9世紀前半以降に属し、少なくとも山城を中心に造営された木棺墓は桓武朝前後に盛行した土葬を基調とする葬制の影響と考えることができよう。ただ、木棺墓に近接して同時期の火葬墓が一例だけ存在

する。広沢古墳（13）を再利用したものであるが（図72）、骨蔵器に木櫃を使用しており、葬制上は火葬墓とはいえ、木棺墓の影響を受けた墳墓と考えても差し支えあるまい。さらに、表16を見ても明らかなように薄葬を基調とする当時の火葬墓において例外的に厚葬傾向を示すもの、つまり複数種類の副葬品を有する事例はいずれも木櫃を骨蔵器としていることは注目できる。古墳時代墓制の影響が考えられる8世紀前半代の事例はさておき、9世紀後半の事例は再利用と同じく木棺墓という土葬を前提とした墓制の影響を受けたものと考えられるのではないか。古墳再利用で木棺墓の利用が顕著な大和には同時期の火葬墓はほとんど見られず、西山木棺墓（表22-38・39）をはじめとする木棺墓が散見され、これらの墓制の影響下に再利用でも木棺墓が採用されたのであろう。なお、墓制としての変遷や副葬品の保有状況を考えれば<sup>4</sup>、古墳再利用においても火葬墓より木棺墓の方が当時の墓制の動向を反映しており、政治的或いは宗教的側面が強いといえるだろう。

#### 4. 「律令国家」期の墓制における古墳再利用の占める位置

##### （1）古墳再利用の画期

古墳再利用の実態を表29・30に基づいて検討すれば、以下の3つの画期を見出すことができた。即ち、①8世紀中葉、②9世紀前半、③9世紀後半であり、これらは火葬墓をはじめとする「律令国家」期の墓制の画期とも対応することから、古墳再利用の事例も当時の墓制の中で一定の位置を占めたことは想像に難くない。では、引き続いて、これらの画期の持つ具体的な意味について検討しよう。

##### ①8世紀中葉の画期

第1章でも触れたように古墳再利用そのものは8世紀前半より見られるが、それらの多くは継続使用であったり、追善供養的な再利用が多く、墳墓としての再利用は8世紀代に限れば中葉頃に集中する。

墳丘を利用した再利用はほぼ8世紀代の火葬墓に限られ、これらは律令政府による墓域規制に対抗して古墳被葬者との系譜関係を主張することで氏族独自の墓域を獲得しようとした行為と考えた。森本徹氏は古墳時代後期に営まれた群集墳は数の上では最大の被葬者層であったが、そのまま火葬墓に移行する群はみられず、終末期群集墳と火葬墓群の連続が指摘できるのは一部の限定された地域であることを指摘する（森本1998、p41）が、筆者が集成した資料によれば畿内及びその周辺地域で終末期群集墳の墓域内に火葬墓が造営され墓域として継続するのは田辺古墳群（花田1987、7世紀前半～末葉の古墳群に続いて8世紀前半と中葉の火葬墓が築造される）、平尾山古墳群雁多尾畑49支群（桑野編1989、7世紀前半～末葉の古墳群→8世紀前半の火葬墓2基→8世紀中頃の火葬墓2基）、栗栖山南古墳群（森屋・瀬戸編2000、7世紀後半～末葉の古墳群→8世紀前半の火葬墓1基）、

三ツ塚古墳群（宮原晋一編2002、6世紀末葉～7世紀末葉の古墳群→8世紀前半の火葬墓1基→8世紀中葉の火葬墓4基）、左坂横穴群（竹原・石崎・村田1996、筒井1994、森下・森1993、7世紀後半の横穴群→8世紀前半の焼骨を埋葬した小規模横穴→8世紀中頃の火葬墓）の5例のみである<sup>5</sup>。50年前後という2世代程度の時期的隔たりを有する事例を含めても7世紀後半の古墳に続き8世紀初頭の甕棺墓、同前半の火葬墓が検出された墓尾古墳群隣接地（表16-81）、7世紀第3四半期築造の田須谷1号墳と8世紀前半の田須谷火葬墓（表16-197、図73）、7世紀後半の中山荘園古墳と8世紀前半の北米谷古墳（表16-218）、7世紀後半の忍坂8・9号墳の周辺から出土したと考えられる8世紀初頭頃の忍坂古墳（表16-327）の4例があるに過ぎず、終末期古墳の墓域は基本的に8世紀代の墓域には継続しないことがわかる<sup>6</sup>。

つまり、7世紀第4四半期の「律令国家」による造墓規制と墓域の再編に伴い古墳が終焉し、火葬墓をメルクマールとする新たな墓制が実現したのであり、中央政権の直轄下にあった奈良盆地では葛城山麓などの一部地域を除き、例外は認められなかったが、河内や山城などの周辺地では一部氏族による例外的な措置として、墳丘を利用した再利用によって独自の墓域を主張することもあったのであろう。

奥田尚氏は8世紀の律令官人の系譜（血縁）意識は、実在すると観念できる人物を系譜上の起点とし、二代程度の近い直系血縁を重視するにすぎないというが（奥田1998、p200）、このような祖先という意識の欠如が8世紀代の古墳再利用が少ない理由と考えられ、第1章で触れた古墳継続使用が8世紀前半代で終焉することも「律令国家」による規制以外に奥田氏のいうような当時の官人層の系譜意識を参考にすると理解しやすい。つまり、前代の墓制であった古墳は二代程度、即ち50年程度の歳月が経過すると血縁としては彼らの興味を惹くことはなくなり、8世紀中葉以降は追葬としての古墳再利用も見られなくなるのである<sup>7</sup>。ただ、河内を中心に一部の古墳で認められる8世紀中頃の利用は藤原仲麻呂の政策による墳墓祭祀の高揚という事実に対応する可能性がある。

## ② 9世紀前半の画期

9世紀前半は墳墓としての古墳再利用のピークであり、山城では木棺墓、河内では火葬墓が葬制の中心となる。この時期に古墳再利用が盛行する社会的背景は、既述したように服藤氏のいわれる桓武天皇の「延暦十年の改革」（791）の可能性はあるが、祖先祭祀の画期（服藤1987）にあわせて各氏族が出自の再確認や系譜関係を主張するために古墳を墳墓として再利用したり、追善供養を行ったのであろう。9世紀以後の新氏族＝平安貴族は系譜的に繋がらない異分子までも含んで同一氏族を名乗った（宇野1983、p84・85）と考えれば、実際の血縁の有無は重要ではなく、都市貴族として桓武朝で確固たる地位を占めるには何らかの系譜さえ主張できれば良かったのであり、そのために古墳が利用されたのである<sup>8</sup>。

この時期の史料には各氏族による改賜姓が散見されるが、延暦年間より改賜姓申請に際しては戸籍ではなく各氏族が保存していた「家記」・「家譜」等が引用されるようになったという説（義江1983、p47）を参照すれば、各氏族の出自や系譜関係を証明する上での主体者は各氏族の側に移っていた可能性もあろう。折しも、光仁・桓武両天皇は藤原氏の勢力を抑制するために、伝統的な旧氏族を積極的に登用したが（長山1981、p8・1983、p63）、この時期は新興郡領出現の画期（今泉1972、p36）でもあり、律令体制の再建という当時の政治改革の中で自らの氏族としての体裁を整えることに彼らは奔走したのであろう。

大和におけるこの時期の再利用は2例しかないが、小泉狐塚古墳(42)では銭貨を使用して名目上の系譜関係を主張するという当時の風潮に合致した事例であるし、フジヤマ1号墳(45)は火葬墓には稀有の存在である黒色土器を骨蔵器として利用するが、人骨の量が少なく、分骨埋葬の可能性が想定されている（泉森1976）。報告者の指摘に従えば、かつて大和を本貫地としていた氏族が改めて自らの系譜関係を主張するためにわざわざこの古墳を再利用したのであろう。なお、『日本後紀』には延暦18年(799)、和気氏や菅野氏の氏墓が民衆による材木採集のために侵害されたことを訴える記事が見られるが、奈良時代以来の伝統的な墓域を所有していた氏族にとっても律令体制の弛緩と共に祖先墓再興、再確認の必要があったのだらう<sup>9</sup>。

また、第1章で触れたように、近畿地方における古墳再利用は水霊信仰など一部の例外を除けば、数十基以上の古墳が密集する大規模群集墳には認められない。氏族としての体裁を整える為に古墳を利用するのであれば、周辺に同じような古墳が点在する中で、一基だけを任意に抽出して自らの出自証明とすることは客観的に見ても無理があり、在地と密着した中小規模の群集墳においてのみ再利用が執行されたのである。勿論、その場合には表29を見ても明らかのように石棺を有したり、墳丘規模が比較的大きいという衆目を惹く古墳が選ばれたことは言うまでもない。

### ③ 9世紀後半の画期

9世紀後半から末葉にかけての再利用は河内と大和にほぼ限られ、前者では火葬墓が、後者では木棺墓が中心を占めるが、特に、大和における再利用は宇陀市を中心とする地域に集中しており、その鄭重な葬送儀礼が注目される。河内地域においては9世紀後半以降火葬墓が隆盛を迎えるが、それらの多くは群集火葬墓であり（図74）、再利用はいずれもこのような火葬墓群の周辺地域に認められた。当時は「私的土地所有の方法の一つとして、墓域を設定していくことが具体的な意味を持って」（橋口1985、p47）いたと考えられており、新興氏族が自らの土地所有を拡大する手段として再利用を行った可能性がある。さらに、同時期の群集火葬墓と比べると古墳再利用の事例は副葬品も豊富で、鄭重な埋葬形態を示すことから、特別な目的、つまり土地所有のために敢えて群集火葬墓とは墓域を異

にした特別の被葬者像を想定することができる。

これに対して、大和の事例は地域の墓制の動向と軌を一にするものであるが、当該時期には近親祖先墓の再興を図った藤原良房の政策に伴い、本来は祟りへの慰撫が目的であった「荷前」が政府による墳墓祭祀に変質するなど、中央貴族内での墳墓儀礼が始まること（田中1996、p23）から、この時期以降は近親祖先墓そのものが儀礼の対象となり、もはや古墳は儀礼の対象ではなくなったと考えられよう。そして、冒頭でも記したように、10世紀以降の古墳は単なる「鬼」のすみかであり、即物的な利用が行われるに過ぎない。このような古墳に対する人々の意識が変化しつつあった時期に大和で再利用が多用された背景には何か特別の意味があったに相違あるまい。その意義については次項で述べることにしたい。

## （２）各地域における古墳再利用の占める位置

前項では古墳を再利用する儀礼の3つの画期について簡単に触れたが、ここではそれぞれの地域においてこのような古墳再利用がどのような意味をもっていたのかを検討しよう。

### ①播磨・但馬

摂津地域も含め、兵庫県下の事例は古墓、再利用例ともに数が少ない。しかも、現状での再利用例の分布は律令時代の「畿内」に含まれない縁辺部のみに限られる。いずれも火葬墓ばかりで、当時の政治或いは宗教的動向をより反映したと考えられる木棺墓を採用しないことから、これらの事例は畿内の中央政治の動向をほとんど意識していない、或いは情報が十分に伝わらないという、中央に対する地方としての在り方を示すものであろう。

しかし、地方での在り方とはいえ、例えば、東日本では茨城・群馬・神奈川の各県において奈良・平安期の火葬墓が数多く検出されているのに対して、山梨では確実な火葬墓が一例も検出されていない（栃木県考古学界1995）ように地域ごとの様相は多種多様である。

また、播磨に隣接する岡山県では同時期の火葬墓検出数は94例に及び、美作一帯では古墳時代に引き続いて古墳内に火葬骨を追葬する事例も多く、後期群集墳に近接して火葬墓を営む例が多々あること（間壁1981）などは畿内の様相とは明らかな相違をみせる<sup>10</sup>。しかし、奈良時代末から平安時代初期にかけての時期に瓶子を用いて、「100年以上も使用が断えていた古い墓である筈の古墳が再度利用されたり、或いは、祭られたかも知れない痕跡」を示すものが出現する（間壁1981、p91）現象は桓武朝の政治動向を敏感に反映したものと見做すこともできよう。つまり、同一地域であっても、時期によって中央政府との関係は微妙に変化し、周辺部という位置付けが一様でないことは明らかであるが、その実態解明は今後の課題である。

## ②山城

8世紀代の山城も播磨と同様、古墓、再利用例ともに少なく、周辺部としての在り方を示すが、桓武天皇の登場によって8世紀末葉以降は政治の表舞台となり、その様相が一変する。例えば嵯峨野周辺では9世紀前半の再利用が活況を呈するが、この地域には木棺墓をはじめとする9世紀前半代の古墓は存在せず、唯一、8世紀後半の長刀坂古墓（表16-1）が認められるだけで、8世紀代はそれほど有力な在地勢力はなかったと考えられる。しかし、渡来系氏族の出身者を母とする桓武天皇の登場を契機に渡来系議政官が増加すると、俄然注目を集めるようになり、自らの出自証明の為に古墳再利用が盛んに行われたのであろう。

さて、嵯峨野における古墳再利用時の副葬品は土器類が中心であり、鏡や玉類は見られない。同時期の木棺墓と比べるとやや見劣するが、出土遺物の中に施釉陶器が散見される（音戸山3号墳・5号墳）など、横穴式石室という特性を考えれば、本来副葬されたはずの遺物の多くは既に盗掘された可能性があり、木棺墓とはそれほど遜色の無い墓制と位置付けることができよう。ただ、このような再利用も9世紀中葉以降は陵墓祭祀に仏教的儀礼が導入されること（大石1990）が契機となって、墓堂や墓寺の建立を通して祖先祭祀を行ったり、祖先の墳墓が祭祀されるべき場所との観念がうまれること（服藤1991、p93）などを理由に墳墓儀礼としての古墳の再利用例は減少すると思われる。

## ③河内

8・9世紀を通じて、平城京・平安京をはじめとする中央政府の所在地と隣接するという立地条件から、播磨や摂津、山城とは違い、絶えず中央の動向と結び付くものの、8世紀中葉の一時期を除くと、あくまでも隣接地であり、政府の直轄下にはないという特性を生かして独自の発展を遂げた地域といえる。

8世紀代は古墳の墳丘を利用した火葬墓の造営によって律令政府の墓域規制には捉われない独自の墓域所有を主張し（図75）、8世紀中葉には藤原仲麻呂政権の政治動向に則り祖先墓として古墳を再利用する現象は畿内の他地域にはほとんど見られない。

さて、8世紀代は田辺古墳群の隣接地に造営された古墓群のように、古墳再利用と古墓群が同じ墓域を共有することはなかった。しかし、9世紀後半以降は富裕層が群集火葬墓を造営するようになり、これらの周辺地域では石室や古墳の墳丘が利用された。しかも、それらの事例の多くは同時期の火葬墓よりも葬法として鄭重であり、私的土地所有の一環として造墓、再利用を行ったと位置付けられた。「雑色人」と呼ばれるような、天皇喪葬にとらわれない新しい火葬墓造営主体が階層的に拡大することが端的に示すように、「律令国家」の諸制度はすでに崩壊の危機に瀕しており、新たな歴史段階に突入していたといえるが、その後まもなく「延喜式」の編纂(927)をもって律令時代の陵墓制度が終焉したこと（北1996）を中央政府も追認することになる。

#### ④大和

大和における古墳再利用は2例を除き、すべて9世紀代に限られる。その2例（表29-53、59）のうちの1例は吉野郡という大和盆地の中枢部から離れた僻地であることを勘案すれば、律令政府の直轄地であった大和盆地内では厳格な造墓規制が貫徹され、平城京城周辺に葬地が予め定められていたように（金子1984、p73・74）、律令官人・律令貴族は階層的墓制の中に組み込まれ、各氏族の裁量に左右されるような古墳の再利用はほとんど行われなかったと考えてよい。まさに、大和における8世紀代の在り方は「律令国家」の力量を示すが、桓武天皇の登場により都が平城京から長岡京・平安京へと移ることによって、大きな転機を迎えることになる。

延暦15年(796)以降、平安京への官人集住が徹底され、平安貴族が急速に都市貴族化していく中で、もはや平城京を中心とする大和の地は忘れ去られた存在となった。そして、このような政治的変動の中で長山泰孝氏が唱えたように奈良時代以来の伝統的貴族は没落し、彼らとは明らかに系譜的に断絶のある平安貴族が登場した（長山1981、p10・11）。彼らは中央政権内で一定の政治的立場を確保するため、かつての伝統的な氏族との系譜関係や自らの出自を証明、主張する手段として古墳の再利用を行ったと考えられるが、既述したように大和でもこのような政治的風潮に則った事例が2例確認できた。

さて、大和における古墳再利用の最大の特色は9世紀中葉以降、特に9世紀後半から10世紀初頭にかけての時期に造営された木棺墓で、それらの多くが宇陀地方を中心とする地域に集中する。これらの再利用は能峠1号墳（47）では古墳時代の床面から30cmほど土を入れて新たな床面を作る際、先葬者の存在を意識したかのように再利用時の木棺の位置をずらしたり（図6）、室の谷2号墳（50）でも古墳時代の石棺のある玄室部分を憚るかのよう羨道部分に木棺を埋置するだけでなく、黒色土器や土師器を用いた供養的行為も行うことから、報告書では「系譜的に連なる祖先との合葬行為を意識」していたのではないかと評価されている（楠元1986、p78～84）。また、能峠3号墳（48）からは水滴に使用された墨付きの須恵器平瓶が出土しており「被葬者は生前、字を書いていたと推察され」、「地方官人であった蓋然性が高い」という（楠元1986、p113～121）。

大和の当該時期の墓制は本節の第1・2項で述べたように木棺墓が中心であるが、実は桓武天皇以降の9世紀代の天皇喪葬は淳和太上天皇と清和太上天皇、さらに葬法不詳の嵯峨太上天皇を除くといずれも土葬によったことが判明しており（黒崎1980、p126）、能峠3号墳を再利用した被葬者が地方官人であるという可能性を勘案すれば、これらの木棺墓の被葬者は中央政府の動向を意識し、何らかの結び付きがあった人物たちと見做すことができるのではないだろうか。

つまり、この時期に台頭した新興勢力が在地での権威を保つため、その昔宇陀の地において権勢を揮ったはずの在地勢力との系譜関係を主張しようとして古墳を再利用したと考えれば理解しやすい。さらにいえば842年の承和の変で嵯峨朝以来活躍した文人や近臣が

政界を追われ下野しており、能峠3号墳から出土した「水滴」にこだわればこのような都落ちした官人をその被葬者に想定することもできる。しかし、管見による限り、当時の史料にはそのような事実は認められず、政界を追われた官人たちの行き先が必ずしも宇陀地方に集中する必然性も見当たらないことから、このような想定には無理があろう。もっとも、宇陀地方は王権にとっては由緒のある土地であり、県や禁野が置かれ、内廷に奉仕する氏族が多く居住しており、天皇や皇子らの薬猟や狩猟もしばしば行われたという指摘（仁藤2004）に着目すれば、当地における木棺墓の盛行も故なしとは言いきれない。

丹切43号墳（46）の再利用時の遺物の中に鉄製紡錘車が含まれているが、丹切古墳群にほど近い宇陀市赤埴の仏隆寺には貞観9年（867）、「室生寺奥の摩尼山光明ヶ岳の白岳に入定した堅恵を移し、入定所としたと伝える石室」（菅谷編1975、p140）がある。丹切古墳群の報告書では、このような堅恵の入定廟の石室築造を契機として丹切43号墳の石室に埋葬、或いは入定所が設けられ、先の紡錘車は「尼僧あるいは入定者が死に臨んで糸を紡いでいた」との考えが示された（菅谷編1975、p140）。しかし、出土遺物の中に入定所という想定に合致するような仏教遺物が一切認められないので、このような位置付けも不適當と言わざるをえない。

ところで、9世紀後半の大和における古墳再利用が中央の動向を意識した可能性があることは既に述べた。8・9世紀に造営された墳墓は黒崎氏が明らかにしたように天皇喪葬の影響を受ける場合もあるが（黒崎1980）、9世紀後半以降、河内を中心とする地域に天皇喪葬にはとらわれない新たな火葬墓造営主体が登場したことは第1節において示した通りである。そして、仁明朝から清和朝にかけての時代に、天皇の存在が官人機構から遊離し、一部特権貴族の中心としての存在へと矮小化する（笹山1976、p257）という考えに従えば、大和における木棺墓の築造は矮小化したはずの天皇の葬法を十分に意識したものと考えられ、その被葬者はこれら一部特権貴族と密接に結びついた存在の可能性もある。

では、このような特権貴族とは誰であろうか。貞観2年（860）11月3日の条に、天皇の寵臣源融に狩猟の地として宇陀野一円の地域が下賜されたという記事がある（堀池1993）。つまり、筆者は源融こそ、この特権貴族にふさわしいと考えるが、この記事を手掛りとするれば、在庁官人として宇陀野に派遣された人々が在地に根差して勢力を揮うため、古墳を再利用することで自らの権力基盤としての正当性をアピールしようとしたと位置付けることができ、あるいは源融が在庁官人に任命した人物の中にこの地域が本貫地であるという伝承を有する氏族がいたのかもしれない。

## 5. まとめ

本節では、第1章では十分検討することのできなかつた、墳墓としての古墳再利用の意義を明確にするため、前節までの内容を踏まえ、律令時代の墓制の中に古墳再利用を位置



付けることを目的とした。残念ながら、筆者の力量不足により、当時の具体的な史料に即した古墳再利用の意義については、十分な史料検討ができておらず、結局は推論を重ねるだけに終始してしまった。内容についても文献史学の成果に寄り掛かったままで、集落や官衙との関係をはじめとする墳墓以外の考古学的所見に基づく考察までは手が回らなかった。

しかし、8・9世紀の墳墓の動向を様々な観点から検討することができ、ささやかながらもそれなりの成果もあった。最後に、本節を終えるに当たり、第1章で明らかにできた成果も踏まえて、古墳時代終焉以降、「律令国家」の成立からその崩壊へと至る過程において果たした墓制の意義を筆者なりにまとめておきたい(図76)。

壬申の乱を経て、急速に中央集権国家樹立の道を歩み始めた天武・持統両天皇の下で従来の古墳に替わる新しい「律令国家」にふさわしい墓制が生み出され、造墓に関する厳格な階層規制も行われた。そして、階層規制を伴う新たな墓制として採用されたのが、火葬墓という新来の葬法であり<sup>11</sup>、平城遷都に伴い葬地の規制も行われるようになった。

「火葬」という葬制そのものは7世紀後半頃に久米ジカミ子遺跡(表16-350~356)をはじめとするいくつかの墳墓で執行されたようだが、8世紀初頭以降は古墳に替わって、「律令国家」の中心的な位置を占める墓制として採用されることになる<sup>12</sup>。畿内において、終末期群集墳は遅くとも7世紀の第4四半期には終息するが、一部を除いて8世紀代の墓域に継続しないのである。

一方、同時期の和を除く畿内各所並びに縁辺部では依然として古墳そのものが造営され続け、追葬として横穴式石室を使用する事例も多いが、律令政府の造墓規制や二代程度の近い直系血縁のみを重視する当時の律令官人の系譜意識から、このような古墳継続使用の在り方も8世紀前半代で急速に終息することとなった。

8世紀中頃の藤原仲麻呂の登場によって墳墓儀礼が重視されるようになると、厳格な意味での律令規制が届かない河内では、祖先祭祀の一環として古墳再利用が行われるが、古墳の墳丘を利用した事例と同様、「律令国家」の規制にとらわれない氏族独自の墓域獲得が目的であった可能性が高い。また、同じ頃、大和・河内の各所で火葬墓群が相次いで造営されるが、仲麻呂と彼に続く道鏡の時代は自らに権力を集中させるため、旧来の貴族に替わり、中下級貴族や渡来系氏族、地方豪族を積極的に登用したことから、新たに政治的立場や権力を獲得した新興勢力がこのような墳墓群を造営した可能性がある。詳しくは第4章第1節を参照してほしい。

平城京を舞台とした律令時代の墓制も平安遷都に伴い大きな転機を迎えた。桓武天皇は「延暦十年の改革」などを通して、「国忌や『別貢幣』対象陵墓を自己の直系祖先のみに限定する事で家の祖先祭祀を創設し、自己の王朝の正統性を表明」(服藤1987、p18)しようとしたと考えられているが、このような陵墓祭祀の変容を受けて、桓武朝下で新たな政治的立場を獲た官人たちも自らの出自の証明や系譜関係を主張する手段の一つとして古

墳の再利用を行ったのであろう。その典型的な事例が嵯峨野地域における再利用の急増であり、8世紀を通して顕著な在地勢力が存在しなかったにもかかわらず、桓武朝では渡来系議政官が増加するという史実に対応するかのよう古墳再利用のピークが訪れることになる。

勿論、ここでいう古墳再利用とは必ずしも墳墓としての再利用とは限らず、追善供養のような墓前儀礼を執行した可能性もある。山城を中心に豪華な副葬品を有する鄭重な木棺墓が築造されるが、古墳再利用においても同様であり、須恵器瓶子などの専用葬具も用いられた。ただ、葬制としての土葬は8世紀後半以降、徐々に目立つようになっているが、奈良時代中頃から平安時代前期、具体的には738年から842年までを古代日本国の最盛期、「アジア情勢に包摂されつつ、律令体制がバージョンアップされた『ひと続きの時代』」ととらえる吉川真司氏の説（吉川2006、p177）を援用すれば、このような葬制の変化も理解しやすいのではないだろうか。

また、延暦15年以降の史料に見える官人層の京貫に伴い、大和における墳墓の造営は急速に衰えていくが、「下級官人の京貫の背景には、京貫者側の古来の職掌や本拠地から離脱しようとする意識があった」（市川1998、p39）と考えれば、もはや大和の地は忘れ去られた存在となったといえよう。

なお、豪壮な木棺墓に対して、この時期には木棺直葬の形態を採る簡略化した木棺墓も造営されるが、本来ならば、土壙墓に葬られるべき階層の被葬者が当時の墓制に影響されて、このような木棺墓を採用したのではないだろうか。

9世紀中頃の陵墓制度に仏教的儀礼が導入されるに従い、神事的儀礼としての荷前が衰退し、この変化に合わせて追善供養的な古墳再利用は終焉したようだ。これは、承和の変で旧来の貴族勢力を追い落とし、権力を掌握した藤原良房が「十陵四墓制」（858）を制定することで近親祖先墓の再興を図るなど、中央貴族による墳墓儀礼が始まるという画期とも連動するが、崇りへの慰撫が目的であった荷前が政府による墳墓儀礼という役割を担うようになり、追善供養すべき対象は徐々に古墳ではなく、近親祖先墓、つまり自らの父母をはじめとする墳墓となったのである。

藤原氏による新しい墳墓儀礼が創始される直前の時期に、嵯峨太上天皇・空海を中心とする人物によって徹底した造墓否定、所謂薄葬遺詔が相次ぎ<sup>13</sup>、火葬墓・木棺墓は言うに及ばず、古墳再利用も含めたあらゆる墓制に影響を与え、造墓活動が一時的に断絶するなどの現象が見られた。しかし、こうした造墓否定の傾向は嵯峨太上天皇を中心とする一部の人の間にだけ貫徹したものであり、仁明天皇の死後は藤原氏によってすぐさま新しい墓制が生み出されたのである。

このような政治変動以降により、律令官人にとっての求心性の意味を失った天皇はもはや一部特権貴族の中心としての存在に過ぎなくなり、墓制に体现された律令制的秩序はほとんど意味を持たなくなった。つまり、9世紀後半になると河内をはじめとする地域で火

葬墓造営主体の階層的拡大が進み、土器などを副葬する在主体の墓制が出現するが、これらの墳墓に葬られたのは当時の史料において「雑色人」として把握されたような人々であり、律令時代の墓制とは異なり経済力を有する裕福な階層が自らの主体的意志で造墓し得るといふ新たな時代が到来したことを告げる現象といえよう。

律令時代の墓制の下で従属的位置にあった土壙墓や小人用を中心とする土器棺墓は9世紀中葉以降激減するが、新たな墓制の誕生に伴い本来は土壙墓や土器棺墓に葬られていた被葬者もこのような火葬墓群に取り込まれた可能性がある<sup>14</sup>。9世紀後半以降の山城における墳墓の実態は不明な部分が多く、考古学的資料に基づく実態解明の作業は今後の課題とするほかないが、河内では火葬墓が葬制の主体であるのに対して大和は木棺墓を中心とする土葬が採用された。特に、宇陀市域を中心とする地域で木棺墓を用いた鄭重な古墳再利用が執行されており、本節では源融の宇陀野下賜という史実に基づき在庁官人として派遣された人々が任地での勢力基盤を確保する為に旧来の在地勢力との系譜的結合を目論んで古墳を再利用した可能性を述べた。

しかし、こうした宇陀市における事例が例外的なものであることは言うまでもなく、前記したように、既に祖先祭祀の対象は古墳から近親祖先墓＝当時築造された父母などの墳墓へと変化しており、律令時代の墓制において果たしたような役割をこれ以後の古墳再利用という葬法が示すことはなかった。即ち冒頭で示した『今昔物語集』のように、「鬼のすみか」として恐れることはあっても、祖先の墓であるという認識の下に鄭重に祭祀されることはなく、雨宿りの場や住居、或いは倉庫などの即物的な利用へと変質したのである。勿論、中世以降も横穴式石室が墳墓として再利用されることはあるが、それらの行為に律令時代の墓制で期待されたような政治目的を窺うことはできない。宗教上の理由も含め墳墓として利用する上で便利だという、まさに即物的な理由によるものであった。

(註)

1. 五十川1996参照。なお、小児は人として認められていなかったもので、京内埋葬の禁令には触れず、右京七条四坊甕棺墓(表25-2)のように9世紀以前にも京内に埋葬されることもあったらしい(山田1994、p596)。
2. 再利用の類型に関する記号も第1章の内容に準じたため、B1とB2を用いたが、本節では、火葬墓についても骨蔵器を埋置した場所により更に細分した。
3. 義江1983参照。また、服藤早苗氏も9世紀初頭頃に「政治的地位継承の父系直系血縁原理の正統性を表明する儀式」として荷前が確立したが、その背景として「貴族層にも、政治的地位が父から子へ継承されるものであるとの観念が萌芽した」可能性を述べられており(服藤1991、p93)、古墳再利用が男性にほぼ限られることの一因と考えることができよう。
4. 墳墓数と副葬品の保有状況(種類の多さ)の時期的変遷に関して、当時の墓制と古墳

再利用(火葬墓・木棺墓の二者)の間にどのような相関関係があるかを検討したが、火葬墓は再利用例と墳墓数や副葬品の保有状況の変遷並びに同時期の墳墓間の副葬品保有状況のいずれも相関関係を見いだすことはできなかった。これに対して、木棺墓では再利用例の方が副葬品の保有状況はやや優勢であるが、墳墓数の変遷をはじめとする各項目に相関関係が認められ、当時の墓制の動向をより反映したものであることは間違いない。

5. 本文で示した以外にも、終末期群集墳内に火葬墓が造営され、墓域として継続した可能性のある事例として兵庫県山本奥古墳群の事例(森本1991)をあげることができる。C・H支群の周辺から火葬墓に関連する「焼土坑」が検出された。このような火葬墓を内包、または近接する終末期群集墳の展開を考察した安村俊史氏によれば「終末期群集墳に近接する地に新たに火葬墓群を営む場合は、その間に空白期があり」、「群集墳内に火葬墓を営む場合は、土壙墓のような墓制を介して埋葬が継続している可能性が高いのではないかと考えておられ(安村1999、p37)、筆者の考えとやや異なるが、群集墳と火葬墓をつなぐ土壙墓がほとんど検出されていない現状からすれば、安村氏も述べられたように、その評価は今後の課題とせざるを得ない。
6. 東日本においては、8世紀前半代の火葬墓が極端に少なく、古墳時代からの墓域が8世紀以後も継続して機能していたこと(仲山1995、p9)と対照的である。汎日本的にみれば、律令政府の監視の目がある程度行き届いた畿内ならではの現象と位置付けることもできよう。
7. 井山温子氏によれば、持統朝では天武天皇個人の追善供養によって前帝の権威を再装置し王権を安定・維持させたが、不安定な政治状況下では先帝・諸皇の権威を再装置・継続することで王権を安定させるという行為が祖先供養・追善供養の重視につながり、男帝の時代にも継承されたという(井山1996、p41)。8世紀前半を中心とする時期の古墳継続使用にこのような政策が影響していた可能性もあろう。
8. 服藤1991、p86によれば、8～9世紀初頭にかけての時期は、墳墓を供養するという習慣が未成立であり、「祖先」を意識した系譜関係の主張を行うのであれば、必然的に古墳を再利用することになったのであろう。
9. 同一氏族による氏墓の変遷という観点から河内地域の古墳と古墓群を検討した花田勝広氏は本貫地との関係から河内の氏墓を4類型に分けた(花田1988)。第三類型(寺山型)とされるものが『日本後紀』延暦18年(789)3月条に「己等祖先、葛井、船、津氏墓地、在<sub>レ</sub>河内国丹比郡野中寺以南<sub>一</sub>。名曰<sub>二</sub>寺山<sub>一</sub>」と記された百濟系渡来氏族三氏の共同墓域であり、本貫地南側に営まれたという。しかし、これらの墓域内で造墓活動が確認されるのは8世紀後半頃までであり、三氏による墓域管理は9世紀代には継続しなかったと考えられる。
10. 道昭火葬以前の資料を集成し、畿内における火葬墓の導入状況を検討した北山峰生氏

はこのような事例が今後畿内でも増加すると予想された（北山2009）。

11. 森本徹氏が述べられたように古墳と火葬墓の時期的な重なりはほとんど皆無であり、「過渡的形態はしられていない」（森本1999、p26）が、天武・持統朝の墓制は従来の横口式石槨や退化した小石室に加え、石棺直葬の形態を採るものや粘土質木炭槨など様々な種類が見られ、古墳に変わる新たな墓制への模索段階、過渡期であり、未だ、葬制も含め墓制としてのスタンダードが確立されていなかったと考えられる。さらに、厳格な造墓規制が施行された結果、古墳などの墳墓に葬られる被葬者は大幅に制限され、墳墓数も減少した。具体的な様相は第2章を参照のこと。
12. 『続日本紀』文武天皇4年（700）条に「天下火葬從此而始也」と記された僧道昭の記事は有名だが、火葬のはじまりとわざわざ記すのは、古墳時代的な葬送イデオロギーを払拭して新しい墓制を国家が創始したことを晴れて天下に布告するという意図があったと考えられる。遺体処理に「火化」という手法を用いることは既に7世紀後半代から認められるが、律令期の墓制としての火葬墓には古墳時代の葬送儀礼を体現する葬送具である須恵器杯・蓋が用いられなかったように、律令政府の採用した火葬墓は階層規制を伴う全く新しい葬制であることを明確にする必要があったのである。つまり、「火葬墓の導入は制度的な色合いが強く、決して仏教文化の真の理解や環境が整ったがために導入されたのでは」なく「為政者側が望んだもの」であった（森本1999、p27）ということができよう。さらに、我が国における火葬墓の採用が新羅墓制の影響である可能性が高いこと（網干1979、p8）も考慮に入れる必要がある。
13. 嵯峨朝に顕著となった薄葬思想の歴史的背景として、儒教を重んじた嵯峨太上天皇が、厚葬に代表されるような道教的葬法を斥けたとする意見（和田1936、p459）もあるが、桓武朝の木棺墓を中心とする墓制に道教の直接的な影響は認められない。
14. 勿論、この時期になっても火葬墓に埋葬されたのは「富豪層」であり、一般庶民は土葬または遺棄が葬法を中心であったことはいうまでもない。

#### （引用文献）

網干善教1979「日本上代の火葬に関する二、三の問題」『史泉』第53号 関西大学史学会 p1～20

泉森 皎1976「2鳥見山周辺の古墳調査 4フジヤマ古墳群」『奈良県文化財調査報告書 第28集—奈良県古墳発掘調査集報Ⅰ—』奈良県立橿原考古学研究所 p31～39

五十川伸矢1996「古代・中世の京都の墓」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集（財）歴史民俗博物館振興会 p51～76

市川理恵1998「京貫記事の基礎的考察」『古代文化』第50巻第8号（財）古代学協会 p29～41

今泉隆雄1972「八世紀郡領の任用と出自」『史学雑誌』第81編第12号 史学会 p1～42

- 井山温子1996「古代の祭祀・信仰と女性—女性為政者の仏教信仰に視点をおいて—」『ヒストリア』第153号 大阪歴史学会 p26～46
- 宇根俊範1983「律令制下における改賜姓について—宿祢賜姓を中心として—」『ヒストリア』第99号 大阪歴史学会 p74～88
- 梅川光隆1997「史料に見える黒色の土器」『立命館大学考古学論集』I 同刊行会 p411～421
- 近江俊秀1994「古代末期における粗製坏の展開—河内中南部を中心として—」『橿原考古学研究所論集』第12 吉川弘文館 p213～226
- 大石雅章1990「平安期における陵墓の変遷—仏教とのかかわりを中心に—」『日本古代葬制の考古学的研究』大阪大学文学部考古学研究室 p59～84
- 奥田 尚1998「日本墓誌と『続日本紀』薨卒記事にみる系譜（血統）意識」『古代・中世の社会と国家』＜大阪大学文学部日本史研究会創立50周年記念論文集：上巻＞ 清文堂 p185～201
- 金子裕之1984「平城京と葬地」『文化財學報』第三集 奈良大学文学部文化財学科 p67～104
- 北 康弘1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵寮式』の分析からみた—」『史林』第79号第4号 史学研究会 p1～45
- 北山峰生2009「古代火葬墓の導入事情」『ヒストリア』第213号 大阪歴史学会 p1～38
- 楠元哲夫1986「平安時代前期の埋葬」『能峠遺跡群I（南山編）』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第48冊 奈良県立橿原考古学研究所 p113～121
- 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VI 奈良国立文化財研究所 p89～126
- 桑野一幸編1989『平尾山古墳群—雁多尾畑49支群発掘調査概要報告書—』柏原市文化財概報1988—VII 柏原市古文化研究会
- 小林義孝1995「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『摂河泉文化資料』第44号 摂河泉文庫 p77～95
- 小林義孝1997「古代墳墓から出土する「鉄板」について」『立命館大学考古学論集』I（前掲書） p389～410
- 阪倉篤義・本田義憲・川端善明校注1981『新潮日本古典集成 今昔物語集本朝世俗部』三 新潮社 p287・288
- 笹山晴生1976「平安初期の政治改革」『岩波講座日本歴史』3：古代3 岩波書店 p233～269
- 菅谷文則編1975『宇陀・丹切古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第30冊 奈良県教育委員会 p128～140
- 杉山 洋1999「墳墓副葬の鏡」『日本の美術』第393号：古代の鏡 至文堂 p63～69

- 高取正男1979「屋敷付属の墓地—死の忌みをめぐって—」『葬送墓制研究集成』第五巻：  
墓の歴史 名著出版 p115～130
- 竹原一彦・石崎善久・村田和弘1996「左坂墳墓群・左坂墳墓群・左坂横穴群」『京都府遺  
跡調査概報』第71冊 財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター p37～40
- 田中久夫1996「祖先崇拜」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集 財) 歴史民俗博物館  
振興会 p3～38
- 筒井崇史1994「左坂横穴群 (B支群)」『京都府遺跡調査概報』第60冊 財) 京都府埋蔵  
文化財調査研究センター p63～112
- 栃木県考古学会第5回東日本埋蔵文化財研究会栃木大会準備委員会編1995『第5回 東日  
本埋蔵文化財研究会 東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』  
第I分冊～第IV分冊 東日本埋蔵文化財研究会栃木大会準備委員会
- 仲山英樹1995「古代東国における墳墓の展開とその問題点」『第5回 東日本埋蔵文化財  
研究会 東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—《第IV分冊 問  
題点の整理—総括討議に向けて—》』(前掲書) p2～17
- 長山泰孝1981「古代貴族の終焉」『続日本紀研究』第214号 続日本紀研究会 p1～35
- 長山泰孝1983「律令国家と王権」『続日本紀研究』第237号 続日本紀研究会 p1～15
- 仁藤敦史2004「『長屋王家』の家産と家政機関について」『国立歴史民俗博物館研究報告』  
第113集 国立歴史民俗博物館 p215～229
- 橋口定志1985「平安期火葬墓の性格について」『生活と文化』研究紀要第1号 豊島区立  
郷土資料館 p37～60
- 花田勝広1987『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』柏原市文化財概報1986—IV 柏原市古  
文化研究会
- 花田勝広1988「律令制の確立にみる葬地の変革—河内地域の氏墓の様相を中心に—」『信  
濃』第40巻第4号 信濃史学会 p67～90
- 服藤早苗1987「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐって—」『日本史研究』  
第302号 日本史研究会 p10～34
- 服藤早苗1991「墓地祭祀と女性—平安前期における貴族層—」『家成立史の研究—祖先祭  
祀・女・子ども—』校倉書房 p91～93
- 堀池春峰1993「古代村落と氏族」『榛原町史』本編 榛原町役場 p468
- 間壁葎子1981「岡山県下奈良・平安期墳墓に見る二・三の問題」『倉敷考古館研究集報』  
第16号 倉敷考古館 p76～94
- 間壁葎子1982「八・九世紀の古墳再利用について」『日本宗教社会史論叢』国書刊行会  
p53～90
- 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿  
原考古学研究所

- 森 隆1991「西日本の黒色土器生産(下)」『考古学研究』第148号 考古学研究会 p59～81
- 森下 衛・森 正 1993「左坂横穴」『埋蔵文化財発掘調査概報(1993)』京都府教育委員会 p106～127
- 森本 徹1991「火葬墓と火葬遺構一群集墳周辺にて確認される「焼土坑」の検討一」『大阪文化財研究』第2号(財)大阪文化財センター p11～13
- 森本 徹1998「韓国における初期火葬墓の研究」『青丘学術論集』第13集 韓国文化振興財団 p7～48
- 森本 徹1999「群集墳の変質からみた古代墳墓の成立過程」『古代文化』第51巻第11号(財)古代学協会 p20～28
- 森屋美佐子・瀬戸哲也編2000『栗栖山南墳墓群』(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第57集(財)大阪府文化財調査研究センター
- 安村俊史1999「火葬墓を内包する終末期群集墳一畿内の事例の基礎的考察一」『古代文化』第51巻第11号(前掲書) p29～38
- 山田邦和1994「墓地と葬送」『平安京提要』角川書店 p593～601
- 義江明子1983「橘氏の成立と氏神の形成」『日本史研究』第248号 日本史研究会 p38～67
- 吉川真司2006「律令体制の展開と列島社会」『列島の古代史』8:古代史の流れ 岩波書店 p133～202
- 吉田 孝1983「律令時代の氏族・家族・集落」『律令国家と古代の社会』岩波書店 p123～197
- 渡邊邦雄1998「横穴式石室における墓前祭祀」『ひょうご考古』第5号 兵庫考古研究会 p1～22
- 和田軍一1936「上代に於ける薄葬思想の発展」『史学雑誌』第47編第4号 史学会 p436～462



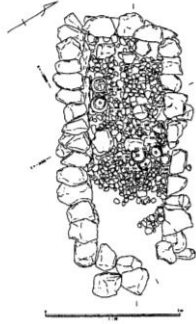


図70：古曾部古墳骨蔵器出土状況

(宮崎1996)より引用

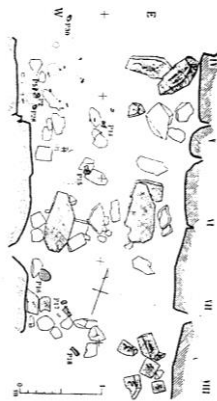
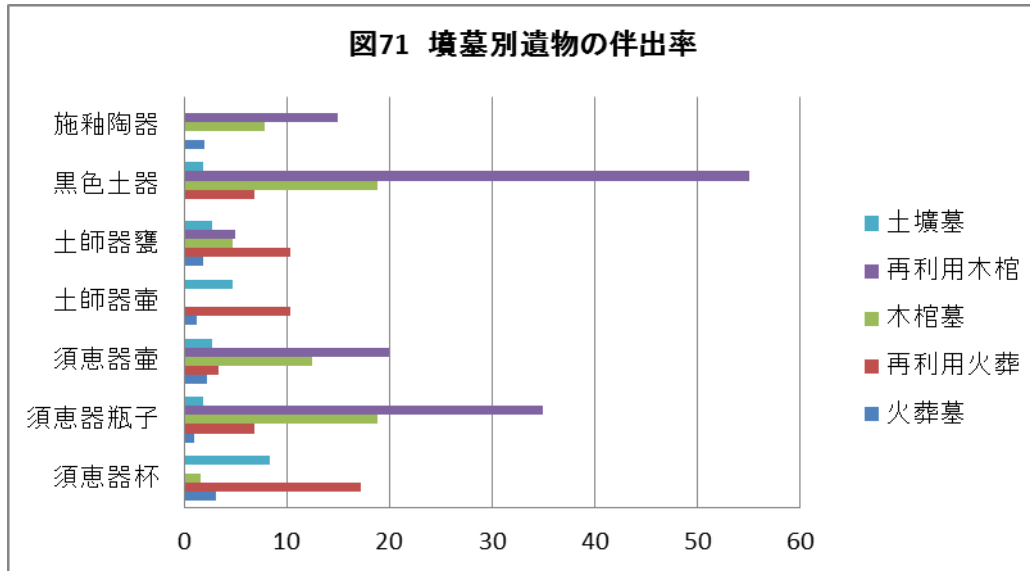


図72：広沢古墳遺物出土状況

(樋口1961より引用)

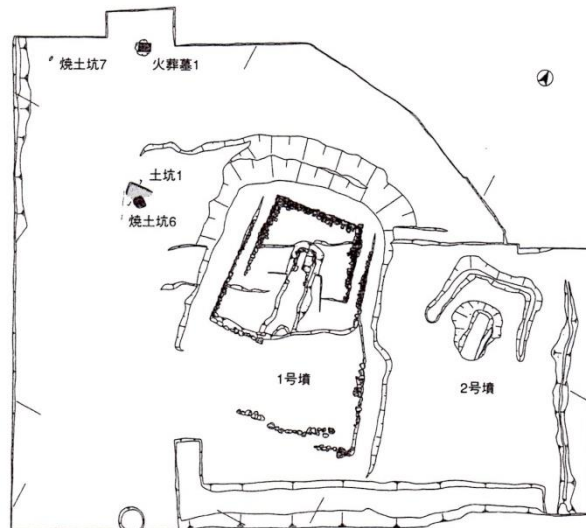


図73：終末期古墳と火葬墓が近接する例(田須谷古墓群)

(江浦編1999より引用)

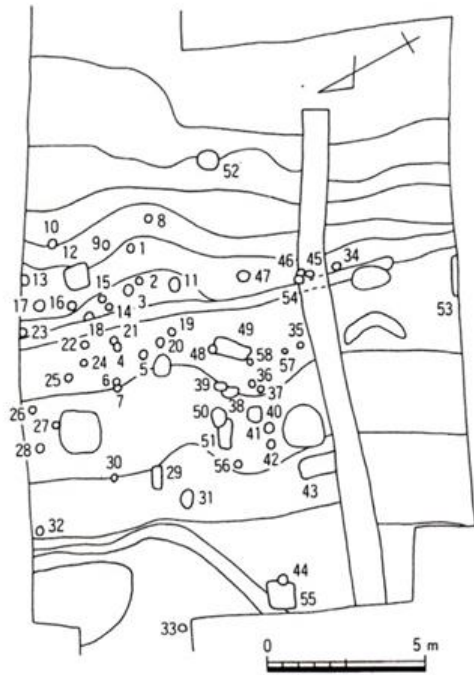


図74：群集火葬墓の例(玉手山古墓群)  
(北野1990より引用)

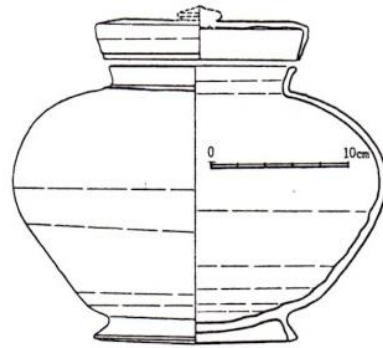


図75：古墳の墳丘より出土した骨蔵器  
心合寺山古墳(原田1976より引用)

図76 畿内における8～9世紀の墓制の変遷

|       | 7世紀 | 8世紀 |   |   |   |   | 9世紀 |   |   |   |   | 10世紀 |   |
|-------|-----|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|------|---|
|       | 末   | 初   | 前 | 中 | 後 | 末 | 初   | 前 | 中 | 後 | 末 | 初    | 前 |
| 古墳    | ■   | ■   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 群集墳   | ■   | ■   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 火葬墓   | ■   | ■   | ■ | ■ | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ | ■ | ■ | ■    | ■ |
| 火葬集団墓 |     |     |   | ■ | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ | ■ | ■ | ■    | ■ |
| 群集火葬墓 |     |     |   |   |   |   |     | ■ | ■ | ■ | ■ | ■    | ■ |
| 土器棺墓  |     |     |   |   |   |   |     |   | ■ | ■ | ■ |      |   |
| 土壙墓   |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 木棺墓   |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 木棺直葬墓 |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 群集土壙墓 |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 古墳再利用 |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 継続使用  |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 墳墓B1a |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| B1b   |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| B2    |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |
| 追善供養E |     |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |   |

表29 8・9世紀における墳墓としての古墳再利用一覧

| 古墳名      | 所在地         | 墳形と規模<br>(東西×南北) | 石室型式・規模<br>(石室長×幅) | 築造時期         | 追葬    | 再利用<br>時期 | 類型           | 骨蔵器         | 文献     |    |
|----------|-------------|------------------|--------------------|--------------|-------|-----------|--------------|-------------|--------|----|
| (京都府・丹後) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 1        | 千原古墳        | 与謝郡与謝野町岩滝        | 方墳18※              | 無袖?残6.2×2.1  | 7C中   | ×         | 8C※          | B1b         | 土葉壺    | 1  |
| 2        | 後野円山2号墳(2基) | 与謝郡与謝野町後野        | 方墳17               | 竪穴式石室        | 5C後   | ×         | 8C           | B1a         | 須葉壺    | 2  |
| 3        | 滝岡田古墳       | 与謝郡与謝野町滝         | 円墳 20              | 右片残9.8×2.3   | 7C初   | 不明        | 9C前※         | B2          | ----   | 3  |
| (京都府・丹波) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 4        | 下山96号墳      | 福知山市和久寺          | 円墳 12              | 無袖 6.0×1.0   | 7C中   | 不明        | 8C後          | B1a?        | 須葉壺    | 4  |
| 5        | 小金岐76号墳     | 亀岡市千代川町小林        | 不明※                | 両袖 9×2       | 7C前   | ~7C中      | 9C初※         | B2          | ----   | 5  |
| (京都府・山城) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 6        | 御堂ヶ池1号墳     | 京都市右京区           | 円墳30               | 両袖残8.3×2.9※  | 7C前   | ~7C中      | 9C※          | B2?         | ----   | 6  |
| 7        | 〃 13号墳      | 同上               | 円墳12×14※           | 両袖 6.7×1.6   | 不明    | 不明        | 9C初          | B2          | ----   | 7  |
| 8        | 音戸山3号墳      | 京都市鳴滝音戸山         | 方墳13               | 無袖 6.1×1.3   | 7C初   | ×         | 9C前※         | B2          | ----   | 8  |
| 9        | 〃 5号墳       | 同上               | 円墳15               | 無袖 5.6×1.4※  | 7C前   | 不明        | 9C前          | B2          | ----   | 9  |
| 10       | 大覚寺1号墳      | 京都市右京区           | 円墳50               | 両袖14.7×3.2※  | 7C前~中 | ○         | 9C初※         | B2          | ----   | 10 |
| 11       | 〃 2号墳       | 同上               | 方墳30×25            | 両袖11.9×2.5※  | 6C後   | ~7C初      | 9C前※         | B1c         | ?      | 10 |
| 12       | 〃 3号墳       | 同上               | 方墳17               | 両袖残8.1×2.3※  | 不詳    | 不明        | 9C末※         | B1c         | ?      | 11 |
| 13       | 広沢古墳        | 京都市右京区           | 円墳 30              | 右片 12×2.4※   | 7C中   | ○         | 9C前※         | B1b         | 木櫃?    | 12 |
| 14       | 福西古墳        | 京都市西京区           | 円墳?                | 竪穴小石室3.2※    | 7C中   | 不明        | 9C初          | B2          | ----   | 13 |
| 15       | 福西4号墳       | 同上               | 円墳 23              | 両袖10.2×2.1   | 6C後   | ~7C初      | 8C※          | B1c         | ?      | 14 |
| (大阪府・河内) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 16       | 心合寺山古墳      | 八尾市大竹            | 前方後円140            | 長持形石棺        | 5C前   | ----      | 8C           | B1a         | 須葉壺    | 15 |
| 17       | 愛宕塚古墳       | 八尾市神立            | 帆立貝22.5            | 両袖15.7×3.1   | 6C後   | ~7C初      | 8C末<br>9C※   | B3<br>B3    | ?<br>? | 16 |
| 18       | 太平寺3号墳      | 柏原市安堂町           | 円墳 12              | 両袖 8.5×2.9※  | 7C初   | ~7C中      | 9C初※         | B1b         | ?      | 17 |
| 19       | 天冠山東1号墳     | 柏原市大字安堂          | 不明                 | 無袖 残7×2.6    | 6C後?  | ~7C前      | 8C中          | B3          | ?      | 18 |
| 20       | 高井田E号墳      | 柏原市高井田           | 横穴                 | -----        | 6C末   | 7C?       | 8C中※<br>9C後※ | B3<br>B1c   | ?<br>? | 19 |
| 21       | 田辺3号墳       | 柏原市田辺            | 円墳 8.5             | 無袖 残4.2×0.9  | 7C中   | ×         | 9末10初※       | B2          | ----   | 20 |
| 22       | 〃 4号墳       | 同上               | 円墳 7~7.5           | 無袖 残2.9×0.7  | 7C中   | ×         | 9C末          | B1a         | 土師甕    | 20 |
| 23       | 〃 7号墳       | 同上               | 方墳 8.5             | 無袖 4.35×0.9  | 7C後   | ×         | 9C末          | B3          | ?      | 20 |
| 24       | 玉手山東B-4号墳   | 柏原市旭ヶ丘           | 横穴                 | -----        | 7C初   | ○         | 9C中          | B2?         | ----   | 21 |
| 25       | 平1号墳        | 富田林市喜志           | 前方後円 50            | 木棺直葬         | 6C後   | ----      | 8C中          | B1a         | 須葉壺    | 22 |
| 26       | 平2号墳        | 同上               | 円墳 20              | 木棺直葬         | 6C後   | ----      | 9C前          | B1a         | 須葉壺    | 22 |
| 27       | 板持3号墳       | 富田林市佐備           | 前方後円40             | 土壇墓          | 5C前?  | ×         | 8C           | B1a         | 須葉壺    | 23 |
| 28       | 寛弘寺2号墳      | 南河内郡河南町寛弘寺       | 円墳 12              | 無袖 残4.4×1.0  | 7C中~後 | ×         | 9C中          | B3          | ----   | 24 |
| 29       | 〃 32号墳      | 同上               | 方墳 14              | 無袖?2.2×0.5   | 7C初   | 不明        | 7C後          | B1a         | 須葉壺    | 25 |
| 30       | 三日市10号墳     | 河内長野市三日市町        | 円墳 20              | 両袖 7.2×1.9   | 6C後   | ~7C中      | 8C中          | B1b         | 須葉壺杯土杯 | 26 |
| (大阪府・和泉) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 31       | 三田古墳        | 岸和田市三田町          | 円墳 18              | 両袖と木直        | 6C中   | ○         | 9C前          | B1b         | 須葉打欠   | 27 |
| (大阪府・摂津) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 32       | 円山6号墳       | 豊能郡能勢町上田尻        | 円墳 9               | 無袖 残3×1.1    | 7C中   | ×         | 8C後<br>9末10初 | B1b?<br>B1c | ?<br>? | 28 |
| 33       | 野間中A-1号墳    | 豊能郡能勢町野間中        | 方墳 9               | 両袖残4.6×2.0   | 6C後   | ~7C中      | 9C前          | B2?         | ----   | 29 |
| 34       | 古曽部古墳(2基)   | 高槻市古曽部町          | 不明                 | 無袖 3.5×1.2   | 7C前~中 | ×         | 8C前          | B1b         | 須・土葉壺  | 30 |
| 35       | 桑原西A8号墳     | 茨木市桑原            | 円墳10               | 無袖5.1×1.1    | 7C前   | 7C中       | 8C中※<br>9C前※ | B3<br>B3    | ?<br>? | 31 |
| 36       | 桑原西C1号墳     | 同上               | 方墳8                | 無袖4.3×1.0    | 7C前   | ○         | 9C後※         | B2?         | ?      | 31 |
| (兵庫県・摂津) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 37       | 求塚古墳        | 三田市末野            | 円墳 9               | 無袖 2.85×0.95 | 7C中   | ×         | 8C中          | B1b         | ?      | 32 |
| 38       | 高川2号墳       | 三田市藍本            | 円墳 9×10            | 右片?5.7×1.6   | 6C後   | 不明        | 8C後※         | B1b         | 須葉壺    | 33 |
| (兵庫県・播磨) |             |                  |                    |              |       |           |              |             |        |    |
| 39       | 金谷1号墳       | 宍粟市金谷            | 円墳7~8              | 無袖 4×1.0     | 7C後   | ×         | 8C後          | B1c         | ?      | 34 |
| 40       | 印南野15号墳     | 加古川市天ヶ原          | 円墳 35              | 両袖14.6×2.3   | 6C後   | ~7C中      | 9C前          | B1c         | 須葉壺    | 35 |

| 番号       | 須恵器 |   |   |    |           | 土師器 |    |          |            |          | その他<br>土器 | 古銭          | その他       |            |
|----------|-----|---|---|----|-----------|-----|----|----------|------------|----------|-----------|-------------|-----------|------------|
|          | 杯   | 蓋 | セ | 瓶子 | 壺<br>その他  | 杯   | 皿  | 碗        | 壺          | その他      |           |             |           |            |
| (京都府・丹後) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 1        |     |   |   |    | 2         |     |    |          |            | [1](把手付) |           |             |           |            |
| 2        | ②   | 1 |   |    | [2]       | 皿1  | 碗1 |          |            |          |           |             |           |            |
| 3        |     |   |   | 1  |           |     |    |          |            | 甕1       |           |             |           |            |
| (京都府・丹波) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 4        |     | 1 |   |    | [1]       |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 5        |     |   |   | 1  |           |     |    |          |            |          | 黒色土器3     |             |           |            |
| (京都府・山城) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 6        |     |   |   |    |           |     |    |          |            | 土師器      | 黒色土器      | ○           | 不詳        |            |
| 7        |     |   |   | 1  |           |     |    |          |            |          |           |             | 鉄釘        |            |
| 8        |     |   |   | 1  |           |     |    |          |            | 高杯1      | 緑釉鉢灰釉碗    |             |           |            |
| 9        |     |   |   | 1  |           |     |    |          |            |          | 灰釉薬壺      | ○           |           |            |
| 10       |     |   |   | 3  |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 11       |     |   |   |    |           |     |    |          |            | 台付鉢      |           |             | 富4        |            |
| 12       |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             | 貞3        |            |
| 13       |     |   |   | 3  | 1         |     |    | 3        | 1          | 釜2       |           |             | 隆1        | 富1 鉄釘      |
| 14       |     |   |   | 1  |           | 皿1  |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 15       |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             | 和1        |            |
| (大阪府・河内) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 16       |     |   |   |    | [1](薬壺有蓋) |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 17       |     |   |   | ①  |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 18       | ②   |   |   | 1  |           |     |    |          |            |          |           |             | 神4、隆13、富1 | 瓦片         |
| 19       |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             | 神1        |            |
| 20       |     |   |   |    |           |     |    | 1        |            |          |           |             |           |            |
| 21       |     |   |   |    |           |     |    | 6        | 5          |          | 甕6        |             |           |            |
| 22       |     |   |   |    |           |     |    | 3        |            |          |           | 黒色土器碗2      |           |            |
| 23       |     |   |   |    |           |     |    | ○        |            |          | [甕1]      |             |           | 刀子         |
| 24       |     |   |   |    |           |     |    | 1        | 1          |          |           | 黒色土器碗2、同耳皿1 | 承1        |            |
| 25       |     |   |   |    | [1](薬壺有蓋) |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 26       |     |   |   |    | [甕]       |     |    |          |            |          |           |             | 隆1        |            |
| 27       |     |   |   |    | [甕](蓋付)   |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 28       |     |   |   |    |           |     |    | 1        | ①          | 1        |           |             |           |            |
| 29       |     |   |   |    | [甕・高台付盤]  |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 30       | [1] |   |   |    | [1](薬壺)   |     |    | [1]      |            |          |           |             |           |            |
| (大阪府・和泉) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 31       |     |   |   |    | [1]       |     |    | 3①       | 1          |          |           |             |           |            |
| (大阪府・摂津) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 32       |     | 1 | 1 |    |           |     |    | 1        |            |          | 高杯1       | 甕1          |           |            |
|          |     |   |   |    |           | 皿1  |    | 1        |            |          |           |             |           |            |
| 33       |     |   |   |    |           |     |    | 1(墨書)    |            |          |           |             | 承3        |            |
| 34       |     |   |   | ②  | [1](薬壺有蓋) | 1   |    | 蓋2(墨1)鉢1 | 甕2・[有蓋薬壺]1 |          |           |             |           | ※継続使用の可能性有 |
| 35       |     | 1 |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
|          | 1   |   |   |    |           |     |    | 1        |            |          |           |             |           |            |
| 36       |     |   |   |    |           |     |    | 1        | 1          |          |           | 黒色土器碗1      |           |            |
| (兵庫県・摂津) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 37       |     |   |   |    | 1         |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 38       |     |   |   |    | [①]① 四耳壺1 |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| (兵庫県・播磨) |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           |            |
| 39       |     |   |   |    |           |     |    |          |            |          |           |             |           | 鏡1         |
| 40       |     |   |   | 1  | [1](薬壺)   |     |    |          |            |          |           |             |           |            |

| 古墳名      | 所在地      | 墳形と規模<br>(東西×南北) | 石室型式・規模<br>(石室長×幅) | 築造時期          | 追葬  | 再利用<br>時期 | 類型     | 骨蔵器  | 文献  |    |
|----------|----------|------------------|--------------------|---------------|-----|-----------|--------|------|-----|----|
| (兵庫県・但馬) |          |                  |                    |               |     |           |        |      |     |    |
| 41       | 橋縫古墳     | 豊岡市鶴岡            | 円墳 29×27           | 両袖13×2.6      | 6C後 | ～7C初      | 9C後?   | B3   | ?   | 36 |
| (奈良県・大和) |          |                  |                    |               |     |           |        |      |     |    |
| 42       | 小泉狐塚古墳   | 大和郡山市小泉町         | 円墳21×23            | 両袖 9.2×2.2    | 6C後 | ～7C初      | 9C前    | B1c? | ?   | 37 |
| 43       | 石上北A5号墳  | 天理市樺本町           | 円墳 10※             | 両袖 6.0×1.6    | 7C初 | ～7C中      | 9C後    | B3   | ?   | 38 |
| 44       | 忍坂1号墳    | 桜井市慈恩寺           | 円墳 6×7             | 右片 残4.5×1.75  | 7C初 | ～7C中      | 9末10初※ | B2   | --- | 39 |
| 45       | フジヤマ1号墳  | 桜井市高田            | 円墳17×15            | 右片 7.5×1.85   | 7C初 | ○         | 9C前    | B1b  | 黒色椀 | 40 |
| 46       | 丹切 43 号墳 | 宇陀市下井足           | 不明                 | 片袖? 残3×2.1    | 7C中 | ～7C中      | 9C後    | B2   | --- | 41 |
|          |          |                  |                    |               |     |           | 9C後    | B2   | --- |    |
| 47       | 能峠1号墳    | 宇陀市上井足           | 円墳13×14            | 右片 7.1×2.2※   | 7C初 | ～7C中      | 9末10初※ | B2   | --- | 42 |
| 48       | 〃 3号墳    | 同上               | 円墳 12              | 右片 5.7×2      | 7C初 | ～7C中      | 9C後    | B2   | --- | 43 |
| 49       | 室の谷1号墳   | 宇陀市上井足           | 円墳 15              | 左片 残8.3       | 6C末 | 6C末       | 9末10初※ | B2   | --- | 44 |
| 50       | 〃 2号墳    | 同上               | 方墳 12              | 右片 5.6×1.4※   | 7C初 | ×         | 9末10初※ | B2   | --- | 44 |
| 51       | 島ノ山1号墳   | 葛城市山田            | 方墳12×16※           | 両袖 8.3×2.3※   | 6C後 | ～7C初      | 9C※    | B3   | ?   | 45 |
| 52       | 三ツ塚7号墳   | 葛城市山田            | 方墳5.4×6.4※         | 左片4.64×1.15※  | 7C後 | ×         | 9C中※   | B3   | ?   | 46 |
| 53       | 三ツ塚8号墳   | 葛城市竹内            | 方墳11×13.5※         | 両袖残8×1.5※     | 7C前 | 7C中       | 8C中※   | B3   | ?   | 46 |
| 54       | 三ツ塚11号墳  | 同上               | 円墳14※              | 両袖10.16×2.08※ | 6C末 | ～7C中      | 9C中    | B3   | ?   | 46 |
| 55       | 三ツ塚12号墳  | 同上               | 不明※                | 左片5.8×1.3※    | 7C中 | ×         | 9C中    | B3   | ?   | 46 |
| 56       | 石光山19号墳  | 御所市元町            | 楕円13×8             | 左片 残5.4×1.7※  | 7C初 | ×         | 9C中※   | B3   | ?   | 47 |
| 57       | 〃 31号墳   | 同上               | 円墳16×17            | 両袖 9.5×2.0※   | 6C後 | ～7C中      | 9C中※   | B1c  | ?   | 48 |
| 58       | ハカナベ古墳   | 御所市南郷            | 方墳 19※             | 両袖 残10×1.8※   | 7C初 | 不明        | 9C※    | B2   | --- | 49 |
| 59       | 大岩4号墳    | 吉野郡大淀町大岩         | 円墳 21×28           | 右片10.7×1.95   | 6C後 | 不明        | 8C中※   | B1c  | ?   | 50 |
| 60       | 岡峯古墳     | 吉野郡下市町阿知賀        | 円墳 15              | 両袖 6.1※       | 7C初 | ×         | 9C中    | B1c  | ?   | 51 |

(表29) 引用文献

- 岡田晃治他1984『京都府岩滝町文化財調査報告第6集 千原古墳・弓木城跡』岩滝町教育委員会 p19～21
- 佐藤晃一編1981『後野円山古墳群発掘調査報告書』加悦町文化財調査報告第4集 加悦町教育委員会 p28・29
- 佐藤晃一・下等晴彦編1995『滝岡田古墳』加悦町文化財調査報告第22集 加悦町教育委員会
- 崎山正人1994『下山古墳群Ⅲ』福知山市文化財調査報告書第25集 福知山市教育委員会 p46、58
- 安藤信策1977「7. 昭和51年度国道9号バイパス関係遺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1977)』京都府教育委員会 p81～143
- 北田栄造・丸川義広1983『御堂ヶ池1号墳発掘調査概報』京都市文化観光局・財)京都市埋蔵文化財研究所
- 橋本 久1965「御堂ヶ池群集墳発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1965)』京都府教育委員会 p22～34
- 北田栄造・丸川義広1984「音戸山3号墳」『音戸山古墳群発掘調査概報』京都市文化観光局・財)京都市埋蔵文化財研究所 p21
- 北田栄造・丸川義広1984「音戸山5号墳」『音戸山古墳群発掘調査概報』(前掲書) p33
- 安藤信策1976「大覚寺古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1976)』京

| 番号       | 須恵器 |   |   |    |    | 土師器   |   |   |         |     | その他 | 古銭          | その他                     |       |
|----------|-----|---|---|----|----|-------|---|---|---------|-----|-----|-------------|-------------------------|-------|
|          | 杯   | 蓋 | セ | 瓶子 | 壺  | その他   | 杯 | 皿 | 椀       | 壺   | その他 |             |                         | 土器    |
| (兵庫県・但馬) |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     |             |                         |       |
| 41       | ①   |   |   |    | 椀1 |       |   |   |         |     |     |             |                         |       |
| (奈良県・大和) |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     |             |                         |       |
| 42       |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     |             | 富6                      |       |
| 43       |     |   |   |    |    |       | 1 |   | 1       |     |     | 黒色土器椀1      |                         |       |
| 44       |     |   |   |    |    |       | 5 |   |         |     |     |             |                         |       |
| 45       |     |   |   |    | 2  |       | 2 |   |         |     |     | [黒色土器椀1]    |                         |       |
| 46       |     |   |   |    | 1  |       |   |   | 6       |     |     | 黒色土器椀1      | 釘、刀子、棺金具                |       |
|          |     |   |   |    | 1  | 手付瓶子1 |   |   |         |     |     |             | 釘、鉄製紡錘車1                |       |
| 47       |     |   |   |    |    |       | 3 |   |         |     | 鉢1  | 黒色土器椀8、緑釉椀1 | 釘16、刀子1 複数箇所            |       |
| 48       |     |   |   |    | 1  | 平瓶1   | 3 |   |         |     |     | 黒色土器椀5      | 釘75、刀子1、水晶玉1、ガラス玉1 複数箇所 |       |
| 49       |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     | 黒色土器杯1、同椀1  |                         |       |
| 50       |     |   |   |    |    |       |   | 6 |         |     |     | 黒色土器椀4、同皿3  | 複数箇所出土                  |       |
| 51       |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     | 不詳          | 石帯1                     |       |
| 52       | ①   |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     |             |                         |       |
| 53       | ①   | ② |   |    |    |       | 1 |   |         |     |     |             |                         | 銅製鈎具6 |
| 54       |     |   |   |    |    |       | 1 |   |         |     |     |             |                         |       |
| 55       |     |   |   |    |    |       | 3 |   |         |     | 甕1  |             |                         |       |
| 56       |     |   |   |    |    |       |   |   |         |     |     | 黒色土器杯1      | 長2                      | 短刀1   |
| 57       |     |   |   |    |    |       |   |   | 13(墨書1) |     |     | 黒色土器椀2      | 富1                      |       |
| 58       |     |   |   |    | ○  |       |   |   |         |     |     |             |                         |       |
| 59       |     |   |   |    |    |       | 2 |   |         |     |     |             |                         |       |
| 60       |     |   |   |    |    |       | 1 |   |         | 高杯1 |     |             | 長4                      |       |

都府教育委員会 p80～115

林 紀昭・西 弘海・和田 萃他1971『嵯峨野の古墳時代 御堂ヶ池群集墳発掘調査報告』京都大学考古学研究会 p42

11 安藤信策1976「大覚寺古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1976）』京都府教育委員会 p80～115

12 樋口隆康1961「京都嵯峨野広沢古墳」『京都府文化財調査報告』第廿二冊 京都府教育委員会 p1～19

13 藤沢長治1961「京都大枝福西古墳」『京都府文化財調査報告』第廿二冊(前掲書) p20～28

14 西田彦一・青木伸好1970『洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査—福西古墳群の発掘調査報告—』京都市都市開発局洛西開発室 p8～30

15 原田 修1976「心合寺山古墳出土の蔵骨器」『大阪文化誌』第2巻第2号(財)大阪文化財センター p74

16 安井良三編1994『河内愛宕塚古墳の研究』八尾市立歴史民俗資料館

17 久貝 健・吉岡 哲編1979『河内太平寺古墳群』河内考古刊行会 p17～28

18 竹下 賢編1984「太平寺古墳群」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1983年度』柏原市文化財概報1983—II 柏原市教育委員会 p59～69

19 安村俊史1987『高井田横穴群II』柏原市文化財概報1986—VII 柏原市古文化研究会 p9～13

- 20 花田勝広1987『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』柏原市文化財概報1986—IV 柏原市古文化研究会 p5～39
- 21 藤沢一夫・田代克巳・堀江門也1969「柏原市玉手山東横穴群発掘調査概報」『大阪府文化財調査概報1968』大阪府教育委員会 p1～27
- 22 北野耕平1985「平第1号墳出土の蔵骨器」『富田林市史』第一巻 富田林市役所 p572・573
- 23 富田林市教育委員会1975「富田林市板持古墳群調査概報1967」『大阪府文化財調査概報1965・66年度』大阪文化財センター p1～14
- 24 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・VI』大阪府教育委員会 p4～13
- 25 上林史郎編1987『寛弘寺遺跡発掘調査概要・V』大阪府教育委員会 p75～78、82
- 26 尾谷雅彦1994「火葬墓」『三日市遺跡発掘調査報告書Ⅲ』河内長野市遺跡調査会 p44
- 27 駒井正明1993『上フジ遺跡Ⅲ・三田古墳』財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第80輯 財)大阪府埋蔵文化財協会 p108・109
- 28 高橋克壽1991『円山古墳群発掘調査概要』大阪府教育委員会 p4～8
- 29 岡本敏行1992『野間中古墳群発掘調査概要』大阪府教育委員会 p10～21
- 30 宮崎康雄1996「古曾部古墳」『古曾部・芝谷遺跡—高地性集落遺跡の調査—』高槻市文化財調査報告書第20冊 高槻市教育委員会 p135～146
- 31 一瀬和夫・小川裕見子編2008『桑原遺跡』大阪府埋蔵文化財調査報告2007—4 大阪府教育委員会 p38～41
- 32 櫃本誠一・高島知恵子1987「求メ塚古墳」『青野ダム建設に伴う発掘調査報告書1』兵庫県文化財調査報告書第50冊 兵庫県養育委員会 p182～190
- 33 岡崎正雄編1991『高川古墳群—近畿自動車道舞鶴線関係埋蔵文化財調査報告書(XV)』兵庫県文化財調査報告書第97冊 兵庫県教育委員会 p60～64
- 34 片山昭悟1994「Vまとめ 3比治里の山部と安師里の山部」『塩野六角古墳』安富町文化財調査報告2 安富町教育委員会 p29～32
- 35 島田 清・上田哲也他1965『印南野—その考古学的研究—加古川工業用水ダム古墳群発掘調査報告』加古川市文化財調査報告3 加古川市教育委員会 p63
- 36 櫃本誠一・寺口恵子・大上義恵編1976『楯縫古墳・岩倉古墳群調査報告書』武庫川女子大学考古学研究会 p1～21
- 37 伊達宗泰1966「小泉狐塚・大塚古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第23冊』奈良県教育委員会 p4～12
- 38 泉森 皎・河上邦彦編1976『石上・豊田古墳群Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第23集 奈良県立橿原考古学研究所 p23～35
- 39 前園実知雄編1978『桜井市外鎌山北麓古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告

- 第34冊 奈良県立橿原考古学研究所 p141～151
- 40 泉森 皎1976「2鳥見山周辺の古墳調査 4フジヤマ古墳群」『奈良県文化財調査報告書第28集—奈良県古墳発掘調査集報Ⅰ—』奈良県立橿原考古学研究所 p31～42
- 41 菅谷文則編1975『宇陀・丹切古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第30冊 奈良県教育委員会 p128～140
- 42 楠元哲夫1986「平安時代前期の埋葬」『能峠遺跡群Ⅰ（南山編）』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第48冊 奈良県立橿原考古学研究所 p78～84
- 43 楠元哲夫1986「平安時代前期の埋葬」『能峠遺跡群Ⅰ（南山編）』（前掲書）p113～121
- 44 楠元哲夫編1991『高田垣内古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第63冊 奈良県立橿原考古学研究所 p25～57
- 45 吉村幾温・清水昭博・小池香津江1994『島ノ山・車ヶ谷古墳群発掘調査報告』新庄町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 p7～23
- 46 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210～232
- 47 清水真一・白石太一郎1976「石光山19号墳」『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県立橿原考古学研究所 p151～158
- 48 河上邦彦1976「石光山31号墳」『葛城・石光山古墳群』（前掲書）p226～238
- 49 坂 靖編1996『南郷遺跡群Ⅰ』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第69冊 奈良県立橿原考古学研究所 p123～148
- 50 千賀 久編1987『大岩古墳群』奈良県文化財調査報告書第57集 奈良県立橿原考古学研究所 p23～27
- 51 小島俊次・河上邦彦1977「岡峯古墳」『平群・三里古墳 付岡峯古墳・楨ヶ峯古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第33冊 奈良県立橿原考古学研究所 p87～105



表30 再利用火葬墓の構成要素変遷表

|       |       | 7C末 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C前 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 墳墓数   |       | 1   | 1   | 4   | 4   |     | 7   | 2   | 1   | 2   |      |
| 外部    | 石組    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 墓標?   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 周溝    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 内部    | 敷石    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 炭敷    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 骨蔵器   | 須薬壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 須壺    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他須  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 須+土   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 土甕・壺  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他土  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 施釉陶器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 黒色土器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 木櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 石櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 金属・硝子 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 外容器   | 木櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 石櫃    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 金属容器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 須恵器甕  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 瓦柳    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 副葬品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 須恵器   | 瓶子    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長頸壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 土師器   | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 皿     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 甕     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 黒色土器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 施釉陶器  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 海獣葡萄鏡 |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 八稜鏡   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| その他鏡  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| ガラス玉  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 水晶玉   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 石帯類   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄滓    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 刀子    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄刀    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 鉄鏃    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 漆製品   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 銭貨    | 和同開珎  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 和同銀錢  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 万年通寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 神功開寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 隆平永寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 富寿神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 承和昌寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 長年大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|       | 饒益神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 寛平大寶  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |

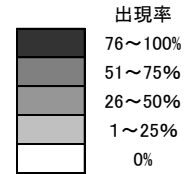


表31 再利用木棺墓の構成要素変遷表

|     |       | 7C末 | 8C前 | 8C中 | 8C後 | 8C末 | 9C前 | 9C中 | 9C後 | 9C末 | 10C前 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 墳墓数 |       |     |     |     |     | 4   | 4   | 1   | 4   | 5   |      |
| 外部  | 石組    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 墓標?   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 周溝    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 内部  | 木棺直葬  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 木槨    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 木槨墓   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 木炭木槨墓 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 石槨・石組 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 敷石    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 副葬品 |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 須臾器 | 瓶子    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 長頸壺   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 土師器 | 杯     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 皿     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 甕     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 壺     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | その他   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 黒色土器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 施釉陶器  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 海獣葡萄鏡 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 八稜鏡   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | その他鏡  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | ガラス玉  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 水晶玉   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 石帯類   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 鉄滓    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 刀子    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 鉄刀    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 鉄鍬    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 漆製品   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
| 銭貨  | 和同開珎  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 和同銀錢  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 万年通寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 神功開寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 隆平永寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 富寿神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 承和昌寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 長年大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 饒益神寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|     | 寛平大寶  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |

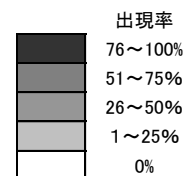


表32 墳墓別遺物の伴出率

|       | 火葬墓 |     | 再火葬 |      | 木棺墓 |      | 再木棺 |    | 土壌墓 |     |
|-------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|----|-----|-----|
| 墳墓数   | 414 |     | 29  |      | 64  |      | 20  |    | 107 |     |
| 須臾器杯  | 13  | 3.1 | 5   | 17.2 | 1   | 1.6  | 0   | 0  | 9   | 8.4 |
| 須臾器瓶子 | 4   | 1   | 2   | 6.9  | 12  | 18.8 | 7   | 35 | 2   | 1.9 |
| 須臾器壺  | 9   | 2.2 | 1   | 3.4  | 8   | 12.5 | 4   | 20 | 3   | 2.8 |
| 土師器壺  | 5   | 1.2 | 3   | 10.3 | 0   | 0    | 0   | 0  | 5   | 4.7 |
| 土師器甕  | 8   | 1.9 | 3   | 10.3 | 3   | 4.7  | 1   | 5  | 3   | 2.8 |
| 黒色土器  | 0   | 0   | 2   | 6.9  | 12  | 18.8 | 11  | 55 | 2   | 1.9 |
| 施釉陶器  | 1   | 0.2 | 0   | 0    | 5   | 7.8  | 3   | 15 | 0   | 0   |

※凡例: 墳墓数 伴出率(%)



## 第4章 墓制から見た「律令国家」の終焉

### 第1節 古代の集団墓—畿内における8・9世紀の古墓群—

#### 1. はじめに

第3章で8・9世紀の火葬墓の動向を検討した結果、9世紀後半以降、畿内各地域の共同体レベルで葬送儀礼の地域色が顕在化し、社会的次元における儀礼の共有化が志向されなくなると同時に、他界観や靈魂観にも大きな変化が認められることを指摘した。そして、当該時期の史料の上で「雑色人」あるいは「富豪の輩」と称される新興富裕層によって新しい墓制が誕生したと考えたが（渡邊2000、p28）、これらの論証にあたって、筆者は主に河内・柏原市域で近時、相次いで検出された古墓群を対象として取り上げた。当該地域は畿内でも稀な古代墳墓の宝庫ともいうべく特殊な地域であり、これら古墓群の歴史的位置付けの解明こそが、先に提示した筆者の古代墳墓観の正否に関わると言っても過言ではない。

そこで、本節ではこれら柏原市域に展開する古墓群をはじめ、同時期の畿内各所に点在する古墓群を俎上に乗せ、当該時期の墓制に表現された歴史事象の意味を明らかにしたいと考える。

#### 2. 古代の集団墓の事例

##### ①研究史

従来からの骨蔵器を中心とする遺物の検討に終始した火葬墓研究が近年、遺構論を経て各種葬送儀礼の抽出・分類へと発展しつつあることは既に触れた。しかし、「集団墓」の研究に関して言うと、各地域単位での集成と分類作業などは活発であるが、「集団墓」そのものの特性、すなわち何故、密集あるいは散在して存在するのか、また、同時期の単独立地の墳墓との相違は何かなどの研究はほとんど等閑に付されているのが現状である。

そのような中で、川崎市域の資料に基づいた村田文夫・増子章二両氏による南武蔵地域における古代火葬墓群の検討は、火葬骨蔵器が本来的に“群”として存在することや想定される被葬者像が若年から成人まで満遍無く認められ、性別も男女相半ばする事実を導き出し、「すこぶる家族墓的であって、必ずしも特定階級個人に限定された葬制ではない」との見解を提示した（村田・増子1980、p32）。しかし、両氏の理解は中世墓の理解にこそふさわしいものであり、後述するように本節で対象とする8・9世紀の畿内においては“群”として存在する墳墓はむしろ稀な存在である。柏原市域の古墓群の特殊性が際立つ所以である。

家族墓の前提となる「家」とは「家産にもとづき家業を經營し、家の先祖を祀り、家政の単位または家連合の単位となる制度体」のことであり<sup>1</sup>、その社会・政治的な制度としての成立は平安時代中期以降とされている。例えば、義江明子氏は「経営単位としての家

族」、永続的な「家」の成立を平安末期と位置付けている（義江1985、p31）。服藤早苗氏は9世紀末葉に「家」成立の端緒が認められ、10世紀初頭にはより狭い父系親族集団が成立し、11世紀末葉に官職の父子継承を原理とする「家」が確立したとする（服藤1987、p33）。これら先学の成果を参照すれば、9世紀後半以降の古墓群を家族墓と位置付けることはむずかしいといえよう<sup>2</sup>。

近年、古代墳墓研究の最前線で活躍している小林義孝氏は河内土師の里古墓群の検討を行い、当該古墓群が火葬・土葬という多様な構造をもつ墳墓により構成されていることや突出した墓域をもつ個人墓と、群在する墳墓が形成する集団墓地が存在することを明らかにした上で、古代墳墓の序列を明確に示す指標は、葬られた場のあり方にあることを論証した（小林1999）。また、海邊博史氏は古墓群内における二基一対をなす火葬墓についての解釈を試みている（海邊2003）。しかし、畿内において古代集団墓を主題として取り上げた論考は、個々の古墓群を対象としたものを除くと、上記以外にはほとんど見られない。

つまり、面としての遺構の確認事例の僅少さや、遺構論としての古代墳墓研究の歴史の浅さも背景にあり、古代集団墓に関する研究はまだまだ端緒に就いたばかりといえよう。勿論、本節でいう「集団墓」とはいかなるものかという筆者の理解を示す必要があるが、各古墓群の事例を概説した上で後述したいと思う。

続いて本節で取り上げる古墓群の概要を述べるが<sup>3</sup>、各古墓群の時期的変遷については別表（表33）にまとめたので、合わせて参照願いたい（図77）。

## ②撰津の事例

本節で取り上げる古墓群は岡本山古墓群（高槻市教育委員会1982、森田1985、森田1986）、大坂城古墓群（新海正博編1996）である。栗栖山南墳墓群（森屋・瀬戸編2000）にも古代の集団墓の存在が予想されるが、遺構として確認された火葬墓が1基に限られることから本節では取り上げない。

岡本山古墓群は南平台丘陵の南斜面に位置し、昭和36年（1961）の名神高速道路工事に伴う調査で奈良・平安時代の火葬墓3基が発掘されたのを皮切りにして、昭和57年（1982）の調査では中世の火葬墓群・土壌墓群とともに、奈良時代の火葬墓6基、平安時代火葬墓3基、木棺墓2基が検出された。奈良時代火葬墓は丘陵上縁部に点在し、いずれも径1m強の土壌の中に石囲いを設けたもので、そのうち5基に骨蔵器が遺存していた。火葬墓1基より青銅製鉸具が出土した。平安時代の墳墓は緩斜面に位置し、木棺墓1からは、棺内遺物として土師器皿・須恵器水瓶・鉄刀子が、また、中央部からは青銅製鉸具および石鏃一式が出土しており、腰帯を装着していたと考えられている。火葬墓2からは黒色土器碗片・緑釉陶器片と刀子が出土した。これらの古墓群は、近接する嶋上郡衙との関連や遺構の状況を基に、郡司を含む律令下級官人の埋葬地と評価されている（森田1986、p90）。

大坂城古墓群は2基の火葬墓と2基の木棺墓が、それぞれ約30mの距離を置いて点在する（図78）。調査区北端の火葬墓2からは海獣葡萄鏡が、調査区南西に位置する火葬墓4からは水晶製丸玉1点出土した。また、調査区中央北寄りの木棺墓1から蔓草鳳麟鏡1面、隆平永寶を中心とする銭貨29枚、水晶製数珠玉1点とともに木棺の四隅から「呪砂」<sup>4</sup>の可能性のある砂も検出されている。調査区南東の木棺墓3からは黒色土器皿が出土した。8世紀代の火葬墓の築造時期が、難波宮再建期に該当することから「難波宮または京

の運営に関わった在地の高級官人」、具体的には多治比公氏を被葬者に想定する考え（鋤柄1999、p267）もある。

### ③河内の事例

河内では高井田古墓群（安村1997）、玉手山古墓群（北野1990）、土師の里古墓群（三木1999）、立部古墳群跡古墓（芝田1990）、寛弘寺古墓群（上林2005）を取り上げる。

高井田古墓群は、線刻壁画で有名な高井田横穴群に隣接して検出された。調査区中央の南斜面に位置する古墓群は8世紀末葉から10世紀前葉にかけてのものと思われ、29基が検出されたが（図79）、小林氏が「火葬灰埋納土壙」と提唱された資料（小林1992）を含んでおり、確実に火葬墓と断定できるものは20基である（安村1997、p633）。等高線と平行に三～四段に営まれ、その間を貫く墓道も検出された。骨蔵器は須恵器または土師器である。遺物が出土する事例は少なく、目立ったところでは、古墓3から水晶製切子玉、古墓11から水晶製涙滴形玉、古墓20から緑色ガラス玉24点が出土したほか、古墓12から刀子と緑釉陶器碗が出土したにすぎず、その他若干の土師器杯を伴う事例が散見される程度である。

玉手山丘陵からは多くの古墓が検出されているが、本節では安村俊史氏の研究成果（安村1997）に従い、89-1次調査に伴う資料を取り上げたい。わずか100㎡強の範囲から58基もの古墓が検出されたが、骨蔵器を伴い確実に火葬墓と言えるものは35基である（図80）。古墓は西斜面に位置し、いくつかのブロックに分けることができそうであるが、それぞれの位置に明確な規則性は認められない。骨蔵器は高井田古墓群と同様、須恵器または土師器であるが、後者の比率がやや高い。遺物は、古墓14から瑞花双鳳八稜鏡が、古墓20からは文様不明の銅鏡が出土したほか、刀子2例と土師器が若干量出土した事例があるに過ぎない。

土師の里古墓群は先述したように小林氏による綿密な考証が行われており（小林1999）、ここではその成果を援用したい（図82）。当該古墓群は古市古墳群の墓域内に存在し、河内と大和の接点に位置することから、当地周辺には、7・8世紀の官衙的施設や寺院跡などが多数存在していたという。広い墓域をもつ突出した個人墓である木棺墓1と、それに接して造営された集団墓地から構成され、墓1からは石銚帯や漆皮膜が検出されている。隣接する墳墓群には木棺墓、土壙墓、土器棺墓、火葬墓とその関連施設が群在しており、多様な葬法により造営された多数の人々のための墳墓と考えられた。出土遺物としては和同開珎、須恵器や土師器があるに過ぎない。

立部古墳群跡古墓は、西斜面に位置する4基からなる古墓群で、調査区南東隅から火葬墓1、約60m離れた調査区中央部東端には火葬墓2とその西隣に土壙墓2、両者から南約10mの位置に木棺墓1が検出された（図81）。火葬墓は遺物を伴わず、土壙墓・木棺墓はそれぞれ少量の須恵器・土師器を伴うが、伴出した土師器杯に径5mm程度の穿孔を施すという共通点があり、同一の葬送思想に基づく儀礼が行われた可能性が高い。

寛弘寺遺跡群は金剛・葛城山脈の西麓、千早川と宇奈田川にはさまれた丘陵上に広がる複合遺跡であるが、弥生時代の集落址や4世紀中葉に造墓を開始する寛弘寺古墳群などとともに、奈良～平安時代の古墓が検出された。近年、調査担当者の上林史郎氏がこれら古代の墓について丁寧な整理をされている（上林2005）。検出された古墓は土器棺墓、火葬

墓、木棺墓であるが、土器棺墓1例を除くと、残りの諸例はすべて古墳に隣接して造営されている。

寛弘寺古墳群は北部、東部、南部の3つの丘陵上に点在しA～Lまでの支群に分かれるが、北部丘陵（A～D支群）、東部丘陵（E～I支群）とも伝統的な在地勢力の墓域であり、北部丘陵上の古墳群が5世紀中葉以降衰退するのに対して、東部丘陵では逆に5世紀中葉以降に造墓が盛んとなり、6世紀に入ると横穴式石室を伴う、いわゆる群集墳が造営されることになる。また、南部丘陵（J～L支群）は6世紀前半以降に造墓が始まる新興勢力の墓域である（第2章第1節参照）。

古墓群もそれぞれの丘陵上に位置するが、B（2）<sup>5</sup>、C（1）、F（1）、J（4）、K（2）、L（1）支群内に営まれており、古墳の造墓数に比較すると南部丘陵上に造墓された古墓が過半数を占める点は注目されよう（図83）。なお、上林氏の指摘によれば、40号墳（J支群）の前庭部から9世紀前半の骨蔵器と考えられる土師器が4セット出土しており、古墳再利用の類例である。

さて、和泉に含まれる資料ではあるが、畿内を代表する一大須恵器窯跡群として有名な陶邑古窯址群の調査に伴って検出された桧尾第3地点の土壙群（宮野・山川編1990）についても簡単に触れておこう。

光明池丘陵の北部、桧尾台地と称される丘陵の端部が突出した、南北に長い平坦面から検出されたもので、2群に分かれる土壙群は第Ⅰ群27個、第Ⅱ群80個の計107個の土壙からなり、奈良時代の火葬墓群と考えられた。第Ⅰ群の土壙は長方形プランを示すものが多く、第Ⅱ群では不定形なものが大半を占める。掘削後、あまり時間を置かずに埋め戻されていることや埋土内に5～10cmの炭層をはさむものがあり、壺や甕などの須恵器が底部近くから単体で出土するものが多いなどの理由から、報告書では火葬墓と考えられたが、人骨の出土は一切なかったという。

京嶋覚氏は従来、土壙墓と考えられていたこのような密集土壙を詳細に分析し、その多くが土器などの製作に伴う粘土採掘坑であることを論証された（京嶋1995）。

報告者が想定するようにこれらの土壙群が火葬墓であれば、腐食などを考慮しても100基以上に及ぶ墳墓ないしその周辺から人骨が全く出土しないことは考えにくい。よって、本書ではこれを火葬墓とせず、遺跡周辺が畿内を代表する須恵器生産地帯であることを考慮し、京嶋氏の説に従い、粘土採掘坑と考えたい。

桧尾第3地点の土壙群以外にも、群集土壙墓と称される事例が各所で検出されているが、8世紀後半から9世紀前半の時期に限れば、宮田遺跡（森田・橋本1996）、真福寺遺跡（三好1997）、別對道端遺跡（大西2003）などが知られる。本節では土壙墓かどうかの評価はしないが、別對道端遺跡の土壙内から人骨が出土した事例があるという事実を示しておく（大西2003、p137）。

#### ④大和の事例

大和では飛火野古墓群（松永1990）、佐保山古墓群（伊藤1984a、1984b）、西山火葬墓群（山内1988、山内他1992、高野1997）、白川火葬墓群（宮原編1993）、高安山古墓群（河上1983）、横枕古墓群（島本1936、末永1955、小島1962）、東中谷古墓群（北山2013）、三ツ塚古墓群（宮原編2002）を取り上げる。

飛火野古墓群は、奈良公園の一角、春日大社境内の飛火野一帯から検出され、1基の木棺墓と2基の火葬墓並びに関連遺構からなる(図84)。火葬墓は土師器と須恵器をそれぞれ骨蔵器としており、木棺墓からは須恵器小型壺2点が出土した。木棺墓に近接して2基の焼土壙が検出されているが、火葬灰埋納土壙の可能性が高い。古墓群の存在する飛火野一帯には御料園古墳群と呼ばれる後期の群集墳が存在している(松永1990、p309)。

佐保山古墓群は、平城京北方に位置し、「東尉殿」という字名をもつ尾根を中心に三ヶ所から42基の火葬墓が見つかった。そのうち38基が東尉殿尾根の南斜面に集中する。これらの火葬墓は、土壙内に骨蔵器(須恵器壺・土師器甕)を納めるもの、長方形の土壙に木箱と土師器を置き、これを焼いているもの、土師器甕2個の口部を合わせ横位置に置いたものの3形態に分けることができる。築造時期は奈良時代中期から末期にかけてであるが、出土した遺物の中には平安時代初期のものも含まれており、造墓が平安時代まで続いていた可能性があるという。

西山古墓群は天理市東方の春日断層崖から西に派生する丘陵上に位置するが、調査地から東の丘陵一帯には古墳時代後期の群集墳がある。東の丘陵上では、和同7年(714)銘の銀製墓誌を納めた僧道薬の墓(小島1960・堀池1961)が発見され、その北には後述する白川火葬墓群も検出されている。6基の火葬墓と焼土坑などの関連遺構、2基の木棺墓からなる墳墓群で、他に古墳時代後期の円墳5基も検出された(図85)。火葬墓は奈良～平安時代、木棺墓は平安時代に属するものである。火葬墓は須恵器壺や土師器甕などを骨蔵器としており、前者はいずれも緑釉陶器の蓋を伴っていた。なお、5号墓と称される遺構は多量の炭を伴う土壙で、木製骨蔵器が想定されているが、火葬骨が検出されていないこともあり、火葬灰埋納土壙と見做す方が良いと思われる。4号墓は同一土壙内に二つの骨蔵器を納めるもので、海邊氏によって二基一対をなす火葬墓と意義付けられた。木棺墓は火葬墓群の東、西山1号墳の墳丘南裾から2基が並んで検出された(図86)。土師器皿、黒色土器、漆箱、灰釉陶器などが出土しており、9世紀後半から末葉の築造と考えられる。ただ、火葬墓群とは明確に墓域を異にすることから別系譜の墳墓と位置づけるのが適切であろう。

白川火葬墓群は同じ天理市の白川池に向かって東の山塊から派生してきた丘陵に位置し、丘陵の南斜面に7基、西側の尾根上に1基の火葬墓が造営されている(図87)。確認された火葬墓は骨蔵器の種類から三つに大別でき、木製容器(1・8号墓)、施釉陶器(2・3号墓)、土師器(5～7号墓)であるが、築造時期は9世紀前半を中心とする短期間に相次いで造墓されたものと考えられている。

高安山古墓群は奈良県と大阪府の府県境に位置する高安山の山頂に近い南に延びる尾根上に営まれた火葬墓群で、尾根の傾斜面を削って東西約20m、南北約10mの平坦地を作り、そこに30基の火葬墓群を築いている(図88)。骨蔵器は土師器・須恵器壺が多数を占めるが、灰釉陶器の壺も数点見られ、骨蔵器の蓋に緑釉や黄釉の皿を用いた例も知られる。検出された墳墓の半数には表面に集石が配置され、延喜通宝などの銭貨を副葬する事例もある。築造時期は8世紀末から10世紀であるが、これらの火葬墓群に先行して8世紀代と推定される磚槨墓と鉄板を伴う土葬墓が検出されている。後者については墳墓というより、木棺を茶毘に付した火化遺構を埋め戻し、その上に盛土を施し列石を用いて方形区画を造営した遺構である可能性が高い(小林1997、p401)。



横枕古墓群は奈良盆地の東縁、巻向山の東に派生する小丘陵の南斜面から見つかった。丘陵斜面の等高線に沿って三～四段に分かれ、各段に5～7基の火葬墓があったらしい。埋葬形態は様々で、小石室に木櫃を納めたもの、土壇底部に石を並べ火葬骨を置き、須恵質の壺を逆さに伏せたもの、土壇底部に木炭を粉碎して敷き、火葬骨を置いたもの、土壇底部に鉄板を置き、火葬骨を安置するもの、須恵器・土師器の壺を骨蔵器として利用したものなどに分けられる。和同開珎などの銭貨や碧玉の石帯などが出土しており、8世紀中葉から9世紀前半にかけて築造された。

東中谷古墓群は南北にのびる丘陵の、南端付近の南西斜面に立地する5基からなる古墓群で、9世紀代に相次いで造営された墳墓群と考えられている(図89)。群中最有力な墳墓は2号墓で、木炭槨を備える木棺墓であり、銅鏡、黒色土器、鉄滓などが出土した。造営時期は9世紀中葉から後半である。遺存状況が悪く、規模などは不明であるが、5号墓(木棺墓)からも黒色土器が出土しており、9世紀後半の築造年代が当てられている。そして、5号墓との重複関係から群中唯一の火葬墓である1号墓が5号墓に先行して造営されたとされた。1号墓から遺物は出土していないが、墓壇内の一定範囲内から焼骨が出土しており、骨蔵器として木櫃が使用されたと考えられている。3号墓は鉄滓が出土しているが、長さ1.9mの土壇は木棺を想定するには寸足らずという評価から土壇墓と判断された。また、4号墓は木棺墓と想定されている。3・4号墓の築造時期は不明とするものの、他の墳墓の造営状況を鑑み、報告書では9世紀代に造営された可能性を述べられた。9世紀中葉を中心とする限られた時期に密集して5基の墳墓が造営された「集団墓」の事例として興味深く、報告書では「一家族が、二～三代程度にわたり当地を墓域として利用した」(北山2013、p103)との考えが提示されており、9世紀における家族墓という意義が示されている。

しかし、これら5基の墳墓の中で明らかな墓は1・2・5号墓の3基に過ぎず、それぞれの墳墓の築造順序は必ずしも明確ではない。家族というよりも小規模な集団の戸主層が相次いで埋葬された氏族墓という評価も可能であろう。なお、群中に火葬と土葬の二つの葬法が混在するという点では三ツ塚古墓群と同様の意義を有する(次節を参照の事)が、9世紀中葉頃という築造時期は本論で主張する9世紀中葉の画期と合致する事例として大いに注目したい。ただ、1号墓の築造時期が不明であり、土葬墓と火葬墓が同時に造営されたか否かの判断は現在のところ、保留しておくのが無難であろう。

三ツ塚古墓群は竹内街道からやや西に寄った急峻な丘陵南斜面に位置し、8世紀前半の火葬墓と、9世紀前半以降の木棺墓と火葬墓、およびその関連遺構からなる(図90)。8世紀代の火葬墓は短期間に造営され、石囲い施設の中に骨蔵器を埋納するという儀礼上の共通点が認められた。そして、数十年の断絶期間を経て、谷の中央に築かれた木棺墓が端緒となり、古墓群が造営された。これらの墳墓群は3つの支群に分けることができ、中央支群で最初に築かれた木棺墓1の被葬者は刀子や発火道具を佩飾する銚具を装着していた。検出された木棺墓10基の中で土器の出土した7基は9世紀第2四半期に造墓が集中しており、葬送儀礼の復元から、一定の規範の下に造墓されたと考えられている。9世紀中葉前後の時期は木棺墓と火葬墓が混在し、後半以降は火葬墓に統一されるなど葬法の変遷を考える上で興味深い事例といえよう(表34)。

### 3. 古墓群の特性

前節では、本節で考察の対象とした古墓群の概要を示したが、本章ではこれらの古墓群の意義を明確にするため、以下の項目に基づいて分析したい（表35）。

#### ①造営時期

今回対象とした15例の古墓群の中で、奈良～平安時代前期にかけて継続的に築造されたものは一部例外を除き、基本的には存在しない<sup>6</sup>。造営開始時期は8世紀前半に属する事例が15例中5例と一番多い。以下、8世紀中頃3例、同後半1例、同末葉～9世紀初頭3例、9世紀前半2例、9世紀前半から中葉以降1例となる。ただ、8世紀前半の事例のうち造営期間に数十年の断絶期をはさむものが3例存在し、土師の里古墓群と寛弘寺古墓群の事例では当該時期の墳墓がいずれも土器棺であり、通有の墳墓形態とは様相を異にする。これらを除けば、8世紀前半に造営された事例は飛火野古墓群1例となるが、当墳墓群も3基からなる小規模な墳墓群に過ぎない。

つまり、8世紀前半段階では集団墓の様相は認められず、単独墓の造営が中心であったといえよう。断絶期間を有する古墓群の造営再開時期が9世紀初頭～前半であることを考慮すれば、今回取り上げた古墓群の半数が平安時代の幕開きと歩調を合わせるかのように造営を開始したことになろう。当該時期は8世紀代とは相違した氏・氏族制の再編期であり、氏と朝廷との歴史的な関係性や始祖・別祖と結ばれる系譜を重要視するようになったことから（中村1995、p289）、墓制も大きな転換期を迎えたと考えられる。

#### ②造営期間

古墓群の造営期間は、短期間に集中して造営される古墓群と長期間造営され続ける古墓群に大別できる。このうち、短期間に造営が集中するのは4例（佐保山・横枕・白川・東中谷古墓群）に過ぎず、その内訳は一時期（9世紀前半）に集中して造営されるもの1例（白川）と、比較的短期間に造営されたもの3例（佐保山・東中谷・横枕）である。大半の事例が長期間にわたって造営されているが、古墓群という特性を考えるとこれは当然のことといえるかもしれない。むしろ、短期間に集中して造営された古墓群の方が、その歴史的背景等を考えると興味深い存在といえよう。

#### ③造営基数

古墓群として取り上げた資料も、実は最小3基から上限は数十基が群集するものまで、その存在形態は千差万別である。古墳時代後期のいわゆる群集墳ほど明確ではないが、これら古墓群においても、公的なものかどうかはさておき、墓域が存在したことは間違いないと考えられ、当該時期の古墓群における墓域＝「葬られた場のあり方」の具体的な分析は既に小林氏によって詳細に検証されている（小林1999）。

小林氏は散在的な古墓群のあり方と群集する古墓群のあり方が「突出した個人墓の被葬者とその依拠した集団の関係を示しながら、古代の墳墓の序列を表している」と考えられたが（小林1999、p511）、やや分布状況の不詳な岡本山古墓群を除けば、小林氏のいわれた「個人墓が並列したもの」と考えられる資料、すなわち散在的な分布を示し、造営基数

も少ないものが3例（大坂城・立部・飛火野古墓群）存在する。さらに、他から隔絶した墳墓のあり方という小林氏の言われる個人墓の要件にはやや抵触する可能性もあるが、白川古墓群も階層性を有した有力集団の墓域と考えられる。これに対して、寛弘寺古墓群や西山古墓群の場合は後述するように前代の古墳或いは古墳群との関係において一定の墓域を設定し築造された古墓群と考えられ、同じ散在的なあり方といっても、各墳墓が独自の墓域を求めた結果、視覚的に集団墓状を呈するようになったと理解することができよう。

残りの事例はいずれも密集する古墓群と位置付けられるが、その中でも高井田・玉手山・高安山の3古墓群は文字通り群集すると呼んでも差し支えがないような群在したあり方を示す。

#### ④古墳との位置関係

第3章で筆者は8・9世紀に実修された古墳に対する儀礼の実態を検討し、中央政権内で一定の政治的立場を確保するため、かつての伝統的な氏族との系譜関係や自らの出自を証明、主張する手段として古墳の再利用を行ったことを論証したが、今回検討した古墓群もその多くが前代の古墳・古墳群と隣接し、或いは古墳の墓域内に造営されたことが確認できた<sup>7</sup>。具体的には15例中、古墳との関係が認められない事例は4例（大坂城・佐保山・東中谷・横枕古墓群）に過ぎず、ヤマト盆地東南部に偏在する横枕・東中谷古墓群を除けば、大坂城古墓群は難波京、佐保山古墓群は平城京との関わりを窺わせるような立地を示す点は興味深い。ただ、古墳との関係と一言で言っても、三ツ塚古墓群のように前代の三ツ塚古墳群の墓域内に造営され、一部の古墓は横穴式石室を再利用するなど、古墳の存在を非常に重視した様相を示す古墓群と、高井田古墓群のように至近地に古墳群は存在するものの、その中でもわざわざ古墳の存在しない或いは疎らな場所を選んで造営するなど、古墳を意識しているとは思えないような立地を示す古墓群の二者に大別できることは注意を要する<sup>8</sup>。

#### ⑤葬法

古代墳墓の土葬か火葬かという葬法の選択は、当時の習俗や死生観などを重視し、「政治性が具現化していた墳墓（古墳）から脱却した時点からを古代墳墓と認識」という立場（海邊2003、p941）もあるが、筆者は9世紀中葉頃までは土葬と火葬という葬法の違いが他界観の違いなど葬送儀礼の在り方に影響を与えていたと理解している（渡邊2004、p62）。

そこで、今回の検討に際しても各古墓群の葬法を検討したが、土器棺を除くと3つのパターンに大別されることがわかった。火葬墓のみで構成されるもの（佐保山・横枕・白川・高安山・高井田・玉手山）<sup>9</sup>、火葬墓から木棺墓に変化するもの（大坂城・立部・寛弘寺・飛火野・西山・東中谷？）、火葬墓→木棺墓→火葬墓と変遷するもの（岡本山・土師の里・三ツ塚）である。このうち後二者の火葬→木棺（土葬）への変化は当時の墓制全般の動向と同様、9世紀前半という桓武朝の画期（渡邊1999、p51）と軌を一にするものが大半を占めるが、そのような傾向の中で立部・西山両古墓群は9世紀後半以降に変化しており、他の事例より半世紀ほど時期がずれることは注目されよう。詳しくは次項以降で述べることになるが、9世紀中葉以降は上記したように、土葬と火葬で区別されていた他界

観が仏教的他界観の普及に伴い、意味を持たなくなり、葬法にこだわらず自由に造墓することになった可能性がある。ただ、当時は中央貴族層を中心に死体に対する汚穢観が強くなった時期であり、火葬より土葬が重視されるという風潮が存在した可能性があることから、これらの古墓群の被葬者たちもその影響を受けた可能性も考えられる。

## ⑥ 出土遺物

当該時期の古墓は「副葬品の有無や豪華さが、被葬者の地位を考える上での必要条件ではない」という指摘（小林1999、p510）もあるように、副葬品の内容が必ずしも被葬者の社会的立場を示すメルクマールとはならない点に古墳時代とのヒアタスがある。しかし、黒色土器に代表されるように土葬と火葬では葬法の違いに基づく「副葬品」、より正確には「出土遺物」の差別化が、少なくとも9世紀中葉までは確認されることから（第2節参照）、これら古墓群からの副葬品（出土遺物）についても簡単に触れておこう。

岡本山古墓群では火葬墓、木棺墓とも土師器の他に刀子・帯金具の出土が目进行く。大坂城古墓群は火葬墓と木棺墓の両者から水晶玉・鏡が出土し、後者からは銭貨や黒色土器も検出された。このように須恵器や土師器などの土器類、刀子、銭貨など当該時期の古墓に通有の出土品が多く古墓群で認められる一方、石帯など官人的要素の強い遺物を出土する事例もある。これら遺物の内容は表35に示したが、大半の古墓には出土遺物が認められないにもかかわらず、骨蔵器に緑釉などの施釉陶器を用いる事例が高井田・玉手山・高安山の各古墓群で確認されている。

## 4. 各古墓群の構成原理

前節では各古墓群の特性を簡単に検討したが、本項は小林氏が土師の里古墓群を対象として分析された手法を参考にして、古墓群における墓域＝「葬られた場のあり方」について検討したい。

本稿で対象とした古墓群15例のうち、大坂城古墓群は小林氏によって「個人墓が並列したもの」と位置づけられたが、立部・飛火野・西山古墓群も各墳墓が一定の墓域を有し、散在するあり方が窺える。

また、寛弘寺古墓群は古墳再利用の事例が集積したものという理解を前節で示した。

土師の里古墓群は、小林説に従えば、卓越した木棺墓と群集する火葬墓という墳墓構成を読み取ることができる。同古墓群の墓域内には木棺墓1の他にも木棺墓9が火葬墓群内に造営されているが、後者は木棺長0.7mの小規模な木棺であり、小人用の墳墓であろう。同様に、三ツ塚古墓群においても2基からなる東支群を除けば、中央支群の木棺墓は散在し、火葬墓はやや後出するものの密集して分布することがわかる。西支群は散在する木棺墓が主体をなす支群で、群中に3基の火葬墓が造営されているが、墓34は8世紀前半に築造されており、他の墳墓とは時期的にかけ離れた時期の墳墓であり、墓32は木棺墓群とは離れた位置に造営されている。墓47は木棺墓群に近接するが、古墳の存在を意識した造営、すなわち古墳再利用の範疇で捉えることが可能な資料である。火葬墓と土葬墓が混在する事例はこれ以外に岡本山古墓群があるが、分布図が公表されておらず詳細は不明である。東中谷古墓群は5基からなる密集した古墓群という評価が与えられているが、前述したよ

うに墳墓として確実な資料は3基に過ぎず、9世紀中葉頃に火葬墓が造営され、その後、2基の木棺墓が造営された墳墓と捉えることもできよう。

火葬墓のみからなる古墓群のうち、横枕古墓群は等高線に沿って三～四段に分かれ、各段に5～7基の火葬墓があったらしい。つまり、複数の墓域に分かれる事例である。佐保山古墓群は調査資料の詳細が公表されておらず、具体的な分布状況は不明である。白川古墓群は8基の火葬墓が二箇所の尾根斜面に分かれて造墓されており、丘陵南斜面に位置する7基の火葬墓群はやや密集して分布している。また、高安山古墓群では墳墓の立地に何ら規則性は見出せない。高井田山墳墓群は墓域の中心に、造墓の契機となり、豊富な副葬品を有する20号墓が一定の領域を占めており、他から隔絶したあり方を示す個人墓と位置づけることができよう。その後、墓域は上下2段に分かれ、上段の火葬墓群は豊富な副葬品を有するものの、密集して造営されている。これに対して、下段の火葬墓群には顕著な副葬品が伴わないながら、各火葬墓は20号墓ほどではないにしろ、各墳墓が一定の墓域を持ち、散在的なあり方を示している。

最後に玉手山古墓群を取り上げよう。この古墓群については、海邊氏が等高線を手がかりにして、標高61.50～61.75mの一群、調査区中央の小流路より上の61.25m前後の一群、小流路より下の61.0m前後の一群、60.5～61.0m付近に散在的に立地する一群という支群構造の試案を出された。これ以外にも、標高と築造時期の変遷を重視して、築造単位の系譜を考える方法、骨蔵器の種類と埋置方法の類型から造墓単位を読み取る方法なども考えられる(表36)。後者の方法を採用すれば、9→13、18→15→2→3、25→48→22、19・20→6・7→41・42(2基一対の墳墓)という4つの造墓単位を想定できるが、無論これらの系譜に含まれない墳墓も多い。いずれの方法を採用にせよ、当該古墓群の支群構造は恣意的な分類という他なく、当古墓群では明確な墓域の設定は困難であるといわざるを得ない。

以上、本項で取り上げた古墓群は有力個人墓の累積、古墳再利用例の集積、卓越した個人墓である木棺墓と群集する火葬墓、複数の墓域に分かれ密集する火葬墓、分布に規則性が認められず、一つの墓域内で群集する火葬墓という5類型に分類することが可能である。

## 5. 集団墓の類型

前項では、古墓群の墓域の在り方を手がかりに5つの類型を設定したが、大坂城古墓群などの事例はあくまでも一定の領域を有する個人墓が累世的に造営されたもの、寛弘寺古墓群は古墳再利用の事例が集積したものと考えられ、本節でいう集団墓の概念にはそぐわない事例である。また、西山古墓群も1～2基程度の火葬墓の累世的造営と考えられることから、以下はこれら5例を除き、10例の古墓群を対象にして考察を進めていきたい。

では、その集団墓とは何かという筆者なりの理解を示しておこう。石野博信氏は「3・4世紀の集団墓」という論文の中で、集団墓とは「一定面積内に2基以上の埋葬等が行われていて、個人の墓が人体埋葬に要する以上の面積を占有していない形態の墓地」という理解を示された(石野1973、p49)。つまり、有力個人墓は含まれないことになる。

それに対して、本論では特定の社会集団が造墓した墳墓群を集団墓と規定して以下の考察を進めたいと思う。社会集団という概念は「特定の目的を継続的に志向・共有する構成員によって形成され、目的追求の過程で一定の規制と役割分担を各構成員に課すことによ

って、強い連帯意識を保持させることになった集合体」(安齋編1999、p105)のことであり、共通のアイデンティティを自覚することで維持される(ギデンズ1992、p16)。つまり、特定の社会集団が墓域を共有し、前代の古墳などを足がかりとした系譜意識などで結びついて造墓活動を行った結果、現象面で石野氏の指摘されたような集団墓状の形態を呈することになったものである。

以上のことから、本節で取り上げる集団墓とは複数の造墓主体が継続的に一定の領域内に造営した十数基以上からなる古墓群と定義づけておきたい。

では、その類型であるが、個人墓の累積を除外した上で、まず、葬法について着目した。すなわち、火葬墓のみからなる一群と土葬墓を交える一群である。次いで、これらの古墓群が複数墓域を有するかどうかで細分した。群集墳でいうところの支群分けが可能であるかどうかという視点である。最後に、各墳墓間での階層性の有無に着目するという方法を採った。

以上の観点から、本節では次のような類型分類を行いたい。なお、岡本山・佐保山両古墓群は具体的な古墓の分布状況が不詳なため、今回は取り上げなかった。

①各墳墓が一定の領域を示し、集団墓とはいえないもの…大坂城・立部・飛火野・西山  
古墳再利用の事例が集積したもの…寛弘寺

②一定の墓域内に密集して造営されたもの

a. 火葬墓以外に木棺墓などの土葬墓が混在するもの…三ツ塚・土師の里・東中谷・  
(岡本山)

墓域が複数のも…三ツ塚(階層性あり)

墓域が一つのもの…土師の里・東中谷(階層性あり)

b. 火葬墓のみからなる一群

墓域が複数のも…横枕・高井田・白川・(佐保山?)

階層性があるもの(高井田・白川)・階層性のないもの(横枕)

墓域が一つのもの…玉手山・高安山

階層性のないもの(玉手山・高安山?)

## 6. 各集団墓の類型の意義

本項では、前項までの検討結果を踏まえて、集団墓の類型の意義を考えてみることにしたい。

### ①三ツ塚古墓群の類型

大坂城古墓群と同じように葬法の変遷が中央の墓制と一致する三ツ塚古墓群は岡本山・寛弘寺・土師の里古墓群と同様、墓域が古墳と近接し、石帯などの官人的要素といわれる遺物が検出されたことでも共通する。しかも、古墳と近接するとはいっても再利用とは異なり、古墳の墓域内に一定の間隔を置いて造営されている。いずれの事例も平安時代初頭の墳墓が中心となるが、群中に8世紀代の火葬墓などを含んでおり、ある程度の断絶期間をはさみながらも古墳時代以降、墓域としての継続使用が行われている可能性が高い。土師の里古墓群は小林氏によって「依拠する集団との紐帯を維持して集団の首長の墳墓とそ

の集団の構成員の集団墓地が隣接している」と評価されている（小林1999、p511）。集団墓地とされる墳墓群の実態が十分に解明されているとは言い難いが、これらを手がかりに被葬者層を推定すれば、地方官衙などに関わる在地の官人と彼を支えた共同体の成員を含んだ墓地が経営されたことになろう。ただ、個人墓と集団墓地が隣接するという理解は首長一世代の墳墓とその構成員の集団墓地という構造を前提としているが、葬法の変化という点に注目すれば、集団墓地とされる墳墓群の中に近親者や前後する時期の首長墓が埋没している可能性もないわけではない。それはさておき、いずれの古墓群も古墳と近接することを考慮すれば、いわゆる古墳再利用の事例と同様、祖先祭祀の画期にあわせて出自の再確認や系譜関係の主張のために古墳を利用した墳墓経営を行ったと考えられ、これらの点からも被葬者は官人層であった可能性が高い。

特に、土師の里古墓群の場合、立地から考えると古墳時代以来の伝統的な氏族である土師氏の墓域という意識が平安時代まで連綿と受け継がれていたと考えることもできよう。また、三ツ塚古墓群との差異は墓域の数の違い、すなわち築造系譜の違いという点につきよう。そういう意味では、古墳との直接的な関係は認められないものの、周辺地域に薩摩古墳群などの古墳が点在していることを評価すれば、火葬から土葬に葬法が転換する可能性の高い東中谷古墓群も土師の里古墓群のミニ版という位置付けが可能かもしれない。

なお、前稿（渡邊2004）で筆者は三ツ塚古墓群の検討の際に、フォーテスの分節リネージ体系（Fortes1945）を用いた。社会・政治的变化を説明するためには不十分という批判があるものの（Lightfoot1984、p17・18）、フォーテスの示した大・中・小と段階的に分節化される概念図は群集墳などの支群構造を理解する上でも有効な概念であると判断する。ただ、リネージが父系出自集団を指す言葉である以上、律令制下では父系出自にもとづかず、父→男子・母→女子という並行出自を前提に戸を編成したことから（明石1979、p62）、当該時期の社会集団にリネージの概念を用いることは不適切と言わざるを得ない。明石一紀氏によれば日本古代の社会集団は「親族共同体」のような地縁的・双系的関係によって構成された内婚的地域集団（=deme）であり、リネージや家族共同体は存在しないという（明石1979、p61・62）。いずれにしろ、浅学とはいえ、十分吟味しないまま不適切な用語を使用したことは深く反省しなければならないし、今後、安易な「用語」の使用は厳に慎まなければならない。

## ②歌枕古墓群の類型

前述したように、この類型は比較的短期間に集中して多数の火葬墓が群集するように造営されており、出土遺物にも顕著な差異は認められず、等質的なあり方を示す。ただ、骨蔵器の種類や埋納方法には様々なバリエーションが窺え、横枕古墓群は等高線に沿って3～4段に墓域が分かれる状況も確認されている。横枕古墓群から石帯が出土していることや佐保山古墓群の立地条件等を考慮すれば、既に指摘されているように、これらの墳墓群に葬られたのは平城京を活躍の場とした下級官人層である蓋然性は高い<sup>10</sup>。近年、岡本敏行氏は「結論を出すだけのデータとしては不十分ではあるが」と断りながらも、骨蔵器の使い分けと被葬者層との関係について言及された（岡本2005、p119）。木櫃（槨）は官僚層、陶器系は僧侶という指摘であるが、この推論を援用すれば佐保山古墓群は木櫃を中心とすることから被葬者を官人層と推定する蓋然性は高まり、横枕古墓群についても木櫃

を骨蔵器に使用する古墓が混在し、官人層を契機に営まれた墓域内に同一氏族の成員が葬られた可能性が高い。等高線に沿った複数墓域の存在に注目すれば横枕古墓群は奈良盆地東南部における共同墓地的な性格も推定できるが、その場合でも造墓の端緒となったのはやはり官人墓であろう。これら二つの古墓群が8世紀中頃に成立する事情を筆者は第3章第1節で藤原仲麻呂政権との関わりから論じた。しかし、岡本氏が指摘されたように、天平9年(737)の天然痘の大流行も見逃すことはできない(岡本2005、p117)。古代にあっては異常死に対する葬法として火葬を用いることがあったらしい(塩入1998、p110)<sup>11</sup>からである。

### ③白川古墓群の類型

古墳に近接してほぼ同時期の火葬墓が密集して造営されており、形態的には三ツ塚古墓群内の火葬墓群と類似する。しかし、この類型の特徴は、古墓群の規模が小さく、造墓期間が極めて短期間に集中していることにある。骨蔵器は陶器と木櫃の両者を含み、緑釉壺なども認められる。鉄製小札や銭貨などを伴う火葬墓も存在しており、これら墳墓間での明確な階層性や多様性は、9世紀前半という築造時期も考慮に入れると、従来の氏族中心の墳墓から、新たに分立した律令制的“家”<sup>12</sup>を中心とした複数の集団による墓域という位置づけが適切なのではないだろうか<sup>13</sup>。そして、彼らは共通の祖先系譜を有していたことから、墓域確保と土地所有を念頭に置いて、一種の古墳再利用的な造墓活動を行ったと考えることができよう。

勿論、報告書で指摘されたように、被葬者を僧侶とする想定は十分に考えられることであり、古墓群の全てではないにしろ、被葬者に僧侶が含まれている可能性はある。

### ④高井田古墓群の類型

高井田古墓群は等高線に沿って3つの墓域に分別することが可能で、20号墓が造墓の契機となって墓域を確保し、その後、上下二つに分かれて墓域が展開したと位置付けた(表37)。中央平坦部に位置する20号墓は単独墓的立地を示し、24個にも及ぶガラス玉が出土したことから有力個人墓と推定できる。

古墓群の墓域に関しては、前代の古墳との関係の有無を本節では重視している。そして、古墳の墓域内または隣接地にあるかどうかで古墓群の性格を判断する材料としてきたが、厳密に見た場合、高井田古墓群の場合は前代の古墳の墓域と隣接するとはいうものの、明らかに墓域を違えており、いわゆる古墳の再利用とは明確に区別できる資料ばかりである。8世紀末葉という造墓開始時期は桓武朝の墓制の画期に連動して、多くの古墓群が造営を開始する時期に相当するが、氏族としての系譜関係の主張を目的として前代の古墳の墓域を利用した事例が大半を占める中で、平尾山古墳群の至近地ではあるものの、古墳とは無関係に墓域を設定したことの意義は大きい。

さらに付言すれば、火葬墓から土葬墓へと葬制を転換する汎畿内的な桓武朝の墓制の動向にも頓着することなく、火葬墓を造墓し続ける集団の存在が見てとれる。つまり、高井田古墓群に葬られた人々は中央政権内での政治的立場や中央官人層とのつながりを重視するといった当時の在地の有力者の趨勢に頓着した様子が窺えないのである。

20号墓造墓後は墓域南端部を画するかのようになり9世紀前葉頃に24号墓が造墓されるが、



立地からすれば20号墓に続く有力個人墓と位置付けることもできよう。そして、9世紀中葉以降、墓域は南北に分かれ、造墓活動が展開することになる。上側の墓域は南向き斜面に密集する形で火葬墓が営まれ、下側は南向き緩斜面にやや散在する。各墳墓の占有面積からすれば下側の火葬墓群が優位な立場にあるが、こちらからは副葬品が一切出土しておらず、上側の火葬墓群から玉類や施釉陶器をはじめとする副葬品が検出された。これら墓域間での階層性・多様性を考慮すれば、等質性が際立つ高安山古墓群等との相違は明らかであろう。また、古墳とは無関係に造営された墓域という点を重視すれば、石帯などの遺物が出土していないことも踏まえ、新興官人層の墓域と位置付けることは困難である。よって、本節では富豪の輩と称されたような新興富裕層の集団墓と位置付ける方が適切であると考える。

### ⑤玉手山古墓群の類型

玉手山・高安山の両古墓群は8世紀末葉～9世紀前半に造墓を開始した火葬墓のみからなる集団墓で、まさに群集して造墓された。長期間にわたって一定の規範の下に造営され続けたと考えられており、副葬品を持たない火葬墓が大半を占める一方、緑釉陶器など施釉陶器を骨蔵器とする墳墓も混在する。しかし、骨蔵器の埋納方法等を見ても各墳墓間に個性が感じられず、非常に等質的なあり方を示すものである<sup>14</sup>。

高安山古墓群の被葬者像として、仏教寺院に関わる者、僧侶などが想定されている<sup>15</sup>。陶器系骨蔵器は僧侶系という岡本氏の説を参考にすれば、豪華な施釉陶器を骨蔵器として使用する高安山古墓群の場合、僧侶という被葬者も十分に想定可能である。

高安山といえば至近地の信貴山寺が著名である。信貴山朝護孫子寺は伝承では聖徳太子や法隆寺と関連のある寺とされるが、醍醐天皇の延喜年中（901～923）に命蓮上人が建立したことが史料（『信貴山寺資材宝物帳』）に見え、古代山岳仏教の聖地であった。しかし、高安山古墓群の造墓開始期とは100年という年代の開きがある。つまり、信貴山の寺院と高安山古墓群を直接結びつけることは現状では困難である。

当古墓群では、10号墓を中心に列石による方形区画が作られ、上部に人頭大の集石を持つ墓が、10号墓の方形区画の左右に並び、その間を埋めるように火葬墓が築造されていた。「こうした風景は、寺院境内に見かける歴代僧侶の墓である五輪塔が立ち並ぶさまを思い起こさせる」ものであり、施釉陶器や中国陶器を骨蔵器に使用することから経済力のある集団の墓とも考えられている（土橋2003）。信貴山朝護孫子寺は『信貴山寺資材宝物帳』の写し（佛書刊行会1915）によると、延喜年中に命蓮上人によって中興され、檜皮葺四面庇の御堂が存在していたらしい。以上のことから、土橋理子氏は当古墓群の被葬者は信貴山寺の僧侶である可能性が高いとされた（土橋2003）。

同史料によれば命蓮が信貴山に登ったのは寛平年中（889～898）であり、その時も信貴山には毘沙門天を祀る方丈円堂があっただけという。このことから、田中恵氏は当時の信貴山は半ば廃寺然として一堂のみがあっただけで、住僧はいなかったと考えられた（田中1979、p14～15）。そうであれば土橋氏の考えも再検討の余地があるのかもしれない。

しかし、信貴山寺に伝わる寺家の伝来として、歡算上人の名が命蓮上人以前の中興者と伝えられており、命蓮以前の信貴山寺に毘沙門堂のみ遺る前の相当な寺観を保たしめた天台系の人として歡算を認めても不可はないという意見（亀田1956、p9～11）を踏まえると、

土橋氏の意見も成り立つ可能性があるのではないだろうか。ちなみに、信貴山奥院米尾山寺は境内から焼け米が出土することで知られるが、出土した焼け米は京都産業大学理学部教授山田治氏の調査の結果、860年±30年前という数値が報告されており(棚橋1998、p34)、信貴山には命蓮上人以前に既に寺院が存在した間接的な証拠ということもできよう。

高安山古墓群自体は高安城の調査に伴って検出された遺構である。高安城は7世紀半ばの白村江敗戦による戦後対策の一環で国土防衛の為に築城された山城で、天智天皇の6年(667)に築かれた。しかし、国際的緊張の緩和に伴い、大宝元年(701)には廃城となり、烽だけが残されたが、これも和銅5年(712)に廃止されたという。つまり、高安山古墓群の被葬者と高安城を結びつけることもこれらの史料によれば困難といえよう。

ただ、1982・83年の調査によって、奈良時代8世紀前半の6棟の礎石建物群が検出されており、倉庫群のような建物が存在したことが確認された(河上1983)。当地を巡る土地利用の具体的な内容については史料の上では明らかにはできないが、高安城廃絶後も当地を管理する氏族が存在しており、その中の有力者によってこれらの墳墓が造営されたのであろうか。

高安城そのものは、国防という性質上、西側の防備施設は厳重になされたが、東側のそれはほとんどなかったという。実際、急峻な斜面の西側に対して、東側は広い谷が広がっている。つまり、ここに古墓群を築いた者は東側、つまり今の平群を中心とする地域の人々と考える方が自然であろう。

では、信貴山の東側に位置し、年代的に8～9世紀に隆盛を誇った寺院は存在するのだろうか。

奈良県生駒郡三郷町勢野所在の平隆寺は聖徳太子が創建したという伝承を有するが、現境内やその周辺から飛鳥時代の瓦が出土しており、大和でも数少ない飛鳥時代創建の寺院と考えられていた。昭和48年に寺域確認調査が行われ、創建が飛鳥時代になることがほぼ確実とされた。四天王寺式伽藍配置の塔の位置と創建当初の塔跡の位置が一致したことから、四天王寺式伽藍配置を採用していた可能性があるが、奈良・平安時代には金堂の東南方に塔を配した特異な伽藍配置の時期もあった可能性が指摘されている(白石・亀田1984、p57)。

平隆寺が文献に登場するのは、承平7年(933)、『信貴山寺資材宝物帳』の写しにある記事が初見である。仏子平賢が中堂の千手観音に奉納した畠が平群郡中郷九条十四里廿五・廿六坪字三宅畑にあり、その北側は平隆寺地で限るという内容で、この平隆寺地とは、平隆寺の寺域ではなく、平隆寺寺地を指すと考えられている(白石・亀田1984、p14)。

このことから、平隆寺は7世紀初頭前後から8・9世紀を通して存在し、10世紀には文献史料にも登場するなど、高安山古墓群の被葬者を検討する際に見逃すことのできない寺院ということもできるが、墓域としてわざわざ信貴山頂を選ぶかどうかは不明とせざるを得ない。同じ10世紀の文献史料に信貴山朝護孫子寺に関わる記述が見られるのであれば、当古墓群の被葬者は土橋氏の指摘通り、信貴山寺の僧侶を想定する方が無難であるようにも思える。

信貴山寺のように都心をはなれた山境に造立された寺院を山岳寺院と総称するが、信貴山と同じ生駒山地に属する生駒山では、近世大坂と奈良を結ぶ交通路として栄えた暗峠の南約2km、標高460mの位置に河内神感寺が存在した。付近は古くから寺山と称され、

寺院跡の存在が伝えられていたが、昭和39・40年の発掘調査でその存在が確認されたものである（藤井1975）。鎌倉時代には真言宗の寺院として発展したことが文献によって知られるが、調査の結果、創建が奈良時代末になることが判明した。さらに、神感寺主要伽藍の北方約500mの尾根上には「北寺」と呼ばれる遺構があり、途中の斜面から石塔の残欠や骨蔵器が出土したことから、墓地が存在したことも分かった。直線距離で5km程離れているとはいえ、同じ山地内に創建が奈良時代に遡る寺院とその近接地に火葬墓地が併設されていることは高安山古墓群の性格を考える上でも興味深い。高安山古墓群については個々の墳墓の詳細が不明なこともあり、いずれ正式な報告書の刊行を待って改めて検討したい。

最後に、玉手山古墓群を取り上げる。調査区が墓域の一部を横断しているに過ぎない可能性があり、古墓群の全容は分かりにくい。等高線等を手がかりにすれば、高井田古墓群と同様3つ程度の墓域に分けることができる（表38）<sup>16</sup>。造墓に際しては、まず墓域の両端を画するように火葬墓を造営し、その後順次その間を埋めていくように造営された可能性がある。有力個人墓を契機に造営が始まり、その後墓域が二分される高井田古墓群とは異なり、当初より複数集団の墓域が設定されていた様子が造墓順序等から読み取れよう。

当古墓群については、立地、墓域、副葬品などに基づく階層性は認められず、他の古墓群と比べても、その等質性が際立つ存在である。墳墓間での等質性を重視すれば高安山古墓群と同様、僧侶の集団墓という可能性が高いように思えるが、やや相違点も認められる。先の海邊氏の指摘によれば、本古墓群には二基一対の墳墓が4組存在しており、この点に注目すれば別の見方もできそうである。

考古学的に証明することはむずかしいが、もしもこれら二基一対の墳墓が夫婦墓であった場合<sup>17</sup>、「イエ」を築造単位とする新たな造墓原理に基づく墓制が展開していることになり、9～11世紀という築造時期を考慮すれば、中世墓＝「イエ」墓、垣内墓<sup>18</sup>の先駆的形態と位置付けることができるのではないだろうか。階層性を前提としない造墓原理に注目すれば、特定の階層や社会的立場を共通にする人々の特定集団墓ともいべき存在が、その後、各集団の経済的・社会的成長に伴い、上記したような「イエ」墓へと変化していく過程を示しているのかもしれない。明石氏のいう「親族共同体」の墳墓にこそふさわしいのかもしれない。このように玉手山古墓群の性格については筆者自身、まだ十分な判断を下す段階に至っておらず、他地域の様相なども視野に入れた上で、再検討する必要がある。より明確な位置付けについては今後の課題としたい。

## 7. 集団墓の被葬者像

前項では各集団墓の特性に応じて5つの類型を設定し、各類型の意義を検討した。もっとも、1、2例の集団墓が1つの類型に対応するという現状を踏まえると、実際には各類型の意義というより、個別の集団墓の意義付けと解した方が実態に近いのかもしれない。

それはさておき、各類型の意義を今一度まとめれば、横枕古墓群の類型は平城京を舞台に活躍した律令官人層の集団墓、三ツ塚古墓群の類型は桓武朝の動向に敏感に反応した在地色の強い官人層の氏族墓、白川古墓群の類型は桓武朝前後に分立した律令制的“家”に

基づく氏族墓、高井田古墓群の類型が富豪の輩と称されたような新興富裕層の集団墓、玉手山古墓群は僧侶など特定階層出身者の集団墓、或いは中世墓の先駆的形態ともいえるような親族共同体の墳墓というものである。

このうち、横枕古墓群の類型が奈良時代の官人墓、その他は平安期の集団墓であるが、後者の時期には前代のような官人層のみの集団墓は造営されず、自らの拠って立つ集団・氏族の構成員とともに葬られることが一般的になった様子が窺える<sup>19</sup>。このことは8・9世紀を通して継続的に造墓される古墓群がほとんど存在しないことから首肯できよう。つまり、国家の規制の下、一定の墓域に他律的に配された集団墓の時代から、各氏族単位の墓域へと変化したことが想定される。このような集団墓の変遷から察するに、8世紀代と9世紀代の墓制にはやはり大きな違いが認められるといえよう。

奈良時代と平安時代の墳墓の差異については既に先学による示唆に富んだ指摘が数多く存在する。そして、それは墓誌の有無、骨蔵器の種類、墳墓の立地条件、出土遺物の様相などの視点から語られることが多い。例えば、土師器製骨蔵器の底部穿孔行為に着目し、8世紀代の実用的な穿孔から9世紀前半以降、仏教的な儀礼の影響を受けて非実用的穿孔に変転することを説いた吉澤悟氏の論考（吉澤2001）や文献史料における「墓地」という用語の使用例から、墓と土地との結びつき方の質的变化に注目した橋口定志氏の論考（橋口1985）などがある。筆者も第3章第1節で示したように、金属製・ガラス製の骨蔵器や須恵器の出土がほぼ8世紀に限られることや、火葬墓の立地が8世紀代は丘陵西斜面や尾根上など多様であったのに対して、9世紀に入ると丘陵南斜面・西斜面が多くなるなどの相違点を指摘した（渡邊2001、p426～428）。今回取り上げた集団墓についても、8世紀代はそもそも単独墓が中心であり、集団墓の事例自体が稀有であることや、その数少ない事例が火葬墓群のみで構成され、比較的短期間に集中して造墓されたこと、さらに、従前の古墳・古墳群の墓域とは無関係に、一定の規制の下に造営されたような様相を示すことなどが確認できた。

それに対して、9世紀代は事例数も増加し、前代の古墳の存在を意識した墓域の設定、多様化した葬法など様々なバリエーションが登場したことが分かる。つまり、墳墓がある一定の規範の下に造営される時代から、いわば集団の自律的意志で造営が可能になった時代へと変化したことを古墓群の分析から導き出すことができたのではないだろうか。

古墳時代以来、氏族にとって在地における葬地の確保は権威を象徴する行為であった。しかし、律令官人層を中心に京貫が進むと、京内の居住地を自らの本貫地と意識する官人が生まれ、都城周辺での埋葬が盛んになった。つまり、「氏々祖墓」から脱却した中央官人が律令国家の一官人として新たな“家”を単位に墓所を築くことになったのである（稲田2004、p47～50）。

このようにして、律令体制の整備とともに旧来の本貫地と切り離された墓域の再編が進んだと考えられるが、一部上級氏族の場合は単独で墓域を確保し、中下級以下の官人層は一定範囲の墓域内に造墓することになったのであろう。

以上を要するに、奈良時代の官人墓は都城近くに他律的に配され、政治性が反映された墳墓群といえるが、骨蔵器の埋納方法などで個性を発現した様子が窺える。一方、平安時代前期の官人墓は、それのみで構成される事例はなく、官人層の造墓を契機に、集団墓化していくものが多数を占め、在地性が強いことがわかる。桓武朝前後の墓制の動向を反映

して、古墳近くに墓域を設定し、墳墓間での多様性・階層性が窺える。さらに官人墓のみの集団墓が造営されていない事実と照らし合わせると、奈良時代までの他律的な墳墓経営の段階から主体的な墳墓経営へと移行しつつある段階といえるだろう。

これに対して、本節で主たる検討課題として取り上げた柏原地域の集団墓はその特殊性ゆえ、より一層の異彩を放つ存在として位置付けることが可能となった。桓武朝前後という特定時期に造墓を開始した火葬墓群であること、長期間にわたって造営され続け、まさに群集するとの形容詞がふさわしい分布状態を呈すること、官人的要素を示す出土品が認められないこと、さらに、ほとんどの古墓が顕著な副葬品を持たず、その等質性が際立つこと等々である。当該時期には未だ家産単位としての「家」そのものが成立していないことを勘案すれば、これらの墳墓群を家族墓と位置付けることはできず、本節では僧侶等特定階層者の集団墓、或いは中世墓＝「イエ」墓の先駆的形態と評価したが、改めて当該地域の社会集団の新興性を浮き彫りにする結果となった。その社会的背景として、古代以来の仏教寺院の密集地域であるという歴史的特異性や大和と河内、大阪湾を結ぶ交通の要衝であるという地理的条件等を挙げることができる。

## 8. 終わりに

我々にとって、死ほど普遍的なものはない。そして、その死の問題は人々の持っている文化的価値を浮き彫りにする。死が呼び起こす反応には多様性が見られるが、それはけっしてでたらめの反応ではなく、常に何らかの意味を持ち、何かを表現しているという（メカトーフ・ハンティントン1996、p41・42）。さらに言えば、その多様性とは生の多様性に他ならない（内堀1986、p21）。

8・9世紀の古墓群を俎上に乗せることで、当時の人々の死に対する価値観、或いはその背後にある社会観に少しでも迫るべく、ここまで言葉を積み重ねてきた。残念ながら、筆者の力量不足により、具体的な葬送習俗の復元には遠く及ばないまま、筆を置くことになってしまったが、残された課題は資料の増加を待って、後考に期したいと思う。葬送儀礼の検討を通して、その隙間から垣間見える当時の人々の生の問題を少しでも照らし出せるよう、今後とも精進を重ねていきたい。

（註）

1. 中野卓1958、p51による。以下、ここで述べる「家」とは、中世的「家」をモデルに解釈された考えに従うものである。
2. 註1で示したような経営単位としての「家」とは異なり、中村英重氏は律令政府の政策の一環として、7世紀後半に「律令制的家」が成立し（以下“家”と表現）、720年頃には“家”の継承が藤原氏など一部貴族で実現したことを論証された（中村1995）。しかし、9世紀前半には律令国家期に推進された“家”が変質・解体し、古代・中世の「家」とは必ずしも連続したものではないという（中村1995、p289・290）。いずれにせよ、墳墓経営という面から見れば、この段階の集団墓は終末期古墳と同様の集団構成を示しており、「家族墓」という概念に該当しないことは明らかである。
3. 本節で取り上げた15例以外にも集団墓の事例は知れるが、実態不詳の資料が多く、残

念ながら今回は触れることができなかつた。これらの資料も含めた検討については、正報告の刊行を待って後考に期したい。

4. 藤澤一夫氏は古代墳墓の発掘資料で検出された「土砂」に着目し、光明真言土砂加持による「お土砂」との関連について述べられた（藤澤 1970、p280～283）が、横田・小林 1997、小林 2005 によれば、同様の視点は既に高橋・森本 1926・1927 で示されているという。
5. カッコつきの数字は各支群内で検出された古代墳墓数を示す。
6. 例外的な資料として岡本山・大坂城・土師の里古墓群を挙げるができるが、後述するようにいずれの資料も在地色の強い墳墓群と位置付けることができるものばかりである。
7. 古墳の墓域に隣接するかどうかの判断は、前方後円墳や横穴式石室など古墳の存在が明確な場合を除けば、判断に苦しむ資料が多いのが実情である。例えば、古墳とは無関係に墓域が設定されたと考えた佐保山古墓群でも、隣接して古墳時代中期の木棺直葬墓が2基検出されたようだ。しかし、正報告が未刊のため詳細が不明である。古墳再利用の事例を参考にすれば、前方後円墳や横穴式石室墳などと違い、木棺直葬墓の場合は奈良・平安期には古墳として意識されていない事例もあることから、上記のように位置づけた。なお、群集墳の場合はその墓域内であれば、古墳に隣接する資料と判断した。
8. 当時の古墓の分布は「班田制などによる平地を有効利用しようとしたための、あくまでも自然の流れに沿った中での墓域設定としか思えてならない」という理解が岡本氏によって示された（岡本2005、p117）。多くの古墓群が群集墳とよく似た立地を示すことはその反映かもしれない。しかし、単独墓ならいざ知らず、集団墓の場合はある程度の面積の墓域が必要とされることはいうまでもない。さらに、本節で明らかにしたように、古墓群の立地条件そのものに大きな意義を見出せることから、何らかの規制に基づき古墓群が造営されたと判断した。なお、飛火野古墓群は群集墳と隣接するが、本節ではそれ以上に平城京との位置関係を重視して類型を設定した。
9. 高安山古墓群と高井田古墓群からは時期不詳の土葬墓が検出されており、報告書ではいずれも火葬墓群に先駆ける資料と判断されているが、現段階ではこれらの資料と火葬墓群の直接的な系譜関係は不明と言わざるを得ない。
10. 伊藤勇輔1984a、p2並びに伊藤勇輔1984b、p63。

これらの古墓群では出土遺物もほとんど検出されておらず、薄葬という当事の墓制の理念に合致することから、官人層の墳墓という推定の根拠の一つとなろう。ただ、横枕古墓群は不時発見に伴う資料が中心であり、また、佐保山古墓群についても正報告がなされていないので、この類型の古墓群の正確な位置付けは今後の課題である。
11. 8世紀中頃における火葬集団墓の成立に関して、拙稿（渡邊2001）では新興官人層輩出の要因として仲麻呂政権との関わりを指摘したが、これら集団墓の成立を考えるにはむしろ造墓の必然性＝律令官人層の大量死を想定する方が理に適っている。その意味でも当該時期における天然痘の流行は重視しなければならない。
12. ここでいう“家”とは註1で示した中世的「家」でなく、註2で示したものである。律令官制・位階制に基づく“家”は氏の中に導入された別個の概念であり、社会的構成単位が「氏」から“家”に移行しつつある状況を示しているという（村井1999、p37・

- 38)。
13. 当時、下級官人が任官するには新たに“家”を立てる必要があったという（村井1999、p41）。
  14. 海邊博史2003では「同一の標高に沿うように墳墓が並列している状況が看取できる」との観点から、当古墓群を4つの群構造に細分された（p941）。
  15. 安村氏は高井田古墓群のような密集して存在する類型を「現在での見通し」と断りながら、僧侶等の集団墓である可能性を示唆された（安村1997、p649）。土橋理子氏は本文でも示したように、高安山古墓群の被葬者が「信貴山寺の僧侶である可能性は高い」との考えを示されたが、高安山古墓群の被葬者は「一つの有力な豪族の墓地」（河上1983、p281）、「血縁よりも組織的な関係者の墓地の可能性が高く」、「高安城に関連する人々」（佐々木1995a、p70）という評価もある。
  16. 高井田古墓群の場合、後述のように3つの墓域に分けることができ、墓域間での階層性は認められるものの、同一墓域内の墳墓は等質的な在り方を示す。
  17. 『延喜式』「陵墓歴名」記載の陵・墓史料の検討を行った橋本義則によれば、平城京・長岡京時代には夫婦別々に埋葬されていた貴族が、平安京の時代になると、近接した地に葬られ、同氏夫婦の場合には夫婦同墓が営まれる場合もあったという（橋本1999、p127）。
  18. 中世墓の理解については、佐々木1995bによる。
  19. 橋本1999（p123）によれば、平安京では貴族を山城国に埋葬するのが原則であったというが、これらの墳墓は単独で築かれた墓所であったと思われる。筆者は以前の論考で、平安京周辺では集団墓が未発見であり、今後の研究の進展に期したいと述べたことがあるが（渡邊2000）、本節の主旨に照らせば、平安京周辺には平城京周辺のような集団墓（横枕パターン）が築かれなかったことに歴史的意義を見出すことができよう。

（引用・参考文献）

- 明石一紀1979「日本古代家族研究序説—社会人類学ノート—」『歴史評論』第347号 校倉書房 p47～64
- 安斎正人編1999「社会集団」『用語解説 現代考古学の方法と理論』I 同成社 p105～114
- 石野博信1973「三、四世紀の集団墓」『考古学研究』第78号 考古学研究会 p49～64
- 伊藤勇輔1984a「佐保山遺跡群」『奈良県観光』第330号 奈良県観光新聞社 p2
- 伊藤勇輔1984b「佐保山遺跡群」『大和を掘る 1983年度発掘調査速報展』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p62・63
- 稲田奈津子2004「古代の都城と葬地」『日本史の研究』205 山川出版社 p45～53
- 内堀基光1986「死の人類学の可能性」『死の人類学』弘文堂 p1～27
- 大西貴夫2003「別對道端遺跡 第1・2次調査」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）2002年度』奈良県立橿原考古学研究所 p133～156
- 岡本敏行2005「古代律令国家の形成と墓制の変革—古墳から奈良時代墳墓へ—」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館2003年度 共同研究成果報告書』財）大阪府文化財センター p111～126

- 小田裕樹2008「奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群の形成過程—古代氏族墓地の基礎的研究—」『九州と東アジアの考古学 九州大学考古学研究室50周年記念論文集』同刊行会 p429～450
- 海邊博史2003「古代墳墓の一形態」『関西大学考古学研究室開設五十周年記念 考古学論叢』同刊行会 p919～942
- 笠原政治1989「家族と親族」『現代社会人類学』弘文堂 p74～96
- 亀田 攷1956「信貴山縁起虚実雑考」『季刊 佛教芸術』27 佛教芸術学会 p3～26
- 河上邦彦1983「高安城跡調査概報 2—1982年度—」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊)1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 p277～284
- 官 文娜1999「古代社会の婚姻形態と親族集団構造について」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』思文閣出版 p85～111
- 上林史郎2005「寛弘寺古墳群にみられる古代の墓」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館2003年度 共同研究成果報告書』(前掲書) p127～142
- 岸 俊男1987「日本都城制総論」『日本の古代』第9巻：都城の生態 中央公論社 p9～80
- 北野 重1990「玉手山遺跡89—1次調査」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1989年度』柏原市文化財概報1989—Ⅰ 柏原市教育委員会 p22～40
- 北山峰生2013「東中谷遺跡の調査」『東中谷遺跡・松山城跡』奈良県文化財調査報告書第158集 奈良県立橿原考古学研究所 p17～46
- ギデنز, アンソニー(松尾精文・西岡八郎・藤井達也・小幡正敏・立松隆介・内田 健訳)1992「用語解説」『社会学』而立書房 p1～35
- 京嶋 覚1995「群集土壌の再評価」『大阪府埋蔵文化財協会研究紀要』3(財)大阪府埋蔵文化財協会 p123～144
- 小島俊次1960「天理市岩屋領西山 銀製墓誌」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第十三輯 奈良県教育委員会 p47～51
- 小島俊次1962「桜井市大字笠字横枕出土骨壺」『奈良県文化調査報告書(埋蔵文化財編)』第5集 奈良県教育委員会 p22・23
- 小林義孝1992「灰を納めた土壌」『究班—埋蔵文化財研究会15周年記念論文集—』15周年記念論文集編集委員会 p367～374
- 小林義孝1997「古代墳墓から出土する『鉄板』について」『立命館大学考古学論集』Ⅰ 同刊行会 p389～410
- 小林義孝1999「古代の個人墓と集団墓地—河内土師の里古墓の検討から—」『瓦衣千年森郁夫先生還暦記念論文集』同刊行会 p498～512
- 小林義孝2005「古代墳墓研究の第一段階」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館2003年度 共同研究成果報告書』(前掲書) p89～100
- 佐々木好直1995 a 「高安城と古代の墓」『久安寺モッテン墓地跡』奈良県文化財調査報告書第70集 奈良県立橿原考古学研究所 p61～70
- 佐々木好直1995 b 「中世の開発と墓地」『久安寺モッテン墓地跡』(前掲書) p70～85



- 塩入伸一1988「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」『仏教民俗学大系4：祖先祭祀と葬墓』名著出版 p109～140
- 芝田和也1990『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』松原市教育委員会
- 島本 一1936「火葬墳墓に於ける一二の共伴遺物」『考古学』第7巻第5号 東京考古学会 p202～205
- 白石太一郎・亀田 博1984『平隆寺』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第47冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 新海正博編1996『大坂城跡の発掘調査』6 大坂城跡発掘調査概要11 財)大阪府文化財調査研究センター p17～19、25・26
- 末永雅雄1955「磯城郡上之郷村大字笠字横枕 火葬墳墓」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第5輯 奈良県教育委員会 p17～24
- 鋤柄俊夫1999「聖武朝難波京の構造と平安時代前期の上町台地」『文化学年報』第48輯 同志社大学文化学会 p245～271
- 高槻市教育委員会1982『岡本山古墓群発掘調査概要(現地説明会資料)』
- 高野政昭1997「古代火葬墓の一形態について—天理市西山火葬墓群を中心として—」『宗教と考古学』勉誠社 p287～314
- 高橋健自・森本六爾1926・1927「墳墓」『考古学講座』 雄山閣(のちに、森本六爾1987「奈良・平安時代の墳墓」『日本の古墳墓』木耳社 所収、p157)
- 田中 惠1979「春泰のこと—室生寺史に関する一視点—」『岩手大学教育学部研究年報』第39巻 岩手大学教育学部 p11～18
- 棚橋利光1998「高安山の遺跡(2)」『高安城と古代山城』八尾市立歴史民俗資料館 p34・35
- 土橋理子2003「やまとの遺宝」『讀賣新聞』2003年1月22日付記事
- 中野 卓1958「家と基礎的な家連合」『日本社会要論』東京大学出版会 p37～70
- 中村英重 1995「律令国家と『家』」『日本古代の社会と政治』吉川弘文館 p275～314
- 橋口定志1985「平安期火葬墓の性格について」『生活と文化』研究紀要第1号 豊島区立郷土資料館 p37～60
- 橋本義則1999「古代貴族の営墓と『家』」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』(前掲書) p112～132
- Fortes, Meyer1945「Paradigm of the lineage system」『The Dynamics of Clanship Among the Tallensi』Oxford University Press p30～38
- 服藤早苗1987「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐる—」『日本史研究』第302号 日本史研究会 p10～34
- 藤井直正1975「山岳寺院」『新版仏教考古学講座』第2巻：寺院 雄山閣 p242～245
- 藤澤一夫1970「火葬墳墓の流布」『新版考古学講座 有史文化<上>』6 雄山閣 p273～292
- 堀池春峰 1961「佐井寺僧道薬墓誌に就いて」『日本歴史』第153号 日本歴史学会 p2～17
- 佛書刊行会1915「信貴山資財寶物帳」『大日本佛教全書』 p5～9
- 松永博明1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報(第二分冊)1987年度』奈

- 良県立橿原考古学研究所 p309～326
- 三木 弘1999『土師の里遺跡—土師氏の墓域と集落の調査—』大阪府埋蔵文化財調査報告  
1998—2 大阪府教育委員会 p101～118
- 宮野淳一・山川登美子編1990「檜尾第3地点」『陶邑Ⅶ』大阪府文化財調査報告書第37輯  
大阪府教育委員会 p185～193
- 宮原晋一編1993『福ヶ谷遺跡・白川火葬墓群発掘調査報告書』奈良県文化財調査報告書第  
73集 奈良県立橿原考古学研究所
- 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿  
原考古学研究所 p210～232
- 三好孝一1997「第Ⅰ調査区の調査成果」『真福寺遺跡』(財)大阪府文化財調査研究センタ  
ー調査報告書第19集 大阪府教育委員会・(財)大阪府文化財調査研究センター p12～  
14
- 村井康彦1999「氏上から氏長者へ」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』(前掲書)  
p29～52
- 村田文夫・増子章二1980「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」『川崎市文化財調査  
集録』第15集 川崎市教育委員会 p22～40
- メトカーフ、ピーター、ハンティントン、リチャード(池上良正・池上富美子訳)1996  
「予備考察」『死の儀礼 葬送習俗の人類学的研究』未来社 p41～63
- 森田克行1985「岡本山古墓群」『昭和56・57・58年度 高槻市文化財年報』高槻市教育委  
員会 p6・7
- 森田克行1986「大阪府・岡本山古墓群」『月刊 歴史手帖』第14巻11号 名著出版 p82  
～90
- 森田克行・橋本久和1996「宮田遺跡」『嶋上遺跡群20』高槻市教育委員会 p29～34
- 森屋美佐子・瀬戸哲也編2000『栗栖山南墳墓群』(財)大阪府文化財調査研究センター調査  
報告書第57集 (財)大阪府文化財調査研究センター
- 安村俊史1987「古墓群」『高井田横穴群Ⅱ』柏原市文化財概報1986—Ⅶ 柏原市古文化研  
究会 p25～57
- 安村俊史1997「河内における奈良・平安時代の火葬墓」『堅田直先生古稀記念論文集』真  
陽社 p631～657
- 山内紀嗣1988「天理市岩屋谷の古墓をめぐって」『天理大学学報』第157輯 天理大学学  
術研究会 p267～284
- 山内紀嗣他1992『岩屋町西山・ライハナ地区の調査 柚之内町元山口方地区の調査』考古  
学調査研究中間報告18 埋蔵文化財天理教調査団 p20～22
- 義江明子1985「古代の氏と共同体および家族」『歴史評論』第428号 校倉書房 p21～39
- 吉澤 悟2001「穿孔骨蔵器にみる古代火葬墓の造営理念」『日本考古学』第12号 日本考  
古学協会 p69～92
- 横田 明・小林義孝1997「光明真言と葬送儀礼」『歴史民俗学』第8号 批評社 p214～  
247
- Lightfoot, Kent G. 1984「Problems with the Segmentary Lineage Model」『Prehistoric  
Political Dynamics A case study from the American Southwest』Dekalb 111.:NIU

Press、 p15～19

渡邊邦雄1999「8・9世紀の古墳祭祀(下)」『古代文化』第51巻第12号 財)古代学協会  
p43～58

渡邊邦雄2000「律令墓制における古墳の再利用」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古  
学会 p1～75

渡邊邦雄2001「畿内における8・9世紀の火葬墓の動態」『実証の地域史 村川行弘先生  
頌寿記念論集』同刊行会 p425～435

渡邊邦雄2004「畿内における律令墓制の展開と終焉過程」『日本考古学』第17号 日本考  
古学協会 p43～65

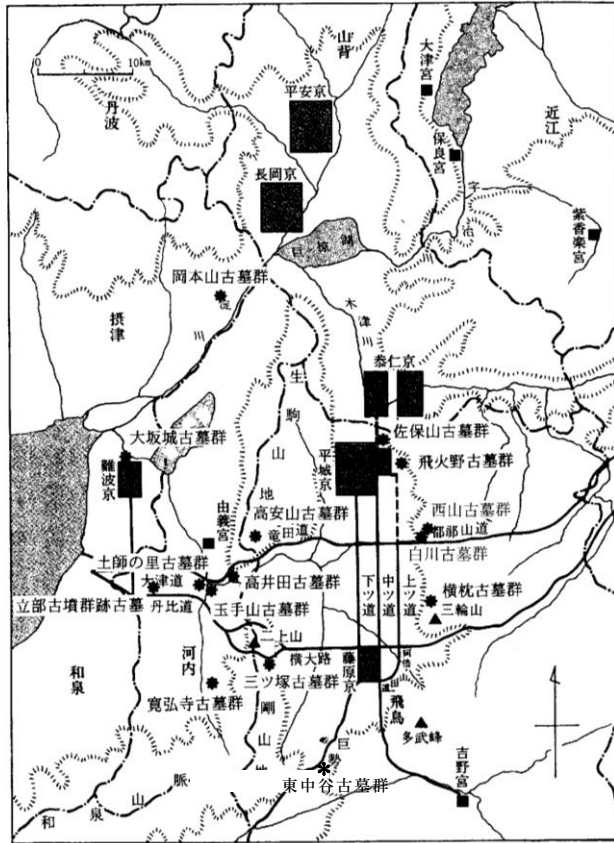


図77：8・9世紀の古墓群の分布（岸1987：p27を改変）

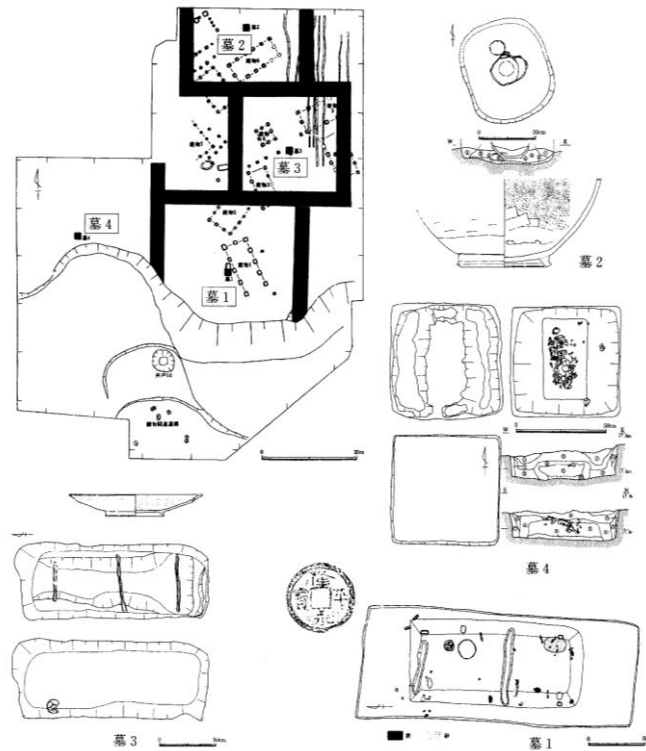


図78：大坂城古墓群（新海編1996より引用）

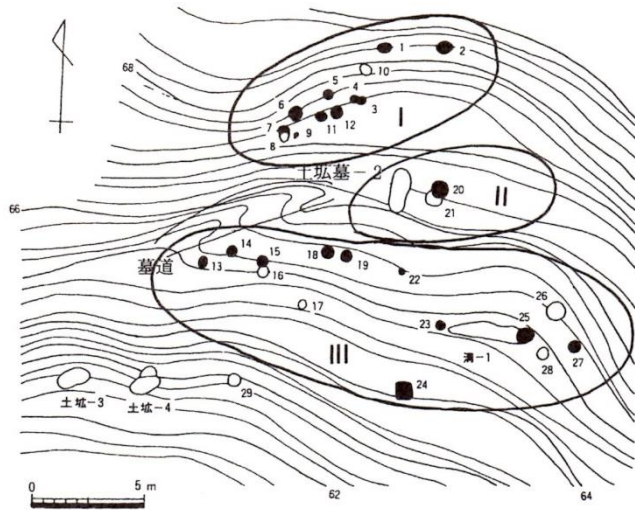


図79：高井田古墓群(安村1987より引用、一部改変)

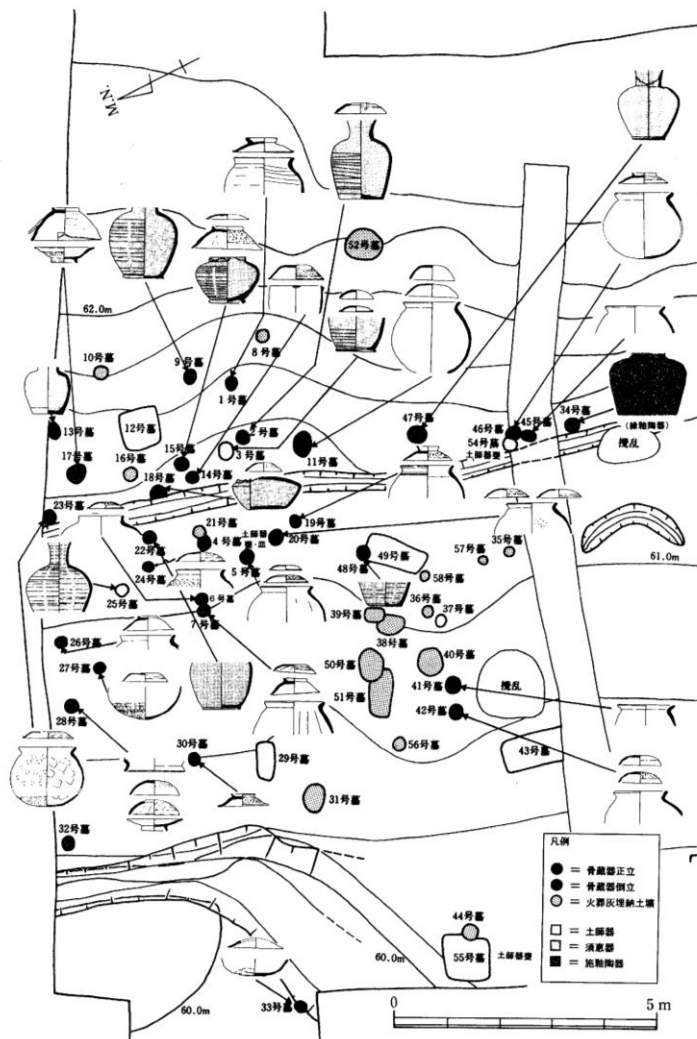


図80：玉手山古墓群(海邊2003より引用)

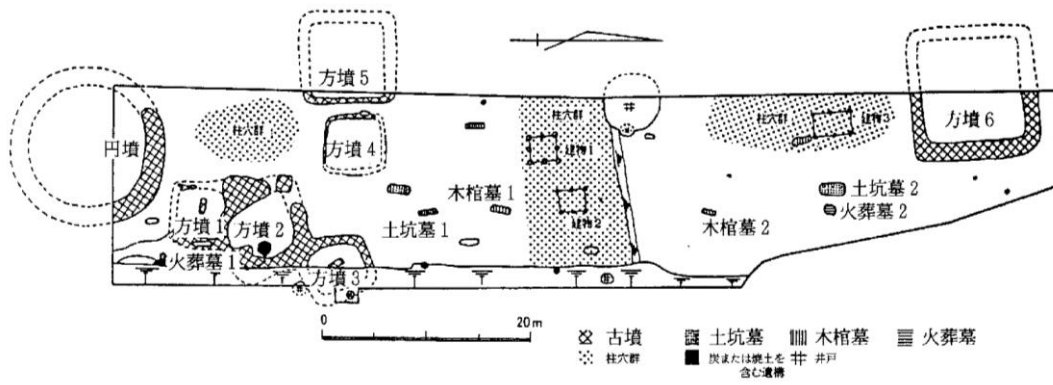


図81：立部古墳群跡古墓群（芝田1990より引用）

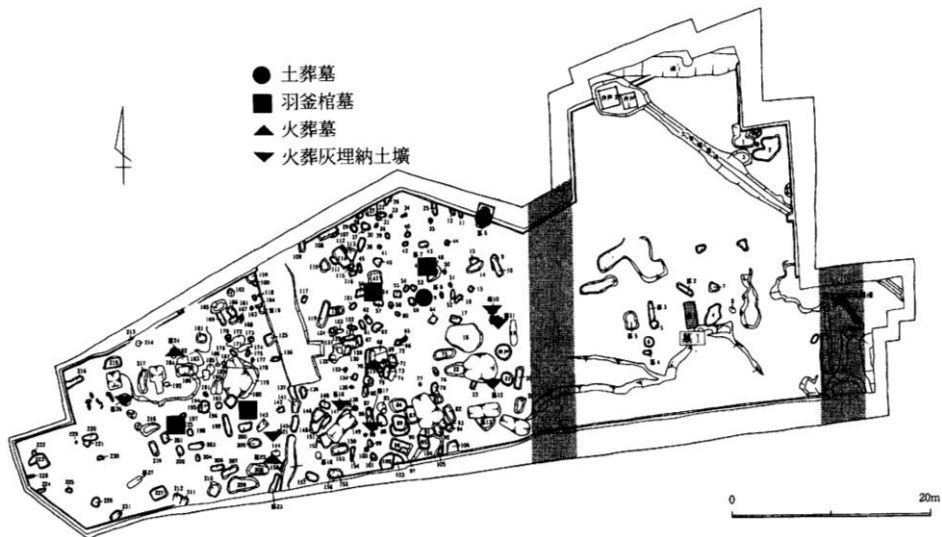


図82：土師ノ里古墓群（小林1999より引用）



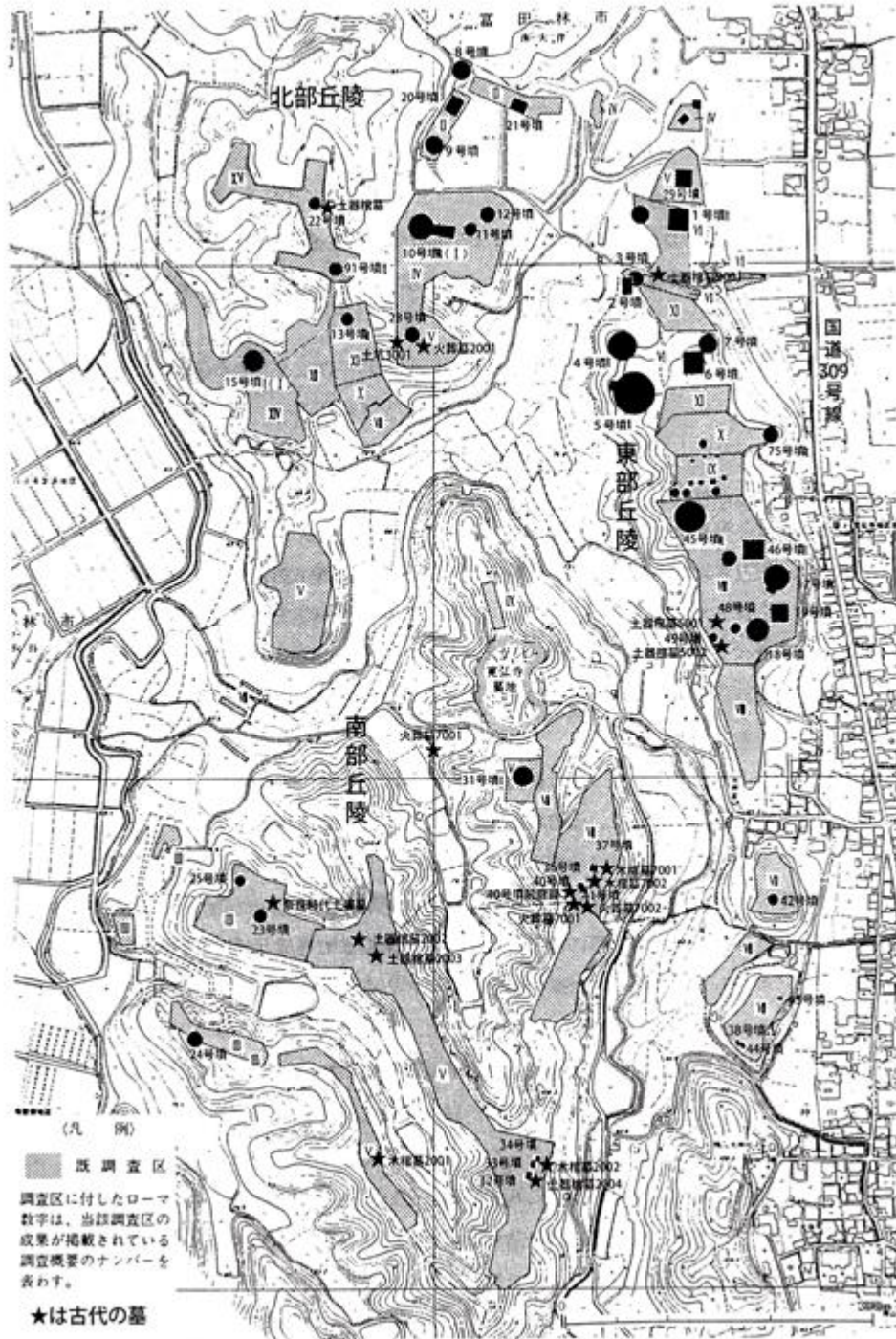


図83：寛弘寺古墓群分布図(上林2005より引用)

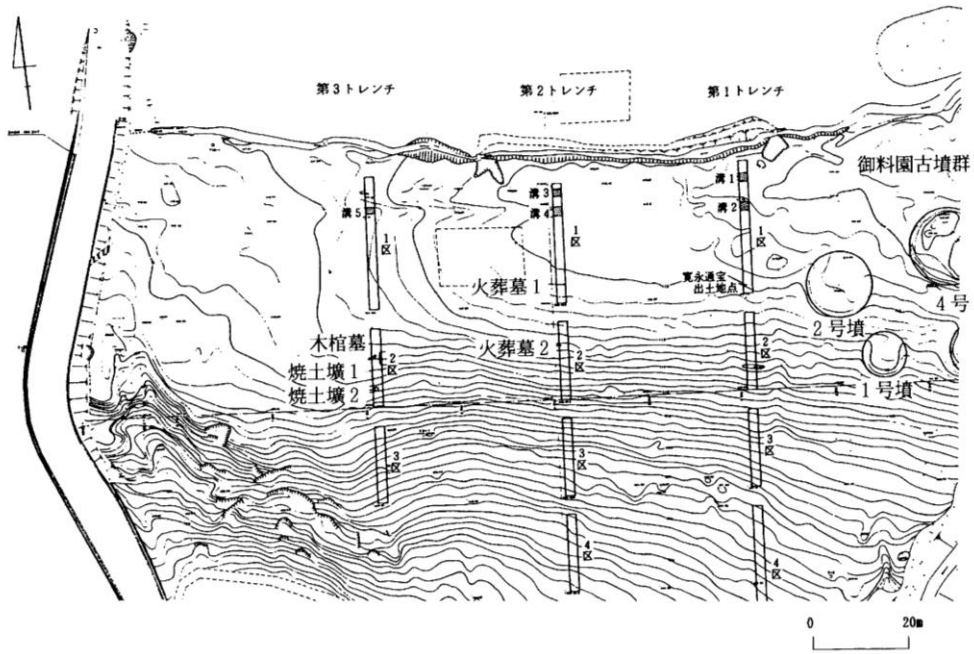


図84：飛火野古墓群(松永1990より引用)

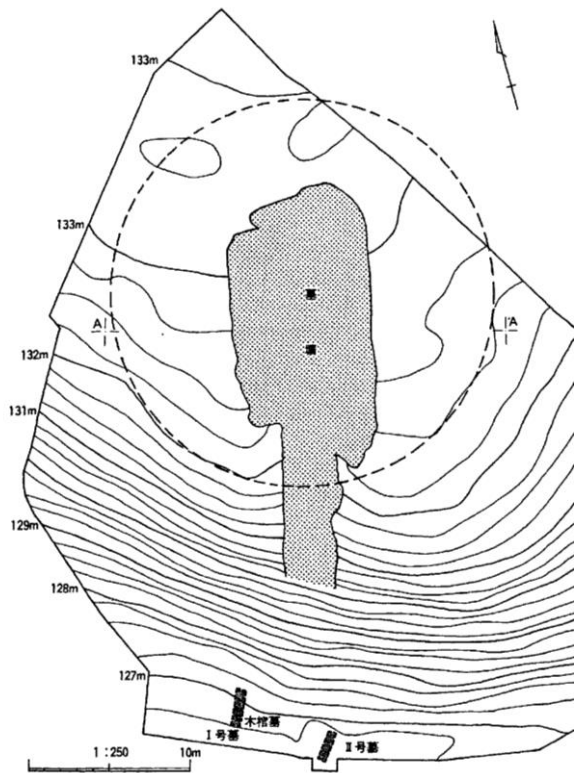


図85：西山古墓群(山内他1992より引用)



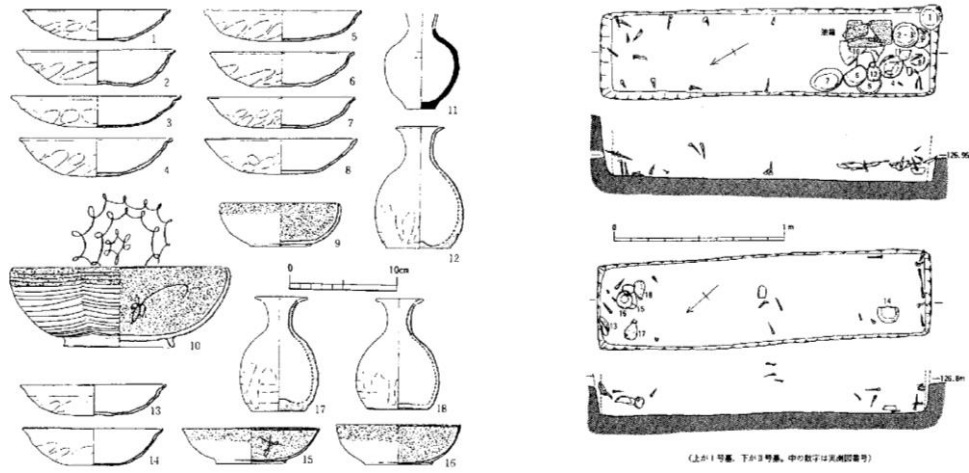


図86：西山木棺墓(山内他1992より引用)

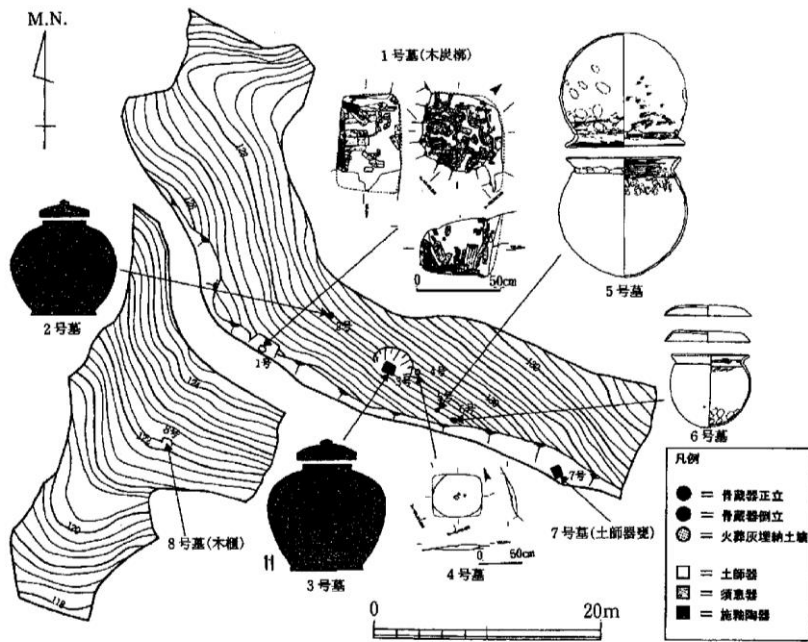


図87：白川古墓群(海邊2003より引用)

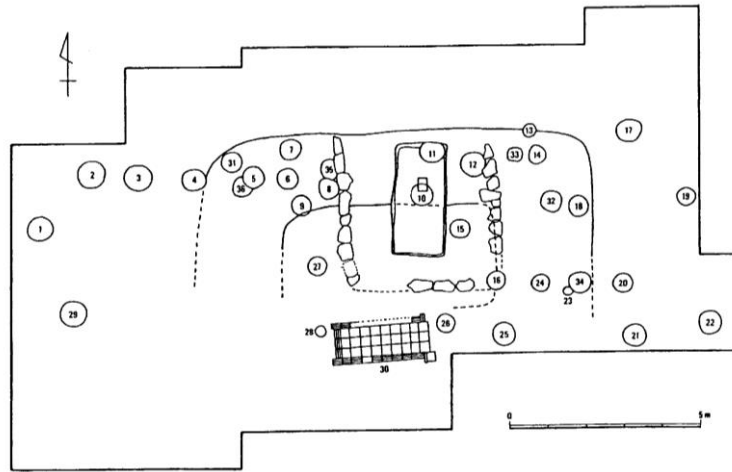


図88：高安山古墳群(河上1983より引用)



図89：東中谷古墳群  
(北山2013より引用)

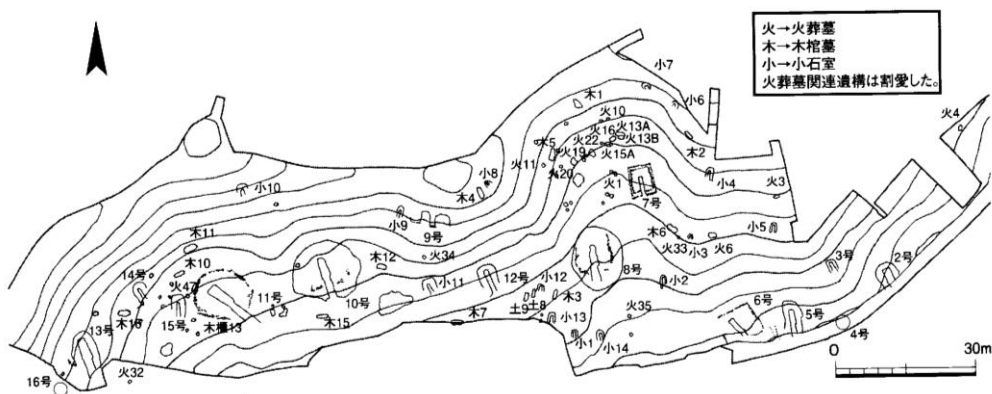


図90：三ツ塚古墳群(小田2008より引用)



表36 骨蔵器の種類からみた玉手山古墓群の築造系譜(案)

| 標高   | 9前     | 9中    | 9後    | 9後末10前 | 10中     | 10後    | 11前    |
|------|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 61.6 |        | ○9    |       |        |         |        |        |
| 61.5 |        |       |       |        |         |        |        |
| 61.4 | ★▲34→  | ●47→  | ○13→  | →      | △1→     | △45△46 |        |
| 61.3 |        |       |       | ▲17    |         |        |        |
| 61.2 | ●▲18→  | ▲14→  | ○△15→ | ▲11→   | ○△2→    | △23→   | ○△3?   |
| 61.1 | ○△25?→ | ○△48→ | ○△22→ | →      | ▲19▲20→ | △4▲5→  | ▲24    |
| 61   |        |       |       |        |         | ▲6▲7   |        |
| 60.9 |        |       | △27   | ▲41    |         |        |        |
| 60.8 |        |       |       | →      | ▲26→    | →      | ▲28▲42 |
| 60.7 |        |       |       |        |         | △30    |        |
| 60.6 |        |       |       |        |         |        |        |
|      |        |       |       |        |         |        |        |
| 59.9 |        |       |       |        |         |        |        |
| 59.8 |        |       |       |        |         | △33    |        |

[凡例] 左:蓋 右:本体(2種類の記号併記の場合)  
 ○:須恵器 白塗り:正位  
 △:土師器 黒塗り:逆位  
 ☆:施釉陶器

表37 高井田古墓群の変遷

| 支群名 | 8世紀末 | 9世紀前 | 9世紀中       | 9世紀後           | 9末10初    |
|-----|------|------|------------|----------------|----------|
| I   |      |      | 5,12       | 1,3,4,6,7,11→→ |          |
| II  | 20   |      |            |                |          |
| III |      | 24   | 13,14 ←15→ | 19,27          | 18,23,25 |

表38 玉手山古墓群の変遷

| 支群名 | 9世紀前  | 9世紀中    | 9世紀後  | 9世紀末      | 10世紀前 | 10世紀中    | 10世紀後      | 11世紀前    |
|-----|-------|---------|-------|-----------|-------|----------|------------|----------|
| I   | 18,34 | 9,14,47 | 13,15 | ←←11,17→→ |       | 1,2      | 23,45,46   | 3        |
| II  | 25    | 48      | 22,27 |           |       | 19,20,26 | 4,5,6,7,30 | 24,28,42 |
| III |       |         |       |           |       |          | 33         |          |

## 第2節 葬制の変化—土葬と火葬—

### 1. はじめに

弘仁年間（810～823）に奈良薬師寺の僧景戒沙門が撰述したとされる『日本霊異記』は「わが国靈魂觀の変遷史のうえでは、記紀万葉にあらわれている固有の靈魂觀と、外来思想としての仏教的応報觀念とが、独自の融合反応を実現しているきわめて貴重な遺文」であり（山折1976、p41）、小林義孝氏の指摘にもあるように、奈良～平安時代初頭頃に生きた人々の葬送や墳墓についての意識を直に窺い知ることのできる稀有の史料である（小林1998b、p42）。

さて、本節の主題たる9世紀初頭頃の墓制は8世紀初頭より急速に普及した火葬墓以外に、土葬墓としての木棺墓が目立つようになっており、「本来的葬法たる土葬への回帰」の時期と解釈されることも多い（黒崎1980、p112）。そして、このような「屍体を火葬にするか土葬にするかという死体処理の別は、その靈魂觀を観察するうえで重大な意義」をもち、火葬とは死とともに靈魂が屍体から遠く離れ去るか死滅する場合であり、土葬では靈魂は屍体とともにそこにいるものと考えられていたのである（山折1976、p58・59）。

では、具体的な考古資料としての古墓から当時の靈魂觀を読み取ることは可能なのだろうか。『日本霊異記』下巻第二十二話の「丙の年の人の故に焼き失はず」という記事を手がかりに、小林氏は「火葬とか土葬かという葬法の選択について、死者の保持する宗教的イデオロギーや信仰の問題とは無縁なところで決められて」おり（小林1998b、p48）、「政治や習俗とも関連して」葬法が選択されたと考えられた（小林1998b、p47）。そして、いくつかの「考古資料として土葬墓と火葬墓が錯綜して一定の空間に造営している事例」（小林1998b、p50）を挙げられたが、畿内とその周辺地域の8～9世紀の古墓の集成表（表16、22、25）を見てもわかるように、少なくとも9世紀前半までは火葬墓と土葬墓は葬送儀礼上からも区別されていたようで、同一氏族が経営したと考えられる古墓群の墓域内において両者の葬法が同時期に混在する事例を確認することはできなかった。山折哲雄氏の指摘に従えば、土葬と火葬では他界觀に違いが見られることから、両者の葬法が同時代の同一墓域内に混在することは考えにくいのである。しかし、小林氏の論説では、土師の里古墓は「土葬・火葬の両方の葬法によるものや小児と成人を葬ったもの」が混在する集団墓地と位置付けられており（小林1999a、p9）、筆者とは見解を異にするものであった。

そこで、本節では8～9世紀に経営された古墓群の墓域内で実際に土葬、厳密には木棺墓と火葬の葬法が混在しているのかどうかを当時の靈魂觀などの思惟を踏まえて検討し直し、当該時期の墓制における土葬と火葬の意義について改めて検証したいと思う。

### 2. 火葬墓と土葬墓が混在する古墓群の事例

天皇の遺骸が古墳時代には最高の呪具であったという説（田中1991、p206）があるが、もしもその意義付けが妥当だとすると、火葬とはそれをわざわざ焼失させるという墓制上の一大画期ということになる。勿論、当時の人々にとって火葬とは殯を短縮し、よみがえ

りを完全に否定するという刺激的な葬法であったことは想像に難くない。そして、このような象徴的手段を用いて国家の枠組みを完成した「律令国家」はその主旨を徹底させるためにその時期の高級官僚たちにも、死後、茶毘に付すことを強要したとも考えられている（小林1998b、p46・47）。それは初現期の火葬墓が金属製の骨蔵器を使用したり、墓誌を伴う事例があるなど、薄葬という概念には程遠い丁寧な造墓スタイルを採用しているからで、社会的にかなり上位の人間が被葬者として想定されるからに他ならない。

火葬は「人間の死を明確にさせる葬法であると同時に、穢れた感覚を呈することの比較的少ない葬法」でもあり、また結果的に「遺骸が破壊されるという点では残酷な部分もある」ことから、広く一般社会においてはその受容を躊躇させることもあったという（塩入1988、p110）。特に、「『もがり』化された屍体は、死と復活もしくは擬死再生を実現する儀礼的な舞台」である（山折1976、p64）のに対して、『靈異記』の蘇生説話に見るように、遺骸を茶毘に付すことは靈魂が戻る場所を失ってしまうことを意味し（小林1998b、p45）、当時の人々に火葬に対する恐怖が存在していたことは明らかである（小林1998a、p89）。しかし、件の蘇生説話において、わざわざ「焼くことなかれ」と記されたこと自体、「すくなくともいまあげた説話においては、殯という行為が、説話作者にとって特別の理由もしくは動機づけを付すことなしには不自然な儀礼として感じられはじめていたことを示すのではないであろうか」（山折1976、p65）と山折氏が述べられたように、既に当時は火葬がかなりの程度普及しており、これらの事例はあくまでも例外なのである。つまり、件の説話において「丙の年の人の故に」というのはこじつけなのであって、実際に死者の生まれた年の干支によって葬法が決められることはほとんどなかったと考えられよう<sup>1</sup>。

さて、筆者の管見に触れ得た範囲で、同一墓域内に複数の葬法が確認された8～9世紀の古墓群は以下の11例に過ぎない。ここでいう古墓群には前節で取り上げた集団墓以外にも個人墓が累積した結果、古墓群を形成することになった事例も含んでいる。

では引き続き、同一墓域内において異なった葬法が存在し得るかどうかを具体的な事例に基づいて検討しよう。

### ①大坂城古墓（新海編1996）〔大阪府中央区大手前所在〕

大阪府庁の建て替えに伴う調査地点から検出された4基の古墓群（図78）で、その内訳は2基の火葬墓ならびに2基の木棺墓からなるが、4基の古墓はそれぞれ約30mの距離を隔てて位置していた。

調査区北端の墓2は須恵器短頸壺を骨蔵器とする火葬墓で、骨蔵器を据える前に木箱に収められた海獣葡萄鏡1面を副葬しており、8世紀中頃の築造である。墓4は調査区南西に位置する火葬墓で木櫃に火葬灰を納めたものと考えられ、水晶製丸玉1点を副葬するが、時期は8世紀代と推定されるものの、詳細な時期比定は困難である。

一方、調査区中央北寄から検出された墓1は9世紀前半頃の木棺墓で、棺内からは蔓草鳳麟鏡1面、隆平永寶を中心とする銭貨29枚、水晶製数珠玉1個が出土し、木棺の四隅から「呪砂」（藤沢1970）の可能性のある砂も検出されている。また、調査区南東に位置する墓3は9世紀後半の木棺墓と推定されており、黒色土器高台付き皿が出土した。

8世紀代の火葬墓2基の築造時期が、難波宮再建期に該当することから、これらの墓域

を「平城京の北に位置する佐保山とその周辺の墓をイメージさせる景観」とし、「上町台地の北端で発見された四基の墓の被葬者像について、難波宮または京の運営に関わった在地の高級官人」、具体的には多治比公氏を想定する考えもある（鋤柄1999）。小林氏は個人墓が継続的に造営された結果、集団墓状を呈するようになった事例と位置付けられたが、妥当な見解と思われる。

### ②墓尾古墳隣接地古墓（上野1979）〔東大阪市上石切町所在〕

終末期群集墳として著名な墓尾古墳群の西～南側一帯にかけて検出された古墓群で、5基からなる（図91）。そのうち、甕棺墓、土壙墓、木棺直葬墓の3基が密集して造墓されており、そこから南へ約18mの地点から土壙墓、西へ約30m離れたところから火葬墓がそれぞれ検出された。甕棺墓は長胴形甕2個体を合わせ口にし、一方の底部を打ち欠いて把手付甕を合わせたもので、副葬品は見られなかったが、8世紀初頭のものである。また、火葬墓は土師器の坏と蓋を骨蔵器とする8世紀前半の資料である。

次に、2基の土壙墓であるが、両者とも内部には炭化物が詰まっており、それぞれ石鈔4個、土師器少量が出土したものの、土壙壁面は火を受けた痕跡もなく、土壙墓というよりは、火葬墓と関係がある施設、すなわち小林氏によって提唱された「火葬灰埋納土壙」（小林1992）と見做すべきであろう。時期はいずれも9世紀初頭頃と考えられる。恐らく、周辺に未だ検出されていない火葬墓が存在するのであろう。なお、木棺直葬墓については副葬品がなく、築造時期は不明であるが、土壙との切り合いから奈良時代と推定されており、さらに古い時期となる可能性もあるという。この古墓群も個人墓の累積と見なすことができよう。

### ③立部古墳群跡古墓（芝田1990）〔松原市立部所在〕

松原市の東部、もと溜め池であった上ノ池の西緩斜面に位置する古墓群で4基からなる（図81）。調査区の南東隅から8世紀代の須恵器横瓶を骨蔵器とする火葬墓1が検出されたが、約60m離れた調査区中央部東端には9世紀初頭頃の須恵器壺を骨蔵器とする火葬墓2とその西隣から9世紀中頃の土壙墓2、さらに、両者から南側に10mほど離れて10世紀初頭の木棺墓1も検出された。火葬墓には副葬品が確認されておらず、土壙墓2は須恵器壺1点、土師器杯4点が遺体の頭部及び足元に置かれていた。また、木棺墓1は須恵器小型壺1点、土師器杯3点と皿1点を頭部に置くが、土壙墓と木棺墓に副葬された土師器杯それぞれ1点に径5mm大の穿孔が確認されており、同一の葬送思想に基づく儀礼が行われた可能性が高く、両者の墳墓間に何らかの系譜関係が窺える。同一氏族による継続的な墓域使用を具体的に想定し得る類例として重要である。個人墓の累積した事例であろう。

### ④東山古墓（菅原1980）〔大阪府南河内郡河南町東山所在〕

弥生時代の高地性集落遺跡として名高い東山遺跡の調査時に、丘陵上の平坦面から検出された4基の古墓群（図92）で、うち3基は2～5m程度の範囲に集中していた。内訳は土壙墓2基、羽釜棺墓、火葬墓各1基で、いずれも8世紀代のものと考えられている。ただ、それぞれの墳墓間の前後関係は明らかでない。土壙墓15は素掘りの土壙内北側に土師器杯、小型壺各1点、中央西側に鉄鏃1点を副葬するが、他の墳墓とやや離れて立地する

土壙墓18には副葬品はなかった。羽釜棺墓17は合口の羽釜棺を素掘りの土壙内に埋置し、火葬墓16は有蓋須恵器薬壺を骨蔵器とするが、両者からも副葬品は検出されなかった。先の論考で、小林氏が土葬墓と火葬墓が共存する事例として取り上げたものである。個人墓が累積した事例と考えられる。

#### ⑤飛火野古墓（松永1990）〔奈良市春日野町所在〕

奈良公園の一角、春日大社境内の飛火野一帯から検出された古墓（図84）で、2基の火葬墓、1基の木棺墓並びに2基の焼土壙からなるが、火葬墓1は有蓋の土師器薬壺を骨蔵器とするもので8世紀前半、火葬墓2は須恵器杯に蓋を被せたもので、8世紀中頃の築造である。また、両者から西側に約40m離れて9世紀前半の木棺墓が検出されており、須恵器小型壺2点を副葬していた。なお、木棺墓に近接して炭片や須恵器片、骨片、釘などを含む小土壙が2基検出されたが、墳墓というより「火葬灰埋納土壙」の可能性が高い。小規模な古墓群であり、個人墓が累積したものである。

#### ⑥岡本山古墓（高槻市教委1982・森田1985）〔高槻市岡本町所在〕

南平台丘陵の南斜面に立地する岡本山古墓群からは奈良～室町時代の墳墓が数多く検出されているが、今回取り上げたのは昭和57年に調査されたB地区内に立地する火葬墓2基と木棺墓2基の計4基である。木棺墓1は棺内頭部上に土師器皿と須恵器瓶子を置き、膝の右側には鉄製刀子を置くが、腰部付近から石銚帯一式が出土しており、被葬者が腰帯を装着していたことがわかる。また、木棺墓2からは土師器皿の細片が出土した。時期はいずれも9世紀前半頃であろう。一方、火葬墓は、火葬墓1が須恵器四耳壺を骨蔵器とし、緑釉碗を蓋とするものである。それを木炭で包み込むように埋置していた。また、火葬墓2は黒色土器碗と緑釉碗を骨蔵器とするが刀子を副葬しており、9世紀後半から10世紀前半の築造と見做されている。なお、詳細は不明だが、火葬墓1の年代も火葬墓2と大差ないと思われる。

岡本山古墓群そのものは集団墓と考えられるが、詳細な報告がされていないこともあり、古墓群全体を対象とした考察はあまり深化させることはできない。しかし、今回取り上げたB地区内の4基の古墓については個人墓の累積とみなすべきであろう。

#### ⑦土師の里古墓（三木1999）〔藤井寺市道明寺所在〕

小林氏によって、土葬と火葬の葬法が混在する集団墓と位置付けられた事例である。小林氏の分析によれば、土師の里古墓群は広い墓域をもつ突出した個人墓とそれに接して造営された集団墓地から構成されており（図82）、隔絶した墓域を誇る木棺墓である墓1には巡方2点、丸軛7点からなる石銚帯が副葬され、漆皮膜も検出された。また、墓1の周辺は土師器皿が出土した墓3が存在するにすぎないが、墓3自体が墓1に付属する施設である可能性も指摘されている。墓1に隣接した場所には木棺墓、土壙墓、土器棺墓、火葬墓とその関連施設が群在しており、多様な葬法により造営された多数の人々のための墳墓が存在する集団墓地と考えられている（小林1999b、p502）。

次にその具体的な経営状況であるが、墓1の築造時期が8世紀後半から9世紀前半と考えられるのに対して、集団墓地内の墳墓群については残念ながら具体的な築造時期が判断



できる資料は少ない。例えば、墓22は円筒埴輪を骨蔵器として転用しており<sup>2</sup>、その築造時期を判断する術はない。築造時期が判別される数少ない事例についてみると、木棺墓9並びに土器棺墓14・25は8世紀中頃から後半にかけて、土器棺墓7・20と火葬墓24が8世紀後半と考えられるが、須恵器甕を骨蔵器とする火葬墓15は8～9世紀という大まかな時期としか判断のしようがない。和同開珎が出土した墓17は火葬灰埋納土壙と考えられる施設であり、その他には土壙墓3が9世紀後半の築造と想定されるにすぎない。木棺墓9からは須恵器長頸壺、広口壺各1点と土師器杯2点、土器棺墓7からは土師器小型壺5点、土壙墓3からは土師器皿1点がそれぞれ出土した。

### ⑧三ツ塚古墓群（宮原編2002）〔奈良県葛城市當麻町竹内所在〕

三ツ塚古墳群は南阪奈道路の建設計画に伴う調査で確認された古墳群で、急峻な丘陵の南斜面中腹に築造されており、その周辺から8世紀前半の火葬墓、9世紀中葉以降の火葬墓とその関連遺構、木棺墓が検出された。

三ツ塚古墓群の支群構造は前節で述べた通りであるが、本節では当古墓群を詳細に検証した小田裕樹氏の論説に従ってまとめておきたい（小田2008）。

古墓が築造されたのは出土遺物によれば、平城Ⅱ～Ⅳ型式期、平城Ⅶ～S D 650 B型式期の2時期に分かれ、その前後には造墓活動が認められない時期が確認されている。古墳群・古墓群はともに東・中央・西の3つの支群に分けることができるが、火葬墓は中央支群から造営が始まり、いずれの墳墓も前代の古墳とその墓域を意識した造営であった。

その後、しばらく造墓活動は行われぬが、平城Ⅶ型式期以降、再び造墓活動を開始し、中央支群に木棺墓1が造営された。S D 650 A型式期はすべての支群で造墓が行われたが、S D 650 B型式期になると中央支群のみで造墓が行われた。小田氏は三ツ塚古墳群・古墓群を6世紀末葉から9世紀後半まで継続する古代氏族墓地であったと結論付けている。

### ⑨東中谷古墓群（北山2013）〔奈良県高市郡高取町所在〕

東中谷古墓群は5基からなる墳墓群であるが、3基の木棺墓と土壙墓1基、木櫃を骨蔵器とする火葬墓が1基造営されたと考えられている。しかし、確実な墳墓は1・2・5号墓の3基（木棺墓2基、火葬墓1基）に過ぎず、造営時期は出土した黒色土器の編年観から9世紀中葉から後半と想定されている（図89）。三ツ塚古墓群と同様の意義を有する古墓群と評価することも可能であるが、1号墓（火葬墓）の造営時期が不明であることから、必ずしも土葬と火葬が同時期に混在するかどうかの判断は現状では困難である。

### ⑩興善寺遺跡古墓（竹田編1995）〔橿原市戎外町所在〕

天香久山の南側丘陵の裾に位置する興善寺遺跡から検出された古墓群で、8世紀後半の火葬墓4基と、それに近接して集石遺構が1基確認されたが、その集石遺構の下部に土壙墓17基が造営されていた。土壙墓群からは遺物が出土しておらず築造時期は不明で、集石遺構との関係から奈良時代と推定されているが、さらに先行する可能性もあるという<sup>3</sup>。

残念ながら遺構の配置図をはじめとする詳しい報告がされていないので、これ以上の検討は現時点では不可能である。

### ⑪長岡京古墓（吉崎・上村・木下・南1994）〔京都市伏見区淀水垂町所在〕

長岡京東二坊大路を横切る河川の右岸に沿って、それぞれ20m、60mおきに小児を埋葬したと思われる小型の木棺墓が3基、また、河川内から土師器甕3個を合わせた土器棺墓が1基検出されたが(図93)、いずれの古墓からも遺物は出土しなかった。時期は長岡京期、8世紀末葉である。木棺墓の規模を考えれば、小児を被葬者とした特殊な古墓群といえよう。

土葬と火葬という2つの葬法が同一墓域内に混在する古墓群は以上であるが、具体的な葬法の変遷を整理するため、それぞれの古墓群ごとに葬法の変遷を図94にまとめてみた。

図を見ても明らかのように、9世紀前半以前に同一墓域内で火葬墓と木棺墓が混在する事例は皆無であることが改めて確認できたのではないだろうか。本節で対象とした古墓群の場合、同一時期に複数の墳墓を営む事例は少なく、同一氏族の墓域内に継続的に一基ずつ墳墓を造営したようだが、当時の他界観が一般庶民はおろか下級官人にも死後の靈魂を認めていなかった(下出1972、p71)かどうかは別にしても、多くの古墓群で特定個人のみが被葬者とされており、この時期に墳墓を造営し得たのは裕福な階層や社会的上位の者に限られていたこと(吉澤1995、p154)は間違いあるまい。そして、これら継続的に造墓を続けた古墓群のほとんどが8世紀代を通して火葬墓を造営していたが、9世紀前半頃を境に木棺墓(大坂城古墓・飛火野古墓)や土壙墓(立部古墳群跡古墓・墓尾古墳群隣接地古墓)などの土葬墓へと葬法を変えているのである。

一方、周辺に8世紀代の火葬墓群が存在する岡本山古墓では9世紀前半頃に木棺墓を造営して新たな墓域を獲得するが、この集団は9世紀後半以降、火葬墓へと葬法を転換した。また、興善寺遺跡の場合は8世紀後半の火葬墓群と土壙墓群は共伴するのではなく、土壙墓群が先行する可能性が高い。土師の里遺跡においては8世紀中頃以降、木棺墓→火葬墓→木棺墓→土壙墓と葬法が目まぐるしく変遷する過程が読み取れ、8世紀代については土器棺墓が木棺墓や火葬墓と共存していたのである。

このような木棺墓と土器棺墓、あるいは火葬墓と土器棺墓の共存事例は長岡京古墓でも確認されており、厳密な時期考証はできなかったものの東山古墓も8世紀代の資料として付け加えることができよう。

土器棺墓は小児用の墳墓と考えられるものが多く、長岡京古墓の小型木棺墓も小児用と考えられているが、子供は死んでも間もなく生まれ変わり、大人並みのことをするのは再生の妨げと考えられていたこと(土井1983、p294)から、その屍を茶毘に付すことなく、再生を願った家族のもとに早世した我が子の遺体を葬ったのであろうか。小児用に限らず、土器棺墓は甕を期待する靈魂観に基づく葬法と考えれば、9世紀以降、このような土器棺墓と他の葬法による墳墓の共存関係が見られなくなる現象は理解しやすい。すなわち、火葬の導入によって、「モガリの背景にある死生観・靈魂観」が衰退し、「靈魂の浄化、そして他界への安住が即座の骨化によって達成されるとする、信仰が優勢」になっていく(川村1995、p633)中で、仏教的な他界観が畿内を中心に普及していくのである。

文献史料などの研究によれば、持統太上天皇の火葬に伴い天皇のモガリが消滅したのちも、甕を期待するモガリが「民間ではモガリの禁止にもかかわらず、少なくとも平安時代の初め頃までは、庶民にいたるまで広範に行われていた」が、火葬の導入により徐々に甕を可能とする靈魂観が衰退し、やがて「浄土・極楽／地獄という仏教的他界」が表出

することになるのである（川村1995、p626～630）。

9世紀以降の人々にこのような新しい他界観が浸透していったことは『日本霊異記』の類話を多く収めている『今昔物語集』に「黄泉」や「殯」という言葉が使われておらず、「黄泉」が「冥途」という言葉に置き換えられていること（川村1995、p635）からも類推できる。そして、人々の他界観に大きな変化の見られる9世紀中葉以降ようやく三ツ塚古墓群のような同一墓域内において木棺墓と火葬墓が共存する事例が登場するのである。

なお、古代東国地域の墳墓を総括した仲山英樹氏は関東地方では墓域の中心に火葬墓が存在し、その周辺に土壙墓をともなって墓域を構成する事例があることを示された（仲山1995）。しかし、氏の取り上げられた古墓群を検討するとそれらの墳墓間には時期差が認められたり、時期が不詳のものも多く、共存する場合もすべての事例が9世紀中頃の資料であるなど、東日本においても畿内と同様、土葬と火葬が混在する古墓群は9世紀中頃以降に登場することがわかった。すなわち、9世紀前半以前の古墓群内では土器棺墓や墳墓の再利用を除き、土葬（木棺墓）と火葬が同時期に混在することはないのである。

なお、筆者のこのような理解に対して、前述の小田氏は以下のような疑義を呈された。

すなわち、「葬法は土葬から火葬・土葬へと変化するが、三ツ塚Ⅱ期では8号墳の石室を再利用した埋葬と火葬墓34が同時期に存在していることから、奈良時代における火葬と土葬という葬法に関しての規制は見出すことができず、土葬・火葬は混在している」と述べられた部分である（小田2008、p444）。

このような小田氏の疑義に対し、筆者の考えを述べておきたい。拙論で主張したかったことは土葬と火葬では葬送儀礼観に相違が認められ、使い分けられていた可能性があるということであり、葬法に関して具体的な規制があったとは考えていない。黒色土器の有無や水晶玉の使い分けなど出土遺物から判断する限り、土葬と火葬では墳墓儀礼の内容に何らかの区別があったと考える方が理解しやすく、造営主体者がそういう儀礼観の違いを踏まえてどちらかの葬法を選択したと考える。それゆえ、小田氏の指摘された三ツ塚古墓群の事例についても火葬という葬法を選択しながら、再利用に関しては土葬を選択したという点にむしろ着目したい。

第3章第3節で述べたように、8世紀代の古墳再利用は基本的に火葬墓に限られていた。三ツ塚8号墳の事例は現状では8世紀代に木棺墓を使用する唯一の事例である。8世紀中頃は天皇喪葬が土葬に転換するなど、墓制史上の画期であり、これに対応する現象ととらえることもできよう。大和ではこれ以降も古墳再利用において木棺墓が中心となることも何か関係があるのかもしれない。なお、火葬墓34と8号墳は同一支群に属するとはいえ、中央支群は3つの小支群に分けられ、両者は墓域を異にするという事実も指摘しておきたい。

三ツ塚古墓群は下級官人とその氏族成員が葬られた6世紀末から9世紀後半まで続く氏族墓地であったという小田氏の評価については、前節での検討結果でも明らかなように、8世紀から9世紀にかけて継続する古墓群はほとんど見当たらず、三ツ塚古墓群の場合も飛鳥V型式期、平城V型式期に造墓活動の断絶期間が認められるので連続した墓域とは考えにくい。三ツ塚古墓群は小田氏も述べられたように前代の古墳を意識した造墓活動の所産であり、古墳再利用も行われている。第1章や第3章で古墳再利用を検討した結果に基づけば、当該時期の古墳再利用は実際の血縁の有無とは無関係に擬制的な同族関係を主張

する手段として行われる場合が多いので、その可能性を全面的に否定するわけではないが、同一氏族の経営した氏族墓地とは残念ながら確定できないのではないだろうか。三つ塚古墳群を再利用した木棺墓6からは隆平永寶と神功開寶が、木棺墓7からは富寿神寶がそれぞれ出土しているが、古墳再利用における銭貨の出土事例を検討した結果（第3章第3節参照）、古墳再利用では銭貨の出土事例が少ないことが分かった。この点について、筆者は以下のように考えている。伝承等によって明らかにその古墳が自分たちの祖先であるという意識があれば、地鎮目的の「鉄板」や銭貨を用いず、そのまま再利用を行った。しかし、実際の血縁関係が確認できず、名目上の系譜関係を主張する場合は、古墳を使用させてもらう許可を得るため、銭貨を使用したというものである。この考えに従えば、三つ塚古墳群の墓域を利用して9世紀以降に造墓活動を行った集団は、それ以前の造営集団と必ずしも血縁関係を同じくするとは断言できないことになる。

### 3. 「律令国家」期の墓制における火葬墓と土葬墓の意義

前項までの検討で、9世紀前半頃に墓制上の大きな変化が見られること、具体的には多くの古墓群において火葬墓から土葬墓への転換が図られたこと、そして、9世紀中頃以降にも墓制上の変化が認められることが判明した。それでは、このような墓制の変動にはどのような歴史的な意味があるのでしょうか。本項では、当該時期の火葬墓並びに木棺墓の分析を通して両者の墓制の果たした歴史的意義について簡単にまとめてみたい。

火葬墓の集成表（表16）の中では当時の墳墓を4つの類型に分けて検討した。すなわち、Ⅰ類：単独立地の墳墓、Ⅱ類：2～数基程度の墳墓が散在するもの、Ⅲ類：数十基の墳墓が群集するもの、Ⅳ類：100基以上の墳墓が密集するものの4類型であり、Ⅳ類は具体的には堺市桧尾第3地点火葬墓群（宮野・山川編1990、p185～193）などの密集土壙墓と呼ばれるものを指す。桧尾第3地点火葬墓群は報告書では火葬墓群と報告されているものの、すべての土壙が火葬墓とは限らず、「火葬灰埋納土壙」や土壙墓群も混在している可能性がある。しかし、前節でも触れたように、近年はこれらの群集土壙を粘土採掘坑と捉える考えもあり、現状では墳墓かどうかを判断するには資料不足であることは否めない。

つまり、本節において対象とするのはⅡ類・Ⅲ類の古墓群ということになるが、そもそも単独立地の古墓とこれら古墓群では墓制の上で何らかの違いがあるのでしょうか。図52ならびに図95は火葬墓の類型別出土遺物の種類数と組成をグラフに表したものであるが、副葬品の種類に関しては各類型で大きな違いは認められない。古墓群といえども、火葬墓は単なる一般庶民の墓というイメージには程遠く、社会的に一定の地位を占める階層のみが築き得た墳墓であることが窺い知れよう<sup>4</sup>。

次に各類型を特徴づける遺物であるが、Ⅰ類の銭貨、Ⅱ類の須恵器、Ⅲ類の玉類がそれぞれ顕著な遺物ということが出来る。ただ、火葬墓そのものは元来出土遺物が寡少であり、特にⅡ類の須恵器は原山4号墓（宮野・山川編1990、p105～136）から出土した26点という数字に拠るところが大きく、また、Ⅲ類の玉類に関しても高井田20号墓（安村1987、p47・48）から出土したガラス玉24個があるから大きな数値を示すのであって、これらの数字を除くとさほど目立たない遺物ということが出来るかもしれない。同様にⅠ類の銭貨についても大木屋古墓（時野谷1931）の91個以上、高山古墓（下大迫1994）の31個という

数字が影響を与えていることは間違いない。ただ、これら両者の数字を除いた場合でもⅠ類では1基当たりの平均銭貨出土数は0.63個であるのに対して、同Ⅱ類0.34個、Ⅲ類0.09個であり、Ⅰ類に銭貨の伴出例が多いことがわかる。このこと自体は火葬墓における銭貨の出土状況を整理した小林氏の論考（小林1995）を参考にすれば容易に説明がつくであろう。火葬墓から出土する銭貨が地鎮を目的とするという考えである。単独墓の場合は個々の墳墓に銭貨が必要になるのに対して、古墓群の場合は全体としての墓域さえ確保できれば、個々の墳墓に地鎮目的の銭貨は必要あるまい。銭貨の出土意義を権威の象徴と考える場合も同様である。なお、これ以外にもⅠ類の古墓には刀や鏡の出土が目立っており、特に初現期の火葬墓にその傾向が強いことから、第2項の冒頭で紹介したように、律令体制貫徹のために高級官僚たちに死後、茶毘に付すことを強要したという小林氏の理解（小林1998b、p47）を傍証することができる。

さて、前節で、8世紀後半以降、畿内各所で火葬墓群が相次いで造墓を開始することを指摘した<sup>5</sup>。すなわち、奈良県高安山古墓群（河上1983）、横枕古墓群（島本1936、末永1955、小嶋1962、伊藤1984c）、佐保山古墓群（伊藤1984a・b）、大阪府高井田古墓群（安村1987、p25～57）などである。奈良時代の火葬は「仏教葬としての意味をもって普及」したのではなく、薄葬としての火葬の導入以降、「上位者階層における特権的な文化葬法の意識」のもとに受容された（塩入1988、p120）可能性があり、これら古墓群が中央政界の変革に伴う新たな官人階級の成立に対応するとは考えられないであろうか。当時、天皇喪葬は土葬へと変化していたが、これらの古墓群は土葬を採用せず、火葬で統一されていることから、彼らにとって火葬という葬法が特権的な墓制と意識されていた可能性が高い。

次に9世紀前半前後に多くの古墓群において、火葬墓から土葬墓へと葬法の転換が図られたことの意味を考えるため、当該時期の葬制における両者の相違点についてまとめてみたい。

8～9世紀の墳墓の動向は、天皇喪葬の変換を契機に第Ⅰ段階の火葬の開始と火葬墓の盛行期（～8世紀末葉）、第Ⅱ段階の本来的葬法たる土葬への回帰時期（～9世紀中頃）、第Ⅲ段階の薄葬を基調とする土・火葬混在期（9世紀後半以降）という整理がされており（黒崎1980、p113）、本論の内容もその功に負うところが大きい。墓制そのものの動向は8・9世紀を通して火葬墓が中心であることは言うまでもなく（第1章参照）、天皇陵をはじめとする一部の墳墓においてのみ8世紀後半から9世紀前半にかけて木棺墓などの土葬墓が目立つに過ぎない。

聖武太上天皇以降の時代は古墳儀礼的＝伝統的なものを完全に払拭し、火葬を強要する必要がなくなった（小林1998b、p47）と考えることができるが、上記したようにこの時期以降に火葬を採用する古墓群が相次いで造営されることから、「土葬への回帰」という位置付けそのものは当時の墓制全体に対する傾向としてはやや疑問とせざるを得ない。むしろ、本節で指摘したような9世紀初頭を前後する時期、すなわち桓武朝を中心とする時期の葬制の転換にこそ大きな画期を認めるべきであろう。

9世紀前半を前後する時期の木棺墓は基本的に単独立地を示すものがほとんどであり、いずれの事例も豊富な副葬品を有し、厚葬の風を示す。そして、このような木棺墓は9世紀中頃の淳和・嵯峨朝の薄葬思想に基づく造墓活動の断絶期を経た後、仁明天皇による嵯

峨太上天皇の政策の反転・否定（山田1999、p86）に伴い、9世紀後半以降復活することになる。

では、この9世紀前半並びに後半という時期において火葬墓と木棺墓の間で具体的にどのような差異が認められるであろうか。図96は再利用も含めた火葬墓と木棺墓の出土遺物の組成の比較、図97はそれぞれの時期ごとに両者から出土した遺物全体の組成をグラフ化したものである。当該時期の墳墓は小林氏の指摘に則り、副葬品が被葬者の地位を示すものではないにしても、死者や残されたものの財力や嗜好性を表現する（小林1999b、p510）ことから、これらの遺物の組成にそれぞれの葬法を採用した被葬者の性格や政治的志向が反映されている可能性は十分に考慮してよい。

図97によれば、9世紀前半の木棺墓における鏡、9世紀後半では火葬墓の玉類と木棺墓の灰釉陶器がそれぞれの葬法に伴う特徴的な出土遺物であること、そして、9世紀を通して木棺墓に普遍的な出土遺物である黒色土器が火葬墓には一切認められないことが顕著な相違点としてあげられよう。

このうち、鏡については、古墳時代以来の墳墓様式を継承した折衷様式ともいうべき柚之内火葬墓など一部の火葬墓に唐式鏡が副葬されるものの、全体では鏡を副葬する火葬墓は少なくなり、平安時代に入って木棺墓に回帰した結果、鏡の副葬品としての使用が再来したとする杉山洋氏（杉山1999）の意見が参考になろう。氏はさらに平安期の鏡は古墳副葬鏡のような祭祀性ととも、化粧道具の姿見としての実用性も窺えるというが、秋山浩三氏は9世紀段階においては鏡の祭祀・呪術的要素が強く、実利的な使用は認められない（秋山1998、p36）と述べられており、平安時代前期における鏡の意義は定見化していない。しかし、火葬墓において鏡が副葬されるのは8世紀前半～中頃が中心で、その型式も海獣葡萄鏡が主であることから、8世紀中頃までの鏡副葬は古墳時代の遺風と考えて良いのではないだろうか。8世紀中葉までは周溝を用いたり木炭で木櫃を覆うなど終末期古墳の築造技術の影響が残存する火葬墓が見られることも同様であろう。その後、古墳時代のような鏡副葬の意義は急速に衰退し、8世紀後半以降の鏡副葬の空白期を経たのち、平安時代以降は木棺墓において副葬されるものの、9世紀代の火葬墓では八稜鏡の出土が2例認められるに過ぎない。

さて、奈良・平安時代の墳墓から出土した珠玉を集成した秋山氏は「珠玉副葬の墳墓は、社会的に限定された上位階層に帰属すると考えてよい」（秋山1997、p22）とし、珠玉は銅鏡および銅銭と密接な関連性をもつ（秋山1998、p32）というが、これは木棺墓のみにあてはまる現象であり、必ずしも火葬墓には該当しない。具体的な出土状況を見ても、火葬墓での共伴例は皆無で、玉類のみ9例、銭貨のみ39例、銅鏡のみ7例を数えるが、木棺墓は、玉類のみ2例、銭貨のみ2例、銅鏡のみ7例で、銭貨と鏡の共伴例は1例、玉類と鏡の共伴例が3例、そして銭貨・銅鏡・玉類の共伴例が1例であった。因みに、土壙墓においては銭貨のみ2例、鏡のみ1例である。

いずれにしろ、これら三者は実利的機能ではなく、祭祀・呪術具として墳墓に添えられたものであろう。もっとも、火葬墓では呪術具として銭貨が好まれ、木棺墓では鏡が重視されたという傾向は指摘することができる<sup>6</sup>。ただ、銭貨については第3章第1節でも述べたように、呪術具としての機能より権威の象徴という意義を重視すべきかもしれない。共伴例の有無に関しては、火葬墓の場合、鏡や銭貨を副葬する時期が8世紀代が中心であ

るのに対して、玉類の副葬は9世紀以降に中心があるという時期差も大きな要因ではないだろうか。なお、間壁葎子氏は、岡山県桃山火葬墓において買地券と同様の儀礼が銭貨と酒器としての平瓶を用いて行われた可能性を指摘された（間壁1981、p93・94）が、平瓶と銭貨が共伴するのは8世紀中葉までの4例に限られ、木棺墓では平瓶に銭貨が伴うことはない。しかし、この現象も葬送儀礼上の差異というより、時期差に基づく葬礼観の違いによるものであろう。また、9世紀後半期の施釉陶器の有無については当該時期の墓制が社会的階層性よりも経済的側面をより顕著に墳墓の様相に反映させるようになった（第3章第1節参照）からに他ならないと筆者は考えており、一般的な傾向として木棺墓の被葬者の方が火葬墓より経済的に優位な立場にあった可能性を指摘することができる。

では、最後に両者の葬法における最大の相違点である、黒色土器の有無について簡単に触れておこう。以前、8～9世紀の火葬墓から黒色土器が検出されない理由を、火器としての黒色土器という観点から火化の象徴として木棺墓で使用された（第3章第1節参照）、あるいは密教との関連（第3章第3節参照）という側面から指摘したことがある。しかし、木棺墓においても8世紀後半の墳墓からは検出されておらず、9世紀前半以降に限られる点に着目すれば、別の考え方もできよう。奈良時代以前の人々の色彩観では、黒色は穢れ罪悪などの感情を内包した最下位の色彩と考えられており（梅川1997、p415）、推古天皇11年（603）以降、天武天皇13年（685）の服制でも諸臣の最下位の服色として黒が規定されるなど、黒もしくは黒に近い色が最下層の階層を示したが、このような7世紀代以降の人々の共通認識（安田1995、p622）に左右されて、8世紀後半では黒色土器を墳墓に副葬することがなかったのではないだろうか。

しかし、桓武朝では仏に対する臣従をいったん拒否し、これにかわる臣従先を求めることで旧来の仏教色を脱した新しい葬送思想が完成したと考えられている（坂上1994、p222）。それゆえ、9世紀前半以降の木棺墓は密教によってあらゆる色彩に交わらない究極・不変の色彩とされた黒色（梅川1997、p415）を呈する黒色土器を受け入れたが、従来からの仏教的葬送観を受け継ぐ火葬墓では、穢れ意識に基づいて黒色土器を受け入れなかったとは考えられないであろうか。

密教で使われる真言陀羅尼の一種である光明真言と葬送儀礼の関係については横田明・小林義孝両氏の手になる詳細な研究成果が公表されている（横田・小林1997）。日本に光明真言が流通したのは空海が帰朝した大同元年（806）が年代的上限とされており、10～12世紀において、極楽往生を求めるため、葬送儀礼や死者の供養に光明真言が利用されることが広く浸透していたという。さらに、密教的な光明真言は阿弥陀仏、浄土信仰と対立的には捉えられておらず、阿弥陀信仰と往生極楽の資として組み込まれていたらしい。

考古資料において、このような光明真言が広く浸透していたことを検証する手段として土砂加持がある。土砂加持とは光明真言により加持した土砂を死者や遺骨に振りかけると、全ての罪障が消滅して極楽往生できるという儀礼であるが、古代墳墓から検出された土砂、すなわち「きれいな砂」がそれに該当すると考えられている。古代墳墓の研究において、光明真言土砂加持による土砂の存在が明確に取り上げられたのは藤沢一夫氏の論考に拠るとのことであるが（横田・小林1997）、このような土砂加持の痕跡を有する最古の墳墓資料が大坂城古墓群木棺墓1である。調査区中央北寄りから検出された木棺墓で、蔓草鳳麟鏡1面、隆平永寶を中心とする銭貨29枚、水晶製数珠玉1点とともに木棺の四隅から「呪

砂」の可能性がある砂が検出された。築造時期は隆平永寶の初鑄年796年から類推して、9世紀前半頃と考えられており、この時期に畿内の権力の中枢に近い部分で、光明真言による土砂加持の儀礼が行われていた可能性を示す資料として小林氏は注目している。つまり、本項で検討したような、密教的な葬送思想が9世紀前半頃に畿内地域の有力者を中心に急速に浸透していったと考えることができよう。

ただ、従来の仏教史では天台・真言両宗が伝来した平安初期を新時代の到来と位置付け、奈良時代との断絶が強調されることが多かったが、上島享氏はこのような考えは見直すべきであり、9世紀の仏教史は顕・密の相互交流があったと説く（上島1997）。この考えに従えば、奈良仏教との関わりが深い火葬墓が木棺墓導入以降も存続する事情を理解することができよう。つまり、桓武朝の仏教政策の基本は奈良時代以前の顕教的要素も受け継いでおり、墓制そのものの基本的な在り方は8世紀後半以降の造墓形態と大きく異なることはなかったと考えられる。

また、これ以外にも黒色土器が土師器の粗雑化の中で新しい食器として漆器を指向して誕生したという指摘（安田1995、p620・621）を受け入れれば、当時の木棺墓の出土遺物に漆製品がまま見られ、さらに漆器そのものが上流階級の食器として金属器に次ぐ高級品であったことも踏まえると木棺墓の被葬者の階層的優位を示しているといえよう。このことから、9世紀前半頃の火葬墓は奈良時代以来の葬送観念が根強い葬法であったのに対して、木棺墓の場合は当時の政治動向をより鋭敏に反映した政治性の強い、あるいは先進的な葬送思想を取り入れた墓制であったと見做すことができる。本節で対象としたいくつかの古墓群においてこの時期に葬法の転換が図られたことは、その被葬者が中央政府の動きと連動し、新しい時代の息吹を直接肌で感じ取れる立場にある人物、すなわち、中央政府と直接結びついた有力官人層であったと位置付けることができる。そして、このような葬制・墓制の意義が9世紀中葉以降急速に薄れていくことからすれば、墳墓に表出された政治的あるいは社会的意味、つまり古墳時代的な墓制がついに終焉を迎えたといえるのかもしれない。

#### 4. むすびにかえて

以上、複数の葬法が混在する8・9世紀の古墓群の検討を通して、当該時期の墓制における土葬と火葬の意義、ひいてはその背景に見え隠れする当時の人々の葬送儀礼観について不十分ながらも検証してきたが、最後に桓武朝以降の墓制の意義を当時の霊魂観・他界観に基づいて簡単に振り返ってみたい。

火葬という葬法が急速に普及しても、殞的な観念と慣習が意外なほど固執され、容易に消滅しなかったこと（山折1976、p81）は『靈異記』にみる蘇生説話に端的に表されているが、同時に「仏教を受容した人々は、自らの死後の問題とともに、祖先の霊の行方についても思いをめぐらせ、その救済を願わねばならなく」なりつつあったと考えられているように（若井1998、p67・68）、仏教的な他界観が急速に広まっていった。ちょうど時を同じくして、桓武天皇のもとで「延暦十年の改革」（服藤1987）が推し進められており、祖先祭祀が大きな画期を迎えたと考えられることから、祖霊祭祀・追善供養を目的とする古墳再利用が活況を呈することになる（第1章参照）。まさに、『靈異記』の蘇生説話に示



されたように、他界観の性格と構造は仏教の地獄コスモロジーの知識とそれまでの伝統的な他界観念とが過渡的に混融もしくは重層した段階にあったのである（山折1976、p95・96）。

ギアツの「劇場国家」（ギアツ1989）の概念を適用すれば、「死者儀礼の執行は社会的な地位と深く結びついており、逆に盛大な祭宴によって葬られる者のみが威信と地位を獲得できる」（山下1987、p246）ことから、聖武太上天皇以降の陵墓祭祀は厚葬を極めることとなり、桓武朝でその頂点に達したといえよう。その具体的な様相は当時の木棺墓の在り方が如実に示しているが、では何故、木棺墓なのであろうか。唐制の影響（和田1973、p331）や天皇霊の変質（熊谷1988、p21～23）、あるいは新羅に対する対抗意識（網干1981）などに伴い、天皇喪葬は聖武太上天皇以降土葬が基調となったと考えられている。さらに当時の墓制は天皇喪葬の影響を強く受けたことから、高級貴族層を中心に土葬への転換が進められたことは想像にかたくない。8世紀末葉頃、「吉事と凶礼の峻別が、貴族たちのあいだに凶礼を極端に忌避する、禁忌意識の異状な昂揚をもたらしつつあった」こと（高取1976、p487）を一つの手がかりとすれば、火葬墓の場合は葬送儀礼の過程で拾骨が必要であり、その拾骨に際して死穢に触れることを当時の貴族階級が嫌い、一度埋納すれば屍体に触れる必要のない木棺墓が流行したとも考えられるのではないだろうか。

勿論、土葬という葬法が『靈異記』にみられる蘇生説話のような仏教的因果応報観と結びついた可能性もないわけではないが、上流階級にとっては殯儀礼が消滅して既に久しく、貴族の間に蘇生願望が依然として根付いていたとは考えにくい。そして、最澄が『山家学生式』を著して以降は阿弥陀信仰が再生し、「死」の国のイメージが明るい世界へと変化したと考えられていること（田中1983、p364）を踏まえれば、むしろ『靈異記』の説話は殯による蘇生を強調したのではなく、人々に他界の実在を言説化したもの（川村1995、p633）という理解こそが適切ではないだろうか。以後、一般社会においても急速に人々の死生観が変化することは、既に触れたように『今昔物語集』に記された文言を見れば明らかであろう。

8世紀の天皇が成年であることを要したのに対して、9世紀中頃以降、天皇の地位が権威として存在するようになると、天皇が成人である必要は姿を潜め、天皇自身は必然的に現実政治から疎外され、人間性を喪失していったという（早川2000、p243・244）。天安2年（858）の近墓制成立以降は天皇が私的個人として自己の祖先祭祀を行うようになった（北1999）。まさに「律令陵墓制度の最も根本的な枠組みの放棄」（北1999、p88）である。

これ以降天皇喪葬はその社会的意義を失うこととなり、人々は自らの他界観・宗教観に従って様々な墳墓を造営したと考えられる。三ツ塚古墓群において土葬と火葬という両者の葬法が混在するのはまさにこの時期であり、ここに至って、土葬と火葬で区別されていた他界観・靈魂観に差異は認められなくなったのではないだろうか。『万葉集』にみられる山上他界、天上他界、海上他界といった様々な他界観（堀1953、p40・41）は遠い過去のものとなり、仏教的他界観に基づく西方極楽浄土の世界がいよいよ眼前に迫っていたといえよう。

勿論、仏教的他界観が広く受け入れられた背景には、7世紀末葉の持統朝以降、先帝の霊を仏教で救済することが恒例となっていたという指摘（若井1998、p70）も重要であり、

社会的に上位の階層から新しい他界観が浸透していったことは言うまでもない。では、何故、土葬墓と火葬墓の2つの葬法が9世紀中頃以降の古墓群で共存するのかという新たな疑問が生まれるが、残念ながらその答えを導き出すことは容易ではない。文治4年(1188)の『玉海』において藤原良通が「火葬は功德あり。土葬は甘心せず」と語ったように仏教による死の意味付けが浸透し、浄化儀礼としての火葬は急速に広まった(塩入1988、p134)。

しかし、肉親の死に際して、その蘇生再生を願う気持ちは万人に共通する人類普遍の心理であり、同時に火葬という行為が明確な死を決定づけ、屍体を損壊することから、火葬そのものに対する潜在的な恐怖心もまた万人が普遍的に共有する思惟であることは言を待たない。現に我が国において土葬がほぼ全面的に消滅するのが1960年代の後半であること(川村1995、p635)は何よりその証といえよう。そして、葬送儀礼自体が顕著な社会性を保持しなくなった9世紀中葉以降の人々が墳墓造営に際して基準としたのが、小林氏のいう現在には伝わらない当時の習俗によるものであったことも十分に考えられるのである。

以上で、この拙い推論の筆を擱くことにするが、小林氏の一連の論考に導かれつつ、ようやくここまで辿り着くことが出来た。本節では、靈魂観や他界観などの半ば実証不可能な人間の内的側面に照らして墓制の意義を考えてみた。残念ながら、その試みが十分に果たされないまま、屋上屋を架す結果となってしまったことは筆者の力量不足以外の何物でもないが、本節では、9世紀以降の墓制の分析を通して、他界観の変化などを論証してきたつもりである。しかし、当時の人々の間にこのような仏教的他界観が広がりつつあったことを考古学的な手法を用いて具体的に説明することはできなかった。後考に期すべきことはまだまだ多い。

(註)

1. 古代においては異常死に対する葬法として火葬を用いる場合があったことにも注意する必要がある(塩入1988、p126)。
2. 土師の里古墓群以外にも円筒埴輪を骨蔵器に転用した事例として真福寺IV-3号土壙墓(火葬墓：森屋編1997)を挙げることができる。
3. 興善寺遺跡については樫原市教育委員会濱口和弘氏よりご教示を受けた。
4. 川崎市域の火葬墓の検討では「年齢層が若年から成人まで満遍なく認められ、性別も男・女性がほぼ相半ばしている」ことから、群集する火葬墓は「家族墓的であって、必ずしも特定階級個人に限定された葬制ではない」と考えられている(村田・増子1980、p31・32)。ただし、畿内ではこのような形態の古墓群の出現は9世紀後半以降に限られる(第4章第1節参照)。
5. 奈良～平安時代初期の古墓群には「律令官人と共に一般の人々の墓」が混在する地縁集団の伝統的な葬地や「国家の規定により設けられた公の葬地」(鋤柄1999、p258・259)などがあるが、8世紀後半に成立する古墓群は後者にほぼ限定できそうである。
6. 銭貨と鏡では祭祀内容や目的が違う可能性もあるが、銭貨は火葬墓に多く、鏡は木棺墓からの出土が顕著なことから、両者の葬法において祭祀具の使い分けがあった可能性もある。筆者の集成し得た範囲で具体的な数値を示すと、火葬墓420基中、何らかの遺物が出土したものが147基で、そのうち銭貨を伴う墳墓が38例(26%)であるのに対して鏡は7例(5%)に過ぎない。一方、木棺墓の場合、無遺物12基を除いた52基のうち、銭

貨6例(12%)、鏡11例(21%)であり、両者の数字が逆転するのである。

(引用文献)

- 秋山浩三1997「奈良・平安時代における墳墓と珠玉(上)」『古代文化』第49巻第12号(財)古代学協会 p16~25
- 秋山浩三1998「奈良・平安時代における墳墓と珠玉(下)」『古代文化』第50巻第1号(財)古代学協会 p31~39
- 網干善教1981「古代の火葬と飛鳥」『講座飛鳥の歴史と文学』② 駸々堂出版 p273~310
- 伊藤勇輔1984 a 「佐保山遺跡群」『奈良県観光』第330号 奈良県観光新聞社 p2
- 伊藤勇輔1984 b 「佐保山遺跡群」『大和を掘る 1983年度発掘調査速報展』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p62・63
- 伊藤勇輔1984 c 「横枕火葬墓群」『大和の古墳を語る』六興出版 p115
- 上島 享 1997「平安初期仏教の再検討」『仏教史学研究』第40巻第2号 仏教史学会 p38~68
- 上野利明1979「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」『調査会ニュース』No. 11・12 東大阪市遺跡保護調査会 p1~11
- 梅川光隆1997「史料に見える黒色の土器」『立命館大学考古学論集』I 同刊行会 p411~421
- 小田裕樹2008「奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群の形成過程—古代氏族墓地の基礎的研究—」『九州と東アジアの考古学 九州大学考古学研究室50周年記念論文集』同刊行会 p429~450
- 川村邦光1995「モガリ(殯)と他界観」『西谷真治先生古稀記念論文集』勉誠社 p617~638
- 北 康宏1999「律令陵墓祭祀の研究」『史学雑誌』第108編第11号 史学会 p63~94
- 北山峰生2013「東中谷遺跡の調査」『東中谷遺跡・松山城跡』奈良県文化財調査報告書第158集 奈良県立橿原考古学研究所 p17~46
- 熊谷公男1988「古代王権とタマ(霊)—「天皇霊」を中心にして—」『日本史研究』第308号 日本史研究会 p1~23
- ギアツ、クリフォード(小泉潤二訳)1989『ヌガラ 19世紀バリの劇場国家』みすず書房
- 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VI 奈良国立文化財研究所 p89~126
- 小島俊次1962「桜井市大字笠字横枕出土骨壺」『奈良県文化財調査報告書』(埋蔵文化財編)第5集 奈良県教育委員会 p22・23
- 小林義孝1992「灰を納めた土壇」『究班—埋蔵文化財研究会15周年記念論文集—』15周年記念論文集編集委員会 p367~374
- 小林義孝1995「古代火葬墓における銭貨の出土状況」『摂河泉文化資料』第44号 摂河泉文庫 p77~95
- 小林義孝1998 a 「丙の年の人の故に焼き失わず」『歴史民俗学』第12号 批評社 p42~61

- 小林義孝1998 b 「『歴史民俗学』からみた“あの世への想い”」 『歴史民俗学』第11号 批評社 p82～103
- 小林義孝1999 a 「古代墳墓研究の分析視角」 『古代文化』第51巻第12号 財) 古代学協会 p2～21
- 小林義孝1999 b 「古代の個人墓と集団墓地—河内土師の里古墓の検討から—」 『瓦衣千年 森郁夫先生還暦記念論文集』同刊行会 p498～512
- 坂上康俊1994 「古代の法と慣習」 『岩波講座 日本通史』第3巻：古代2 岩波書店 p199～229
- 塩入伸一1988 「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」 『仏教民俗学大系』4：祖先祭祀と葬墓 名著出版 p109～140
- 芝田和也1990 『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』松原市教育委員会
- 島本 一1936 「火葬墳墓に於ける一二の共伴遺物」 『考古学』第七巻第五号 東京考古学会 p202～205
- 下大迫幹洋1994 『高山火葬墓・高山石切場遺跡発掘調査報告書』香芝市文化財調査報告書 1 香芝市二上山博物館 p9～28
- 下出積興1972 「祖先神信仰と道教」 『日本古代の神祇と道教』吉川弘文館 p1～89
- 新海正博編1996 『大坂城跡の発掘調査』6：大坂城跡発掘調査概要11 財) 大阪府文化財調査研究センター
- 末永雅雄1955 「磯城郡上之郷村大字笠字横枕 火葬墳墓」 『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第5輯 奈良県教育委員会 p17～24
- 菅原正明1980 「付論Ⅲ 東山遺跡の古墳時代、奈良時代の遺構」 『東山遺跡』大阪府教育委員会 p14・15
- 鋤柄俊夫1999 「聖武朝難波京の構造と平安時代前期の上町台地」 『文化学年報』第四十八輯 同志社大学文化学会 p262～268
- 杉山 洋1999 「墳墓副葬の鏡」 『日本の美術』第393号：古代の鏡 至文堂 p63～69
- 高槻市教育委員会1982 『岡本山古墓群発掘調査概要（現地説明会資料）』
- 高取正男1976 「釈服従吉」 『柴田實先生古稀記念 日本文化史論叢』柴田實先生古稀記念会 p478～490
- 竹田正則編1995 「興善寺遺跡」 『図録 橿原市の文化財』橿原市教育委員会 p103
- 田中 琢1991 「支配する倭人、される倭人」 『集英社版日本の歴史』②：倭人争乱 集英社 p175～216
- 土井卓治1983 「葬りの源流」 『日本民俗文化大系』2：太陽と月＝古代人の宇宙観と死生観＝ 小学館 p257～310
- 時野谷勝1931 「加茂町出土の和同開珎」 『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第18冊 京都府 p121・122
- 仲山英樹1995 「古代東国における墳墓の展開とその問題点」 『第5回 東日本埋蔵文化財研究会 東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』《第IV分冊 問題点の整理—総括討議に向けて—》 東日本埋蔵文化財研究会 栃木大会準備委員会 p2～17
- 早川庄八2000 「律令国家・王朝国家における天皇」 『天皇と古代国家』講談社 p192～

- 服藤早苗1987「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐる—」『日本史研究』第302号 日本史研究会 p10～34
- 藤沢一夫1970「火葬墳墓の流布」『新版考古学講座』第6巻：有史文化<上> 雄山閣出版 p280～283
- 堀 一郎1953「萬葉集にあらはれた葬制と他界観、靈魂観について」『萬葉集大成』第八巻：民俗篇 平凡社 p29～57
- 間壁葎子1981「岡山県下奈良・平安期墳墓に見る二・三の問題」『倉敷考古館集報』第16号 倉敷考古館 p76～94
- 松永博明1990「飛火野発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1987年度』奈良県立橿原考古学研究所 p309～326
- 三木 弘1999『土師の里遺跡—土師氏の墓域と集落の調査—』大阪府埋蔵文化財調査報告 1998—2 大阪府教育委員会 p101～118
- 宮野淳一・山川登美子編1990『陶邑Ⅶ』大阪府文化財調査報告書第37輯 大阪府教育委員会 p185～193
- 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿原考古学研究所 p210～232
- 森田克行1985「岡本山古墓群」『昭和56・57・58年度 高槻市文化財年報』高槻市教育委員会 p6・7
- 森屋美佐子編1997『真福寺遺跡』財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第19集 大阪府教育委員会・財)大阪府文化財調査研究センター p49
- 村田文夫・増子章二1980「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一樣相」『川崎市文化財調査集録』第15集 川崎市教育委員会 p22～40
- 安田龍太郎1995「黒い色の食器」『奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集 文化財論叢』Ⅱ 同朋舎 p617～628
- 安村俊史1987「古墓—20」『高井田横穴群Ⅱ』柏原市文化財概報1986—Ⅶ 柏原市古文化研究会 p47・48
- 山折哲雄1976「遊離魂と殯」『日本人の靈魂観』河出書房新社 p35～108
- 山下普司1987「葬制と他界観」『日本の古代』13：心のなかの宇宙 中央公論社 p231～280
- 山田邦和1999「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」『花園史学』第20号 花園大学史学会 p65～88
- 横田 明・小林義孝1997「光明真言と葬送儀礼」『歴史民俗学』第8号 批評社 p214～247
- 吉崎 伸・上村和直・木下保明・南 孝雄1994「長岡京左京六条二・三坊・七条二・三坊・水垂遺跡」『平成2年度京都市埋蔵文化財調査概要』財)京都市埋蔵文化財研究所 p68・69
- 吉澤 悟1995「煙の末々—日本における火葬の導入と展開過程に寄せる想念—」『東国火葬事始—古代人の生と死—』栃木県立博物館 p148～160
- 若井敏明1998「仏教受容と靈魂観」『古代中世の社会と国家』清文堂 p59～74

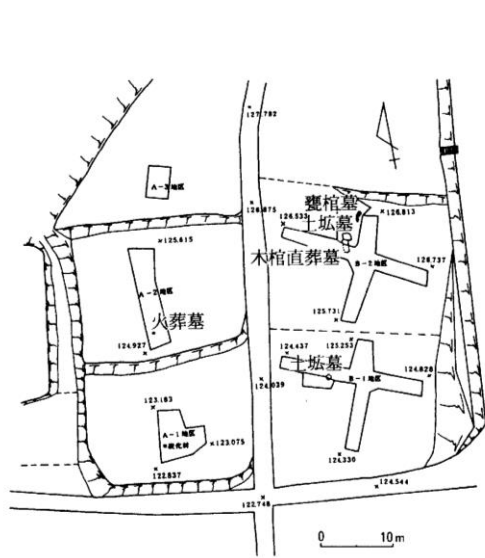


図91：墓尾古墳群隣接地古墓群  
(上野1979より引用)

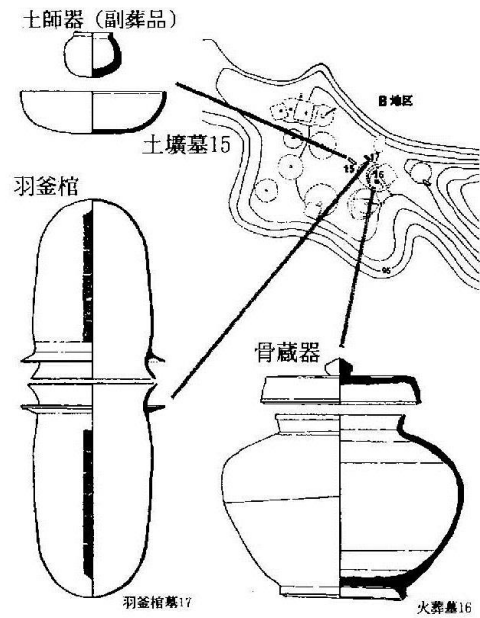


図92：東山古墓群  
(菅原1980より引用)

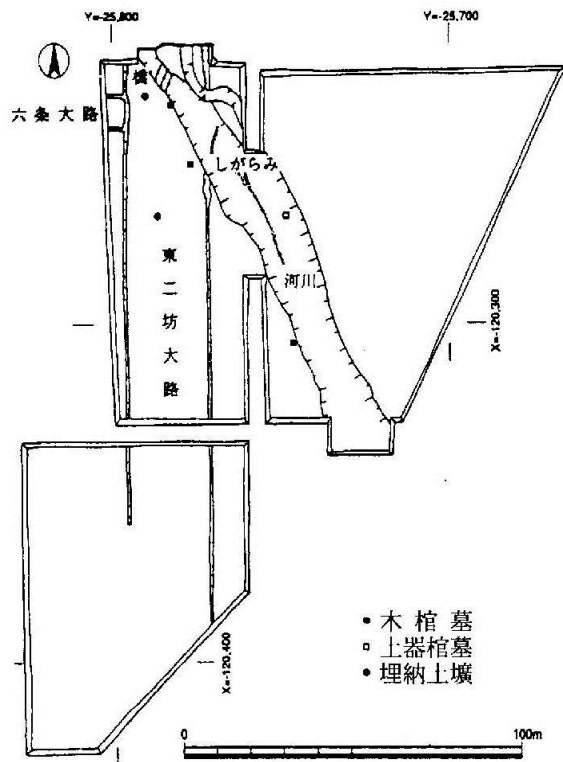


図93：長岡京古墓群  
(吉崎・上村・木下・南1994より引用)

図94 古墓群の葬法の変遷

| 古墓群名         | 葬制    | 8世紀 |   |   |   |   | 9世紀 |   |   |   |   | 10世紀 |
|--------------|-------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|------|
|              |       | 初   | 前 | 中 | 後 | 末 | 初   | 前 | 中 | 後 | 末 | 初    |
| 大坂城          | 火葬墓   |     | ■ | ■ | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   | ■   |   |   | ■ |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
| 墓尾古墳群<br>隣接地 | 火葬墓   |     | ■ | ■ |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   | ■   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 | ■   |   |   |   |   | ■   |   |   |   |   |      |
| 立部古墳群<br>跡   | 火葬墓   |     | ■ | ■ | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   | ■   |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   |     | ■ |   |   |   |      |
| 東山           | 火葬墓   |     | ■ | ■ | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     | ■ | ■ | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
| 飛火野          | 火葬墓   |     | ■ | ■ |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   | ■   |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
| 岡本山          | 火葬墓   |     |   |   |   |   |     |   | ■ | ■ | ■ |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   |     |   | ■ |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
| 土師の里         | 火葬墓   |     |   |   | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   | ■ | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   | ■ | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ |   |   |      |
| 三ツ塚          | 火葬墓   |     | ■ | ■ |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   | ■   | ■ | ■ | ■ |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
| 東中谷          | 火葬墓   |     | ■ | ■ |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   | ■   | ■ | ■ | ■ |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   |   | ■   | ■ | ■ | ■ |   |      |
| 興善寺          | 火葬墓   |     |   |   | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 | ■   | ■ | ■ | ■ |   |     |   |   |   |   |      |
| 長岡京          | 火葬墓   |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |      |
|              | 木棺墓   |     |   |   |   | ■ |     |   |   |   |   |      |
|              | 土器・土壙 |     |   |   |   | ■ |     |   |   |   |   |      |

■ : 築造時期が明確な墳墓  
 ■ : 築造時期が不明瞭な墳墓

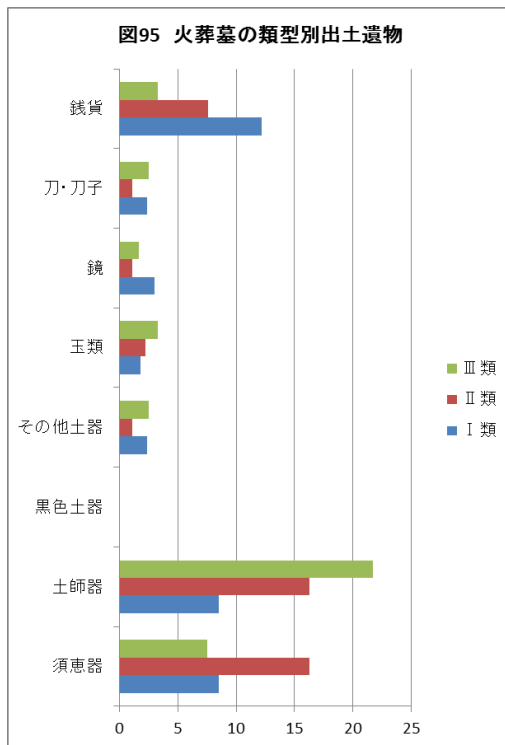


図96 木棺墓と火葬墓における出土遺物の組成

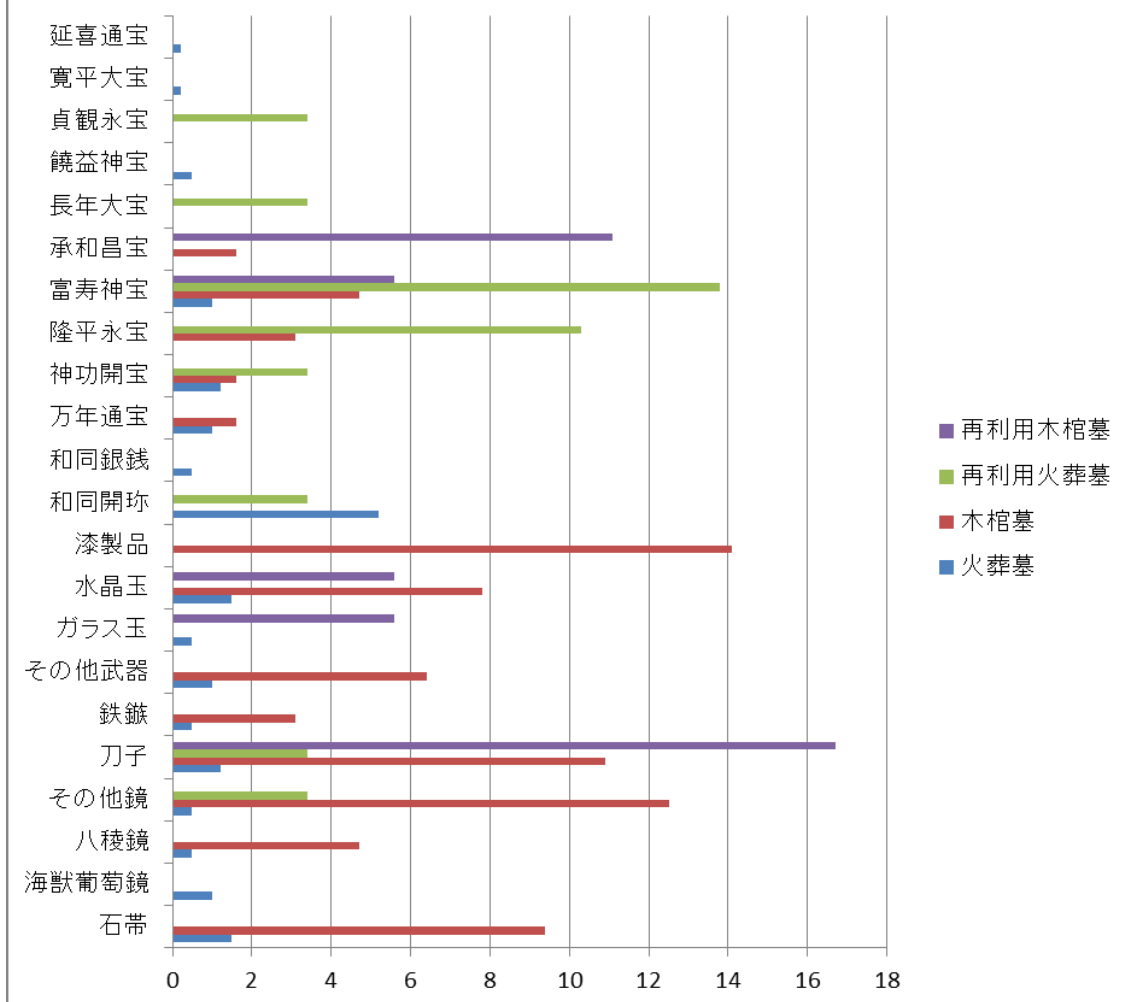
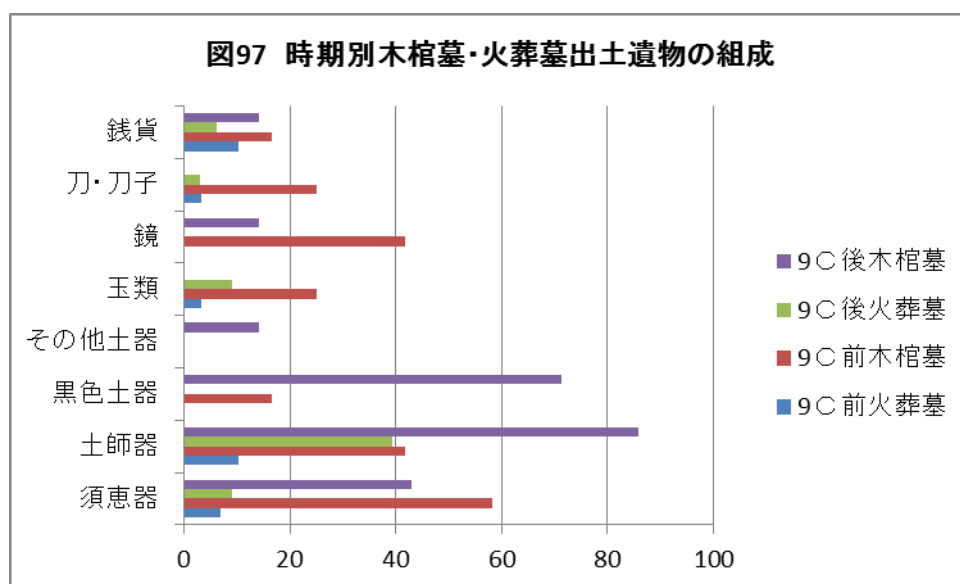


図97 時期別木棺墓・火葬墓出土遺物の組成





### 第3節「律令国家」的墓制の終焉

#### 1. はじめに

儀礼とは、一定の世界観のもとで、超自然的な諸存在と人間との関係に関する一群の観念を前提として組織される文化的行動で、個別の経験を共同的な現実統合し、社会の成員に共有される意味を社会的次元で再生産する行為（坂井1989、p174、181・182）である。例えば、出産や結婚をはじめとする様々な儀礼を我々は経験するが、このような儀礼の中でも人の一生に関わるものは通過儀礼と呼ばれている。

さて、本節で対象とするのは、通過儀礼の中で葬送儀礼と位置付けられる人の死にまつわる一連の行為であるが、1907年、R. エルツ（Hertz）は死の表象に関する考察の中で、葬儀が成人式や結婚などの儀礼と類似していることを指摘した（エルツ2001）。これを受けてA. V. ジェネップ（Gennep）は通過儀礼を「分離・移行・合体」の体系的概念に細分化したのである（ジェネップ1977）。

勿論、これらの民族学的研究の成果をそのまま時間軸の異なるわが国古代の葬送儀礼の検証に適用することはできない。エルツの理論は、広い適用可能性をもっているものの、死者の肉体の変化に関しては、多段階葬（複葬）を行う社会についてのみ当てはまるものであり、単葬を行う社会では適合性をもたないという（内堀1995、p85）。しかし、相模地域の古墳・横穴墓における墓前儀礼の検討に際してエルツやジェネップの儀礼観に基づき、死者の想像的再生を図るという葬送儀礼に共通の基本構造を復元した事例もあり（大倉2002）、時空を超えた人類共通の儀礼観の存在は認めてもよいのではないだろうか。つまり、我が国の墓制においては殯儀礼を介在させることで、エルツの理論を適用させることができると考える。

そこで、本節においても、副葬品の出土状況などを手がかりに当時の葬送儀礼を復元し、それらの儀礼が果たした社会構造上の意義を考えたいと思う。結論を先に示せば、本節では葬送儀礼が汎畿内の斉一性を有した時期、すなわち「律令国家」期の墓制の終焉を9世紀後半と位置付けた。それは以下の理由に基づくものである。古墳時代に引き続き、8世紀初頭に「律令国家」の墓制のスタンダードとして火葬墓が採用されて以降も政権中枢部の墓制を頂点とするピラミッド構造の中に畿内とその周辺地域の墓制は位置付けることができた。しかし、9世紀中葉以降、仏教的他界観の浸透に伴って墓制が変容し始め、9世紀後半に至ると畿内地域においても共同体レベルで葬送儀礼の地域色が顕在化し、社会的次元における儀礼の共有化は志向されることがなくなったと判断されたからに他ならない。そして、このような墓制上の画期は公民制の解体や官僚制の変質をはじめとする当該時期の律令体制の解体過程<sup>1</sup>と見事に符号するのである（第5章第2節参照）。

#### 2. 9世紀中葉～後半の墓制の画期—三ツ塚古墓群における葬送儀礼の在り方—

第4章第2節で、筆者は8・9世紀の古墓群の検討を通して、当該時期の墓制における

土葬と火葬の意義、ならびに当時の人々の葬送儀礼観について検証した。その結果、他界観の違いが土葬と火葬という葬法の違いにある程度反映されるという従来への在り方が9世紀中葉頃に変質し、両方で区別されていた他界観・靈魂観にも差異が認められなくなったことを明らかにした（渡邊2001a、p49）。そして、このような葬法の変質を意義付ける上で奈良県三ツ塚古墓群における葬送儀礼を一つの手がかりとした。当古墓群については第1節で簡単に検証したが、今一度、葬送儀礼という行為に着目して、簡単に振り返っておこう。

三ツ塚古墓群は奈良県葛城市に所在する三ツ塚古墳群の調査に伴って検出されたもので、竹内街道からやや西に寄った急峻な丘陵南斜面に位置している（宮原編2002）。三ツ塚古墳群は3つの支群に分かれ、6世紀末から7世紀末葉まで継続して古墳が築かれたことが確認されているが、古墳群とほぼ分布を重複して古墓群が検出された。古墓群は8世紀前半の火葬墓と、9世紀中葉以降の木棺墓と火葬墓、およびその関連遺構からなり（図90）、他の畿内の終末期群集墳と同様、古墳群の終焉時期に連続して古墓は造営されていない。

平城Ⅱ～Ⅲ型式期古段階に火葬墓の造営が始まり、平城Ⅲ新～Ⅳ型式期段階で群形成が始まるが、いずれの火葬墓も石囲い施設の中に骨蔵器を埋納しており儀礼上の共通点が認められた。これらの墳墓群は火葬灰埋納土壇（小林1992）を伴い、限られた範囲内で計画的に造営されているが、墳墓群としての造営期間は短い。そして、8世紀後半から9世紀初頭にかけては造墓活動をまったく認めることができず、空白期間となっている。その後、9世紀第2四半期から造墓が再開され、古墳群と同様、東・中央・西の3支群で造営され続けることも確認できた。

9世紀以降の古墓は谷の中央に築かれた木棺墓1（図98）が群形成の契機となり、平城太上天皇の没年（824年）を前後する時期に造営された。同古墓の被葬者は刀子や発火道具を佩飾する鍔具を着装しており、官人層であることが想定される。その後、9世紀中葉にかけて火葬墓と木棺墓が混在するようになるが、9世紀後半以降は火葬墓だけが造墓された。なお、火葬墓や関連遺構からは火化された鍔具が出土しており、木棺墓1以降は官人であっても火葬墓に葬られたことがわかる。

一方、木棺墓10基のうち土器の出土した7基は9世紀第2四半期を中心とする9世紀中葉の限られた時期に造墓されたことが判明しており、中央支群では最初に築かれた木棺墓1を中心に一定の規範の下に造墓が行なわれたらしい。そして、木棺墓1にやや遅れ、木棺墓11が築造されて西支群の形成が始まる。報告書によれば木棺墓11の築造は中央支群から独立した新たな墓域を形成しようとする意志が働いたと考えられている。また、両支群に造営された木棺墓には須恵器壺と土師器椀の共伴など出土遺物の組合せに共通点を見いだすことができることから、葬制として共通した規範が存在したようだ。

ただ、木棺墓1と11の着用品の内容による限り、その階層差は大きく、西支群は中央支群に対する従属性を内在して、別支群を形成したと位置付けられた。なお、木棺墓1以外の木棺墓からは官人的要素を示す副葬品は検出されておらず、火葬か土葬かという葬法の選択は、家長的存在の選択結果が特定の構成要員に影響を及ぼした可能性も指摘された。さらに、9世紀に古墓群が形成された背景には古墳の被葬者を同祖とし、出自を求めた可能性も考えられており、事実、8世紀前半と9世紀中頃という火葬墓の造営時期に合わせて古墳の再利用も行なわれた。

三ツ塚古墓群における葬制の変容は火葬墓では従来使用されることのなかった黒色土器が9世紀中～後半の火葬墓1（図99）において骨蔵器として使用されている事実からも窺える。従来の火葬墓に伴う儀礼観からは決して使用されるはずのない黒色土器が火葬墓1に採用されたということは当該時期の火葬墓が旧来の仏教儀礼とは異なる新たな葬送イデオロギーに基づく所作である可能性が高いといえるのではないだろうか。

### 3. 9世紀中葉前後の副葬品の状況

三ツ塚古墓群では9世紀中葉前後に火葬墓と木棺墓が混在し、さらに火葬墓において黒色土器が使用されるなど、葬送イデオロギーの上に大きな変化が認められた。このような現象は汎畿内的なものとして位置付けることができるのであろうか。本項では、今までの分析結果をもとに9世紀中葉を前後する時期の副葬品の様相を検討してみたい。

前述したように、副葬品から見た火葬墓と木棺墓の最大の相違点は黒色土器の有無にある。木棺墓においては9世紀前半以降に普遍的に出土する黒色土器が、現在までのところ火葬墓からの出土例が認められていないのである。唯一の例外として巨勢山13号墓（8世紀末葉）が存在するが、骨蔵器の蓋として黒色土器を利用したものである。時期的に見ても黒色土器が木棺墓において本格的に採用される以前の過渡期の事例であり、過大評価は避けておきたい。

しかし、前項でも触れたように9世紀中葉頃に三ツ塚古墓群の火葬墓1で骨蔵器に黒色土器の短頸壺が用いられ、これ以降同様の事例は岡本山2号墓（9世紀後半～10世紀初頭）、石光山4号墓（9世紀後半）が知られるようになる。祭祀容器としての使用を前提とした黒色土器の在り方が9世紀後半以降大きく変化し、日常什器として普及した（森1991、p77・78）ことがこれらの現象の要因かもしれない。勿論、「延喜式」を基にした色彩別焼物構成の序列の中で、黒色土器は国産施釉陶器に次ぐ位置付けをされており（森1991、p76）、薄葬を基調とした火葬墓に対して木棺墓の厚葬さを示す遺物として、両者の被葬者の占める階層的な位置を反映した現象と考えることもできる。しかし、9世紀前半以降、施釉陶器を骨蔵器とする火葬墓の事例が増加する中で、頑なに黒色土器の使用を拒み続けた理由を階層性や経済的側面にのみ見出すことは困難であると言わざるを得ない。9世紀後半を前後する時期の火葬墓に黒色土器が採用されることの意義は大きい。

それ以外にも火葬墓において祭祀専用容器である瓶子を多用したり、官人身分表象である石帯の副葬や水晶玉の副葬などの行為が9世紀後半に顕著となる。さらに、9世紀中葉までは火葬墓全体の6～7割の墳墓が遺物を伴わないのに対して、9世紀後半以降は7割近くの火葬墓が遺物を伴出するようになるという変化も認められる。それまでは葬法の違いによって明確に使い分けが行なわれていた葬具の内容に顕著な違いが認められなくなったことから分かるように、副葬品などの出土遺物から見る限り9世紀後半頃には火葬と土葬の区別が曖昧になったといえることができる。

さらに、これまでは平城京や平安京など政権所在地周辺の墓制が内容から見て優位な存在であったのに対して、9世紀後半以降は大和における木棺墓、河内における火葬墓というように墓制・葬制の在地色が顕在化するようになる。かつて、黒崎直氏は8・9世紀の墳墓の動向は天皇喪葬の変換を契機とすると述べたが（黒崎1980、p113）、この時期にな

ると在地氏族の墓制はそれらの影響をまったく顧みることなく、独自の葬法を選択したといえる。文献史料にみえる仁明・文徳・清和天皇の喪葬はいずれも薄葬を基調としていたにもかかわらず、当時の在地氏族の墓制にはそれらの影響はほとんど認められないことが大きな特徴である。律令時代の墓制の葬送規制の一つに「平地への埋葬は伝統的にみても祭祀を行なわしめない」ということがあった（本位田2003、p11）が、9世紀後半から10世紀前半にかけて、河内甲田南古墓群（小林1994）や平安京右京三条三坊S X 46（平尾編1990）のように、従来の丘陵地などとは異なり、京域内あるいは集落や耕地が占める平地空間に立地する墳墓が登場する<sup>2</sup>（図100）。これは小林氏も指摘するように「墓に対する観念が大きく変化したことを示す」（小林1994、p49）と同時に当時の人々の靈魂観・儀礼観が変化したことも大きな要因であろう。では、このような変化はいかなる要因によってもたらされた現象なのであろうか。

#### 4. 天皇喪葬と律令期の墓制

前述したように黒崎論文では、8・9世紀の貴族層の葬送儀礼は天皇喪葬の影響を受けたとされる。確かに持統太上天皇の火葬を皮切りに「律令国家」による墓制のスタンダードとして火葬墓が採用された当初、律令政府は高級官僚たちにも、死後、茶毘に付すことを強要したが、「律令国家」の枠組みが完成した聖武天皇の時代になると早くも天皇喪葬は土葬へと変質した。しかるに、当該時期に畿内各所で成立した高安山・横枕・佐保山などの集団墓はいずれも火葬を採用しており、一般官人層にとっては火葬という葬法が特権的な墓制と意識されていた可能性が高い（塩入1988、p120・渡邊2001b、p430・431）。

しかし、事態は桓武天皇の登場で大きく様変わりした。桓武朝の墓制の画期については第1章で述べたので詳細は省くが、釈服直後に行なわれた光仁改葬地選定により桓武天皇は天智直系系譜の宣揚を内外に示し、聖武太上天皇からの離脱を図ったという（吉川2001、p27）。そして、これら一連の政策により貴族喪葬も奈良時代以来の天武天皇系譜の色合いの強い火葬から新たな葬制として木棺墓の採用が意図されたと考えることもできる。これは従来の葬送儀礼観では“穢”と位置付けられた“黒色”を葬送儀礼の中にわざわざ導入した可能性があることから明らかであろう。ただ、葬制ということに限れば、土葬の導入・浸透は9世紀初頭に劇的に訪れた訳ではなく、8世紀中葉以降、徐々に進んでいくのであって、仏教を中心とした宗教理念、葬送イデオロギーの変質にこそ葬制が変化した要因を求めべきであろう。それゆえ、桓武天皇自身の政治理念などにはあまりこだわらない方がよいのかもしれない<sup>3</sup>。

また、9世紀第2四半期の嵯峨遺詔に基づく造墓否定の傾向は嵯峨太上天皇を中心とする人々の間だけのことであり（田中1996、p26）、その崩御後まもなく起こった承和の変が嵯峨遺詔を否定する意味が込められていたこと（遠藤2000、p47）からも分かるように、これ以降は藤原良房ら中央貴族によって新たな墳墓祭祀が始まることになる。つまり、厳密に言えば、黒崎論文の結論とは8世紀前半と9世紀初頭前後という2時期に限定すれば有効であることが知れよう。

ところで、日本の固有信仰では、人は死後、霊化して神やミコトと呼ばれるものになったが、仏教伝来後は緩衝地帯を設け、ケガレのある間はホトケとみたという（岩崎2001、

p2)。これは井之口章次氏も述べているように、仏教伝来以前の日本人の他界観に対して、奈良時代以降の高僧たちが、仏教の浄土来世観を導入するに際し、従来の他界観を認めた上で、他界に行き着くまでの霊肉分離の期間に仏教の来世をあてはめたことを示している。従って、日本人の他界観念は二重構造を有していて、霊肉分離期間と他界観が混同されたのである（井之口2002、p236）。この霊肉分離期間とはエルツのいう「あいだの期間」のことであり、当時の葬送儀礼では殯に相当することはいうまでもない。そして、仏教的葬送儀礼を伴う火葬の場合は霊肉分離期間をほとんど経ることなく、他界へと行き着いたのに対して、土葬では霊肉分離期間を経た後、ようやく他界に辿り着くことになる。

『日本霊異記』はわが国固有の靈魂観と仏教的応報観念が融合しているという山折氏の評価（山折1976、p41）も上記の点を踏まえると理解しやすい。『霊異記』に収められた蘇生説話は殯の期間がジェネップのいうリミネール儀礼＝どっちつかずの危険な状態にあること<sup>4</sup>（図101）を当時の人々に印象付けたと思われ、このような仏教的因果応報観の浸透がやがて人々の間に他界の存在を実感させることになったのである。また、山折氏が示した土葬と火葬では他界観が違い、火葬は死とともに靈魂が死体から離れ、土葬ではその場に残るという理解（山折1976、p58・59）も霊肉分離期間と他界観の混同から説明することができる。怨霊を恐れた淳和天皇は死体があれば祟りを為すことはないという考えに基づいて散骨を願ったという事実<sup>5</sup>も、他界観念の二重構造を如実に示すものであろう。

さて、9世紀中葉の仁明天皇の時代には陵墓と密接な関係のある寺が出現し（福山1983、p211）、清和太上天皇の喪葬を経て仏教と僧侶が葬儀の上に大きな位置を占めるようになる（新谷1996、p249）。そして、仏教的葬送儀礼が浸透していく中で、仏教的他界観も広く受け入れられていったと考えられる。特に、仁明天皇の追善行事は現世安穩の鎮護国家の仏教とは異なった信仰に基づく天皇追善供養行事の大きな画期であり、さらに天曆期における浄土教の進出は天皇の仏教信仰をも大きく変貌させた（大江1985、p28、31、37・38）。

このように9世紀後半から10世紀初頭にかけての時期は、文献史料に基づく研究によれば、他界観が大きく揺れ動いた時期と考えられるが、当時の人々が恐れた「死の穢れ」は死霊とは別であり、むしろ死体に対する汚穢観からくるものであったという（赤田1981、p114）。『三代実録』貞観8年（866）条や貞観10年（868）条を見れば、紀夏井の母や源信がそれぞれ埋葬されないまま喪屋と共に放置されたことが知れるが、当時は葬送儀礼が終わると死体は顧みられることなく放置されるのが一般的であった。『小右記』長和5年（1016）年6月6日条の記事をもとに、「白骨は穢としない慣例があった」という推測もある（山本1986、p32）が、大石雅章氏の論説では、同時期、火葬後の遺骨にも穢観念があった（大石1990、p71）とされている。

以上の点を踏まえると、当時の貴族たちは拾骨段階で骨に触れなければならない火葬を嫌い、納棺を済ませると死体と相見える必要のない土葬を採用する者が増えていったと考えたい。死体に対する忌避観から、葬送儀礼は重視するが、納棺・埋納儀礼は極力避けたいという思惑が「木棺直葬」という簡略化した墓制を選ばせた可能性もあろう。

第3章第2節で述べたように、木棺墓における遺物出土状況は9世紀後半以降、棺内からの出土例が数を減じ、棺上・棺外からの出土例が中心となる。これも死体に対する忌避観から説明することができよう。つまり、一刻も早く納棺したいという貴族の意識が埋納

儀礼における葬具の在り方に大きな影響を与えたのである。しかし、10世紀以降は再び棺内に遺物を納めるようになった。火葬墓においては拾骨儀礼に際して錢貨や土器を骨蔵器内に埋納する儀礼が継続され続けていることを勘案すれば、9世紀中～後半以降に変容しはじめた木棺墓などの土葬墓に伴う葬送儀礼観が10世紀に入り、ようやく安定したことを物語るのかもしれない。

一方、貞観年間には史料の上で「富豪の輩」と称される富豪層が国衙と対抗して、中央の諸司や王臣家と私的身分関係を結ぶなど積極的に活動した時期にあたる(戸田1967、p28)。彼らのような新興勢力は保守的な貴族層とは違い、先進の仏教的他界観を受け入れ、火葬を採用したのであろう<sup>6</sup>。そして、火葬という葬法の導入に伴い、蘇生観が稀少化すると、往生思想・浄土思想も顕著となったと考えられ(赤田1981、p144)、甲田南古墓群のように平地に埋葬することも可能となったのではないだろうか。勿論、『今昔物語集』の7例に及ぶ蘇生譚は言うに及ばず、はるか後世の江戸町奉行根岸鎮衛が著した『耳囊』に収められた数々の蘇生伝承が顕著に示すように<sup>7</sup>、これ以降も他界観念の二重構造は解消した訳ではない。しかし、仏教によって遺体・遺骨尊重観念が強くなり、霊肉・霊骨一体説が生まれると(赤田1981、p144)、死穢を避けるための浄化儀礼として、火葬が急速に広まり、やがて火葬をして「仏教葬」と呼ばしめたのである(塩入1988、p134)。ただ、これら火葬を中心とした他界観の変容が顕著になるのは本書の対象とする時代を大きく踏み越えてしまっており、ひとまず筆をとどめることにしよう。

## 5. おわりに

本節では、9世紀中葉以降の葬送儀礼の分析を通して、9世紀中葉以前は土葬と火葬という葬制の違いが明確に区別されていたこと、しかし、仏教的他界観の浸透に伴い、他界観が大きく変質し、9世紀後半には両者の葬制に伴う葬送儀礼には顕著な差異を認めることができなくなったことを述べた。

古墳時代とは異なり、律令期の墓制は骨蔵器や錢貨の出土事例の研究に代表されるように、個別事例の分析に重点が置かれ、マクロな視点からの分析は等閑視されてきた嫌いがある。しかし、結論としてはありきたりのものであるが、今回の検討によって律令制度の変遷と墓制の動向が連動していたことが改めて確認でき、墓制が政治的・社会的役割の一部を担うという古墳時代の伝統が脈々と受け継がれていたことが判明した。

さて、9世紀後半以降、畿内各地では共同体レベルでの葬送儀礼の地域色が顕在化し、もはや中央の墓制は各地域に対する影響力を失い、汎畿内の斉一制を示すことはなくなった。墓制から判断する限り、ここに律令制度はその社会的役割を終えたということができると。

では、何故、当該時期の大和では木棺墓、河内にあっては火葬墓が盛行するのであろうか。最後に、それぞれの葬法が両者の地域で採用された意義について簡単な見通しを述べ、本節を閉じることにしたい。

平安京周辺には鳥戸野、木幡、北白河、深草山をはじめとする葬地があり、陵墓をはじめ様々な氏族の共同墓地が設置されていたが(山田1994、p593～595)、第3章でも述べたようにこれらの葬地に対する考古学的研究はほとんど進んでおらず、考古学的手法を用

いた平安貴族の墓制の解明作業は今後に残された大きな課題である。

それにひきかえ、河内においては9世紀中葉以降、柏原市域を中心に高井田古墓群や玉手山古墓群などの火葬墓群が相次いで造営された。また、大和でも9世紀中葉以降、奈良盆地東南部を中心に多くの木棺墓が営まれることになる。特に、大和の木棺墓はそのほとんどが古墳の至近地ないしは古墳そのものを再利用する形で造営された。古墳を意識した在り方から、かつて桓武天皇が主導した律令政治再建政策に伴い律令貴族の出自証明や系譜関係の再確認のために古墳の再利用が行なわれた経緯と同様の意義を見いだすことができよう。

折しも、9世紀中葉は藤原良房を中心とする藤原氏によって新たな墳墓儀礼が始まる時期であり、氏族集団における系譜意識・親族原理の大きな転換期でもあった。律令貴族の中には祖先の本貫地という伝承を踏まえ、系譜関係の確認のために大和各所の古墳を利用するものもあったと思われる。というのも、これらの墳墓のほとんどすべてが木棺墓であることから、当時の他界観・霊魂観と照らし合わせて考えれば被葬者集団の伝統的・保守的立場が見て取れ、律令貴族と深い関係にある被葬者を想定することが許されよう。

しかるに、河内では木棺墓ではなく、火葬墓が選択された。しかも、その多くは古墓群として密集した状態で営墓がなされたのである。これら河内の火葬墓群については他界観の先進性や豊富な副葬品、或いは古墓群という墳墓形態の特性などを考慮して新興富裕層、具体的には「雑色人」あるいは「富豪の輩」と称される新興勢力を被葬者と考えたのは第1節で述べた通りである。平安貴族と密接なつながりを有した大和の木棺墓の被葬者とは異なり、河内の火葬墓群の造営は新たな墓制の幕開きを告げるものであった。つまり、第3章で示したように、9世紀中葉を区切りとして、養老喪葬令に見られるような造墓規制を伴う従来の「律令国家」期の墓制とは違い、経済力を有する裕福な階層なら造墓をなし得るといふ新たな墓制が誕生したと考えるべきであろう。

以上、律令期の墓制の展開過程、特に終焉期の様相について副葬品の様相を主たる材料として論を進めてきた。今後は律令期の墓制に替わる新たな墓制の成立とその展開過程を河内を中心に展開される火葬墓群などの考古資料をもとに如何に位置付けていくかが残された大きな課題となろう。なお、黒崎論文（黒崎1980）に代表されるように、当該時期の墓制の検討に際しては、『六国史』をはじめとする文献史料の分析は欠かすことができない。しかし、本節では敢えて文献史料の分析は最小限にとどめ、文化人類学の成果を取り入れることを試みた。文献史料に基づく当該時期の墓制の検証作業は第5章第1節で後述したい。

（註）

1. 概説書等を含めると、当該時期の律令制度の変容を述べた文献は非常に多いが、前稿（渡邊2000）で引用した以外に本稿執筆に際して、村井1995、坂上2001、吉川編2002等を活用した。

また、「延喜諸陵寮式」などの文献史学の成果をもとに、同時期の陵墓制度の画期について述べた文献として、北1996がある。

2. 本節では、律令期の墓制の葬送規制だけでなく、当時の人々の死体に対する忌避観などから9世紀後半までは集落などの平地空間に人を埋葬することはないと判断したが、

そのように理解すると、『日本後紀』延暦16年正月26日条の「葬=家側-」という記事が問題となってくる。ただし、この「家側」とは建物群の側を意味するものではなく、一町二町という広大な面積をもつ「家一区」の外辺部を意味するという橘田氏の意見(橘田1991、p248)が的を射たものであれば、本節の論旨に大きな影響はない。

3. 本節では桓武朝における木棺墓の導入を密教など新たな仏教政策との関連で捉えたが、9世紀段階の木棺墓には呪砂のような密教との直接的な関わりを示す副葬品をほとんど認めることはできない。唯一、「黒色」のみを手がかりに論旨を展開した点、一抹の不安を感じないでもない。ただ、「平安初期の空海とその弟子たちはあまり墳墓祭祀のことには関係しなかった」という指摘(田中1996、p28)もあり、桓武朝の仏教革新政策と葬送儀礼の関係の追求は今後の課題である。
4. ジェネップの通過儀礼に関する考えは大倉2002、p24で示されたように、E. リーチ(Leach) 1981、p160に掲載された図(図101)が理解しやすい。
5. 『続日本後紀』承和七年五月六日条。
6. 律令体制の動揺は官人機構にも大きな変動をもたらした。9～10世紀中頃にかけて君恩は縮小し、一般官人は君恩から排除され、諸司・諸家に分属したという(吉川1989、p25)。この時期、火葬集団墓を造営した氏族の中にはこのような一般官人層も含まれる可能性が高い。なお、当該時期には最澄が『山家学生式』で示したように阿弥陀信仰の再生に伴い、「死」の国のイメージも大きく変化し(田中1983、p364)、他界の实在が人々の意識の中に急速に広まりつつあったことも付け加えておく。
7. たとえば『耳囊』「卷之五 蘇生の人々の事」(根岸1991a、p266・267)や「卷之八 深情自然に通じ蘇生せし事」(根岸1991b、p122・123)、「卷之十 蘇生せし老人の事」(根岸1991b、p380・381)などの事例がある。

(引用文献)

- 赤田光男1981「葬送習俗にみえる蘇生・絶縁・成仏・追善の諸儀礼」『東アジアにおける民俗と宗教』吉川弘文館 p73～146
- 井之口章次2002『日本の葬式』ちくま学芸文庫
- 岩崎敏夫2001「生と死の民俗」『東北民俗学研究』第7号 東北学院大学民俗学OB会 p1～4
- 内堀基光1995「儀礼とパフォーマンス」『岩波講座文化人類学』第9巻 岩波書店 p71～104
- エルツ、ロベール(吉田禎吾・板橋作美・内藤莞爾訳)2001「死の宗教社会学」『右手の優越』ちくま学芸文庫 p37～138
- 遠藤慶太2000「『続日本後紀』と承和の変」『古代文化』第52巻第4号(財)古代学協会 p42～50
- 大石雅章1990「平安期における陵墓の変遷—仏教とのかかわりを中心に—」『日本古代葬制の考古学的研究』大阪大学文学部考古学研究室 p59～84
- 大江 篤1985「天曆期の御願寺」『人文論究』第35巻第4号 関西学院大学人文学会 p17～49
- 大倉 潤2002「墓前祭祀に関する一考察」『秦野市立桜土手古墳展示館研究紀要』第3号



- 秦野市立桜土手古墳展示館 p23～36
- 北 康弘1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵寮式』の分析からみた—」  
『史林』第79号第4号 史学研究会 p1～45
- 橘田正徳1991「屋敷墓試論」『中近世土器の基礎研究』Ⅶ 日本中世土器研究会 p245～  
280
- 黒崎 直1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』Ⅵ 奈良国立文化財研究所  
p89～126
- 小林義孝1992「灰を納めた土壌」『究班—埋蔵文化財研究会15周年記念論文集—』15周年  
記念論文集編集委員会 p367～374
- 小林義孝1994「甲田南古墓の性格」『甲田南遺跡発掘調査概要』大阪府教育委員会 p39  
～50
- 坂上康俊2001『日本の歴史05』：律令国家の転換と「日本」 講談社
- 坂井信三1989「宗教と世界観」『現代社会人類学』（前掲書）p159～184
- 新谷尚紀1996「火葬と土葬」『民衆生活の日本史 火』思文閣出版 p229～269
- 塩入伸一1988「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」『仏教民俗学大系』4：祖  
先祭祀と葬墓 名著出版 p109～140
- ジェネップ、A. V.（秋山さと子・彌永信美訳）1977『通過儀礼』新思索社
- 田中久夫1983「他界観—東方浄土から西方浄土へ—」『日本民俗文化大系』2：太陽と月  
＝古代人の宇宙観と死生観＝ 小学館 p311～388
- 田中久夫1996「祖先崇拜」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集 国立歴史民俗博物館  
p3～38
- 戸田芳実1967「平安初期の国衙と富豪層」『日本領主制成立史の研究』岩波書店 p14～  
44
- 根岸鎮衛1991 a（長谷川 強校注）『耳囊（中）』岩波文庫
- 根岸鎮衛1991 b（長谷川 強校注）『耳囊（下）』岩波文庫
- 平尾政幸編1990『平安京右京三条三坊』財)京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊 財)  
京都市埋蔵文化財研究所 p36・37
- 福山寿男1983「中尊寺金色堂の性格」『寺院建築の研究』下 中央公論美術出版 p207  
～235
- 本位田菊士2003「公葬制の成立と王権（上）」『古代学研究』第160号 古代学研究会  
p1～14
- 宮原晋一編2002『三ツ塚古墳群』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第81冊 奈良県立橿  
原考古学研究所 p210～232
- 村井章介1995「王土王民思想と九世紀の転換」『思想』No.847 岩波書店 p23～45
- 森 隆1991「西日本の黒色土器生産（下）」『考古学研究』第148号 考古学研究会 p76  
～78
- リーチ、E.（青木 保・宮坂敬三訳）1981『文化とコミュニケーション 構造人類学入  
門』紀伊国屋書店
- 山折哲雄1976「遊離魂と殯」『日本人の靈魂観』河出書房新社 p35～108
- 山田邦和1994「墓地と葬送」『平安京提要』角川書店 p593～601

- 山本幸司1986「貴族社会に於ける穢と秩序」『日本史研究』第287号 日本史研究会 p28  
～54
- 吉川真司1989「律令官人制の再編」『日本史研究』第320号 日本史研究会 p1～27
- 吉川真司2001「後佐保山陵」『続日本紀研究』第331号 続日本紀研究会 p18～33
- 吉川真司編2002『日本の時代史』5：平安京 吉川弘文館
- 渡邊邦雄2000「律令墓制における古墳の再利用」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古  
学会 p1～75
- 渡邊邦雄2001a「律令墓制における土葬と火葬」『古代学研究』第154号 古代学研究会  
p37～52
- 渡邊邦雄2001b「畿内における8・9世紀の火葬墓の動態」『実証の地域史 村川行弘先  
生頌寿記念論集』同記念会 p425～435

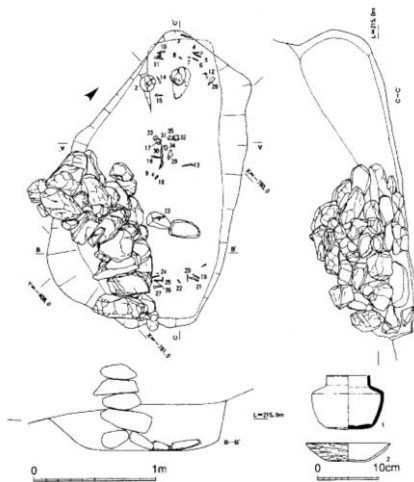


図98：三ツ塚古墓群木棺墓1  
(宮原編2002より引用)

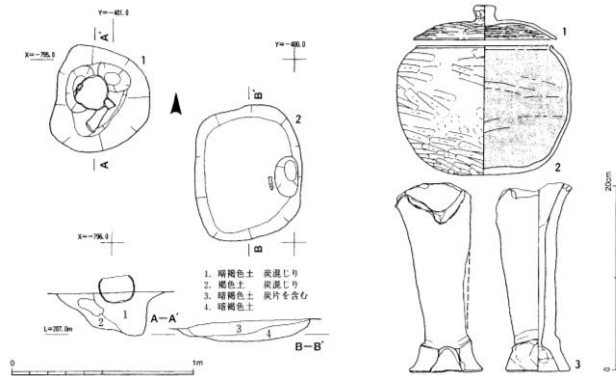


図99：三ツ塚古墓群火葬墓1  
(宮原編2002より引用)

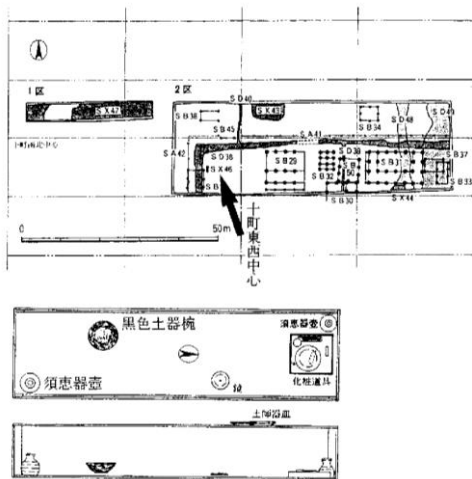


図100：平安京右京三条三坊S X 46の木棺墓（平尾編1990より引用）

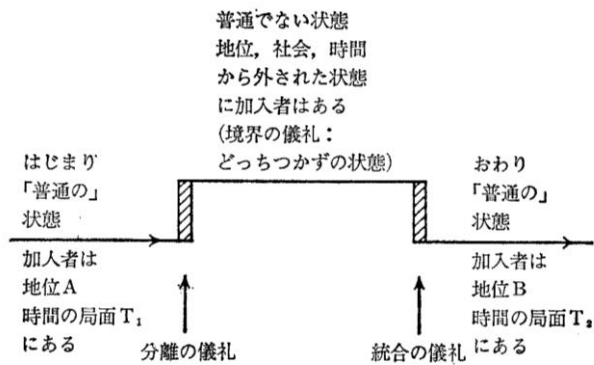


図101：リミネール儀礼概念図（リーチ1981より引用）

## 第5章「律令期」墓制の変遷

### 第1節 主要史料からみた墓制の変遷

#### 1. はじめに

本節では、7世紀中葉から10世紀初頭頃までの墳墓に関する主要史料をまとめ、それらを基に墓制の変遷について論じてみたい。具体的には文献史家による当該時期の研究史を概観し、その後、各史料の内容に基づいて想定される墓制のあり方を提示したい。そして、それらのあり方を考古資料から検証するという手順をとる。

なお、墓制に関する史料という点からは荷前などの陵墓祭祀に関する史料も取り上げるべきであるが、余りにも数が多くなり煩雑になることから、本節では主要史料のみを取り上げたことをご了承いただきたい。陵墓祭祀に関しては文献史学による優れた業績があるので、詳しくは後掲の参考文献をあたっていただきたい。

#### 2. 当該時期の墓制に関する研究史

古墳再利用に関する研究史は第1章ならびに第3章で触れたので、重複を避けるため、主にそれ以外の墓制に関する先行研究について概観したいと思う。なお、第1章で述べたように古墳に対する儀礼行為は「古墳祭祀」ではなく、「古墳儀礼」と称すべきと考えているが、研究史においては先学の使用された用語をそのまま使用していることを予めお断りしておきたい。

まず、第1章でも取り上げたが、田中聡氏「「陵墓」にみる「天皇」の形成と変質」（田中1995）を紹介しよう。

田中氏によれば、「陵墓」制度の先駆は推古28年(620)の「桧隈陵」の祭祀であり、これは「氏の秩序化政策の一環としての大王墓儀礼」（田中1995、p92）とされる。また、「皇極紀」元年(642)の蘇我氏の「雙墓」に関する記事は境部摩理勢臣自死後の同族の求心的結集を強化する目的の祖先祭祀・葬制の成立を示すという。さらに、陵墓祭祀の変遷を、①天武朝の「陵墓」による天皇の超越性と礼的秩序の象徴的表現の成立、②8世紀前半の「薄葬」の遺命と、それに続く③8世紀後半～9世紀前半の壮大華麗な仏教儀礼の時期、さらに④9世紀半ばの「薄葬」の遺命の時期と位置付け、「陵墓」祭祀の中心の変化は8世紀半ば以降の別貢幣の成立時期であり、荷前使の確立は7世紀後半、常幣・別貢幣衰退後は臨時奉幣が中心となったという。そして、古代陵墓制度の第二の転換期が9世紀半ばの仁明～文徳朝の時期の「薄葬」の遺命、郊祀の復活とされた。

服藤早苗氏の「山陵祭祀より見た家の成立過程」（服藤1987）では、常幣の成立は大化前代に遡り、初穀を先皇陵に分割献上していたが、血縁原理の変化に伴い、対象陵墓も拡大され、8世紀の中頃には国忌に対応する先皇陵と不比等墓への奉幣使派遣が行われ、別貢幣が成立したとする。そして、791年の延暦十年の改革によって天皇の地位の正統性を

目的に現実の近い祖先だけを祭るという国家的祭祀が成立する。桓武天皇はこれら一連の改革により、中国の天子七廟制(宗廟)を取り入れ、国忌や別貢幣対象陵墓を自己の直系祖先のみに限定し、天智天皇を始祖とする自己の王統を確立したのである。また、同氏「墓地祭祀と女性」(服藤 1991)では、三位以上の貴族は、集団の始祖となりうる人物であり、「後表」として可視的標識たる碑を備えた墓が必要とされたという。そして、8世紀～9世紀初頭までの「氏墓」は氏の始祖が埋葬された墳墓で、一般の氏人は葬送や火葬・埋葬のみで営墓は許されなかった。荷前以外の墓参史料は10世紀初頭の上層貴族からあらわれ、一番身近な祖先である父への墓参が萌芽するが、それまでの「氏祖墓地」とは異質な「氏墓」が成立し、異氏夫妻の別墓制が萌芽するという。この氏墓は、ある祖先の父系直系子孫を一門とする成員のみを対象とするものであり、官職の父子継承を主軸として成立する私的所有主体としての家の成立と対応すると位置づけた。

次に、大石雅章氏の一連の著作を取り上げたい。まず、「平安期における陵墓の変遷」(大石 1990)では、756年に没した聖武太上天皇は「仏に奉ずる葬送」が行われたと記されているものの、詳細は不明で、陵墓への仏教的要素が確実に認められるのは858年に没した文徳天皇の葬送儀礼であり、陵墓での追善菩提の祭祀に僧が参加するなど、9世紀中頃には山陵で仏教的祭祀が実施されたと説く。陵墓祭祀である荷前祭祀の衰退と僧侶による仏事儀式の陵墓祭祀の増加は対応しており、延長8年(930)に没した醍醐太上天皇の陵墓には卒塔婆が存在し、史料上初めて葬送に僧が参加するなど、葬制は土葬であるが仏教的墓制が執り行われ、寺院周辺で葬送儀礼が実施されたという。「顕密体制内における禪・律・念仏の位置」(大石 1988)では、醍醐太上天皇の葬送以前にも天安2年(858)に文徳天皇の陵辺で中陰の間転経念仏を行う沙弥の存在が確認され、10世紀初めには顕密の中核的寺院、すなわち延暦寺・興福寺・園城寺・東寺、さらに仁和寺・醍醐寺などの僧が葬送に携わるようになったことを指摘した。このうち、仁和寺は光孝天皇の、醍醐寺は醍醐太上天皇の御願寺である。また、「葬礼にみる仏教儀礼化の発生と展開」(大石 2003)では、殯宮での仏事は687年9月に執り行われた天武帝一周忌の僧尼による精霊廻向が最初の事例であり、持統太上天皇の葬礼で七七までの中陰仏事が史料上で初めて確認できるという。文武天皇の葬礼では殯宮儀礼が消滅し、僧尼の参加による仏教儀礼の加わった殯宮儀礼と官寺での靈魂処理儀礼が終焉した。さらに、奈良時代の王家の葬礼は官寺での中陰仏事が盛大化することから靈魂処理儀礼は中陰仏事が担うこととなり、これらの変化の背景に、死生観の変化、蘇生を拒否するという死生観の浸透を考えた。

渡部真弓氏「日・中喪葬儀礼の比較研究」(渡部 1993)では、天皇喪礼儀礼の変遷を3つに大別した。①大化以降は喪礼と即位が分離する、②元明天皇の時期には殯中心の儀礼が短縮し、服喪期間も同様となった。そして、③光孝天皇の崩御後は服喪期間も短縮し、諸儀礼との混在を弁別すると同時に中国の服喪施設「倚廬」が導入されたという。つまり、天皇喪礼儀礼は政治的・国家的変動の中で、それらと共に大きく変化したのである。

田中久夫氏「文献にあらわれた墓地」(田中 1975)は陵墓・墳墓に関する一連の文献記事をもとに考察を進めており、本論執筆に際しても多くの啓示を受けた。承和6年(839)～10年の記事にみられる「神功皇后陵」と「成務天皇陵」の取り違えの史実をはじめ、墳墓の破壊に関する記事など多方面からの考察が行われている。

三橋正氏「臨終出家の成立とその意義」(三橋 1997)は、仁明天皇による臨終出家の歴

史的な影響力の大きさを強調し、性別・身分関係なく臨終出家が貴族社会に受容されたと説く。臨終出家そのものは薄葬という非伝統的・異俗的な思想に基づいて淳和太上天皇により衝撃的に実行されたもので、儒教精神に基づく徳治政治が理念として存在したとする。臨終出家は中国南朝の貴族社会において、仏教に来世を託すという信仰と、それに基づく薄葬が認められ、浄土信仰が浸透したことから広まったものであり、薄葬とは伝統的な葬儀を否定する行為であった。本節との関わりで言えば、606年に没した陳の歴史家姚察の「西向きに正念して穏やかに死ぬ」という行為に注目したい。

岡野慶隆氏「奈良時代における氏墓の成立と実態」（岡野 1979）は、養老喪葬令を丁寧に分析され、造墓は限られた氏族の中より国家が認定した場合のみに認められ、ほぼ五位以上に相当することを明らかにされた。氏族を基準とした造墓制度は天智朝以降の氏族政策による可能性を指摘され、持統5年(691)の詔に見られる「祖等墓記」の提出は造墓限定のための作業という見方を示された。また、氏墓の実態については、「別祖氏宗墓」は氏族墓であって氏宗墓ではないとする。

山田邦和氏「墓地と葬送」（山田 1994）では、平安京に設定された墓地について解説された。鳥戸野は淳和天皇皇子恒世親王・嵯峨天皇皇女俊子内親王の陵墓が初出で、施薬院の奏上から氏族の共同墓地が設置されていたことが判明した。木幡は藤原氏一門の墓地として有名で、初出は冬嗣の後宇治墓である。北白河は村上源氏の墓地、村上天皇皇子具平親王墓が営まれ、深草山は平安遷都以前の在地集団の墓地であるという。また、宇太野・神楽岡は平安中期以降の葬送地であり、庶民は永続的な墓地を営まず、河原に死体が遺棄された。貞観13年には庶民の無秩序な葬送を禁止し、葛野郡と紀伊郡に葬地を設定したが、いずれも桂川の河原およびその周辺の地であった。延暦16年、愛宕・葛野郡の民衆に対して、家の側に死者を葬ることを禁止した記事が残されており、当時、家側型の墓が存在したことが判明するが、これらの民衆主体ともいべき造墓活動は国家の規制対象となり、京周辺の墓地が再編成されたとする。律令では京内の営墓は禁止されているが、平安京右京において律令に反する例が発掘調査されていることも示された（右京七条四坊一町の合口甕棺墓：9世紀の小児墓、右京三条三坊十町の木棺墓：10世紀）。墓寺・陵寺に関しては、嘉祥寺が仁明天皇の山陵(850)のかたわらに内裏の清涼殿を移築して仏堂としたことに注目されている。

同氏「京都の都市空間と墓地」（山田 1996）では、森浩一氏による平安京とその周辺部の在地系住民集団の墓地の分析結果（森 1973）をもとに検討を深められた。平安京成立以前の在地集団の墓地は「旭山型」・「深草山型」・「家側型」に分類されるが、平安京成立により「深草山型」・「家側型」は国家により制限され、これに替わり自然発生的に「佐比河原型」が成立したという。旭山型は旭山古墳群内の丘陵頂部に、奈良～鎌倉期までの長期間にわたって造営された約30基の土壙墓をもとに設定された類型で、山科郷の地域集団の墓域とする。平安京造営に伴う大量の都市民は当初、遺棄葬であり、都市内に遺棄することもあったが、「佐比河原型」が変質して「鳥部野型」が成立した。「鳥部野型」は被葬者の身分や特定の共同体に立脚しない大規模複合的葬地であるという。

北康弘氏の一連の著作も本論執筆に際して大いに参考とさせていただいた（「律令国家陵墓制度の基礎的研究」[北 1996]、「律令陵墓祭祀の研究」[北 1999]）。律令期の墓制を7期に分け、第Ⅲ期（8世紀前半）を律令陵墓制度の最盛期とされ、即位天皇の葬地のみを陵

と称し、三位以上や別祖・氏宗は営墓を許可された。第Ⅳ期(8世紀後半)の仲麻呂政権から桓武朝初年は孝思想や祖先顕彰意識が高揚し、御墓の制度が成立、第Ⅴ期(790年～)の『弘仁式』完成頃には外祖父母墓制が成立したという。第Ⅵ期は律令陵墓制の解体期で、元慶8年(884)の十陵四墓制は天皇系譜の一系性から自立、個別化した近親祖先に対する祭祀を促すもので、藤原氏先祖墓の再興が図られることにより、天皇家と藤原太政大臣家は相互補完的なものという思想がうまれた。そして、第Ⅶ期、元慶8年(884)、『延喜式』編纂により律令国家陵墓制度は終焉期を迎えることとなった。

堀裕氏「死へのまなざし—死体・出家・ただ人—」(堀 1999)では律令喪葬制度の特色は喪葬の中で死体が中心的な位置を占めること(殯儀礼の存在)、官位官職に応じた慰霊の2点であり、9世紀前半頃から転換し10世紀後半に定着するという。9世紀半ば、淳和太上天皇の死をはじめとする王家から官葬が停止するが、従来の官葬を前提とした「薄葬」ではない、新たな「薄葬」が始まった。これは礼秩序・死生観の変貌が背景に認められ、浄土教的要素もみられるという。内裏・京内部での死体の排除・隠蔽が行われたことから、9世紀半ばから10世紀後半にかけて、死体に対するケガレ観念が形成された。埋葬前の死体は慰霊の対象ではなくなり、「死体」の意識、ケガレたものとして忌避することになる。そして、9世紀半ば以降は死後の世俗的政治的榮譽を拒否し、臨終出家が展開した。

橋本義則氏「古代貴族の営墓と『家』」(橋本 1999)は、営墓は貴族の家の自立が前提であり、律令制下の都城では、周辺に天皇や貴族・官人たちを埋葬する公葬地が設定され、本貫地や在官地には葬られないという。さらに、貴族の葬地は遷都という極めて政治的な要因によって移動、新たに設定されたとする。奈良時代の貴族は夫婦であっても関係なく、本貫地や本拠地とも関わりなく、大和国の公的な葬地に営墓されるが、この原則は長岡京にも継承された。平安京における貴族の葬地は山城国愛宕・宇治・紀伊・葛野の四郡に設定されるが、深草山周辺に集中し、同氏夫婦の場合は夫婦同墓が営まれる場合もあることから、「家」をなす貴族を個別に埋葬するという原則が夫婦を単位とする埋葬へ変化したことも指摘された。

塩入伸一氏「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」(塩入 1988)では、軍防令・賦役令の規定にみる火葬記事をもとに、宗教的というより行政上・衛生上の処置としての火葬、すなわち、異常死者に対する特殊葬法としての火葬に着目された。火葬は「仏教葬としての由来をもって伝来」したが、「仏教葬としての意味をもって普及」したのではないことや、薄葬としての火葬から、「上位者階層における特権的な文化葬法の意識」のもとに受容されたことも指摘された(塩入 1988、p120)。また、9世紀前後から僧侶は非業の死を遂げた者、或いは国家の平安に関する場合、死者埋葬地において死霊を管理する役割を担うようになったという。やがて、浄土信仰の盛行を迎え、12世紀ころには人間の死を最も明確にしてしまう火葬の場面を「成仏」の姿ととらえ、藤原良通の『玉葉』では「火葬は功德あり。土葬は甘心せず」という言葉さえ使われるようになった。

さて、現代に生きる我々の感覚からすれば、墓とは墓標を立てるものという認識がある。しかし、古代にあっては墳墓に墓標を立てることは一般的ではなかった。松原弘宣氏「国造と碑」(松原 2004)によれば、喪葬令立碑条義解の「刻石銘文」という規定は新羅の影響と考えられている。古代墓制の墓碑は功績称賛を一切省略し、誰の墓かを明示する機能を有するもので、墓の所在地を明示するなど一定の社会的役割を果たしたものである。そ

して、古代の実例として、福山敏男氏は那須国造碑・山上碑・采女氏墓所碑・元明天皇陵碑・金井沢碑、今泉隆雄氏は那須国造碑・山上碑・元明天皇陵碑・阿波国造碑を挙げておられ、今泉氏は采女氏墓所碑を塋域碑、金井沢碑補を供養碑と考えている<sup>1</sup>。

### 3. 7世紀中葉から10世紀初頭頃までの墳墓に関する主要史料

続いて、筆者の集成した墓制に関する史料を年代順に列記したい<sup>2</sup>。

- (1) 646(大化2)年3月22日：『日本書紀』[墓域の設定<sup>3</sup>]  
「凡自<sub>二</sub>畿内<sub>一</sub>。及<sub>二</sub>諸国等<sub>一</sub>。宜定<sub>二</sub>一所<sub>一</sub>。而使<sub>二</sub>收埋<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>汚穢散<sub>一</sub>埋處々<sub>一</sub>。」
- (2) 650年10月：『日本書紀』※日付なし[墳墓の破壊]  
「冬十月、為<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>宮地<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>壊丘墓<sub>一</sub>、及被<sub>レ</sub>遷人者、賜<sub>レ</sub>物各有<sub>レ</sub>差。」
- (3) 669年12月25日：『寧楽遺文』[采女竹良塋域碑]  
「飛鳥浄原大朝廷大弁官直大貳采女竹良卿所請造墓所。形浦山地四千代。他人莫上毀木犯穢傍地也。」
- (4) 691(持統5)年8月13日：『日本書紀』[墓記の提出]  
「八月己亥朔辛亥。詔<sub>二</sub>十八氏<sub>一</sub>。上<sub>二</sub>進其祖等墓記<sub>一</sub>。」
- (5) 691(持統5)年10月19日：『日本書紀』[陵戸の設置]  
「詔曰、凡先皇陵戸者、置<sub>二</sub>五戸以上<sub>一</sub>。自餘王等、有<sub>レ</sub>功者置<sub>二</sub>三戸<sub>一</sub>。若陵戸不<sub>レ</sub>足、以<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>充。免<sub>二</sub>其徭役<sub>一</sub>。三年一替。」
- (6) 700(文武4)年3月10日：『続日本紀』[僧道昭火葬]  
「道照和尚物化。(略)弟子等奉<sub>二</sub>遺教<sub>一</sub>。火<sub>二</sub>葬於粟原<sub>一</sub>。天下火葬從<sub>レ</sub>此而始也。」
- (7) 701(大宝元)年8月3日：『大宝律令』◎賊盜律  
「凡穿<sub>レ</sub>地得<sub>二</sub>死人<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>更埋<sub>一</sub>。及於塚墓燻<sub>二</sub>狐貉<sub>一</sub>。而燒<sub>二</sub>棺槨<sub>一</sub>者。杖一百。」
- (8) 702(大宝2)年12月22日：『続日本紀』[持統太上天皇遺詔]  
「甲寅。太上天皇崩。遺詔。勿<sub>二</sub>素服舉哀<sub>一</sub>。内外文武官釐務如<sub>レ</sub>常。喪葬之事。務從<sub>二</sub>儉約<sub>一</sub>。」
- (9) 703(大宝3)年12月17日：『続日本紀』[持統太上天皇火葬]  
「從四位上当麻真人智徳。率<sub>二</sub>諸王諸臣<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>誅<sub>二</sub>太上天皇<sub>一</sub>。諡曰<sub>二</sub>大倭根子天之広野日女尊<sub>一</sub>。是日。火<sub>二</sub>葬於飛鳥岡<sub>一</sub>。壬午。合<sub>二</sub>葬於大内山陵<sub>一</sub>。」
- (10) 706(慶雲3)年3月14日：『続日本紀』[土地占有の禁止]  
「但氏々祖墓及百姓宅辺。栽<sub>レ</sub>樹為<sub>レ</sub>林。并周二三十許歩。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>禁限<sub>一</sub>。」
- (11) 709(和銅2)年10月11日：『続日本紀』[墳墓の破壊]  
「勅造平城京司。若彼墳隴。見<sub>二</sub>発堀<sub>一</sub>者。隨即埋斂。勿<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>露棄<sub>一</sub>。普加<sub>二</sub>祭酹<sub>一</sub>。以慰<sub>二</sub>幽鬼<sub>一</sub>。」
- (12) 712(和銅5)年正月16日：『続日本紀』[庶民の埋葬]  
「詔曰。諸國役民。置<sub>レ</sub>郷之日。(略)如有<sub>二</sub>死者<sub>一</sub>。且加<sub>二</sub>埋葬<sub>一</sub>。錄<sub>二</sub>其姓名<sub>一</sub>報<sub>二</sub>本属<sub>一</sub>也。」
- (13) 養老喪葬令(718[養老2]年)  
「凡先皇陵。置<sub>二</sub>陵戸<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守。非<sub>二</sub>陵戸<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守者。十年一替。兆域内。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬埋及耕牧樵採<sub>一</sub>。」



「凡皇都及道路側近。並不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬埋<sub>一</sub>。」

「凡三位以上。及別祖氏宗。並得<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>墓。以外不<sub>レ</sub>合。雖<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>墓。若欲<sub>二</sub>大藏<sub>一</sub>者聽。」

「凡墓皆立<sub>レ</sub>碑。記<sub>二</sub>具官姓名之墓<sub>一</sub>。」

※『令集解』

「古記云。以外不<sub>レ</sub>合。謂諸王諸臣四位以下。皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>墓。今行事濫作耳。」

◎賦役令

「凡丁匠赴<sub>レ</sub>役見死者。給<sub>レ</sub>棺。在<sub>レ</sub>道亡者。所在国司。以<sub>二</sub>官物<sub>一</sub>作給。並於<sub>二</sub>路次<sub>一</sub>埋殯。立<sub>レ</sub>牌并告<sub>二</sub>本貫<sub>一</sub>。若無<sub>二</sub>家人來取者<sub>一</sub>。燒之。」

◎軍防令

「凡行軍兵士以上。若有<sub>二</sub>身病及死<sub>一</sub>者。行軍具錄<sub>二</sub>隨身資財<sub>一</sub>。付<sub>二</sub>本鄉人<sub>一</sub>將還。其屍者。当処焼埋。」

「凡防人。（略）其身死者。隨<sub>レ</sub>便給<sub>レ</sub>棺焼埋。」

- (14) 720(養老4)年10月8日：『公卿補任』 [藤原不比等喪葬]

「火葬左保山推山岡。從遺教也。」

- (15) 721(養老5)年10月13日：『続日本紀』 [元明太上天皇火葬]

「詔曰。朕聞。万物之生。靡<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>死。此則天地之理。奚可<sub>二</sub>哀悲<sub>一</sub>。厚<sub>レ</sub>葬破<sub>レ</sub>業。重<sub>レ</sub>服傷<sub>レ</sub>生。朕甚不<sub>レ</sub>取焉。朕崩之後。宜<sub>下</sub>於<sub>二</sub>大和国添上郡藏宝山雍良岑<sub>一</sub>造<sub>レ</sub>竈火葬<sub>上</sub>。莫<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>他処<sub>一</sub>。」

- (16) 721(養老5)年10月16日：『続日本紀』 [元明太上天皇遺詔]

「太上天皇又詔曰。喪事所<sub>レ</sub>須。一事以上。准<sub>二</sub>依前勅<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>闕失<sub>一</sub>。其輻車靈駕之具。不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>刻<sub>二</sub>鏤金玉<sub>一</sub>。繪<sub>中</sub>飭丹青<sub>上</sub>。素薄是用。卑謙是順。仍丘体無<sub>レ</sub>鑿。就<sub>レ</sub>山作<sub>レ</sub>竈。芟<sub>レ</sub>棘開<sub>レ</sub>場。即為<sub>二</sub>喪処<sub>一</sub>。又其地者。皆殖<sub>二</sub>常葉之樹<sub>一</sub>。即立<sub>二</sub>刻字之碑<sub>一</sub>。」

- (17) 721(養老5)年12月13日：『続日本紀』 [元明太上天皇喪葬]

「太上天皇葬<sub>二</sub>於大倭國添上郡椎山陵<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>喪儀<sub>一</sub>。由<sub>二</sub>遺詔<sub>一</sub>也。」

- (18) 721(養老5)年12月13日：『寧樂遺文』 [元明太上天皇陵碑]

「大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵、是其所也。」

- (19) 729(天平元)年2月13日：『続日本紀』 [長屋王喪葬送]

「遣<sub>レ</sub>使葬<sub>二</sub>長屋王吉備内親王屍於生馬山<sub>一</sub>。仍勅曰。吉備内親王者無<sub>レ</sub>罪。宜<sub>二</sub>准<sub>レ</sub>例送葬<sub>一</sub>。」

- (20) 734(天平6)年4月17日：『続日本紀』 [地震に伴う陵墓などの損壊の有無の調査]

「詔曰。今日七日地震殊<sub>レ</sub>常。恐動<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>遺<sub>二</sub>諸王真人<sub>一</sub>。副<sub>二</sub>土師宿禰一人<sub>一</sub>。檢<sub>中</sub>看諱所八處及有<sub>レ</sub>功王之墓<sub>上</sub>。」

- (21) 737(天平9)年5月19日：『続日本紀』 [庶民の埋葬]

「詔曰。四月以来。疫旱並行田苗焦萎。（略）掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸。」

- (22) 748(天平20)年4月21日：『続日本紀』 [元正太上天皇崩御]

「太上天皇崩<sub>二</sub>於寢殿<sub>一</sub>。」

- (23) 748(天平20)年4月25日：『続日本紀』 [元正太上天皇法要]

「於<sub>二</sub>山科寺<sub>一</sub>誦經。」

- (24) 748(天平 20)年 4 月 27 日：『続日本紀』〔元正太上天皇初七日〕  
「當<sub>レ</sub>初七<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>飛鳥寺<sub>一</sub>誦經。自<sub>レ</sub>是之後。每<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>七日<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>京下寺<sub>一</sub>誦經焉。」
- (25) 748(天平 20)年 4 月 28 日：『続日本紀』〔元正太上天皇喪葬〕  
「勅天下悉素服。是日火<sub>一</sub>葬太上天皇於佐保山陵<sub>一</sub>。」
- (26) 754(天平勝宝 6)年 8 月 4 日：『続日本紀』〔安宿王喪葬〕  
「正四位下安宿王率<sub>レ</sub>誅人<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>誅。(略)是日。火<sub>一</sub>葬於佐保山陵<sub>一</sub>。」
- (27) 756(天平勝宝 8)年 5 月 19 日：『続日本紀』〔聖武太上天皇喪葬〕  
「奉<sub>レ</sub>葬<sub>一</sub>太上天皇於佐保山陵<sub>一</sub>。御葬之儀如<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>佛。供具有<sub>レ</sub>師子座香炉<sub>一</sub>。天子座。金輪幢。大小宝幢。香幢。花縵。蓋繖之類<sub>一</sub>。在<sub>レ</sub>路令<sub>レ</sub>笛人<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>行進之曲<sub>上</sub>。」
- (28) 760(天平寶字 4)年 3 月 9 日：『大日本古文書』〔造南寺所解・墳墓の破壊〕  
「右、當東大寺南朱雀路壞平、為墓鬼靈、奉寫仏頂經一卷用度料、所請如件、以解。」
- (29) 768(神護景雲 2)年 2 月 5 日：『続日本紀』〔父・夫への孝養〕  
「対馬嶋上縣郡人高橋連波自米女。夫亡之後。誓不<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>志。其父尋亦死。結<sub>一</sub>廬墓側<sub>一</sub>。每日齋食。孝義之至。有<sub>レ</sub>感行路<sub>一</sub>。表<sub>一</sub>其門閭<sub>一</sub>。復<sub>レ</sub>租終<sub>レ</sub>身。」
- (30) 770(宝亀元)年 8 月 17 日：『続日本紀』〔称徳天皇喪葬〕  
「葬<sub>一</sub>高野天皇於大和国添下郡佐貴郷高野山陵<sub>一</sub>。」
- (31) 770(宝亀元)年 10 月 9 日：『続日本紀』〔文室浄三喪葬〕  
「從二位文室眞人浄三薨。(略)臨終遺教。薄葬不<sub>レ</sub>受<sub>一</sub>鼓吹<sub>一</sub>。諸子遵奉。」
- (32) 772(宝亀 3)年 3 月 7 日：『続日本紀』〔道鏡埋葬〕  
「下野国言。造薬師寺別当道鏡死。(略)死以<sub>一</sub>庶人<sub>一</sub>葬<sub>レ</sub>之。」
- (33) 778(宝亀 9)年 4 月 30 日：『続日本紀』〔漂着民の埋葬〕  
「先<sub>レ</sub>是。宝亀七年。高麗使輩卅人。溺死漂<sub>一</sub>着越前國江沼加賀二郡<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是。仰<sub>一</sub>當國<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>加<sub>一</sub>葬埋<sub>一</sub>焉。」
- (34) 780(宝亀 11)年 12 月 4 日：『続日本紀』〔墳墓の破壊の禁止〕  
「勅<sub>一</sub>左右京<sub>一</sub>。今聞。造<sub>レ</sub>寺悉壞<sub>一</sub>墳墓<sub>一</sub>。採<sub>一</sub>用其石<sub>一</sub>。非<sub>一</sub>唯侵<sub>一</sub>驚鬼神<sub>一</sub>。実亦憂<sub>一</sub>傷子孫<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>今以後。宜<sub>レ</sub>加<sub>一</sub>禁断<sub>一</sub>。」
- (35) 781(天応元)年 6 月 24 日：『続日本紀』〔石上宅嗣喪葬〕  
「大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣薨。(略)臨終遺教薄葬。」
- (36) 781(天応元)年 12 月 29 日：『続日本紀』〔光仁太上天皇初七日〕  
「當<sub>一</sub>太行天皇初七<sub>一</sub>。於<sub>一</sub>七大寺<sub>一</sub>誦經。自<sub>レ</sub>是之後。每<sub>レ</sub>值<sub>一</sub>七日<sub>一</sub>。於<sub>一</sub>京師諸寺<sub>一</sub>誦經焉。又勅<sub>一</sub>天下諸国<sub>一</sub>。七々之日。令<sub>一</sub>国分二寺見僧尼奉為設<sub>レ</sub>齋以追福<sub>一</sub>焉。」
- (37) 782(延暦元)年 1 月 7 日：『続日本紀』〔光仁太上天皇喪葬〕  
「葬<sub>一</sub>於廣岡山陵<sub>一</sub>。」
- (38) 784(延暦 3)年 12 月 13 日詔：『続日本紀』〔王臣家、諸司寺家の山林独占の禁止〕  
「山川藪澤之利。公私共<sub>レ</sub>之。具有<sub>一</sub>令文<sub>一</sub>。如聞。比来。或王臣家。及諸司寺家。包<sub>一</sub>并山林<sub>一</sub>。独專<sub>一</sub>其利<sub>一</sub>。是而不<sub>レ</sub>禁。百姓何濟。宜<sub>レ</sub>加<sub>一</sub>禁断<sub>一</sub>。公私共<sub>レ</sub>之。如有<sub>一</sub>違犯者<sub>一</sub>。科<sub>一</sub>違勅罪<sub>一</sub>。所司阿縱。亦与同罪。其諸氏冢墓者。一依<sub>一</sub>旧界<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>斫損<sub>一</sub>。」
- (39) 790(延暦 9)年 1 月 15 日：『続日本紀』〔皇太后高野新笠喪葬〕  
「葬<sub>一</sub>於大枝山陵<sub>一</sub>。」

- (40) 790(延暦9)年閏3月28日：『続日本紀』 [皇后乙牟漏喪葬]  
「是日。葬<sub>二</sub>於長岡山陵<sub>一</sub>。」
- (41) 792(延暦11)年7月27日：『類聚三代格』卷19 禁制事 [華美な葬送儀礼の禁止]  
「豪富之室。市郭之人。猶競<sub>二</sub>奢靡<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>典法<sub>一</sub>。遂敢妄結<sub>二</sub>隊伍<sub>一</sub>。仮設<sub>二</sub>幡鐘<sub>一</sub>。諸如<sub>レ</sub>此類不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝言<sub>一</sub>。貴賤既無<sub>二</sub>等差<sub>一</sub>。資財空為<sub>二</sub>損耗<sub>一</sub>。既乏之後酣醉而歸。」
- (42) 792(延暦11)年8月4日：『類聚国史』 [深草山での埋葬の禁制]  
「禁<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>埋山城國紀伊郡深草山西面<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>近<sub>二</sub>京城<sub>一</sub>也。」
- (43) 793(延暦12)年8月10日：『類聚国史』 [京下諸山への埋葬の禁止]  
「禁<sub>下</sub>葬<sub>二</sub>瘞京下諸山<sub>一</sub>及伐<sub>中</sub>樹木<sub>上</sub>。」
- (44) 797(延暦16)年正月25日：『日本後紀』 [家側での埋葬の禁止]  
「山城國愛宕葛野郡人。每<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>死者<sub>一</sub>。便葬<sub>二</sub>家側<sub>一</sub>。積習為<sub>レ</sub>常。今接<sub>二</sub>近京師<sub>一</sub>。凶穢可<sub>レ</sub>避。宜<sub>下</sub>告<sub>二</sub>國郡<sub>一</sub>。嚴加<sub>中</sub>禁断<sub>上</sub>。若有<sub>二</sub>犯違<sub>一</sub>。移<sub>二</sub>貫外国<sub>一</sub>。」
- (45) 798(延暦17)年12月8日：『類從三代格』 [寺并王臣百姓山野藪澤濱嶋盡収<sub>二</sub>人公<sub>一</sub>事]  
「墓地牧地不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>制限<sub>一</sub>。」
- (46) 799(延暦18)年2月21日：『日本後紀』 [和氣清麻呂の薨伝]  
「高祖父佐波良。曾祖父波伎豆。祖宿奈。父乎麻呂。墳墓在<sub>二</sub>本郷<sub>一</sub>者。拱樹成<sub>レ</sub>林。清麻呂被<sub>レ</sub>竄之日。為<sub>二</sub>人所<sub>一</sub>伐除。」
- (47) 799(延暦18)年3月13日：『日本後紀』 [正四位下菅野朝臣真道の申請]  
「己等先祖。葛井。船。津。三氏墓地。在<sub>二</sub>河内國丹比郡野中寺以南<sub>一</sub>。名曰<sub>二</sub>寺山<sub>一</sub>。子孫相守。累世不<sub>レ</sub>侵。而今樵夫成<sub>レ</sub>市。採<sub>二</sub>伐冢樹<sub>一</sub>。先祖幽魂。永失<sub>レ</sub>所歸。伏請依<sub>レ</sub>旧令<sub>レ</sub>禁。許<sub>レ</sub>之。」
- (48) 806(大同元)年4月7日：『続日本紀』 [桓武天皇喪葬]  
「葬<sub>二</sub>於山城國紀伊郡柏原山陵<sub>一</sub>。」
- (49) 806(大同元)年閏6月8日：『類從三代格』 [土地占有の禁止]  
「加以氏々祖墓及百姓宅辺栽<sub>レ</sub>樹為<sub>レ</sub>林等。所<sub>レ</sub>許步數具在<sub>二</sub>明文<sub>一</sub>。」
- (50) 806(大同元)年8月25日：『類聚三代格』 [栽樹為<sub>レ</sub>林等事]  
「右件案<sub>下</sub>太政官今年閏六月八日下<sub>二</sub>五畿内七道諸國<sub>一</sub>符<sub>上</sub>。氏々祖墓及百姓宅辺栽<sub>レ</sub>樹為<sub>レ</sub>林等。所<sub>レ</sub>許步數具存<sub>二</sub>明文<sub>一</sub>者。去慶雲三年三月十四日詔旨。氏々祖墓及百姓宅辺栽<sub>レ</sub>樹為<sub>レ</sub>林并周二三十許步不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>制限<sub>一</sub>者。」
- (51) 806(大同元)年10月11日：『類聚国史』 [桓武天皇改葬]  
「改<sub>二</sub>葬皇統彌照天皇於柏原陵<sub>一</sub>。」
- (52) 808(大同3)年正月28日：『類聚国史』 [交野雄徳山での埋葬の禁止]  
「禁<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>埋於河内國交野雄徳山<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>採<sub>下</sub>造<sub>二</sub>供御器<sub>一</sub>之土<sub>上</sub>也。」
- (53) 808(大同3)年2月4日：『類聚国史』 [庶民の喪葬]  
「勅。今聞。往還百姓。在<sub>レ</sub>路病患。或因<sub>二</sub>飢渴<sub>一</sub>即致<sub>二</sub>死亡<sub>一</sub>。是誠所司不<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>格旨<sub>一</sub>。村里無<sub>レ</sub>意<sub>二</sub>看養<sub>一</sub>也。又頃者疫癘。死者稍多。屍骸無<sub>レ</sub>斂。露<sub>二</sub>委路傍<sub>一</sub>。其乖<sub>二</sub>掩骼埋胔之義<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>諸國<sub>一</sub>巡檢看養。一依<sub>二</sub>先格<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>有之骸皆悉収斂<sub>上</sub>焉。」
- (54) 813(弘仁4)年6月1日：『類從三代格』 [庶民の喪葬]  
「病患之時即出<sub>二</sub>路邊<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>人看養<sub>一</sub>遂致<sub>二</sub>餓死<sub>一</sub>。」

- (55) 813(弘仁4)年12月15日：『類聚符宣抄』〔荷前〕  
「参議秋篠朝臣安人宣。承前之例。供奉荷前使五位已上。外記所<sub>レ</sub>定。今被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>。自今以後。中務省点定。永為<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>者。但三位已上。外記申上可<sub>レ</sub>点者。」
- (56) 816(弘仁6)年6月27日：『日本後紀』〔賀陽豐年喪葬〕  
「播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年卒。(略)卒日有<sub>レ</sub>勅。許<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>陵下<sub>一</sub>。」
- (57) 816(弘仁7)年12月17日：『類聚符宣抄』〔荷前〕  
「右大臣宣。荷前使参<sub>二</sub>近處<sub>一</sub>者。當日<sub>二</sub>奏返事<sub>一</sub>。自今以後。為<sub>二</sub>常例<sub>一</sub>者。」
- (58) 824(天長元)年7月12日：『日本紀略』前篇十四〔平城太上天皇喪葬〕  
「葬<sub>二</sub>楊梅陵<sub>一</sub>。」
- (59) 824(天長元)年12月16日：『類聚符宣抄』〔荷前〕  
「右大臣宣。奉<sub>レ</sub>勅。山階。後田原。大枝。柏原。長岡。後大枝。楊梅。石作等山陵  
厭荷前使。宜<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>参議以上<sub>一</sub>若非参議。用<sub>二</sub>三位以上<sub>一</sub>。立為<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>。」
- (60) 824(天長元)年12月23日：『類聚符宣抄』〔荷前〕  
「右大臣宣。厭荷前物山陵使。五位已上。六位已下。自今以後。定<sub>二</sub>辰一點<sub>一</sub>。」
- (61) 828(天長5)年7月29日：『類從三代格』〔庶民の喪葬〕  
「又収<sub>二</sub>葬道殘<sub>一</sub>。掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>齒。」
- (62) 839(承和6)年閏正月25日：『類從三代格』〔勅旨并親王以下寺家占地除<sub>二</sub>墾田地未開<sub>一</sub>之外不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>伐損<sub>一</sub>事〕  
「元來相傳加<sub>レ</sub>功成<sub>レ</sub>林。并塩山墓地等之類。」
- (63) 839(承和6)年4月25日：『続日本後紀』〔神功皇后陵の樹木の伐採〕  
「丙子。遣<sub>二</sub>勅使於神功皇后山陵<sub>一</sub>。宣<sub>レ</sub>詔曰。天皇我恐美恐美毛申賜閉止申久。比日御陵乃木伐止聞食尔依天。差<sub>レ</sub>使天檢見尔實尔有氣利。因<sub>レ</sub>茲天。恐懼已止。無<sub>レ</sub>極。御陵守等乎波犯狀乃隨尔勘尔勘賜牟止定太利。此過尔依天也。比日之間旱灾有良止牟畏天。左右尔念賜尔。掛畏支天朝乃護賜比矜賜尔依互之。此灾波滅天。国家波平介久無<sub>レ</sub>事久可<sub>レ</sub>有止思賜天毛奈。」
- (64) 840(承和7)年5月6日：『続日本後紀』〔淳和太上天皇遺命〕  
「辛巳。後太上天皇顧<sub>二</sub>命皇太子<sub>一</sub>曰。予素不<sub>レ</sub>尚<sub>二</sub>華飾<sub>一</sub>。況擾<sub>二</sub>耗人物<sub>一</sub>乎。斂葬之具一切從<sub>レ</sub>薄。朝例凶具。固辞奉<sub>レ</sub>還。葬畢积<sub>レ</sub>糞。莫<sub>レ</sub>煩<sub>二</sub>国人<sub>一</sub>。葬者蔵也。欲<sub>二</sub>人不<sub>レ</sub>觀。送葬之辰。宜<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>夜漏<sub>一</sub>。追福之事。同須<sub>二</sub>儉約<sub>一</sub>。又国忌者。雖<sub>二</sub>義在<sub>一</sub>追遠。而絆<sub>二</sub>苦有司<sub>一</sub>。又歲竟分<sub>二</sub>綵帛<sub>一</sub>。号曰<sub>二</sub>荷前<sub>一</sub>。論<sub>二</sub>之幽明<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>煩無<sub>レ</sub>益。並須<sub>レ</sub>停狀。必達<sub>二</sub>朝家<sub>一</sub>。夫人子之道。遵<sub>レ</sub>教為<sub>レ</sub>先。奉以行<sub>レ</sub>之。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>違失<sub>一</sub>。」  
重命曰。予聞。人歿精魂皈<sub>レ</sub>天。而空存<sub>二</sub>冢墓<sub>一</sub>。鬼物憑焉。終乃為<sub>レ</sub>祟。長貽<sub>二</sub>後累<sub>一</sub>。今宜<sub>二</sub>碎<sub>レ</sub>骨為<sub>レ</sub>粉。散<sub>二</sub>之山中<sub>一</sub>。」
- (65) 840(承和7)年5月13日：『続日本後紀』〔淳和太上天皇喪葬〕  
「此夕。奉<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>後太上天皇於山城國乙訓郡物集村<sub>一</sub>。御骨碎粉。奉<sub>レ</sub>散<sub>二</sub>大原野西山嶺上<sub>一</sub>。」
- (66) 840(承和8)年7月5日：『続日本後紀』〔庶民の喪葬〕  
「伊豆國地震為<sub>レ</sub>變。(略)淪亡之徒。務從<sub>二</sub>葬埋<sub>一</sub>。」
- (67) 840(承和8)年8月30日：『続日本後紀』〔安濃内親王喪葬〕  
「无品安濃内親王薨。不<sub>レ</sub>遺<sub>二</sub>葬使<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>彼家早葬<sub>一</sub>也。」

(68) 842(承和9)年7月15日：『続日本後紀』〔嵯峨太上天皇遺詔〕

「丁未。太上天皇崩<sub>二</sub>干嵯峨院<sub>一</sub>。春秋五十七。遺詔曰。余昔以<sub>二</sub>不德<sub>一</sub>。久忝<sub>二</sub>帝位<sub>一</sub>。夙夜兢兢。思<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>黎庶<sub>一</sub>。然天下者聖人之大寶也。豈但愚戇微身之有哉。故以<sub>二</sub>萬機之務<sub>一</sub>。委<sub>二</sub>於賢明<sub>一</sub>。一林之風。素心所<sub>レ</sub>愛。思<sub>レ</sub>欲無位無號詣<sub>二</sub>山水<sub>一</sub>而逍遙。無事無為翫<sub>二</sub>琴書<sub>一</sub>以澹泊<sub>上</sub>。後太上帝陛下。寄<sub>二</sub>言古典<sub>一</sub>。強<sub>二</sub>我尊號<sub>一</sub>。再三固辭。遂不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>免。生前為<sub>レ</sub>傷。歿後如何。因<sub>レ</sub>茲除<sub>二</sub>去太上之葬禮<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>素懷之深願<sub>一</sub>。故因<sub>二</sub>循古事<sub>一</sub>。別為<sub>二</sub>之制<sub>一</sub>。名曰<sub>二</sub>送終<sub>一</sub>。「曰」夫存亡天地之定數。物化之自然也。送<sub>レ</sub>終以<sub>レ</sub>意。豈世俗之累者哉。余年弱冠。寒痾嬰<sub>レ</sub>身。服<sub>レ</sub>石變<sub>レ</sub>熱。頗似<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>驗。常恐夭傷不<sub>レ</sub>期。禁<sub>レ</sub>口無<sub>レ</sub>言。是以略<sub>二</sub>陳至志<sub>一</sub>。凡人之所<sub>レ</sub>愛者生也。所<sub>レ</sub>傷者死也。雖<sub>レ</sub>愛不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>期。雖<sub>レ</sub>傷誰能遂免。人之死也。精亡形銷。魂無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>之。故氣屬<sub>二</sub>於天<sub>一</sub>。體歸<sub>二</sub>於地<sub>一</sub>。今生不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>堯舜之德<sub>一</sub>。死何用重<sub>二</sub>國家之費<sub>一</sub>。故桓司馬之石槨不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>速朽<sub>一</sub>。楊王孫之羸葬不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>之。然則葬者藏也。欲<sub>二</sub>人之不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>見也。而重以<sub>二</sub>棺槨<sub>一</sub>。繞以<sub>二</sub>松炭<sub>一</sub>。期<sub>二</sub>枯腊於千載<sub>一</sub>。留<sub>二</sub>久容於一壙<sub>一</sub>。已<sub>二</sub>乖歸真之理<sub>一</sub>。甚無<sub>レ</sub>謂也。雖<sub>二</sub>流俗之至愚<sub>一</sub>。必將<sub>レ</sub>咲<sub>レ</sub>之。豐<sub>レ</sub>財厚<sub>レ</sub>葬者。古賢所<sub>レ</sub>諱。漢魏二文。是吾之師也。是以欲<sub>二</sub>朝死夕葬<sub>一</sub>。夕死朝葬。作<sub>レ</sub>棺不<sub>レ</sub>厚。覆<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>席。約以<sub>二</sub>黑葛<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>於床上<sub>一</sub>。衣衾飯哈。平生之物。一皆絕<sub>レ</sub>之。復斂以<sub>二</sub>時服<sub>一</sub>。皆用<sub>二</sub>故衣<sub>一</sub>。更無<sub>二</sub>裁制<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>纏束<sub>一</sub>。着以<sub>二</sub>牛角帶<sub>一</sub>。擇<sub>二</sub>山北幽僻不毛之地<sub>一</sub>。葬限不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>三日<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>信<sub>二</sub>卜筮<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>俗時<sub>一</sub>。謂<sub>二</sub>諡誄飯含咒願惡魂歸日等之事<sub>一</sub>。夜尅須<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>葬地<sub>一</sub>。院中之人可<sub>下</sub>着<sub>二</sub>喪服<sub>一</sub>而給<sub>中</sub>喪事<sub>上</sub>。天下吏民不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>服。而供<sub>二</sub>事今上<sub>一</sub>者。一七日之間。得<sub>レ</sub>服<sub>二</sub>衰經<sub>一</sub>。過<sub>レ</sub>此早釋。擇<sub>下</sub>其近臣出<sub>二</sub>入臥內<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。癒<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>素服<sub>一</sub>。餘亦准<sub>レ</sub>此。一切不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>哀臨<sub>一</sub>。挽<sub>レ</sub>柩者十二人。秉<sub>レ</sub>燭者十二人。並衣以<sub>二</sub>麤布<sub>一</sub>。從者不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>廿人<sub>一</sub>。謂院中近習者。男息不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>。婦女一從<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>。穿<sub>レ</sub>阬淺深縱橫。可<sub>レ</sub>容<sub>レ</sub>棺矣。棺既已下了。不<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>樹。土与<sub>レ</sub>地平。使<sub>二</sub>草生<sub>上</sub>。長絕<sub>二</sub>祭祀<sub>一</sub>。但子中長者。私置<sub>二</sub>守冢<sub>一</sub>。三年之後停<sub>レ</sub>之。又雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>資材<sub>一</sub>。少有<sub>二</sub>琴書<sub>一</sub>。處分具<sub>二</sub>遺<sub>レ</sub>子戒<sub>一</sub>。又釋家之論。不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>絕弃<sub>一</sub>。是故三七。七七。各麤布一百段。周忌二百段。以<sub>レ</sub>斯於<sub>二</sub>便寺<sub>一</sub>追福。佛布施繩細綿十屯。囊以<sub>二</sub>生絹<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>素机上<sub>一</sub>。一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>配<sub>二</sub>國忌<sub>一</sub>。每<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>忌日<sub>一</sub>。今上別遣<sub>二</sub>人信於一寺<sub>一</sub>。聊修<sub>二</sub>誦經<sub>一</sub>。布綿之數同<sub>二</sub>上齋<sub>一</sub>。終<sub>二</sub>一身<sub>一</sub>而即休。他兒不<sub>レ</sub>效此。後世之論者若不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>此。是<sub>二</sub>戮屍地下<sub>一</sub>。死而重<sub>レ</sub>傷。魂而<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>靈。則冤<sub>二</sub>悲冥途<sub>一</sub>。長為<sub>二</sub>怨鬼<sub>一</sub>。忠臣孝子。善述<sub>二</sub>君父之志<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>我情<sub>一</sub>而已。他不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此制中<sub>一</sub>者。皆以<sub>二</sub>此制<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>類從<sub>レ</sub>事。」

(69) 842(承和9)年10月14日：『続日本後紀』〔庶民の喪葬〕

「勅<sub>二</sub>左右京職東西悲田<sub>一</sub>。並給<sub>二</sub>料物<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>燒<sub>二</sub>歛嶋田及鴨河原等鬮體<sub>一</sub>。惣五千五百餘頭。」

(70) 842(承和9)年10月23日：『続日本後紀』〔庶民の喪葬〕

「太政官宛<sub>二</sub>義倉物於悲田<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>聚<sub>二</sub>葬鴨河鬮體<sub>一</sub>。」

(71) 843(承和10)年4月21日：『続日本後紀』〔神功皇后陵と成務天皇陵の取り違え〕

「己卯。使<sub>二</sub>參議從四位上藤原朝臣助。掃部頭從五位下坂上大宿祢正野等<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>楯列北南二山陵<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>去三月十八日有<sub>二</sub>奇異<sub>一</sub>。搜<sub>二</sub>探圖錄<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>二楯列山陵<sub>一</sub>。北則神功皇后之陵。倭名大足姬命皇后。南則成務天皇之陵。倭名稚足彥天皇。世人相傳。以<sub>二</sub>

- 南陵<sub>一</sub>為<sub>二</sub>神功皇后之陵<sub>一</sub>。偏依<sub>一</sub>是口伝<sub>一</sub>。每<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>神功皇后之崇<sub>一</sub>。空謝<sub>一</sub>成務天皇陵<sub>一</sub>。先年緣<sub>二</sub>神功皇后之崇<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>作弓劔之類。誤進<sub>一</sub>於成務天皇陵<sub>一</sub>。今日改奉<sub>二</sub>神功皇后陵<sub>一</sub>。辛巳。參議正四位下三原朝臣春上上表致仕。許<sub>レ</sub>之。」
- (72) 847(承和14)年10月26日：『続日本後紀』〔有智子内親王喪葬〕  
「二品有智子内親王薨。遺言薄葬。」
- (73) 848(嘉祥元)年7月26日：『続日本後紀』〔庶民の喪葬〕  
「棲鳳樓閣道有<sub>二</sub>死人枯骨之連綴<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>辨<sub>二</sub>男女<sub>一</sub>。」
- (74) 850(嘉祥3)年3月25日：『続日本後紀』〔仁明天皇遺制〕  
「奉<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>天皇於山城國紀伊郡深草山陵<sub>一</sub>。遺制薄葬。綾羅錦繡之類。並以<sub>二</sub>帛布<sub>一</sub>代<sub>レ</sub>之。鼓吹方相之儀。悉從<sub>一</sub>停止<sub>一</sub>。」
- (75) 850(嘉祥3)年4月18日：『日本文德天皇実録』〔墳墓に卒塔婆を建てる〕  
「深草陵卒塔婆所<sub>レ</sub>蔵陀羅尼。自<sub>レ</sub>發落<sub>レ</sub>地。」
- (76) 850(嘉祥3)年5月5日：『日本文德天皇実録』〔嵯峨皇太后嘉智子喪葬〕  
「葬<sub>二</sub>太皇太后于深谷山<sub>一</sub>。遺令薄葬。不<sub>レ</sub>營<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub>。」
- (77) 850(嘉祥3)年11月23日：『日本文德天皇実録』〔庶民の喪葬〕  
「出羽州壞。(略)其被<sub>レ</sub>災尤甚。(略)崩壞毀屋之下。所<sub>レ</sub>有殘屍露骸。官為収埋。」
- (78) 851(仁寿2)年2月8日：『日本文德天皇実録』〔滋野朝臣貞主の卒伝〕  
「遺<sub>二</sub>戒子孫<sub>一</sub>云。殯歛之事。必從<sub>一</sub>儉薄<sub>一</sub>。徂歿之後。子孫齋伴而已。卒<sub>二</sub>于慈恩寺西書院<sub>一</sub>。」
- (79) 852(仁寿3)年4月26日：『日本文德天皇実録』〔流行病の死者の埋葬〕  
「炮瘡之疫流行。(略)貴<sub>一</sub>埋<sub>レ</sub>齒掩<sub>レ</sub>骸之仁<sub>一</sub>。」
- (80) 857(天安元)年9月3日：『日本文德天皇実録』〔正四位下右京権大夫兼山城守長岑宿弥高名遺言〕  
「吾家清貧。曾無<sub>二</sub>斗儲<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>於瞑目之日<sub>一</sub>。必從<sub>一</sub>薄葬之儀<sub>一</sub>。卒<sub>二</sub>於官<sub>一</sub>。」
- (81) 858(天安2)年5月15日：『日本文德天皇実録』〔高枝王の喪葬〕  
「是日。宮内卿從三位高枝王薨。(略)遺令薄葬。」
- (82) 858(天安2)年9月6日：『日本文德天皇実録』〔文德天皇の喪葬〕  
「甲子。夜葬<sub>二</sub>大行皇帝於田邑山陵<sub>一</sub>。殯葬之礼。一如<sub>二</sub>仁明天皇故事<sub>一</sub>。但有<sub>二</sub>方相氏<sub>一</sub>。」
- (83) 858(天安2)年9月7日：『日本紀略』〔文德天皇の法要〕  
「安<sub>一</sub>置十僧於近陵山寺。卅僧於廣隆寺。合五十口<sub>一</sub>。始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>。至于卅九日<sub>一</sub>。轉經念佛。安<sub>一</sub>置沙彌廿人於陵邊<sub>一</sub>。」
- (84) 858(天安2)年12月9日：『日本三代実録』〔十陵四墓制〕  
「九日丙申。詔定<sub>下</sub>十陵四墓可<sub>レ</sub>獻<sub>一</sub>年終荷前之幣<sub>一</sub>。天智天皇山階山陵在<sub>二</sub>山城國宇治郡<sub>一</sub>。春日宮御宇天皇田原山陵在<sub>二</sub>大和國添上郡<sub>一</sub>。天宗高紹天皇後田原山陵在<sub>二</sub>大和國添上郡<sub>一</sub>。贈太皇太后高野氏大枝山陵在<sub>二</sub>山城國乙訓郡<sub>一</sub>。桓武天皇柏原山陵在<sub>二</sub>山城國紀伊郡<sub>一</sub>。贈太皇太后藤原氏長岡山陵在<sub>二</sub>山城國乙訓郡<sub>一</sub>。崇道天皇八嶋山陵在<sub>二</sub>大和國添上郡<sub>一</sub>。先太上天皇楊梅山陵在<sub>二</sub>大和國添上郡<sub>一</sub>。仁明天皇深草山陵在<sub>二</sub>山城國紀伊郡<sub>一</sub>。文德天皇田邑山陵在<sub>二</sub>山城國葛野郡<sub>一</sub>。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在<sub>二</sub>大和國十市郡<sub>一</sub>。後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣宇治墓在<sub>二</sub>

- 山城國宇治郡。尚侍贈正一位藤原朝臣美都子次宇治墓在<sub>二</sub>山城國宇治郡<sub>一</sub>。贈正一位源朝臣潔姫愛宕墓在<sub>二</sub>山城國愛宕郡<sub>一</sub>。○十日丁酉。神祇官所<sub>レ</sub>奏御躰御ト。大臣奏<sub>レ</sub>之。詔改<sub>二</sub>眞原山陵<sub>一</sub>為<sub>二</sub>田邑山陵<sub>一</sub>。」
- (85) 862(貞觀4)年12月5日：『類從三代格』〔庶民の喪葬〕  
「路頭多有<sub>二</sub>人馬骸骨<sub>一</sub>。」
- (86) 863(貞觀5)年2月2日：『日本三代実録』〔朱雀門前での大祓〕  
「大<sub>二</sub>祓於朱雀門前<sub>一</sub>。以<sub>下</sub>觸<sub>二</sub>死穢<sub>一</sub>人入<sub>中</sub>禁中<sub>上</sub>也。」
- (87) 863(貞觀5)年2月7日：『日本三代実録』〔多武岑墓の整備〕  
「於<sub>二</sub>内殿<sub>一</sub>修法。限<sub>二</sub>七日<sub>一</sub>。下<sub>二</sub>知大和國<sub>一</sub>。禁<sub>二</sub>藤原氏先祖贈太政大臣多武岑墓四履之内<sub>一</sub>内百姓伐<sub>レ</sub>樹放牧<sub>一</sub>。」
- (88) 863(貞觀5)年10月30日：『日本三代実録』〔建礼門前での大祓〕  
「大<sub>二</sub>祓於建礼門前<sub>一</sub>。以<sub>下</sub>犬嚙<sub>二</sub>死人骸<sub>一</sub>入<sub>中</sub>神祇官<sub>上</sub>故也。」
- (89) 863(貞觀6)年8月3日：『日本三代実録』〔藤原貞子の喪葬〕  
「是日。仁明天皇女御正三位藤原朝臣貞子薨。勅贈<sub>二</sub>從二位<sub>一</sub>。葬<sub>二</sub>深草山陵兆域之内<sub>一</sub>。」
- (90) 865(貞觀7)年5月26日：『日本三代実録』〔多武岑墓の整備〕  
「勅。近士賢基。修行年久。居<sub>二</sub>住多武岑墓辺等<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>大和國<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>正税稻<sub>一</sub>。日給<sub>二</sub>米一升二合<sub>一</sub>。充<sub>中</sub>其供料<sub>上</sub>。兼令<sub>二</sub>賢基<sub>一</sub>。擧<sub>二</sub>沙弥等<sub>一</sub>。檢<sub>中</sub>彼墓四至之内<sub>上</sub>。」
- (91) 865(貞觀7)年11月2日：『日本三代実録』〔夫への孝養〕  
「阿波国名方郡人忌部首眞貞子。伉儷亡後。經<sub>二</sub>卅余歳<sub>一</sub>。身臥<sub>二</sub>冢側<sub>一</sub>。心存<sub>二</sub>念仏<sub>一</sub>。遂不<sub>二</sub>再醮<sub>一</sub>。將<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>一生<sub>一</sub>。」
- (92) 866(貞觀8)年6月29日：『日本三代実録』〔神功皇后陵の陵木、陵守による伐採〕  
「廿九日壬寅晦。先<sub>レ</sub>是。大和国言。楯列山陵守等多伐<sub>二</sub>樹木<sub>一</sub>。神祇官ト云。炎旱之灾。實因<sub>レ</sub>伐<sub>レ</sub>木。是日。遣<sub>レ</sub>使申謝<sub>一</sub>。告文云。」
- (93) 866(貞觀8)年9月22日：『日本三代実録』〔神楽岡での埋葬の禁止〕  
「勅。禁<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>歛山城國愛宕郡神楽岡邊側之地<sub>一</sub>。以<sub>下</sub>与<sub>二</sub>賀茂御祖神社<sub>一</sub>隣近<sub>上</sub>也。」
- (94) 866(貞觀8)年9月22日：『日本三代実録』〔紀夏井の母の死に対する行為〕  
「夏井至孝冥癸。居<sub>レ</sub>喪過<sub>レ</sub>礼。建<sub>二</sub>立草堂<sub>一</sub>。安<sub>二</sub>置骸骨<sub>一</sub>。晨昏之礼。無<sub>レ</sub>異<sub>二</sub>生時<sub>一</sub>自崇<sub>二</sub>信仏理<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是於<sub>二</sub>草堂前<sub>一</sub>。毎日讀<sub>二</sub>大般若經五十卷<sub>一</sub>。以後<sub>二</sub>三年之喪<sub>一</sub>。」
- (95) 866(貞觀8)年9月25日：『日本三代実録』〔伴善男の仏堂建立〕  
「又善男掛畏<sub>支</sub>山陵乃兆域乃内<sub>レ</sub>佛堂乎建<sub>二</sub>天死屍乎埋<sub>一</sub>世止在止申事在。」
- (96) 866(貞觀8)年10月14日：『日本三代実録』〔天智・文徳天皇陵の陵木の伐採〕  
「遣<sub>二</sub>使於山階。田邑等山陵<sub>一</sub>。申<sub>中</sub>謝陵中樹木多被<sub>二</sub>伐損<sub>一</sub>之状<sub>上</sub>告文曰。(略)天皇掛畏<sub>支</sub>田邑御陵<sub>レ</sub>尔恐<sub>二</sub>恐<sub>一</sub>毛申賜止申。掛畏岐御陵乃木乎陵守等數多伐損<sub>二</sub>世利<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>此天犯<sub>レ</sub>過留<sub>二</sub>陵守并能不<sub>一</sub>巡檢<sub>二</sub>留諸陵司等乎<sub>一</sub>。」
- (97) 867(貞觀9)年10月10日：『日本三代実録』〔右大臣正二位藤原良相遺言〕  
「臨<sub>レ</sub>終乃命<sub>二</sub>侍兒<sub>一</sub>扶起。正<sub>二</sub>面西方<sub>一</sub>。作<sub>二</sub>阿弥陀佛根本印<sub>一</sub>俄薨。時年五十五。遺言令<sub>二</sub>薄葬<sub>一</sub>。单衾覆<sub>レ</sub>棺。」
- (98) 868(貞觀10)年閏12月28日：『日本三代実録』〔左大臣源信の葬送〕  
「廿八日丁巳。左大臣正二位源朝臣信薨。(略)遺命薄葬。殯斂之日。人多不<sub>レ</sub>知。」

- 平生於<sub>二</sub>北山嶺下<sub>一</sub>。造<sub>二</sub>立一屋<sub>一</sub>。中置<sub>二</sub>一床<sub>一</sub>。居<sub>二</sub>棺其上<sub>一</sub>。固閉<sub>二</sub>四壁<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>人畜<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>據<sub>二</sub>犯之<sub>一</sub>。」
- (99) 869(貞觀 11) 6 月 26 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「令<sub>二</sub>左右職<sub>一</sub>收<sub>二</sub>葬道<sub>一</sub>。掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骨。」
- (100) 869(貞觀 11) 10 月 23 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「如<sub>レ</sub>聞。肥後國迅雨成<sub>レ</sub>暴。(略)所<sub>レ</sub>有殘屍乱骸。早加<sub>二</sub>收埋<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>曝露<sub>一</sub>。」
- (101) 869(貞觀 11) 12 月 8 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「佐比大路南極橋。承<sub>二</sub>要路極<sub>一</sub>。在<sub>二</sub>曲流間<sub>一</sub>。體勢脆小。乘踏無<sub>レ</sub>力。四方負<sub>レ</sub>重之驚。急傾<sub>二</sub>鞍於水上<sub>一</sub>。九原送<sub>レ</sub>終之輩。更留<sub>二</sub>柩於橋頭<sub>一</sub>。」
- (102) 871(貞觀 13) 年 4 月 21 日：『日本三代実録』 [賀茂祭の停止]  
「停<sub>二</sub>賀茂祭<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>死穢<sub>一</sub>也。」
- (103) 871(貞觀 13) 年 5 月 3 日：『日本三代実録』 [平野祭の停止]  
「去四月上申當<sub>二</sub>平野祭<sub>一</sub>。而觸<sub>二</sub>人死穢<sub>一</sub>之人入<sub>二</sub>於内裏<sub>一</sub>。仍以停焉。」
- (104) 871(貞觀 13) 年 5 月 16 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「又冢墓骸骨汗<sub>二</sub>其山水<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是發<sub>レ</sub>怒燒<sub>レ</sub>山。致<sub>二</sub>此災異<sub>一</sub>。若不<sub>二</sub>鎮謝<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>兵役<sub>一</sub>。是日下<sub>二</sub>知國宰<sub>一</sub>。賽<sub>二</sub>宿禱<sub>一</sub>。去<sub>二</sub>舊骸<sub>一</sub>。并行<sub>二</sub>鎮謝之法<sub>一</sub>焉。」
- (105) 871(貞觀 13) 年閏 8 月 28 日：『日本三代実録』 [庶民の葬送地の設定]  
「廿八日辛未。制<sub>二</sub>定百姓葬送放牧之地<sub>一</sub>。其一處。在<sub>二</sub>山城国葛野郡五條荒木西里六條久受原里<sub>一</sub>。一處在<sub>二</sub>紀伊郡十條下石原西外里十一條下佐比里十二條上佐比里<sub>一</sub>。勅曰。件等河原。是百姓葬送并放牧之地也。而愚昧之輩不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>。競好<sub>二</sub>占營<sub>一</sub>。專失<sub>二</sub>人便<sub>一</sub>。須令<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>屢加<sub>二</sub>巡檢<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>耕營<sub>一</sub>。犯則有<sub>レ</sub>法焉。」
- (106) 871(貞觀 13) 年 9 月 28 日：『日本三代実録』 [藤原順子喪葬]  
「是日太皇太后崩。太皇太后。姓藤原氏。諱順子。(略)崩葬<sub>二</sub>山城國宇治郡後山階山陵<sub>一</sub>。」
- (107) 871(貞觀 13) 年 10 月 5 日：『日本三代実録』 [藤原順子喪葬]  
「葬<sub>二</sub>太皇太后於山城國宇治郡後山階山陵<sub>一</sub>。」
- (108) 872(貞觀 14) 年 9 月 2 日：『日本三代実録』 [藤原良房喪葬]  
「太政大臣從一位藤原朝臣良房薨<sub>二</sub>于東一條第<sub>一</sub>。」
- (109) 872(貞觀 14) 年 9 月 4 日：『日本三代実録』 [藤原良房喪葬]  
「是日。葬<sub>二</sub>太政大臣於愛宕郡白川邊<sub>一</sub>。」
- (110) 872(貞觀 14) 年 12 月 9 日：『日本三代実録』 [十陵五墓制]  
「天安二年十二月九日定<sub>二</sub>十陵四墓<sub>一</sub>。獻<sub>二</sub>年終荷前幣<sub>一</sub>。是日。十陵。除<sub>二</sub>贈太皇太后高野氏大枝山陵<sub>一</sub>。加<sub>二</sub>太皇太后藤原氏後山階山陵<sub>一</sub>。以足<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>。在<sub>二</sub>山城國宇治郡<sub>一</sub>四墓。加<sub>二</sub>太政大臣贈正一位藤原朝臣良房愛宕墓<sub>一</sub>為<sub>二</sub>五墓<sub>一</sub>。在<sub>二</sub>山城国愛宕郡<sub>一</sub>。」
- (111) 874(貞觀 16) 年 10 月 23 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「其屍骸漂散。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>主名<sub>一</sub>者。官為鈎求。加<sub>レ</sub>意埋掩。」
- (112) 874(貞觀 16) 年 10 月 28 日：『日本三代実録』 [庶民の喪葬]  
「詔書。其屍骸漂散。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>主名<sub>一</sub>者。官為鈎求。加<sub>レ</sub>意埋掩。(略)無<sub>二</sub>人尋葬<sub>一</sub>者。總皆埋掩。」



- (113)879(元慶3)年3月25日：『日本三代実録』〔淳和皇太后喪葬〕  
「葬<sub>レ</sub>淳和太皇太后於嵯峨山<sub>ニ</sub>。」
- (114)880(元慶4)年12月4日：『日本三代実録』〔清和太上天皇薄葬〕  
「命<sub>レ</sub>近侍僧等<sub>ニ</sub>。誦<sub>レ</sub>金剛輪陀羅尼<sub>ニ</sub>。正向<sub>レ</sub>西方<sub>ニ</sub>。結跏趺座。手作<sub>レ</sub>結定印<sub>ニ</sub>而崩。  
(中略)遺詔火<sub>ニ</sub>葬於中野<sub>ニ</sub>。下<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>山陵<sub>ニ</sub>。使<sub>レ</sub>百官及諸国<sub>ニ</sub>。不<sub>レ</sub>中<sub>ニ</sub>舉哀素服<sub>上</sub>。亦勿<sub>レ</sub>  
任<sub>レ</sub>縁葬之諸司<sub>ニ</sub>。喪事所<sub>レ</sub>須。惣從<sub>レ</sub>省約<sub>ニ</sub>。」
- (115)880(元慶4)年12月7日：『日本三代実録』〔清和太上天皇喪葬〕  
「奉<sub>レ</sub>葬<sub>レ</sub>太上天皇於山城國愛宕郡上栗田山<sub>ニ</sub>。奉<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>御骸於水尾山上<sub>ニ</sub>。」
- (116)883(元慶7)年1月26日：『日本三代実録』〔庶民の喪葬〕  
「廿六日癸巳。令<sub>レ</sub>山城。近江。越前。加賀等國<sub>ニ</sub>。修<sub>レ</sub>理官舎道橋<sub>ニ</sub>。埋<sub>中</sub>瘞路邊死骸<sub>上</sub>。以<sub>レ</sub>渤海・客可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>京也。」
- (117)883(元慶8)年9月20日：『日本三代実録』〔恒貞親王喪葬〕  
「恒貞親王薨。不<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>葬司<sub>ニ</sub>。以下<sub>レ</sub>喪家不<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>奏聞<sub>ニ</sub>。殯殮既訖<sub>上</sub>也。(略)時年六十。  
遺命薄葬。」
- (118)887(仁和3)年5月16日：『日本三代実録』〔施薬院への勅〕  
「勅以<sub>レ</sub>山城國愛宕郡鳥部郷奈原村地五町<sub>ニ</sub>。賜<sub>レ</sub>施薬院<sub>ニ</sub>。其四至。東限<sub>レ</sub>徳仙寺<sub>ニ</sub>。西  
限<sub>レ</sub>谷并公田<sub>ニ</sub>。南限<sub>レ</sub>内蔵寮支子園并谷<sub>ニ</sub>。北限<sub>レ</sub>山陵并公田<sub>ニ</sub>。施薬院使等奏。院  
所領之山。元在<sub>レ</sub>彼村<sub>ニ</sub>。即是藤原氏之葬地也。依<sub>レ</sub>元慶八年十二月十六日詔<sub>ニ</sub>。被<sub>レ</sub>  
占<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>中尾山陵之内<sub>ニ</sub>。由<sub>レ</sub>是。氏人送葬之事。既失其<sub>レ</sub>便<sub>ニ</sub>。請賜<sub>レ</sub>此地<sub>ニ</sub>。依<sub>レ</sub>旧行<sub>レ</sub>  
事。許<sub>レ</sub>之。」
- (119)887(仁和3)年9月2日：『日本紀略』〔光孝天皇喪葬〕  
「葬<sub>レ</sub>光孝天皇於小松山陵<sub>ニ</sub>。」
- (120)902(延喜2)年3月13日：『類從三代格』〔土地の占有禁止〕  
「其諸氏家墓者一依<sub>レ</sub>舊塚<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>斫損<sub>レ</sub>者。」
- (121)918(延喜18)年10月26日：『扶桑略記』〔三善清行喪葬〕  
「参議式部大輔三善朝臣清行薨。其子浄蔵参<sub>レ</sub>詣熊野<sub>ニ</sub>。路間暗憶<sub>レ</sub>父卿可<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>黄泉<sub>ニ</sub>。  
即從<sub>レ</sub>中途<sub>ニ</sub>退還。卒去以後。經<sub>レ</sub>五箇日<sub>ニ</sub>。加持之處。棺中蘇生。善相公再得<sub>レ</sub>活命<sub>ニ</sub>。  
為<sub>レ</sub>子礼拝。運命有<sub>レ</sub>限。歷<sub>レ</sub>於七日<sub>ニ</sub>。十一月二日遂以即世。洗<sub>レ</sub>手嗽<sub>レ</sub>口。對<sub>レ</sub>  
西念佛氣絶。火葬灰燼之中。其舌不<sub>レ</sub>燒。」
- (122)927(延長5)年12月26日：『延喜式』  
「凡毎年十二月奉<sub>レ</sub>幣諸陵及墓<sub>ニ</sub>。(以下略)」  
「凡山陵者。置<sub>レ</sub>陵戸五烟<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>守之。有功臣墓者。置<sub>レ</sub>墓戸三烟<sub>ニ</sub>。其非<sub>レ</sub>陵墓戸<sub>ニ</sub>。  
差點令<sub>レ</sub>守者。先取<sub>レ</sub>近陵墓戸<sub>ニ</sub>充之。」
- (123)930(延長8)年10月10日：『扶桑略記』〔醍醐天皇喪葬〕  
「葬<sub>レ</sub>後山科山陵<sub>ニ</sub>。」
- (124)930(延長8)年10月12日：『醍醐寺雜事記』〔醍醐天皇陵に3基の卒塔婆〕  
「山作所於<sub>レ</sub>山陵<sub>ニ</sub>立<sub>レ</sub>卒都婆三基<sub>ニ</sub>。」
- (125)931(延長9)年8月5日：『扶桑略記』〔宇多天皇喪葬〕  
「火<sub>ニ</sub>葬山城國葛野郡大内山<sub>ニ</sub>。依<sub>レ</sub>遺詔<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>山陵<sub>ニ</sub>。不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>國忌<sub>ニ</sub>。」
- (126)932(承平2)年12月8日：『貞信公記』〔藤原忠平による墓参〕

「参<sub>レ</sub>向後山階山陵、宇治御墓<sub>レ</sub>、為<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>慶也」

筆者の集成し得た史料は以上であるが、個別史料に基づく墓制の研究は研究史で触れたように文献史学家による多大な成果がある。これらを個別検証することは筆者の手に余ることなので、先行研究の成果を踏まえた上で、次にこれらの史料に基づく墓制の変遷について概観したいと思う。

#### 4. 史料から見た墓制の変遷

表 39 に、史料に基づく墓制の具体的状況を天皇喪葬、貴族などの喪葬、庶民その他という 3 つのカテゴリーに分けてまとめた。

まず、庶民の喪葬に関する記事は史料 12 から史料 116 までの計 20 種確認できるが、それらは墳墓の構築・埋葬方法の指示と埋葬儀礼や墳墓造営に関する禁止事項の二者に大別できる。前者は史料 21 を皮切りに、69、70、99、111、112、116 があるが、「掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸。」や「加<sub>レ</sub>意埋掩。」という言葉から窺えるように庶民の墓制は単に地面に穴を掘って遺骸を埋めるという土葬が原則であったことがわかる。

もちろん、史料 73 の「棲鳳樓閣道有<sub>レ</sub>死人枯骨之連綴。」や史料 85 の「路頭多有<sub>レ</sub>人馬骸骨。」という記事からわかるように埋葬されることなく道端などに遺体が放置されることも多かったようで、河原に死体を遺棄することもあった。勝田至氏が明らかにしたように、中世以前は血縁者（家族）以外の死者を穢れとして葬送に関わらない強い禁忌が存在したことから、このような死体遺棄が生まれたのであろう（勝田 1987）。史料 69 や 70 を見れば、これらの放置死体を国家が鴨川の河原に埋葬したり、茶毘に付したことが分かる。さらに史料 105 によれば国家は庶民に対して無秩序な葬送を禁止し、葬地として葛野郡と紀伊郡を設定したが、これらはいずれも桂川の河原やその周辺地であった。

これ以外にも漂着した溺死体（史料 33）や地震による被害者（史料 66・77）、疫病による病死者（史料 21・53・54・79）、自然災害による死者（史料 100）などの異常死者に対する事例が散見される。研究史で触れた塩入伸一氏は軍防令・賦役令の規定にある火葬記事をもとに、宗教的というより行政上・衛生上の処置としての火葬、すなわち、異常死者に対する特殊葬法としての火葬に着目された（塩入 1988）。しかし、今挙げた史料には特に火葬という文字は使われていない。「掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸」（史料 21・53）や「貴埋<sub>レ</sub>骸掩<sub>レ</sub>骸之仁」（史料 79）という言葉を見る限り、異常死者であっても土葬が一般的であったようだ。

養老喪葬令の「軍防令」・「賦役令」（史料 13）では「其屍者。当処焼埋。」や「其身死者。随<sub>レ</sub>便給<sub>レ</sub>棺焼埋。」とあるように、本貫地から遠く離れた異国に赴任した防人が任期半ばで死亡した場合は遺体を本国に送り返す必要があり、実務的な観点からそれらの遺体を茶毘に付したのであろう。

一方、後者の事例では、延暦 11 年から延暦 16 年にかけて相次いで出された一連の法令（史料 41～44）が有名だ。史料 42 は宮都に近いという理由から深草山での埋葬を禁止しており、同様に史料 43 でも京下諸山への埋葬が禁止されている。さらに、史料 44 も宮都に近いという理由で、山城国愛宕葛野郡在住者に対して家側での埋葬を禁止する旨の法令を発している。これらはいずれも穢れの概念によるもので、長岡京の時代から平安京の時

代にかけて、貴族の間に穢れ意識が高揚したと無関係ではあるまい。このような当時の人々の死体に対する忌避観などから9世紀後半までは集落などの平地空間に人を埋葬することはないが、穢れ意識の高揚期でありながら、史料44では「葬\_家側\_」とあるように、家の側に人を埋葬する事例があったことが知れる。この事例については、第4章第3節で述べたように橘田正徳氏の意見に従いたい。すなわち、「家側」とは建物群の側を意味するものではなく、一町二町という広大な面積をもつ「家一区」の外辺部を意味するというものである(橘田1991)。いわゆる屋敷墓の成立過程の研究史を踏まえれば、屋敷墓は10世紀後半代に平安京や近江において出現し、11世紀前半に大和に広がることから(西口2009)、当該時期に家=建物近辺に造墓することは想定しにくく、的を射た意見といえよう。

史料41では富豪の輩による華美な葬送儀礼を禁止しているが、8世紀後半以降、富豪の輩と呼ばれる新たな富裕階層が急速に成長してきており<sup>4</sup>、彼らはその財力を背景に過度な葬送儀礼を執行していた有り様が見て取れる。これは藤原仲麻呂政権下で行われた「孝経」をもって統治の原則とするという政策が引き起こした「孝」の奨励により墳墓儀礼の風習以外にも葬送儀礼の華美を生み出したことの帰結点であった。

なお、喪葬とは直接関係ないが、史料91では亡き夫のために墓のそばに住み着き、一心に念仏を唱え続けた未亡人の記事が掲載されており、9世紀の中葉には庶民の間にも仏教が広く浸透している様子が窺える。さらに、この資料は経典の読誦が、死者の冥福を祈ることを意味するようになった可能性を示しており、いよいよ仏教が死者祭祀に関係し始めた初期の事例と位置づけられている(田中1975)。

次に天皇喪葬についてまとめてみよう。

北康宏氏の考えに従えば、史料13「養老喪葬令」の制定によって先皇陵の公的守衛管理システムも確立したが、持統五年詔(史料5・6)で天皇と皇族一般との区別を明らかにし、距離を拡大させようとする政策の萌芽が認められるという。8世紀後半に登場した「御墓制」は母系の祖に対する顕彰を意識した墓制であり、藤原仲麻呂政権下の政策に基づき導入された。そして、平安時代になると、嵯峨・淳和両帝の薄葬思想(史料64・68)を契機に、旧来の墓概念が大きく変化し、藤原良房によって血縁意識に基づく祖先祭祀である十陵四墓制(史料84)が生み出され、藤原氏先祖墓の再興が図られることとなった(史料87・90)。

『続日本紀』によれば大宝3年(703)12月17日、天皇経験者として初めて持統太上天皇が飛鳥岡において火葬に付され、その遺体は亡夫である天武帝の陵墓大内山陵に合葬された(史料9)。この後、文武・元明・元正と3代にわたって天皇喪葬は火葬であるが、『続日本紀』養老5年(721)10月16日の元明太上天皇遺詔(史料16)が当時の墓制に与えた影響の大きさについては第3章で述べた通りである。ただ、持統・文武両帝の場合は、火葬という葬制を採用したものの、殯宮を設置し、造御竈司が任命されるなど、前代の葬送儀礼の伝統を引き継いだものであった。しかし、元明太上天皇は崩後わずか6日で荼毘に付されており、殯宮も設置しないなど、厚葬の戒め、つまり薄葬思想をより徹底したものとなった。元正帝の場合も同じような薄葬志向が看取できる。元明太上天皇遺詔にある「立刻字之碑」は「埋葬地が個人の墓として理解され、祭祀されることを期待」(田中1978、p34)したものと考えられており、唐の皇帝陵の思想的影響を受け、山陵そのものは造営さ

れた（山田 1999）のである。

『続日本紀』天平勝宝 8 年(756) 5 月 19 日に葬られた聖武太上天皇の葬儀は「奉<sub>レ</sub>葬<sub>ニ</sub>太上天皇於佐保山陵<sub>ニ</sub>。御葬之儀如<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>佛。（以下略）」と記されており(史料 27)、それまでの史料にあるような「火葬」という言葉が用いられていないことから、火葬に替わって土葬が葬制として用いられた可能性が高い。「御葬之儀如<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>佛」という言葉から葬送儀礼において仏教的な儀礼が用いられたと想像できるが、それまでの薄葬傾向から一転して厚葬の風を呈することについては、古墳時代と同様に視覚的効果を伴う葬送儀礼が執行されたという点に注目し、天皇喪葬が『劇場国家』的な意味合いをもっていたと筆者は考えている(次節参照)。文化人類学において、支配的な地位や集団が、「権威の根源たる『正当性』イデオロギーを強調するとともに、このイデオロギーを可視化する行為形式に訴える」と考えられている(清水 1988、p140) ことと同じ理解である。

そして、これ以降も極端な薄葬、散骨を命じた淳和太上天皇遺命(史料 64) 以外は史料中の喪葬記事にすべて「葬」という文字が使われていることから、天皇喪葬は原則土葬であったと想定され、火葬によったことが明らかな事例は『三代実録』元慶 4 年(880)12 月 4 日(史料 114) の清和太上天皇の葬送儀礼を待つことになる。しかし、続く光孝天皇の葬送儀礼(史料 119) では再び「葬」という言葉が用いられており、土葬であった可能性が高い。このように聖武帝以降の歴代天皇の葬制は土葬を基本とし、薄葬というスタンスを明確に打ち出す場合には火葬が用いられることもあったようだ。しかし、淳和帝と同様、極端な薄葬志向で有名な嵯峨太上天皇の喪葬では史料 68 にあるように墳墓の造営自体を否定した長大な遺詔にもかかわらず、実際の葬送儀礼は土葬による造墓が行われた可能性が高い<sup>5</sup>。いずれにしろ、9 世紀の天皇喪葬の原則は薄葬であり、葬制そのものにはあまり厳格な使い分けは行われていないといえよう(表 40)。ただ、藤原仲麻呂や桓武天皇の時代に儒教の導入が図られたことや嵯峨天皇の時代には唐風化が進展したという事実を踏まえると、儒教の影響で火葬を嫌い、土葬を採用した可能性も考慮すべきかもしれない<sup>6</sup>。

なお、嵯峨遺詔では山陵祭祀の継続を明確に否定したにもかかわらず、山陵遣使は継続した。これは身分の高い者の死骸は、他に非常に大きな影響を与えるので、大きな墳墓を築いて「死をもたらすもの」の活動を封鎖する必要があったと考えられていた(田中 1978、p41) からであろう。山田邦和氏が示したように、先霊の崇りを肯定することは山陵祭祀の全面的な肯定を意味しており、仁明天皇によって嵯峨帝の山陵否定という政策は反転されることとなった。しかし、薄葬基調という当時の墓制に対する志向により大規模な山陵の造営行為は否定するものの、山陵祭祀そのものは必要であるという天皇喪葬に関する矛盾から、天皇の靈魂供養の場は山陵ではなく寺院がクローズアップされることとなり、やがて山陵と一体化した「陵寺」が生み出されることになる(山田 1999)。

墳墓の構造に関しては史料 75 や史料 124 の記事により、仁明天皇陵や醍醐太上天皇陵に卒塔婆が立てられていたことが分かり、いよいよ墓標が用いられることとなった。墳墓上の立碑に関しては既に史料 16 の「元明太上天皇遺詔」中に「立<sub>ニ</sub>刻字之碑<sub>ニ</sub>。」という文言があり、碑が立てられたことが分かるが、同時期の喪葬令立碑条義解の「刻石銘文」という規定が新羅の影響と考えられていることは既に述べた。しかし、仁明帝や醍醐帝の陵墓に見られる卒塔婆が仏教的な儀礼に伴うものであることはいうまでもない。

王権と仏教の関わりからいえば、伝来当初から仏教には国王擁護の機能、身体護持など

の種々の祈願と追善の役割が期待されていた（本郷 2010）が、平安時代になって天皇の陵墓に関するイメージが変化すると、その追善を目的とする寺院が建立され、御願寺が誕生した。史料 83 にあるように、文徳天皇の法要は「近陵山寺」<sup>7</sup>である広隆寺で行われた。近陵寺院での中陰仏事や葬送以後の陵墓での仏事のために新たな寺院が設けられるなど、陵墓仏事が形式上整うのは仁明朝からであり、やがて陵墓祭祀は荷前から追善菩提の仏事へと比重を移していくことになる（大石 2003）。

儀礼内容では史料 114 の清和太上天皇に関する記事「命<sub>一</sub>近侍僧等<sub>一</sub>。誦<sub>一</sub>金剛輪陀羅尼<sub>一</sub>。正向<sub>一</sub>西方<sub>一</sub>。結跏趺座。手作<sub>一</sub>結定印<sub>一</sub>而崩。（以下略）」に注目したい。具体的には「正向<sub>一</sub>西方<sub>一</sub>」という言葉であるが、いわゆる西方浄土、浄土教の影響がいよいよ葬送儀礼の中に反映されたと考えられる。西向という点については、清和太上天皇に先駆けて右大臣藤原良相の遺言（史料 97）に「正<sub>一</sub>面西方<sub>一</sub>。作<sub>一</sub>阿弥陀佛根本印<sub>一</sub>」とあり、やや時代は下るが、史料 121 の三善清行に関する喪葬記事の中にも「對<sub>レ</sub>西念佛氣絶」とあることから、貴族階級にも同じような喪葬儀礼観が広がっていたことがわかる。このように文献史料からは埋葬頭位の在り方に変化が生じている可能性が窺える。実際の考古資料においても、第 4 章第 2 節で述べたように木棺墓における埋葬頭位は 8～9 世紀前半にかけての時期は北向きが中心を占めているが、9 世紀中葉以降に西向きが増加し始めるのである。このような変化の背景に浄土教の他界観が大きな影響を与えている可能性を指摘しておきたい<sup>8</sup>。

最後に貴族階級の喪葬の在り方について概観したい。

一般氏族の造墓活動については、史料 4 の持統五年詔で上級氏族に墓記の提出を求めて以降、国家による墓制への大々的な規制が実施され、史料 13「養老喪葬令」では陵墓や官人墓に関する規制が徹底された。さらに、造墓に伴う広大な土地の独占の禁止が図られると同時に（史料 10）、造墓を「三位以上、別祖氏宗」に限るなどの規制も実施されたが、ここでいう造墓とは墳丘を伴う墳墓のことであって、それ以外の人々は「掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>齒」されたのである。墓地に関連して広大な土地や山林を独占することに対する禁令はこれ以降も史料 38 や 49、120 のように相次いで出されているが、同時に百姓たちが墓地に侵入して樹木を伐採したり（史料 47）、陵守が山陵に侵入して樹木を伐採する記事（史料 63 や 96）なども散見されるようになる。さらに史料 34 や 95 のように寺院建立に際して古墳を破壊したり、宮都造営に際して古墳を破壊する事例（史料 2・11）もあり、特に史料 96 の場合は伴大納言善男が柏原山陵の兆域内に仏堂を建立していた。このように、一般庶民はおろか、貴族階級においても墳墓が聖域であり、祖先の眠るところであるという考えが平安時代前期までは存在しなかったと考えられている（田中 1978）。

葬制に関しては、史料 14 の藤原不比等の喪葬記事に見られるように上級氏族、貴族層の多くは茶毘に付された。彼らの多くは文室浄三の「臨終遺教。薄葬」（史料 31）や石上宅嗣「臨終遺教薄葬」（史料 35）、長岑宿弥高名「必從<sub>一</sub>薄葬之儀<sub>一</sub>」（史料 80）、左大臣源信「遺命薄葬」（史料 97）という史料からも明らかなように、薄葬を志向し、その薄葬を体現する手段として火葬を採用したのである。高枝王（史料 81）や恒貞親王（史料 117）の史料を見る限り、皇族についても薄葬が基調であったことがわかる。

左大臣源信の葬送儀礼の史料からは家屋の中に棺を置くという、家屋墓のような墓制が用いられたことが分かり注目できる。同じような事例は史料 94 の記事にも紀夏井が母の死

に際して草堂を建立して遺骸を安置したことが確認でき、当時の墓制の一端を窺い知ることのできる貴重な史料といえよう。堅田修氏はこのような家屋墓を火葬より簡略で薄葬と位置付けており（堅田 1990）、田中久夫氏によれば、このような草堂を墳墓とする墳墓形式は、10・11 世紀以降も、玉屋・玉殿という呼称のもとに造営され続けるという（田中 1975、p100）。

貴族喪葬に関しては藤原氏の宇治木幡の葬地が著名である（荒川 2005）。宇治木幡の浄妙寺にあった梵鐘の銘文に「永為一門埋骨之處」（『政事要略』巻 29）とあり、一定の範囲が墓所と決められていたようだ。『為左大臣供養浄妙寺願文』の一文に「古塚纍々、幽邃寂々、仏儀不見、只見春秋月、法音不聞、只聞溪鳥嶺猿」とあるように、「ひっそりとした墓道があるような丘陵部、あるいは森の中のような所にいくつかの墳墓がまとまって造られて」いたのである（狭川 2011、p52）。史料 118 をみれば、施薬院が藤原氏の葬地の管理にあたっていたことが分かるが、最後に挙げた史料 126 には藤原忠平が後山階山陵と宇治御墓に墓参したことが記されている。しかし、貴族層において墓詣の習慣が未発達であったことは 11 世紀頃に成立した『栄花物語』の「ただ標ばかりの石の卒都婆一本ばかり立てれば、又参り寄る人なし」という記述からも明らかであり、藤原忠平の場合は慶賀を報告するための特別な事情を有する墓参であった。木幡においても死体はいたる所に勝手に埋葬されるため、藤原伊周が父の埋葬地を探すにも非常に苦労したのである（田中 1978）。そこで、藤原道長は寛弘 2 年（1005）に藤原氏の共同墓地である木幡に浄妙寺の建立供養を行い、藤原氏の骨を弔う寺として発展していくことになる。

## 5. 考古資料からみた墓制の動向

当時の歴史史料の多くはその史料の性格上、国家運営に直接関わる出来事、すなわち天皇家の歴史を取り扱ったものであり、史料にもとづく墓制の検討は天皇喪葬が中心とならざるを得ない。上級貴族層については歴史史料の中に来歴をとどめる者もあり、彼らの墓制についてもある程度の検証は可能である。一方、庶民の場合は個人名を特定できるような史料は皆無に等しく、政治的意図がない限り（史料 29 など）、特定個人に関する記述はまずあり得ないであろう。つまり、史料に基づく墓制の検証とは天皇喪葬が中心とならざるを得ないという特性がある。

一方、考古資料に基づき検証を行う場合は若干事情が異なってくる。地上に何ら痕跡を伴わず、目ぼしい副葬品も持たないような一般庶民の墳墓については考古資料においてもほとんど確認することはできないが、史料上では豊富な記載のある天皇陵についても、現在の陵墓は参考地も含めて宮内庁の管轄下に置かれており、考古資料という観点からはほとんど検討が不可能なのである。

勢い、考古資料に基づく検証を行う場合は、骨蔵器や木棺など明確な墳墓の痕跡を留めており、土器など様々な副葬品を伴うことの多い、貴族階級の墳墓が中心とならざるを得ない。つまり、史料の示す様相と発掘調査などに伴う考古資料の示す様相とではそもそもの前提条件が異なっているという現状をまずご理解いただいた上で、以下の検証作業に入っていきたい。

まず、庶民の墓制は史料によれば、地面に穴を掘り、死体を埋葬する土壙墓と河原など

に遺棄する遺棄葬があった。しかし、明確な副葬品などを伴わない土壙墓を発掘調査などで検出し、墳墓と断定する作業は至難の業である。第3章第2節で述べた所謂密集土壙墓は古墳時代以来の階層社会の底辺に位置付けられた、氏族社会における一般共同体成員の墳墓と位置付けられていたが、近年の研究により、その多くは粘土採掘坑であると考えられるようになった(京嶋 1995)。しかし、宮の前遺跡における土壙の脂肪酸分析の結果ではヒト遺体を直接埋葬したことが判明しており(合田 1994)、別對道端遺跡の土壙内から人骨が出土した事例もあることから(大西 2003、p137)、各地で検出されている密集土壙の中には、庶民を埋葬した土壙が含まれている可能性がある。

河原などへの遺棄葬を発掘調査等で検出することもまず不可能と思われるが、平城京の南で検出された奈良時代の川跡(稗田遺跡)から薦に包まれた小児の人骨が検出された事例(中井 1977、p75)はこのような遺棄葬の実態を反映した資料といえるだろう。

史料から窺える貴族階級を中心とした喪葬の在り方は以下のようにまとめることができる。

700年の僧道昭火葬以来、有力氏族は奈良時代中葉まで茶毘に付されることが多いが、中国にならって「文明化」を進める中央政府にとって墓制そのものに社会的立場の由来を求めよう前代以来のしくみは時代遅れとなっており、墓制の基調は薄葬であった。この傾向は9世紀を通じて継続し、9世紀中葉には家屋墓ともいえるような墓制も採用された。そして、10世紀前半頃によりやく墓参の記事が確認でき、墳墓を祀るという風習が定着するのである<sup>9</sup>。もっとも、本節で取り扱った時期の貴族喪葬は天皇喪葬の影響を受けているという前提で立論していることからすれば、貴族喪葬は天皇喪葬の動向と表裏一体の関係にあるといっても差支えあるまい。

続いて、いくつかの具体的な史料に沿って、考古学的な検証を試みたい。史料4、13などに見られる7世紀末葉から8世紀初頭の時期の造墓規制の実態は第2章をはじめとする各章で述べたので、具体的な内容は各章をご覧いただきたい。ちなみに、筆者は律令期の墓制を考える上で、持統五年詔の影響は非常に大きいと判断している。

史料2を皮切りに、11、28、34と墳墓の破壊に関する資料が散見されるが、史料11は平城京造営の際の古墳の取り扱いについて述べた史料である可能性が高い。今尾文昭氏は史料13『養老喪葬令』「皇都条」にある「凡皇都及道路側近。並不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>葬埋<sub>一</sub>。」という規定と同じような内容の当該令が持統三年に施行された飛鳥浄御原令にも存在した可能性を指摘されており、その造墓規制に基づいて新益京造成に際して日高山横穴群の改葬が行われたと論じた(今尾 2000、p156~158)。

古墳の破壊に関しては、平城京造営に伴う事例が有名である(市庭古墳や神明野古墳)が、第1章で述べたように山城の考古墳は恭仁宮造営に伴い削平されており、「それに関連して須恵器が埋置された」と考えられている(中谷 1976、p45)。しかし、このような事例は例外的な存在であり、実際には特に慰霊などの儀礼を行わずに古墳などの墳墓を破壊するのが一般的であったことから、史料34のような規制が発せられたのであろう。

なお、古墳から後世の遺物が出土した事例の中で、筆者は奈良~平安時代の事例に注目し、古墳の再利用として第1章並びに第3章第3節で具体的に検討した。それらは古墳継続使用、墳墓としての再利用、律令祭祀に伴う事例、墳墓祭祀以外の物理的な目的で古墳を利用した事例、祖霊祭祀・追善供養に伴う事例、明確な目的意識のない単なる遺物の混

入や不用品の投棄に基づく事例に大別できたが、このうち、山城の考古墳のような古墳の破壊に伴う鎮魂儀礼は律令祭祀に伴う事例と位置付けたものである。

史料6の道昭火葬の記事は、「天下火葬從<sub>レ</sub>此而始也。」とあるように当時の王権によるデモンストレーションの記録であり、これ以降、持統太上天皇をはじめ多くの皇族・貴族の「火葬」記事が史料で確認できるが、実際に飛鳥V（平城宮I）型式期以降、大和をはじめとする地域で古墳に替わり、火葬墓が造営されることになる（第2章参照）。特に、養老5年(721)の元明遺詔によって、薄葬の徹底と厚葬の払拭が明言され、律令官人は土葬ではなく、火葬を強要され、或いは受け入れざるを得ない時代が到来し、「律令国家」期の墓制のスタンダードとしての火葬が完成することになる。

近年、7世紀代に遡る時期に造営された可能性のある火葬墓の事例がいくつか報告されているが、これらの資料の意義については、第2章第2節で述べたように、道昭以降の火葬墓が仏教儀礼を伴い、骨蔵器を使用するのとは異なり、火葬骨を直葬するなど、墓制としての性格に大きな隔たりがある。なお、史料7『大宝律令』賊盜律にある「焼<sub>レ</sub>棺槨<sub>レ</sub>者」という表現は、火葬がまだ一般的ではなく、厳格な造墓規制の執行に伴い古墳そのものの造営も規制され、小石室や木棺墓、石棺タイプの横口式石槨が造営されていたという当時の墓制の状況と合致した事例といえよう（第2章参照）。

8世紀後半以降の史料を見れば、貴族を中心に薄葬が墓制の基調を占めるようになることが分かるが、火葬墓において前代の古墳時代的要素が払拭される時期と合致することは注目できる。具体的には木櫃・石櫃・金属製、ガラス製容器の使用が途絶し、金属製外容器もこれ以降見られなくなるという骨蔵器の材質の変化であり、外部構造としての周溝の存在や終末期古墳に特徴的な副葬品であった海獣葡萄鏡の副葬などの現象も8世紀中頃に途絶し、8世紀後半から末葉にかけて火葬墓の墳墓構造は簡素化していくのである（第3章第1節参照）。

史料27から窺える聖武太上天皇の喪葬は、葬制としては土葬によった可能性が高いと考えているが、次節で論証するように、その葬送儀礼は豪華絢爛なものであった。火葬墓が薄葬を志向する当時の墓制の傾向とは逆に、天皇喪葬の変化に対応して新たに導入された土葬を葬制とする木棺墓は棺構造や副葬品の様相を見る限り、厚葬化を志向していたと考えられる。具体的な事例は第3章第2節を参照してほしいが、木棺の大きさ（＝面積）や墓壇の大きさは9世紀前半がピークで、時代が進むにつれ縮小する。さらに、副葬品については何も持たないもの22%に対して、1種類のみ14%、2種類20%であり、複数種類を有するものが44%を占めるのである。これは副葬品をもたないものが65.0%に及び、1種類のみ有するもの22.7%、2種類6.5%、3種類以上の副葬品を有するものはわずか5.8%に過ぎないという火葬墓の事例と好対照を見せる現象である。史料41はこのような木棺墓を中心とした当時の墓制に対する規制を指しているのであろう。特に、史料68嵯峨太上天皇遺詔中に「重<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>棺槨<sub>レ</sub>。繞<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>松炭<sub>レ</sub>」という表現が見られ、当時の木棺墓の構造を示す記述として注目されていたが、実際に発掘調査で検出された、いわゆる木炭木槨墓の様相と合致することは興味深い<sup>10</sup>。なお、木棺墓そのものは第3章第2節で検討したように、木棺のみを納める木棺直葬墓、木棺の外側に木棺を保護する組み合わせ式の木槨を配置する木槨墓、木棺の周囲を木炭で覆う木炭槨墓、さらに木棺の周囲に木槨を配置し、墓壇との隙間を木炭で埋める木炭木槨墓などに分類できるが、このような木棺墓の主体部



構造には地域差が見られ、山城地域の木棺墓はすべて木炭槨墓または木槨墓に限られるのに対して、摂津・河内地域は木炭槨墓または木棺直葬墓、大和地域は木槨墓または木棺直葬墓に限られるのである。

これ以降、天皇、貴族両者とも葬制は土葬・火葬の両者が並存するが、史料 64「淳和太上天皇の遺命」や史料 68「嵯峨太上天皇遺詔」に典型例を見るように、薄葬が墓制の基調であり、当該時期の史料を見れば貴族の多くが「遺命薄葬」などの言葉を用いた。実際に 9 世紀中葉以降の木棺墓は直葬するタイプが主流を占めることは当時の墓制に対する志向と合致する現象といえる。9 世紀代の火葬墓も骨蔵器や副葬品の様相を見る限り簡素化が進んでいることは間違いない。

いずれにしても、薄葬を基調としながらも土葬と火葬の両者が並存することからすれば、土葬と火葬という葬制に基づく他界観の違いがあいまいになったことや天皇喪葬の果たす役割が重要視されなくなったことを端的に示しているといえよう。

しかし、このような薄葬志向も長くは続かず、薄葬の代名詞ともいえる火葬墓は 9 世紀末葉以降急速になりを潜め、木炭で周囲を覆い、漆製品や施釉陶器を伴った木棺墓が盛んに造営されるようになる。当時の墓制に関する史料にはこういった厚葬化を指し示す記述が認められないことからすれば、これらの木棺墓に葬られた被葬者は従来の皇族や貴族ではなく、当時の史料で富豪の輩、雑色人と呼ばれたような新興富裕層であった可能性が高い。ここに墓制は大きな転換期を迎えることとなった。

このような墓制の転換に穢れ観の拡大という時代背景を指摘することもできる。資料 104 は『三代実録』貞観 13 年(871) 5 月 16 日条の記事であるが、住民が河原に墓を設置し、骸骨が山水を汚したので、出羽国飽海郡の大物忌神社が爆発するという災異を起こしたという。同年閏 8 月 28 日の太政官符(資料 105)でも庶民の葬送地を制限するなど、「骨を穢れと看做す思想の発生と同様に、ここに九世紀後半以降の穢れ観の拡大」という今までにない変化が生まれ、死そのものを穢れとする死穢観が広がるという(小林 1994、p331)。このような穢れ意識の変化が貴族層の墓制に何らかの影響を与えた可能性は高く、旧来の貴族層の墓制と新興富裕層の墓制の間に大きな変化が生まれることとなったのであろう。

## 6. 終わりに

本節では墓制の実態を復元する手立ての一つとして、8～9 世紀を中心とする時期の墓制に関する史料を集成し、その史料の内容に基づいて、当時の墓制の具体相を検証することを目的とした。ただ、史料批判をはじめとする個々の史料の歴史的 position の検討などは筆者の手に余る作業なので、文献史学の研究史を整理することを通して、当該時期の史料の分析作業に替えたことをご了承いただきたい。

さて、具体的な史料に基づいて考古資料の検証を行う場合、墓誌などが出土したわずかな事例を除くと、具体的な被葬者の判明する墳墓がほとんど存在せず、個別の史料と考古学的な資料を対応させて検証することはほぼ不可能であるという大きな壁が立ち上がることになる。筆者の力量不足もあり、本節では、研究史を整理することで明らかとなった墓制の動向を、当時の史料と照らし合わせて検証し直し、それらの作業を通して導き出された墓制の在り方を具体的な考古資料の在り方と比較検証する作業にとどまってしまった。

しかし、9世紀後半以降の考古資料、具体的には厚葬化を示す木棺墓の在り方は、当時の史料に具体的な名前を残すことができないような立場の人々の生の痕跡を如実に示しているのではないだろうか。つまり、歴史を学ぶ上において、文献史料だけでは復元することのかなわない歴史事象を考古学という学問が担うことができた事例と考えたい。筆者の力量不足から、本節では単なる研究史の焼き直しといえるような内容に終始してしまったが、考古学の可能性を改めて再確認することができたことをせめてもの成果としたい。

(註)

1. 今泉説は今泉 1988 文献の p506・507 掲載の「表3 古代の碑」による。また、福山説は福山 1979 による。
2. 墳墓に関する史料で引用した文献名は以下の通り。

井上光貞・関 晃・土田直鎮・青木和夫編 1976『日本思想大系3 律令』岩波書店  
黑板勝美編 1987『新訂増補国史大系 令集解第四』吉川弘文館  
黑板勝美編 1987『新訂増補国史大系 延喜式 中篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 1988『新訂増補国史大系 令集解第三』吉川弘文館  
黑板勝美編 1988『新訂増補国史大系 類聚三代格 後篇・弘仁格抄』吉川弘文館  
黑板勝美編 1988『新訂増補国史大系 續日本後紀』吉川弘文館  
黑板勝美編 1988『新訂増補国史大系 日本文徳天皇實録』吉川弘文館  
黑板勝美編 1988『新訂増補国史大系 公卿補任 第一篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 1989『新訂増補国史大系 續日本紀 前篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 1989『新訂増補国史大系 日本後紀』吉川弘文館  
黑板勝美編 1989『新訂増補国史大系 日本三代實録 前篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 1989『新訂増補国史大系 日本三代實録 後篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 1999『新訂増補国史大系 新抄格勅符抄 法曹類林 類聚符宣抄 續左丞抄 別聚符宣抄』吉川弘文館  
黑板勝美編 1999『新訂増補国史大系 扶桑略記 帝王編年記』吉川弘文館  
黑板勝美編 1999『新訂増補国史大系 日本書紀 前篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 2000『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 2000『新訂増補国史大系 日本紀略 前篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 2000『新訂増補国史大系 類聚国史 後篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 2000『新訂増補国史大系 日本紀略 前篇』吉川弘文館  
黑板勝美編 2000『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』吉川弘文館  
国書刊行会編 1969「貞信公記」『続々群書類従 第五』続群書類従完成会  
竹内理三編 1962『寧樂遺文 下巻』東京堂出版  
東京大学史料編纂所編 1982『大日本古文書 編年之14』東京大学出版会  
塙保己一編 1932「醍醐寺雑事記」『群書類従・第二十五輯 雑部』続群書類従完成会
3. 各史料の見出しは原則として内容を考慮して、筆者がつけたものである。
4. これらの新興富裕層の実態については市 1999 や笹山 1976 を参照のこと。
5. 山田 1999 によれば、淳和太上天皇の極端な薄葬志向とは異なり、嵯峨太上天皇の場合は、散骨で山陵を造らないのではなく、「不<sub>レ</sub>封不<sub>レ</sub>樹」という山陵をめざしたのであり、

「淳和上皇の先例に学びながら、薄葬思想と現実との妥協点を巧妙に見極めた結果の産物」（山田 1999、p75）と評価されている。

6. 吉澤悟氏によれば儒教思想の高揚から火葬が否定されるのは宋代以降であり、唐代は肉体が腐朽するまで「魄」が残っているという古来からの魂魄説に従い、土葬が理想とされたという（吉澤 1995、p149・150）。唐代に火葬の否定と儒教を結び付けるのは難しいかもしれない。むしろ、唐制の影響を重視すべきであろう。
7. 聖武太上天皇の法要は官大寺で実施され、山陵での仏事でないことは注目されるが、これらを陵寺と見なすことはできないという（菱田 2013）。陵寺の成立については仁明天皇陵に設けられた嘉祥寺が起点と考えられている（西山 1997）。
8. 浄土教が普及していく歴史の流れの中で、9世紀中葉という時期は浄土教がまだ一般に流布していない段階なので、西向きに座ったまま臨終を迎えたという現象と浄土教に基づく西方浄土の考えを直接結び付けることは慎重を要する。研究史で触れた三橋論文（三橋 1997）に拠れば、7世紀初頭の中国では西向きに坐して臨終する事例があり、浄土信仰と結びついた葬送儀礼観によるものであるが、日本の事例と250年ほどの年代差があり、この事例をもって浄土教の影響を強調するのは難しい。ただ、菱田哲郎氏は7世紀中葉に浄土信仰の根本経典の一つである無量寿経を読んだ恵隠という人物に注目し、西方浄土の阿弥陀仏という方位性に言及しており（菱田 2005）、百橋明徳氏も奈良時代には阿弥陀如来の西方極楽浄土が人々を魅了し、大きな信仰を得ていたと考えている（百橋 2010、p133）。両氏の意見を参照すれば、西方浄土という仏教観が葬送儀礼に影響を与えた可能性は考慮してもよいのではないだろうか。
9. 服藤早苗氏によれば9世紀末葉に「家」成立の端緒が認められ、10世紀初頭にはより狭い父系親族集団が成立し、11世紀末葉に官職の父子継承を原理とする「家」が確立したとする（服藤 1987、p33）。このような「家」意識の萌芽が墓参という行為に影響を与えたことは言うまでもない。
10. 安祥寺下寺跡木炭木槨墓（高・平方 1996）を解説したリーフレット（財）京都市埋文研究所・京都市考古資料館 1994）の中で紹介されている。

（引用・参考文献）

- 荒川 史 2005「浄妙寺と宇治陵墓群」『佛教藝術 特集：宇治の考古学・藤原氏別業の世界』279号 佛教藝術學會 p24～35
- 市 大樹 1999「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」『ヒストリア』第163号 大阪歴史学会 p31～61
- 今尾文昭 2000「京と横穴—都市におけるケガレ観念形成の考古学的検討—」『百樹—松村隆文さん追悼集—』同刊行会 p143～162
- 今泉隆雄 1988「銘文と碑文」『日本の古代』14：ことばと文字 中央公論社 p475～526
- 大石雅章 1988「顕密体制内における禅・律・念仏の位置」『中世寺院史の研究』上 法蔵館 p116～158
- 大石雅章 1990「平安期における陵墓の変遷—仏教とのかかわりを中心に—」『日本古代葬制の考古学的研究』大阪大学文学部考古学研究室 p59～84
- 大石雅章 2003「葬礼にみる仏教儀礼化の発生と展開」『仏教の歴史的・地域的展開』法蔵館

p201～229

- 大西貴夫 2003「別對道端遺跡 第1・2次調査」『奈良県遺跡調査概報（第一分冊）2002年度』奈良県立橿原考古学研究所 p133～156
- 岡野慶隆 1979「奈良時代における氏墓の成立と実態」『古代研究』16 元興寺文化財研究所考古学研究室 p1～25
- 笠井純一 2002「改葬序説—文献史料を通して見た奈良・平安時代葬法の一斑—」『金沢大学文化財学研究』3・4 金沢大学 p109～127
- 堅田 修 1990「王朝貴族の喪葬」『古代学研究所 研究紀要』第1輯 財)古代学協會 p31～39
- 勝浦令子 2004「郡衙と碑 多胡碑」『文字と古代日本』1：支配と文字 吉川弘文館 p59～77
- 勝田 至 1987「中世民衆の葬制と死穢—特に死体遺棄について—」『史林』第70巻第3号 史学研究会 p358～392
- 北 康宏 1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究」『史林』第79巻第4号 史学研究会 p1～45
- 北 康宏 1999「律令陵墓祭祀の研究」『史学雑誌』第108編第11号 史学会 p63～94
- 橋田正徳 1991「屋敷墓試論」『中近世土器の基礎研究』VII 日本中世土器研究会 p245～280
- 京嶋 覚 1995「群集土壇の再評価」『大阪府埋蔵文化財協会研究紀要』3 財)大阪府埋蔵文化財協会 p123～144
- 合田幸美 1994「蛭池遺跡(1・2)」『宮の前遺跡・蛭池東遺跡・蛭池遺跡・蛭池西遺跡 1992・1993年度発掘調査報告書—大阪モノレール蛭池東線・西線建設に伴う発掘調査—』財)大阪文化財センター p117～133
- 小林茂文 1994「境界領域にみる古墳と死」『周縁の古代史 王権と性・子ども・境界』有精堂出版株式会社 p293～336
- 高 正龍・平方幸雄 1996「安祥寺下寺跡1」『平成5年度京都市埋蔵文化財調査概要』財)京都市埋蔵文化財研究所 p87～90
- 財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 1994「木炭木槨墓を発見」『リーフレット京都』No.61
- 狭川真一 2011「墳墓の供献形態—古代末から中世前期の様相—」『中世墓の考古学』高志書院 p41～60
- 笹山晴生 1976「平安初期の政治改革」『岩波講座日本歴史』第3巻:古代3 岩波書店 p233～269
- 塩入伸一 1988「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」『仏教民俗学大系』4：祖先祭祀と葬墓 名著出版 p109～140
- 清水昭俊 1988「儀礼の外延」『儀礼—文化と形式的行動』東京大学出版会 p117～145
- 田中 聡 1995「『陵墓』にみる『天皇』の形勢と変質—古代から中世へ—」『「陵墓」からみた日本史』青木書店 p85～144
- 田中久夫 1975「文献にあらわれた墓地」『日本古代文化の探求 墓地』社会思想社 p77～121

- 田中久夫 1978 「陵墓祭祀の風習」 『祖先祭祀の研究』 弘文堂 p27～44
- 田中久夫 1996 「祖先崇拜」 『国立歴史民俗博物館研究報告』 第 68 集 国立歴史民俗博物館 p3～38
- 百橋明徳 2010 「彩られる寺院の内部」 『古代壁画の世界 高松塚・キトラ・法隆寺金堂』 吉川弘文館 p127～150
- 中井一夫 1977 「稗田遺跡発掘調査概報」 『奈良県遺跡調査概報 1976 年度』 奈良県立橿原考古学研究所 p67～80
- 中谷雅治 1976 「恭仁京跡昭和 50 年度発掘調査概要」 『埋蔵文化財発掘調査概報 (1976)』 京都府教育委員会 p36～47
- 西口圭介 2009 「近畿の中世墓」 『日本の中世墓』 高志書院 p3～22
- 西山良平 1997 「<陵寺>の誕生」 『日本国家の史的特質 古代・中世』 思文閣出版 p361～384
- 橋本義則 1999 「古代貴族の宮墓と「家」」 『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明史的考察』 思文閣出版 p112～132
- 菱田哲郎 2005 「古代日本における仏教の普及」 『考古学研究』 第 52 巻第 3 号 考古学研究会 p29～44
- 菱田哲郎 2013 「奈良・平安時代の陵墓」 『季刊考古学 特集：天皇陵古墳はいま』 第 124 号 雄山閣 p51～54
- 服藤早苗 1987 「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐって—」 『日本史研究』 第 302 号 日本史研究会 p10～34
- 服藤早苗 1991 「墓地祭祀と女性—平安前期における貴族層—」 『家成立史の研究—祖先祭祀・女・子ども—』 校倉書房 p76～99
- 福山敏男 1979 「墓碑」 『新版考古学講座』 第 7 巻：有史文化<下>遺物 雄山閣出版 p126～130
- 堀 裕 1999 「死へのまなざし—死体・出家・ただ人—」 『日本史研究』 第 439 号 日本史研究会 p3～29
- 本郷真紹 2010 「『御願寺』再考」 『律令国家史論集』 塙書房 p519～541
- 松原弘宣 2004 「国造と碑」 『文字と古代日本』 1 (前掲書) p43～58
- 三橋 正 1997 「臨終出家の成立とその意義」 『日本宗教文化史研究』 第 1 巻第 1 号 日本宗教文化史学会 p42～66
- 森 浩一 1973 「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地—古墳終末への遡及的試論として—」 『論集 終末期古墳』 塙書房 (初出 1970) p35～78
- 山田邦和 1994 「墓地と葬送」 『平安京提要』 角川書店 p593～601
- 山田邦和 1996 「京都の都市空間と墓地」 『日本史研究』 第 409 号 日本史研究会 p3～25
- 山田邦和 1999 「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」 『花園史学』 第 20 号 花園大学史学会 p65～88
- 吉澤 悟 1995 「煙の末々」 『企画展 東国火葬事始—古代人の生と死—』 栃木県立博物館 p148～160
- 渡部真弓 1993 「日・中喪葬儀礼の比較研究：日本古代及び中国唐代を中心に」 『國學院大學日本文化研究所紀要』 第 71 輯 p27～61

表39 史料にみる葬法の変遷

| 年号   | 天皇喪葬  | 貴族喪葬等  | 庶民その他  |
|--|---|--|--|
| 646<br>650<br>691<br>700   | 陵戸の設置   | 道昭火葬   | 墓域の設定<br>墳墓の破壊   |
| 703<br>706<br>709<br>712<br>718<br>720<br>721<br>729<br>737<br>748<br>754<br>756<br>760<br>770<br>772<br>778<br>780<br>781<br>792<br>793<br>797  | 持統太上天皇火葬<br><br>養老喪葬令<br>元明太上天皇火葬・立碑<br><br>元正太上天皇法要 於山科寺<br>元正太上天皇火葬<br><br>聖武太上天皇喪葬 如奉佛<br><br><br><br>光仁太上天皇初七日  | 氏々祖墓<br><br>三位以上別祖氏宗宮墓<br>藤原不比等火葬<br><br>長屋王埋葬<br><br>安宿王火葬<br><br>文室浄三薄葬<br>道鏡埋葬<br><br>石上宅嗣薄葬  | 墳墓の破壊<br><br>賦役令・軍防令火葬<br><br>掩骼埋骸<br><br>墳墓の破壊<br><br>漂着民葬埋<br>造寺の為に墳墓破壊<br><br>華美な葬送儀礼禁止<br>深草山での埋葬禁止<br>京下諸山での埋葬禁止<br>家側での埋葬禁止  |
| 808<br><br>828<br>839<br>840<br>842<br>843<br><br>847<br>848<br>850<br>851<br>852<br>857<br>858<br><br>862<br>863<br>865<br>866<br>867<br>868<br>869<br><br>871<br>872<br>874<br>880<br><br>883<br>887 | <br><br>神功皇后陵の樹木の伐採<br>淳和太上天皇薄葬・散骨遺命<br>嵯峨太上天皇遺詔「棺槨」<br>神功皇后陵と成務天皇陵の取り違え<br><br><br>仁明天皇遺制薄葬<br>深草陵に卒塔婆<br><br><br><br>文徳天皇喪葬<br>文徳天皇法要 近陵山寺<br>十陵四墓制<br><br><br><br>神功皇后陵の陵木伐採<br>天智・文徳陵の陵木伐採<br><br><br><br><br>十陵五墓制<br><br>清和太上天皇喪葬正向西方・遺詔火葬<br><br><br><br>恒貞親王喪葬遺命薄葬<br>施薬院への勅、藤原氏之葬地 | 有智子内親王薄葬<br><br>嵯峨皇太后嘉智子遺令薄葬<br><br>滋野貞主必從儉薄<br><br>長岑高名遺言薄葬<br>高枝王遺令薄葬<br><br><br>多武岑墓の整備<br>多武岑墓の整備<br>紀夏井建立草堂<br><br>藤原良相遺言、薄葬、正面西方<br>源信薄葬・造立一屋<br><br><br><br>三善清行、對西念佛 | 交野雄徳山での埋葬禁止<br>掩骼埋骸<br>掩骼埋骸<br><br>伊豆地震被害者の埋葬<br>焼斂嶋田及鴨河原等鬮體<br><br><br>遺体の放置<br><br>疫病による死者の埋葬<br><br><br><br><br><br>遺体の放置<br><br>神楽岡での埋葬の禁止<br><br><br>掩骼埋骸<br>所有残屍乱骸。早加収埋<br>庶民の埋葬地の設定<br><br>埋掩<br>埋掩<br><br>埋瘞路邊死骸 |
| 918<br>927<br>930<br>931<br>932  | 『延喜式』<br>醍醐天皇陵に卒塔婆<br>宇多天皇喪葬不造山陵  | 藤原忠平による墓参  |  |

(表40) 天皇・貴族の喪葬一覧

| 没年  | 天皇・皇后等   | 貴族等   | 土葬 | 火葬 |
|-----|----------|-------|----|----|
| 702 | 持統太上天皇   |       |    | ○  |
| 707 | 文武天皇     |       |    | ○  |
| 720 |          | 藤原不比等 |    | ○  |
| 721 | 元明太上天皇   |       |    | ○  |
| 729 |          | 長屋王   |    | ○  |
| 748 | 元正太上天皇   |       |    | ○  |
| 754 | 文武妃宮子    |       |    | ○  |
| 756 | 聖武太上天皇   |       | ●? |    |
| 760 | 聖武皇后光明   |       | ●? |    |
| 770 | 称徳天皇     |       | ●? |    |
| 770 |          | 文室浄三  |    | ○? |
| 772 |          | 僧道鏡   | ●? |    |
| 781 |          | 石上宅嗣  |    | ○? |
| 781 | 光仁太上天皇   |       | ●? |    |
| 789 | 皇太后高野新笠  |       | ●? |    |
| 790 | 桓武皇后乙牟漏  |       | ●? |    |
| 806 | 桓武天皇     |       | ●? |    |
| 815 |          | 賀陽豊年  | ●? |    |
| 824 | 平城太上天皇   |       | ●? |    |
| 840 | 淳和太上天皇   |       |    | ○  |
| 841 |          | 安濃王   |    | ○? |
| 842 | 嵯峨太上天皇   |       | ●? |    |
| 847 |          | 有智子王  |    | ○? |
| 850 | 仁明天皇     |       | ●? |    |
| 850 | 嵯峨皇太后嘉智子 |       | ●? |    |
| 857 |          | 長岑高名  |    | ○? |
| 858 |          | 高枝王   |    | ○? |
| 858 | 文徳天皇     |       | ●? |    |
| 864 | 仁明女御貞子   |       | ●? |    |
| 867 |          | 藤原良相  |    | ○? |
| 868 |          | 源信    | ●  |    |
| 871 | 仁明皇太后順子  |       | ●? |    |
| 872 |          | 藤原良房  | ●? |    |
| 879 | 淳和皇太后正子  |       |    | ○  |
| 880 | 清和太上天皇   |       |    | ○  |
| 887 | 光孝天皇     |       | ●? |    |
| 900 | 光孝后班子    |       |    | ○? |
| 918 |          | 三善清行  |    | ○  |
| 923 |          | 保明親王  | ●? |    |
| 930 | 醍醐太上天皇   |       | ●? |    |

## 第2節 8・9世紀の墓制の変遷

### 1. はじめに

文武4年(700)3月、『続日本紀』は以下のような記事を掲載し、一つの時代が終わったことを宣言した。すなわち、「道照和尚物化する。(略)弟子等遺教を奉じて粟原に火葬す。天下の火葬此より始れり」。ここに400年以上の永きにわたって営まれ続けた古墳という巨大な政治的モニュメントがその歴史的な意味を喪失し、新たに律令体制を導入した中央集権国家にふさわしい墓制が望まれることとなったのである。

文献史学における従来の国家論に関する研究では9世紀後半から10世紀初頭の時期に時代の大きな転換期を想定し、「律令国家」が解体し王朝国家へと変貌するという説明がなされることも多い。しかし、前章までの各節で論じたように墓制の上では9世紀後半というより、むしろ9世紀中葉に大きな画期が存在することが判明した。9世紀中葉は仁明朝、承和年間に該当するが、近年、この承和期について文献史学はもとより、考古学、美術史学など様々な分野から検討が進められており、「承和転換期」という用語を掲げて、仁明朝を中心とする時代を様々な視角から読み解き、その様相を明らかにしようとする試みも行われている(角田編2011)<sup>1</sup>。

本節ではこのような政治史上の一大画期において果たした墓制の意味を改めて検討し直し、律令期の墓制の成立と展開という歴史事象の意義を明確にすることを目的としている。そのために、7世紀後半から10世紀初頭までの墓制の変遷を概観し、それぞれの時期で墓制の果たした意義を検討するが、なかでも9世紀中葉の墓制の画期に着目し、その意義を明らかにしたいと思う。なお、本節ではそれぞれの時期の墓制の意味づけを行う際、考古学はもとより上記文献で示されたような文献史学や文学史など多方面の分野からの研究成果を援用することを予めお断りしておきたい。

### 2. 「律令国家」期の墓制の成立とその意義

僧道照の火葬という墓制上の一大変革期に比定しうる平城Ⅰ型式期<sup>2</sup>は古墳と火葬墓の二大墓制(葬制)の過渡期にあたり、墓誌などから判明する限り律令官人層は火葬墓に葬られたことがわかる。これに対して、以前述べたことがあるようにキトラ古墳・高松塚古墳・石のカラト古墳がいずれも8世紀代の古墳であり、その被葬者は高級官僚という仮説が成り立つと想定すると(白石2000・渡邊2003)、平城Ⅰ型式期にはほぼ最上級氏族に限られていた高塚墳墓の造営が、平城Ⅱ型式期の時間幅の中で完全に終焉することが当該期の墳墓の様相から確認できる。つまり、不比等の死を待つかのように発布された元明遺詔の持つ意味は非常に大きいといえよう(上林2004、p70)。この結果、律令政府の目指すべき葬制は名実共に火葬墓と定まったのであり、特権的葬法としての火葬が導入されたのである。

勿論、このような被葬者像の比定を前提として立論すること自体は方法論として問題あるが、前提としては、上記の仮説にこだわるつもりはなく、僧道照の火葬以降も畿内地域



において前代と変わらないような土葬墓が造営された事実さえ確認できれば十分であり、ここでは和同開珎を副葬した京都府城陽市の尼塚5号墳(山田・中谷・杉原・高橋・堤 1969)の存在を示しておくことにしよう(図5)。つまり、僧道照の火葬をして、墓制・葬制が激変した訳ではないのである。そして、このような厚葬の風が元明遺詔によって払拭され、葬法が火葬に収斂する事実が確認できれば論旨に影響はない。

筆者は「律令国家」期の墓制の意義を、前稿で「律令墓制」と称し、「土葬と火葬という葬法の違いが社会構造の上で一定の意味を持ち、特定の葬法が特権的葬法として社会的立場と結び付くこと」と評価した(渡邊 2004a、p43)。「律令国家」期の墓制では葬法の違いが、実際に執行された葬送儀礼の違いを意味しており、そのような習俗の背景に他界観の違いを想定したのである。勿論、新しい墓制の成立は一挙に進んだのではなく、様々な造墓規制を伴いながら段階的に進んだものと理解する。

具体的には当該時期の史料を手がかりに以下のような段階を想定したい<sup>3</sup>。

第一段階として、須恵器編年飛鳥Ⅳ型式期、すなわち持統朝の造墓規制を挙げておこう。持統5年(691)の詔で造墓は氏々祖墓のみに限定され、墓地の一系的再編成が行われたが(北 1999、p69)、天武天皇陵(野口王墓)古墳のような仏舎利塔をイメージした全く新しい墳墓スタイル(小林・海邊 2000、p47・48)が登場したことは特筆される。また、横口式石槨墳においても上級官僚層や有力氏族には小口山タイプ<sup>4</sup>が採用され、皇族にはマルコ山タイプが創設された。この時期に先駆的に築造された火葬墓は仏教的儀礼にかなった骨蔵器を有さず、直葬するものが大半を占めることから<sup>5</sup>、渡来系氏族など一部の階層に限定された葬制であろう。いずれにしろ、畿内とその周辺では多くの群集墳が新たな古墳の造営を停止しており、厳格な造墓規制が存在したことが窺える。

第二段階の造墓規制は飛鳥Ⅴ型式期に相当する時期に行われたものであり、大宝律令の制定という、まさに「律令国家」の成立を名実ともに知らしめるエポックメイキングな事件に伴うものであろう。古墳の造営が一握りの上級氏族と皇族に限定され、畿内およびその周辺地域においては播磨など一部地域を除き、ほとんどの群集墳が断絶し、造墓活動の空白期を迎えた。そして、この新しい国家体制の完成に伴う墓制上の大事件が、僧道照の記事に仮託された火葬の導入であったことは言うまでもない。火葬とは文字通り、死骸を茶毘に付し、一瞬のうちに骨化する行為である。死体を損壊し、身体から靈魂を分離することで生と死の区別を明確にする刺激的な葬法であることから、「律令国家」は火葬を流布するために、広く火葬を官人層に強要したと考えられる(小林 1998、p46・47)。火葬の浸透という国家的命題に即して、大宝令では従来<sup>6</sup>の造墓規制が緩和され、三位以上、別祖氏宗へと被葬者層が拡大されることになったが、この場合の造墓とは火葬墓に他ならないのであって、もはや古墳という高塚墳墓の築造は認められなかったと考えられる<sup>6</sup>。なお、この時期の火葬墓はそのほとんどが単独墓であり、専用の骨蔵器を使用するなど、まさに「仏教的儀礼にかなった火葬」(安井 1987、p283)である。

そして、平城Ⅱ型式期の第三段階の造墓規制で「律令国家」にふさわしい新しい墓制が完成した。高松塚古墳や石のカラト古墳、より確実には尼塚5号墳を最後に、畿内では伝統的な高塚墳墓の造営は完全に終焉し、以後、一般官人層はもとより上級貴族も火葬墓に葬られることになる。養老5年(721)の元明遺詔によって、薄葬の徹底と厚葬の払拭が明言されたが、火葬が薄葬と言い切れるかどうかはさて置き、律令官人は土葬ではなく、火葬

を強要され、或いは受け入れざるを得ない時代が到来し、「律令国家」期の墓制のスタンダードとしての火葬が完成したのである。西日本の終末期古墳～古墓を視野に入れて当時の墓制を検討した下原幸裕氏によって、8世紀代の火葬墓は被葬者の身分が高いほど簡単な埋葬施設を採用したことが判明しており（下原 2006、p374）、薄葬という当時の葬制上の理念が如実に現れた現象といえよう。

この時期、律令政府は様々な手段で新しい国家体制の理念を浸透させることに心血を注いだ。例えば、養老4年(720)、『日本書紀』が編纂されたが、より安定したヒエラルヒイを作り上げるためには別の世界のヒエラルヒイによって正当化され、合法化される必要がある、神話的世界にはそうした機能があったというコムストックの指摘<sup>7</sup>を参考とすれば、神話体系の構築が該期に進められた必然を理解するができよう。紀記神話で語られるようなヨモツ国訪問譚はナカツ国とヨモツ国との往来が不可能となったこと、すなわち生と死の区別が明確になったこと（川村 1995、p624）を明示しており、火葬の導入によって靈魂観・他界観は急速に変容していったことはいうまでもない。

### 3. 「律令国家」期の墓制の展開

「律令国家」期の墓制のスタンダードとして完成した火葬は、聖武太上天皇自身が土葬された可能性が高いことから、早くも特権的葬法としての火葬の意義は揺らぎ始めることになる。ただ、律令官制の整備によって官人機構は五位以上の特権階級とそれ以下の下層官人層に明確に区分されたことから、墓制においても特権階級の土葬に対して、官人層の葬法として火葬墓が位置付けられたのかもしれない。六位以下の官人は体制を支える者としての立場から律令国家における墓制上の理念＝薄葬を率先して実行したといえるだろう（図 102）。

聖武太上天皇の葬法については『続日本紀』に火葬の記述が見られないことなどから土葬の可能性が説かれている<sup>8</sup>。本節でも土葬を前提に論を進めたいと考えるが、何ゆえ天皇の葬法が持続以来四代にわたった火葬から土葬へと回帰したのであろうか。以下、考えられる要因を述べてみたい。

中央集権体制樹立に心血を注いだ天武天皇の遺志を受け継ぎ、首皇子へ血統を引き継ぐために即位した持統天皇であったが、首皇子すなわち即位した文武帝が若くして崩御するとその後も二代にわたって女帝が続いた。「律令国家」が名実ともに完成をみた8世紀初頭は、天皇家にとって未曾有の緊急事態という受難の時期であり、天皇権の空白を生み出す殯をはじめとする葬送儀礼は可能な限り省略すべきであった。火葬という薄葬が望まれたゆえんである。

それ故、聖武天皇の登場は、まさに待望久しい天皇たる天皇の誕生であった。しかし、天平年間の相次ぐ社会異変が契機となり、国分二寺の建立に代表される仏教興隆事業が相次いで出されるなど、聖武天皇によって「神祇に基づく祭祀権者としての能力に限界を自覚し、新たな宗教的権威を構築」しようとする政策（本郷 1997、p319）が展開されることになる。やがて、聖武天皇は男性天皇として初めて生前譲位を行い、太上天皇となった。かわりに皇位に就いた孝謙女帝はそれまでの女帝とは違い、中継ぎの天皇ではなく、高貴な血統と軍事的実力において、空前の専制権力を掌握したといわれている（吉川 2006、

p155)。そして、安定した政治体制を樹立し、天皇権威を高め、後継者としての立場を強化するために、やがて来る聖武太上天皇の葬送儀礼にはギアツが提唱した「劇場国家」としての役割（ギアツ 1990）が期待されたのではないだろうか。『続日本紀』に「御葬之儀如奉佛」という記述があることから窺えるように、それまでの薄葬志向とは正反対の、視覚効果を伴う盛大な葬送儀礼が必要とされたのであろう。権力の意味はともすれば日常生活に埋没するが、人間は儀礼を通して権力を正当化し、確認するという（藤田 1993、p120・121）。儀礼とはそれを確認する壮大な記念碑的舞臺装置であり、文字通り、孝謙女帝の治世を盤石なものとするため、国を挙げた盛大な葬送儀礼が実修されることとなった。

さらに、この時期、律令政府は新羅の征討準備を進めており、対新羅外交が大きな転機を迎えていた。中国をはじめとする東アジア世界では儒教道徳の影響で遺体を損壊する火葬は忌避され、支配者層の葬法は土葬が中心であった。例外的に支配者層が火葬を受け入れたのが古代日本と新羅であり、そもそも日本に火葬が浸透したのは新羅墓制の影響とさえ考えられている（網干 1979）。以下は単なる憶測に過ぎないが、対新羅関係の悪化と唐風文化の積極的な受容という当時の中央政府の意向により、葬制の上で新羅との差別化を明確にする目的で、土葬の導入が志向された可能性もあろう<sup>9</sup>。ただ、先にも触れたように、この時期前後に律令官人層の墳墓と見られる火葬集団墓が相次いで造営されることから、葬法の変化は一部の支配者層のみを対象としたものであった。

このように考えると、桓武朝前後の汎畿内的な葬法の変化も郊祀制の導入などと同様、中国志向の政策の一環といえよう。新たな王統の継承者として登場した桓武天皇ではあったが、その治世は藤原緒嗣の徳政相論の上奏でも知られるように、社会不安を抱え、決して安泰なものではなかった。不安定な治世ゆえ、その葬儀には聖武太上天皇の場合と同様、視覚効果を伴う儀礼としての役割が必要とされたのであろう。さらに桓武朝に断行された長岡・平安遷都によって、貴族層の京貫が進められ、いわゆる都市貴族が誕生することとなった（仁藤 1994、p19）。従来 of 在地における勢力基盤を失った彼らの多くは、『新撰姓氏録』の編纂に象徴されるように氏族としての系譜を改めて主張する必要に迫られており、古墳再利用などの行為を行ったことは第3章第3節で触れた。墓制によって社会的立場を体現し得る時代が再び到来したのであり、彼らは天皇喪葬に準ずることで自らの権威を高めていったのである。その結果、火葬から土葬という葬法の変化が遍く社会の広い範囲にまで及ぶこととなった。

このことから明らかなように、「律令国家」期の墓制として一括りにされるような明確な墓制上の規定があるのではなく、様々な政治状況や社会環境の中で天皇を中心とする葬送儀礼のあり方が絶えず変化し、そうした墓制の変化が当時の社会の中である程度の位置を占め、必要に応じて特定の階層にまで影響を与えた事実が重要といえよう。

#### 4. 「律令国家」期の墓制の意義

9世紀中葉以降、浄土教の浸透に伴い顕密仏教的来世観への変貌が進むと（平 1992a、p63～65・平 1992b、p99）、従前の葬法の違いによる葬送儀礼の差別化はもはや無意味となり、ここに「律令国家」期の墓制は終焉することとなった。具体的には河内地域の火葬集団墓に代表されるように共同体レベルでの葬送儀礼の地域色が顕在化し、奈良時代以来の

社会的次元における儀礼の共有化は志向されなくなったのである(渡邊 2004 a、p55・56)。これは、第4章第2節で触れたような葬法による副葬品の使い分け、例えば黒色土器・須恵器瓶子・水晶玉などの区別が土葬墓と火葬墓の間でなくなったことから窺い知ることができる。

また、東アジアに君臨する世界帝国唐の威厳は安史の乱以降著しく低下し、もはや単なる唐王朝に過ぎなくなった。その後、政治・社会・経済の仕組みなどが変化し、やがて9世紀後半の黄巢の乱で唐王朝はその命運が尽きることとなる<sup>10</sup>。唐に倣って律令制度を構築し、新たな墓制を模索した我が国においても、9世紀後半以降、律令官人制が有名無実化し、墓制においても中央志向が急速に薄れ、政治性が払拭されることは非常に興味深い現象といえよう<sup>11</sup>。

政治性や経済的側面を重視する筆者の古代墳墓論に対して、海邊博史氏は古墳とは異なり、政治性を脱却したものを古代墳墓と位置づけるという見解を示された(海邊 2003、p941)。また、小林義孝氏のように政治性よりも社会性を重視すべきという意見もある<sup>12</sup>。しかし、橋本義則氏の指摘にもあるように律令政治の展開した8・9世紀の墳墓に政治性が反映されていた可能性は大きいといわざるを得ない。むしろ、政治性の有無という二者択一的な発想ではなく、古墳に代表されるような墳墓に具現化されていた政治性が、いつ、いかなる過程を経て失われていくかを検証することを課題とすべきであろう。『延喜式』『陵墓歴名』にもとづく橋本氏の研究成果によれば、8世紀から9世紀の貴族の葬地は都城の移動とともに所在を移す政治的な存在で、遅くとも長岡京の時代までは奈良時代の葬地のあり方が維持されたという(橋本 1999)。墓誌の検討を進めた田中和弘氏も、墓誌には法量以外にも一定の共通性・規格性が認められ、特に、長方形板類型片面刻字墓誌は、個人用に作られたのではなく、「律令国家」中枢部の墓制の一要素として、一定の約束事の中で生み出されたという説を提唱されている(田中 2005、p153)。

ただ、政治性の有無という議論はひとまずおいても、筆者が以前提唱した「律令墓制」の概念規定が必ずしも適切であるとはいえないことが明らかとなった。例えば、天皇喪葬の影響のみでは解決できない階層に基づく葬法の違いなどにも注目する必要がある、その一端は前章で開陳した。また、8・9世紀を通じてあらゆる場面で特定の葬法が社会的立場と直接的に結びついていたと断言できないことはいうまでもない。

これらの点を踏まえれば、「律令国家」期の墓制とはすなわち、墳墓に具現された政治性が脱却していく過程そのものと意義づけるのが適切なのではないだろうか。当初は明確な規制を伴って成立した墓制が、徐々に変質・解体していき、最終的には政治性を見出すことが出来なくなる過程が、税制や官人機構の変遷、或いは律令政治の在り方そのものの変容過程と密接に連動する以上、単なる流行や宗教観・習俗の違いに儀礼行為の選別を帰結させることは困難と言わざるを得ない。「律令国家」期の墓制に着目したゆえんである。そして、古墳時代や王朝国家期の墓制との相違点も明確にする必要がある。

律令体制の整備という国家的命題に即して様々な政策が打ち出されていく中で、薄葬の徹底と厚葬の払拭という「近代」国家にふさわしい墓制の構築を目指した中央政府は新たな陵墓の形を模索して試行錯誤を繰り返した。葬送儀礼とは最も保守的かつ氏族の独自性を明示する機能を有するゆえ、一片の法規制で築き上げることができるような代物では到底なかった。律令制的「家」制度の創出を目指した一連の政策にもかかわらず従来から

の氏族という意識に根ざした伝統的な手法に依存する行為があったことは、数々の禁令にもかかわらずモガリ行為が払拭されずに平安時代前期になっても依然として実修されていたという事実（川村 1995、p626）が物語っていよう。この伝統的な手法とはヤマトを中心とした古墳の築造企画や葬送儀礼が核となって周辺地域に波及していった、前代の古墳儀礼の在り方に他ならない。桓武朝を中心とした時期の古墳再利用の様相は、この時代になっても依然人々が墳墓を介した系譜意識に縛られていた有り様を具体的に物語っている。

文書に基づく法制整備の進展した律令体制下においても、葬送儀礼という、氏族或いは個々人の内面に關わる私的行為に対しては法規制という国家的強力をもってしても画一的に普遍化することは適わなかった。むしろ、墓制に社会的・政治的意味があればこそ、造営者側の主体的意志によってあるべき葬送儀礼が執行されたといえよう。勿論、その背後には彼らの持つ儀礼観も大きな意味を持っていたと考えられる。

以上を考慮すると墳墓の構築に政治的イデオロギーを注ぎ込んだ古墳時代から、浄土教の普及によって現実世界と死後の世界、つまり、この世とあの世が明確に切り離された時代の出現までを一つの大きな時代の枠組みとしてとらえ、その盛況期を古墳時代、その解体していく過程を「律令国家」期の墓制の時代と呼ぶのはいかがだろうか。フェルナン・ブローデルの示した概念（井上編 1989）を援用すれば、墓制が政治性を有した時代の成立と発展、終焉という「長期持続＝long duree」の中に「律令国家」期の墓制を位置づけることが可能となる。

勿論、古墳時代についても前方後円墳を中心に大型古墳が造営された時代と、7世紀以降の終末期古墳の時代とは古墳の持つ意義が大きく変容していることはいうまでもない。これらを見捨て、古墳時代を盛況期と一括りにするのは無理があることは承知しているが、本論では主に8・9世紀の墳墓の検証を目的としていることから、古墳時代の墳形などの意義については触れないでおく。なお、首長墳において前方後円墳から方墳へと墳形が変化することの意義については渡邊 2010 で述べた。

古墳時代が前期・中期などの「景況＝conjoncture」に分類できるのと同様、「律令国家」期の墓制も後述のように、成立期（8世紀前半）、完成期（8世紀中葉）、変質期（8世紀後半）、再編期（9世紀前半）、解体期（9世紀中葉以降）などの「景況」に当てはめることができよう。さらに言えば、それぞれの時間枠の中で、「僧道照の火葬」や「元明遺詔」という「事件＝evenement」に層分けできる。

ブローデルの概念に基づく層分けそのものは着眼する観点によって様々な階層化が可能であり、本節では図 103 で示したような概念規定を行った。「政治性の有無」という長期持続の下に、上層の長期持続を細分した長期持続を設定するという二重構造を持つものであり、厳密な意味でのブローデル理論の適用とは言えない。本節では古墳時代を視野に入れてブローデルの理論を4層構造に拡大解釈したが、図 103 は墓制における政治性の有無という長期持続と「律令国家」期の墓制という長期持続が二重写しになっていると考えていただければ幸いである<sup>13</sup>。

## 5. 「律令国家」期の墓制の変容過程

では、「律令国家」期の墓制を5つの景況に区分した際の事件とは何であろうか。そし

て、それらの事件によって、墓制にかかわる具体的な考古学的事象が変動した過程を跡づけることは可能なのであろうか。

考古学的検証を積み重ねても残念ながら具体的な歴史事象の完全な復元はかなわない。そこで、本項では逆説的ではあるが、考古学的検証によって帰納される墓制の変容過程を跡づけるため、文献史学の成果を援用しながら、具体的な史料の中に「事件」を求めていきたい。ただ、「律令国家」期の墓制成立期の様相を見れば分かるように、一片の歴史事象によって墓制そのものがドラスティックに変化するとは考えられず、様々な立場の人々の思惑が複雑に交錯する中で徐々に変化しており、本項での「事件」はその要因の一つにすぎない。法的規制を伴わない「律令国家」期の墓制ならではの特質ともいえよう。

文献史料などを手がかりに具体的な出来事を「事件」として設定し、時期区分のメルクマールとすると、当然、考古学的な事象との厳密な意味での整合性が問題となつてこよう。しかしながら、それこそ1日単位で示された文献史料に基づく「事件」とリアルタイムに対応できるような考古学的な時間尺度、例えば須恵器編年などの手段を残念ながら筆者は持ち合わせていないので、考古学的事実から帰納される事象は○世紀○半程度の時間幅しか示すことはできない。

例えば、米田雄介氏は『郡司の研究』「第三章 郡司制の展開」の中で、「ところで天平七年格は藤原氏の主導によると考えられるが、(中略)郡司の銚擬を通して在地豪族を掌握しようとしたのであった。しかし藤原四兄弟は天平九年の天然痘のために倒れ、政権は橘諸兄の掌握するところとなった。彼は藤原氏に対して保守的・伝統的である。(後略)」(米田 1976、p192)と述べられた。米田氏の指摘に拠れば、政権担当者の交代でわずか1～2年という短いスパンで国政の方針が180度変わることとなった。本論の主旨に沿えば、政治のあり方の変化が墓制に影響を与えることになるが、そうであれば天平7年・8年に造営された墳墓と天平9年に造営された墳墓では、その性格に何らかの相違点があるはずである。しかし、現実問題として前者と後者の墳墓の築造年代を、考古学的手法を用いて厳密に区別することは墓誌でも出土しない限り不可能である。つまり、墓制から政治や国家のあり方を読み取ろうとする場合、上記のような限界があることを理解した上で検証する必要がある。

以下に示す「事件」によって時期区分された「律令国家」期の墓制の変容過程とは、ほぼ同時期の考古学的事象の意義を確認する上での、いわば演繹的な仮説に過ぎないものであって、「事件」によって示された暦年代で明白に分離できるものではない。図103の区切りを斜線にしているゆえんである。むしろ、様々な階層の、様々な人々の思惑が複雑に絡まり合う葬送儀礼であればこそ、そうすべきではないことを確認しておきたい(表41)。

### ①成立期

古墳という墓制に体现された政治性が位階制の導入など、律令制的な枠組みの完成・整備に伴い急速に失われていく時代である。古墳の築造そのものより葬送儀礼を重視する傾向は既に7世紀中葉にその萌芽が認められるが、天武天皇陵と目される野口王墓古墳はもはや古墳と呼ぶことすら躊躇させる幾何学的モニュメントであった。

本項では「律令」という法体系に注目し、墓制により大きな影響を及ぼした出来事を「景況」を区分する「事件」として取り上げたい。そこで、国家による墓制への直接的・大々

的な規制という観点（北 1996、p12）から「持統五年詔」（691）を重視した。ただ、同様の造墓規制はすでに飛鳥浄御原令（持統三年）段階で発布されたという意見もあり（稲田 2002、p283）、その場合は 689 年が定点となろう。いずれにしろ、七世紀の第 4 四半期中で実質上の古墳時代は終焉を迎えることになる。

つまり、「律令国家」期の墓制とは、その成立当初は明確な法規制を伴うものであり、日本の墓制史上でも特筆すべき画期をなすものと位置付けることができる。しかし、8 世紀以降は律令政府による数々の規制にもかかわらず、庶民に至るまでその造墓活動を完全に掌握することはできず、なし崩し的な規制へと変質することはいうまでもない。ちなみに、『令集解』喪葬令の分析結果をもとに「律令国家」と喪葬集団の関係を考えた石井輝義氏は大宝令の施行という社会的な変化が、少なくとも喪葬という面では画期になり得ないと論じておられること（石井 1996、p25）は「僧道照火葬」を時代区分の指標にしないという筆者の考えと同調するものである。

さて、古墳に替わる新たな墓制として律令政府の着目したものが既に触れたように仏教的儀礼に適った「火葬」であり、700 年の僧道照の「火葬」はまさにデモンストレーションであった。火葬という行為そのものは一瞬のうちに遺体を骨化するという刺激的な葬法であるが、理念としては薄葬思想の究極的な形態に他ならない。薄葬思想はすでに 7 世紀中葉以降の墓制の共通理念となっており、道照の火葬とは薄葬という墓制上の理念をより一層貫徹するための一連の行為の中での必然的な選択であったと考えたい。道照以降、持統太上天皇や多くの律令官人が荼毘に付された。一例として半球状の身と蓋を印籠式に合わせた鑄銅型鍍金の球形容器内に、火葬骨を入れた漆器を納めた威奈大村古墓（717 没、水木 1913、p20～22）や墓壙内に粘土、砂質土を敷いた上に堅炭を敷き並べ、ガラス製骨蔵器と、銅製墓誌板を納めた銅製箱を安置した文祢麻呂墓（717 没、森本 1985、p226～248）などを挙げておこう。もちろん、これら導入期の火葬墓の多くはガラス製・金銅製などの豪華な骨蔵器を有し、小さいとはいえ墳丘を伴うなど、薄葬というより古墳時代以来の厚葬の風を志向しているようにみえる墳墓が多いことは注意を要する。

一方で大和や山城などでは高塚墳墓の造営も続いており、畿内においてもすべての墳墓が火葬墓に統一された訳ではない。播磨の一部では状覚山古墳群のように飛鳥 V 型式期になっても前代と同様の横穴式石室を造り続けており、葬送儀礼において古墳時代の遺制を依然として保持し続けている地域もある。むしろ、この時期の火葬墓が確認されるのは現状では大和、河内、摂津の各地域と播磨の一部であり、それ以外の地域は丹後で葬制として火葬を採用した横穴墓などが確認されるに過ぎない。火葬という葬制の採用が階層性に基づく薄葬志向の段階にあると位置づけることが可能であろう。よって、本節では「僧道照の火葬」という事件そのものは重視するが、この事件をもって景況は区分しなかった。新しい葬制としての火葬墓以外にも、中尾山古墳（網干 1975）をはじめ、兵家古墳（伊藤 1978）や出口山古墳（河上 1992）でも想定されているように従来の横穴式石槨内に骨蔵器を包蔵した形態のものが知られ、特に中尾山古墳の場合は 3 段築成の八角形の墳丘を有するなど、まさに古墳から火葬墓への過渡期の墳墓であった（図 31）<sup>14</sup>。このように、成立期とは造墓規制の貫徹と薄葬思想の徹底＝土葬墓としての高塚墳墓を造営することの否定が目ざされたのである。

## ②完成期

養老5年(721)の元明遺詔により厚葬の風は強く戒められ、特に畿内においては薄葬が徹底することとなった。道照火葬以降も畿内ではキトラ古墳、高松塚古墳、石のカラト古墳など8世紀代の土葬墓としての古墳の存在が想定されており、尼塚5号墳など出土遺物から8世紀代の築造と認めざるを得ない資料もある。丹後など畿内周辺部では葬法こそ火葬であるが、7世紀以降連綿と築造された横穴墓群を利用し続ける集団も存在した<sup>15</sup>。しかし、現在のところ畿内では平城Ⅱ型式期以降に築造された高塚古墳(土葬墓)の存在は確認されておらず、元明遺詔によって少なくとも畿内においては高塚古墳の造営は完全に終結したと判断してよい。

つまり、ここに葬制はほぼすべて火葬に統一されたのであり、これ以降様々なタイプの火葬墓が造営された。特に大和と河内地域を中心に多くの火葬墓が造営されたが、山城、和泉、但馬の各地域でも火葬墓の造営が始まった。逆に前代では火葬墓の造営が認められた播磨は明確にこの時期に該当する墳墓が確認されておらず、造墓活動の空白期となるなど、何らかの造墓規制が行われた可能性がある。

当該時期に属する火葬墓の例として、例えば、『古事記』の選録者として知られる太安万侶の墓(前園編1981)は昭和54年(1979)、奈良市東部の高円山からさらに奥まった茶畑で墓誌とともに偶然発見され話題を呼んだが、木櫃・木炭槨という構造をもった火葬墓である。文暦2年(1235)には生駒市竹林寺にある行基墓が発掘されたが、記録によると八角形の石筒の中に銅筒を二重に納め、さらにその中に水瓶形の銀瓶が入っていたらしい。二重の銅筒の内側のものの表面に墓誌と見られる銘文が刻まれていたという(水木1914・上田1927)。天理市杣之内古墓(置田編1983)は半径6m弱の整地した範囲内に方1.3mの墓壇を掘り、その中にコウヤマキ製の木櫃が骨蔵器として納められ、その側面に海獣葡萄鏡が立てかけられていた。さらに両者は木槨に納められていたらしいが、被葬者として天応元年(781)に没した石上宅嗣をあてる説がある(近江1983、p65~70)。ただ、現在までのところ、海獣葡萄鏡の副葬が8世紀中葉までに限られていることから、杣之内古墓の築造時期も当期に含まれる可能性が高いのではないだろうか。

当期は薄葬思想に基づく火葬墓の最盛期であり、前代まで認められた葬制における階層性も払拭された。当期までの火葬墓は造営の際に溝を用いて墓域を区画したり、木炭を利用する事例が知られ、出土遺物の中に海獣葡萄鏡が認められるなど古墳時代の遺制と見なせるような要素がある。しかし、それらの要素は次の段階には受け継がれず、墓制としての火葬墓が完成した時期と位置付けることもできよう。また、金属製・ガラス製骨蔵器の使用がほぼこの時期までに限定されるなど、火葬という葬制が社会的上位の階層から一気に貫徹していった様子が窺える。このことは当該時期の火葬墓が単独立地のものばかりで、火葬集団墓の出現は次の変質期を待たねばならなかったことから理解できよう(渡邊2007)。

田中氏の墓誌に関する研究成果を参照すれば、長方形板類型・長型の墓誌と有蓋椀形類型は筆者の言う成立期に集中しており、完成期に入ると幅広型が出現するなど、中国の墓誌との類似性をより強める傾向を見せるという(田中2005、p145)。いずれにしても、前代の遺制が払拭されると同時に出現当初は多様性を見せていた火葬墓のあり方が、この時期を境に徐々に規格化していく様相が看守できるのである。さらに付け加えれば、これ以降



の火葬墓では豪華な骨蔵器の使用がほとんど認められなくなることから、造墓に関する薄葬の理念がようやく浸透していったと考えることができる。

### ③変質期

自らを三宝の奴と称し、仏弟子となって大仏に北面对像するなど、「律令国家」の宗教政策を根本から揺るがした聖武太上天皇が天平勝宝8年(756)、ついにその生涯を終えた。『続日本紀』は、その葬礼が仏を供養するがごとくであったと伝える。

しかし、既に触れたように聖武太上天皇は荼毘に付されなかった可能性が高い。半世紀にわたって火葬という究極の薄葬を推し進めてきた律令政府はここにその葬制を大きく転換した可能性が高いのである。

勿論、聖武太上天皇が土葬に付されたかどうかは問題なのではなく、この時期以降、土葬を伴う木棺墓が突如増加し、同時に横枕古墓群のような律令官人墓と考えられる火葬集団墓が造営される事実が重要なのであり、当該時期には階層に基づく葬法の弁別が復活した可能性を指摘しておきたい。出現期の木棺墓は山城の杳掛古墓、向井古墓などが知られる。前者からは銅瓶、銅椀、水晶玉、木製丸玉、漆箱などが出土しており、豊富な副葬品と木炭槨という丁寧な主体部構造が特徴といえよう。

この時期に造墓を開始した火葬集団墓として佐保山古墓群(伊藤 1984a・b)と横枕古墓群(島本 1936・末永 1955・小島 1962)がある。前者は平城京北方に位置する42基の火葬墓群で、奈良時代中期から末期にかけて築造されたが、出土した遺物の中には平安時代初期のものも含まれており、造墓が平安時代まで続いていた可能性があるという。横枕古墓群は奈良盆地の東縁、巻向山の東に派生する小丘陵の南斜面から検出された古墓群で、和同開珎などの銭貨や碧玉の石帯などが出土しており、8世紀中葉から9世紀前半にかけて築造された。

両者の集団墓は出土遺物の様相や立地条件から平城京にかかわる律令官人層の墳墓群と考えられている。第4章第1節で述べたように8世紀代に造営が始まる火葬集団墓は大和以外では河内地域に顕著であるが、河内地域の火葬集団墓はいずれも8世紀末葉以降に造営を開始している。当該時期の集団墓が大和地域に限定されることから律令官人墓という想定が裏付けられよう。

これらの事例を踏まえると、当該時期には従来の薄葬傾向から一転して、墓制における厚葬化の進展と葬制における階層性の復活という転機を見出すことができる。勿論、火葬集団墓の成立に関しては、異常死に対する火葬という観点から、天平7年(735)以降の天然痘大流行に伴う律令官人層の大量死も重視しなければならない(塩入 1988、p110)。

その他の傾向として、火葬墓から出土する墓誌が、銅製のものから石・埴製、鉄製のものへと変化し、鉄板と称される遺物(小林 1997)も出土するようになるが、これらの材質の変化については東大寺大仏造立の影響が指摘されている(田中 2005、p102)。

文献史学の成果によれば、近陵制という祖先祭祀的な陵墓祭祀が孝謙朝から弘仁初年頃に整備されていったという(北 1999、p91)。当該時期は中国的な律令制が最も良く機能していた時期で、墓制における中国志向という側面も見過ごすことはできまい。「律令国家」展開説を重視すれば、日本各地で在地首長の没落に伴い、「律令国家」が未開な社会に浸透していく画期に当たり(佐藤 1995、p118)、例えば東日本では8世紀前半頃の火葬墓が極

端に少なく、8世紀中葉以降増加するが、このような墓制上の動きも同様の観点から理解することができよう。

#### ④再編期

延暦3年(784)の長岡京遷都、794年の平安京遷都によって、いわゆる都市貴族が誕生した。さらに、791年、桓武天皇は中国の天子七廟制を取り入れ、天智天皇を祖とする直系祖先陵墓祭祀を行うなど新しい祖先祭祀のあり方を天下に示した(服藤1987、p18)。この祖先祭祀の転換に伴い、各氏族は自己の出自の再確認を迫られ、古墳再利用を積極的に行ったことは既に触れた。古墳再利用に関して述べると、8世紀代の再利用では須恵器を中心とした土器組成が窺えるが、この時期以降は土師器杯・皿が中心となるなど大きく様変わりする。同様の傾向は木棺墓などの土葬墓でも認めることができ、祖先祭祀専用容器として須恵器瓶子が使用された可能性も大きい。ただ、火葬墓では出土する土器組成の変化が約半世紀遅れることは注意を要する。前後の時期と比較すると、この時期に造営される木棺墓は規模・構造、副葬品の種類・内容などの面から見て厚葬化を極め、最盛期を迎えたことがわかる。

このように当該時期の墓制のスタンダードはあくまでも土葬墓であり、山城を中心に展開した墓制といえる。一方、大和では火葬墓が造営され続けており、地域によって採用される葬制の相違が目立つ時期でもある。これは古墳再利用の事例にも顕著な傾向であり、山城では古墳再利用の際も木棺墓を多用するのに対して、大和、河内では火葬が古墳再利用の際の葬制の主流になるという明確な違いが認められるのである。

桓武朝の仏教政策は、8世紀後半に入唐した僧侶行賀の存在に象徴されるように、最澄・空海以前の中国仏教の影響を受けたものである(佐藤2000、p70)。国家が総体的に自立した教団の存在を認可するなど、宗教政策の上からは、「律令国家」仏教の終焉と新しい教団仏教の成立という画期と位置づけることができる。つまり、宗教政策での断絶と継続という二重構造をとるものであった(本郷2004、p216)が、8世紀後半以降、墓制において大きな断絶が認められないことと宗教政策の二重構造には何らかの関係があるのかもしれない。

当該時期の末期には淳和(840)・嵯峨(842)両帝の薄葬遺詔が出され、墓制の上でも空白期を迎えるが、嵯峨遺詔に基づく造墓否定の傾向は嵯峨太上天皇を中心とする人々の間だけのことであり(田中1996、p26)、その崩御後まもなく起こった承和の変(842)によって否定された(遠藤2000、p47)。嵯峨一仁明朝は嵯峨太上天皇の家父長的権威のもと、皇位継承が最も安定して行われた時期(水谷2003、p203)であったがゆえに、薄葬＝火葬が流布したのであり、中国志向という点を除けば、8世紀初頭の薄葬と事情が異なることはない。

#### ⑤解体期

承和9年(842)に起こった承和の変により、嵯峨朝以来活躍した文人、近臣が一掃され、時代は新たな転機を迎えた(玉井1964、p22・23)。文献史学において承和年間を中心とする9世紀中葉は政治・社会・文化の大きな転換期とされており<sup>16</sup>、考古学の世界でも田中広明氏は、金属製の腰帯から石製腰帯への全面転換、国司館や国庁の急速な整備、富裕な

開発拠点集落の登場、緑釉・灰釉陶器の急速な普及など、10・11世紀に続く消費生活がスタートした古代最大の転換期と位置付けた（田中 2003、p359）。田中氏のフィールドは関東地域であるが、平安京における土器・陶磁器類の流通・消費を検証した高橋照彦氏の研究（高橋 1999）でも、9世紀中頃は京とその近郊との生活落差が顕著になる時期と位置付けられるなど大きな転換期であったことは疑う余地がない。この点については後述したい。

幼帝清和の即位（858）に象徴されるように、この時代以降、天皇の存在が官人機構から遊離し、一部貴族による特権集団の中心としての存在へと矮小化され（笹山 1976、p257）、同年に成立した十陵四墓制は血縁的に遠い天皇陵より、血縁的に近い外祖父母の墓を重視するという血縁意識に基づく祖先祭祀の実態を明確に示したものであった。ここに国家は「律令陵墓制度」の枠組みを実質的に解体したのである（北 1999、p88）<sup>17</sup>。そして、仁和3年（887）、宇多天皇の時代には、摂関など天皇と私的関係のある政治機構が発達して、律令官僚機構を凌駕するに至り、ついに天皇との私的関係を構成原理とする宮廷社会が成立することとなった（西本 2004、p184）。

青木保氏によれば、「劇場国家」の場合は王が神であり、王宮が「模範的中心」となっており、国家と国民の「モデル」となり、社会のさまざまなレベルを通して、「モデルとコピー」という関係が生まれるという（青木 2006、p45）。この「劇場国家」に関する理解は再編期に中央貴族はもとより、地方豪族も天皇喪葬の影響を受けて葬法を選択した社会的背景として評価することができよう。しかし、9世紀中葉以降の解体期には天皇の社会的地位の変化に伴い、天皇の存在が人々のモデルとなることはなくなったのである。

葬送儀礼については前代の淳和・嵯峨両帝ほど極端ではないものの、薄葬が主流であり、嘉祥3年（850）の「薄葬。綾羅錦繡之類。並以帛布代之。鼓吹方相之儀。悉從停止。」という仁明天皇遺制をはじめ、天安元年（857）の正四位下右京権大夫兼山城守長岑宿弥高名の遺言、貞観9年（867）右大臣正二位藤原良相の遺言、翌貞観10年の右大臣正二位源信の遺言に見られるように薄葬志向が相次いだ。

このような時代の波は墓制の上にも押し寄せ、土葬と火葬で区別されていた葬送儀礼のあり方が大きく変質し、両者の間に顕著な差異が見出せなくなった。ただ、前代と同じく畿内地域であっても令制国単位で土葬と火葬という葬制が選択されているかのような傾向は継続する。特に9世紀後半以降、河内では古墳再利用は火葬が葬制の中心を占めるのに対して、大和では現在の宇陀市を中心とする地域で鄭重な木棺墓を用いた葬送儀礼が繰り返されたのである。一方、山城地域には当該時期の墳墓はほとんど確認されていないが、陵墓祭祀に仏教的儀礼が導入されたことが契機となり、墓堂や墓寺の建立を通して墳墓儀礼が行われるようになったことが要因であろう。

なお、当該時期の墓制の具体的な内容をまとめておくと、まず、木棺墓は埋葬頭位の変化、棺内が中心であった副葬品の出土状況が棺外・棺上中心となること、土器の大量副葬の開始（加藤 1997、p208）、槨構造を持つ木棺墓が激減し、木棺直葬墓が主流となるなどの変化が認められた。また、従来は単独で造営された小児用と見られる土器棺墓や小型の土壇墓もこれ以降激減するが、柏原市域の玉手山古墓群に代表される火葬墓を主体とした集団墓の中に取り込まれていった可能性が高い。奈良時代墳墓に顕著であった汎畿内的な葬送儀礼のあり方、例えば和同開珎に代表される銭貨の使われ方などの規範が失われ、同一墳墓群内での共通儀礼が顕著となった。一例として、火葬墓の骨蔵器埋納状況をあげて

みると、9世紀中葉以降も大和では正位が中心であるが、河内では逆位が増加し、9世紀末葉にはその割合が逆転するのである。さらに、河内では9世紀後半以降、施釉陶器製骨蔵器が出現し<sup>18</sup>、甲田南火葬墓（今村1982、北野・井上編1985、小林1994、尾上1981）のような平地での造墓も始まった。骨蔵器そのものも薬壺に代表される専用容器がなりを潜め、土師器壺を中心とする日常雑器の使用が顕著となった。先に触れた一部木棺墓などでの厚葬化とともに、造営主体層の拡大・変質は律令官人層を中心とする従来の墓制の枠組みが大きく転換したことを示している。

こうした墓制の変化には小林氏が指摘するように「墓に対する観念が大きく変化した」ことが想定され（小林1994、p49）、山陵での仏教祭祀が始まるなど、天皇喪葬において仏教と僧侶が大きな位置を占め始めたこと（新谷1996、p249）や、浄土教をはじめとする仏教儀礼の民間への流布と無関係ではあるまい。つまり、これまでの他律的な造墓体系とは異なる造墓集団の自主性の萌芽を見出すことが可能であろう。そして、当該時期の政治体制の変質の中で、墓制そのものが社会において果たす役割は大きく後退していき、延長5年(927)の『延喜式』の編纂をもって名実ともに「律令国家」期の墓制は終わりを告げることになる（北1996、p41）。

さて、以上のような5つの景況は第3章で示した木棺墓の動向と重ね合わせて説明することも可能である。成立期に相当する木棺墓は、墳丘を有する古墳の造営が規制された時期ゆえ、前代の古墳の周囲に造営された木棺直葬墓が若干存在するに過ぎない。薄葬が徹底され、火葬墓が中心墓制となった完成期は明確な木棺墓の存在を認めることができず、変質期に該当する8世紀後半以降、突如として副葬品を有する豪華な木棺墓が造営されることとなった。続く9世紀を前後する時期の再編期には木棺墓が厚葬化のピークを迎え、畿内各所で造営された。そして、解体期には一部厚葬化する木棺墓も存在するが、規模・構造・副葬品の様相などが前代と大きく様変わりするのである。

このような墓制の変遷を政治的「事件」と結びつけて説明するのであれば、当時の中央・地方官制や宗教制度の変遷など、様々な観点からの検討が必要であるが、8～9世紀の集落の様相については別稿を準備中である。また、当該時期の史料に基づく墓制の検証は本章第1節で概観したが、続いて、9世紀中葉という特定時期に絞って、文献史学や文学史など各分野の研究成果を援用し、墓制に体现された歴史上の意義を明らかにしていきたい。

## 6. 歴史の転換点としての「9世紀中葉」

僧道昭の火葬という象徴的なデモンストレーションを通して新たな葬制の創出を目指した「律令国家」は古墳の造営を否定し薄葬を基調とする火葬墓という墓制を作り上げた。成立当初の火葬墓には厳格な造墓規制が存在していたが、導入期の火葬墓は律令政府によって志向された薄葬思想とは少なくとも葬送儀礼の上では相容れなかった可能性もある。金銅製の金属器をはじめとする豪華な骨蔵器の数々は単なる薄葬思想の究極的な表現としての火葬墓という評価を躊躇させるに十分な資料といえよう。むしろ、特権階級の墓制としての火葬墓という位置付けを重視したい。

続く8世紀中葉から9世紀初頭にかけての時期はギアツの提唱した劇場国家において儀礼が果たした役割と同じ意味を当時の鄭重な葬送儀礼が担ったと考えた。当該時期の墓

制の検討を行う際に「劇場国家」という用語を多用することについては異論もあろう。中沢新一氏によれば、劇場国家とは構造的な国家のことであり、王や司祭を中心に象徴的に秩序づけられた統一体としての国家、上部構造と下部構造、舞台と舞台裏という二元論によってみずからを思考する国家、そして、さまざまな二元論を変奏した劇場のモデルを通して、自分を全体化して理解しようとする装置を政治のメカニズムの重要な位置に組み込んでいる国家という特徴を有する（中沢 1984）。

また、宇波彰氏も演劇国家論は権力構造の中の支配・被支配の関係を無視しており、儀礼を通して同一化する住民の意識を当然のこととして前提としていると批判した。さらに、「王権の側の儀礼を、いわば上から見た考察であって、その権力支配の対象の側が儀礼とどうかかわったという論点が脱落している」と指摘する（宇波 1984、p157）。

8～9世紀の「律令国家」は天皇を中心とした各種イデオロギーに裏打ちされた権力構造を持ち、畿内政権論の立場に立てば、畿内諸豪族政権が地方人民を支配するという二重構造を有することから、構造的な国家と似たような位置付けができるかもしれない。しかし、畿内と畿外という中心一周縁関係を持つことや位階制というヒエラルヒーを有する点は『ヌガラ』でギアツが示した劇場国家の概念と微妙にニュアンスが異なるものである。さらに宇波氏の指摘についても、「儀礼を通して同一化する」のは本論の主旨からすれば支配される側＝住民ではなく、あくまでも支配する側の階層を対象としており、彼らの同一化意識に注目した意義付けであることから、厳密な意味での劇場国家論とは明らかに異なる使用法である。

以上の点からも明らかなように、「劇場国家」という用語を安易に使用することは厳密さが要求される学問的な姿勢からは不適切といえる。しかし、「政治の宇宙はいかなるものであれ、すべて一つの舞台であり、より一般化していえば、さまざまな効果が創出される演劇空間である」というバランディエの言葉（バランディエ 1982、p151）に代表されるように、政治史上において儀礼の果たした役割が非常に大きかったことを端的に示す比喩的な表現としてご理解いただければ幸いである。

では、墓制における9世紀中葉の画期であるが、天皇喪葬が果たす社会的役割が著しく形骸化し、土葬と火葬という葬制の違いが葬送儀礼の上でもはや何の意味も持たなくなったという点に尽きる。つまり、前述したように天皇の存在が当時の社会において果たした役割が変質したことから、時代の一つの転換期になったことが予想されるのである<sup>19</sup>。

試しに、各分野の研究成果に基づいて9世紀中葉という時期の意義について概観しよう。

前項で田中広明氏の考古学的成果に基づく画期としての9世紀中葉の意義について簡単に触れたが、同じ考古学の立場から、高橋照彦氏は皇朝十二銭において仁明朝の銭貨規格が一つの規範となったことや土器供膳具の側面でも奈良時代の様相が払拭されて、平安時代的な土器の構成が安定する時期と評価した。さらに、施釉陶器の流通や土師器についても同様の位置付けが可能なることから仁明朝頃は古代から中世に向けての重要な変換点とされた（高橋 2011）。古代寺院の動向を検討した菱田哲郎氏も平城宮・京系の瓦を受容し、定額寺に列せられたと推測できた寺院が9世紀中葉に廃絶しており、いわゆる白鳳寺院にとって、9世紀中葉を中心とする時期は大きな壁となる時代と考えられた（菱田 2011）。

国家的土地管理の状況からは、9世紀の中葉、承和年間の後半ごろに、班田政策の放棄という大きな画期も明らかにされている（西別府 2002a）。

法制史という観点からは川尻秋生氏の論考を紹介しておこう。格の研究に基づく成果であるが、「九世紀の半ばに至って、天子が礼の秩序を民と共有するという中国的礼秩序の一端が、我国の法に組み込まれ」（川尻 2003、p55）、律の運用が可能になったのが九世紀半ばであり、それ以前は複雑な律の体系を日本の明法家は理解しておらず、格についての理解と時期的にはほぼ一致するなど、この時期に至って律令格式すべてが理解されるようになった。つまり「九世紀半ばが、日本の法運用の上で、大きな画期となったことがわかる」（川尻 2003、p80）というものである。

「9世紀中ごろの承和期に転換の端緒をもとめながら、日本の社会がいかに律令制社会を克服し、新たな国家体制と社会そして文化を生み出してきた」のかという点に着目して検討を進めた木村茂光は、地方社会において、律令制的な制度・組織に依拠せず、自分の権益を守る主体的な行為が現れ始めること、古代対外関係史では840年代初頭から閉鎖性と排外性が顕著になり、新羅や唐の商人によって私的貿易が活発化すること、そして、対外関係の変化の背景に「中世的な王土王民思想」が形成されたことなどの変化を指摘し、「以上のような在地支配・都市対策・さらに外交方針という多様な側面における変化が、貞観年間から始まったという認識が支配者階級のなかに成立していた」ことを明らかにされた（木村 1997、p237）。

美術史の面では、根立研介氏が奈良時代後半からみられる乾漆併用木彫像が承和期当たりから新たな装いで登場しており、彫刻史における画期と述べられた（根立 2011）。

文献史学の研究からは、王朝貴族にとって承和期は「王朝文化の淵源をなす聖代」というイメージがあるという指摘に基づき、楽舞の隆盛・変容が見られ、日本独自の奏楽システムと楽曲が生み出されたこと、仏教史からは密教修法の隆盛と浄土信仰に基づく臨終出家が始まったこと、政治史からは嵯峨朝以来の30年に及ぶ政治秩序の安定が失われ、嵯峨太上天皇の死後まもなく承和の変が発生したこと、さらに東アジア情勢に視野を広げウイグル・吐蕃王権の崩壊や張宝高の反乱とともに、東部ユーラシアの政治変動の一環と見做せる可能性があること、政治秩序の貴族化・門閥化が進展し、「院宮王臣家」と呼ばれる上級貴族の家政機関が新しい政治秩序の中心をなし、王権を核とする集権的秩序に替わり、院宮王臣家が並び立つ分権的秩序に移行していったことなどの変化（吉川 2011a）が明らかにされている。

天皇喪葬に関しても山田邦和氏は、平安初期の山丘型陵墓から薄葬を経て、仁明天皇陵から仏教色を強めて天皇陵に「陵寺」と呼ばれる寺院が附設されるようになったことや、それに伴い寺院近辺に墓地空間が成立した可能性があることなど、仁明朝から光孝朝にいたる9世紀中葉から後半の段階が転換期であったと論じられた（山田 2011）。天皇が仏教政策を積極的に推進した時代であり、僧侶が国家の社会政策の一環としてはっきりと位置付けられた時期として、宗教・政治両面にわたって大きな影響を及ぼすこととなったのである。

思想・信仰の面では貴族社会にケガレ意識が急速に広まる時期であり、モノノケが跋扈し始め、方違えが貞観5年(863)に始まるなど、さまざまな呪術的観念も拡大したという。また、平安京の都市化が疫病の蔓延をもたらし、御霊会を朝廷が主催するのも貞観5年である（吉川 2011a）。

外交に着目すれば、遣唐使・遣新羅使などの国家的使節団のかたちをとらなくとも、民

間貿易船に便乗することにより海域を往来できるようになるのも9世紀中葉であった(山内2011、p23)。

文化史上における仁明朝の意義については、中国風文化の隆盛の時代から和歌復活の動きが見られるなど文学様式における転換期であり、宮廷中心の文化主義を開いた時代と位置付けられており、さらに宮廷行事に着目すれば、釈奠論議、大嘗会和歌、仏名懺悔、灌仏会などが承和期に起源をもつという。そして、承和期は「後代の人々にとって、現在につながる、ある特別の意味を持った存在ではなかっただろうか」という意見もある(後藤1982、p276)。

なお、従来の学説では仁明朝・承和年間は庸調製変容の画期として考えられていたが、吉川真司氏によれば「王朝国家体制」につながるような「国政基調の転換」を見出すことはできず、「承和の転換」の前史をなす9世紀前半の画期を重視する考えもあり(吉川2011b)、9世紀前半、中葉、後半のそれぞれの時期はどういう変化を重視するかで各時期を時代の転換点と位置付けることも可能である。しかし、本論は墓制に焦点を当てて歴史の流れを考察する立場をとっており、墓制のより大きな転換点である9世紀中葉という時期に注目したものである。

いずれにしても、承和の変以降、天皇という存在が社会で果たす役割が変質したことから、葬送儀礼も含め、文化・政治をはじめとする社会の多くの面で変化が生じ、国家の在り方そのものが9世紀後半にかけて大きく変化していくと考えることができよう。

このような9世紀半ば頃の国制の転換は東国地域でも広く認められており、『類聚三代格』における争乱記事や集落の居住形態の変化、その背景としての自然災害の多発を指摘する意見もある。そして、このような変化は広く畿内や瀬戸内地域にも認められることから、「地域ブロック化」(吉川2002、p95~98)の萌芽を9世紀半ば頃に求めた(有富2009)。

幼帝清和の即位と藤原良房の摂政就任という歴史事象に代表されるように9世紀中葉はその後に続く摂関期の国家への幕開きにふさわしい時代の大きな転換期と位置付けることが可能であるが、こうした政治上の変動に対応するかのようには墓制も大きな転換期を迎えることは重要な意味があったと考えたい。

## 7. 終わりに

本節では律令期の墓制の変容過程を検討し、墳墓に具現された政治性が脱却していく過程そのものを「律令国家」期の墓制と意義付けた。そして、フェルナン・ブローデルの示した概念を援用し、墓制が政治性を有した時代の成立と発展、終焉という「長期持続」の中に「律令期の墓制」を位置づけた。さらに、当該時期の墳墓の様相をもとに、成立期(8世紀前半)、完成期(8世紀中葉)、変質期(8世紀後半)、再編期(9世紀前半)、解体期(9世紀中葉以降)という5つの「景況」に区分し、具体的な変容過程を示した。

古墳に替わる新たな墓制の創出を目ざした律令政府によって、須恵器編年飛鳥V型式期の僧道照火葬を皮切りに、官人層を中心に火葬が広く流布することとなった(成立期)。平城Ⅱ型式期には伝統的な高塚墳墓が造営されなくなり、「律令国家」期の墓制のスタンダードとしての火葬墓が完成した(完成期)が、聖武帝の崩御によって、視覚効果を伴う儀礼としての役割を期待された葬送儀礼は、対新羅関係の悪化と唐風文化の積極的な受容とい

う律令政府の意向によって土葬に回帰した可能性が高い。しかし、律令官人層は依然として火葬墓に葬られており、厚葬化の進展と階層性の復活という転機となった（変質期）。さて、桓武天皇によって新しい祖先祭祀のあり方が志向されると、中央氏族は墓制によって社会的立場を体現する道を見出し、土葬墓をスタンダードとする墓制が畿内各所で展開した。まさに、王宮が「模範的中心」となって、国家と国民の「モデル」となり、社会のさまざまなレベルを通して、「モデルとコピー」という関係が生まれたという「劇場国家」的な在り方が志向されたのである（再編期）。このような墓制の動きも、文献史学において政治・社会・文化の大きな転換期とされる承和の変以降は大きく様変わりすることとなった。天皇の存在が官人機構から遊離し、一部貴族による特権集団の中心としての存在へと矮小化されると、当該時期の政治体制の変化の中で、墓制そのものが社会において果たす役割は大きく後退していき、『延喜式』の編纂をもって名実ともに「律令国家」期の墓制は終わりを告げることになる（解体期）。

このように、墓制の上で律令体制という政治の仕組みの影響が看取できるのは7世紀末葉から9世紀中葉までの時期であり、天皇という存在と切り離して考えることができないので、この時間幅を古墳時代に続く一つの大きな時代の枠組みとして包括できるのではないかとすることが本論の結論である。より端的に言えば、時代を動かしていたのはあくまでも天皇の存在であり、決して律令がその中心にあった訳ではない。古墳時代以降の歴史を単純化しすぎる嫌いはあるが、今一度まとめてみると、古墳時代から「律令国家」の時代、そして王朝国家の時代へと変遷する中で、墓制の在り方からすればこの時期の国家の有り様は王朝国家より、古墳時代的な在り方との類似点が多いと考えられる。つまり、「律令国家」とは古墳時代以来の支配者層が目ざした国家の在り方の到達点として捉えるべきであり、9世紀後半以降の王朝国家の時代とは歴史的な段階が異なるものであると考えたい。

また、本節では特に9世紀中葉の画期に注目し、当該時期に墓制が果たした役割について論証したが、畿内とその周辺地域の墓制の状況を時期ごとに比較した場合、畿内国の内部にあっても各地域が必ずしも歩調を合わせて墓制が変遷していた訳ではないことも分かった。特に、政権所在地の大和・山城地域との比較から摂津や河内の果たした役割が、その時々政治情勢によって微妙に異なっただであろうことが墓制の相違から窺い知ることができたのである。

（註）

1. もちろん、これ以前にも、承和期後期を中心に政治の基調が、従来の律令制的政治基調から国司請負的政治基調に転換し、承和期を平安初期政治史上の一画期ととらえる西別府氏の説（西別府 1976・2002b）などもあった。
2. 近畿地方における奈良～平安期の土器編年については、大川・鈴木・工楽編 1996、p794～817 に拠った。
3. 古墳の終焉から「律令墓制」成立期の墓制については、拙稿（渡邊 2003）で概要を述べたことがあるが、発掘調査例の増加に伴い新たに該期の墳墓の集成を行った（第 182 回ナベの会発表資料 2007. 1. 20）。なお、前節でも触れたように、具体的な歴史事象と考古学的現象が厳密に対応するかどうかの証明は現状では困難である。よって、ここでは具



体的な史料が発布された暦年代にほぼ相当する時期の考古学的現象を例示することとしたい。

4. 小口山古墳の築造は7世紀中葉まで上がる可能性があるが、ここでは家形石棺の系譜を引き、石槨部分を石棺と意識して礫などで圍繞するタイプの横口式石槨をこう呼びたい。これに引きかえマルコ山タイプは石槨部分をあくまでも石室と意識して造営されたものと考えられ圍繞施設は設けられないのである。
5. 飛鳥Ⅳ型式期の火葬墓は、久米ジカミ子古墓、五条野内垣内古墓、原山4号墓などの例が知られるが、専用の骨蔵器を用いず、人骨を直葬するものが多数を占めている。
6. 前園実知雄氏も、規制対象となったのは墳丘を伴う高塚古墳のみであったと考えられた（前園 1991、p69）。
7. 車崎 2002、p158・159 参照。なお、コムストックについてはコムストック 1976、p73・74 を参照した。
8. 黒崎 1980、p106・107 参照。  
なお、聖武太上天皇が土葬へと回帰した理由について、和田萃氏は新しい葬法に対する反動と、唐において火葬を禁じた影響を考えられた（和田 1973、p331）。
9. 天皇の火葬採用の要因に新羅墓制の影響を考えた網干氏も、聖武帝の土葬について征新羅の軍派遣計画に代表される新羅と日本の関係悪化を想定されている（網干 1981）。
10. 吉川真司氏も唐王朝は9世紀後半を通じて衰退し、弱小地方政権として最後を迎えたことから907年に唐が滅亡したことを過大評価すべきでないとされている（吉川 2006、p179）。
11. 吉川真司氏も日本の律令体制は9世紀中葉から衰退過程に入り、律令体制の解体がアジア東方の変動期と一致することに注目している（吉川 2006、p178）。
12. 小林義孝氏による発表レジュメ（「西暦2004年の古代墳墓研究」シンポジウム『古代墳墓は何を語るのか』2004.6.5）などによる。
13. 本論で「長期持続」という概念を援用したのは、ブローデルが歴史的時間における重層性を発見し、歴史を動かす本質的な要因としての構造に着目したからである（カルロス 2003）。後述するように9世紀中～後半の墓制の面期に注目すると、古墳時代成立以降、平安時代前期までの時期は大王あるいは天皇を中心とする中央の墓制が社会のある程度の階層まで影響を及ぼしており、一つの大きな構造としての時間幅と捉えることができたのである。
14. 古墳と火葬墓を対立する墓制と捉えると、中尾山古墳のような形態の墳墓を何と呼ぶべきか問題となるが、本論では火葬墓は葬制上の用語、古墳は墓制上の用語として扱っており、直接対比すべきではないと考えている。中尾山古墳については、葬制上は火葬墓であるが、墓制としては古墳と考えて差し支えない事例といえよう。
15. 左坂横穴墓群B支群、大田鼻横穴墓群など、7世紀後半以降盛行する丹後地域の横穴墓群については以下の文献で概略を述べた（渡邊 2004b、本論第2章第3節参照）。
16. なお、当該時期の郡司任命における才用主義への転換、つまり、富豪の輩への非難をやめ、積極的に利用するという政策の転換（青木 2007、p269）も後述するような墓制の変化に影響を与えた事象と位置づけることができよう。
17. このような承和年間の王家の在り方については、王権と臣下の上に仕奉の命令形が登

場し、宝亀年間から承和年間にかけて定型化することから、「この間に『王家』が新たな段階に入ったことを示唆している」という松下正和氏の意見（松下 1998、p124）もある。

18. 当時の日常容器における施釉陶器の占める位置を考慮すれば、このような高価な骨蔵器を使用できる造墓集団の階層性にも注目する必要がある。具体的には官人層を中心とした被葬者集団とは異なる、富裕層を主体とした造墓集団の台頭という歴史意義を見出すことができよう。
19. 荒木敏夫氏は、その著作において「日本の王権の歴史にとっての大きな画期が『讓位』と『幼帝』を『制度化』した時期にあることを確認し」、「日本の九世紀の国家・王制・社会が、大きな『うねり』をとめない変化した」可能性を指摘された（荒木 2013、p304・305）が、同書で荒木氏が述べられたように、このような日本の王権の歴史を「時代区分論」に反映させる試みは喫緊の課題と言えよう。

（引用文献）

- 青木和夫 2007 「時代の転換」『古代豪族』講談社学術文庫（初出 1974） p252～295
- 青木 保 2006 『儀礼の象徴性』（岩波現代文庫）岩波書店（初出 1984）
- 網干善教 1975 『史跡中尾山古墳環境整備事業報告書』明日香村教育委員会
- 網干善教 1979 「日本上代の火葬に関する二、三の問題」『史泉』第 53 号 関西大学史学会 p1～20
- 網干善教 1981 「古代の火葬と飛鳥」『講座飛鳥の歴史と文学』② 駸々堂出版 p273～310
- 荒木敏夫 2013 「おわりに」『日本歴史 私の最新講義 05 日本古代の王権』敬文舎 p304～309
- 有富純也 2009 「九世紀後期における地方社会の変転過程」『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会 p111～132
- 石井輝義 1996 「律令国家の喪葬—豪族の喪葬権の行方—」『史苑』立教大学史学会 p7～26
- 伊藤勇輔 1978 「兵家古墳の調査」『兵家古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 37 冊 奈良県立橿原考古学研究所 p159～170
- 伊藤勇輔 1984a 「佐保山遺跡群」『大和を掘る 1983 年度発掘調査速報展』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 p62・63
- 伊藤勇輔 1984b 「佐保山遺跡群」『奈良県観光』第 330 号 奈良県観光新聞社 p2
- 稲田奈津子 2002 「喪葬令と礼の受容」『日中律令制の諸相』東方書房 p283～309
- 井上幸治編 1989 「長期持続」『フェルナン・ブローデル』新評論 p15～68
- 今村道雄 1982 『一般国道 309 号建設に伴う甲田南遺跡発掘調査概要報告書』大阪府教育委員会
- 上田三平 1927 「行基墓」『奈良県に於ける指定史蹟』第一冊 史蹟調査報告第三 刀江書院 p63～68
- 宇波 彰 1984 「演劇政治論の陥穽」『現代思想』1984—4 青土社 p153～165
- 遠藤慶太 2000 「『続日本後紀』と承和の変」『古代文化』第 52 巻第 4 号 財)古代学協会 p42～50

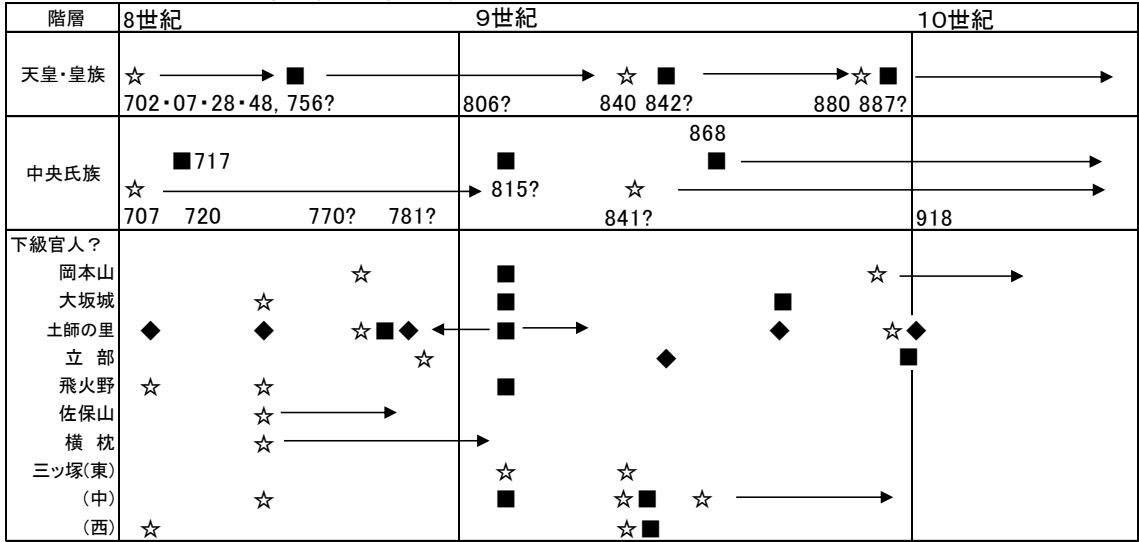
- 近江昌司 1983「奈良時代官人と柩之内火葬墓—被葬者の問題—」『奈良県天理市柩之内火葬墓』考古学調査研究中間報告7 埋蔵文化財天理教調査団 p65～70
- 大川 清・鈴木公雄・工楽善通編 1996『日本土器事典』雄山閣出版 p794～817
- 置田雅昭編 1983『奈良県天理市柩之内火葬墓』考古学調査研究中間報告7（前掲書）
- 尾上 実 1981『甲田南遺跡発掘調査概要・I』大阪府教育委員会
- 海邊博史 2003「古代墳墓の一形態」『関西大学考古学研究室開設五拾周年記念 考古学論叢』同刊行会 p919～942
- 加藤真二 1997「木棺墓S X 6428 について」『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56冊 奈良国立文化財研究所 p206～210
- カルロス・アントーニオ・アギーレ・ロハス（浜名優美監修、尾河直哉訳）2003「長期持続と全体史」『入門・ブローデル』藤原書店 p13～66
- 河上邦彦 1992「飛鳥時代の石造物三題」『阡陵 関西大学博物館学課程創設三十周年記念特集』関西大学考古学等資料室 p147～151
- 川尻秋生 2003『日本古代の格と資材帳』吉川弘文館
- 川村邦光 1995「モガリ（殯）と他界観」『西谷真治先生古稀記念論文集』勉誠社 p617～638
- 上林史郎 2004「古墳の終焉と古代の木棺墓」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の墓制』大阪府立近つ飛鳥博物館 p70～79
- ギアツ、クリフォード（小泉潤二訳）1990『ヌガラ 19世紀バリの劇場国家』みすず書房
- 北 康宏 1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究」『史林』第79巻第4号 史学研究会 p1～45
- 北 康宏 1999「律令陵墓祭祀の研究」『史学雑誌』第108編第11号 史学会 p63～94
- 北野耕平・井上 薫編 1985「歴史考古学からみた富田林」『富田林市史』第一巻 富田林市役所 p568～570
- 木村茂光 1997「終章『国風文化』から院政期の文化へ」『AOKI LIBRARY 日本の歴史「国風文化」の時代』青木書店 p237～243
- 車崎正彦 2002「古墳とクニ」『弥生の「ムラ」から古墳の「クニ」へ』学生社 p146～164
- 黒崎 直 1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集VI』奈良国立文化財研究所 p89～126
- 小林義孝 1994「甲田南古墓の性格」『甲田南遺跡発掘調査概要』大阪府教育委員会 p39～50
- 小林義孝 1997「古代墳墓から出土する『鉄板』について」『立命館大学考古学論集』I 同刊行会 p389～410
- 小林義孝 1998「丙の年の人の故に焼き失わず」『歴史民俗学』第12号 批評社 p42～61
- 小林義孝・海邊博史 2000「古代火葬墓の典型的形態」『太子町立竹内街道歴史資料館 館報』第6号 太子町立竹内街道歴史資料館 p31～54
- 小島俊次 1962「桜井市大字笠字横枕出土骨壺」『奈良県文化財調査報告書 埋蔵文化財編』第5集 奈良県教育委員会 p22・23
- 後藤昭雄 1982「承和への憧憬—文化史上の仁明朝の位置—」『今井源衛教授退官記念 文学論叢』九州大学文学部国語学国文学研究室 p263～278

- コムストック、W. R. (柳川啓一監訳) 1976『宗教 原始形態と理論』東京大学出版会
- 笹山晴生 1976「平安初期の政治改革」『岩波講座日本歴史』3 古代3 岩波書店 p233～269
- 佐藤泰弘 1995「律令国家の諸段階」『日本史研究』第400号 日本史研究会 p115～130
- 佐藤泰弘 2000「桓武朝の復古と革新」『年報 都城』12 (財)向日市埋蔵文化財センター p63～73
- 塩入伸一 1988「葬法の変遷—特に火葬の受容を中心として—」『仏教民俗学大系』4: 祖先祭祀と葬墓 名著出版 p109～140
- 島本 一 1936「火葬墳墓に於ける一二の共伴遺物」『考古学』第七卷第五号 東京考古学会 p202～205
- 下原幸裕 2006「古代墓制への推移」『西日本の終末期古墳』中国書店 p360～416
- 白石太一郎 2000「キトラ古墳と高松塚古墳」『古墳の語る古代史』岩波書店 p261～271
- 新谷尚紀 1996「火葬と土葬」『民衆生活の日本史 火』思文閣出版 p229～269
- 末永雅雄 1955「磯城郡上之郷村大字笠字横枕 火葬墳墓」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第5輯 奈良県教育委員会 p17～24
- 平 雅行 1992a「浄土教研究の課題」『日本中世の社会と仏教』塙書房 p44～72
- 平 雅行 1992b「中世移行期の国家と仏教」『日本中世の社会と仏教』(前掲書) p75～109
- 高橋照彦 1999「土器の流通・消費からみた平安京とその周辺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第78集 国立歴史民俗博物館 p33～67
- 高橋照彦 2011「銭貨と土器からみた仁明朝」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』(前掲書) p141～188
- 田中和弘 2005「日本古代の墓誌」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2003年度 共同研究成果報告書』(財)大阪府文化財センター p143～157
- 田中久夫 1996「祖先崇拜」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集 国立歴史民俗博物館 p3～38
- 田中広明 2003「結び」『地方の豪族と古代の官人』柏書房 p353～360
- 玉井 力 1964「承和の変について」『歴史学研究』No.286 青木書店 p22・23
- 角田文衛編 2011『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』(前掲書)
- 中沢新一 1984「劇場国家批判(南方熊楠論ノート)」『現代思想』1984—4 (前掲書) p189～201
- 西別府元日 1976「九世紀中葉における国政基調の転換について」『日本史研究』第169号 日本史研究会 p30～54
- 西別府元日 2002a「国家的土地支配と班田制」『律令国家の展開と地域支配』思文閣出版 p133～171
- 西別府元日 2002b「転換期としての『承和期』」『律令国家の展開と地域支配』(前掲書) p334～359
- 西本昌弘 2004「古代国家の政務と儀式」『日本史講座』第2巻: 律令国家の展開 東京大学出版会 p153～190
- 仁藤敦史 1994「初期平安京の史的意義」『歴史評論』533号 校倉書房 p11～25

- 根立研介 2011 「承和期の乾漆併用木彫像とその後の展開」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p239～261
- 橋本義則 1999 「古代貴族の営墓と『家』」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』思文閣出版 p112～132
- バランディエ、ジョルジュ 1982 「画面」『舞台の上の権力—政治のドラマトゥルギー』平凡社選書 平凡社 p143～186
- 菱田哲郎 2011 「定額寺の修理と地域社会の変動」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p215～238
- 服藤早苗 1987 「山陵祭祀より見た家の成立過程—天皇家の成立をめぐる—」『日本史研究』第302号 日本史研究会 p10～34
- 藤田弘夫 1993 「上演されるドラマ」『都市の論理』中公新書 p119～162
- 本郷真紹 1997 「古代寺院の機能」『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版 p311～334
- 本郷真紹 2004 「奈良・平安時代の宗教と文化」『日本史講座』第2巻：律令国家の展開（前掲書） p191～222
- 前園実知雄編 1981 『太安萬侶墓』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第43冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 前園実知雄 1991 「古代都市と墓」『季刊考古学』第34号 雄山閣出版 p66～70
- 松下正和 1998 「古代王権と仕奉」『王と公—天皇の日本史』柏書房 p90～131
- 水木要太郎 1913 「威奈大村墓」『奈良県史蹟勝地調査会報告書』第一回 奈良県 p20～22
- 水木要太郎 1914 「行基菩薩の墓」『奈良県史蹟勝地調査会報告書』第二回 奈良県 p15～19
- 水谷千秋 2003 『女帝と譲位の古代史』文春新書 文藝春秋
- 森本六爾 1985 『日本考古学選集 23 森本六爾集』築地書館 p226～248（初出1926「文忌寸禰麻呂の墳墓（上）（下）」『中央史壇』12—4・5）
- 安井良三 1987 「持統天皇の葬礼について」『日本書紀研究』第16冊 塙書房 p275～289
- 山内晋次 2011 「九世紀東部ユーラシア世界の変貌—日本遣唐使関係史料を中心に—」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p3～30
- 山田邦和 2011 「平安時代前期の陵墓選地」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p263～288
- 山田良三・中谷雅治・杉原和雄・高橋美久二・堤 圭三郎 1969 「尼塚古墳群発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1969）』京都府教育委員会 p66～100
- 吉川真司 2002 「律令体制から初期摂関体制へ」『平安京 日本の時代史』5 吉川弘文館 p93～100
- 吉川真司 2006 「律令体制の展開と列島社会」『列島の古代史』8：古代史の流れ 岩波書店 p133～202
- 吉川真司 2011a 「はしがき— 仁明朝という時代 —」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p i ～viii
- 吉川真司 2011b 「九世紀の調庸制— 課丁数の変化と偏差 —」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺』（前掲書） p 1～10

- 換期とその周辺』(前掲書) p31～53
- 米田雄介 1976 「郡司の出自と任用」『郡司の研究』法政大学出版局 p185～209
- 渡邊邦雄 2003 「天武・持統朝の墓制」『古代学研究』第 161 号 古代学研究会 p9～28
- 渡邊邦雄 2004 a 「畿内における律令墓制の展開と終焉過程」『日本考古学』第 17 号 日本考古学協会 p43～65
- 渡邊邦雄 2004 b 「墓前祭祀から見た丹後地域の横穴墓」『古代文化』第 56 卷第 2 号 (財) 古代学協会 p1～17
- 渡邊邦雄 2007 「古代の集団墓」『考古学雑誌』第 91 卷第 4 号 日本考古学界 p1～32
- 渡邊邦雄 2010 「終末期方墳の起源と変遷」『考古学雑誌』第 94 卷第 2 号 日本考古学界 p30～70
- 和田 萃 1973 「殯の基礎的考察」『論集終末期古墳』塙書房 p285～385

図102 8・9世紀の葬法の変遷(模式図)

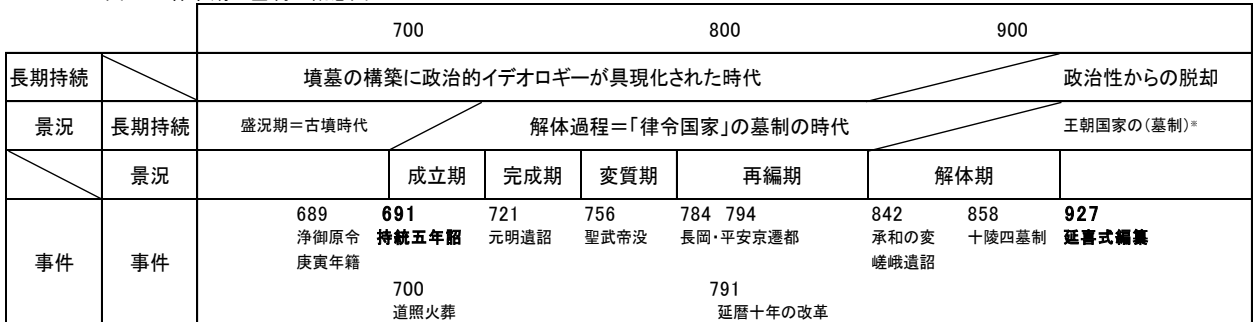


[凡例] ■木棺(土葬) ◆土器棺・土壙墓 ☆火葬墓

[没年詳細]

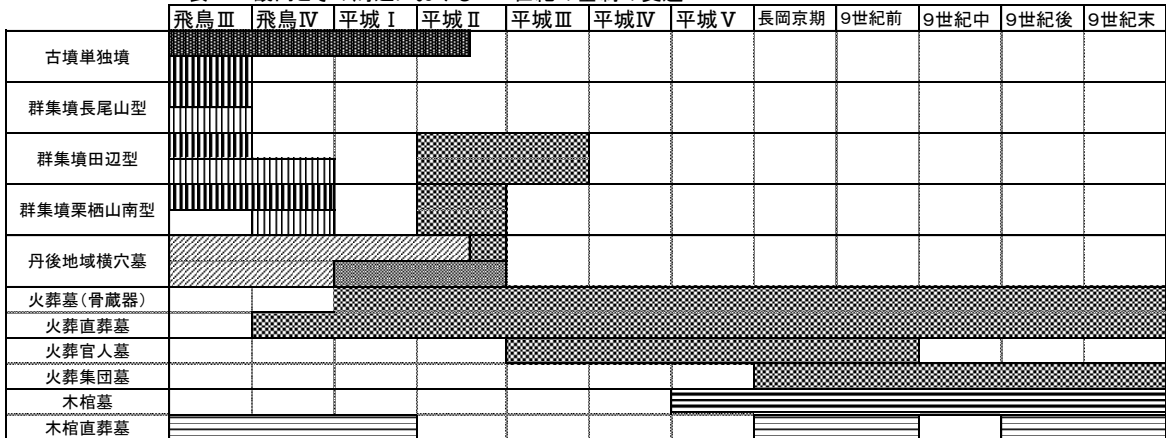
702(持統太上天皇)、707(文武天皇・威奈大村・文忌寸称麻呂)、717(石上麻呂)、720(藤原不比等)、721(元明太上天皇)、728(聖武皇子)、748(元正太上天皇)、756(聖武太上天皇)、770(文室浄三)、781(石上宅嗣)、806(桓武天皇)、815(賀陽豊年)、840(淳和太上天皇)、841(安濃王)、842(嵯峨太上天皇)、868(源信)、880(清和太上天皇)、887(光孝天皇)、918(三善清行)

図103 律令期の墓制の概念図



※本文で示したように、10世紀以降は制度としての「墓制」が社会において一定の役割を果たすことはなくなっていることから( )で表現した。

表41 畿内とその周辺における8・9世紀の墓制の変遷



[凡例]



## 結章

### 第1節 各章のまとめと課題

前章までの各節にわたって7世紀後半から10世紀初頭頃までの墓制の動向を検討してきた。各章で検討した内容を要約すると、以下のようになる。

序章での「律令国家」に関する研究史の整理と本論の目的の提示に続き、第1章では、大和・山城・河内・摂津・播磨など畿内とその周辺地域を対象にして、8・9世紀における横穴式石室の再利用例をAからFの6類型に分け、その意義を述べた。また、それぞれの再利用の消長と社会的背景についても簡単に触れた。

特に、古墳の終焉とも係わる継続使用は「律令国家」による身分秩序の下で新たに造墓が許されなくなった階層の氏族が墓域の土地所有権を主張して行ったものであり、追善供養も同様であると判断した。また、墳墓としての再利用は桓武天皇による「延暦十年の改革」などに伴う祖先祭祀の画期や祖先顕彰理念の強調にあわせて、各氏族が自己の系譜を主張する手段の一つと考えたが、9世紀中頃以降に陵墓祭祀へ仏教的祭祀が導入されたことに伴い、衰退していくことになる。しかし、河内・大和の一部地域においては9世紀後半から10世紀初頭にかけて木棺墓を主体部とする再利用が活発になり、天安2年(858)の十陵四墓制の成立の時期と重なることは注目できる。この一連の動きは令制氏族墓の衰退に対する藤原氏の先祖墓再興という藤原良房の政策によるものであり、藤原摂関時代の政治原理にかなうものであった。

古墳再利用に着目すると8世紀前半、8世紀後半から9世紀前半、9世紀後半という3つの画期が存在することや墳墓としての再利用において火葬と土葬という葬法の違いが9世紀前半までは葬送儀礼観の違いとして明確に区別されていたこと、そして、9世紀後半以降、大和と河内などで葬制の地域色が発現することが分かった。

第2章では飛鳥Ⅲ型式期から平城Ⅱ型式期にかけての墓制について検討した。中央政権による造墓規制があらゆる階層に対して貫徹していく過程を「律令国家」による墓制の成立と意義付け、飛鳥Ⅴ型式期の段階で「律令国家」期の墓制のスタンダードである火葬墓の成立と厳格な造墓規制が達成されたことを明らかにした。そして、その規制が及んだ地域こそが畿内であり、大和を中心とする一部地域では飛鳥Ⅲ型式期に一足早く造墓規制が実現したことも分かった。しかし、丹後地域の横穴墓のように、畿内周辺部などでは完全な規制は達成できず、その傾向は畿内を離れば離れるほど顕著となり、各地域独自の墓制が展開していたのである。

さらに、律令制下で四畿内(和泉国設置後は五畿内)という行政的区画によって規定された畿内地域においても、墳墓の造営状況に違いが見られ、政権中枢部の大和を頂点として、河内、摂津、その他の地域という階段状の格差を有することが分かった。飛鳥Ⅳ型式期は大和と河内、飛鳥Ⅴ型式期から平城Ⅱ型式期は大和の優位性が突出しており、少なくとも古墳や火葬墓の造営状況から窺い知ることのできる政権の実態は、「畿内政権」というより、「大和(・河内)政権」と呼ぶべき状況にあったといえよう。



第3章は火葬墓、土葬墓、墳墓としての古墳再利用例を取り上げ、一般に律令時代と呼ばれている時期の墓制の具体相を検証した。その結果、8世紀中葉・9世紀前半・9世紀後半という墓制の画期が三者ともほぼ一致することが分かった<sup>1</sup>。特に終末期古墳の墓域がそのまま律令期の墓制である火葬墓に継続される事例は畿内ではほとんど認められないこと、つまり、墓制の断絶時期が存在することは注目されよう。ただ、墓制を構成する要素は古墳から火葬墓に継続するものもある。例えば、周溝の存在や海獣葡萄鏡の副葬などであるが、これらの古墳時代的要素も8世紀中葉に一気に払拭されることになる。

8世紀後半以降に、古墳時代の遺制である土葬墓とは系譜の異なる木棺墓が突如として造営され始め、9世紀前半に厚葬化のピークを迎えた。しかし、9世紀中葉以降は墓制として後退しており、この時期前後に他界観をはじめとする葬送儀礼の在り方が大きく変わった可能性がある。このような墓制の傾向は皇族や中央貴族を中心にして10世紀前半にかけて継続・進展するが、9世紀後半以降に墓制を厚葬化する集団が出現することもわかった。これらの墳墓に葬られた被葬者は出現期のそれとは大きく様変わりしており、経済力を有する裕福な階層が自らの主体的意志で造墓し得るという新たな時代が到来したことを象徴する墳墓といえよう。

第4章では、9世紀中葉から後半にかけての墓制の画期を検証するため、群集する古墓群、すなわち集団墓における葬制の変化に着目した。

奈良時代の官人墓と違い、平安時代前期の官人墓は、そのみで構成される事例はなく、官人層の造墓を契機に、集団墓化していくものが多数を占め、在地性が強いことがわかった。奈良時代までの他律的な墳墓経営の段階から主体的な墳墓経営へと移行しつつある段階の墳墓群である。

9世紀前半頃の火葬墓は奈良時代以来の葬送観念が根強い葬法であったのに対して、木棺墓の場合は当時の政治動向をより鋭敏に反映した政治性の強い、あるいは先進的な葬送思想を取り入れた墓制であった。9世紀中葉以前は土葬と火葬という葬制の違いが明確に区別されていたが、仏教的他界観の浸透に伴い、他界観が大きく変質し、両者の葬制に伴う葬送儀礼には顕著な差異を認めることができなくなったことも分かった。このような葬制・墓制の政治的な意義が9世紀中葉以降急速に薄れていくことからすれば、墳墓に表出された政治的あるいは社会的意味が失われた、つまり古墳時代的な墓制がついに終焉を迎えたと位置づけることができるのではないだろうか。

9世紀後半以降、畿内各地では共同体レベルでの葬送儀礼の地域色が顕在化し、もはや中央の墓制は各地域に対する影響力を失い、汎畿内の斉一制を示すことはなくなった。墓制から判断する限り、ここに律令制度はその社会的役割を終えたということができよう。

第5章では具体的な史料や関連分野の研究成果を参照しながら、8～9世紀の墓制の変遷を中心に検討したが、墓制の上で律令体制という政治の仕組みの影響が看取できるのは7世紀末葉から9世紀中葉までの時期であることを確認した。そして、当該時期の墓制は天皇という存在と切り離して考えることができないことから、この時間幅を古墳時代に続く一つの大きな時代の枠組みとして包括できるのではないかとすることが本論の結論である。古墳時代から「律令国家」の時代、王朝国家の時代という変化の中で、墓制に基づく限り8～9世紀の国家の有り方は王朝国家よりも古墳時代的な在り方と親和性が高いといえよう。つまり、「律令国家」とは古墳時代以来の支配者層が目ざした国家の在り方の到達

点として捉えるべきであり、9世紀後半以降の王朝国家の時代とは歴史的な段階が異なるものであると考えたい。

## 第2節 「律令国家」を理解するための概念の整理

権力とは中心とともに周縁を造り出す装置である(山口 2000、p172)。滝村隆一氏は「諸個人が生活の生産において直接・間接にとり結んだ関係を基礎にしてつくりだされた規範としての共通意志による支配・服従関係を本質とした支配力」(滝村 1971、p28)と規定した。

古代国家が成立する過程において王権の伸長が図られることは多言を要すまい。その王権という概念について荒木敏夫氏は「王の権力、王を王たらしめている構造・制度、時代を支配する者・集団の権力」(荒木 2013、p29)と述べ、山口昌男氏は「中心化の極と非中心化の極を一つの射程に収め、それぞれの文化が有するコスモスを呼び起こす装置。つまり、王権はコスモロジーの絵解きであり、あらゆる側面に演劇的表現を与える」(山口 2000、p172・173)と考えた。この「演劇的表現」という理解については、政治が演劇化を通して支配を拡大しているというバランディエの評価(バランディエ 1982)を重視し、本論では墓制がギアツの言う「劇場国家」(ギアツ 1989)的役割を果たしたという視点から論述を進めてきた。一方、王権に対する上野千鶴子氏の考えも興味深い。すなわち「王権とは中心一周縁関係で捉えるものではなく、<周縁>を否定して<内部>を<中心>のもとに均質化し、その<中心>だけが<外部>との通路になる」(網野・上野・宮田 1988、p95)という考えであり、第2章第4節で触れたように、墓制からみた国家の領域を考えるうえで重要な指摘と考えている。

本論では古代国家を「律令国家」という側面より「天皇制国家」としての性格が強いと位置付けたが、天皇制という言葉を用いるのであれば、その意味を明確にする必要がある。ここでは安良城盛昭氏の定義された概念を提示しておきたい。安良城氏によれば天皇制とはツァーリズム、カイザートゥムと並ぶ後進資本主義権力の一類型で、日本のみに成立した独自の権力でありながら、世界史的範疇たりうる政治制度であるという。歴史的な天皇制の基準は、①支配階級の最高の地位にあって支配階級編成の要となっている、②被支配階級を支配するための究極的権威であること、③その社会における最大の剰余労働搾取者であること、という3点を満たすことが必要であり、<古代><近代>天皇制を論じることではできるが、<中世><近世><現代>に天皇制は認めることができないとする(安良城 1989、p54)。もちろん、古代の天皇制と明治維新によって成立した近代天皇制の間には天皇のあり方や政治の仕組みなど大きな隔りがあることは言うまでもない。しかし、天皇の立場、社会に対する影響力の有無という面では有効な基準といえよう。

続いて国家という概念についても検討する必要があるが、国家とは何かについて寺澤薫氏の考えを引用したいと思う(寺澤 2013)。寺澤氏によれば、歴史的な国家誕生の契機は内的・外的国家の二面性から追求しなければならないという。エンゲルスの『反デューリング論』(エンゲルス 1960)の第二の道に対する第一の道、つまり滝村隆一氏の言う<狭義の国家>に対する<広義の国家>の先行性は明らかであり、エンゲルスが『家族・私有財

産・国家の起源』(エンゲルス 1965) で提唱した国家概念とその規定に拠らない国家起源論を展開する必要があるという。滝村氏は狭義の国家を共同体内部における第三権力としての国家権力と捉え、社会構成体内部において、諸階級・階層の社会権力に君臨し、それを政治的=イデオロギー的に支配・統制する第三権力であり、特殊な抑圧強力と位置付けた。そして、近代的発展段階に初めて国家が支配権力・被支配権力から独立するという。これに対して広義の国家は「国家は全社会の公式の代表者であり、目に見える一団体に全社会を総括したものであった」(寺澤 2013、p8) というエンゲルスの『反デューリング論』の規定に基づき、国家的支配の及ぶ全対象、すなわち狭義の国家から市民社会に至る全領域を、一つの全体的な連関において把握したものとする。もちろん、どちらか一つの道が国家の発生につながる訳でも、二つが文字通り「二重」であってどこまでも常に重なっている訳でもない。吉田晶氏が論じたように、「両者が重なりあいながらも、アジアの場合には第一の道を中心とする」という理解(吉田 1970、p80) がわかりやすいだろう。

序章で「律令国家」とは『日本書紀』的言説に媒介された一種の「想像の共同体」であったという小路田泰直氏の言葉を挙げた(小路田 2002、p222)。これはアンダーソンの「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である」(アンダーソン 1997 p 24) という言葉と同じ理解であるが、国家という概念は目に見えないものであり、歴史学者が国家概念についてあれこれ議論したとしても、その時々国民一人一人の国家への帰属意識はまさに想像に過ぎない。古墳時代が首長制社会なのか、初期国家なのか、あるいは部族的国家なのか、アジア的国家なのかなどという議論とは裏腹に、当時の人々がどのように考えていたかを直接窺い知ることはできないのである。ただ、伝統は創り出されるという文化人類学の成果を援用し、「共同体主義的」な創り出された伝統を基本型と見なすことが可能ならば、通過儀礼が特定の集団の伝統を特徴づける(ホブズボウム 1992、p21) という観点に基づいて墓制の意義を考えてみることも可能であろう。墓制から「律令国家」像の見直しを意図した所以である。

さて、律令制度に基づく国家が「律令国家」であるとすれば、制度とは何かについても概念の整理をしておきたい<sup>2</sup>。

制度という概念については、経済史の分野で制度変化について検討したノースならびにグライフの学説を提示しておこう。ノースによれば、制度とは、社会におけるゲームのルールで、人々によって考案された制約である。そして、制度は人々の相互作用を形づくり、政治的、社会的、経済的交換におけるインセンティブ構造を与える。制度変化は社会の時間的変化の様式を形づくり、それゆえ、歴史変化を理解する鍵となる。そして、制度は日常生活に構造を与えることで不確実性を減少させるなど、人々の相互作用にとっての指針となる。制度は個々人の選択集合を定義・制限する。また、制度にはフォーマルな制約(法律などのルール)とインフォーマルな制約(慣習や行為コード)があり、制度変化は不連続的ではなく、徐々に変化するという(ノース 1994)。

これに対して、グライフは、制度とは、行動に一定の規則性を与えるルール・予想・規範・組織のシステムであり、ルールは人々の間に認識の共有をもたらし、情報を提供し、行動を調整し、行動を指示すると考えた。予想と規範は人々にルールに従う動機を与え、組織はルールを形成し、流布し、予想と規範を維持し、実現可能な予想の範囲に影響を与えるものである。また、制度は制度的要素が集合して構成される。制度は人々に動機づけ

を与え、行動が再生産されることで制度は維持される。しかし、制度が外生的な要因・内生的な要因により人々の行動が再生産されなくなると制度は崩壊する。そして、これらのことを勘案し、制度が生成する出発点はそれ自体、ナッシュ均衡を反映している可能性が高いという（グライフ 2009）。

ナッシュ均衡とはゲーム理論に基づく概念である<sup>3</sup>。人々がどう行動するかについて人々は共通の理解を持ち、しかも自分一人だけが行動を変えても得をしないような状態を指し、制度がうまく機能し、安定した行動パターンが定着していれば、そうした条件を満たすとされる（岡崎・神取 2009、p390）。つまり、一度その状態に到達したら、誰もその選択を変えたくないような安定した状態（川越 2012、p29）である。ただし、グライフによれば、どのような制度的な行動（ナッシュ均衡）が定着するかについて、ただ一つの予測を与えることは不可能で、複数のナッシュ均衡行動のなかから、一つのを定着させるメカニズムの複合体を制度ととらえている（岡崎・神取 2009、p391）。

先に引用したノースに拠れば、「国家やフォーマルなルールがない場合、緊密な社会的ネットワークが大きな安定性をもつインフォーマルな構造の発展を導く」という（ノース 1994、p51）。本論で取り上げた墓制に関しては国家的な規範によるものか、例えば流行のような緊密な社会的ネットワークが生み出したものなのかという見極めは困難である。ただ、グライフの説くように制度の成立にナッシュ均衡が反映していると考えた場合、「律令制度」という制度が社会的に有意味と考えられており、その制度の構成要素の一つとして墓制が何らかの意味を果たしていたのであれば、特定の墓制が採用される条件として、ポランニーのいう「暗黙知」の概念を引用すれば理解しやすいだろう（ポランニー 2003）。ゲーム理論が有効に機能するためにはゲームに参加するプレーヤー間で知識や情報の格差がないことが重要で、このようなプレーヤー同士が共有している知識や情報を共有知識というが（川越 2012、p90）、「暗黙知」には問題を妥当に認識し、いまだ定かならぬ暗示＝含意を妥当に予期する（ポランニー 2003、p50）という機能が想定されており、国家的規範がなくとも、葬送儀礼を行う者が必要と考えれば特定の墓制を採用するだろうし、その必要がなくなれば、一定の墓制が採用されることはなくなるだろう。「律令制度」というしくみも国家＝支配者階級だけでなく、地方の支配者層の立場から、これに与する方が自分に都合がよいと判断すれば採用するだろうし、それが列島規模で普遍化すれば、まさにナッシュ均衡の様相を示すものといえよう。今さらの感があるが、エンゲルスが国家の要件として掲げた国家的強力を介在させることなく、「律令国家」の成立と展開を理解することができるのである。

このことをゲーム理論に基づいて図示したものが図 104 である。ゲーム理論におけるナッシュ均衡は同時ゲームの場合、囚人のジレンマのような表形式で表される。しかし、律令制度の成立期のような状況下では中央政府側と地方の支配者層で二つの選択肢が交互に繰り返されることになる（交互ゲーム）。すなわち、第 1 の選択として、中央は各地域に対して直接支配と間接支配の二つの選択肢が想定できる。これに対して、地方の支配者層は前者に対して我慢して受け入れるという選択肢とこれを拒絶して闘うという選択があり得るだろう。後者に対しても同様に郡司という地位で受け入れる場合と反発するという 2 種類の選択肢が考えられる。これを図に示したものが樹状図（逢沢 2012、p102・103）である。この場合、全体の利益を 6 とし、反発時の戦乱の勝率をそれぞれ 50% ずつ、戦乱に伴

う損失を-2と仮定すると、中央による直接支配、間接支配の意志の如何に関わらず戦乱状態になった場合の利益は中央1、地方1となる。戦乱以外の場合、直接支配を地方が受け入れると利益は中央6、地方0、間接支配を受け入れた場合は中央3、地方3となる。

戦乱状態になれば、両者に損害が生じ、ゲーム理論でいうところのパレート効率的（川越 2012、p39・40）でなくなることから両者が戦乱を選択することはない。そうすると中央は地方に直接支配を受け入れさせて利益を上げたいのに対して、地方の側では利益が0となるので、この選択を受け入れる余地はない。つまり、地方が採るべき手段は郡司の道しかないことになる。さらに、直接支配を中央が意図した場合、地方側が反発する素振りを見せれば、つまり、ゲーム理論の「脅しのゲーム」（天谷 2011、p106・107）の手法を用いれば、必然的に地方の有力層を郡司に任命して間接支配を行うしくみを採用することになる。なお、本論では律令制度成立の過程を交互ゲームと想定したが、個別地域での在り方は同時ゲームの累積と考えることも可能であり、その場合は図 105 のような表形式で表現することもできる。

### 第3節 墓制から見た8～9世紀の国家像

本論の目的は序章でも示したように、墓制という考古資料を用いて、「律令国家」像を解明すること、墓制の検討を通して当時の畿内のあり方についても検討すること、「律令国家」の変遷と歴史的意義を解明することにある。上記課題について本論で述べた成果に基づいて、以下検証してみよう<sup>4</sup>。

「律令国家」とは何かという課題については、近年の研究動向を踏まえ、「律令国家」は天皇専制国家か畿内政権・貴族政権国家かというような二者択一的な解釈が成り立たないことを本論の検討を通して改めて確認することができたと思う。

「律令国家」の性格を検証するのであれば、その成立から終焉までの変遷を検証し、それぞれの段階における国家の意義を確認する必要がある。このような試みは吉田孝氏の『律令国家と古代の社会』（吉田 1983）や野村忠夫氏の『律令政治の諸様相』（野村 1968）をはじめとして、日本歴史に関する概説書では一般的な手法であり、筆者も多くの類書を参照させていただいた。例えば、野村氏はその著書の中で「わが国の本格的な律令体制は、壬申の乱後の天武朝での急速な展開を経て、浄御原令で基本的に成立した」（野村 1968、p96）と結論づけた。もし、この想定が妥当であれば、飛鳥IV型式期に相当する時期の古墳の造営状況などを手がかりにすると、第2章第4節で示したように、この時期の政権は「大和・河内政権」として成立したと意義付けることが可能である。そして、第3章以下で示した墳墓の状況から判断すれば、同じ畿内国であっても大和・河内が他国に比べて優位な状況は奈良時代を通じて崩れることはなかったのも、畿内政権という言葉からイメージされがちな、畿内が一枚岩となって地方と対峙するという「律令国家」のイメージを思い浮かべることができないといえよう<sup>5</sup>。

しかし、9世紀中葉頃に墓制の状況が急速に変化した。中心一周縁関係、あるいは「劇場国家」を念頭に置いた概念ではあるが、モデルとコピーで表現されるような墓制の動態をリードする地域が認められなくなったのである。筆者はこの現象の背景に天皇の歴史的

存在意義の変化を想定している。黒崎氏が明らかにしたように墓制の変化には天皇喪葬の変化が大きく影響していることから（黒崎 1981）、当時の人々が重視したのは律令そのものではなく天皇の存在であることを改めて強調したい。そして、墓制の動態の要因は決して国家的強力や法的規制によって厳格に施行されたものではないことを勘案すれば、当該時期の国家的性格として「天皇制国家」という側面をより重視したいのである。しかし、天皇制とはいうものの、政権を主導したのはあくまでも畿内地域の豪族・貴族層であり、「天皇制国家」という言葉で一括りにできる状況にないことはいうまでもない。畿内政権論の立場からみれば、「墓制に基づく限り」という条件付きであるが、古墳再利用の在り方など墓制の動態に中央政権の意向が行き届く範囲こそが「畿内」と言えるのであり、多くの先学が指摘するようにそれ以外の地域は各地域の有力首長に依存するような体制であったと考えられる。

つまり、墓制のみに基づいて検討すると、8～9世紀の日本は畿内政権ともいえるし、天皇制国家と評価することも可能なのである。墓制の変遷は少なくとも9世紀中葉まで天皇喪葬の影響を受けており、天皇制国家といえる様相を呈している。しかし、その影響力が明確に看取出来る範囲は文字通りの畿内地域であり、まさに字義通りの意味で“畿内政権”なのである。しかも、時期によっては“畿内”の範囲が大和と河内、あるいは大和に限定されるなど、墓制から見る限り、“畿内”の範囲は変動していると言えるような状況を呈している。

専制国家論の前提は前代（古墳時代）との断絶といわれるが、墓制に関しては飛鳥V型式期にほとんどの地域で一世代程度の空白期が認められた。いわゆる終末期群集墳において墓域が継続し、火葬墓群が造営される事例はほとんど認められない。一方、火葬墓では8世紀中頃まで周溝や海獣葡萄鏡の副葬など古墳時代の遺制と見なせるような墓制が展開していた。つまり、墓制の断絶といっても何をもって評価するかという基準も考慮に入れる必要がある。土葬から火葬という葬法の変化に代表されるような墓制の断絶という現象も大和とその他の畿内地域、さらに周辺地域では墓制が変化する時期に微妙な差異が認められた。この時期差を生み出した各地域の事情こそが当時の国家像を構想する場合の重要な視点になると考えられる。

火葬墓が前代の遺制を払拭し、新たな墓制として完成する8世紀中葉は政治史上では墾田永年私財法の発布に代表されるように、律令政治の動揺あるいは衰退時期と評価されることもあった。しかし、序章で示したように近年は律令制が最も機能していた時期と考えられるようになっており（吉田 1983）、政治の動向と墓制の動向が見事に一致しているのである。8世紀末葉から9世紀初頭にかけては木棺墓を中心とする土葬墓が隆盛を極め、豪華な副葬品を伴うなど厚葬化が際立つようになり、これも桓武帝の登場に伴う一連の政治改革と歩調を合わせる現象と見なすことができよう。特に、火葬墓と木棺墓では葬制の違いによる副葬品の使い分けが行われており、この時期までは墓制が政治的社会的意義を担っていたと考えられる。そして、9世紀中葉の薄葬遺詔を受けて墓制が大幅に衰退し、政治的・社会的意義を失った結果、中央の墓制の動向には連動しない新たな墓制が登場した。この時期の墓制は藤原氏による新しい墳墓祭祀と評価できるものであり、第3章でも触れたように、承和の変で旧来の貴族勢力を追い落とし、権力を掌握した藤原良房が「十陵四墓制」（858）を制定することで近親祖先墓の再興を図るなど、名実ともに律令制はそ

の役割を終えたのである。墓制に基づく限り、律令というしくみが社会的に一定の役割を果たしていたのは8世紀中葉から9世紀中葉までの約100年間に限定できると言えそうだ。

## 第4節「律令国家」とは何か

律令制度という新たな政治体制の成立に伴い、日本列島の広範囲に亘って中央政府の意向が浸透し、郡司を介在するものの国司による戸籍に基づく個別人身支配がある程度達成されたことは否定できまい。もちろん、地方はもとより、平城京内においても律令規制が貫徹した訳ではなく、例外規定が存在したことは言うまでもない。序章で述べた吉田一彦氏の「古代国家にとって律令は全面的というよりむしろ部分的なものにすぎず、この国家を根底で規定するものとはみなしがたい」（吉田2008、p28）という評価は尊重されるべきであろう。

しかし、発掘調査件数の増加に伴い急速に進んできた国分寺研究の成果と課題を述べた須田勉氏の次の言葉は傾聴に値するものである。すなわち、国分寺問題を検討する場合に重要なことは、「国分寺制度を企画・立案し、それを各国に要請した国家の側と、その計画を受け止めた在地社会との関係を通じ、結果として、それを成し遂げた日本の律令国家の特質を、どのように読み解くか」（須田2015、p14）という視点である。本論では、国家の側の立場ばかりではなく、受け止めた側からの視点に立って国家像の在り方を読み解いたつもりである。

8世紀初頭、大宝律令の成立によって律令制のしくみが完成した。しかし、実際に律令が政治の根幹として機能していたのは8世紀を中心とする100年間余りに過ぎないのではないか。そして、律令支配の代名詞ともいえる一般民衆の個別人身支配も中央政府による直接支配というより、郡司など在地の有力者に依存した間接支配であった。これらのことを勘案すれば、国家的強力によって新しい制度が完成したと捉えるより、在地の有力者の立場や事情によって在地勢力の側から主体的に制度を導入したというゲーム理論に基づく理解に整合性があるというのが本論の立場である。

そのように考えてよければ、律令そのものの実効性にあまりこだわる必要もなからう。前代からの地方支配の在り方を受け継いだ地方制度の上に、律令制という官僚制のしくみが覆いかぶさった二重構造の国家像を想定すれば、当時の政治の実態は理解できるのではないだろうか。

ただ、ゲーム理論では制度変化のプロセスを自己完結的に理解することはできず、比較情報と歴史情報に依拠しなければならないという（青木2003、p6）。そのため、本論では墓制という考古学上の成果に基づいて制度変化の在り方を検討したのである。

制度変化のプロセスを理解するためにはゲームに参加するプレイヤーが「それぞれの予想を斉合的な形で修正するプロセスを理解する」（青木2003、p6）必要がある。そのため用いられる方法が比較制度分析である。青木昌彦氏によれば、制度とは「集団的に共有された予想の自己維持的システム」（青木2003、p33）であり、内生性、情報縮約、頑健性、普遍性、複数性の5つの要素が含まれる。前述したように制度は均衡状態であるが、「均衡状態は、社会的に構築された現実であるので、ドメインにとって内生的で」あり、「要約表

現一暗黙的およびシンボリックなもの—を通じて、経済主体の予想をコーディネート」(青木 2003、p16) することになる。律令制度の成立に関して、青木氏の説を取り入れれば、要約表現として“天皇”がシンボルとして選ばれ、制度が成立したと考えることができよう(図 106)<sup>6</sup>。

比較制度分析によれば、制度変化は経済主体たちの予想がクリティカル・マスで変更される状況であり、環境ショック(外的要因)やドメインの内的危機、それらの結合によって引き起こされる認知的不均衡に反応して、経済主体たちが新しい方法を発見しようと努めるプロセスである(青木 2003、p252・253)。また、制度変化の在り方は「漸次的なダーウィンのプロセスではなく」、古生物学者ナイルズ・エルドリッジとスティーヴン・ジェイ・グールドによって概念化された断続平衡説に基づく生物学的進化プロセス、すなわち「長期の停滞状態が短期の急速な種形成のエピソードによって破られるようなものである」(青木 2003、p265) という。そして、青木氏はこのようなシステム変化は、「内部変化の活性化の引き金となる大きな外部ショックによって開始される可能性が高い」とする(青木 2003、p265)。さらに制度が進化する基本的な理由を個々の経済主体の限定合理性に求め、「制度は情報の非対称性と不完備性という不可避の制約の下で、経済主体の選択を導く有用な情報を縮約された形態で伝達している」(青木 2003、p302) からと考えた。畿内周縁部において、旧来の墓制である横穴墓に火葬骨が埋納される現象を考える上で有効な視点である。

墓制の検討結果に基づいて、本論では時代の転換期を9世紀中葉から後半の時期に求めた。制度として律令制が崩壊した訳ではないにもかかわらず、9世紀中葉以降に社会が変質し、墓制が大きく変容する現象は、天皇の存在をキーワードに据えたナッシュ均衡的な在り方が意味をなさなくなり、新たな要約表現としての新制度＝摂関政治が選択されたからと考えることができる。

律令の運用という側面から見れば、奈良時代から平安時代初期にかけて、律が適切に運用されておらず、「律が運用できるようになったのは承和年間(834～848)、格についての法意識が全官人に定着したのは『貞観格』施行(869年)直後から」であり、「法制的にみれば、九世紀なかばを律令制国家の完成とみることもできる」(川尻 2008、p84) という意見もあるように、律令官人制の縮小再編などを伴いながらも(吉川 2002a、p94)、前期摂関政治の開始以降も律令格式に基づく政治体制は維持されていた<sup>7</sup>。しかし、天皇制は消滅しないで存続していくものの、「天皇制を前提として政治の実権は摂関が握る」ことになり、「摂関政治によってその後の日本の政治権力の枠組みが出来上がった」(古瀬 2011、p216) という歴史評価からもわかるように、9世紀中葉以降を時代の転換期と位置付けたいというのが本論の主旨である。

制度変化のプロセスを理解するために、本論では8・9世紀の墓制という歴史情報を利用して検討を進めてきたが、従来の時代区分論に拠れば中世への移行期は11世紀、いわゆる後期王朝国家段階以降という理解が一般的であろう。本論のように中世への胎動期を9世紀中～後半に求めるのであれば、少なくとも墓制に関しては8～11世紀までの資料を祖上に載せて検討しなければなるまい。事実、畿内における8～13世紀の墳墓を集成し、古代墳墓の様相を検討した海邊博史に拠れば、11世紀前後に各地において造墓の停止や火葬墓の消滅が確認され、大きな画期と位置付けられている(海邊 1999)。



本論で取り上げる資料を8・9世紀に限定した理由は第3章第3節で述べたように、10世紀以降になると都市内には墓を作らせないという律令制の基本理念を破って右京三条三坊をはじめ平安京右京において造墓が始まること、平安京内で造営される木棺墓の構造に大きな変化が認められることなど、古代的な在り方が変質し、中世的な在り方の先駆の可能性が指摘されていることにある(五十川 1996)。第5章第2節で述べたように、本論では8・9世紀の墓制の意義を墳墓に表出されていた政治性が解体されていく過程と位置付けており、中世への胎動という移行期を重視して墓制の検討を進めた次第である。すなわち、墳墓の消失という歴史事象よりも、天皇という要約表現のシンボルが墓制において果たした役割の変化を重視し、古代的な在り方の終焉と考えたのである。いずれにしろ、10世紀後半以降の墳墓の在り方については不明な点も多く、第4章第1節で玉手山古墓群の評価を保留したように今後に帰すべき課題は多い。

9世紀後半以降に成立した「王朝国家はいわば初期封建国家ともいえる国家であり」(伊藤 1995、p14)、「律令国家」の解体の後に生まれた王朝国家が中世国家の原型(伊藤 1995、p15)と考えられている。王朝国家は高尾一彦氏によって提唱された体制概念で、名田(田刀)経営に注目し、封建的な色彩を帯びた9～12世紀に及ぶ律令貴族の連合政権と定義されたが(高尾 1956、p82～83)、戸田芳実氏は負名体制をとる10世紀初頭以降の国家が「律令国家」とは歴史的段階が異なると規定し、初期封建国家と意義付けた(戸田 1967)。さらに、王朝国家論は坂本賞三氏によって土地制度史の面から裏付けられた(坂本 1970・1972)。坂本氏は負名体制の成立を「律令国家」と王朝国家を区別する重要な指標と考えたが、中世的所領の成立する11世紀中頃を境にして、王朝国家を前期・後期に二分されたのである(坂本 1972、p10)。勝山清次氏の言葉を借りれば、王朝国家とは「九世紀末から一〇世紀前半にかけて」成立した、国司を中心とした「支配システムを有する国家」(勝山 1995、p151)ということになる。

ただ、北山茂夫氏の「摂関政治は、古代的デスポティズムの衰頹期の、門閥的寡頭制の変貌にすぎず、八世紀以後九世紀末近くまでの政治形態とのあいだに、質的な転化は見出しえない」という意見(北山 1970、p 308・309)からもわかるように、王朝国家をめぐる議論は必ずしも定見化している訳ではない。王朝国家の意義や成立時期は本論の結論部分に関わる重要な問題である。しかし、本論でその成立時期について検討する余裕はないので、前期摂関政治の成立時期をもって前期王朝国家への移行期と見なすという筆者の立場を示しておきたい。摂関政治という用語自体は天皇の位置づけが正当でない点と摂関を同一視しているという点において適当でないとする佐々木宗雄氏の指摘がある(佐々木 1994b、p265)。佐々木氏の指摘に従えば、摂関政治と王朝国家を同一視する筆者の見解は厳密な検証が必要であるが、用語そのものの歴史評価はさておき、前述したように筆者は制度が確立した時点ではなく、移行期という時間幅に注目しており、時代の画期を移行期に求めるものである。つまり、新しい時代の幕開きを象徴する現象がすべて出揃った時期ではなく、新しい時代の到来を予感させる歴史事象の登場を一つの契機として時代が変革していく過程そのものを重視する立場である<sup>8</sup>。

なお、王権を考える場合には「統治の形態と国家の機構上の国王の地位とは厳密に区分する必要」(伊藤 1995、p209)があり、王権の真の掌握者が天皇である(伊藤 1995、p209)ことに変わりはないが、前述した安良城盛昭氏の定義によれば、王朝国家のしくみを天皇

制と位置付けることはできない。

吉川真司氏の言葉を借りれば、9世紀後半から10世紀にかけて、東アジアは「唐宋変革」とよばれる大変動を経験したが、東アジアにあって日本王朝だけが分裂・滅亡をまぬがれた。しかし、このような環境ショック、外部ショックは、日本社会にも大きな影響を与え、律令制度は変質し、人身支配の在り方も「天皇・太政官一國郡司一公民」という構造から「院宮王臣家・諸司一富豪層一〈非公民〉」という関係に置換されていった（吉川 2002a、p94）。「律令体制とともに誕生した郡司」も「郡司という衣を脱ぎ捨て、富豪層の一部として院宮王臣家に結びつくか、受領に寄生して国衙官人となって」いくかというそれぞれの道を選ぶことになる（吉川 2002a、p95）。特に、「承和年間から院宮王臣家（および諸司）が在地社会に対し、直接かつ強力に働きかけ」（吉川 2002b、p154）始めており、郡司層を取り込むことで、彼らは社会集団としての成長を始めたのである。つまり、郡司・富豪層による庸調京進請負方式によって、彼らと王臣家の利害が一致することとなり、「郡司・富豪層の王臣家人化を促し、彼等の『田宅』を『王臣家荘』に転化する運動」が展開することとなったのだ（下向井 1995、p184）。

この一連の動きをゲーム理論と比較制度分析の手法に基づいて読み解けば、以下のようになろう。

東アジア情勢の変動に伴う環境ショックや班田制の崩壊に伴う収入減などのドメインの内的危機という認知的不均衡に反応して、新たに摂関政治という仕組みが登場すると、郡司層は天皇に替わる新たな均衡と要約表現を自己組織化する道を探し始めることになった。その結果、院宮王臣家または受領を要約表現のシンボルとして選択し、富豪層として院宮王臣家と結びついたり国衙官人という地位に配置されたのである。

このようにして、「律令制度」に替わる「摂関制度」という新しい均衡状態が生まれ、多くの郡司層などが院宮王臣家と直接、あるいは間接的に結びつくという再生産が実現し、ドメイン＝国家にとって客観化されたものとなった。要約表現の変化は社会にさまざまな影響を及ぼしたが、墓制においては絶対的な要約表現・シンボルであった天皇喪葬が社会的な意味を急速に失い、畿内各地で共同体レベルの共有知識に基づく葬送儀礼が展開することになり、汎畿内的斉一性は失われていったのである。

結局のところ、「律令国家」とは天皇をシンボルとした「想像の共同体」に過ぎないのであって、律令というフォーマルな制約以外にも、在地の伝統や慣習というインフォーマルな制約が幅を利かせ、中央政府と在地の有力者による妥協の産物以外の何ものでもなかったのである<sup>9</sup>。「畿内政権論」的な発想になるが、当時の人々の意識は前代の古墳時代と大きく変わるものではなかったと筆者は判断している。しかし、王朝国家は天皇を直接的なシンボルと抱くことはなく、在地の勢力も院宮王臣家などと結びつくこととなった。9世紀中葉以降の東アジア情勢の変革と天皇の存在意義の変化やそれに伴う社会の変化によって誕生した王朝国家は初期封建国家であるという歴史意義が与えられており、「律令国家」の時代とは歴史段階が異なる時代と見なすべきであろう。このような仕組みを構成する要素が登場する9世紀中葉以降をもって、新しい時代の区切りとすべきだということを改めて強調したい。

(註)

1. 第1章の古墳再利用の画期と第3章の画期の時期が微妙にずれるのは、第1章が古墳再利用6類型すべてを対象としているのに対して、第3章は墓制としての古墳再利用に限定するという取り扱った資料の性格の違いに起因する現象と思われる。特に第1章の画期は「古墳継続使用」という類型を含んでいることから、8世紀前半に大きな変化が認められたと考えられよう。
2. 原秀三郎氏によれば「律令体制」という概念は、学問的分析の結果導き出されたカテゴリーではなく、「時代区分上の一時期として指定さるべき特定段階の特徴的な政治的ないし社会的表象をもって、便宜的に命名されたものである」という(原1970、p149)。そうであれば、時代規定として「律令」の概念を使用することの是非について検討することは無意味ではあるまい。
3. フォン・ノイマンのカード・ゲームの分析に端を発したゲーム理論は人間行動の原理や意思決定の原則を分析する学問であり、ビジネスや日常生活、さらに生物学、心理学、政治学、社会学など多くの分野に応用されている。ゲーム理論そのものは膨大な研究史を有しており、その研究項目も多岐にわたるが、本論執筆に際しては逢沢2012、天谷2011、川越2012、川西2013、チウエ2003を引用、参照した。
4. 本論の内容は墳墓という考古資料に限定し検討を行った成果に基づくものである。いわゆる歴史考古学と呼ばれる時代を対象としているにもかかわらず、寺院址や瓦等の遺物、官衙遺跡や集落についての考古学的成果は一切考慮していない。当該時期の官衙遺跡や集落遺跡については現在検討を進めており、それらの成果を含めた総合的な時代規定論や評価は今後の課題である。
5. 古墳再利用のあり方を見れば、8世紀から9世紀中葉まで、令制国単位でその様相に顕著な差異が認められ、再利用に関しては何らかの規制があったような印象を受ける。当該時期の古墳再利用はもともと政治性を帯びた墓制・儀礼であることからすれば当然といえるかもしれない。

特に大和と河内は通常の墓制の動向が類似しているにもかかわらず再利用では明確な差別化が行われていた可能性があり興味深い。古墳再利用には墓域の継承、すなわち、土地の占有という意識が付きまとうことを考慮に入れると、公葬化の進んでいた大和と私的占有地の多い河内という、土地をめぐる両地域の意識の違いを反映している可能性もあろう。
6. 図106は青木2003、p17掲載の図を基に作成した。
7. 前期撰関政治の時代は律令格式の理解が進んだので、ようやく天皇の存在に左右されることなく、律令に基づく国家の運営が可能になったと考えることもできる。なお、佐々木宗雄氏は一連の著作において、王朝国家は初期中世ではなく、10・11世紀が特有の国家体制・制度をもつ中央集権国家体制の時代であること(佐々木1994a、p11)、中世は院政期以降であること(佐々木2001)、そして、10・11世紀は律令制ではないこと(佐々木2011)などを論ぜられている。
8. 考古学の立場から社会変化のモデルを考察した酒井龍一氏の論考は社会変化の仕組みの中に過渡期を設定するなど本論の結論を考えるうえで有益であった(酒井1996)。具体的には「時代区分に関する一般モデルでは、各境目に格別な過渡期を設定しないのが

原則」であり、「これだと理屈上、各社会は瞬時に変身する」ことになるので、「各種社会の構造維持と構造変成の繰り返しとみる新モデル」を提唱されたのである(酒井 1996、p54)。さらに、「過渡期に発生する諸現象の中から、いわば根幹を特定する作業が不可欠」であり、「根幹の『イニシャルキック』(Maruyama1963、p166)が、新社会生成の実質的な開始点となる」(酒井 1996、p59)という理解を示された。本論では酒井氏の言う「開始点」の登場を以て時代の画期と考えており、墓制においてはさしずめ薄葬遺詔とそれに伴う天皇制の変質という事件を「イニシャルキック」と位置付けることができよう。

9. 例えば、文献史料や都城出土塩荷札木簡を対象として古代の塩について検討した馬場基氏は「律令国家は、在地の生産体制・生産技術にまで介入し、地域を設定して国家の実力備蓄たる塩の確保を推進した」(馬場 2013、p 14)と考えた。このような現象もゲーム理論に基づけば、在地の有力者は国を挙げての体制確保に協力する労力を払っても、結果的にその方が、旧来の支配体制にこだわるよりも利益が上がると判断し、行動したに過ぎないと考えられるのである。

#### (引用文献)

- 青木昌彦(瀧澤弘和・谷口和弘訳) 2003『比較制度分析に向けて【新装版】』NTT出版  
逢沢 明 2012『直観でわかるゲーム理論』東洋経済新報社  
天谷研一 2011『図解で学ぶゲーム理論入門』日本能率協会マネジメントセンター  
網野善彦・上野千鶴子・宮田登 1988「後醍醐の親政と民族史的転換」『日本王権論』春秋社 p55～102  
荒木敏夫 2013「王権とはなにか—王権論への誘い」『日本古代の王権』日本歴史：私の最新講義 敬文舎 p17～32  
安良城盛昭 1989「歴史からみた天皇制」『天皇・天皇制・百姓・沖縄—社会構成史研究よりみた社会史研究批判—』吉川弘文館 p45～59  
アンダーソン、ベネディクト(白石沙耶・白石 隆訳) 1997「序」『増補 創造の共同体ナショナリズムの起源と流行』(ネットワークの社会科学)NTT出版 p17～29  
五十川伸矢 1996「古代・中世の京都の墓」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集(財)歴史民俗博物館振興会 p51～76  
伊藤喜良 1995『AOKI LIBRARY 日本の歴史 中世王権の成立』青木書店  
エンゲルス(村田陽一訳) 1960「暴力論(結び)」『反デューリング論2』国民文庫 p340～355  
エンゲルス(戸原四郎訳) 1965「未開と文明」『家族・私有財産・国家の起源』岩波文庫 p224～230  
岡崎哲二・神取道宏 2009「解説」『比較歴史制度分析』(叢書 制度を考える)NTT出版 p389～397  
小路田泰直 2002「『日本』の成立をめぐる」『日本古代王権の成立』青木書店 p201～224  
海邊博史 1999「畿内における古代墳墓の諸相」『古代文化』第51巻第11号(財)古代学協会 p48～67  
勝山清次 1995「収取体系の転換」『岩波講座 日本通史』第6巻：古代5 岩波書店 p141

～174

- 川越敏司 2012 『はじめてのゲーム理論』ブルーバックス 講談社
- 川尻秋生 2008 「古代国家の変容」『全集日本の歴史』第四巻：揺れ動く貴族社会 小学館  
p53～98
- 川西 論 2013 『ゲーム理論の思考法』中経の文庫 中経出版
- ギアツ、クリフォード（小泉潤二訳）1989 『ヌガラ 19世紀バリの劇場国家』みすず書房
- 北山茂夫 1970 「受領による強力支配への動向」『日本歴史叢書 王朝政治史論』岩波書店  
p207～346
- グライフ、アブラー（岡崎哲二・神取道宏監訳）2009 『比較歴史制度分析』（前掲書）
- 黒崎 直 1980 「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VI 奈良国立文化財研究所  
p89～126
- 酒井龍一 1996 「考古学的社会変成過程観察モデル」『文化財学報』第十四集 奈良大学文  
学部文化財学科 p53～62
- 坂本賞三 1970 「王朝国家体制」『講座日本史』2：封建社会の成立 東京大学出版会 p47  
～73
- 坂本賞三 1972 「序説」『日本王朝国家体制論』東京大学出版会 p1～15
- 佐々木宗雄 1994a 「序章」『日本王朝国家論』名著出版 p3～16
- 佐々木宗雄 1994b 「王朝国家期の王権」『日本王朝国家論』（前掲書）p253～272
- 佐々木宗雄 2001 『平安時代国制史研究』校倉書房
- 佐々木宗雄 2011 『日本古代国制史論』吉川弘文館
- 下向井龍彦 1995 「国衙と武士」『岩波講座 日本通史』第6巻：古代5（前掲書）p175～  
211
- 須田 勉 2015 「国分寺研究の成果と課題」『季刊考古学』第129号 特集：王権擁護の寺・  
国分寺 雄山閣 p14～16
- 高尾一彦 1956 「荘園と公領」『日本歴史講座』第2巻 東京大学出版会 p49～83
- 滝村隆一 1971 「第I部 制度」『マルクス主義国家論』三一書房 p1～94
- チウエ、マイケル・S-Y.（安田雪訳）2003 『儀式は何の役に立つか：ゲーム理論のレッ  
スン』新曜社
- 寺澤 薫 2013 「日本列島における国家形成の枠組み—纏向遺跡出現の国家史的意義—」『纏  
向学研究センター研究紀要 纏向学研究』第1号 纏向学研究センター p5～30
- 戸田芳実 1967 「国衙領の名と在家について」『日本領主制成立史の研究』岩波書店 p241  
～277
- ノース、ダグラス・C（竹下公規訳）1994 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房
- 野村忠夫 1968 『律令政治の諸様相』（塙選書）塙書房
- 馬場 基 2013 「文献資料からみた古代の塩」『第16回古代官衙・集落研究会報告書 塩の  
生産・流通と官衙・集落』奈良文化財研究所 p11～36
- 原 秀三郎 1970 「律令体制の成立」『講座日本史』1：古代国家 東京大学出版会 p149  
～180
- バランディエ、ジョルジュ（渡辺公三訳）1982 『舞台の上の権力—政治のドラマトゥルギ  
ー』平凡社選書 平凡社

- 古瀬奈津子 2011「おわりに—『古代貴族』と『律令国家』の終焉」『シリーズ日本古代史』  
6：摂関政治 岩波新書 p215～218
- ホブズボウム、エリック（前川啓治訳）1992「序章—伝統は創り出される」『創られた伝統』  
紀伊國屋書店 p9～28
- ポランニー、マイケル（高橋勇夫訳）2003『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫
- Magoroh, Maruyama1963「The Second Cybernetics : Deviation - Amplifying Mutual Causal  
Processes」『American Scientist』5-2 American Scientist p164～179
- 山口昌男 2000「権力のコスモロジー」『天皇制の文化人類学』岩波現代文庫 p169～202
- 吉川真司 2002a「平安京」『日本の時代史』5：平安京 吉川弘文館 p7～100
- 吉川真司 2002b「院宮王臣家」『日本の時代史』5：平安京（前掲書）p145～185
- 吉田 晶 1970「古代国家論」『講座日本史』1：古代国家 東京大学出版会 p67～93
- 吉田一彦 2008「古代国家論の展望」『歴史評論』693号：特集／古代国家論の新展開 校倉  
書房 p27～40
- 吉田 孝 1983『律令国家と古代の社会』岩波書店

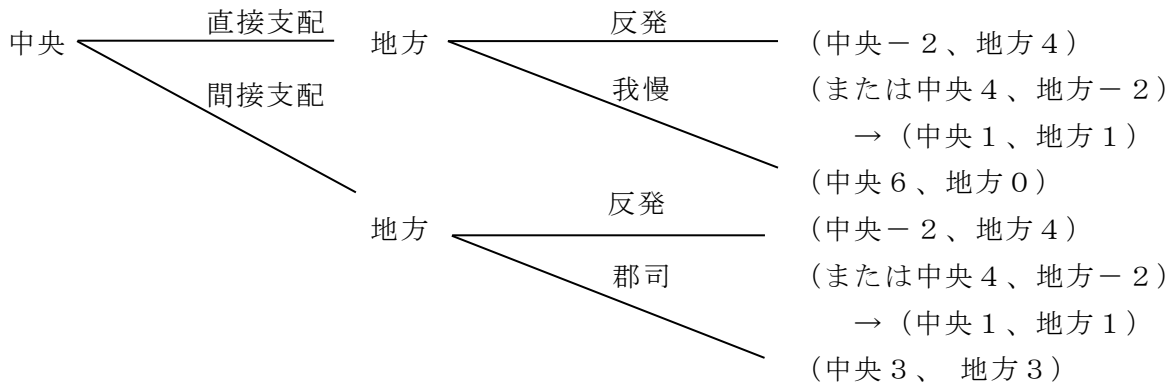


図 104 律令制下の地方制度 (樹状図)

※ただし、全体の利益を 6 とし、戦乱に伴う損失を -2\* とする。  
 また、地方と中央の戦乱時の勝敗の確率は半々とする。  
 \*戦乱に伴う損失は戦乱の規模によって変動しうる数値である。

|          |      |      |
|----------|------|------|
| 地方<br>中央 | 服従   | 反発   |
| 直接       | 6, 0 | 1, 1 |
| 間接       | 3, 3 | 1, 1 |

図 105 ナッシュ均衡としての律令制下の地方制度 (同時ゲームの場合)

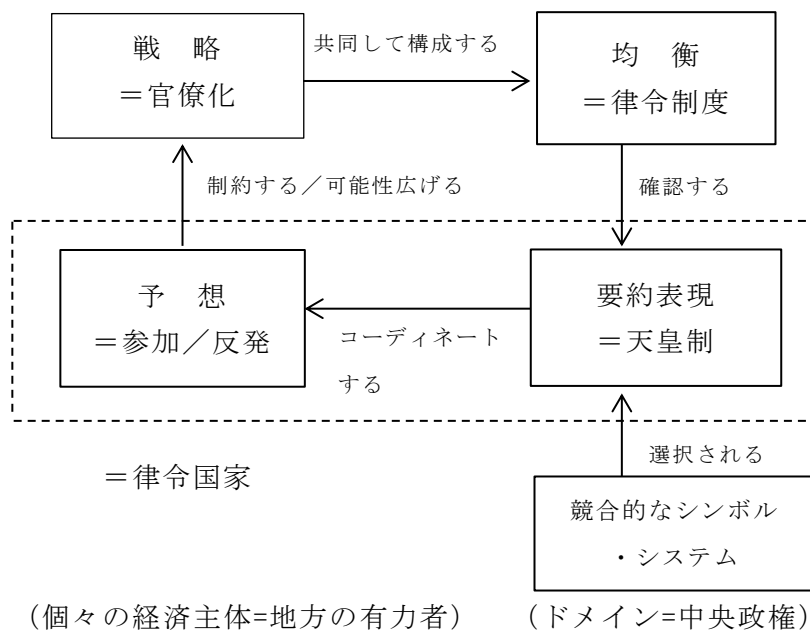


図 106 均衡の要約表現と共有予想としての「律令制度」

# 初出一覧

## 序章

### 第1節 「律令国家」と墓制（新稿）

### 第2節 本論の構成と目的（新稿）

## 第1章 問題の所在—8・9世紀の古墳儀礼と墓制—

「8・9世紀の古墳祭祀(上)」『古代文化』第51巻第11号 財) 古代学協会 1999年、「8・9世紀の古墳祭祀(下)」『古代文化』第51巻第12号 財) 古代学協会 1999年をもとに加筆・改稿した。

## 第2章 「律令国家」形成期の墓制

### 第1節 群集墳の終焉過程

「天武・持統朝の墓制」『古代学研究』第161号をもとに加筆、改稿した。

### 第2節 天武・持統朝の墓制と高松塚古墳の年代論

前半は「天武・持統朝の墓制」『古代学研究』第161号をもとに加筆、改稿した。後半は新稿。

### 第3節 畿内周縁部の墓制—丹後の横穴墓と播磨西脇古墳群を例にして—

前半は「列石からみた西脇古墳群の支群構造」『ひょうご考古』第6号 兵庫考古研究会 2000年、後半は「墓前祭祀から見た丹後地域の横穴墓」『古代文化』第56巻第2号 財) 古代学協会 2004年をもとにそれぞれ加筆、改稿した。

### 第4節 畿内における古墳の終焉状況（新稿）

## 第3章 「律令期」墓制のスタンダード

### 第1節 火葬墓の動向

「律令墓制における古墳の再利用—近畿地方の8・9世紀の墳墓の動向—」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古学会 2000年、ならびに「畿内における8・9世紀の火葬墓の動態」『実証の地域史：村川行弘先生頌寿記念論集』大阪経済法科大学出版部 2001年をもとに加筆・改稿した。

### 第2節 土葬墓の動向

「律令墓制における古墳の再利用—近畿地方の8・9世紀の墳墓の動向—」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古学会 2000年、ならびに「畿内における律令墓制の展開と終焉過程—副葬品から見た8・9世紀の墳墓—」『日本考古学』第17号 日本考古学協会 2004年をもとに加筆・改稿した。

### 第3節 古墳再利用の動向

「律令墓制における古墳の再利用—近畿地方の8・9世紀の墳墓の動向—」『考古学雑誌』第85巻第4号 日本考古学会 2000年をもとに加筆・改稿した。

## 第4章 墓制から見た「律令国家」の終焉



## 第1節 古代の集団墓

「古代の集団墓—畿内における8・9世紀の古墓群—」『考古学雑誌』第91巻第4号 日本考古学会 2007年をもとに大幅に加筆、改稿した。

## 第2節 葬制の変化—土葬と火葬—

「律令墓制における土葬と火葬」『古代学研究』第154号 古代学研究会 2001年をもとに改稿した。

## 第3節 「律令国家」的墓制の終焉

「畿内における律令墓制の展開と終焉過程—副葬品から見た8・9世紀の墳墓—」『日本考古学』第17号 日本考古学協会 2004年をもとに加筆、改稿した。

## 第5章 「律令期」墓制の変遷

### 第1節 主要史料からみた墓制の変遷（新稿）

### 第2節 8・9世紀の墓制の変遷

「『律令墓制』の変遷」『日本考古学』第27号 日本考古学協会 2009年を一部改稿した。

## 結章

### 第1節 各章のまとめと課題（新稿）

### 第2節 「律令国家」を理解するための概念の整理（新稿）

### 第3節 墓制から見た「律令国家」像（新稿）

### 第4節 「律令国家」とは何か（新稿）